

發刊登録番号：11-1430000-000093-10

2022 年発行

2021 年度知的財産白書

INTELLECTUAL PROPERTY WHITE PAPER



特許庁

Korean Intellectual
Property Office

本仮訳は、韓国特許庁で発表した「2021年度知的財産白書(2022年7月)」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。

<https://www.kipo.go.kr/ko/kpoContentView.do?menuCd=SCD0200293>

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

目 次

第1編 知的財産政策の概観	32
第1章 知的財産分野における国内外の動向	33
第1節 知的財産分野における国内動向及び政策推進方向-----	33
1. 知的財産分野における国内動向.....	33
2. 政策推進方向.....	35
第2節 知的財産分野における国際動向及び政策推進方向-----	37
1. 知的財産分野における国際動向.....	37
2. 対応策.....	38
第2章 2021年知的財産行政戦略システム	40
第1節 特許庁のビジョンと推進戦略-----	40
第2節 ビジョン達成に向けた重点的な推進課題-----	41
1. 信頼される審査・審判サービスの提供.....	41
2. 知的財産を通じた技術競争力の強化.....	41
3. 公正な知的財産保護システムの構築.....	42
4. 知的財産基盤の金融・取引の活性化.....	43
5. 知的財産人材の養成及び国民向けサービスの改善	43
第3節 知的財産政策の国家レベルでの推進-----	45
1. 推進背景.....	45
2. 推進内容及び成果.....	45
3. 今後の推進計画.....	47

第4節 知的財産権政策策定の基盤作り	48
1. 知的財産政策研究の強化	48
2. 知的財産政策研究基盤の構築	50
3. 知的財産権貿易収支を基にした知的財産政策の策定	56

第2編 信頼される審査・審判サービスの提供 61

第1章 産業観点からの審査・審判品質の高度化 .. 62

第1節 特許・実用新案の審査分野	62
1. 概観	62
2. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上	64
3. 産業・特許動向分析を通じた審査能力の強化	76
4. 特許分類システムの活用範囲の拡大	78
5. 審査支援事業品質管理の強化	81
6. 特許審査における国際協力の強化	84
第2節 商標・デザイン審査分野	88
1. 概観	88
2. 商標・デザインの権利化支援及び審査品質の向上	89
3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善	93
4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化	101
第3節 審判分野	109
1. 概観	109
2. 審判の迅速性・正確性の向上	113
3. 審判公正性の向上	124
第4節 審査品質診断システムの高度化	128
1. 概観	128
2. 審査品質診断制度の運営	128

3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援	133
第5節 出願・登録方式審査分野	137
1. 概観	137
2. 方式審査制度の運営	138
3. 方式審査の品質向上	142
第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化	145
1. 概観	145
2. 実務中心の専門教育課程の運営	148

第2章 環境変化に対応する知的財産権制度の運営 152

第1節 特許・実用新案分野	152
1. 概観	152
2. デジタルトランスフォーメーションに対応する特許法制の改善	153
3. 出願人の利便性向上に向けた特許法制の改善	160
第2節 商標・デザイン分野	165
1. 出願人の利便性向上及び審査品質向上に向けた商標制度の改善	165
2. デザイン創作を奨励するためのデザイン制度の改善	170

第3編 知的財産でリードする産業競争力 175

第1章 特許基盤産業競争力の強化 176

第1節 特許ビッグデータ分析を通じた技術自立及び産業育成の支援	176
1. 概観	176
2. 特許ビッグデータに基づいた産業革新の支援	177
第2節 特許連携研究開発戦略(IP-R&D)の高度化	181
1. 概観	181

2. 素材・部品・装備分野技術自立に向けたR&D連携IP-R&Dの迅速な支援	182
3. 企業カスタマイズ型IP-R&D連携支援の強化	184
4. 民間のIP-R&D活用拡散	192
第3節 グローバル環境変化に対応した企業IP能力強化支援	195
1. 概観	195
2. 国内COVID-19ワクチン開発企業の特許能力強化の支援	196
3. 革新成長エンジン分野IP-R&Dの拡大	198

第2章 核心・標準必須特許創出支援の強化 200

第1節 知的財産権観点からの政府R&D効率化支援	200
1. 概観	200
2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援	201
3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援	206
4. 政府R&D活用・管理段階における特許成果の総合管理	209
第2節 標準必須特許の創出支援	216
1. 概観	216
2. 政府R&Dにおける標準必須特許確保可能性の向上	217
3. 国際標準化活動に対する標準必須特許戦略支援	223
第3節 優秀中小企業の海外特許確保支援の強化	225
1. 概観	225
2. 海外特許確保の支援拡大	225

第4編 公正な知的財産保護システムの構築 229

第1章 国内知的財産権保護基盤の強化 230

第1節 概観	230
--------	-----

1. 推進背景及び概要	230
2. 推進内容及び成果	231
3. 評価及び発展方向	233
第2節 中小企業のアイデア・技術の保護強化	236
1. パブリシティ権保護のための国内初の明文規定の新設	236
2. データの不正取得・使用行為防止のための不正競争防止法の改正	239
3. 特許訴訟における証拠立証負担緩和のための証拠収集制度の導入推進	241
4. 紛争調停など代替的紛争解決制度の活性化の推進	244
5. 営業秘密保護支援の強化	247
6. 社会的弱者のための公益弁理サービス支援	251
第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上	255
1. 商標特別司法警察を通じた知的財産保護執行の強化	255
2. 技術警察を通じた技術犯罪捜査	258
3. 不正競争行為に対する調査・是正勧告の施行	260
4. 健全な取引秩序を確立するための知財権虚偽表示の防止	262
5. 模倣品通報褒賞金制度の運営	264
6. 官民協力を通じた知的財産保護活動の推進	266
7. 知的財産認識向上に向けた市民運動及び広報の強化	269
第2章 海外知的財産紛争対応の支援	272
第1節 概観	272
1. 推進背景及び概要	272
2. 推進内容及び成果	273
3. 評価及び発展方向	273
第2節 海外知的財産権の保護強化	275
1. 海外商標先取りモニタリングなどK-ブランドの保護強化	275
2. 輸出企業の国際知財権紛争対応能力の向上	280

3. 国家別IP-DESKを活用した海外進出企業支援	284
----------------------------	-----

第3章 知的財産分野におけるグローバルリーダー

シップの強化 288

第1節 概観	288
--------	-----

1. 概要	288
2. 国際動向及び対応策	289

第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強化	297
----------------------	-----

1. 特許先進5庁(IP5)の協力体制	297
2. 商標先進5庁(TM5)の協力体制	299
3. デザイン先進5庁(ID5)の協力体制	302

第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進	305
-----------------------	-----

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化	305
2. 新南方など新興市場との戦略的協力の強化	308
3. 知的財産分野の国際機関の懸案に対する能動的な対応	310
4. 環境変化による知的財産権分野の通商交渉対応	319
5. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化	323

第4節 グローバル特許行政情報化の先導	328
---------------------	-----

1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化	328
2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散	333
3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用	335
4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会の開催	337

第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大	339
-----------------------------	-----

1. 推進背景及び概要	339
2. 主要内容及び成果	339
3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散	341

第5編 知的財産基盤の金融及び事業の活性化 ... 344

第1章 知的財産金融及び知的財産活用の促進 ... 345

第1節 中小企業の知的財産金融・取引・事業化促進の活性化----- 345

1. 概観..... 345
2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化 347
3. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営 351
4. 知的財産共済の運営..... 354
5. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援 357
6. アイデア取引の支援..... 362
7. 知的財産製品化の支援..... 364

第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進----- 367

1. 概観..... 367
2. 特許経営専門家の運営..... 368
3. 需要基盤発明インタビューの支援..... 370
4. 製品基盤知的財産パッケージの構築..... 372
5. 知的財産収益の再投資支援..... 374

第2章 知的財産基盤の強小企業の育成 377

第1節 地域の強小企業の発掘・育成----- 377

1. 概観..... 377
2. 知的財産バウチャー事業の推進..... 378
3. IP礎(デディムドル)プログラムの推進..... 381
4. IP翼(ナレ)プログラムの推進..... 384
5. シニア退職人材の特許基盤技術創業支援の推進 387
6. 中小企業IP即時支援サービスの提供..... 390
7. グローバルIPスター企業の育成..... 392

8. 知的財産プロボノ事業の推進	396
第2節 地域における知的財産インフラの構築	399
1. 概観	399
2. 地域知的財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築	399
3. 地域における知的財産権認識の向上	403
第3節 知的財産サービス産業の育成	407
1. 概観	407
2. 知的財産サービス市場の需要拡大	408
3. 知的財産サービス業関連専門人材の養成	412
4. 知的財産サービス研究開発支援	415
第4節 中小企業の知的財産創出・活用インフラの強化	419
1. 概観	419
2. 知的財産税制改編の推進	419
3. 職務発明補償制度活性化の推進	421
4. 知的財産経営認証制度の運営	427

第6編 知的財産人材養成及び国民向けサービスの

改善	432
----	-----

第1章 全国民を対象とする知的財産教育環境の構

築	433
---	-----

第1節 知的財産専門人材の養成	433
1. 概観	433
2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成	434
3. 企業・大学間の産学協力プロジェクトの推進	444

4. 中小・中堅企業の知的財産専門人材の養成	449
5. 生涯教育のための知的財産単位銀行制度の運営	452
6. 弁理士の専門性強化に向けた制度改善	456
7. 弁理士実務修習のための集合教育課程の運営	459
第2節 創意的な発明人材養成に向けたインフラの拡大	462
1. 概観	462
2. 発明教育活性化基盤の構築	463
3. 学生特性別・学校段階別のカスタマイズ型発明教育の推進	468
4. 優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大	477
5. 知的財産デジタル教育を活用した国民の知的財産認識の向上	482
6. 社会的弱者に対する知的財産教育の強化	487
第3節 発明振興イベント開催を通じた発明活動の促進及び国民の認識向上	492
1. 概観	492
2. 第56回「発明の日」記念式の開催	492
3. 2021年特許技術賞の授賞	495
4. 2021年大韓民国知的財産大典の開催	498
5. 2021国民安全発明チャレンジの開催	501
6. 2021知的財産スタートアップコンペティションの開催	503
第4節 女性発明教育及び女性発明振興活動の展開	506
1. 概観	506
2. 女性発明の裾野拡大及び知的財産認識の向上	506
3. 女性発明の事業化支援	508
第2章 知的財産行政サービスの改善	512
第1節 特許行政情報システムの高度化	512
1. 概観	512

2. 次世代スマート特許ネットの開発	513
3. 特許ネットシステムの構築・運営	515
4. 知的財産検索システムの構築・運営	522
5. 情報保護システムの強化	526
第2節 ユーザー中心のサービスシステムの構築	529
1. 概観	529
2. ユーザーを配慮した手数料システムの改編	530
3. 顧客とともに行うサービス制度の改善	532
4. 24時間電子サービスの提供	535
第3節 特許情報DBの構築	538
1. 概観	538
2. 特許情報の戦略的活用基盤の構築	539
3. 知的財産権データの拡充及び管理・活用	540
4. 韓国特許英文抄録の構築	549
5. 知的財産権公報の発刊	553
6. 特許文書電子化センターの運営	555
第4節 知的財産情報サービスレベルの向上	559
1. 概観	559
2. ユーザーを配慮した特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営	560
3. 特許文献自動翻訳サービスの拡大	564
4. オープンプラットフォーム方式の公共データ開放の拡大	566
5. 知的財産統計サービスの提供	570

第7編 産業財産権の出願・登録及び審査・審判の

統計状況	573
------	-----

第1章 国内出願分野の状況	574
---------------	-----

第1節 産業財産権の出願全般	574
1. 産業財産権の出願動向	574
2. 外国人による出願状況	576
3. 法人及び個人による出願状況	577
4. 女性及び学生による出願状況	577
5. 代理人有無別の出願状況	578
6. 主要国(米国、日本、中国、欧州)の特許出願状況	579
7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、欧州)に対する特許出願状況	580
第2節 権利別・産業部門別の出願	582
1. 特許・実用新案登録出願の状況	582
2. 商標登録出願の状況	586
3. デザイン登録出願の状況	587
第3節 公共機関及び大学の特許出願	589
1. 公共機関の特許出願状況	589
2. 大学の特許出願状況	590
第4節 内国人・外国人による地域別・企業別の出願	591
1. 内国人による出願状況	591
2. 外国人による出願状況	593
第2章 PCT、マドリッド及びハーグ国際出願分野	596
第1節 PCT国際出願	596
1. 全世界におけるPCT国際出願状況	596
2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し	598
3. 国際調査・国際予備審査の状況	603
4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況	606
第2節 マドリッド国際商標出願	608

1. 世界の国際商標出願状況	608
2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況	610
3. 韓国を指定した国際商標出願状況	612
第3節 ハーグ国際デザイン出願	615
1. 世界の国際デザイン出願状況	615
2. 韓国を受理官庁とした国際デザイン出願状況	617
3. 韓国を指定した国際デザイン登録出願状況	619
第3章 登録分野	620
第1節 産業財産権全般	620
1. 産業財産権登録動向の概要	620
2. 2021年度の登録細部状況	620
第2節 年次登録の状況	630
第3節 存続権利の状況	631
第4節 マドリッド国際商標登録の状況	632
第5節 ハーグ国際デザイン登録の状況	633
第4章 審査分野	634
第1節 総括	634
第2節 特許・実用新案の審査	636
1. 特許出願の審査状況	636
2. 実用新案登録出願の審査状況	638
3. PCT国際調査及び予備審査状況	639
第3節 商標・デザイン審査	641
1. 商標登録出願の審査状況	641
2. デザイン登録出願の審査状況	644

3. 異議審査の状況	645
------------	-----

第5章 審判分野 647

第1節 審判請求及び処理状況	647
----------------	-----

1. 権利別の審判請求及び処理件数状況	647
2. 審判請求人別の審判請求状況	649
3. 内国人・外国人間の当事者系審判請求の状況	650
4. 国内企業・外国企業間の審判請求状況	652
5. 中小企業・大企業間の審判請求状況	653
6. 審判処理期間の状況	653

第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	654
----------------------	-----

第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況	655
-----------------------	-----

付録 656

1. 歴代庁長	657
2. 機構・定員・予算状況	658
3. 特許庁所管法令の状況	659
4. 2021年庁長のマスコミ広報活動	660
5. 2021年庁長の現場とのコミュニケーション活動	664

表目次

<表 I-1-1> 韓国における産業財産権出願の推移	33
<表 I-1-2> 主要国のPCT国際特許出願の推移	34
<表 I-2-1> 政策研究の推進プロセス及び運営	49
<表 I-2-2> 2021年知的財産政策研究テーマ	49
<表 I-2-3> 2021年フォーラム・シンポジウムなどの開催内容	53
<表 I-2-4> 大学(院)生知的財産優秀論文公募展の受付状況	54
<表 I-2-5> 2021年知的財産基礎研究の主要内容	55
<表 I-2-6> 年度別知的財産権の貿易収支.....	57
<表 II-1-1> 特許分類システムの比較.....	79
<表 II-1-2> KPCコード及び階層構造の説明	80
<表 II-1-3> 特許先行技術調査専門機関の指定・登録状況	81
<表 II-1-4> 特許先行技術調査事業の推進実績	82
<表 II-1-5> 国際出願先行技術調査専門機関の状況	83
<表 II-1-6> 国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況	84
<表 II-1-7> PCT国際調査の依頼状況.....	85
<表 II-1-8> 韓国のPCT国際調査サービス提供国	85
<表 II-1-9> PPH施行対象特許庁の状況.....	86
<表 II-1-10> 主要国における商標・デザイン審査処理期間の状況	90
<表 II-1-11> 2021年商標・デザイン制度研究会及び審査品質点検会議の状 況.....	92
<表 II-1-12> 2021年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況	92
<表 II-1-13> 2021年度顧客満足度調査の結果	93

＜表Ⅱ－1－14＞商品翻訳、商品分類、図形商標分類の例示	94
＜表Ⅱ－1－15＞商標調査分析事業の推進実績	94
＜表Ⅱ－1－16＞国際商標登録出願指定商品翻訳及び分類事業の推進実績 ...	95
＜表Ⅱ－1－17＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績	96
＜表Ⅱ－1－18＞デザイン調査分析事業の推進実績	96
＜表Ⅱ－1－19＞公知デザイン審査資料の収集・整備状況	98
＜表Ⅱ－1－20＞デザイン審査資料の保有状況	98
＜表Ⅱ－1－21＞最近5年間権利別審判請求件数の推移	109
＜表Ⅱ－1－22＞最近5年間決定系・当事者系別審判請求件数の推移	110
＜表Ⅱ－1－23＞知的財産権侵害訴訟件数の推移	110
＜表Ⅱ－1－24＞審判官の定員と審判処理期間	112
＜表Ⅱ－1－25＞2021年迅速・優先・一般審判の審決件数	115
＜表Ⅱ－1－26＞口述審理の開催件数.....	117
＜表Ⅱ－1－27＞2021年特許商標判例論文公募展の結果	122
＜表Ⅱ－1－28＞審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況	123
＜表Ⅱ－1－29＞審査品質診断の種類及び特徴	129
＜表Ⅱ－1－30＞2021年分野別方式審査の処理状況	138
＜表Ⅱ－1－31＞協議方式審査のプロセス及び管理	144
＜表Ⅱ－1－32＞教育訓練状況(2021年実績).....	149
＜表Ⅲ－1－1＞IP-R&D戦略支援事業の成果.....	188
＜表Ⅲ－1－2＞2021年技術革新IP融合戦略支援課題類型別の支援内容	191
＜表Ⅲ－1－3＞2021年技術革新IP融合戦略支援事業の実績	191
＜表Ⅲ－2－1＞政府省庁研究開発課題特許動向調査の支援状況	204

<表Ⅲ-2-2>革新成長対応分野に対する特許分析支援課題の状況	204
<表Ⅲ-2-3>米国登録特許の韓・米質的水準の比較	207
<表Ⅲ-2-4>政府R&D優秀特許創出支援の状況	208
<表Ⅲ-2-5>契約年度別技術移転契約件数の状況	211
<表Ⅲ-2-6>2016～2020年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況	213
<表Ⅲ-2-7>主要標準化機構(ISO、IEC、ITU、IEEE、ETSI)に届出られた標準必須特許の状況(2021年6月)	218
<表Ⅲ-2-8>2021年R&D標準必須特許創出支援事業の推進成果	220
<表Ⅲ-2-9>2021年国際標準案開発特許戦略支援事業の推進成果	221
<表Ⅲ-2-10>2021年標準必須特許有望機関支援事業の推進成果	221
<表Ⅲ-2-11>2021年標準必須特許後続管理事業の推進成果	221
<表Ⅲ-2-12>2021年国際標準共同対応支援の推進成果	223
<表Ⅲ-2-13>中小企業の知的財産専門担当部署及び人材状況	226
<表Ⅲ-2-14>2019～2021年権利別海外出願費用支援の件数	227
<表Ⅳ-1-1>産業財産権紛争調停委員会の処理件数	246
<表Ⅳ-1-2>技術流出の状況	248
<表Ⅳ-1-3>2021年度営業秘密保護支援事業の実績	249
<表Ⅳ-1-4>2021年公益弁理士特許相談センターの支援類型別支援内容	252
<表Ⅳ-1-5>年度別相談、書類作成支援の実績(支援類型別)	253
<表Ⅳ-1-6>年度別審判・訴訟支援実績(支援類型別)	253
<表Ⅳ-1-7>模倣品取締の状況	256
<表Ⅳ-1-8>技術警察の捜査状況	259
<表Ⅳ-1-9>不正競争行為の調査状況	261
<表Ⅳ-1-10>虚偽表示申立センターの運営状況	264

<表Ⅳ-1-11> 類型別褒賞金の支給状況(2015～2021)	265
<表Ⅳ-2-1> 海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況(2021年12月)	282
<表Ⅳ-2-2> 国際知的財産権紛争対応戦略支援の優秀事例	283
<表Ⅳ-2-3> 最近5年間IP-DESKの主要支援状況	286
<表Ⅳ-3-1> TM5の主要協力事業	301
<表Ⅳ-3-2> ID5の主要協力事業	303
<表Ⅳ-3-3> FTA協定の主要内容	321
<表Ⅳ-3-4> 2021年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況	327
<表Ⅴ-1-1> 知的財産事業化評価支援の実績	348
<表Ⅴ-1-2> 知的財産金融連携評価支援の実績	350
<表Ⅴ-1-3> 発明の評価機関指定状況	351
<表Ⅴ-1-4> 知的財産共済の主要商品内容	356
<表Ⅴ-1-5> 権利別・類型別の知的財産取引実績	359
<表Ⅴ-1-6> 機関類型別特許分析評価システムの年間契約実績	360
<表Ⅴ-1-7> 機関類型別特許分析評価システムの利用実績	360
<表Ⅴ-1-8> IP製品革新支援事業の実績及び成果	365
<表Ⅴ-1-9> 2021年度発明インタビューの支援実績	371
<表Ⅴ-2-1> スタートアップ知的財産バウチャー事業のIPサービスメニュー	380
<表Ⅴ-2-2> 企業生減行政統計	384
<表Ⅴ-2-3> 主要国新生企業の1年/5年生存率	385
<表Ⅴ-2-4> 2017～2021年IP翼(ナレ)プログラムの知的財産権出願支援件数	386
<表Ⅴ-2-5> 2018～2021年IP翼(ナレ)企業の事業資金確保状況	387

<表V-2-6>2021年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングの満足度	387
<表V-2-7>シニア退職人材の特許基盤技術創業支援協業システム	389
<表V-2-8>2021シニア創業企業支援及び主要成果	390
<表V-2-9>2021国民参加予算執行現場モニタリングの結果	390
<表V-2-10>2021年度中小企業IP即時支援	391
<表V-2-11>支援対象の選定状況	394
<表V-2-12>2021年度グローバルIPスター企業の支援実績	394
<表V-2-13>グローバルIPスター企業支援の成果	395
<表V-2-14>2021年度知的財産プロボノの分野別状況	398
<表V-2-15>地域知的財産センターの設置運営状況	402
<表V-2-16>2021年地域知的財産フェスティバル	404
<表V-2-17>資格検定試験の施行状況	410
<表V-2-18>韓国法人の特許出願の推移	422
<表V-2-19>職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況	424
<表V-2-20>国内企業の職務発明補償優秀企業の認証状況	425
<表V-2-21>知的財産経営認証の実績	429
<表V-2-22>知的財産経営認証の審査項目	429
<表V-1-1>知的財産専門人材養成重点大学の運営状況	435
<表VI-1-2>知的財産教育先導大学の運営結果	438
<表VI-1-3>知的財産専門学位課程の運営状況	440
<表VI-1-4>大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の状況	442
<表VI-1-5>大学における知的財産教授教育プログラム	443
<表VI-1-6>コンペティション部門別の書面審査基準	446

<表VI-1-7>コンペティション部門別の最終審査基準	446
<表VI-1-8>2021年の授賞内訳.....	447
<表VI-1-9>創業インキュベーションセンター連携のカスタマイズ型知的 財産教育のプロセス.....	451
<表VI-1-10>知的財産単位銀行制度の知的財産一般科目	453
<表VI-1-11>知的財産単位銀行制度の法学科目	454
<表VI-1-12>知的財産単位銀行制度の理工系基礎科目	454
<表VI-1-13>知的財産単位銀行制度の研究開発・経営に関する科目	455
<表VI-1-14>年度別発明教育センターの設置状況	464
<表VI-1-15>発明教育センターの利用者状況	464
<表VI-1-16>教育課程への反映状況.....	466
<表VI-1-17>発明教師認証制の等級別認証基準	467
<表VI-1-18>主要発明(英才)教育プログラムの教材	470
<表VI-1-19>発明英才教育の状況.....	473
<表VI-1-20>次世代英才企業家教育院の教育課程	475
<表VI-1-21>2021年産学協力型発明教育プログラムへの参加状況	477
<表VI-1-22>優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大活動 ..	478
<表VI-1-23>大韓民国学生発明展示会の出品件数	480
<表VI-1-24>大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数	480
<表VI-1-25>YIP(青少年発明家プログラム)の状況	481
<表VI-1-26>知的財産スマート教育の対象別運営状況	486
<表VI-1-27>特許技術賞の施行日程.....	496
<表VI-1-28>知的財産スタートアップコンペティション(IPリーグ)のプロ セス.....	504

<表VI-2-1>特許ネットシステムの稼働時間	519
<表VI-2-2>電算装備の運用状況.....	520
<表VI-2-3>2008年～2021年の検索システム高度化推進の経過	523
<表VI-2-4>最近5年間特許顧客満足度の推移	534
<表VI-2-5>電子出願の主要改善事項.....	536
<表VI-2-6>特許及び実用新案検索DBの構築状況	542
<表VI-2-7>デザイン検索DBの構築状況.....	545
<表VI-2-8>商標検索DBの構築状況.....	546
<表VI-2-9>2021年度の教育実績.....	548
<表VI-2-10>年度別データ品質の正確度.....	548
<表VI-2-11>2021年度データ管理業務処理の状況	548
<表VI-2-12>韓国特許英文抄録DBの構築状況(2021年12月末基準)	550
<表VI-2-13>韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況(2021年12月末基準) 準)	551
<表VI-2-14>最近5年間韓国特許英文抄録の検索状況(2021年12月末基準)	552
<表VI-2-15>各国における韓国特許英文抄録の活用状況	552
<表VI-2-16>2021年度の公報発刊件数.....	554
<表VI-2-17>インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール 配信件数.....	554
<表VI-2-18>KIPRISの利用状況.....	562
<表VI-2-19>モバイル検索サービスの利用状況	563
<表VI-2-20>翻訳サービスの提供状況.....	565
<表VI-2-21>機関協業後続支援プログラム	569
<表VI-2-22>IP情報活用生態系作りのための官・民協力活動	569

<表Ⅶ-1-1>最近5年間の権利別出願状況.....	574
<表Ⅶ-1-2>内国人・外国人別の出願状況.....	576
<表Ⅶ-1-3>法人・個人別の出願状況.....	577
<表Ⅶ-1-4>女性及び学生の出願状況.....	578
<表Ⅶ-1-5>代理人有無別の出願件数.....	579
<表Ⅶ-1-6>主要国の最近5年間の特許出願状況	580
<表Ⅶ-1-7>最近5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況	580
<表Ⅶ-1-8>産業部門別の特許・実用新案登録出願状況	582
<表Ⅶ-1-9>NICE分類別の商標登録出願状況	587
<表Ⅶ-1-10>デザイン部門別のデザイン登録出願状況	588
<表Ⅶ-1-11>公共機関の特許出願状況.....	589
<表Ⅶ-1-12>公共機関の特許多出願順位.....	589
<表Ⅶ-1-13>大学の特許出願状況.....	590
<表Ⅶ-1-14>大学の特許多出願順位.....	590
<表Ⅶ-1-15>内国人による地域別の出願状況	591
<表Ⅶ-1-16>国内多出願企業トップ10の出願状況	593
<表Ⅶ-1-17>外国(法)人国籍別の出願状況	594
<表Ⅶ-1-18>外国人多出願企業トップ10別の出願状況	595
<表Ⅶ-2-1>韓国のPCT国際出願件数.....	599
<表Ⅶ-2-2>個人対法人のPCT国際出願状況	602
<表Ⅶ-2-3>媒体別のPCT国際出願状況.....	602
<表Ⅶ-2-4>言語別のPCT国際出願状況.....	603
<表Ⅶ-2-5>PCT国際調査用写本の受付状況	604

<表Ⅶ-2-6>PCT国際予備審査の請求状況.....	605
<表Ⅶ-2-7>PCT国際調査機関の指定状況.....	606
<表Ⅶ-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数.....	606
<表Ⅶ-2-9>年度別の韓国における国際商標電子出願状況.....	611
<表Ⅶ-2-10>年度別外国人が韓国を指定した国際デザイン登録出願状況 (出願件数基準).....	619
<表Ⅶ-2-11>2021年度海外国家別の韓国指定状況(出願件数基準).....	619
<表Ⅶ-3-1>最近5年間の設定登録状況.....	620
<表Ⅶ-3-2>2021年産業部門別特許・実用新案の設定登録状況.....	621
<表Ⅶ-3-3>2021年物品群別デザイン登録状況.....	622
<表Ⅶ-3-4>2021年の部門別商標登録状況.....	622
<表Ⅶ-3-5>2021年個人・法人別の登録状況.....	623
<表Ⅶ-3-6>最近5年間の個人・法人別登録状況.....	624
<表Ⅶ-3-7>年度別の代理人有無別登録状況.....	625
<表Ⅶ-3-8>最近5年間の内国人・外国人登録状況.....	626
<表Ⅶ-3-9>2021年市・道別の登録状況.....	627
<表Ⅶ-3-10>2021年外国国家別の設定登録状況.....	628
<表Ⅶ-3-11>2021年国内多登録法人の状況.....	629
<表Ⅶ-3-12>最近5年間の権利別年次登録状況.....	630
<表Ⅶ-3-13>2021年現在の存続権利状況.....	631
<表Ⅶ-3-14>2021年国家別国際商標(マドリッド)登録状況.....	632
<表Ⅶ-3-15>2021年国家別国際デザイン(ハーグ)登録状況.....	633
<表Ⅶ-4-1>権利別の審査処理状況.....	634
<表Ⅶ-4-2>特許1次審査の処理状況.....	636

<表Ⅶ-4-3>特許審査終結処理状況.....	637
<表Ⅶ-4-4>実用新案1次審査の処理状況.....	638
<表Ⅶ-4-5>実用新案審査の終結処理状況.....	639
<表Ⅶ-4-6>PCT国際調査及び予備審査の状況	639
<表Ⅶ-4-7>国内商標登録出願1次審査の処理状況	641
<表Ⅶ-4-8>国内商標登録出願審査の終結処理状況	642
<表Ⅶ-4-9>国際商標登録出願1次審査の処理状況	642
<表Ⅶ-4-10>国際商標登録出願審査の終結処理状況	643
<表Ⅶ-4-11>デザイン登録出願1次審査の処理状況	644
<表Ⅶ-4-12>デザイン登録出願審査の終結処理状況	644
<表Ⅶ-4-13>異議申立件数、異議申立率及び異議認容率	645
<表Ⅶ-5-1>権利別の審判請求状況.....	647
<表Ⅶ-5-2>権利別の審判処理及び審査前置登録状況	648
<表Ⅶ-5-3>審判請求人別の審判請求状況.....	649
<表Ⅶ-5-4>内国人・外国人間での当事者系審判請求の状況	651
<表Ⅶ-5-5>国内企業・外国企業間での審判請求状況	652
<表Ⅶ-5-6>中小企業・大企業間での審判請求状況	653
<表Ⅶ-5-7>年度別審判処理期間の状況.....	653
<表Ⅶ-5-8>特許裁判所の訴訟提起及び判決状況	654
<表Ⅶ-5-9>最高裁判所への上告提起及び宣告状況	655

目次

<図Ⅰ-1-1> 主要国の特許出願件数(2020年)	34
<図Ⅰ-1-2> GDPに対する特許出願件数(2020年)	34
<図Ⅰ-1-3> 主要国の標準必須特許件数(2020年)	34
<図Ⅰ-2-1> 2021年業務推進方向.....	40
<図Ⅰ-2-2> 知的財産動向の収集・普及の流れ図	52
<図Ⅰ-2-3> 知的財産専門図書館.....	54
<図Ⅱ-1-1> 最近5年間国内商標出願件数及び処理期間	88
<図Ⅱ-1-2> 迅速審判の標準プロセス.....	115
<図Ⅱ-1-3> 当事者系口述審理が行われる審判廷	117
<図Ⅱ-1-4> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム	118
<図Ⅲ-1-1> 米・中貿易規制手段などの戦略的な変化	181
<図Ⅲ-1-2> 製品と技術に対するパラダイムシフト	185
<図Ⅲ-1-3> 知財権中心の技術獲得戦略策定プロセス	186
<図Ⅲ-1-4> 知財権連携研究開発戦略支援における個別課題別の進行プロセス.....	187
<図Ⅲ-1-5> 支援類型別の戦略策定プロセス	192
<図Ⅲ-2-1> 国家研究開発段階別の特許情報活用支援状況	201
<図Ⅲ-2-2> 特許技術動向調査事業の推進沿革	202
<図Ⅲ-2-3> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援システム ..	203
<図Ⅲ-2-4> 特許技術動向調査事業のR&D省庁の活用事例	204
<図Ⅲ-2-5> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析	206
<図Ⅲ-2-6> 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援事業の支援内容及	

びプロセス.....	209
<図Ⅲ-2-7>2016～2020年政府R&D特許成果の主要分析結果.....	210
<図Ⅲ-2-8>大学・公共研の年次別特許分布及び特許登録料の状況.....	213
<図Ⅲ-2-9>標準必須特許創出支援事業の政府レベルの推進システム...	219
<図Ⅲ-2-10>中小企業が海外出願できない理由.....	226
<図Ⅳ-1-1>国家別知的財産権保護順位.....	231
<図Ⅳ-1-2>営業秘密保護コンサルティング改善率及び営業秘密管理シ テム.....	249
<図Ⅳ-1-3>営業秘密原本証明制度.....	250
<図Ⅳ-1-4>模倣品取締りの現場.....	257
<図Ⅳ-1-5>模倣品流通防止協議会の活動.....	268
<図Ⅳ-1-6>知財権保護認識向上活動.....	270
<図Ⅳ-2-1>海外商標先取りモニタリングの支援プロセス.....	277
<図Ⅳ-2-2>海外商標先取モニタリング及び連携支援.....	277
<図Ⅳ-2-3>海外オンライン模倣品流通対応支援.....	278
<図Ⅳ-2-4>2021年ASEAN模倣品流通対応の成果(国家・業種別).....	278
<図Ⅳ-2-5>K-ブランド保護の広報(冊子・YouTubeの製作・配信).....	279
<図Ⅳ-2-6>模倣品識別説明会(ベトナム、2021年12月).....	286
<図Ⅳ-3-1>年度別の全世界商標出願件数(件数：多類基準).....	299
<図Ⅳ-3-2>TM5ウェブサイト及び2021年年次会議.....	301
<図Ⅳ-3-3>2021年ID5年次会議(テレビ会議で開催).....	303
<図Ⅳ-3-4>WIPO総会での代表演説.....	311
<図Ⅳ-3-5>WIPO事務局長ーアジア地域特許庁長間のテレビ会議.....	312
<図Ⅳ-3-6>WIPO-韓国特許庁間のテレビ会議.....	312

<図Ⅳ-3-7>2021年知的財産教育分野における国際協力	326
<図Ⅳ-3-8>IPパノラマ2.0のテーマ別主要場面	337
<図Ⅳ-3-9>2021年適正技術開発事業の成果	341
<図Ⅳ-3-10>2021年ブランド開発事業の成果	341
<図Ⅴ-1-1>「アイデア路」の運営概要.....	364
<図Ⅴ-1-2>研究遂行主体別の国内出願特許成果の推移(2020年)	367
<図Ⅴ-1-3>「特許経営専門家」の主な役割	369
<図Ⅴ-1-4>知的財産パッケージの構築・移転モデル	373
<図Ⅴ-1-5>製品基盤知的財産パッケージ構築支援事業の推進プロセス .	373
<図Ⅴ-1-6>知的財産収益再投資の好循環概念図	375
<図Ⅴ-2-1>スタートアップ知的財産バウチャー事業の推進システム ...	379
<図Ⅴ-2-2>IP礎(デディムドル)プログラムの進行プロセス	383
<図Ⅴ-2-3>知的財産プロボノのCI(Corporate Identity)	397
<図Ⅴ-2-4>知的財産プロボノの構造図.....	397
<図Ⅴ-2-5>地域知的財産センターの状況.....	401
<図Ⅴ-2-6>資格制度の機能.....	409
<図Ⅴ-2-7>日本特許情報フェア&コンファレンス	410
<図Ⅴ-2-8>ドイツIP TECH SUMMIT.....	410
<図Ⅴ-2-9>米国国際商標協会アニュアルコンファレンス	411
<図Ⅴ-2-10>EPO特許情報コンファレンス.....	411
<図Ⅴ-2-11>ソウル国際発明展示会.....	411
<図Ⅴ-2-12>大韓民国ソフトウェア大典.....	411
<図Ⅴ-2-13>知的財産サービス採用連携教育のプロセス	413

<図V-2-14>研修生選抜の優先順位.....	413
<図V-2-15>2021年IPサービスアカデミー	414
<図V-2-16>採用連携プロセス.....	415
<図V-2-17>職務発明制度のメカニズム.....	423
<図V-2-18>職務発明補償優秀企業の認証プロセス	424
<図V-2-19>職務発明制度説明会.....	425
<図V-2-20>職務発明制度広報館の運営.....	425
<図V-2-21>知的財産経営認証オンラインシステム	428
<図VI-1-1>大学(院)知的財産教育の履修システム	437
<図VI-1-2>KAIST・POSTECHの次世代英才企業家教育院の教育システム .	474
<図VI-1-3>「The共にする発明教室」の活動写真	491
<図VI-1-4>特殊発明教育課程の運営関連.....	491
<図VI-1-5>国務総理の授賞.....	495
<図VI-1-6>防疫ゲート.....	495
<図VI-1-7>2021年授賞試.....	497
<図VI-1-8>2021年授賞式記念撮影.....	497
<図VI-1-9>2021年授賞式における試演.....	497
<図VI-1-10>2021年イベント会場の全景.....	497
<図VI-1-11>大韓民国知的財産大典の開催	499
<図VI-1-12>展示館の全景.....	499
<図VI-1-13>授賞式の授与場面.....	500
<図VI-1-14>メーカースペース体験館の全景	500
<図VI-1-15>Kインベンション館.....	500

<図VI-1-16> ソウル国際発明展示会授賞式の全景	500
<図VI-1-17> 国民安全発明チャレンジの最優秀受賞作	502
<図VI-1-18> 2021年最優秀賞の(株)プロキシヘルスケア	505
<図VI-1-19> 2020年最優秀賞の(株)エデンルックス	505
<図VI-1-20> 世界女性発明大会.....	511
<図VI-1-21> 流通相談会.....	511
<図VI-2-1> 特許情報システムインフラの構成図	521
<図VI-2-2> 最近7年間の提案件数及び採択件数の推移	533
<図VI-2-3> 韓国特許英文抄録の構成項目.....	550
<図VI-2-4> 種類別の公報発刊件数.....	554
<図VI-2-5> 年度別公報発刊の動き.....	554
<図VI-2-6> 電子化処理工程フロー.....	556
<図VI-2-7> 年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況	557
<図VI-2-8> 年度別の訪問型特許情報検索及び電子出願に関する教育回数 及び教育人数.....	557
<図VI-2-9> KIPRISの画面.....	563
<図VI-2-10> KIPRIS ^{Plus} (Plus.kipris.or.kr) の概要	567
<図VI-2-11> 知的財産(IP)データギフト制度	569
<図VII-1-1> 最近5年間の権利別出願推移.....	575
<図VII-1-2> 代理人有無別の出願推移.....	579
<図VII-1-3> 2020年内国人の地域別出願推移	592
<図VII-2-1> 全世界におけるPCT国際出願状況	597
<図VII-2-2> 2021年度全世界PCT多出願国順位	597
<図VII-2-3> 2021年度全世界PCT多出願企業順位	598

<図Ⅶ-2-4>韓国におけるPCT国際出願状況	599
<図Ⅶ-2-5>2021年度国内多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況	601
<図Ⅶ-2-6>PCT国内段階(指定官庁)への移行状況	607
<図Ⅶ-2-7>年度別の世界マドリッド国際商標出願状況	608
<図Ⅶ-2-8>2021年世界マドリッド国際商標における多出願国トップ10の 状況.....	609
<図Ⅶ-2-9>年度別の世界国際商標登録状況	609
<図Ⅶ-2-10>年度別の韓国国際商標出願状況	610
<図Ⅶ-2-11>2021年度韓国出願人の指定国トップ10の状況	611
<図Ⅶ-2-12>2021年度韓国の国際商標多出願企業トップ10の状況	612
<図Ⅶ-2-13>年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況 ..	613
<図Ⅶ-2-14>2021年度韓国を指定した締約国トップ10の状況	613
<図Ⅶ-2-15>2021年度韓国を指定した外国多出願企業トップ10の状況 ..	614
<図Ⅶ-2-16>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況	615
<図Ⅶ-2-17>年度別世界ハーグ国際出願のデザイン数の状況	616
<図Ⅶ-2-18>2021年ハーグ国際出願における多出願国家トップ10(国際出 願件数基準).....	616
<図Ⅶ-2-19>2021年ハーグ国際出願における多出願国家トップ10(デザイ ン数基準).....	617
<図Ⅶ-2-20>年度別韓国の国際デザイン出願状況	618
<図Ⅶ-2-21>2021年度国内出願人の海外指定国状況	618
<図Ⅶ-5-1>権利別の審判請求状況.....	648
<図Ⅶ-5-2>年度別の審判処理状況.....	649

第1編 知的財産政策の概観

第1章 知的財産分野における国内外の動向

第1節 知的財産分野における国内動向及び政策推進方向

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 パク・ジウォン

1. 知的財産分野における国内動向

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるデジタル経済へのシフトが加速化し、国家間の技術覇権争いが激化する国内外環境の中で、韓国の知的財産出願件数は持続的に右肩上がり傾向にある。

2021年産業財産権の出願は計592,615件で2020年557,256件に比べて6.3%増加した。特許の場合は前年比5.0%増の237,998件が出願され、世界4位の水準を維持し、商標出願は285,821件で前年比10.8%大幅増加した。

＜表 I - 1 - 1＞韓国における産業財産権出願の推移

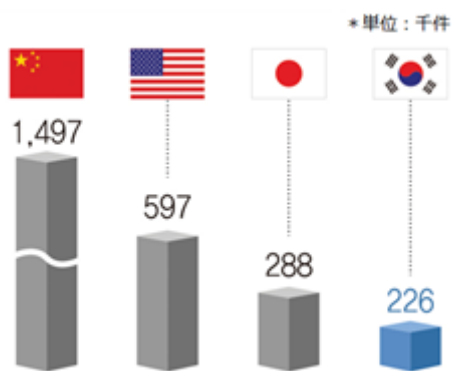
(件、()は前年同期比増加率、%)

区分	特許		実用新案		商標		デザイン		合計	
2016年	208,830	(△2.3)	7,767	(△10.8)	181,606	(△2.1)	65,659	(△3.4)	463,862	(△2.5)
2017年	204,775	(△1.9)	6,809	(△12.3)	182,918	(0.7)	63,451	(△3.4)	457,955	(△1.3)
2018年	209,992	(2.5)	6,232	(△8.5)	200,341	(9.5)	63,680	(0.4)	480,245	(4.9)
2019年	218,975	(4.3)	5,447	(△12.6)	221,506	(10.6)	65,039	(2.1)	510,967	(6.4)
2020年	226,759	(3.6)	4,981	(△8.6)	257,933	(16.4)	67,583	(3.9)	557,256	(9.1)
2021年	237,998	(5.0)	4,009	(△19.5)	285,821	(10.8)	64,787	(△4.1)	592,615	(6.3)

*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む

韓国特許庁が受けつけたPCT1国際出願も2020年には20,059件で2019年に比べて5.1%増加し、中国、米国、日本の次に多い出願件数を記録した。このような出願の増加は知的財産を通じてデジタルトランスフォーメーションに備え、国家間の技術覇権争いの中でオリジナル技術を確保することで未来に備えようとする韓国国民の革新に向けた努力の結果と見る事ができる。

<図 I-1-1> 主要国の特許出願件数
(2020年)



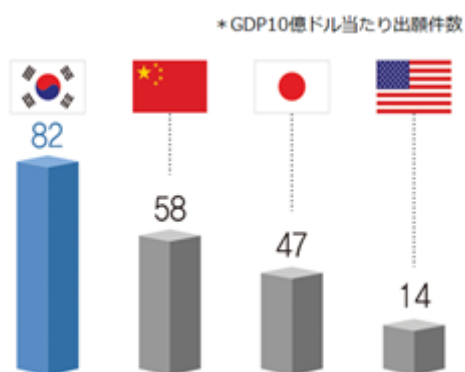
<表 I-1-2> 主要国のPCT国際特許出願の推移

(千件、前年比増加率%)

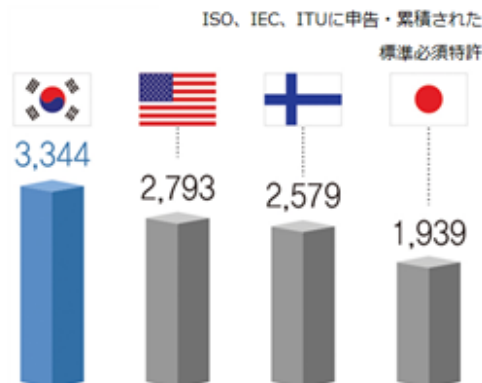
区分	2018年	2019年	2020年	増加率
中国	53,345	58,990	68,713	16.5%
米国	56,142	57,840	58,788	1.6%
日本	49,702	52,660	50,523	△4.1%
韓国	17,014	19,085	20,059	5.1%
ドイツ	19,883	19,353	18,537	△4.2%

* 出処：WIPO IP Statistics

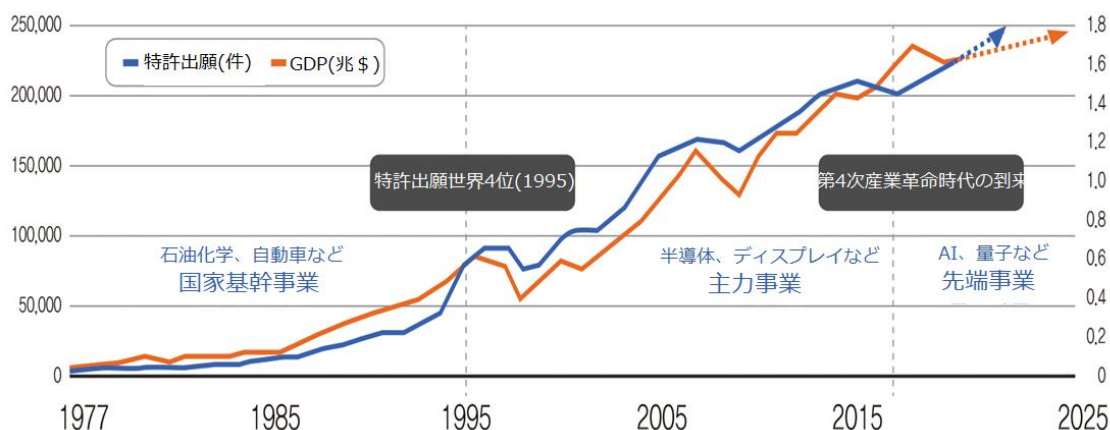
<図 I-1-2> GDPに対する特許出願件数(2020年)



<図 I-1-3> 主要国の標準必須特許件数(2020年)



¹ Patent Cooperation Treaty(特許協力条約)：特許または実用新案の海外出願プロセスを統一して簡素化するために発効した多国間条約



一方、米・中貿易摩擦、日本の輸出規制など技術覇権争いが続いている中、COVID-19による産業全般におけるデジタルトランスフォーメーションの加速化を受け、主要国はAI・データなどデジタル先端技術の主導権を握るために強力な知的財産政策を展開している。米国は2020年7月にAI、5Gなど先端産業に「米国のリーダーシップ強化策」を講じ、EUは2020年2月に「AI・データ戦略」を発表するなど、知的財産分野における標準化の先取りに向けた動きを見せている。

しかし、韓国はGDPに対して世界で最も多額を投資しているにもかかわらず、R&Dの経済的成果は低いという批判を受けている。知的財産を担保とする企業の事業化資金の調達が難しく、企業の知的財産専門担当人材も不足している。知的財産は革新を持続させる要であるが、技術奪取、模倣品の流通など知的財産の価値を否定する事例も蔓延している。知的財産を通じたグローバル技術強国を実現するためには、このような困難に立ち向かえる知的財産制度及び政策の革新的な整備が求められる。

2. 政策推進方向

まず、新しいデジタル知的財産制度を構築する必要がある。人工知能、データ保護のための知的財産制度を設け、画像デザイン、デジタル商標など新しく出現する知的財産を保護するために知的財産の保護範囲も拡大しなければならない。産業発展をリードするために審査・審判制度の整備が必要であり、AIなど新技術を活用した審査システムの高度化も推進しなければならない。デジタル環境に適した知的財産国際規範

の形成に向けて、主要貿易協定の締結において言及される国家間データ保護の強化などの知的財産権イシューを分析し、今後の協定に備えた通商戦略も練る必要がある。

また、知的財産の創出・活用を拡大する必要がある。国家R&Dの全過程において特許ビッグデータを活用するシステムの構築が求められ、特許・産業・経済のデータを連携した「特許ビッグデータ革新プラットフォーム」も構築する必要がある。知的財産を基盤とする革新企業の成長を支援するため、知的財産戦略・コンサルティング、知的財産金融支援、知的財産技術取引支援を強化する必要があり、知的財産を基盤とするグローバル市場への参入拡大に向けて輸出予定の有望中小企業に知的財産総合サービスを提供する必要がある。

最後に、強力な知的財産保護システムを構築する必要がある。営業秘密侵害に対する罰則を強化し、特許紛争の早期解決及び実効的な損害賠償のために侵害立証と損害賠償証拠の確保が容易な韓国型証拠収集制度の導入を推進しなければならない。また、知的財産権の侵害及び技術奪取に対する調査・捜査専門担当システムを構築し、マンパワーを増やすことで捜査能力を強化するとともに、オンラインサービス提供者に商標権侵害防止を義務付けることで、取り締まりの他にもオンライン事業者の自発的な模倣品シャットアウト努力を誘導する必要がある。

第2節 知的財産分野における国際動向及び政策推進方向

産業財産保護協力局 国際協力課 技術書記官 キム・スンオ

1. 知的財産分野における国際動向

2021年はCOVID-19パンデミックの長期化で経済・社会全般におけるデジタルトランスフォーメーションが加速化したことで、知的財産の領域が大きく拡大した。メタバースが収益創出の新しいプラットフォームとして脚光を浴びたことで、メタバース関連の特許出願が大きく増加したが、一方メタバースに存在するバーチャル資産の保護問題が台頭した。また、人工知能の発明者性の認否に対する議論が本格的に展開された。同時に、非代替性トークン(NFT)市場が速いスピードで拡大したことで、NFTをゲームアイテム、メタバース内の不動産などバーチャル資産の保護手段として脚光を浴び始めるなど、バーチャル世界における知的財産保護に関する多様な問題が議論された。

また、デジタルトランスフォーメーションへの対応に向けた世界主要国の取り組みも活発に展開された。EUは2017年「ヨーロッパデータ経済育成政策」、2020年「AI・データ戦略」を発表し、日本もまた2020年デジタル環境の変化に対応するための「知的財産推進計画2020」を打ち出した。中国も未来デジタル技術の知的財産を先取りすることを目標として2015年から「製造2025戦略」を推進している。

また、国際社会が気候変動に対応してカーボンニュートラル関連政策を打ち出し、環境規制を先を争って導入したことで、世界的に莫大な予算を利用した新技術(特許権)の確保争いが熱く繰り広げられた(ヨーロッパは2030年までに100億ユーロ、米国は約7億ドル、オーストラリアは10年間180億豪ドルを投入)。同時に、カーボンニュートラル関連の知的財産の無償開放に関する議論も行われたが、先進国と途上国間の明確な見解の違いで進展がなく、カーボンニュートラル関連知的財産無償開放に賛成する側の内でも無償交流の方法など細部事項に対する立場の違いを確認した。

さらに、韓流ブームが依然として続く中、世界各地で韓国企業の商標に対する無断で先取りすることが大幅に増加した。中国で商標を無断で先取られた韓国企業が1年間で3.5倍に急増した。商標権の無断先取りは特に化粧品、衣類など中国消費者に馴染みのある韓国ブランドで頻繁に発生している。最近ではベトナム、タイ、インドネシアなどで韓国商標の盗用事例が増えており、これに伴い韓国企業がアジア諸国に自社ブランドに対する商標を出願する企業が増加している。特許においては米国の特許資産管理業者(NPE)が韓国企業を相手に無分別に特許侵害訴訟を提起した。サムスン電子を相手にするNPE(米国の5GIPホールディングス、アイルランドのスクラモジ社(Scramoge Technology)など)の提訴が最も多かったが、LG、Hanwha、現代自動車のような大企業だけでなく、Golfzon、Nexon、Iljin、Pantech、Namsung、サムフンエネルギーなど中小企業を相手にした訴訟も絶えず、企業の規模と業種を問わず韓国企業がNPEの攻撃対象となった。

2. 対応策

COVID-19がもたらした世界的な経済低迷と公衆保健の危機は知的財産とこれを通じた革新成長を通じて乗り越えられるという信念の下で、「デジタルトランスフォーメーションに対応する知的財産システムの革新」と「デジタルトランスフォーメーションに対応したIPシステムの構築及び創出・活用・保護の好循環生態系定着」のために努力している。

特許庁はデジタル環境で最近新たに浮上しているメタバース内の商標・デザインとNFT(非代替性トークン)関連不正競争行為に対する先制的な保護策を講じ、これを貿易協定などに反映するために取り組んでいる。

知的財産権紛争が頻繁に起きるASEAN及び新興国において韓国企業の知的財産権を確保するためには特許審査ハイウェイ施行国を拡大する予定である。一方、特許審査インフラがまともに構築されていない低開発国家を対象には、韓国で登録を受けた特許を該当国でそのまま認められる特許認定協力を施行し、対象国を増やしていく予定である。次に、新興国での知的財産権保護のため、知的財産権紛争 이슈が多い新

興国にIP-DESKを追加設置し、知的財産権専門家派遣を推進するとともに、韓国型IPインフラを韓国企業進出需要が多い国に伝授するなどの努力を通じて韓国企業に友好的な海外知的財産権保護環境の構築に取り組んでいる。

このような一連の政策を推進することで、韓国企業がより迅速かつ安全に海外で知的財産権を確保して保護を受けることができるようになり、結果的に韓国企業が安定的に海外での活動を継続できることを期待している。

第2章 2021年知的財産行政戦略システム

第1節 特許庁のビジョンと推進戦略

企画調整官 企画財政担当官 行政事務官 パク・ジウォン

デジタル経済への転換が加速化するほど、先端技術の主導権を確保するための知的財産の重要性はさらに増している。

韓国の特許出願は世界4位水準で量的な成長は成し遂げたが、デジタル領域で新しく出現するイシューに対する対応がやや不十分で、知的財産を媒介に企業が成長できる踏み台が脆弱であり、知的財産侵害に対応する執行力がやや不足している状況である。

特許庁はこのような状況に積極的に対応するため、「デジタル経済時代、知的財産を通じたグローバル技術強国の実現」というビジョンを設定し、その実現に向けた推進戦略及び対策を下記のように定めた。

<図 I -2-1> 2021年業務推進方向



第2節 ビジョン達成に向けた重点的な推進課題

1. 信頼される審査・審判サービスの提供

急激なデジタルトランスフォーメーションにより知的財産を通じた技術先取り競争が激しくなるにつれ、デジタルトランスフォーメーションに対応する審査・審判サービスの提供が求められている。まず、特許分野では、産業特性を審査に反映するためのカスタマイズ型特許審査政策を拡大し、AI・自動運転などデジタル産業の特殊性を審査過程に反映できるよう、産業別特許審査実務ガイドを制定した。また、特許・商標・デザインなど知的財産権を一度に獲得できる一括審査対象を既存の単一製品から製品群及びオンラインサービス分野にまで拡大した。

商標分野では、「ペンス」、「どんぶり粥」など短期間で認知度が急上昇したキャラクター・ブランドなどを随時モニタリングし、第三者が不正な目的で商標を出願することを防止し、デジタル環境での活用が増加している色彩、ホログラム、動作、立体などビジョン型商標の類型別審査のためのガイドラインを提示した。

デザイン分野では、製品ライフサイクルが短く、オンラインを通じた模倣が容易な製品をデザイン一部審査対象に含めることで迅速な権利化を支援した。また、企業の新製品戦略を露出せずにデザイン権が確保できるよう、秘密デザイン登録の時にデザイン名称及び物品類を非公開にするようにした。

審判分野では、デジタルなど変化が速い技術分野審判に外部専門家が参加して専門性を高める特許審判専門審理委員制度を導入することで審判の正確性を高めた。また、融合複合事件及び重要事件は5人合議体が尋問、証拠調査を担当し、口述審理の開催を拡大するなど事実審理を強化した。そして、オフライン中心に行われていた審査面談、口述審理を非対面環境で進行できるよう、テレビ会議システムを導入した。

2. 知的財産を通じた技術競争力の強化

デジタル経済時代において知的財産データは技術動向、開発人材など産業核心情報の集約体であり、未来を予測してR&D及び経営効率性と付加価値を高める上で有用な道具として使われる。そこで特許庁は知的財産データを基盤とした国家レベルの産業戦略の策定を支援した。まず、国家R&Dの全過程に特許ビッグデータ活用システムを構築した。デジタル、カーボンニュートラルなど核心産業の特許ビッグデータ分析を通じて有望技術を導き出し、特許観点のR&D戦略を策定した。特に、R&D企画の初期段階から知的財産委員会及びR&D省庁と協力し、特許ビッグデータ分析と国家R&D政策の連携システムを構築した。また、韓国版ニューディール分野を中心に知的財産基盤研究開発(IP-R&D)の支援を強化し、素材・部品・装備分野のR&D課題のうち、知的財産基盤研究開発(IP-R&D)の対象品目を拡大することで、日本の輸出規制に対応するために努力した。産業活動全般に知的財産データの活用を広げるために取り組んだが、商標・デザイン知的財産データから市場トレンドを分析して企業に商品化及びマーケティングに必要な事業戦略を提供し、産業の面でニーズの高い知的財産データを民間保有データと連携して製品開発及び生産に必要な高付加価値産業データとして生成できるように支援した。

3. 公正な知的財産保護システムの構築

革新を持続させる核心要素として知的財産の重要性はさらに増しているが、依然として技術奪取、模倣品流通など知的財産の価値を否定する事例が蔓延している。そこで知的財産保護のための法、制度を持続的に整備し、侵害による企業の被害を最小化するための積極的かつ先制的な対応が必要である。そのために特許庁は営業秘密侵害及びアイデア奪取に対する法的制裁を強化した。まず、営業秘密侵害行為で得た経済的利益を没収し、特別司法警察の営業秘密侵害罪捜査権限を拡大した。また、特許紛争の早期解決と実効的損害賠償のために韓国型証拠収集制度の導入を推進し、不正競争防止・営業秘密保護関連の実態調査を実施した。その結果を基に健全な取引秩序を維持するための中長期計画を設けた。同時に、知的財産権侵害や技術奪取に対する調査・捜査専門担当システムを構築し、人材増員を推進することで侵害事件に対する捜査能力を強化した。また、検察、警察、国家情報院など捜査機関との協力システムを強化して技術奪取に対する徹底した監視システムを構築した。そして、オン・オフ

インの模倣品流通を遮断するため、オンライン模倣品在宅モニタリング団を通じてソーシャルメディアを対象に模倣品の取り締まりを強化し、オンラインサービス提供者に商標権侵害防止を義務づけることで、オンライン事業者の自発的な模倣品遮断努力を誘導した。

4. 知的財産基盤の金融・取引の活性化

特許庁はデジタル経済時代に革新的アイデアを通じて企業が成長できる生態系を構築するために取り組んできた。まず、スタートアップ企業に知的財産経営及び知的財産ポートフォリオ構築戦略を提供することで、規模は小さいながらも強い企業として成長できるよう支援した。また、中小企業特許製品に対して機能及びデザインの改善など事業化ソリューションを提示し、中小ベンチャー企業部、地方自治体と協業して事業化できるよう支援した。デジタル・バイオなど優秀技術を保有するスタートアップにIP権利化、調査・分析、IP価値評価、技術移転などを集中的に支援するとともに、IP担保貸出取扱銀行を地方銀行にまで拡大し、IP価値評価機関認証制度を改編して評価品質を高めた。また、新規IP投資ファンドを立ち上げ、民間のIP投資商品を開発することで市場のIP直接投資拡大を誘導し、知的財産収益の再投資支援機関を拡大することで、大学及び公共研特許の企業移転活性化を誘導した。知的財産を基盤としたグローバル市場進出のため、IP出願ファンド、知的財産共済、知的財産バウチャーなどを通じて海外知的財産の獲得費用を支援し、IP-DESKを通じて海外進出企業の現地商標・デザイン出願費用も支援した。知的財産権紛争への対応を支援するため、知的財産権紛争対応センターを通じて紛争情報モニタリング国家を拡大し、素材・部品・装備、NPE、標準必須特許など紛争 이슈別企業協議体を構成することで、紛争に共同対応できる戦略策定も支援した。

5. 知的財産人材の養成及び国民向けサービスの改善

特許庁はこれまで知的財産を基にした経済革新をリードする創意的かつ融合的なマインドを兼ね備えた人材の養成が国家競争力の核心要素であるとして、知的財産専門人材を養成するために取り組んできた。

まず、現場中心の知的財産専門人材を養成するために圏域別IP重点大学を指定し、IPビッグデータ、IP金融などIP需要に特化した専門人材を集中的に養成するとともに、中小企業付設研究所、国公立研究所など対象別のカスタマイズ型IP教育を通じて公共部門と民間部門の知的財産現場専門家を養成した。また、弁理士研修教育科目にIP金融、価値評価、特許ビッグデータ分析などを追加することで、弁理士の実務能力を強化した。

また、未来の発明人材を養成するために取り組んだ。地域発明教育における拠点の役割を果たす発明体験教育館を設置し、発明人材養成のための職業系高校での発明及びIP教育を拡大した。教育庁・学校との協力の下で青少年向けIP・発明コンテンツ、大学別カスタマイズ型eラーニングコンテンツなどオンラインIP教育を拡大し、IP関連職業体験プログラムを運営するとともに青少年発明記者団活動を支援することで、学生たちの発明に対する認識を高めるために努力した。

第3節 知的財産政策の国家レベルでの推進

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ユン・セギョン

1. 推進背景

第4次産業革命とCOVID-19パンデミックによる非対面・オンライン経済活動の増加は世界経済と産業全般においてデジタルトランスフォーメーションを促している。グーグル・アップル・フェースブック・アマゾン(GAFA)のようなグローバルプラットフォーム企業は膨大なデータの蓄積と活用を基にマーケットでの支配力を強化しており、商品・コンテンツ・サービス・データの電子商取引が拡大するにつれ、世界主要国のデジタルコマースでの主導権争いも熾烈になっている。

このような環境の変化により知的財産の中心が既存商品基盤の製造業分野からサービス産業まで全面的に広がり、人工知能・データなどデジタル新技術が知的財産の核心として急浮上している。そこで、世界主要国はデジタルトランスフォーメーションに対応するための知的財産政策をいち早く講じて推進している。米国は2019年「AIイニシアティブ行政命令」、2020年「未来産業における米国リーダーシップの強化方策」を発表し、デジタル産業を先取りするために知的財産保護イシューを貿易・通商政策手段として活用しており、知的財産行政のデジタルトランスフォーメーションも推進している。そして、EUは2017年「ヨーロッパデータ経済育成政策」、2020年「AI・データ戦略」を発表し、日本もまた2020年デジタル環境の変化に対応するための「知的財産推進計画2020」を講じ、中国も未来デジタル技術の知的財産先取りを目標として2015年「製造2025戦略」を発表した。

韓国もデジタルトランスフォーメーションにうまく成功してデジタル経済時代をリードするためには新しい技術に対する知的財産を創出し、それに対する保護システムを構築して活用を最大化する国家レベルの知的財産政策の推進が求められる。

2. 推進内容及び成果

特許庁は人工知能・データなどデジタル新技術から新しい知的財産が創出できるような法・制度を改善し、産業バリューチェーン全般における特許・コンテンツ・研究・産業データなど知的財産データの戦略的な活用を促進するため、科学技術情報通信部・文化体育観光部など関係省庁とともに「人工知能・データ基盤の知的財産革新戦略」を2021年2月に策定した。デジタル知的財産革新戦略は「人工知能・データ基盤の知的財産革新を通じたデジタル強国の実現」というビジョンの下で、デジタルトランスフォーメーション過程で作られる新しい知的財産の保護システムを構築し、データ・人工知能などデジタル新技術の活用を強化することを目標として4大戦略で構成されている。

第一戦略は、デジタルトランスフォーメーションに対応する知的財産法・制度を整備することである。まず、データの取引・流通など活用を活性化するための最小限の保護装置として不正競争防止法にデータの無断利用・取得防止規定を設ける。その他にも特許法、商標法など6大知的財産法に対する10件の立法課題を推進する計画である。

第二戦略は、個人・企業が便利に特許・研究・産業など知的財産データを活用できるインフラを構築することである。戦略策定、製品生産、流通・販売など産業バリューチェーン全般に特許・商標・デザインビックデータの分析結果を活用することで産業競争力を高める。

第三戦略は、知的財産基盤デジタル産業の競争力を強化することである。人工知能などデジタル産業分野の核心・源泉特許を創出するため、R&D段階で特許戦略・技術を支援するだけでなく、R&D以後知的財産権が確保できるよう積極的に支援していく予定である。また、デジタル知的財産金融の活性化、未来自動車・半導体・バイオなどBIG3特化大学の知的財産重点大学の指定を通じた専門人材の知的財産能力強化などを推進する。

第四戦略は、新しい知的財産通商秩序をリードしていくことである。データ網を通

じた営業秘密奪取防止、デジタル著作権などデジタル時代における新しい国際規範の形成をリードし、CPTPP、USMCAなど新しい通商規範が国内規範と調和を成すように制度を改善する予定である。同時に、新興国・途上国の知的財産電子行政システムの構築支援、韓国企業の海外紛争解決支援なども積極的に推進していく計画である。

デジタル知的財産革新戦略74件の推進課題に対する履行状況を点検した結果、不正なデータの取得・使用・公開行為に対する制裁根拠を設けた不正競争防止法が2021年12月7日に改正され、2022年4月20日に施行予定である。また、特許・商標・デザインなど知的財産情報の国家レベルでの活用を促進し、効率的な研究開発の遂行及び産業・技術戦略策定の基盤を構築する「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律制定案」が2021年11月2日に発議され、知的財産金融残高6兆ウォン突破、慶尚国立大学・忠北大学・全南大学の重点大学指定、「知的財産紛争対応センター(2020年11月開所)」を通じた韓国企業の海外知的財産紛争対応支援など、すべての課題が問題なく推進されている。

3. 今後の推進計画

韓国は世界最高水準の情報通信インフラを備えているため、人工知能・データなどデジタル新技術に対する活用が後押しされれば、新しく強力な成長エンジンを持つことになる。知的財産制度が発達したイギリスと米国がかつて産業革命をリードして経済的な繁栄を謳歌したように、特許庁はデジタル知的財産に対する法・制度の革新及びインフラ構築を持続的に推進することで技術・産業競争力を高め、韓国経済がデジタル時代をリードしていけるよう取り組んでいく予定である。

また、知的財産政策と革新を推進する過程で今後も他省庁・自治体・企業などと多様な協力を拡大して政策効果を最大に引き上げられるよう取り組んでいく予定である。

第4節 知的財産権政策策定の基盤作り

産業財産政策局 産業財産政策課 行政主事 キム・ヨンジュン

1. 知的財産政策研究の強化

イ. 推進背景及び概要

知的財産権中心の企業経営活動が活発になるなど社会全般において知的財産権の重要性が増している。急変しつつある知財権の動向を迅速に把握し、最適な対策を構築・普及して国家・産業競争力の向上に貢献するためには、政策環境の変化に先んじて対応することが必要である。

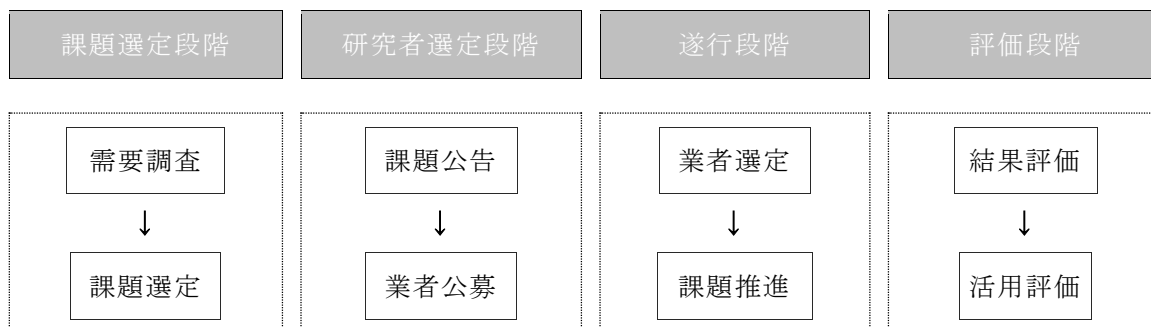
特許庁は米国・日本・欧州・中国など主要国の知的財産関連の法令・制度及び政策動向などを分析して政府の法・制度の改善策を導き出し、政府レベルの知財権政策の策定に積極的に活用している。

ロ. 推進内容及び成果

国家の中長期的な知的財産政策の方向を提示するため、特許庁内部・学界・企業などのニーズに基づいて政策研究課題のテーマを選定している。

政策研究テーマは政策研究審議委員会が選定し、公開競争を通じて該当分野の専門機関(専門家)と研究契約を締結して行っている。政策研究の推進プロセス及び運営は以下のとおりである。

＜表 I - 2 - 1＞政策研究の推進プロセス及び運営



※特許庁政策研究管理規定(特許庁訓令第909号)運営

2021年度に行った研究課題は以下のとおりである。研究結果報告書は特許庁ホームページ(<http://www.kipo.go.kr>)または政策研究委託管理システム(<http://www.prism.go.kr>)から誰でも閲覧できる。

＜表 I - 2 - 2＞2021年知的財産政策研究テーマ

No	課題名
1	特許、商標、デザインを含むIP統合ビックデータ関連分析研究
2	国民が体感する審査品質レベルの評価及び分析に関する研究
3	5Gモバイル通信分野における宣言標準必須特許の必須性分析の経済的效果研究
4	不正競争行為及び営業秘密侵害行為の実態調査方法論の研究
5	国外への営業秘密流出防止に関するガイドライン開発
6	既締結RCEPの履行、知的財産権及びデジタル分野の新規FTA協定のための海外法制及び協定文の比較分析
7	デジタル経済時代における商標使用及び侵害類型整備のための制度改善研究
8	デジタル侵害及び発明の保護対象整備などのための特許法改正方法研究
9	AI学習データの特許法的な保護方法及び産業界に及ぼす影響の分析
10	融合・複合技術分野における3人協議審査の効果性分析
11	許可などによる特許権存続期間延長制度の手続的な改善策及び産業界に及ぼす影響研究
12	国内企業のアイデア・知的財産取引状況及び開放型革新関連状況の深層分析
13	IP環境の変化に対応するためのガバナンス改編策及び波及効果に関する研究
14	知的財産サービス産業の国内外の現状実態調査
15	職務発明制度の円滑な運営のための指針(告示)作成
16	知的財産専門人材養成重点大学の共通カリキュラムの研究
17	国内の知的財産紛争状況及び産業別実施(使用)料の実態調査
18	産業財産権情報の管理及び活用促進法制定の研究
19	商標権者の損害賠償及び侵害禁止など請求権制限に関する研究
20	インテリアデザイン保護強化のためのデザイン保護法の改正方法研究

21	商標法上の訂正審判、訂正請求制度の導入方法研究
22	人工知能(AI)による発明の特許認定方法に関する研究

ハ．評価及び発展方向

これまで政策研究の結果が知財権政策を策定する上で直接反映できるように努力した結果、2019年～2021年「知的財産政策研究事業」を通じて行われた課題の政策活用率は100%で、2017年(95.5%)、2018年(97.8%)に引き続き活用率が上昇傾向にある。今後も重複研究を防止するための重複性事前検討、課題中間点検の充実化など研究管理を強化し、研究課題報告書の品質を改善し、活用率を維持していく計画である。

2. 知的財産政策研究基盤の構築

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 ト・ミンファン

イ．推進背景及び概要

知的財産の価値がより重要になっている「第4次産業革命時代」において、国家・企業などの知的財産戦略を具体化し、知的財産分野の国際レジーム形成をリードして国家発展を牽引するため、知的財産に関する包括的な研究基盤作りの強化が求められる時点である。国際的な知的財産権法制度及び政策動向を持続的に把握して体系的に分析し、知的財産生態系の環境変化に先んじて対応するとともに、知的財産を戦略的に活用できるように政策開発の基礎資料を蓄積する活動が必要である。特許庁は国内唯一の知的財産権専門研究機関である韓国知的財産研究院を通じて知的財産研究のインフラを構築するための様々な事業を推進することで、知的財産関連 이슈 に対応及び国家知的財産政策策定に寄与している。

ロ．推進内容及び成果

1) 知的財産動向の収集・普及

2021年には米国、ヨーロッパ、日本、中国など主要知的財産強国の他にもオーストラリア、インド、カナダなど知的財産ニーズが高まっている国家と世界知的所有権機関(WIPO)など国際機関の知的財産動向情報を収集し、主要内容を提供した。その他にも国内外の知的財産情報提供データベースを定期的にモニタリングして国家政策の開発、企業経営戦略の策定に必要な資料を国家知的財産委員会、産業通商資源部などに提供した。

知的財産動向情報提供の効率化を図るため、既存発刊物を「IP News」、「IP FOCUS」、「IP Stats」、「IP Report」、そして「Global IP Trend」の5種に改編して普及した。

収集された知的財産関連情報の中で政策的に示唆する点が多いものやユーザーの興味を引く情報は迅速に整理して「IP Review」で毎週提供した。「IP FOCUS」は知的財産分野において最近 이슈となっているテーマに関する情報を深く分析したもので、2021年にはメタバース、データ所有権、新型コロナウイルスワクチン知財権保護義務の免除などの懸案分析及び政策支援のために知的財産観点の 이슈を分析して提供(30回)した。

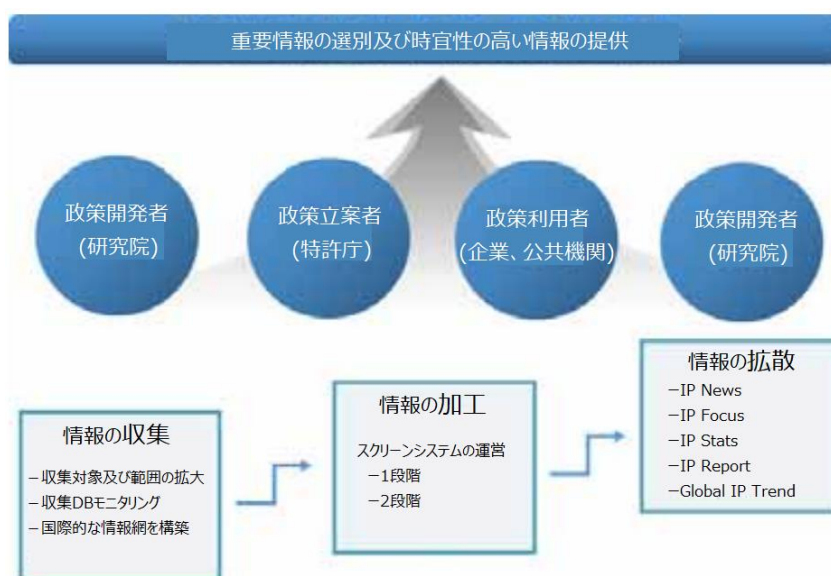
また、世界知的財産の主要報告書及び政策資料の原文を翻訳して資料へのアクセシビリティを高めた「IP Report」(20回)をウェブで随時提供し、年末には知的財産主要 이슈別の専門家の見解をまとめて整理した「Global IP Trend 2021」を発刊した。

「IP Stats」は四半期ごとに年4回(3月、6月、9月、12月)発刊し、IP関連産業指標として統計データ基盤の産業動向と経済懸案に対する分析情報を提供した。特に、2021年には化学繊維製造業、基礎化学物質製造業、一次電池及び二次電池製造業、医薬品製造業など8大産業の特許分析などに対して取り扱った。これを通じて一般人などの知的財産認識の向上とともに政策立案者など利害関係者が迅速に政策対応できる基盤を構築した。

また、オンラインシステムを通じて国内外知的財産関連情報を収集・加工して政策立案資料及び企業経営戦略の策定に活用できるサービスを提供する「知的財産政策情報サービス」を構築・運営している。

大学、企業、政府機関、法曹機関、研究機関などを含めて会員数は19,958人に達しており(2021年12月基準)、ホームページの利用件数は月平均256,461件(ページビュー)を記録した。ウェブマガジン及び毎週配信するニュースレターなどを通じてユーザーの情報サービス利便性を高め、論文、動向、人材など多様な分野の知的財産学術情報DBを構築することで知的財産分野の学術振興に向けた総合的なネットワークの構築を目指している。また、知的財産政策情報サービスを通じてユーザーに国内外の知的財産分野の計76,229件の学術情報を提供している。

<図 I - 2 - 2> 知的財産動向の収集・普及の流れ図



2) 知的財産研究範囲の拡大

主要政策 이슈に対して産・学・研・官が共同で政策フォーラム(4回)を開催し、「IP生態系作りのための知的財産取引活性化」、「データ法の争点と課題」、「創業・中小企業支援のためのIP金融活性化」、「未来成長と知的財産の役割」など知的

財産関連主要イシューについて議論し、未来を展望する場を設けた。

知的財産関連の懸案を議論するための政策フォーラム・専門家フォーラムなどを活発に開催し、政策立案者・政策開発者・政策利用者・マスコミなど多様な利害関係者の参加を誘導して知的財産研究の裾野を広げ、知的財産関連研究者・専門家たちのネットワーク構築及び情報共有を活性化することで専門性を強化した意見収集の場として活用した。

<表 I-2-3> 2021年フォーラム・シンポジウムなどの開催内容

行事名
2021知的財産政策フォーラム (「IP生態系作りのための知的財産取引の活性化」、「データ法の争点と課題」、「創業・中小企業支援のためのIP金融の活性化」、「未来成長と知的財産の役割」)

知的財産権に対する大学(院)生の関心と研究意欲を高め、研究人材を発掘するために「第16回大学(院)生知的財産優秀論文公募展」を開催した。公募展参加申請学生たちを対象に論文作成法教育、研究方向に対するメンターリングを通じて論文のクオリティを高め、広報、ワークショップメンターなど公募展運営全般において既受賞者を活用することで、知的財産分野の友好的なネットワークとして構築した。

知的財産関連の専門統計学術誌である「知識財産研究」は知的財産関連法、経済・経営、科学・技術分野の研究成果を発刊・普及するための季刊誌で、年4回(3月、6月、9月、12月)発刊された。現在韓国研究財団の登載誌として運営されており、2013年から2021年まで知的財産分野学術誌の中で最も高い引用率を維持している。

知的財産専門図書館は知的財産を研究する上で必要な専門資料を収集・整理・蓄積し、研究者に迅速に提供するために設立され、現在単行本約13,785冊、研究報告書4,901冊、フォーラムセミナー資料631冊、定期刊行物8,712冊など計28,029冊に達する膨大な資料を提供している。国内知的財産関係機関との図書館利用協定締結を通じて知的財産専門情報に対するアクセシビリティの向上及び資料利用の拡大を推進している。また、図書館が提供する学術DBとE-Journalの場合、自宅やオフィスなど外部か

らもアクセスできるように遠隔アクセスシステムを導入して運営するなど積極的に利用者の利便性を高めている。そして、毎年文化体育観光部が主管する「全国図書館運営評価専門図書館部門」でも高い点数を獲得し、図書館運営の専門性が認められた。(計81点獲得/専門図書館平均55点)

<表 I-2-4> 大学(院)生知的財産優秀論文公募展の受付状況

区分		2019年	2020年	2021年
受付チーム数	大学生	31チーム	26チーム	13チーム
	大学院生	13チーム	9チーム	12チーム
合計		44チーム	35チーム	25チーム

<図 I-2-3> 知的財産専門図書館



<知識財産専門図書館の内部>



<知識財産専門図書館の書架>

3) 知的財産基礎研究の支援

第4次産業革命時代の到来、新技術の発展などに対応し、知的財産制度が革新に向けた発明意欲を高めるといった目的を効果的に達成できるよう、法律・経済・経営など多様な分野の知的財産 이슈と知的財産分野の海外法制度及び政策状況を体系的に分析して基礎資料を提供し、実証的な研究を通じて国家知的財産政策及び企業の知的財産権戦略の策定を支援している。

知的財産権制度及び政策の国際的な推移を持続的に把握し、体系的に分析するため、海外主要国の知的財産関連の法・制度を研究しており、国際規範の形成過程において能動的・先制的に対応するための対外協力研究、知的財産紛争・ライセンス関連情報など国家及び企業の戦略的意思決定に有用な調査・分析、知的財産創出・活用と革新

に対する実証分析研究などを通じて基礎資料の蓄積と方法論の開発が行われている。特に、第4次産業革命など技術環境の変化による新しいパラダイムに対応するための制度改善方策に対する中長期研究計画が策定され、2017年から続いている。

知的財産の基礎研究を通じて蓄積された研究結果は国内の知的財産及び技術革新関連の研究を活性化する土台となり、知的財産政策とあらゆる経済部門との関連性分析、特許政策の効果に対する分析を通じて政策執行妥当性の確保及び新しい政策開発の基本資料として活用されている。特に、2021年の1年間507件のマスコミ報道で研究結果が引用され、2011年以後基礎研究の成果が知的財産関係法令の制定・改正、国家知的財産委員会の案件開発、FTA・WIPO交渉案の策定などで1,545件活用された。その他にも研究結果の拡散及び成果活用度の向上のためにオン・オフラインを通じた多様な方法の広報を強化した結果、報告書の利用件数が毎年20%以上増加するなど民間利用が広がっている。

<表 I - 2 - 5> 2021年知的財産基礎研究の主要内容

区分	課題の概要
未来戦略研究	第4次産業革命による環境変化をマクロ的に眺めて変化に対応し、知的財産パラダイムシフトのための理論的根拠に関する研究
法・制度研究	国内法の改正経過と関連国法との比較法的検討を通じて対外環境変化に能動的に対処できる基盤構築、関連国の知的財産関連法律・判例・政策の理解と対応
対外協力研究	国際通商、国際協力及び国際調和などと関連する多様な国際関係イシューに対応するため、国際動向を踏まえた知的財産政策及び対応戦略の策定研究
調査・分析研究	韓国企業の国際知財権紛争状況及び対応活動実態を把握して関連政策を効果的に設計する上で必要な基礎資料を生成
革新・経済研究	企業の革新活動を実質的に活性化できる租税支援方法の構築及び知的財産観点での研究開発(R&D)効率性強化のための実証分析など知的財産政策及び戦略方向設定のための情報提供

ハ. 評価及び発展方向

知的財産インフラ構築事業を通じて提供される知的財産関連の懸案イシューに対する情報サービスは、主要国政策の核心内容に対する深層分析を通じて韓国政府に政策

的示唆を与えると同時に、国民向け情報サービスを提供することで情報アクセシビリティを高めている。また、国内外知的財産専門家間の交流・協力を支援し、法・経済・経営・科学技術など各学問分野と関連するテーマを選定して融合研究を行うことで、多様な研究が可能になるように研究範囲を拡大している。そして、国家と企業の知的財産戦略、知財権関連の国内外紛争に対する効率的な対応策の策定を支援することで、韓国の国家知的財産競争力の向上に貢献するために取り組んでいる。

特許庁は知的財産研究基盤を構築するため、知的財産制度及び関連イシューに対する情報及び分析結果を多様な形態で提供することで、知的財産研究情報に対する一般人・専門家・政策立案者など多様な需要者からのニーズに応えられるよう努力を傾けていく計画である。

特に、知的財産研究の土台となる中長期基礎研究を強化するが、第4次産業革命など技術環境の急激な変化が続くと予想されることから、それに対応するための研究を引き続き推進し、メタバースなどの新技術、デジタルトランスフォーメーションなど社会的・政策的にイシューとなっている分野に対して知的財産観点からの対応研究を新規推進し、国家競争力の側面から知的財産の重要性が一層浮き彫りになるだけに、知的財産の経済的な波及効果に対する中長期研究を推進する計画である。

3. 知的財産権貿易収支を基にした知的財産政策の策定

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 イ・ジョン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権貿易とは知的財産権の提供者(供給)と受領者(需要)間の国際取引に対する契約と条件によって金銭的な補償が伴う取引を指し、既存の知的財産関連貿易統計は国際通貨基金(IMF)の基準による「知的財産権使用料収支」と経済協力開発機構(OECD)の基準による「技術貿易統計」があった。

しかし、既存統計は国際基準に囚われているため、知的財産権の輸出入状況を正確かつ具体的に把握するには限界があるという問題が持続的に提起された。このような状況の中で特許庁は韓国の知的財産権国際取引状況を総合的・体系的に分析できる貿易統計を算出するため、韓国銀行と2014年5月にMOUを締結し、相互業務協議を経て2015年「知的財産権貿易収支」を新規開発して公表した。

2015年5月から韓国銀行の経済統計システム(ECOS)を通じて提供される「知的財産権貿易収支」統計は知的財産権に特化した貿易収支統計であり、既存の知的財産権関連の貿易収支統計より構成項目や編製方法などでより包括的・体系的である。何よりも特許権、デザイン権、著作権など全類型に対する使用料と売買取引が含まれているため、既存統計より包括的な取引内容が把握できる。

知的財産権貿易収支が開発されて以来、韓国の知的財産権貿易収支は赤字が続いているが、2021年知的財産権貿易収支は△0.3億ドルで、統計作成以来最も少ない規模の赤字を記録し、黒字転換が迫っている。これはCOVID-19によって海外現地法人の生産が委縮して急減していた特許・実用新案権の輸出が回復し、音楽・映像の著作権輸出の増加で文化芸術著作権の黒字規模が拡大したことが影響したものと見られる。

<表 I -2-6> 年度別知的財産権の貿易収支

(単位：億ドル)

区分		2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
貿易収支(輸出-輸入)		△40.0	△16.6	△16.9	△6.1	△5.3	△20.2	△0.3
輸出	知的財産権の輸出	100.3	108.9	122.7	150.2	154.1	154.2	208.6
輸入	知的財産権の輸入	140.4	125.5	139.6	156.3	159.3	174.4	208.9
貿易取引量(輸出+輸入)		240.7	234.4	262.3	306.5	313.4	328.5	417.6
貿易収支比(輸出/輸入)		0.71	0.87	0.88	0.96	0.97	0.88	0.99

* 出処：韓国銀行経済統計システム、2021年数値は暫定値

ロ. 推進内容及び成果

知的財産権の国際取引に対する包括的な統計を作成することはそのものでも意味があるが、外国為替取引情報へのアクセスが不可能で知的財産権貿易収支赤字に対する解釈及び改善策を講じる上で限界があった。そこで、統計の有用性及び政策的な活用度を高めるため、外国為替資料に対するアクセシビリティを高めるための取り組みを続けてきた。その結果、発明振興法第20条の8(産業財産権統計と指標の調査・分析)改正を通じて産業財産権と関連する外国為替取引情報アクセスに対する法的根拠作りが行われ、2018年に初めて知的財産権貿易収支に対するより具体的な実態が把握できた。

産業財産権取引が一定規模以上(1年間100万ドル以上)の機関の2020年産業財産権貿易活動(暫定)を機関形態別に調べてみた結果、国内機関は輸入(55.6億ドル)が輸出(40.0億ドル)を上回って15.6億ドル赤字を記録し、外国投資企業もまた輸出(3.4億ドル)より輸入(21.5億ドル)が多く、18.1億ドル赤字を記録した。国内機関の取引のうち輸出の92.2%、輸入の91.7%を大企業が占めたことに比べて、外国投資企業の取引のうち輸出の98.4%、輸入の91.0%を中小・中堅企業が占め、企業規模別の活動に差が見られた。また、国内機関は特許及び実用新案権取引を中心に赤字を記録したが、一方外国投資企業は商標及びフランチャイズ権取引を中心に赤字を記録した。産業財産権輸出入上位トップ10の機関が全体取引で占める割合は其々輸出の84.7%、輸入の73.4%で、商品輸出入の上位トップ10の機関が全体取引で占める割合(商品輸出の35.4%、商品輸入の26.7%)に比べて貿易集中度が極めて高いことが分かった。輸出または輸入活動だけの一方向取引は輸出の17.6%、輸入の30.9%を占め、輸出と輸入活動を並行する双方向取引は輸出の82.4%、輸入の69.1%を占めた。国家別の取引では米国、イギリス、日本との取引で持続的な赤字を記録し、中国、ベトナムとの取引で黒字を記録した。

深層分析産業は素材・部品・装備分野を選定し、素材・部品・装備分野の範囲は「素材・部品・装備産業の競争力強化に向けた特別措置法施行令」第2条に従った。素材・部品・装備分野を主要業種とする企業の最近5年間産業財産権貿易収支は輸出規模に比べて輸入規模が大きく、持続的に貿易収支の赤字を記録した。特に、2020年産業財産権の輸出と輸入は前年比いずれも減少し、輸入規模の減少幅に比べて輸出規

模の減少幅が大きく、貿易収支の赤字規模が拡大した。国家別に見ると米国、イギリス、日本、スウェーデン、フィンランドなどを相手に持続的に赤字が発生し、ベトナム、中国、インドに対しては持続的に黒字を記録している。商品取引と連携して分析した結果、日本・スウェーデンなど製造強国との取引において産業財産権と商品取引でいずれも赤字を記録し、依存度が高いことがわかった。一方、ベトナム・中国・インドなどとの取引では韓国企業が海外に進出した結果、産業財産権、商品取引でいずれも黒字を記録した。素材・部品・装備関連企業の特許活動(2010年～2020年)を調べると、特許出願が2014年まで右肩上がりであったが、2015年～2016年の間に減少、以後再び増加傾向にある。2010年～2020年累積基準、韓国での特許活動が51.0%で最も多い比重を占め、米国15.3%、中国10.1%などであった。

素材分野(繊維製品、化学物質及び化学製品、医療用物質及び医薬品、ゴム及びプラスチック製品、非金属鉱物及び1次金属)関連企業の産業財産権国際取引を調べると、2016年には特許及び実用新案権の輸出増加に伴い小幅の赤字を記録したが、2017年から赤字規模が増加した。産業財産権関連の主要取引国家は日本、米国、中国、フランス、イギリス、ベトナム、ドイツ、ベルギーの順であり、このうち日本、米国、フランス、イギリス、ドイツ、ベルギーなどとの取引で赤字を記録した。

産業財産権取引で黒字を記録した自動車産業のうち、関連部品分野の産業財産権の国際取引活動を調べて見ると、2019年まで黒字を維持したが、2020年小幅の赤字を記録した。産業財産権関連の主要取引国家は中国、ドイツ、米国、日本、チェコ、インド、イギリス、スロバキアの順であり、中国、米国、チェコ、インド、スロバキアとの取引で黒字を記録したが、一方ドイツ、日本、イギリスなどを対象にした取引では赤字を記録した。

2020年産業財産権貿易活動(暫定)における素材分野の赤字は特許及び実用新案権(△1.67億ドル)を中心に発生し、自動車部品分野の赤字は商標及びフランチャイズ権(△0.88億ドル)を中心に発生し、分野別産業財産権取引活動が異なる特徴を持っていることが分かった。

ハ. 評価及び発展方向

グローバル市場において特許など知識財産権関連市場規模が急激に拡大する中で、「知的財産権貿易収支」統計は韓国の知的財産権国際取引状況を把握する上で有用な情報になると期待される。今後も持続的な実態把握を通じて知的財産取引の主要特徴と推移を導出し、産業別細部分析も続ける予定である。特許庁は知財権貿易収支の実態把握を通じて得た結果を知的財産の政策立案に積極的に反映し、知的財産権貿易収支の改善に向けて取り組む予定である。

第2編 信頼される審査・審判サービスの提供

第1章 産業観点からの審査・審判品質の高度化

第1節 特許・実用新案の審査分野

1. 概観

特許審査企画局 特許審査総括課 技術書記官 シン・ジンソプ

第4次産業革命時代の到来による産業環境の急激な変化とデジタルトランスフォーメーション、そして米国と中国の貿易摩擦など技術覇権の掌握に向けた国際競争が熾烈になっている状況の中で、技術覇権の鍵を握る特許の重要性はさらに大きくなっている。このような競争で生き残るためには特許基盤技術を通じた企業の安定的な事業化と特許情報をうまく活用することが重要であり、正確な審査サービスの提供で特許の品質を高める必要がある。特許庁は急変している産業環境に最適な審査環境を構築するため、産業特性に適した審査組織への改編、審査人材の増員、先行技術調査事業の拡大、産業戦略による特許審査政策の策定など韓国企業が強力な特許を武器に海外市場をリードしていけるよう支援している。

特許庁はAI、ビッグデータ、IoT、自動運転車など異種技術が融合・複合された第4次産業革命技術特性に適した審査システムを構築するため、融合・複合技術審査局を新設した。審査方式も個別専門分野の審査官が協力し合い、融合・複合技術分野特許出願に対する審査を行うことで最高の審査結果が出せるよう、3人協議審査に変えた。2019年以後第4次産業革命関連技術など融合・複合技術分野審査件に対して新設組織である融合・複合技術審査局が中心となって協議審査を行い、2020年4,184件、2021年4,718件の協議審査を行った。そして、検索充実性及び特許認否判断の正確性向上など効果が確認された3人協議審査を2022年からは全審査局において半導体、バッテリー、バイオなど国家核心技術関連出願などに拡大して施行する予定である。

また、高品質の審査サービスを提供するために2018年導入した特許チーム長中心の品質管理システムをさらに強化した。そのために「審査技術分野別特許チーム運営規

則」を制定することで特許チーム長の地位を強化し、3人協議審査の品質管理責任を与えた。審査官の自発的な能力強化のために「今月の審査官」及び「今年の審査官」褒賞制度及び審査マイレージの導入を通じて、奨励型審査品質管理システムも構築した。

一方、特許庁は産業界・研究機関とのコミュニケーションを通じて特許ユーザーからの声と産業現場の技術特性を積極的に反映するため、2019年産業・特許動向調査事業を推進した。また、2020年にはAI視覚知能、自動運転センサーなど16分野、2021年には自動運転車、AI基盤のディープフェイク技術、仮想融合、水素運送技術など15分野、計31分野の産業動向と特許データを分析することで、該当分野の産業・技術変化に能動的に対処する審査能力をより強化した。そして、技術特性別特許制度の改善、産業観点からの特許審査実務改善に向けたガイドの制定を推進した。

また、特許情報の積極的な活用のため、特許分類と産業品目(HS)コード、国家科学技術標準分類、産業技術分類と連携表を作成し、韓国の産業特性に適した独自分類システム(KPC)を構築することで、審査の効率性と正確性を高めた。これを通じて素材・部品及び異種技術分野別・産業品目別カスタマイズ型特許情報の提供が可能となった。

そして、COVID-19パンデミックに対応するために審査官と先行技術調査専門機関の調査員に対する一時的な在宅勤務を行い、新型コロナ危機の中でも審査サービスを支障なく提供し、安定的な審査システムを維持した。

特許庁は1948年第1号特許の登録以後、2000年には100万番目の特許登録、その9年後の2019年には200万番目の特許登録を達成したが、これは米国、フランス、イギリス、ドイツ、日本、中国に続いて世界で7番目である。2021年には約24万件の特許・実用新案が出願され、新型コロナ危機の中でも国内PCT出願が28,986件で前年比3.2%増加した。このように特許に対する関心と重要性が高くなるにつれ、特許創出のための研究・開発(R&D)革新活動がより活発になり、特許出願のスピードと出願量が増加している中で、特許庁は世界最高水準の特許審査処理期間の維持と高品質の審査サー

ビスを提供するために持続的に努力している。

2. 特許・実用新案の迅速な権利化及び審査品質の向上

特許審査企画局 特許審査総括課 農業事務官 ト・ヒョンミ
特許制度課 工業事務官 ハン・ジソン

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許出願規模としては中国、米国、日本に続いて世界4位水準であり、GDPに対する特許出願は世界1位水準で、特許出願の量的指標は世界的な水準である。また、IP5体制の定着、国家間審査協力体制の拡大などにより、国家別審査結果の相互比較及び活用の機会が増えつつある。このようなグローバル特許環境の中で韓国特許庁との審査協力及び審査品質に対する国際社会の関心が増えつつあり、韓国が知的財産強国としての地位を確固たるものにするためには特許・実用新案の迅速な権利化のみならず全世界から認められる高品質の審査サービスを提供しなければならない。

一方、国家間・企業間の特許紛争が継続して増加し、その内容もまた複雑になるにつれ、かつて外部からの特許攻勢に防御的に対応するため消極的な特許戦略を駆使してきた企業が徐々に特許を利潤創出の有用なツールとして認識し始め、市場確保、競合社に対する牽制などに積極的に活用している。また、企業の特許戦略が従来 of 量中心から質中心へと変わり、国際的な競争力を備えた「強い特許」の確保に向けた企業の努力はより熾烈さを増している。それだけでなく特許審査処理期間の短縮に対する外部顧客からの持続的な要求、国家間技術覇権争いの激化で高品質審査を通じた強い特許創出の重要性がますます大きくなっている。同時に、企業の知的財産投資・担保・保証の活性化でIP金融が2兆ウォン台(2020年)に急成長し、知的財産権故意侵害時の3倍賠償制度の導入(2019年7月施行)、合理的な実施料を算定する損害賠償の実現(2020年12月施行)などで企業の無形資産価値が高まるにつれ、正確な知的財産の価値評価と紛争予防のための「高品質特許審査サービス」の重要性が持続的に強調されている。

特許庁はこのような対内外的な環境変化と需要者からのニーズを踏まえて、審査政策のパラダイムを審査処理期間の短縮から世界最高水準の高品質特許審査サービスの提供に転換した。そこで審査品質を高めるための核心要素である審査人材の増員及び審査官能力強化を持続的に推進している。また、第4次産業革命技術分野に対する支援を強化し、審査の専門性を高めるため、「融合・複合技術審査局」を新設し(2019年11月)、産業現場の外部専門家が審査に参加する現場コミュニケーション型協力審査を拡大した。一方、審査の全段階における出願人－審査官のコミュニケーションを強化した深層面談・一括審査など出願人カスタマイズ型審査サービスの提供など様々な努力を傾けている。特に、2020年と2021年には新型コロナウイルス感染症の拡散による国家危機状況の中で、感染拡大防止対策に積極的に対応するとともに安定的な審査システムを維持するため、審査官の一時的な在宅勤務の推進、テレビ電話面談・電話面談の活性化など非対面業務システムを強化した。

特許庁のこのような取り組みは技術競争力を備えた強い特許の安定的な権利化を支援することで、不必要な特許で引き起こる無駄な紛争による社会的な費用を減らし、さらに技術革新を通じた産業発展に寄与することにその目的があると言える。同時に、これは国内外の出願人に先進国水準の高品質の特許審査サービスを提供することで、最高知的財産行政機関としての韓国特許庁の国際的なプレゼンスを高め、グローバル特許システムの構築において韓国がリーダーとしての役割を果たせるためのものである。

ロ. 推進内容及び成果

1) 安定的な審査処理期間の維持で迅速な権利化を持続的に推進

韓国の特許出願規模は中国、米国、日本に続いて世界4位水準であるが、特許審査人材は主要国に比べて非常に少ない状況である。それにより相対的に少ない人数で大量の審査物量を処理しているため、特許審査官1人当たり処理件数が206件(2020年)水準で、主要国である米国73件、ヨーロッパ58件、中国91件、日本164件に比べて極め

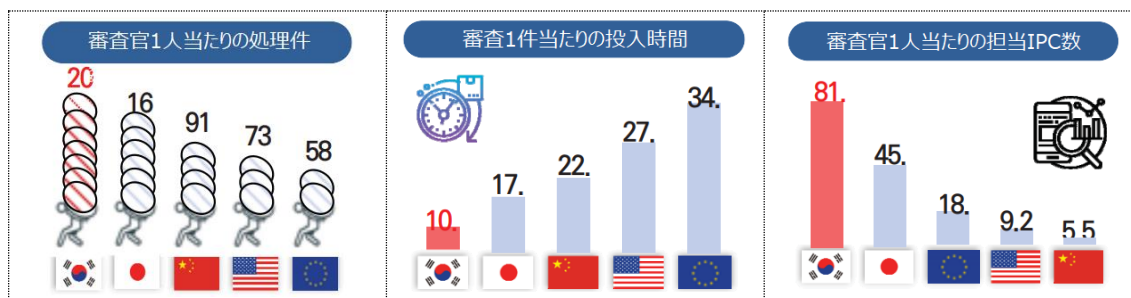
て高い。

しかし、特許顧客はスムーズな事業推進のため迅速な審査処理を通じた早期権利化を好み、特許審査処理期間を11.7カ月から10カ月に短縮した場合、GDP1.4兆ウォン増加の効果が表れるという韓国知的財産研究院の研究結果(2013年)からもわかるように、安定的な審査処理期間の維持は重要な課題である。一方、2019年800余りの企業・公共機関を対象としたアンケート調査の結果(出处:「出願人のニーズを反映した適正特許審査処理期間の導出及び影響分析—対策研究」、知的財産研究院、2019年)によれば、64.3%が一般審査7~9カ月水準の審査処理期間を希望し、14カ月以上の処理期間を希望する出願人は約2%に過ぎなかった。

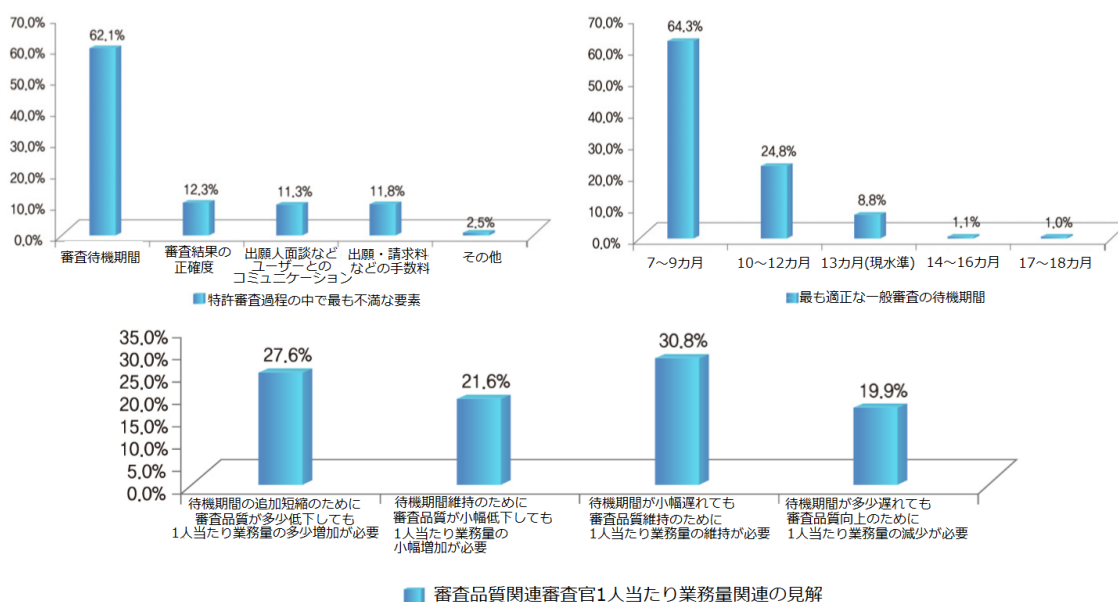
特に、2020年及び2021年審査処理環境は審査請求期間の短縮(5→3年、2017年3月1日特許法施行)及び国内特許・実用新案出願の増加(前年比2019年3.8%増加、2020年3.3%増加、2021年4.4%増加)によって審査請求量が急増しているため(前年比2019年1.3%増加、2020年21.0%増加、2021年3.7%増加)、審査処理期間の遅延を最小化するために先制的な対応が重要な時期であった。それだけでなく2020年及び2021年COVID-19による国家危機状況の中で、感染拡大防止対策に積極的に対応しつつ、審査行政業務を問題なく行うための対策が急がれた。

審査処理期間が遅れる場合、その余波が数年にわたって積み重なるため、特許権利化遅延による韓国企業の競争力弱体化及び出願人の不便を招く恐れがある。一方、審査処理期間を維持するために審査官の業務量を急激に増やす場合、主要国に比べて過剰な1人当たり処理件数がさらに増加することで、1件当たり審査投入時間が減り、審査品質の低下につながる恐れがある。しかし、特許顧客は審査の適時性だけでなく、審査品質も重要視するため、現在の厳しい審査処理環境の中で品質を維持しつつ安定的な審査処理期間を管理することは非常に難しい問題である。

＜2020年主要国特許庁の審査処理環境の比較＞



※国際特許分類 (IPC : International Patent Classification) には75,548個の分類が存在 (2020年)



2021年にはこのような厳しい審査処理環境を克服しながら審査品質を適正水準に維持するため、関係省庁との協力の下で審査人材の増員に力を入れた。また、一般審査官の業務量は前年度と同水準を維持しつつ、審査管理人材及び審査関係部署などの審査政策・支援人材に審査業務を一定量負担させ、自発的に参加する審査官に限り超過物量を処理させるなど、特許庁を挙げた努力を傾けた。また、新型コロナウイルスの拡散防止に向けた措置として、特許庁の審査官と先行技術調査業務を行う調査機関調査員の一時的な在宅勤務を積極的に推進し、出願人に対するテレビ電話面談・電話面談の活性化など非対面業務システムを強化した。

その結果、持続的に増加している出願量及び請求物量、COVID-19の拡散による審査

業務環境の悪化にもかかわらず、審査処理期間の遅延を最小限に抑え、先進国水準の特許審査処理期間である12カ月前半台(2021年、12.2カ月/2020年、11.1カ月)を維持した。

また、前述した800社余りの企業・公共機関を対象にしたアンケート調査の結果(2019年)、出願人は速い審査処理期間を要求しているが、一方審査処理期間が少し遅れても審査品質を維持するために審査官の業務量を維持または減らす必要があると答えた意見が半分程度(50.7%)であり、審査処理期間とともに審査品質も重視していることがわかった。したがって、限られた審査資源でも審査の適時性を維持しつつ審査品質も高められる審査政策及びシステムを発掘し、制度を改善していく努力が持続的に求められる。

2) 産業構造の変化に対応した技術専門性中心の特許審査システムの構築

第4次産業革命技術を活用した新サービス業の登場など産業構造の変化に迅速に対応するため、2019年11月第4次産業革命関連融合・複合技術を専門的に担当して審査する「融合・複合技術審査局」を新設した。そのために特許法施行令及び告示に記載された第4次産業革命関連7大技術分野(人工知能、モノのインターネット、3次元プリンティング、自動運転車、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、知能型ロボット)と該当特許分類を融合・複合技術局の審査課及び業務範囲として割り当てた。新設された融合・複合技術審査局は6つの審査課、24の特許チームで構成され、融合・複合及び第4次産業革命技術に対する高品質審査を支援するために業務方式を改善するなど審査システムを革新した。

まず、産業界との緊密なコミュニケーションを通じて単一技術中心の現審査基準が融合・複合産業に規制として作用しないよう、融合・複合効果の特許性認定など目まぐるしく変わる産業界の状況が反映できるよう審査基準を改善している。

また、審査方式を改善し、特許チーム長、主審査官、副審査官の3人が各技術分野を協議して特許判断を補完するように審査官3人協議審査システムを構築し、2019年1

1～12月に525件の3人協議審査を試験的に行った。以後、2020年には4,184件、2021年には4,718件に3人協議物量を持続的に拡大した。その結果、3人協議審査件の場合、特許審査過程で最も重要な要素である先行技術(類似・同一技術)検索過程の充実性と関連する指標である非特許文献(論文など)の添付率、特許1件当たり先行文献検索回数などが改善された。また、正確な審査を通じて、特許裁判所の拒絶決定不服審判による取消差戻率が減少するなど、審査品質の面で肯定的な効果が確認できた。また、これまで審査品質向上効果が表れた3人協議審査を2022年には融合・複合技術審査局の他にも全審査局の技術分野に拡大し、約7,000件余りの3人協議審査を推進する計画である。一方、融合・複合技術審査過程で革新・創意的な技術を保有する有望企業の発掘を支援し、積極的に現場とコミュニケーションを取ることで、韓国企業が第4次産業革命分野に対して権利範囲が広く法的安定性の高い「強い特許」を確保するよう持続的に取り組んでいく予定である。

<3人協議審査の品質分析>

区分(2020年)	単独審査	3人協議審査
非特許文献(論文など)の添付率	14.1%	16.7%
特許1件当たり先行文献検索回数	11.8件	18.2件
特許裁判所の拒絶決定不服審判審決による「取消差戻率」	33.0%	28.6%

2019年11月には技術革新を促進するとともに産業競争力を強化するため、階層別産業構造によって「特許審査企画局(総括)」、「特許審査1局(基盤産業)」、「特許審査2局(主力産業)」、「特許審査3局(成長産業)」で構成されている既存の審査局システムを、産業別技術分類システムと連携して改編した。そのため、世界知的所有権機関(WIPO)の国際特許分類(IPC)を5つの大技術分野及び35の細部技術分野にグループ化した原則を適用し、5つの技術分野のうち電気、機械、化学、その他(土木工学、その他消費財物品など生活安全と関連する技術に該当)は各々電気通信技術審査局、機械金属技術審査局、化学生命技術審査局、特許審査企画局に割り当て、器具(Instrument)は多様な技術分野が混在しているため、電気、機械、化学技術分野の類似細部技術分野に独自再分類を行った。

改編された審査組織(融合・複合技術審査局を除く)は4局29課128チームで構成される。各審査組織の新しい役割と機能を見ると、まず特許審査企画局では国際特許審査の遂行及び海外特許庁との審査協力などを通じて韓国企業の迅速な海外特許の獲得と特許権保護支援に向けた特許政策を強化し、生活用品・農林水産食品など国民安全と密接な技術分野に対して差別化された特許審査を行った。また、電気通信技術審査局では国際標準化会議の出席及び情報共有などで標準技術の専門性を強化することでグローバル企業及びパテント・トロールなどの標準必須特許に対する審査を強化し、国際標準化政府対応班に参加して韓国企業技術の国際標準化採択を支援するなど産業界支援政策を継続して推進している。そして、化学生命技術審査局では化学・バイオ・生命分野の審査を推進し、名古屋議定書による遺伝資源活用制限及び出処公開など国際知的財産権規約議論に向けた国際交渉支援業務を推進する。同時に、機械金属技術審査局では製造業ルネサンスの基盤を構築するため、自動車・造船など地域産業団地及び基礎製造業別に「知的財産協議体」を構成・運営することで、地方企業の特許戦略策定を支援している。

特許審査システムの改編により、韓国企業の第4次産業革命関連技術に対する高品質特許権の確保を支援する基盤が整えられ、技術分野別に審査組織が再編されたことで、同一技術分野間の審査一貫性と技術専門性をさらに高めることができる組織システムを構築した。

同時に、現場の技術資料及び専門家の知識を審査に活用するために運営している公衆審査制度を持続的に活用し、技術分野別に構成されているIP協議体などを中心に産業界とのコミュニケーションをさらに拡大していく計画である。一方、各々の産業特性を考慮したカスタマイズ型特許審査政策を講じることで、急変しているグローバル市場で韓国企業が競争に勝ち抜けるよう継続して支援していく計画である。

< 特許審査組織及び所管業務 >

区分	所管業務及び構成
----	----------

特許審査企画局	<ul style="list-style-type: none"> ・(特許審査総括課)特許審査政策の総括 ・(特許制度課)特許法/制度/審査基準業務 ・生活用品、食品生物資源、住居基盤、家電製品など生活安全関連技術を審査する4つの審査課 ・国際特許出願を審査する2つの審査課
融合・複合技術審査局	<ul style="list-style-type: none"> ・人工知能ビックデータ、モノのインターネット、バイオヘルスケア、知能型ロボット、自動運転、スマート製造など第4次産業革命または未来有望産業関連技術を審査する6つの審査課
電気通信技術審査局	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、コンピュータ、半導体、通信、ディスプレイ、電子商取引、電子部品、放送メディアなど電気通信関連技術を審査する8つの審査課
化学生命技術審査局	<ul style="list-style-type: none"> ・有機化学、薬品化学、基礎材料化学、次世代エネルギー、高分子繊維、医療技術、環境技術など化学生命関連技術を審査する7つの審査課
機械金属技術審査局	<ul style="list-style-type: none"> ・一般機械、制御機械、建設技術、自動車、動力技術、運送機械、計測機械、材料金属など機械金属関連技術を審査する8つの審査課

＜IP協議体の運営状況＞

審査局	IP協議体	審査局	IP協議体
特許審査企画局	機能性食品IP協議体	電気通信技術審査局	EV(Electric Vehicle)駆動技術IP協議体
	農林水産食品IP協議体		コンピュータIP協議体
融合・複合技術審査局	人工知能IP協議体		次世代半導体IP協議体
	IoT IP協議体		通信IP協議体
	バイオIP協議体		ディスプレイIP協議体
	生命情報IP協議体		電子商取引IP協議体
	ロボットIP協議体		電子部品IP協議体
	自動運転IP協議体		放送メディアIP協議体
	3DプリンティングIP協議体		
化学生命技術審査局	国家炭素素材IP協議体		機械金属技術審査局
	バイオ医薬IP協議体	建設技術IP協議体	
	OLED用化合物IP協議体	金属IP協議体	
	医療機器IP協議体	自動車産業IP協議体	

3)特許チーム長中心の「コミュニケーション型審査品質管理」及び審査専門性の向上

「審査品質管理革新(2018年7月)」システムの導入により従来評価中心の審査品質管理から特許チーム長中心のコミュニケーション型品質管理に切り替えた。2019年には特許チーム長中心の品質管理システムをより強化するため、「審査技術分野別特許チーム運営規則(訓令)」を制定(2019年5月)して「特許チーム/特許チーム長」の根拠

規定を設けることで特許チーム長の地位を強化し、特許チーム長に3人協議審査品質管理の責任を与えるなど特許チーム長中心の品質管理システムの定着を図った。また、類似産業単位に特許審査チームを拡大(138個から152個)することで審査専門性を強化し(2019年11月)、特実審査人材運用方式改善策を講じて(2020年3月)専門性を考慮した審査人材の配置及び人員補充など運用プロセスを改善した。このような審査品質及び専門性向上に向けた努力、持続的なチーム長中心のコミュニケーション文化の拡散などでコミュニケーション型協議審査件数が2017年1,942件から2021年5,542件に増加するなど、審査過程の充実度指標が改善されることが確認された。それだけでなくこのような高品質審査サービスの提供に向けた努力を通じて、国民受入度及び登録特許の安定性指標が高まる結果となった。

区分		2017	2018	2019	2020	2021
審査過程の 充実度	特許1件当たり先行文献閲覧件数(件)	25.9	28.0	30.9	30.6	31.1
	出願人との深層面談(件)	1,462	2,509	3,449	3,945	5,632
	審査官間の協議審査(件)	1,942	2,234	2,759	5,159	5,542
審査結果の 国民受入度	100-特許拒絶決定不服審判請求率	93.2%	93.6%	94.5%	95.6%	95.3%
登録特許の 安定性	100-無効審判請求率	99.56%	99.61%	99.62%	99.72%	99.7%

「奨励型品質管理システム」に一形態として、審査能力に優れた審査官にインセンティブを提供する「今月の審査官」、「審査品質コンテスト」、「審査名匠」のような審査官褒賞制度を運営した。また、審査官の士気を高め、審査品質向上効果を高めるため、多様な職級及び技術分野の審査官が褒賞を受けられる方向で褒賞制度を改善し、産業革新支援事業活性化のための褒賞を新設した(2020年5月)。同時に、特許審査は限られた検索時間内に適正先行技術を検索するために効果的な検索戦略を立て、それに対する集中的な検索で発明の新規性、進歩性などを判断するものである。このような検索の重要性を踏まえて、検索過程、結果、戦略など先行技術検索が優秀な事例を発掘し、その検索ノウハウを審査業務に活用できるよう、2004年から毎年先行技術検索コンテストが開催している。一方、2021年12月に開催された先行技術検索コンテストは1年間審査官が審査する、または調査員が先行技術を検索した件の中から最

も優秀であると判断される件に対してノウハウを共有する方法で行われた。審査官の単独・一般協議・3人協議検索部門と調査員の一般・PCT検索部門に分けて開催された。また、審査官及び調査員が各自保有している審査件または調査件のうち任意選定された件の検索戦略、検索履歴、構成対比表を提出すると、それに対して①検索戦略の適正性、②検索充実性、③検索結果の妥当性、④検索効率性の項目別に評価表基準に沿って評価する方式で運営され、コンテストの結果2021年には計30人の審査官と15人の調査員を対象に褒賞し、優秀事例を共有することで、審査官及び調査員の審査能力強化を通じた審査品質の向上に貢献した。

4) 政策顧客とのコミュニケーション型審査システムの運営

イ) 予備審査

深層面談制度の中の一つである予備審査は審査着手前に出願人などと審査官が対面面談を通じて審査意見を交換することで正確な審査及び迅速な権利化を図るための制度である。

申請できる対象は優先審査決定出願の中で①審査負担度などを基準に全体特許分類の平均難度以上の高難度特許分類に該当する出願、②韓国中小企業のPCT出願が多い技術分類に該当する出願としている。

予備審査は優先審査決定後14日以内のみ申請可能である。予備審査が決まれば審査官は予備審査結果通知書を面談日の7日前まで提供する。予備審査結果通知書には先行技術文献と特許性に対する意見が記載されている。したがって、審査官と面談する時に予備審査の結果に対する事前理解度が高いため、より深みのある意見交換が可能である。また、出願人も予備審査を利用して具体的な補正案を審査官と討議できるため、施行錯誤が減り、迅速かつ正確な権利化が可能である。

予備審査の申請件数は2020年には838件、2021年1,990件で2.3倍以上増加した。これはCOVID-19によるテレビ電話面談需要の増加とともに、予備審査に対する弁理士業

界の認知度が高まったことで、申請量が急増したものと見られる。

一方、2020年8月から予備審査の対象に韓国中小企業のPCT出願が多い技術分類を追加、韓国中小企業の海外輸出のための迅速かつ正確な権利確保をサポートしている。

ロ) 補正案レビュー及び再審査面談

深層面談制度の一形態である補正案レビューと再審査面談は出願人などが提出した予備補正案を審査官が予め検討し、面談を通じて補正案の拒絶理由解消可能性と補正方向を議論することで、追加拒絶理由通知を減らすなど審査の効率性を高めるための制度である。

補正案レビューは意見提出通知後、補正書提出期限内に申請可能であり、再審査面談は拒絶決定後、再審査申請期間前に申請できる。

補正案レビューの申請件数は205件であった2015年以後急激に増え、2020年には2,362件、2021年には2,655件に増加し、再審査面談もまた2020年には745件、2021年には983件の申請件数を記録した。

ハ) 一括審査

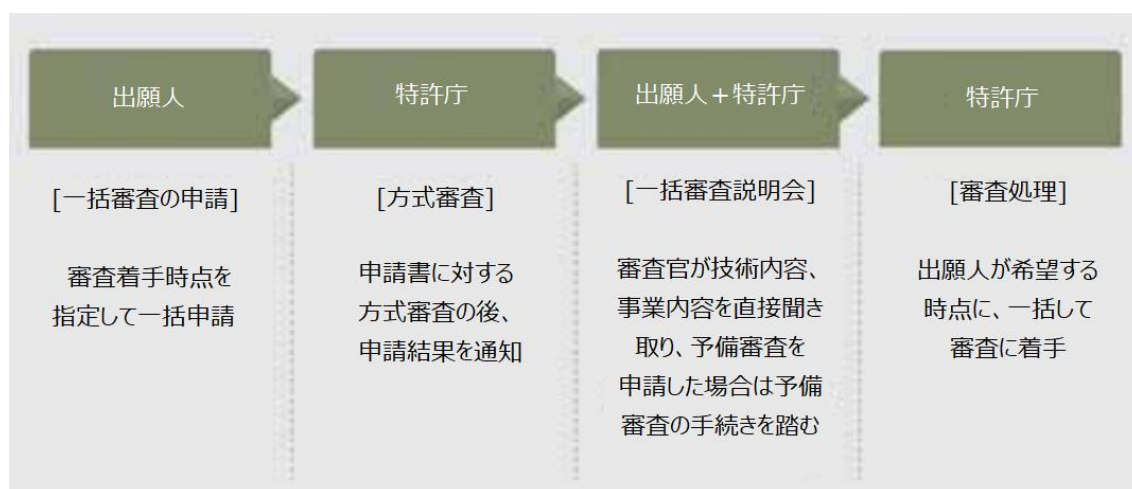
一括審査制度は一つの製品群(サービスを含む)または同一産業に関連する複数の特許・実用新案登録・商標登録・デザイン登録の出願に対して出願人が希望する時期に一括して審査する制度である。この制度を利用すれば、企業の事業戦略によって希望する時期に権利化することができるため、新製品発売時期の前に製品に対する知的財産権ポートフォリオを形成することに役立つ。

一括審査の申請対象は一つの製品に関連する特許・実用新案・商標・デザイン出願であり、「実施または実施準備中の出願」、「輸出促進に直接関連する出願」、「ベンチャー企業や技術革新型中小企業の出願」、「一人創造企業技術開発事業の結果に

関する出願」、「創業後3年以内の中小企業の出願」及び「同一国家新技術海外支援事業の結果に関連する出願」である。これを通じて企業は最適な市場規模を考慮した製品発売時期などに合わせて一つの製品に対する複数の知的財産権を一括して確保できる。

2019年には44件の出願が含まれた13件の一括審査申請があり、2020年には29件の出願が含まれた11件の一括審査申請があり、2021年には43件の出願が含まれた14件の一括審査申請があった。

2020年12月には第4次産業革命時代の到来による経済活動のデジタル化が加速していることを反映して一括審査告示を改正し、「一つの製品」と関連する要件を「一つの製品群(サービスを含む)」に拡大し、「創業後3年以内の中小企業の出願」も対象出願に追加した。



ハ. 評価及び発展方向

以上のように増加する審査物量に対する先制的な対応と優秀な人的資源の効果的な管理、産業構造の変化に対応した技術専門性中心の特許審査システムの構築、チーム長中心の品質管理システムの運営とコミュニケーション型協議審査の推進など様々な品質向上政策を施行した結果、審査処理期間の国際的な競争力を維持すると同時に、

高品質の審査サービスを提供する基盤を整えることができた。

一方、主要国水準の審査処理期間を維持しつつ審査品質を高める最も根本的な解決方法は審査人材の増員を通じた1人当たり審査処理件数の適正化である。今後特許庁は1人当たり処理件数を主要国水準に適正化するため、行政安全部など関係省庁との協議を通じて持続的に審査人材の増員を推進していく計画である。

同時に、現場コミュニケーション型公衆審査を通じた外部専門家グループとのコミュニケーションを通じて審査官の検索限界を補完し、業界の現状を審査に反映するなど肯定的な効果が表れているため、適合分野を発掘して持続的に本制度を活用する計画である。また、審査局の技術分野別知的財産協議体などを通じて産業現場の意見に耳を傾け、積極的にコミュニケーションを取りながら審査品質を持続的に高めていく計画である。

そして、審査の全段階において国民と直接コミュニケーションをとりながら協力し、最終的には高品質特許の創出に寄与することを目標としている予備審査、補正案レビュー、再審査面談などのカスタマイズ型審査サービスは、特許ユーザーから認められるコミュニケーション型審査協力制度として位置づけられ、申請する出願人が持続的に増えている。

今後も急変している産業環境の変化に対応して特許ユーザーの知的財産政策ニーズに応えつつ、韓国企業の競争力を強化するため、産業現場及び特許業界からの声により耳を傾け、現場との持続的なコミュニケーションを通じて特許審査行政サービスのクオリティを高める政策を持続的に発掘して推進する計画である。

3. 産業・特許動向分析を通じた審査能力の強化

特許審査企画局 特許審査総括課 工業事務官 キム・スンボム

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命、技術覇権争いなど韓国産業をめぐる内外の環境が急変しており、企業の生き残りや国家産業の持続的な成長のために特許の確保がいつになく重要となっている。

これまで特許庁は融合・複合審査専門担当組織と産業革新支援チームを新設(2019年11月)して特許審査レベルで第4次産業革命技術の浮上に備え、審査課別技術研究会の運営、特許庁-産業界のMOU締結などを通じて特許審査が産業現場と乖離しないよう力を入れてきた。しかし、特許庁審査官に対して特許権を与える「正確な判断者」としての役割を期待するだけでなく、産業に対する幅広い理解を基に企業の強い特許創出と革新成長を支援できる「産業イノベーター」としての役割まで期待するニーズは依然として存在する。

そこで、特許庁は特許を通じて技術発展を促進し、産業発展に貢献するという本来の目標を達成するため、「産業観点からの審査革新」事業を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

「産業観点からの審査革新」事業はチーム単位品質管理の主体である特許チーム長がリードして所管分野の産業・特許・審査動向を分析し、産業界と積極的にコミュニケーションを取ることで、産業別に差別化された技術特性がうまく反映できるカスタマイズ型審査政策を策定することが骨子となっている。

2021年にはAI基盤ディープフェイクの生成・探知技術、自動運転車、カーボンニュートラルなど15の分野に対して分析を行った。主要成果を見ると、AI基盤ディープフェイクの生成・探知技術分野ではディープフェイク技術の産業的価値及び韓国企業の国際的な特許競争力と有望分野を把握し、出願人が海外でも適切な保護範囲を確保できるよう、各国の特許制度の違いによる請求範囲作成ガイド案内方法及び実質的な海外出願メンタリング方法などを設けた。また、自動運転車分野では細部技術別の特許競争力分析を通じて、韓国の自動運転産業の弱点を確認し、協議審査の拡大など産業

特性に適したカスタマイズ型審査政策とIP協力ネットワーク構築など優秀特許確保支援策を導き出し、事業終了後にこれをさらに具体化して自動運転タイプ別の異種技術結合容易性・明細書記載要件などに対する判断基準及び実例が含まれた審査実務ガイドも設けることができた。

ハ．評価及び発展方向

以上のように「産業観点からの審査革新」事業を通じて、特許チームが所管産業分野に対する理解増進を基に、該当産業界の技術特性が反映された審査政策を直接策定するなど、特許審査組織の産業支援観点の審査能力強化が達成できた。2022年には産業分析の効率性・効用性を高めることで審査政策の産業支援効果をさらに高める予定である。

4. 特許分類システムの活用範囲の拡大

特許審査企画局 特許審査総括課 技術書記官 キム・サンウ

イ．推進背景及び概要

特許分類システムは膨大な量の特許文献を一定の技術的な特徴によって分類するシステムで、特許審査官の業務分掌、特許審査の一部である先行技術検索、特許動向分析などに活用される。特許庁は2015年から国際特許分類(IPC)とともにIPCをより細分化した先進特許分類(CPC)を導入して特許行政に活用している。

CPCは新技術を反映するスピードが速く(年4回改正)、IPCコード数の3倍を超えるコードを持つ極めて細分化された分類システムであるため、CPCコードを適切に活用する場合は精巧な先行技術の検索と特許ビッグデータの細密な観察が可能となる。このような長点を持つCPCをうまく活用して特許業務の効率性を高めようとする様々な試みがあった。

特許庁は先行技術の検索過程における標準技術文献の活用を拡大するため、2014年標準技術文献データベースを構築した。しかし、標準技術文献は標準範囲によって検索キーワードが変わるため、特許分類が与えられていない状況で一般的なキーワード検索では正確な検索結果を導出することが困難であった。このような点を補完するため、2019年9月から5G通信標準技術文献のうち審査官の活用程度が最も高い3GPP(3rd Generation Partnership Project、モバイル通信標準化グループ)の文献に対してCPCコードを与え始めた。

＜表Ⅱ-1-1＞特許分類システムの比較

分類システム	管理国	制定年度	コード数	特徴
IPC	WIPO*	1968年	7万6千個	・国際特許分類システム ・細分化の不足、検索効率性の低下
CPC	米国・ヨーロッパ	2013年	26万個	・米国・ヨーロッパが共同開発した分類システム ・IPCを基にコードを細分化

*世界知的所有権機関(WIPO、World Intellectual Property Organization)

ロ. 推進内容及び成果

2019年に3GPPの技術分科の中で無線アクセスネットワーク(RAN)分野のワーキンググループ(WG1)内の30,889件の標準技術文献にCPCコードを付与したことに続いて、2020年には38,602件の標準技術文献に追加でCPCコードを付与した。また、2021年には対象技術分科を拡大して無線アクセスネットワーク(RAN)分野及びサービス及びシステム(SA)分野のワーキンググループ内69,455件の標準技術文献にCPCコードを付与した。


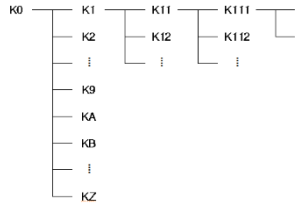
＜標準技術文献に対する特許分類コードの付与(例示)＞

3GPP TSG RAN WG1 Meeting #90bis R1-1717512
 Prague, CZ, 9th – 13th, October 2017
 Source: ZTE, Sanechips
 Title: Remaining details on group-common PDCCCH
 Agenda Item: 7.3.1.3
 Document for: Discussion and Decision

CPC : H04L5/0005
 H04L5/0053
 第4次産業分類 : Z01T 10/00(次世代通信分類)

一方、最近第4次産業革命などに伴う融合・複合技術の出願増加及び技術の複雑化・多様化によって既存のCPCコードでは特許文献を適切に細部的に分類できないケースが発生したことで、これを解消するためにCPC基盤の独自特許分類である韓国型革新特許分類システム(KPC)を導入することになった。KPCコードはCPCコードと分類互換性を持つとともに、活用性まで高められるようにCPCコードの拡張形態で設計された。

＜表Ⅱ－1－2＞KPCコード及び階層構造の説明

＜基本構造＞	＜分類表＞	＜階層構造＞										
 <p>既存CPCサブグループシンボル KPCスタート記号 KPC識別記号</p>	<table border="0"> <tr><td>H04W72/00</td><td>地域資源管理</td></tr> <tr><td>H04W72/04</td><td>無線資源割当</td></tr> <tr><td>H04W72/0406 K0</td><td>{ノード間の制御情報交換を伴う}</td></tr> <tr><td>H04W72/0406 K1</td><td>直接通信、例、D2DまたはV2X</td></tr> <tr><td>H04W72/0406 K11</td><td>アクセス地点と端末間の制御情報</td></tr> </table>	H04W72/00	地域資源管理	H04W72/04	無線資源割当	H04W72/0406 K0	{ノード間の制御情報交換を伴う}	H04W72/0406 K1	直接通信、例、D2DまたはV2X	H04W72/0406 K11	アクセス地点と端末間の制御情報	
H04W72/00	地域資源管理											
H04W72/04	無線資源割当											
H04W72/0406 K0	{ノード間の制御情報交換を伴う}											
H04W72/0406 K1	直接通信、例、D2DまたはV2X											
H04W72/0406 K11	アクセス地点と端末間の制御情報											
CPCコード＋スタート記号(K)＋識別記号(n桁)	紫色の文字で表示 (cf) IPC：黒色、CPC：{ }を含めて緑色)	識別記号の桁数で階層関係を表示(K0は基準CPCを表示)										

KPCコード設計のために2021年に発光材料(C09K)、量子コンピュータ(G06N)など9つの技術分野を対象に計244個の新規分類コードを設計し、設計された新規コードに対する定性分析の結果、既存CPCコードに比べて分類箇所当たり先行文献の密集度が大きく改善され、分類検索の効率性が向上することが確認できた。KPC設計が完了した技術分野に対しては、分類表及び技術説明書とともに第4次産業革命技術分類である新特許分類システム(Z分類)との連携表を提供し、今後の統計管理、優先審査対象選定などに多様に活用できるようにした。

ハ．評価及び発展方向

特許分類システムの活用を通じて複雑で多様な各種技術文献をその技術的特徴により細分化して分類することで、先行技術に対する分類検索の効率性と正確性を高め、特許審査品質を高める上で大きく貢献するものと期待される。

特にCPCコードが付与される標準技術文献の範囲を3GPP以外の標準化機関まで拡大してDBを構築し、分類検索のための電算システムを持続的に改善することで特許分類システムの活用性をさらに高めていく計画である。

また、毎年KPCコード設計の際に最近の技術発展傾向や国内外の産業動向などを考慮して対象技術分野を選定することでKPCの活用効果を最大化し、設計されたKPCを基に既存の特許文献を再分類して先行文献の検索などに活用することはもちろん、今後IPCとCPCの改正事項も積極的に反映していく予定である。

5. 審査支援事業品質管理の強化

特許審査企画局 特許審査総括課 工業事務官 ペク・ヒョンリョル
特許審査総括課 放送通信事務官 ホ・ジンギ

イ. 推進背景及び概要

特許庁は1992年から審査官の審査負担を減らすために特許審査業務の一部である先行技術調査を外部専門機関に依頼して迅速な特許審査を支援することで、特許審査の品質を高める事業を推進している。特許法第58条及び実用新案法第15条の規定に基づき、特許庁長は特許出願の審査において必要と認められた場合は専門機関に先行技術調査を依頼することができる。特許・実用新案出願の先行技術調査専門機関の指定・登録状況は以下の通りである。

<表Ⅱ-1-3> 特許先行技術調査専門機関の指定・登録状況

指定・登録年度	特許先行技術調査専門機関
1998	(財)韓国特許情報院
2005	(株)WIPS、(株)韓国IP保護技術研究所
2008	IPソリューション(株)

2017	ナラアイネット(株)、DRPソリューション(株)、(株)ミョンユ、(株)アイペックス、(株)TOTALIP、(株)KTG
2018	(株)プロキオン、(株)IPGIN
2020	(株)インプ、世宗技術経営研究院(株)
2021	(株)TIDEA、(株)SEARCH ON

* (株)韓国IP保護技術研究所は2009年12月に自ら先行技術調査専門機関の指定取消を特許庁に要請したため、専門機関の指定が取り消される。

** IPソリューション(株)、(株)IPGINは2020年廃業した事実が確認され、登録取消となる。

ロ. 推進内容及び成果

2017年から先行技術調査競争体制の強化を通じて調査品質を高めるため、先行技術調査専門機関指定制を登録制に切り替えた。これに伴い、2017年に3つであった専門機関は大幅に増え、2021年基準で13の民間業者が専門機関として登録されている。

特許・実用新案出願先行技術調査事業は当該年度審査処理件数の一定量を対象にアウトソーシングを行っている。2021年には約368億ウォンを投入し、約10万件を依頼した。

<表Ⅱ-1-4> 特許先行技術調査事業の推進実績

年度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
審査処理件数	172,342	182,037	177,145	166,908	177,465	190,831	181,417
アウトソーシング件数	97,314	86,811	87,594	105,589	100,737	97,890	99,469
アウトソーシング比率(%)	56.5	47.7	49.4	63.3	56.8	51.3	53.6
執行額(百万ウォン)	31,686	31,826	32,778	36,774	33,825	34,454	36,757

* アウトソーシング比率=(アウトソーシング件数÷ 審査処理件数)×100

また、2021年には専門機関の品質競争を強化するため、品質評価の結果が優秀な専門機関に与えるインセンティブ物量に対する単価引上げ率を高めた(基本単価に対するインセンティブ単価の比率:2020年最大107%→2021年最大112%)。そして、出願

人が優先審査のために専門機関に依頼して納品する、拡大された優先審査用先行技術調査報告書の納品類型を庁事業先行技術調査報告書と同じ様式で納品類型を単一化し、拡大された優先審査用先行技術調査報告書の品質向上のために審査官が要請する時は再調査及び対面報告ができるよう改善した。

COVID-19の拡散による非対面時代に対応するため、セキュリティシステムを備えた先行技術調査専門機関を対象に調査員の在宅勤務を持続的に運営しすることで、COVID-19の追加拡散を防止し、審査官に対する審査支援が安定的に行われるように取り組んだ。

一方、特許庁は外国からのPCT国際調査依頼を適正期限内に処理し、PCT国際調査報告書の品質を高めるため、2009年から国際出願先行技術調査事業を推進している。国際出願先行技術調査専門機関の指定状況は以下の通りである。国際調査の全件が国際出願先行技術調査アウトソーシングを通じて処理されており、2021年には約140億ウォンを投入して国際調査26,314件をアウトソーシングで依頼した。

<表Ⅱ-1-5> 国際出願先行技術調査専門機関の状況

指定年度	国際出願先行技術調査専門機関
2009	(財)韓国特許情報院
2013	(株)WIPS、(株)KTG

ハ. 評価及び発展方向

先行技術調査のアウトソーシングは審査業務の負担を減らすとともに効率を高め、特許審査処理期間を安定的に維持することに貢献した。特許庁は審査官の審査処理負担緩和を通じた審査品質向上に向けて調査品質管理の強化及び評価システムの改善などを持続的に推進していく計画である。

6. 特許審査における国際協力の強化

特許審査企画局 特許制度課 工業事務官 チ・ムグン
放送通信事務官 イ・ダナ

イ. PCT審査サービス

PCT審査サービスはPCT国際調査機関及び国際予備審査機関としてPCT国際調査及び国際予備審査業務を遂行するサービスである。

国際調査業務は国際出願発明と関連する先行技術を検索し、それに対する特許性有無を検討してその結果を出願人に提供する業務である。また、国際予備審査業務は出願人が国際調査結果を受け取った後、特許獲得の可能性を再び判断してもらおうとする場合、出願人の請求によって予備的な審査業務を遂行し、その結果を出願人に提供する業務である。

どの特許庁が国際調査及び国際予備審査業務を行うかは管轄の国際調査機関及び国際予備審査機関(通称「国際機関」という)の中から出願人が選択することになる。

2021年末基準で計24の国際機関があり、韓国特許庁は1997年9月国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。

<表Ⅱ-1-6>国際機関(国際調査機関及び国際予備審査機関)の状況

オーストリア(1978、1978)、ヨーロッパ特許庁(1978、1978)、日本(1978、1978)、スウェーデン(1978、1978)、ロシア(1978、1978)、米国(1978、1978)、オーストラリア(1979、1980)、中国(1992、1994)、スペイン(1993、1993)、大韓民国(1997、1999)、カナダ(2002、2004)、フィンランド(2003、2005)、ブラジル(2007、2009)、ノルディック(2006、2008)、イスラエル(2009、2012)、インド(2007、2013)、エジプト(2009、2013)、チリ(2012、2014)、ウクライナ(2013、2015)、シンガポール(2014、2015)、ビシエグランド(2015、2016)、テュルキエ(2016、2017)、フィリピン(2017、2019)、ユーラシア(2020、2021)

* ()で前の数字は指定年度、後ろの数字は施行年度である。

* ノルディックはデンマーク、アイスランド、ノルウェーの連合特許庁であり、ビシエグ

ラードはポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキアの連合特許庁である。

PCT加盟国は計155カ国であり、各加盟国は受理官庁を指定し、各受理官庁は業務を行っている24の国際機関のうち一つ以上の管轄国際機関を指定している。出願人はPCT出願を受理した受理官庁の管轄国際機関のうち該当PCT出願の国際調査・国際予備審査業務を行う国際機関を選択することができる。

2021年末基準で韓国を管轄国際機関として選定した受理官庁は米国、インドネシア、シンガポール、サウジアラビア、UAE、メキシコ、コロンビアなど計20機関である。

2021年の1年間韓国は28,986件の国際調査の依頼を受け、EPO、中国、日本特許庁に続いて4番目に多い国際調査を遂行し、依頼件のうち8,853件が外国出願人のPCT出願で、これを通じて約923万ドルの外貨を獲得した。

一方、特許庁は国内出願人のPCT利用拡大と利便性向上のために内国人を対象とするPCT説明会を2021年までWIPO(世界知的所有権機関)と共同で開催したが、今後も毎年同イベントを開催してPCTに対する多様な情報を出願人に提供する計画である。

<表Ⅱ-1-7>PCT国際調査の依頼状況

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
内国	15,016	14,798	16,264	18,064	19,139	20,133
外国	12,888	10,361	9,651	9,206	8,946	8,853
計	27,904	25,159	25,915	27,270	28,085	28,986

<表Ⅱ-1-8>韓国のPCT国際調査サービス提供国

フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、シンガポール(2004)、ニュージーランド(2005)、米国(2005)、マレーシア(2006)、オーストラリア(2009)、スリランカ(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2017)、UAE(2018)、ブルネイ(2019)、カンボジア(2020)、ラオス(2020)

また、2018年7月から2020年6月まで韓国特許庁はIP5(韓・米・日・中・ヨーロッ

パ)とPCT国際調査の品質向上に向けた協力審査(PCT CS&E Collaborative Search and Examination)パイロット事業の運営段階を終了し、2023年6月まで事業の効率性評価のための評価段階を通じて事業の安定的な導入を検討することで、良質なPCT国際調査サービスを持続的に提供するために取り組んでおり、PCTを通じた技術保護と出願人の利便性を高めるための改善活動もリードしていく予定である。

ロ. 特許審査業務協力(WORK SHARING)

グローバル経済の到来とともに一つの発明を複数国に出願するケースが増えていることから、共通出願に対する国際審査業務における協力の必要性が高まっている。

特許審査業務協力は他の特許庁が先に先行技術を調査・審査した結果を活用するためのもので、正式な制度として定着した特許審査ハイウェイ(PPH, Patent Prosecution Highway)の他にも特許共同審査(CSP, Collaboration Search Program)など多様なパイロットプログラムが運営されている。

PPHは一つの特許庁が国内審査またはPCT国際調査を通じて特許可能と判断した出願に対し、他の特許庁がその審査結果を活用して迅速に審査を行う制度である。韓国特許庁は2021年基準で34カ国の特許庁とPPH、31カ国の特許庁とPCT-PPHを施行している(PPHとPCT-PPHを同時に施行している国家が29カ国で、全体施行国数は36カ国)。

<表Ⅱ-1-9> PPH施行対象特許庁の状況

区分	対象特許庁
PPH (34カ国 特許庁)	日本、米国、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、ドイツ、スペイン、中国、メキシコ、シンガポール、ハンガリー、オーストリア、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、台湾、フィリピン、エストニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド、ユーラシア、ペルー、ベトナム、サウジアラビア、チリ、ブラジル、マレーシア
PCT-PPH (31カ国 特許庁)	日本、米国、中国、オーストリア、ノルディック(北欧特許機構)、デンマーク、イギリス、カナダ、ロシア、フィンランド、スペイン、ハンガリー、EPO、オーストラリア、イスラエル、スウェーデン、ノルウェー、ポルトガル、アイスランド、シンガポール、ドイツ、フィリピン、エス

トニア、コロンビア、ポーランド、ニュージーランド、ヴィシエグラード特許機関、ユーラシア、ペルー、チリ、マレーシア
--

2015年からパイロット事業として推進している審査業務協力プログラムである特許共同審査(CSP ; Collaborative Search Program)は特許審査着手前に複数庁の審査官が各庁の先行技術文献情報を共有することで出願人が複数の国で迅速かつ正確に特許が取得できるようサポートする制度である。2015年9月から韓－米CSP、2019年1月から韓－中CSP、2021年7月から韓－サウジアラビアCSPを施行しており、2021年12月の韓－ロシアCSP施行に合意(施行準備が完了した場合)した。また、2018年7月から施行中であるPCT協力審査(CS&E)も国際的な特許審査業務協力の事例と言える。

カンボジア(2019年11月)、ラオス(2020年7月)、ブルネイ(2020年9月)と施行中の韓国登録特許効力認定制度はMOUを締結した相手国の特許出願と同じ最善日(優先日または出願日のうち早い日)を持つ韓国特許が登録された場合、出願人の申請により韓国の審査結果がそのまま認められ、相手国で特許が登録できる業務協力プログラムである。この制度を通じて特許審査インフラの不足によって審査遅延が発生している国家に進出を図っている韓国企業が迅速に特許権を確保する上で役立つものと期待される。

第2節 商標・デザイン審査分野

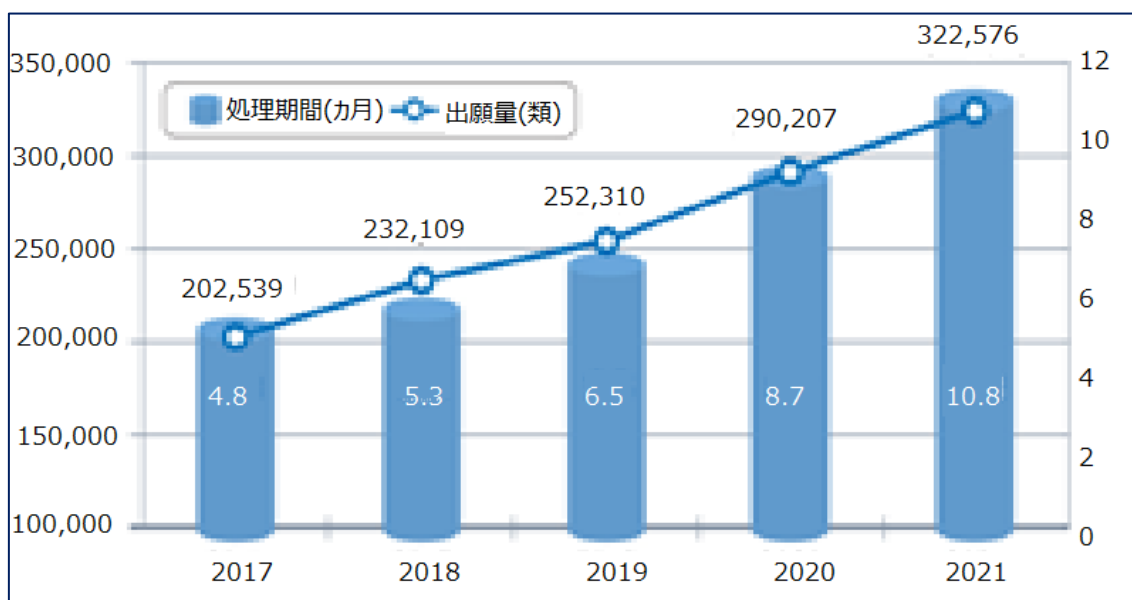
1. 概観

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 ナム・ソンホ

商標は自分の商品を他人の商品と区別するために使用する標章であり、商標ユーザーの業務上信用維持を通じて事業発展に貢献し、需要者の利益を保護するための制度である。

2021年韓国の商標出願は2019年、2020年に続いて増加しているが、国内だけでなく全世界の商標出願も堅調な右肩上がり傾向にある。このような流れの中で各国の特許庁は出願人に適正な審査処理期間と良質な審査サービスを提供するために取り組んでいる。

<図Ⅱ-1-1>最近5年間国内商標出願件数及び処理期間



一方、2021年審査処理期間は商標10.8カ月、デザイン5.2カ月を記録し、出願増加にもかかわらず審査処理期間を適正水準で維持するために努力した。但し、2018年以

後商標出願が大幅な増加を記録し、処理期間を管理することが重要な課題となっている。

韓国特許庁は適正時点で審査を処理すると同時に審査品質を高めるために積極的に取り組んだ。チーム長中心の審査品質管理システムを構築し、審査の効率性を高めるために審査システムを通じた品質管理システムの革新に取り組んだ。

また、審判請求期間の延長など出願人の利便性を高めるため、商標、デザイン法制を整備する一方、デジタルトランスフォーメーションのような外部環境の変化に対応するために審査基準を改正した。

同時に、TM5/ID5会議など国際協力を通じてCOVID-19に対応するための主要国との共同協力を推進した。

2. 商標・デザインの権利化支援及び審査品質の向上

商標デザイン審査局	商標審査政策課	書記官	ナム・ソンホ
	デザイン審査政策課	書記官	パク・チャンスク
	商標審査政策課	行政事務官	ソ・ナリ

イ. 推進背景及び概要

商標は出願人が出願当時使用中もしくは使用するために商品発売と同時に出願されるケースが多い。また、デザインは大概製品のライフサイクルが短く、迅速な権利化が求められるため、審査処理が適期に行われる必要がある。そこで、韓国を始めとする主要国は迅速な審査処理のために様々な取り組みに力を入れている。但し、前述したように商標出願件数が継続的に増加傾向にあるため、迅速な審査処理が難しくなりつつある。

＜表Ⅱ－1－10＞主要国における商標・デザイン審査処理期間の状況

(単位：カ月)

区分	韓国(2021年)	米国(2021年)	日本(2021年)
商標	10.8	7.4	8.2
デザイン	5.2	15.4	6.2

韓国特許庁は1人当たりの審査処理量をコントロールするなどの自助努力を通じて2021年商標審査処理期間10.8カ月、デザイン審査処理期間4.6カ月を維持した。継続して処理期間が増加しているが、商標出願の急増にもかかわらず処理期間の遅延を最小化するために努力し、デザインは主要国の中で最も速い水準の審査サービスを提供した。

一方、審査品質の向上に向けた努力も続けた。審査品質の向上は制度改善と審査インフラの拡充、そして審査官の審査能力の強化が調和を成した時にこそ可能になる。特許庁は2013年度にこれらの3要素を盛り込んだ「商標・デザイン品質向上戦略」を策定して持続的に推進し、2016年度にはその後続措置として最近5年間の商標審査統計分析を基に「審査品質管理指数」を設計してそれを成果評価に反映した。また、課長及びチーム長中心の審査品質点検会議を2020年度から継続して運営するなど審査品質の向上に向けて多角的な努力を傾けている。一方、民間の専門家とともに審査品質 이슈を議論する官民合同商標デザイン審査品質諮問委員会をCOVID-19の影響でオンライン開催し、現場の意見を聞く機会を設けた。

ロ. 推進内容及び成果

1) チーム長中心の審査品質管理システムの強化

2020年3月には高品質な審査環境作りのため「統計基盤の商標審査品質管理計画」を策定・施行した。現在の品質管理システムでは審査官・チーム長・課長間コミュニケーションと協議が重要であり、特にチーム長が品質管理の中心的な役割を果たす。同時に、課単位の審査品質管理協議会を毎週開催し、審査官1人が決定し難い審査件

に対して協議審査を通じて判断している。一方、2020年には不正目的の出願と疑われる件をより正確に審査できるよう共同審査を義務づけた。

2) 審査インフラの拡充及び審査システムの改善

迅速かつ正確な審査のために先行商標・デザイン調査分析事業、商品及びデザイン物品分類事業など審査支援事業も重要である。このような事業を通じて審査官の審査負担を減らし、審査品質を高めるために取り組んでいる。

また、人工知能を活用する審査システムを導入して審査効率性を高めるために努力した。商標審査では人工知能を活用した図形検索システムを既存審査システムに搭載することで審査の効率性を高め、既存検索記録のある標章に対する質疑語を検索頻度によって推薦する質疑語推薦検索システムを準備している。デザイン審査の場合、人工知能がキャラクターデザイン出願と類似度の高いイメージを審査官に推薦する人工知能基盤デザイン検索システムのテスト事業を推進している。

3) 審査官能力の強化

審査品質において重要な要素の一つは審査業務を行う審査官の能力である。そこで商標・デザイン審査官の審査能力を高めるため、審査官が参加する審査品質活動報告大会・研究会の運営、外部専門家による講演、審査参考資料の発刊など様々な取り組みを展開した。

審査品質活動報告大会は審査品質管理の主体である審査官－審査チーム－審査課単位の全員が参加する中で、品質改善事項を発掘して共有・拡散するための品質向上活動である。また、商標・デザイン審査品質点検会議は審査課長及びチーム長中心の研究会で、審査政策方向などを共有することで審査の一貫性を高める上で貢献している。一方、学界及び弁理士など専門家講義を通じて第4次産業革命など市場の環境変化を審査に反映した。また、新しい政策及び制度改善課題を発掘し、制度変更事項を共有するために商標・デザイン制度研究会(デザインアカデミー)を持続的に運営している。

そして、国内外商標・デザイン法令及び制度などに関する審査参考資料を発刊して審査官が活用できるようにした。

<表Ⅱ-1-11> 2021年商標・デザイン制度研究会及び審査品質点検会議の状況

日付	研究会及び会議のテーマ
2021年 第1四半期	優先権審査制度の改編
	悪意的な商標先取り行為者の出願に対する審査方向など
	デザイン物品特性による容易創作判断基準
	YouTubeチャンネル名の商標出願に対する審査方向など
2021年 第2四半期	英文商標の識別力の審査方向など
	織物紙不登録事由の改善方向
	使用による識別力取得商標の審査方向など
	商標の性質表示認否の判断基準、印章形態商標の識別力の有無など
2021年 第3四半期	部分拒絶審決例の分析など
	指定商品の原材料表示商標に対する品質誤認適用方向など
	メタバース関連デザインの争点及び制度改善の検討
	呼称及び観念と関連する類似判断イシューなど
2021年 第4四半期	要旨変更の判断基準など
	コーヒー関連サービス業及びコーヒーの類似判断など
	デジタルデザインとデザイン保護対象の拡大
	外部審査品質諮問会の提案事項の検討など

<表Ⅱ-1-12> 2021年商標・デザイン審査参考資料の発刊状況

日付	審査参考資料
2021年1月	類似商品審査基準
2021年3月	デザイン物品分類定義書
	商標関連法令集
2021年5月	海外デザイン図面ガイドブック
2021年11月	デザイン審査基準
	物品類別物品目録
2020年12月	サービス商標審査細部処理指針
	デザイン関連法令集

ハ. 評価及び発展方向

特許庁が実施した2021年度商標・デザイン審査品質顧客満足度調査で、商標・デザイン審査分野の総合満足度は各々75点台、78点台を記録し、2020年より小幅上昇したことがわかった。総合満足度を始めとした細部項目評価で前年度に比べて高い評価を得た特許庁は顧客満足度をさらに高めるため、2022年度にも審査品質管理のための主要課題を策定して施行する予定である。また、審査処理期間の遅延を最小限に抑え、出願人が商標・デザイン権を適正時点で確保できるように支援していく計画である。

＜表Ⅱ－1－13＞2021年度顧客満足度調査の結果

区分	総合満足度	記載事項の理解容易性	審査官の審査専門性	法適用の公正性	審査官説明の理解容易性	審査官の親切度	制度改善に向けた努力満足度
商標	75.43	80.73	80.87	82.68	82.40	81.70	77.57
デザイン	78.38	82.81	80.90	82.81	83.51	81.42	80.24

3. 商標・デザイン調査分析など審査インフラの改善





商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 カン・スング
 デザイン審査政策課 行政事務官 ソヌ・ハンモ

イ. 調査分析など商標・デザイン審査支援事業の展開

1) 推進背景及び概要

特許庁は商標・デザイン審査官の審査負担を緩和し、審査品質を高めるため審査の一部業務を外部専門調査機関に依頼して処理している。例えば、出願商標の意味と使用実態を調査・分析し、先出願・先登録商標デザインなど参考証明資料を検索して審査官に提供することである。また、国際商標出願・デザインの場合、指定商品・物品を翻訳して分類コードを与えることで審査官が速やかに検索できるように支援している。

＜表Ⅱ－1－14＞商品翻訳、商品分類、図形商標分類の例示

英文商品翻訳	digital cameras		digital cameras(デジタルカメラ)
	headphones		headphones(ヘッドフォン)
	smartphones		smartphones(スマートフォン)
商品分類	(ハンゲル商品) ウィスキー		G0602(ウィスキー、ウォッカ、ワインなど)
	(英文商品) smartphones		G390702(無線電話機、デジタル携帯電話)
図形商標分類			180109 (自動車)
			070124 (居住地)

2) 推進内容及び成果

イ) 商標調査分析事業

特許庁は2003年(財)韓国特許情報院を商標専門調査機関として指定して本事業を行ってきたが、2005年12月に(株)WIPSを、2015年2月にはナラアイネット(株)、(株)KTGを各々追加指定した。一方、2019年競争体制の導入を通じた品質向上を図るため、専門機関指定制から登録制に切り替え、商標法第51条に基づき一定の専担人材、装備、セキュリティシステムなどを備えた場合は商標調査専門機関として登録できる。専門機関が担当する事業物量は調査品質などを評価して物量配分審議委員会の決定によって振り分けられる。2020年4月に3つの専門機関((株)Myungyou、(株)Totalip、IPK(株))が新規登録され、計7つの機関が事業を行っている。

＜表Ⅱ－1－15＞商標調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
国内商標調査分析	85,082	86,184	88,440	82,410	116,461	127,563
国際商標調査分析	-	-	-	5,942	5,187	5,187

特許庁は調査分析事業の品質を高めるため、毎年調査員を対象に商標法理論及び審査実務高級教育、調査品質向上策を模索するためのワークショップ、セミナーなどを定期的実施している。

2013年からは先行商標検索中心から脱して審査に必要な全ての資料を調査するよう事業を改編し、2014年10月にはこれまで改編された事業内容を制度化し、事業を体系的に運営・管理するために「商標・デザイン専門機関の指定及び運営と審査支援事業管理などに関する告示(特許庁告示第2014-25号)」を制定した。2015年には事業物量配分委員会を構成・運営し、専門機関間の事業物量配分における客観性・透明性を図るとともに、評価結果を専門機関事業物量と調査員の個人成果につなげるなど品質管理を強化した。2019年には登録制の施行など変更内容を反映して「商標調査など商標審査支援事業の管理に関する告示」を制定し、2020年からは登録制導入以後公正かつ客観的な評価を行うために韓国特許戦略開発院を評価専担機関として指定し、納品件の一部を抽出・評価し、その結果を物量配分に反映している。

ロ)国際商標登録出願指定商品翻訳及び分類事業

特許庁は2004年から(財)韓国特許情報院を通じて英文指定商品の韓国語翻訳を始め、2009年度からは(株)WIPSを新たに参入させて複数機関競争体制で事業を運営し、英文指定商品の分類まで事業範囲を拡大した。

<表Ⅱ-1-16>国際商標登録出願指定商品翻訳及び分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
英文指定商品翻訳 アウトソーシング件数	14,933	13,665	14,060	19,521	19,521	19,521
英文指定商品分類 アウトソーシング件数	104,951	95,774	98,420	136,647	184,380	184,380

ハ)指定商標分類事業及び図形商標分類事業

検索の効率性とDB管理のため、指定商品分類事業は2008年、図形商標分類事業は2009年からそれぞれスタートした。分類品質を高めると同時に事業を安定的に定着させるため、定期的に商品分類と図形分類の理論及び実務高級教育、セミナー、分類品質

点検会議、特許庁審査官と調査機関の分類担当者間の定期的な交流などを実施して業務ノウハウを共有するとともに、審査官と分類担当者が分類結果に対して随時意見を交わすことで誤分類の発生を最小限に抑えられるように様々な努力を傾けている。

＜表Ⅱ－1－17＞指定商品分類事業及び図形商標分類事業の推進実績

(単位：件)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
指定商品分類 アウトソーシング件数	356,553	372,315	386,532	392,616	497,614	497,614
図形商標分類 アウトソーシング件数	64,415	68,277	70,198	67,494	73,640	73,640

ニ) デザイン調査分析事業

特許庁は2008年4月「商標・デザイン専門調査機関の指定及び運営に関する要領(特許庁告示第2008-9号)」を制定したことで、該当年度の下半期から(株)韓国特許情報院と(株)WIPSをデザイン専門調査機関として指定し、2015年にはナラアイネット(株)、(株)KTGを追加指定し、計4つの専門機関が調査分析事業を運営している。一方、デザイン専門調査機関はデザイン保護法第59条の規定に基づき、デザインに対する専門知識を有する人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた企業(法人)を指定し、専門機関が行う事業物量は事業物量配分委員会を通じて配分している。

デザイン保護法第59条に基づき、デザインに対して専門知識を持つ人材と装備、セキュリティ管理能力を備えた業者(法人)を指定し、専門機関が遂行する事業物量は事業物量配分委員会を通じて配分している。

＜表Ⅱ－1－18＞デザイン調査分析事業の推進実績

(単位：件)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
アウトソーシング 件数	10,228	19,980	23,868	28,519	30,061	28,608	29,208	30,408	29,375	29,443

同事業の核心は審査に活用できる正確な情報の提供であり、調査員の能力が重要である。そのためデザイン保護法とデザイン審査基準に関する教育と審査官・調査員間の懇談会、毎年品質評価優秀調査員に対する褒賞(表彰状の授与)を実施することで、調査員の業務能力を高めると同時に士気を高めている。また、事業物量配分において機関品質評価の結果を基にする品質競争体制を構築することで、事業の効率性を高め、事業物量配分における客観性・透明性を担保している。

ホ)デザイン物品分類事業

特許庁は審査官が先行デザインを効果的に検索できるようにするため、機能及び用途と形態によって固有の韓国物品分類基準を定立し、それによって出願デザインに対して物品分類コードを付与している。2016年度からは全体出願件を外部専門機関に依頼して分類の一貫性を高めている。また、分類専門官、分類員などが参加して分類争点及び改正検討事項などを議論するデザイン物品分類研究会を随時開催するなどセミナー活動を強化している。

ヘ)公知デザイン審査資料整備事業

この事業は公知の最新デザインを審査資料として収集し、デザイン審査に活用できるようにDBを構築する事業であり、これに関する知識やデータ加工能力を備えた企業をデザイン専門調査機関として指定し、アウトソーシングを行っている。収集対象となるデザインは、第一にインターネットを通じて公開・公知されるデザイン、第二に雑誌、カタログなどを通じて公開・公知されるデザイン、第三に米国、ドイツ、日本、ヨーロッパ、WIPOなどのデザイン登録・公開公報に収録されたデザインなど大きく3つで構成される。2012年度からはこれに加えて中国のデザイン公報と伝統文様関連デザインも審査参考証拠資料として収集し始めた。2013年度からは韓国コンテンツ振興院との業務協約を通じて提供を受けたキャラクターデザインと韓国デザイン振興院のデザイン公知証明を通じて寄託されたデザインを審査参考証拠資料として収集・構築している。年度別の事業実績は以下の表のとおりである。

＜表Ⅱ－1－19＞公知デザイン審査資料の収集・整備状況

(単位：件)

		2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
外国 公報	日本	25,357	30,311	24,120	30,217	27,052	25,139	24,743	27,890	25,874	25,261
	米国	22,361	28,089	19,883	25,083	31,040	26,882	27,627	33,827	35,597	36,107
	EUIPO	62,684	89,778	48,644	91,065	102,725	75,432	81,475	96,791	74,956	91,034
	WIPO	13,079	20,866	11,968	14,207	15,383	17,923	14,954	22,210	18,865	20,474
	ドイツ	30,788	52,585	45,489	33,289	43,670	37,570	41,625	32,715	32,423	25,939
	中国	41,747	23,748	45,385	37,049	51,187	101,569	99,492	53,314	62,259	60,168
	小計	196,016	245,377	195,489	230,910	271,057	284,515	289,916	266,748	249,974	261,699
実用新案	2,634	4,837	3,945	4,056	2,960	1,982	2,697	2,525	1,883	1,807	
画像	8,037	4,422	1,349	1,603	3,000	1,682	1,628	1,769	1,518	1,543	
フォント	-	575	400	450	556	483	1,093	670	708	1,216	
カタログ	20,569	24,626	37,708	24,190	34,519	31,911	29,945	29,438	24,241	23,190	
キャラクター DB		6,549	6,221	5,597	5,354	5,924	6,260	4,661	6,058	5,355	
公知証明		2,240	438	159	248	449	650	713	541	1,028	
インターネット 公知	156,160	52,213	81,817	54,835	43,015	50,300	43,380	35,886	38,653	41,439	
国内公報									886		
合計	383,416	340,839	327,367	321,800	360,709	377,246	375,569	342,410	324,462	337,277	

＜表Ⅱ－1－20＞デザイン審査資料の保有状況

(2021年4月基準)

区分		数量	蓄積期間
国内	デザイン公報	1,775,295件	1960～
	実用新案公報	491,807件	1999～
海外	日本公報	1,524,141件	1999～
	中国公報	572,532件	2012～
	WIPO公報	287,586件	1998～
	EUIPO公報	1,322,722件	2003～
	米国公報	482,705件	2002～
	ドイツ公報	512,387件	2006～
	過去海外公報	676,892件	～1999
その他	カタログ、インターネット	4,889,953件	1980～
	画像デザイン	180,591件	2003～

	フォント	36,291件	2004～
	平面デザイン	217,493件	1960～
	合計	12,970,395件	

ト)国際デザイン審査基盤構築事業

2014年7月事業開始によって、英語出願書の翻訳とともに先行デザイン検索のための韓国物品分類コードの付与をより迅速に処理するため、デザイン専門機関を通じてアウトソーシング事業を運営している。これによって審査官の業務負担を減らし、国際デザイン1次審査処理期間の短縮と品質向上に貢献している。

3)評価及び発展方向

イ)デザイン調査分析事業

この事業はデザイン審査の一部業務である先行デザイン調査を外部の専門機関に依頼するものであり、専門性を備えた調査人材の確保と審査環境の構築及び非公開デザインなどに対する厳しいセキュリティ管理が重要である。特許庁は先行デザイン検索マニュアルを具体的に作成して専門機関に提供し、より体系的な教育を実施している。また、デザイン審査システム機能を改善するとともに、VPN(Virtual private network、仮想私設網)と特許ネットシステムを通じたデザイン資料の伝送と専門機関のセキュリティ管理にも万全を期している。

2021年審査処理期間は5.2カ月を達成した。2022年度以後も5カ月水準を維持しつつ、審査品質を高めるため、調査員能力強化プログラムを充実に運営し、総合品質点数に基づいた事業物量配分など品質管理に持続的な努力を傾ける計画である。

ロ)デザイン物品分類事業

デザイン物品分類においてはロカルノ協定加盟によって2015年からデザイン公報に

ロカルノ分類を韓国分類と並行して表記している。韓国がロカルノ協定に加盟した目的は、第一にデザインの物品分類に対する国際的な統一化流れに対応してロカルノ分類システムに切り替え、ハーグ協定に加盟するためである。第二に、国際的に統一された分類システムによって海外デザイン権獲得にかかる費用及び時間が節約できる。一方、デザイン物品分類業務は分類の一貫性及び正確性を確保するために全体出願件数を外部デザイン専門機関にアウトソーシングしている。

特に、分類及び検索効率性の向上など審査品質を高めるために2016年ロカルノ分類基盤の新しい韓国型新単一分類システムを開発し、2017年デザイン物品分類定義書作成事業を完了した。また、2018年から2020年までデザイン検索DB再分類事業を推進して特許ネットシステムに搭載された全体デザイン検索DBを新韓国分類に再分類し、2021年7月から本格的に審査に適用している。

ハ) 公知デザイン審査資料整備事業

本事業の核心は多様な最新公知デザイン資料を収集し、それを正確に加工及び分類して速やかに特許庁審査官に提供することである。そのために最近急激に増えつつある中国など主要国のデザイン公報資料を追加でDBに搭載するなど、正確度の高いデザイン審査が行われるように戦略的な観点から審査資料収集事業を推進していく計画である。

二) 国際デザイン審査基盤構築事業

同事業は国際デザイン登録出願の正確かつ迅速な翻訳及び分類を通じて、国際出願制度を施行するための条約である「ハーグ協定」に明示された12カ月の審査処理期間を遵守すると同時に、審査品質を高めるために持続的な努力を傾けてきた。特に、正確かつ迅速な翻訳のために翻訳指針書を作成・活用することで翻訳の一貫性維持に力を入れており、研究会の開催など定期的な能力強化教育を通じて誤訳・誤分類の発生を最小限に抑えていく予定である。

4. 商標・デザイン分野における国際協力の強化

イ. 商標分野における国際協力システムの構築

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョン・ムチョル

1) 推進背景及び概要

商標制度は属地主義の性格を持っており、国内に出願・登録された先行商標を基準として審査するため、他の知的財産権に比べて国際協力の必要性が相対的に少なかった。しかし、2000年代以後韓国企業(ブランド)の海外進出が活発になり、海外ブランドの輸入が増えたことで、国家間商標制度の理解と協力が重要になっている。

2) 推進内容及び成果

韓国は責任ある国際社会の一員として活動し、韓国出願人の利害関係を国際議論に反映するため、審査結果比較事業、商品名称記載方法、TM5ウェブサイト構築などの事業をリードし、2013年と2018年にはTM5年次会議の開催に成功するなどTM5活動に積極的に参加している。

2016年10月中国で開催されたTM5年次会議で韓国特許庁主導事業の結果報告及び今後の計画などを紹介して加盟国から大きな反響を得た。2017年にはEUIPOが主催するTM5年次会議に出席して「審査結果比較分析事業」及び「商品名称記載方法に対する情報提供事業」に対するテストケース分析結果を発表した。

2018年年次会議はソウルで開催され、「第4次産業革命時代、ブランドとデザインの未来」をテーマとして韓国商標・デザインウィークを運営し、ソウル国際商標・デザインフォーラム、展示、INTA(国際商標協会)と国際シンポジウムなどを通じて韓国出願人と海外特許庁間の交流を支援した。

2019年に日本で開かれたTM5年次会議で韓国特許庁は新規事業である「模倣商標認識向上事業」の推進承認を得た。2020年はCOVID-19によってテレビ会議形式で年次会議を進め、COVID-19に対応するTM5・ID5共同声明書を採択し、COVID-19パンデミックによって変わった商標政策に対して議論した。

同時に、商標分野において多出願国家である米国、日本、ヨーロッパ及び中国の法制を研究し、彼らの長点を韓国の法制に反映するために個別的に二国間専門家会議も毎年開催している。専門家会議を通じて国家別制度改善の動向、最新商標審査 이슈、審査動向に対して共有し、商標法の改正及び審査プロセスの改善のための資料として活用している。また、海外に進出する韓国企業の商標権保護を強化するため、海外商標制度の分析情報を提供し、企業の意見は二国間会議を通じて該当国に提案している。

3) 評価及び発展方向

韓国は商標分野の国際議論をリードするTM5会議に継続して積極的に参加する予定である。特に、韓国が主導する協力事業である「審査結果比較分析事業」及び「模倣商標認識向上事業」を推進し、新規事業の発掘を通じて韓国特許庁が主導する事業の範囲を拡大して知的財産分野のG5としてのプレゼンスを高めていく計画である。また、米国・日本・ヨーロッパ・中国との活発な二国間協力を通じて、TM5でまだ議論されなかったテーマに対して別途議論し、韓国出願人の海外出願における利便性を高めるために積極的に取り組んでいく予定である。特に、中国での悪意的な商標先取り問題、韓流拡散による模倣商標問題などに積極的に対応するため、長官会合、専門家会合など二国間協力チャンネルを活用して中国内韓国企業の商標権創出及び保護環境の改善に向けた協力事業などに積極的に取り組んでいく方針である。

ロ. デザイン分野における国際協力システムの構築

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 施設事務官 ク・ジョンミン

1) デザイン法条約(DLT、Design Law Treaty)

イ) 推進背景

2005年WIPOの「商標・デザイン及び地理的表示に関する常設委員会(The Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indications、SCT)」では世界各国のデザイン保護法制及び制度が相異なることから出願人の不便が大きいという点に対して共通認識を持ち、デザイン関連手続きの国際的な調和と簡素化を目標として本格的な議論を始めた。2007年から2009年まで各国の制度に対するアンケート調査と分析など基礎作業(Study on the potential impact of the work of SCT on industrial design law and practice)を完了し、2010年から加入国間協議を経てデザイン法条約案を取りまとめた。

この条約案は商標分野の商標法条約(TLT)とシンガポール条約(STLT)、特許分野の特許法条約(PLT)と同様、各国のデザイン保護法制に少なくない影響を及ぼす可能性があるため、一部条項をめぐって国家別、地域別に自国の利益を守るために様々な対立が続いている。

ロ) 推進内容及び成果

デザイン法条約(DLT、Design Law Treaty)は産業デザイン出願に関する簡素化した国際規範を設け、条約加盟国の国内法にそれを反映させるためのものであり、商標分野の商標法条約(TLT、Trademark Law Treaty)、特許分野の特許法条約(PLT、Patent Law Treaty)などに対応する概念である。

条約案は出願内容、代理人の選任、出願日の認定要件、新規性喪失の例外、創作者名義での出願、出願の分割、公開延期、交信用の住所、更新、期限の救済、権利回復、実施権、名義変更、名前・住所の変更など32条項で構成され、条約規則は出願手続き、権利回復、実施権、変更または訂正など17条項で構成されている。

この条項の中でほとんどの条項は既に韓国のデザイン保護法に反映されているが、代理人の選任、期限経過の救済、優先権の回復、実施権、名前・住所変更などの条項は今後国内法に反映するための検討が必要である。

2020年12月末基準で条約案の大部分は合意に至っているが、一部条文に対しては国家間で異見がある状態である。2014年第32回常設委員会でアフリカグループなど途上国側が伝統知識を直・間接的に表現したデザイン出願はそれに対する出処、情報などを出願書に記載し、事前使用許諾を得るようにする条文の追加を提案した。しかし、それに対して韓国を始めとする先進国グループはデザイン法条約はデザイン出願の簡素化のための手続に関する条約であるため、出願の実体的な内容を定める条文の追加に反対してきた。以後数回にわたる仲裁案の提示にもかかわらず完全な合意には至っていない状況である。2019年第42回常設委員会でロシアとベラルーシがデザイン法条約の締結に向けた外交会議の開催を提案するなど一時合意の糸口が見えたが、その後開催された総会で交渉は物別れに終わった。2020年第43回常設委員会ではCOVID-19パンデミックによってデザイン法条約のように加盟国間で踏み込んだ議論が必要なテーマは取り扱われず、総会では一部加盟国がデザイン法条約に関する議論の進展を呼びかける発言をした。2021年度特別加盟国総会(2021 extraordinary session of the Assemblies of the Member States of WIPO)においても、デザイン法条約締結のための外交会議開催の案件及びデザイン法条約調停案に対する意見が国家間で分かれたが、加盟国はCOVID-19パンデミック以来最も多くの国が参加する2022年度総会で議論が進展することを期待している。

ハ) 今後の推進計画

現在デザイン法条約(DLT)に対する議論は途上国のための技術的支援(technical assistance and capacity building)のための条項を宣言文でなく条文に明示する問題と遺伝資源(Genetic Resources)、伝統知識(Traditional knowledge)表現物の出処を出願書に表示することを義務付ける内容を入れた新規条文を条約案に追加する提案をめぐり、先進国グループと途上国グループ間で意見の対立が続いている状況である。韓国は地域的にはアジアグループに属しているが、デザイン制度の成熟度の側面では

先進国に該当するため、既存の途上国及びアジアグループとは少し立場の違いがあることは否めない。したがって現在議論中であるデザイン法条約の細部条文と現行デザイン保護法間の相違点の認識、今後条約締結及び協定加盟が韓国産業に及ぼす影響、デザイン分野国際規範の形成過程における役割など様々な側面を総合的に考慮して議論過程に参加している。

2) 韓・中・日多国間協力システム

イ) 推進内容及び成果

韓国、中国及び日本は毎年全世界で出願されるデザインの約60%以上を占めるデザイン分野の主要国である。韓・中・日の3国は単なる情報交換のレベルを超えてデザイン制度の国際調和と発展を図るため、2010年から毎年「韓・中・日デザインフォーラム」を3国が順番に開催している。このフォーラムは細部的な沿革から見ると、2009年第9回韓・中長官会合によって開催された韓・中デザインフォーラムが韓・中・日デザインフォーラムに拡大・改編されたものである。このフォーラムは3国の特許庁担当者だけでなく、一般人、企業人、デザイナー、知財権関連の専門家など200人余りが参加するイベントであり、3国のデザイン保護制度の主要改正内容や動向を共有し、3国のデザイナーなど実務者が現場の声を伝える場である。

韓国は2014年に「デザインの保護と振興の調和 (Design, beyond protection)」をテーマとして3国のデザイン制度の動向はもちろん、デザインを通じて第3世界支援と雇用創出事例に関する情報を交換した。2017年には韓国主管で「キャラクターデザインの保護」をテーマに3国のキャラクターデザイン保護状況と制度的調和、そして国際規範形成に貢献できる方法を模索した。日本で開催された2018年度韓・中・日デザインフォーラムでは「デザイン経営のためのデザイン保護」に関して3国の企業と官庁がともに議論する場が設けられた。2019年には中国無錫で「家電製品のデザイン保護」というテーマで最新技術と結合した家電製品デザインのトレンドとデザイン保護戦略に対して共有する時間を設けた。2020年はコロナパンデミックによりフォーラムが取消となり、2021年には韓国主導で「デジタル経済における商標・デザイン保護」

をテーマに範囲を商標まで拡大して開催し、シンガポール知的財産庁長と国際商標協会 (INTA) 使用者など多様な講演者を招待して好評を得た。2022年度には日本で下半期中に開催が予定されている。

ロ) 今後の推進計画

韓国は韓・中・日デザインフォーラムを通じてデザイン分野における3国の堅調な協力システムを構築し、各国企業及びデザイナーにデザイン保護制度の認識を高めるため力を入れている。同時に、デザインフォーラムは3国間制度改善事項と発展方向などに関する正確な情報を迅速に取得できる窓口として役割を果たしているため、3国相互間の政策開発及び制度発展に大きく貢献すると見られる。

3) 韓・日、韓・中専門家協力

イ) 推進内容及び成果

韓国特許庁は日本、中国と各々毎年デザイン専門家会議を開催している。日本のデザイン保護制度は韓国と類似しているため、相互の制度を理解して関連事例を共有することが実務的にも大いに役立っている。韓国と日本がハーグ協定への加盟を同時期に推進した点、保護対象の拡大において時期的に調和を成してきた点はその事実を反映している。一方、中国とは日本に比べて制度的に相違点が多いが、二国間の貿易量や中国が世界デザイン出願で占める割合などを見ると、部分デザイン制度の導入とハーグ協定加盟など今後中国デザイン制度の変化を注意深く見極める必要がある。

韓・日デザイン専門家会議の場合、2014年には以前とは違って韓・日間でハーグ協定加盟を控えた時点で共同協力方策に関して議論し、一方韓・日共同審査結果比較プロジェクトの推進に合意し、ロカルノ国際デザイン分類システムに基づいた新規分類システムの開発に向けて一緒に取り組むことに合意した。このような合意に基づいて両国は毎年開催される専門家会議で韓・日を共通指定して出願された国際デザイン審査結果を比較する「審査結果比較プロジェクト」を定期的に運営している。2018年は

日本側の事情によって会議が一時中止となっていたが、2019年再開され、意匠法の改正を推進していた日本側の要請を受けて保護対象の拡大と関連する両国の関心事項を共有した。2020年にはCOVID-19パンデミックにより対面会議の代わりに両国間でオンラインを通じた文書交換方式で会議が行われたが、画像デザインと建築物デザインなど日本改正意匠法の保護対象拡大内容に関して深みのある議論を行い、COVID-19状況を反映してデザイン審査官の遠隔勤務体制の運営状況及び計画に関する情報も交換した。2021年度会議はCOVID-19状況及び日本側の要請で2022年度上半期中に延期され、同じく文書交換方式で行う計画である。

韓・中デザイン協力も着実に続けている。2015年韓・中デザイン専門家会議では韓国の部分デザイン及び画像デザイン制度、分類政策を紹介し、デザイン分類実務を共有した。2016年には中国の部分デザイン制度の導入など専利法²改正状況及びハーグ協定加盟に向けた準備状況などに対する内容を取り扱った。2017年には中国の特有制度と優先権書類の電子的交換に対する内容を共有した。中国で開かれた2018年会議では売り場のインテリアと関連するデザイン保護の争点、両国のデザイン分類状況に対して議論した。2019年会議ではハーグ協定加盟を控えている中国に韓国特許庁のハーグ制度の運営と関連する多様な情報を提供し、韓国特許庁は中国の検索システムと専利評価報告書制度³の運営に対して現状を把握する機会を得た。日本と同様にオンラインを通じた文書交換方式で開催された2020年会議では外部に公表された中国のデザイン法(外観設計専利)の改正内容の中で部分デザインと国内優先権制度に関して詳細な意見を交換した。一方、韓国の非特許文献資料の収集状況、画像デザイン制度、3次元コンピュータモデリング出願制度、ハーグ個別指定手数料構造⁴に関する情報も伝えた。

2021年度にオンラインで開催された会議では、中国のデザイン法改正により導入さ

² 中国は特許を大きく専利、すなわち「利益の独占」と表現し、それを再び発明専利(特許)、実用新型専利(実用新案)、外観設計専利(デザイン)に区分している。

³ 中国は出願されたデザインに対して実質審査なく登録し、権利者または第3者の要求がある場合、先行デザイン検索など実質審査に準ずる手続きを踏んだ後、その結果を評価報告書を通じて提供する制度を運営している。

⁴ 国際デザインの場合、加盟国の実質審査有無など制度的な特徴によって差をつけた手数料システムを選択することができる。

れた部分デザイン、国内優先権など新しい制度と下位法令改正案などの動向を把握し、中国側の要請を受けて韓国のハーグ国際デザイン出願審査実務、公報発行などの現状を共有した。

ロ)今後の推進計画

韓国はデザイン分野における国際規範形成過程に積極的に参加するため、デザイン分野主要国との二国間協力関係を緊密に維持している。今後日本とはハーグデザイン審査結果の比較プロジェクトを持続的に推進する中で、審査主義官庁の立場から国際デザイン出願制度の運営上現れる不備な点を改善するためにも力を入れていく予定である。一方、両国が共通して推進しているロカルノ基盤の新規分類システムの開発と運営において緊密な協力を続けていく計画である。中国とは中国のハーグ協定加盟が迫っているだけに、このような環境の変化が韓国産業に及ぼし得る影響と波及効果を綿密に把握してデザイン制作と制度に反映し、そのために両国間協力を強化していく計画である。

第3節 審判分野

1. 概観

特許審判院 審判政策課 技術書記官 キム・ヨン

特許審判は産業財産権(特許権・実用新案権・デザイン権・商標権)の発生・変更・消滅及びその権利範囲に関する紛争を解決するための特別行政審判であり、一般裁判所が担当している特許侵害訴訟とは違って専門的な知識と経験が求められるため、特許庁所属の特許審判院が担当している。

このような特許審判は審査官の処分不服に不服して請求する「決定系審判」(請求人のみ存在)と、既に設定された権利と関連する当事者の紛争に対する審判で当事者間の対立構造となっている「当事者系審判」(請求人と被請求人が存在)に分けられる。決定系審判には拒絶決定不服審判と訂正審判などがあり、当事者系審判には無効審判、取消審判、権利範囲確認審判などが含まれる。

審判請求件数は特許及び実用新案分野の場合、審査前置制度の廃止及び再審査請求制度の導入による影響で減少したが、2015年3月改正薬事法の施行によって本格的に請求され始めた医薬品許可一特許連携審判事件の増加で2015年は前年比23.4%増加したが、2016年以後関連医薬品審判事件が年平均240件余りに安定してきた。2021年特許・実用新案分野は前年比0.5%増加した3,419件が請求された。商標及びデザイン分野の場合は前年比3.3%減少した4,263件が請求された。

全体的に審判請求件数は2015年以後減少傾向にあるが、2020年から約7,700件余りで安定している。

<表Ⅱ-1-21>最近5年間権利別審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度	2017	2018	2019	2020	2021
----	------	------	------	------	------

審判請求 件数 (増加率)	特許 実用新案	6,039 (△15.0%)	5,083 (△15.8%)	4,114 (△19.1%)	3,240 (△21.2%)	3,419 (5.5%)
	商標 デザイン	4,638 (△4.5%)	5,068 (9.3%)	4,894 (△3.4%)	4,408 (△9.9%)	4,263 (△3.3%)
	合計	10,677 (△10.7%)	10,151 (△4.9%)	9,008 (△11.3%)	7,648 (△15.1%)	7,682 (0.4%)

＜表Ⅱ－1－22＞最近5年間決定系・当事者系別審判請求件数の推移

(単位：件数、前年同期比増減率)

年度		2017	2018	2019	2020	2021
審判請求件数(増加率)	決定系	6,443 (△14.9)	5,609 (△12.9)	4,646 (△17.2)	3,520 (△24.2)	3,701 (5.1)
	当事者系	4,234 (△3.5)	4,542 (7.3)	4,362 (△4.0)	4,128 (△5.4)	3,981 (△3.6)
	合計	10,677 (△10.7)	10,151 (△4.9)	9,008 (△11.3)	7,648 (△15.1)	7,682 (0.4)

国内民事裁判所に提起される知的財産権関連の侵害訴訟件数は1審事件が2020年255件、2審以上の件数も100件以上であり、知的財産権をめぐる侵害紛争が熾烈であることがわかる。

＜表Ⅱ－1－23＞知的財産権侵害訴訟件数の推移

(単位：件数、受付基準)

年度	2016	2017	2018	2019	2020
侵害1審	381	384	265	261	255
侵害2審	174	182	97	97	100
最高裁判所	26	26	28	35	12

* 出処：最高裁判所司法年鑑 (<http://www.scourt.go.kr>)、2017年侵害1審は著作権侵害事件(15件)を除く。

一方、韓国では2016年1月から特許侵害訴訟の1審、2審の管轄集中制度が施行された。全国58の地方裁判所及び支院が管轄していた特許侵害訴訟1審は高等裁判所が所在する全国6つの地方裁判所(ソウル中央地方裁判所は重複管轄を許容、2019年3月水

原高等裁判所の新設によって全国5つから6つに増加)に、特許侵害訴訟2審は特許裁判所に管轄を集中した。

特許審判院は対内外的な環境の変化と需要者からのニーズを考慮して、当事者系(権利範囲確認審判、無効審判など相手と争う事件)の審判処理期間を短縮するために様々な政策を策定・施行した。特に、一般民事裁判所の仮処分事件の平均処理期間が3～5カ月以内であることを踏まえ、2015年11月から民事裁判所の仮処分事件または本案事件などに関係する審判事件に対しては司法部が審判結果を適時に活用できるよう3カ月内に審判を終結する迅速審判プロセスを新たに設計・施行した。制度施行以後2,189件が迅速審判決定され、そのうち1,981件の審判が平均127日以内に終結した。

しかし、2015年度に急増した当事者系審判を優先的に処理した結果、2016年から連鎖的に決定系審判の処理が遅れ、全体的に審判処理期間の遅延が発生したが、審判部の持続的な自助努力を通じて2019年以後審判処理期間は持続的に短くなっている(2019年9.6カ月→2020年7.8カ月→2021年7.6カ月)。

特許審判院は迅速な審判とともに高品質の審判を目指して2016年審判部組織を専門技術審判部中心に改編し、2020年7月には既存11の審判部を36の審判部に拡大する組織システムへと全面改編した。別途の人材増員なく審判長の資格要件を審査・審判・訴訟経験を兼ね備えた課長級に拡大し、独立した審判部数を拡大することで審判システムを効率化した。それにより審判長が率いる審判官数が2人に適正化したことで審理充実性が高くなり、技術分野別の専門審判部振り分けによって技術専門性が倍増し、独立的に判断する審判部の拡大を通じて審判結果の公正性もまた確保できると期待される。

また、特許審判院は優秀審判官の長期在職を誘導するために力を入れているが、その他にも審判制度の改善、電算インフラの拡充などを通じて高品質の審判に向けた環境作りを進めた。

一方、IP5主要国は知的財産権紛争を早急に解決するための方法を模索しているが、

特に日本は特許拒絶決定不服審判の処理期間を2010年24カ月から2020年12.2カ月へと12カ月程度短縮し、米国、ヨーロッパ、中国もまた特許紛争事件を処理するために審判官の増員を持続的に推進している。特に、米国の特許審判院は2011年100人から2016年272人へと審判官を大幅増員した。

一方、韓国の特許審判院は2018年に審判官1人を増員して審判官数が96人に増えたものの、依然として海外審判院に比べると不足しているだけでなく、審判官1人当たり審決件数が主要国に比べて高い水準である。また、口述審理を拡大施行(2009年165件→2021年681件)したことで審判官の負担が日増しに増えている点を考慮し、優先的に審判官の増員を持続的に推進するとともに、1人当たり審判処理件数もまた適正な水準に調整する必要がある。

＜表Ⅱ－1－24＞ 審判官の定員と審判処理期間

区分		2017	2018	2019	2020	2021
審判官 (人)	特許・実用新案	71	72	72	73	73
	商標・デザイン	24	24	24	23	23
	合計	95	96	96	96	96
審判処理期間(カ月)		10.5	12.0	9.6	7.8	7.6

最後に、特許審判院の審決または審判請求書や再審請求書の却下決定を受けた者がこれに不服する場合、送達で審決または決定の謄本を受け取った日から30日以内に特許裁判所に訴訟を提起することができるが、このような審決取消訴訟の結果として特許裁判所の審決取消判決が確定すると、特許審判院はその事件を再び審理して審決または決定をしなければならない。そして、特許裁判所の判決に対して不服する者は最高裁判所に上告できるが、上告は判決文が送達された日から2週間以内に提起しなければならない。2021年審決に不服して特許裁判所に提訴した比率は2021年より小幅減少し(2020年11.1%→2021年10.7%)、特許裁判所で審決が取り消される比率は2020年に比べて1.8%p低くなった(2020年27.4%→2021年25.6%)。そして特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は2021年には前年比0.1%p増加した32.7%を記録し、上告審で特許裁判所の判決を破棄した比率は2021年8.1%で前年比2.9%p増加した。

2. 審判の迅速性・正確性の向上

特許審判院	審判政策課	技術書記官	ハン・ジヘ
		技術書記官	クァク・ジュホ
		工業事務官	チェ・ヨンヒ
		医療技術事務官	キム・ウィテ
		行政事務官	シン・チェイ
		行政事務官	ファン・ヒョンジュ

イ. 推進背景及び概要

知識基盤社会において知的財産は国家と企業、個人競争力の鍵として浮上しつつあり、鍵となる知的財産の確保有無は企業の生き残り及び国家競争力と直結している。したがって、知的財産権紛争の迅速かつ正確な解決は何より優先すべき政策目標と言える。これまで特許審判院は持続的な革新活動を推進したが、特に迅速な審判処理に向けた制度・実務の改善、審判品質向上に向けた専門性強化など審判インフラの拡充などに大きな努力を傾けた。

ロ. 迅速な審判処理の推進

特許審判院は審判品質を維持しつつ審判処理期間を短縮するために力を入れている。そのためには審判官を増やす必要があるが、経験と能力を持ち合わせた審判官を短期で確保することは事実上困難である。特許審判院は限られた人的資源を効率的に運用するため、一般審判、優先審判、迅速審判の3トラック審判制度を運営している。事件の類型を区分して緊急な処理が求められる事件を先に処理し、一般的な事件に対しては当事者に十分な攻撃と防御の機会を提供することで審決の正確性を高めている。

1) 迅速・優先審判制度の運営

特許審判院は特許紛争を効率的に処理するため、審判プロセスを3トラック(迅速審

判、優先審判、一般審判)で管理している。

迅速審判は裁判所で侵害訴訟が係留中の権利範囲確認審判または無効審判事件と両当事者が迅速審判の同意書を提出した事件などを対象とし、優先審判は優先審査した出願に対する拒絶決定不服審判、補正却下決定に対する審判、審決取消訴訟で取り消された審判などを対象とする。

審判事件と関係する特許紛争を取り扱う裁判所・検察・貿易委員会などで審判結果を適時活用できるよう、2015年11月に迅速審判適用対象の拡大と審判処理期間の短縮を骨子とする迅速審判標準プロセスを新たに設計した。標準プロセスによれば、審判請求日から10日以内に迅速審判決定を通知し、答弁書提出期間満了日から1カ月内に口述審理を開催し、口述審理開催日から2週内に審決することを目標として定め、書類提出が遅れるなど特別な事情が発生しない限り、迅速審判決定後3カ月内に迅速に終結する。

特に、2021年には審判－調停連係制度導入により、審判長が当事者の同意を得て産業財産権紛争調停委員会に調停を依頼した事件が調停委員会での調停努力にもかかわらず調停が不成立した場合、調停にかかった期間の審理遅延を考慮して以後審判を迅速に処理できるよう調整不成立した審判を迅速審判対象に追加した。

そして、政府レベルで推進する規制サンドボックス政策(情報通信振興及び融合活性化、産業融合促進、金融革新支援、規制自由特区及び地域特化発展特区関連法など)をうまく定着させるため、規制サンドボックスとして指定されたスマート革新事業またはスマート実証事業関連の審判事件も新たに迅速審判対象に追加した。

その結果、迅速審判の審理対象は2016年以後年平均372件で2015年219件に比べて69%以上増加し、平均審判処理期間が2020年168日で一般審判に比べて約4カ月早く終わっている。迅速審判内容の面から見ても、裁判所で訴訟中もしくは検察・警察に立件された事件が90%以上で、個人または中小企業の請求比率が2020年83%を記録し、弱者である個人・中小企業に大きく役立っていることが分かった。

優先審判は既に拒絶決定不服審判があった出願に対して取消審決後再び請求された拒絶決定不服審判、発明(考案)の名称のみ訂正する訂正審判、薬事法による再審査期間の満了日が残り少ない審判、侵害紛争の事前または予防段階で活用するために警告状などで疎明した権利範囲確認審判、無効審判または取消審判などを対象とする。

特に、2021年にはAIなどデジタル新技術分野に関する一括審査として申請された出願が拒絶決定された後、不服審判が請求された事件を新たに優先審判対象に追加した。

また、ビッグデータ、クラウドコンピューティング、人工知能など第4次産業革命と関連する出願に係る無効・権利範囲確認審判の中で当事者が申請した事件も優先審判対象に追加した。

<図Ⅱ-1-2>迅速審判の標準プロセス



<表Ⅱ-1-25>2021年迅速・優先・一般審判の審決件数

2021年審決	特許・実用新案	商標・デザイン	合計
迅速審判	186	120	306
優先審判	409	167	576
一般審判	2,999	3,867	6,866
合計	3,594	4,154	7,748

2) 迅速・正確な審理のための口述審理の拡大

口述審理は審判の両当事者が審判廷に出席し、審判官合議体(審判長、主審、副審)の前で口述攻防する審理方式であり、透明・公正な審判進行とともに早期に争点の整理が可能であるため、審判官及び当事者の事件に対する理解を深め、迅速な処理及び

審判品質の向上に寄与するという長点がある。

そこで、特許審判院は2010年から口述審理支援人材の専門性を強化し、速記者を拡充するとともに、審判廷の各種施設を確保するなど口述審理基盤を整えた。また、口述審理の運営方式を標準化し、口述審理の透明性を強化するための実質的な方法を講じて推進した。

2021年には特許審判制度革新案を講じ、遅くとも2023年からは審判当事者の開催申請がなくても本案審理対象となるすべての当事者系事件に対して口述審理を開催するようにする法律改正案が発議された。

(イ)口述審理の基盤作り及び口述審理の充実化

2010年以前は口述審理のための審判廷が1室に過ぎなかったが、現在は映像審判廷を含めて計7室(大田6、ソウル1)の審判廷が設置され、インターネットテレビ会議システムを通じて口述審理または審判事件説明会が開催できるインターネット映像会議室の2室(大田)を運営している。

2014年に遠距離に居住する審判当事者の時間及び費用負担の増加による負担を減らすため、「遠隔映像口述審理システム」を導入し、大田審判廷とソウル審判廷の間で遠隔でも口述審理ができるよう、多くの当事者が収容できる大審判廷を大田に開所した。

2019年10月特許審判院の商標・デザイン審判部が特許審判院の別館(大田西区屯山中路に位置する教職員共済会)に移転し、特許審判院の別館に大審判廷及び小審判廷を追加開所し、2021年8月からはソウル、大田の審判廷に出席しなくても審判顧客がインターネットを通じて口述審理に出席できるようにインターネット口述審理制度を導入し、インターネット映像会議室を設けた。

特許審判手続きに口述審理を本格的に導入して以来、口述審理の開催件数は2009年

165件に過ぎなかったが、2021年681件へと大幅に増加した。

<図Ⅱ-1-3>当事者系口述審理が行われる審判廷



<表Ⅱ-1-26>口述審理の開催件数

(単位：件)

年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
口述審理件数	646	530	497	526	681
映像口述審理件数	272	291	262	340	436
映像口述開催率	42%	55%	53%	65%	64%

(ロ)遠隔映像口述審理の活性化

特許審判院は首都圏に居住または勤務する絶対多数の審判当事者及び代理人が大田にある特許審判院を直接訪問することで発生し得る時間及び費用負担などの顧客の不便を解消するため、2013年「遠隔映像口述審理システム」の導入を検討した。2014年には3カ月間のシステム安定化期間を経て2014年4月から特許審判院(大田)と特許庁ソウル事務所(ソウル駅三洞)の映像審判廷を専用網でつなげ、遠隔での口述審理が可能になった。また、2016年1月から遠隔映像システムを口述審理だけでなく技術説明会、審判官面談などにも活用した。遠隔映像口述審理制度は当事者及び代理人に大きな反響を呼び、開催比率が増加傾向にある。2021年にはインターネットを通じた口述審理、審判事件説明会が導入され、映像方式は審判顧客から引き続き好評を得ている。特に、COVID-19による政府の社会距離拡大戦略が施行された2020年からは映像(インターネットを含む)による口述審理の開催が増加し、2021年に開催された口述審理681件のう

ち64%の436件が映像で開催された。

<図Ⅱ-1-4> 特許審判院の遠隔映像口述審理システム



(ハ) 標準プロセスの構築を通じた顧客利便性の向上

特許審判院は口述審理の公正性・透明性を確保するために地道な努力を傾けている。2010年口述審理速記録及び調書様式を標準化し、公開口述審理の傍聴を希望する一般人の便宜を図るためにホームページに公開傍聴予約システムを構築して運営している(2020～2021年には伝染病拡散防止のために傍聴を一時中断)。2011年からは口述審理を充実を行うために、口述審理で争点になる審問事項を争点審問書を通じて口述審理の開催前に審判当事者に通知するよう審判事務取扱規定に明文化して推進した。

また、2018年には審判廷の秩序を維持するために非常ベルを設置し、庁舎管理所との防護官協力システムを構築することで、万が一発生し得る無秩序状態など非常事態

に備えた。そして、口述審理に不慣れな審判当事者、代理人などが口述審理進行プロセスを簡単に理解するように口述審理シナリオなどを収録した『口述審理マニュアル』を2010年から発刊しており、2021年にも審判事件説明会制度、インターネット口述審理の導入など新しく変わった制度を反映してマニュアルを改訂・発刊した。

3) 迅速な審判処理に向けた制度改善の推進

イ) 審判－調停連携制度

知財権紛争の過程で審判の代わりに紛争解決が可能な調停・和解など代替的な紛争解決制度が設けられて最近調停申請が増加しているが、審判とは制度的に分離されているため、特許紛争の解決に必要以上に長い時間と費用がかかる場合もある。一例として特許無効審判の場合、終結前審判取下処理率が13.4%(2018年)に過ぎない。米国の場合、無効審判制度(IPR、PGR、CBMR)を導入して以来、2018年末まで審判進行中の和解比率が約29%に達している。特許審判初期段階で当事者間の合意を誘導することで紛争を早期に終わらせ、審判処理期間を短縮するため、既存の産業財産権紛争調停委員会制度と審判を連携する制度の導入を推進し、関連法案が今年国会で通過して制度が施行された(2021年11月)。

ロ) 適時提出主義の導入

現在の審判制度では請求理由、証拠の提出時期に制限がなく、新しい証拠を引き続き提出する方法を利用して故意に審判を遅らせることに対して如何なる対応策もない状況で、これは訴訟期間の長期化及び審判処理の長期化につながり、最終的には中小企業など経済的弱者には相当不利に作用する結果を招く可能性が非常に高い。したがって、審判請求後一定期間が経過すれば証拠などの提出を審判長が制限できるよう制度を改善することで、審理を促して迅速な審判処理を可能とし、公正競争を保障する基盤を整えるため、民事訴訟法の適時提出主義の導入を推進し、関連法案が今年国会を通過して制度が施行された(2021年11月)。

ハ．正確な審理のための審判能力の強化

1) 審判部の運営

イ) 優秀な審判人材の確保及び長期在職の誘導

審判官の長期在職を奨励するため、審判官の専門職位制度を運営している。専門職位に指定されると最低4年以上審判業務を行う。2020年末現在審判官専門職位は19人で、審判官定員の20%に該当する。また、審判官在職経歴を昇進人事評価に反映して優秀な審判官が長く在職できるように人事規定を改正し、審判官の中から課長級昇進人事を断行することで長期勤続を誘導した。

ロ) 優秀審決文の選定及び成果評価への反映

特許審判院は審判品質の向上を促すために半期毎に優秀審決文を選定・褒賞している。審判部が選定した優秀審決文候補の中から内部・外部委員で構成された評価団が優秀審決文選定委員会に上程する最終候補を選定し、審判院長・首席審判長で構成された優秀審決文選定委員会で優秀審決文・準優秀審決文が最終選定される。上・下半期それぞれ優秀審決文9件、準優秀審決文8件を選定し、それを審判部にフィードバックして審判官成果評価に反映することで、審判品質の向上を促している。

ハ) 審判分野における国際協力の強化

知的財産権をめぐる国際摩擦が激しくなるにつれ、知的財産権紛争に対する国家間協力の必要性もまた増加している。

そこで特許審判院は中国、日本、ヨーロッパなど韓国企業の進出が活発な地域を中心とした相互協力を推進しており、国家間制度の比較及び主要統計の共有などを通じて知的財産権紛争の予防及び早期解決を支援するために力を入れている。

2010年韓・日審判専門家会議を始めとした審判分野の国際協力は現在IP5特許審判院長会議、韓・ヨーロッパ商標審判協力会議、韓・中・日審判専門家会議、韓・中ハイレベル会談など多様な協議体を通じて行われ、相互審判制度に対する理解を深めると同時に優秀な制度のベンチマークに寄与している。

2) 審判官の養成及び教育課程の充実化

イ) 審判官候補者に対するOJTの実施

予備審判官の養成を目的として国際知的財産研修院の審判官候補者課程に2週間の審判官OJT課程を運営した。同教育を通じて審査官は指導審判官の合議要旨書作成及び審決文作成を補助し、口述審理または技術説明会にも参加できる。審判の観点から事件を見極める経験は審査官の審査品質向上に大きく役立っている。

ロ) 審判部自主学習組織の運営及び審判官専門性向上教育

審判部は自主学習セミナーなどの自律的な審判品質協議体を運営しており、特許審判院は学習教材の支援、成果評価及び優秀審判部選定時の該当研究実績の反映などを通じて協議体の活性化を奨励している。

一方、審判官の専門性を強化するために様々な教育も実施している。特許裁判所の判事及び法科大学の教授を講師として招き、最近特許裁判所の判例動向及び民事訴訟の実務教育を行うことで審判官の実務能力を高めた。また、特許審判院敗訴事件の敗訴原因分析結果及び最近の審決及び判決動向を分析して共有している。

3) 審判品質改善活動

イ) 特許裁判所及び最高裁判所判例分析集の発刊

特許審判院は知的財産紛争の1次的な解決機関として特許審判の迅速性と正確性を

高めるため、特許裁判所及び最高裁判所の関連判例を分析して多様な判例集を発刊してきた。

2020年にも1年間判決宣告された後に確定された特許裁判所及び最高裁判所事件に対する原告・被告の主張、審決・判決の要旨及び訴訟遂行官の検討意見まで争点を中心にまとめた決定系審決取消訴訟整理集を発刊した。

また、審査・審判に活用するため、毎年1年間の商標・デザイン判例を要約・整理して「判決文要旨集」を発刊している。

ロ)特許商標判例研究論文公募展

特許審判院は産業財産権判例を研究して審判品質を高めると同時に専門性を確保することを目的として、2007年から特許商標判例研究論文公募展を実施している。判例論文公募展は最初特許庁の職員を対象に実施していたが、2012年から外部弁理士やロースクールの学生、2013年は弁護士にまでその対象を拡大した。2014年からは応募資格要件自体を廃止し、誰でも公募展に参加できるようにした。2021年公募展では優秀2件、奨励3件を受賞作として選定した。選定された優秀判例論文は特許庁ホームページなどに掲載、発表会の開催、「優秀論文集」の発刊を通じて庁内外の知識として共有している。

<表Ⅱ-1-27>2021年特許商標判例論文公募展の結果

等級	受賞者	所属	分野	論文題名
優秀 (2件)	キム・ジユン イ・スンヒョン	ソウル大	特許	韓国の均等侵害要件の法理的・実務的争点の考察第1要件と第2要件を中心に
	シム・ボンス	審判2グループ	商標	デザイン権侵害判断の際に新規性と創作非容易性が重なる領域における類似判断に関する考察
奨励 (3件)	キム・テミン	広場Lee&G o	特許	均等侵害成立要件として課題解決原理及び作用効果の同一性
	ワン・ロ チョン・チャホ	成均館大	特許	特許無効審判での審判物 (Subject matter) = 請求趣旨 + 請求理由 (無効事由 +

			証拠)
キム・ヒョンジョン	漢陽大	商標	先出願商標権者に対する後出願商標権者の使用権排除法理限界点指定の必要性

4) 審判の正確性向上に向けた制度改善の推進

イ) 審判研究官制度の運営

審判研究官は迅速・正確な審判を行うため審判に関する調査・研究事務を担当する人材である。2021年には9人の審判研究官が審判政策課に配置され、調査研究事務を担当した。裁判所及び主要国の審判院もこれと類似した制度を運営しており、特許審判院は今後審判研究官制度を拡大して運営する計画である。審判研究官制度は関連特許法の改正案が2020年に発議され、2021年国会を通過したことで、その法律的根拠を確保した。

特許審判院は審判の迅速性・正確性向上に向けて審判処理管理活動を強化し、審判インフラの改善・拡充に重点を置きながら様々な改善課題を推進した。その結果、特許審判院のプレゼンスが高まり、特許紛争において特許審判院が先導的な役割を果たせる上で大きく貢献したものと評価される。

特許審判院が審判品質向上に努力を傾けた結果、2020年審決に不服して特許裁判所に提訴する比率は2016年以後大幅減少し(15.4%→11.1%)、特許裁判所で審決が取り消される比率も大きな変動は見られなかった。

<表Ⅱ-1-28> 審判院の審決に対する提訴率及び審決取消率の状況

年度	2017	2018	2019	2020	2021
審決取消率(%)	25.1	22.2	25.6	27.4	25.6
提訴率(%)	11.6	11.7	9.4	11.1	10.7

特許審判院は今後も審判の迅速性・正確性を高めるために迅速・優先審判を含む3

トラックの審判処理、審判官の長期在職誘導、審判品質管理活動及びフィードバックの強化など審判部を充実に運営していく計画である。

また、経歴審判官の補修教育を最近重要判決のうち審決取消事例中心の敗訴原因分析及び討論方法中心で行うなど審判官教育を強化する計画である。

同時に、判例に対する健全な批判及び生産性のある対案の提示を通じて審判品質を高めるため、特許商標判例論文公募展をさらに活性化していく予定である。また、審判－調停連携制度、適時提出主義の導入などのような革新的な審判制度改善を着実に推進し、審判事件の迅速かつ正確な処理に向けて最善を尽くす計画である。

そして、特許裁判所は特許審判院で行われる口述審理に対して技術争点として議論された内容が正確に把握できるという点で肯定的に評価しており、審判当事者の立場からするとリラックスした雰囲気の中で実物製品及び動画を利用した技術内容の把握を通じて事件の争点を明確にすることができるために大いに役立っていると評価した。また、対内的には口述審理の拡大で審判の迅速性及び正確性が高まっただけでなく、事実上第1審の役割を果たす特許審判院のプレゼンスを高めることにも大きく貢献している。今後特許審判院は遠隔映像口述審理システムを拡大して実施するなどユーザーの不便を最小化する一方、口述審理期日前に当事者に尋問する内容を明確に通知する争点審問書事前通知制度を活性化することで、争点に対する集中審理で口述審理の効率を最大に引き上げるなど、様々な制度改善努力を持続的に傾けていく計画である。

3. 審判公正性の向上

特許審判院	審判政策課	技術書記官	クァク・ジュホ
		医療技術事務官	キム・ウィテ
		行政事務官	ファン・ヒョンジュ

特許審判院は審判の迅速性・正確性の向上に向けた努力とともに、公正な紛争解決基盤の構築、審判官の公正な審判業務遂行のための環境作り、外部専門家の審判参加

及び審判品質委員会への参加など様々な方法で審判の客観性、透明性を高め、審判の公正性を高めるための努力も同時に傾けてきた。

1) 審判長及び審判官職位の民間への開放

審判長と審判官を特許庁からのみ補充することで発生し得る公正性に対する懸念を払拭し、優秀な審判人材を確保するため、2017年には民間開放型職位公募を通じて産業界と弁理業界現場での長い勤務経験と専門知識を保有する外部専門家を審判長と審判官として直接採用した。特許・実用新案分野の局長級審判長1人、課長級審判官1人、商標・デザイン分野の課長級審判官1人を採用し、審判長及び審判官職位の民間への開放を通じて審判の公正性を高める上で貢献できると期待される。

2) 国選代理人制度の運営

知的財産権紛争にかかる費用及び時間は社会的・経済的弱者にとって大きな負担であり、時には公正な競争を妨げる要因となっている。特許審判院は物的・人的資源が不足している審判当事者が審判過程で十分に対応できず無念に負けてしまうケースを防止するため、2019年7月から国選代理人制度を運営している。2021年には国選代理人選任申請期間及びその支援対象の拡大、申請手続き簡素化を内容とする「特許審判員国選代理人選任及び運営に関する規則」が改正されたことを受け、審判事件における社会経済的弱者の権益保護が一層強化された。

国民基礎生活給与受給者、障害者、小企業などの社会的・経済的弱者は審理終結前まで国選代理人選任申請書と本人が支援対象者であることを証明する書類を提出することで国選代理人の選任を申し込むことができる。国選代理人の選任を申請する際に申請人の同意がある場合、行政情報共同利用を通じて確認可能な書類に対しては提出を省略することができる。国選代理人が選任されれば、選任された国選代理人が申請人の審判事件に対して代理業務を行い(特許審判院が社会的・経済的弱者に代わって国選代理人に所定の手当を支給する)、申請人には既に納付した審判請求料及び訂正請求料が払い戻される。

2021年には特許分野で3件、商標分野で15件、デザイン分野で3件の国選代理人選任支援があった。

3) 民間専門家の審判品質委員会への参加

特許審判院は裁判所が審決を取り消した事件の原因を分析する審判品質委員会を商標・デザイン/機械/化学/電気・通信の4つの分野に分けて四半期ごとに開催している。

審決取消の原因を公正かつ客観的に分析するため、2021年には各分野別委員会の6～7人委員のうち3～4人を学界・産業界・弁理業界などの民間専門家で構成し、内部委員の中にも1人を該当審判品質委員会とは異なる技術分野の審判官で構成した。特に、弁理士委員の代表性を強化するため、弁理士委員は大韓弁理士会から推薦を受けている。

2021年に計4回にわたって、計138件(類似事例は統合して議論)の審決取消事例を検討し、検討結果を審判官にフィードバックすることで今後発生し得る類似事例に備えさせた。

4) 口述審理の映像中継

口述審理は審判官が当事者・証人の陳述を直接聞くことができ、即時的な反問を通じて真相を把握して矛盾点を容易に発見することができ、疑問点を明確に明かすことができるため、審判の公正性を高める上で大きく貢献できる。そのため、口述審理は公序良俗に反しない限り一般にも公開するのが原則である。しかし、口述審理は審理期日と場所が定められるため、国民から関心を集めている事件の口述審理が開催されても出席が難しい問題があった。そこで、審判長は審判事件の中で公共の利益のために必要と認める場合は口述審理の全部または一部に対して中継を目的とする録画または撮影を命じることができ、録画された結果物を今後インターネットを通じて公開できるように根拠を設け、2019年6月から施行した。今後国民の関心が高い事件の口述

審理は録画あるいは実況中継を通じていつでもインターネットを通じて探して見ることができると期待される。

5) 専門審理委員制度の導入

急速に変化する先端技術や現場知識が必要な技術分野に対して、外部専門家を通じた専門性補完の必要性が絶えず提起されてきた。そこで特許審判院は関連制度の導入を推進し、関連特許法改正案が通過したことで、2021年10月から専門審理委員制度が施行された。

審判長は審判進行中に専門審理委員の参加が必要と判断した場合、関連技術分野の候補者のうち1人またはそれ以上を専門審理委員として指定することができる。専門審理委員の候補者は人工知能、自動運転、2次電池・燃料電池、無線通信(5G/6G)、動画・オーディオ圧縮、フィンテック、半導体、ロボット制御、地盤安定化、変速機、バイオヘルスなど11の技術分野の約130人で構成されている。審判長が指定した専門審理委員は審判長が要請する事項について書面で提出する、もしくは口述審理または審判事件説明会に出席して陳述する方法で審判事件に参加することになる。専門審理委員制度は審判官がより迅速かつ正確に判断を下す上で大きく貢献し、それによって審判のクオリティもさらに高まるものと期待される。

第4節 審査品質診断システムの高度化

1. 概観

審査品質担当官 技術書記官 イ・ソンヒ
施設事務官 キム・インチョン

世界的に知的財産権の重要性が増していることで知的財産権の出願が持続的に増加し、審査処理期間の短縮とともに審査品質の向上に対する必要性も益々増大している。そこで、特許庁は審査の品質を高めるために審査品質を独自に測定する審査品質診断制度を運営している。

審査品質診断制度の運営を通じて特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査・国際予備審査業務が法令及び審査基準などに基づいて正しく行われているかをモニタリングすることで審査ミスを防止し、審査過程において補完が必要な部分を探し出して改善することでユーザーに高品質の審査サービスを提供する環境を構築している。

審査品質診断制度を通じた品質管理活動の他にも審査品質指標分析を通じた統計的な品質管理を支援するなど審査品質管理の多角化を図るとともに、審査管理者の決裁過程における品質診断支援、審査官の個人別審査能力点検のためのコンサルティング支援、今年度の審査官など優秀審査官の選定、審査官を対象に診断結果を共有する品質診断説明会の開催など審査官とのコミュニケーションを強化するための制度を構築することで、実質的な審査品質の向上に貢献できる政策を施行している。

2. 審査品質診断制度の運営

審査品質担当官 技術書記官 イ・ソンヒ
施設事務官 キム・インチョン

イ. 推進背景及び概要

審査品質診断制度は特許・実用新案・商標・デザイン出願の審査業務及びPCT国際調査、国際予備審査業務に対する自主診断を通じて不良審査を防止し、審査業務に関する制度的な補完事項を持続的に発掘して改善することで高品質の審査サービスを提供することを目時としている。

1984年から始まった審査品質診断制度をさらに発展させるため、2000年3月に「審査評価規定」を制定し、2000年8月に次長直轄の審査評価担当官(現在の審査品質担当官)を新設した。審査品質診断制度による品質診断を行うために審査品質担当官室に審査品質官が配置され、2021年12月末現在審査品質官は特許・実用新案分野(以下「特・実分野」とする)8人及び商標・デザイン分野(以下「商・デ分野」とする)2人など計10人の審査官で構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

審査品質診断は審査品質担当官室所属の10人の審査品質官によって行われ、審査品質診断規定及び審査品質診断指針に基づいて行われる。審査品質診断の公正性及び正確性を確保するため、全診断過程において審査品質官に審査官関連情報が与えられていない状態で診断が行われるブラインド診断システムを運営している。

2019年から改編された診断システムにより、現状点検、今月の審査官の選定、企画診断、常時診断、審査決裁支援及びコンサルティングなどの多様な観点から診断が行われ、このような診断結果が実質的な品質向上につながるように支援している。

<表Ⅱ-1-29> 審査品質診断の種類及び特徴

診断区分	診断の目的	診断の対象
現状点検診断	審査品質の現状点検及び変化測定	審査課/チーム別に均等抽出された審査件
今月の審査官	審査品質優秀審査官の選定	審査局からの推薦/直接支援候補者の審査件

企画診断	脆弱な部分の点検及び品質管理支援	政策的な必要または審査局からの要請事項
常時診断	専決審査官の品質管理支援	専決審査官の審査件
決裁支援/ コンサルティング	決裁者検討支援及び審査能力の測定	決裁検討/コンサルティング要請 審査件

1) 現状点検診断

審査品質状況を点検するとともに変化を持続的に観察するため、2021年から現状点検診断を導入し、品質診断結果を審査局に提供することで審査局の自律的な品質管理システムが安定的に運営できるように支援している。

特・実分野は審査課別に36件を均等抽出し、計1,188件に対する審査品質を診断し、商・デ分野は審査課別に144件を均等抽出し、計1,008件に対する審査品質を診断した。また、四半期別の品質診断結果及び診断事例を審査局に共有し、審査局の品質管理のための基礎資料として活用した。

特に、最近3年間の外部顧客満足度調査で最低点を記録した「記載不備に対する審査官別判断の不一致」を解消するため、現状点検診断過程で123件の記載不備関連診断事例を発掘して審査局に共有することで、記載不備判断に対する審査の一貫性を確保するなど顧客満足度向上に努めている。

2) 今月の審査官

審査局が審査能力の優れた審査官を推薦し、自ら審査品質が優れていると自負する審査官が直接支援すると、彼らの最近最終件を審査品質担当官室が診断して四半期ごとに今月の審査官を選定している。このように優秀な審査官を持続的に発掘することで、単純に審査過程における誤謬を最小化するための品質管理から一歩進み、高品質審査を志向する審査文化を作っている。

四半期ごとに特・実分野5人、商・デ分野1人を選定しているが、2021年には特・実

分野計20人、商・デ分野計4人が今月の審査官として選定された。候補者は特・実分野132人、商・デ分野28人であったが、特・実分野は候補者1人当たり登録査定3件、拒絶決定2件を抽出して審査品質を診断し、商・デ分野は候補者1人当たり登録査定10件、拒絶決定5件を抽出して審査品質を診断した結果で選定した。

2020年3月から審査局推薦候補者の他に直接支援した審査官のうち特・実分野最大10人、商・デ分野最大3人を候補者に入れて支援ルートを多角化した。そして、特・実分野は審査官の平均着手点数を基準に区間に設定し、区間別に一定人数を選定することで、同水準の件数を終結する審査官同士がより公平な条件で競争できるようにすることで、制度運営の信頼性を確保した。

3) 企画診断

企画診断は脆弱部分や品質政策の運営状況把握など審査品質管理のために必要な分野に対して診断することで、より効果的で直接的な改善事項を発掘するためのものであり、2018年下半年から本格的に導入された。

2021年に特・実分野はチーム長中心の品質管理システムを支援するために企画診断を実施し、276件に対する品質診断を実施した。商・デ分野は期間管理書類の処理期間遵守と関連して398件を診断した。各企画診断の診断結果を基に審査関連規定、電算システム、教育、業務方式などに対する改善案を導き出し、関連部署と協議して実務に反映できるよう推進した。

4) 常時診断

特・実分野に対する診断として、審査チーム長の決裁を経ずに審査官の専決で終結する審査件に対して審査品質担当官室で品質管理を支援している。審査官の専決で終結し、出願人に発送される前の登録・拒絶決定書を抽出して品質を診断した後、エラーが発見されたり、もしくは再審査する必要がある場合、審査官に返送して見直しの後に発送するようにしている。すなわち、審査チーム長が決裁過程で検討しなければ

ならない事項であるが、審査官専決で終結する件は決裁を経ないため、審査品質担当官室で審査チーム長中心品質管理の死角にある部分に対して支援するものである。

2021年に計321件の審査官専決件を抽出して審査品質を診断し、その結果5件に対して見直し意見を審査局に提供して再度審査できるようにしたことで審査品質管理を支援した。

5) 決裁支援及び審査官コンサルティング

審査チーム長が決裁過程で諮問が必要である、もしくは争点が発見された場合、審査品質担当官室に品質診断を要請してその診断結果を参考にした後、後続処理を進める決裁支援システムを運用している

また、個別審査官が本人の審査パターンや審査能力に対して客観的な測定を希望する場合、審査品質担当官室にコンサルティングを依頼して自分の審査品質を把握し、個別的な品質管理を遂行することができる。2021年には特・実分野で2人の審査官がコンサルティングを申請し、品質診断結果を提供した。

審査チーム長の審査物量増大により品質診断を依頼して診断結果を受け取るまでの時間が負担となり、決裁支援システムの活用が低迷しているものと推測される。そのため、より迅速な決裁支援対応と広報を通じて多くの審査チーム長が負担なく活用でき、審査品質向上に寄与できるように改善が求められる。

ハ. 評価及び発展方向

審査品質担当官による現状点検診断は審査課別に均等に診断対象件を抽出し、全体審査過程に対する審査品質を測定し、診断結果は審査品質管理のための基礎データとして提供され、審査品質政策の方向性を提示している。また、発掘された診断事例を審査局に共有することで審査官別判断の不一致を最小化し、一貫した審査処理を誘導して審査品質を高めると同時に顧客満足度を高める重要な役割を果たしている。

企画診断は一般的な審査過程に対する点検だけでなく、先行技術調査段階、決裁段階など多様な審査段階や診断観点に対する品質診断まで外延を拡大することができる。企画診断の対象は審査品質担当官室が自主的に選定したものの他にも審査局が必要とする部分に対する需要調査を通じて実質的な審査品質の向上に役立つかどうかを対象選定の基準として実施する計画である。

一方、他の診断とは異なり、優秀事例を発掘し、審査品質が優秀な審査官に対する激励を通じて肯定的な品質管理を追求する今月の審査官診断は、審査官の自律的な品質管理の雰囲気活性化し、士気を高める契機になっており、参加機会をさらに拡大し、診断基準を改善して激励型品質管理をさらに拡大する必要がある。

審査官の専決件に対する常時診断は、審査品質診断過程で発見されたエラー事項を修正し、審査品質のリアルタイム測定を維持する機能を遂行しており、決裁支援及びコンサルティング診断は伝統的な品質診断から脱し、審査品質担当官室と審査局の相互協力、支援、コミュニケーションを通じた総合的審査品質向上手段としての機能が期待でき、今後品質中心の審査文化作りに大きく貢献するものと期待される。

3. 審査品質向上に向けた審査能力開発支援

審査品質担当官 技術書記官 イ・ソンヒ
施設事務官 キム・インチョン

イ. 推進背景及び概要

審査業務は特許庁の最も基本的で重要な業務であり、迅速かつ正確な審査業務処理のためには技術分野に対する専門知識だけでなく関連法令の解釈及び適用、審査基準に対する十分な理解と熟知、出願人との効率的なコミュニケーションのための通知書の作成能力など審査実務に対する知識と能力が非常に重要である。

審査官の業務能力を高めて審査品質を向上させるためには、審査品質診断結果に対する分析を通じて細部的な審査手続きと判断を遂行できるように審査基準を合理的に改善し、審査官に求められる教育内容を導き出して積極的にフィードバックすることで審査実務に反映することが必要である。

ロ. 推進内容及び成果

1) 品質診断説明会及び教育課程への参加

審査品質の向上に実質的に役立つ審査品質診断事例に対する深層分析結果を共有し、審査品質診断結果に対する徹底した事後管理を持続的に実施することで、審査官の審査能力を高め、審査チーム長の品質管理活動を支援する目的で、品質診断説明会を運営している。品質診断説明会を通じて審査品質診断制度を含め審査品質管理制度全般に対する意見を取り集め、それを審査品質管理政策の策定の際に積極的に反映している。

一方、国際知的財産研修院が提供する新規審査官課程、審査官昇級課程、審査指導課程、PCT課程など審査能力を高めるための職務教育課程において審査品質管理と関連する教育を実施している。また、外部先行技術調査機関の調査員教育課程において特許・実用新案・PCT審査品質診断事例に対する教育を実施することで、外部先行技術調査員の先行技術調査能力を高め、最終的には審査品質の向上につながるよう努めている。

2) 審査品質管理業務を支援するための審査品質関連統計指標の提供

審査課長及び審査チーム長の審査品質管理業務を支援するため、特許・実用新案分野に対して登録率、無効審判認容率、取消差戻率、拒絶決定不服審判請求率、再審査請求率及び登録率などに対する統計指標を算出している。また、商標・デザイン分野の場合、着手公告(登録)決定率、登録査定率、無効審判認容率、拒絶決定不服審判請求率、取消差戻率、商標異議申出件数及び認容率、デザイン新規性・容易創作・拡大

された先出願・先出願違反指摘率などに対する統計指標を算出している。このように多様な審査品質関連統計指標を算出して提供することで、サンプル抽出による審査品質診断制度の限界を克服し、全体的な品質管理政策を統計的に管理することができ、審査課長及び審査チーム長の実質的な審査品質管理業務を支援している。

3)顧客との持続的なコミュニケーション努力

今月の審査官選定のための診断の際に発見した優秀事例を審査局にフィードバックして共有することで、他の審査官もそれをベンチマークできるように運営している。審査官コンサルティングを通じた今月の審査官との品質比較もまた間接的なコミュニケーションの役割を果たし、自発的な品質向上努力を誘導する機能を果たしている。

その他にも内部共有サイト(KOASIS)に審査品質診断指針を掲載し、審査品質診断と関連するQ&Aコーナーを常時運営することで、審査業務を行う審査官が必要な時はいつでも関連指針及び疑問点などを確認して解決できるように支援している。

また、外部顧客である代理人と出願人を対象に審査品質に関するアンケート調査を実施することで、顧客の目線から見た審査品質の弱点と改善事項を導出し、それを審査品質診断及び品質管理の方向設定に積極的に活用した。

ハ. 評価及び発展方向

品質診断説明会及び教育プログラムの運営、審査品質関連統計指標の提供、カスタマイズ型品質診断コンサルティング、審査決裁過程に対する支援など様々な活動を通じて、自発的な改善努力を活性化している。同時に、体系的な品質管理手段を提供することで、総合的な審査品質管理システムを構築している。

また、外部顧客の審査品質に対する満足度を高めるため、アンケート調査システムを精巧化して需要者が必要とする点を正確に把握することで効果的な品質政策が講じられるように専門機関による調査を実施し、審査局と審査品質担当官が相互協力して

審査品質診断制度だけでなく多様な品質管理活動を展開することで、最終的には審査品質の重要性を全体構成員が共有・実践する審査品質優先文化の定着に取り組む計画である。

第5節 出願・登録方式審査分野

1. 概観

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	チェ・ジョンフン
	登録課	電算事務官	ヨ・ウンヨン
	国際出願課	工業主事補	ピョン・スミン

方式審査は特許法など産業財産法令で規定している出願人・代理人の行為能力、提出された書類の記載方式及び添付書類の提出有無、手数料の納付事項など出願・登録・国際出願関連書類の形式及び手続きに対して不備などところがないか審査するものである。

これは特許要件などを審査する実体審査とは区分される概念で、このような方式審査手続きを踏ませるのは、特許など産業財産権に関して方式と手続きを統一することで特許行政を円滑に行うためである。

出願課、登録課、国際出願課では方式審査を通じて出願人が提出した書類の受理可否を決めるが、方式審査の結果、もし方式に問題がなければ出願・登録関連書類を受理し、不備などところがある場合は出願人などに補正の機会を与えている。にもかかわらず不備が解消されなかった場合は該当手続きを無効にする。一方、重大な瑕疵がある場合は疎明機会を与えた後、出願・登録関連書類を受理せず差し戻している。

2021年出願・登録など方式審査処理件数は計259万件で前年比6.9%増加し、方式審査件のうち99.9%を6日以内に処理することで迅速・正確な方式サービスの提供を通じて顧客満足度の向上とともに迅速な知財権の創出に大きく貢献した。

分野別方式審査処理を見ると、第一に国内出願の場合全体出願件数は前年より6.3%増加し、出願方式審査処理件数は144万8千件で前年比約5.3%増加した。これは出願件数の増加とともにCOVID-19及び特別災害地域手数料減免及び期間経過救済申請な

ど顧客を配慮した出願制度の施行によるものである。

第二に、2021年登録方式審査の処理件数は100万7千件で前年比約9.3%増加した。これは新しく設定登録される件数の増加とともに累積する産業財産権存続件数が持続的に増加し、これと関連した登録料納付及び登録申請件数もともに増加したためである。

第三に、特許協力条約(PCT)、マドリッド議定書、ハーグ協定による国際出願書類の方式審査処理件数は約13万6千件で前年比7.3%増加した。このような増加はCOVID-19の緩和による外国人の国内段階への進入増加に起因する。このような状況に対応し、提出書類の不備を防止するために顧客中心の国際出願環境を整え、適時性のあるコンテンツを普及するなど国際出願認識基盤の拡大による高品質の国際出願書類の提出を誘導する必要がある。

今後も高品質の知財権創出のために統合書式作成機などユーザーの利便性を高め、不備のない書類が提出されるよう持続的に努力を傾けていく予定である。

<表Ⅱ-1-30> 2021年分野別方式審査の処理状況

(単位：件、%)

区分	2018年	2019年	2020年	2021年
国内出願	1,246,103(2.4)	1,297,747(4.1)	1,376,303(6.1)	1,448,501(5.3)
国際出願	119,184(2.6)	127,742(7.2)	126,826(△0.7)	136,030(7.3)
登録	846,762(5.1)	895,233(5.8)	921,964(3.0)	1,007,472(9.3)
合計	2,212,049(3.4)	2,320,722(4.9)	2,425,093(4.5)	2,592,003(6.9)

2. 方式審査制度の運営

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	チェ・ジョンフン
	登録課	電算事務官	ヨ・ウンヨン
	国際出願課	工業主事補	ピョン・スミン

第4次産業革命の到来によってAI、IoTなど核心技術に対する知的財産の確保が企業の生き残りや国家競争力に直結するなど知財権の重要性がさらに増していることから、特許庁も強力で競争力のある特許を創出するために全周期にわたる特許創出管理システムを構築している。

その一環として出願及び登録段階においても高品質の出願書が作成され、速やかに知財権が獲得できるよう、顧客を配慮した知的財産権関連制度を運営し、持続的な改善を通じて出願人の便宜を図っている。

イ. 出願分野の制度改善

1) 弁理士無料相談サービスの実施

明細書の作成相談など出願人のサービスニーズに応えるため、大韓弁理士会所属の弁理士を活用して顧客支援室内で弁理士無料相談サービスを週3回提供することで知的財産権出願及び紛争解決の支援に積極的に乗り出している。

2) 中小・中堅企業の特許料及び登録料減免書類の提出簡素化など顧客利便性の向上

中小・中堅企業に該当する特許顧客の場合、関係機関に既に書類を提出した場合は特許庁に別途書類を提出しなくてもいいように改善した。以前は特許料の減免を希望する場合、特許顧客が直接中小企業・中堅企業確認書を特許庁に提出する必要があった。しかし、今後は特許顧客が産業通商資源部及び中小ベンチャー企業部に証憑書類を提出した場合、特許庁が直接データを受け取るように手続きを改善することで、便利かつ迅速な手続きの進行を図った。

3) 特許顧客満足度向上に向けた高品質出願サービスの提供

特許庁は顧客を配慮した特許行政サービスを提供するため、知的財産権関連法令改正による出願関連書式の変更事項及び特許路システムの改善事項などを反映した「出

願方式審査指針書」を発刊した。これは「出願方式審査指針書」を提供することで一貫した方式審査処理基準で特許顧客に対する信頼性を確保し、その指針を公開することで出願人などに各種書類作成時に役立てようとしたものである。

その他に、外国語特許出願の韓国語翻訳文及び優先権主張証明書類提出期限案内文を新設し、出願人が法定期間を逃さないように便宜を図った。

ロ．登録分野の制度改善

1) 登録料(年金)納付などの案内サービスの多様化

韓国産業団地公団システムと特許庁システムをつなげて登録料(年金)などの納付案内情報を産業団地内の中小企業に提供するサービスを追加し、個人権利者は特許庁に別途のモバイル申請をしなくてもNaverまたはKakao Talkでモバイル電子告知を先に発送した後、受信しなければ郵便で再発送するようサービスを改善した。

これまで特許庁では登録料(年金)(正常納付/追加納付/回復申請)、商標権存続期間更新登録申請、商標登録料の第2回目納付などの時期が到来すれば、郵便または携帯電話、Eメールなどで登録権利者全員に納付案内書を発送するサービスを提供してきた。しかし、登録権利者が住所地に不在または引越しなどで郵便案内書を受け取れない場合が発生し、携帯電話またはEメールは登録権利者本人が特許庁に別途申請しなければならない煩わしさがあつた。そこで、今回のサービス追加及び改善を通じて以前より迅速かつ簡単に登録料(年金)などの案内サービスを登録権利者に提供できるようになった。

2) 特許料及び登録料減免書類の提出簡素化

職務発明補償優秀企業または知的財産経営認証を受けた中堅企業または中小企業は登録料(年金)第4年目の分から第6年目の分まで減免を受けることができ、該当減免対象であることを証明するために認証書を別途特許庁に提出しなければならなかった。

このような顧客の不便を解消するため、韓国発明振興会が発行する認証書データを定期的に受信して特許庁システムに搭載することで、登録料(年金)納付時に該当情報を方式審査官が確認できるよう手続きを改善した。

これにより職務発明補償優秀企業と知的財産経営認証を受けた中堅企業または中小企業の場合、登録料(年金)の減免対象であることを証明するための書類提出が省略できるため、顧客の利便性が高まった。

3) 権利移転譲受人に対する案内強化

特許権などの権利を継続して維持するためには登録権利者の登録料納付義務があるが、権利を譲り受けた譲受人が譲渡人から登録料(年金)納付に関する案内を受けられなかったため、適時に登録料を納付することができず権利が消滅してしまった事例があった。これを改善するために権利移転に関する登録完了案内書に登録料(年金)納付に関する情報を追加提供し、譲受人が意図しない権利消滅を予防できるようになった。

ハ. 国際出願分野の制度改善

1) PCT出願書類送付手続の整備

出願受付後3週以内に処理するため、PCT受理官庁内部管理システムに基幹管理システムを構築した。さらに、韓-WIPO間のPCT郵便送付対象書類の優先権送達申請手続きを整備した。期限と関連する送付手続きを全般的に整備し、苦情発生の可能性を緩和した。

2) マドリード及びハーグ国際出願書式作成法の動画配布

COVID-19パンデミックの影響により、書式作成及び提出方法案内を現場教育よりは遠隔で進める必要性が増加した。そこでマドリード及びハーグ国際出願と関連して動

画を製作し、YouTubeに配布した。同時に、大韓弁理士会及び韓国知的財産協会、特許庁ホームページの掲示などを通じて広報することで、出願人及び代理人の利便性向上に貢献した。

特に、2021年国際出願状況によれば、マドリード国際出願は2,012件で前年比25.8%増加、ハーグ国際出願は278件で前年比11.6%増加しただけに、書式作成法動画の重要性が大きいと言える。国際出願の活性化により、国際出願の第一段階である書式作成及び提出方法を案内する動画が出願人の満足度を高める上で寄与するものと期待される。

3) 国際出願認識基盤の拡大

出願人に最新の国際出願情報を提供するため、PCT、マドリード、ハーグ国際出願を統合した国際出願ニュースレターを定期的に発刊・配布した。

また、国際出願説明会を実施し、国際出願を計画している企業が実質的な支援を受けられるようにした。

同時に、特許顧客相談センターなど実務者を対象とする国際出願懇談会、地域企業家の国際出願認識向上のための訪問型国際出願教育の実施などで国際出願関連相談人材の専門性を強化し、地域の国際出願認識を高めた。

今後もより便利な国際出願環境を整えるため、PCT、マドリード、ハーグ国際出願に対する適時性のあるコンテンツの普及、説明会などを実施する予定である。

3. 方式審査の品質向上

情報顧客支援局	出願課	行政事務官	チェ・ジョンフン
	登録課	電算事務官	ヨ・ウンヨン
	国際出願課	工業主事補	ピョン・スミン

出願・登録方式審査の品質向上は結果的に迅速かつ正確な知財権創出を担保する結果につながるため、その重要性がより大きいと言える。出願・登録段階での方式エラーによって書類提出期日を逃したり、関連手続きが終了するなど出願人の立場からすると公式的に意見を述べる機会も得られず知財権獲得が難しくなる可能性がある。

したがって、このようなケースを防止するとともに方式審査の信頼性を高めるため、知財権関連制度の改善、方式審査官の能力強化を通じた専門性の向上、通知書及びシステムの改善など方式審査の品質向上に向けて地道な努力を傾けている。

このような努力の結果として、出願・登録方式審査の平均処理期間は3日を超えず、国際出願もまた方式審査処理を6日以内で維持している。方式審査の正確度も最近4年間99.9%以上達成し、名実ともに世界最高の迅速・正確な方式審査サービスを提供することで特許庁のプレゼンスを高めた。

イ. 方式品質向上に向けた制度改善

1) 顧客政策協議会の運営

方式審査に関する共通基準の定立及び制度改善、苦情対応などの業務処理に関する一貫性の向上及び信頼を確保するため、2020年方式審査協議会に関する運営規定を制定し、2021年7月には顧客政策協議会に名称を変更した。協議会は出願登録・審判手続きと関連する主要事項の議論及び意見収集の機構としての役割を果たしている。協議会は情報顧客政策局長を委員長として、方式部署5つの課(出願課、登録課、国際出願課、審判政策課、ソウル事務所)が委員として構成されており、2021年には消滅された権利の回復議論など計11回が開催された。

2) 通知書及びシステム整備

補正要求書、無効処分通知書、書類差戻理由通知書、書類差戻通知書など国民に提

供する通知書の文句を出願人の立場から理解しやすいように整備し、改正法令などを反映することで、需要者中心の特許行政サービスを提供した。また、産業財産権法令の改正事項を出願・登録関連システムに即時反映することで、出願人の誤認・混乱を招かないように整備し、今後も持続的に国民の立場から通知書及びシステムを整備していく予定である。

ロ．方式審査官の専門性向上

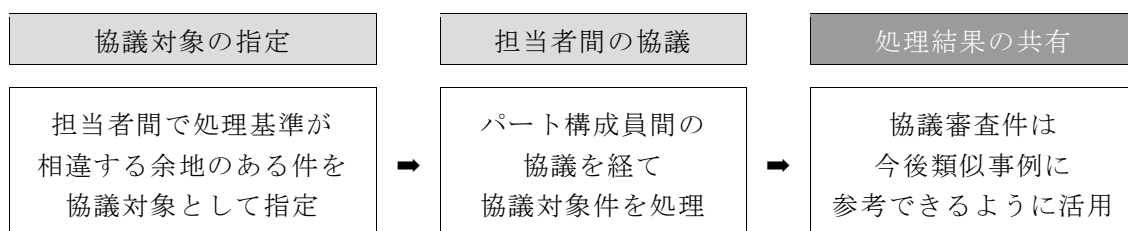
1) 出願・登録方式審査研究会の運営

産業財産権の出願・登録業務方式審査過程において出願人が間違いやすい事例、特異な事例、関連規定を綿密に確認しなければならない事例、資料として残して今後参考する必要がある事例などを中心に研究会を開催し、収集された事例に対して問題提起及び処理方法、改善事項などを議論することで、方式審査の品質向上と業務の一貫性、連続性を高め、方式審査実務に活用した。

2) 方式審査品質向上に向けた協業実施

迅速・正確な方式サービスを提供するためにパート構成員間、パート構成員-上位決裁者間の期間管理状況をクロスチェックさせることで担当者の不在などによる処理遅延を予防した。また、担当者間で判断が一致しない可能性のある事例に対してパート内協議審査を通じてその内容を共有・活用し、方式審査の一貫性を高めた。

<表Ⅱ-1-31> 協議方式審査のプロセス及び管理



第6節 審査・審判人材の専門性向上に向けた教育の強化

1. 概観

国際知的財産研修院 教育企画課 工業事務官 キム・ウンジョン

イ. 4大主要推進戦略

特許庁国際知的財産研修院は2021年に知的財産教育のデジタル・非対面能力を強化するという目標の下で、①未来に備えた先んずる教育と現場専門家の養成、②社会全般における知的財産認識の向上、③デジタル基盤の非対面教育環境作りの拡大、④グローバル先導知的財産教育機関としての国際協力強化など4つの戦略を策定して推進した。

特に、2021年はオンライン専用講義室の拡大、新規映像装備の購入などオンライン教育設備を積極的に拡充するとともに、教育特性を考慮したオン・オフライン教育を並行してデジタルトランスフォーメーションとCOVID-19の長期化による環境変化にうまく対応した。その結果、オンライン教育比率は2020年50%から2021年74%へと大幅に向上し、集合受講者は2020年12,626人から2021年15,950人へと約26%増加し、最近5年間の受講者数もやはり年平均12%増加した(2017年26万人→2021年42万人余り)。

ロ. 知的財産専門家の養成

国際知的財産研修院は今後のグローバル知的財産覇権争いに備え、世界最高の審査・審判サービスを提供するなど庁内の知的財産能力を強化するための総合教育課程を運営している。具体的には技術の融合・複合化と人工知能(AI)など未来有望技術に対する審査能力を高めるため、特許ビッグデータ分析で導き出された未来有望技術10分野に対する教育を実施し、需要者カスタマイズ型課程、新技術教養講座、テクニクフェアなど様々な新技術教育を通じて審査・審判品質を高めるために取り組んでいる。また、新規審査官、公務員教育課程に知的財産主要政策科目、審査課昇級課程に知的

財産主要政策イシュー科目をそれぞれ新設し、半導体、バイオなど時宜性あるイシューに関する知的財産政策を総合的に勉強するIP政策Insight特別課程を運営するなど庁内の知的財産全般に対する教育課程を強化した。

ハ．知的財産の広範囲な拡散

国際知的財産研修院は審査・審判人材に対する教育だけでなく、民間・公共部門知的財産業務従事者の能力向上のため、他省庁・地方自治体の公務員、企業・研究所など関連業務従事者の専門性を高めるための知的財産教育を実施し、知的財産の裾野を広げるための一般人対象教育を拡大している。

2021年には公共機関を対象とするカスタマイズ型知的財産教育を拡大し、R&D公共機関、産学協力団、法務部など7機関の400人余りを対象にカスタマイズ型教育を運営した。また、中小企業、弁理士、大学生など550人余りを対象に知的財産認識向上及び実務能力向上のための対象別教育を実施し、ウォンミョン学校、ヘグァン学校など11の障害者学校を対象に訪問型発明教育課程を運営し、特殊学校及び特殊教育支援センター教師を対象とする発明教育研修を拡大(2020年96人→2021年135人)するなど社会的弱者の創作モチベーションを誘発すると同時に自己開発機会を提供している。

ニ．デジタル教育の拡大

また、研修院は国民の知的財産能力を高めるためにデジタル環境を基にカスタマイズ型学習を支援する知的財産スマート教育を通じた知的財産の拡散に地道な努力を傾けている。2021年はCOVID-19の長期化によりEラーニングの需要が急増したことで、全国民を対象に非対面デジタル教育を拡大した。一般人、企業、教員、小・中・高、大学など40万人余りを対象に国家知的財産教育ポータルを通じて教育対象別カスタマイズ型教育を実施し、最近5年間で計1441課程、175万人余りに達している。そして、2015年からオンライン遠隔学習を通じて知的財産学士号が取得できる知的財産学単位銀行制を運営しているが、2021年には受講科目と定員を拡充し、知的財産能力試験(IPAT)と単位連係などを通じて計19科目に対して1万人を教育し、117人の学士(2020年7

4人)を輩出する成果を上げた。

ホ. 国際教育協力の強化

最後に、国際知的財産研修院はWIPO及び海外知的財産権教育機関との協力を強化し、グローバル知的財産専門家を養成し、途上国の知的財産専門人材養成を支援することで、知的財産先導国家としての国際的な存在感をさらに高めている。

2021年には「韓-WIPO Summer School」、「韓-WIPO AI&IP課程」、「KOICAアセアン知的財産権能力強化課程」などWIPO(世界知的所有権機関)、KOICA(韓国国際協力団)と協議し、途上国の特許・商標・デザイン分野の審査官及び専門家の能力強化のための教育を実施した。また、WIPOと協力して教育コンテンツを開発し、これを活用した国際教育課程を重点的に運営した。具体的にはグローバル知的財産教育コンテンツである「IPパノラマ」を再開発し、途上国の優秀IP専門家課程(AICC)及び発明教員養成課程(TOT)を運営して国家間の知的財産格差を解消し、韓国の知的財産法・制度を海外に伝える転機を迎えた。

ヘ. 今後の計画

国際知的財産研修院はCOVID-19以後、経済と産業全般のデジタルトランスフォーメーションが加速化し、知的財産競争力が国家安保と経済産業の核心戦略として浮上したことで、戦略マインドと洞察力を兼ね備えた知的財産専門家を養成し、知的財産を全国民・全地域にバランスよく拡散させるために地域別・対象別特化されたカスタマイズ型教育課程を拡大する方針である。また、デジタルニューディール時代を迎え、円滑なデジタル教育が行われるよう関連インフラを整備し、需要者中心のデジタルコンテンツを適時に開発・普及することで、より簡単かつ迅速に知的財産教育サービスを提供できるよう努める計画である。

2. 実務中心の専門教育課程の運営

国際知的財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 キム・ハンシク

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院はデジタル知的財産時代における核心人材の養成を目標に掲げ、世界最高水準の高品質審査・審判サービスを提供するため、多様な実務中心の教育課程を運営している。審査官の経歴に合わせたカスタマイズ型昇級課程、知的財産法・制度及び審判官法律専門教育など実務中心教育課程を運営することで、審査・審判人材の専門性を高めることに重点を置いて教育を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

基本必須教育である新規審査官、前任・責任審査官昇級及び審判官候補者課程を経験に合わせて水準別・段階別に運営し、各分野別(商標・デザイン、機械、化学、電気分野)に審査関連の主要争点及び審決・判例研究・分析など実務中心の教育を通じて審査・審判専門人材を養成している。また、審査・審判官の問題解決能力を高めるために事例中心の教育を行っている。

その他にも権利別・技術分野別の審査事例及び審決判例研究、先行技術調査教育など様々な教育課程を通じて基礎から高級まで水準別の問題解決能力向上教育及び審査ノウハウ教育を実施することで教育品質の向上に向けて努力を傾けている。

また、審査・審判官の法律専門性を高めるため、商標法及び特許法教育を上・下と争点と事例課程に拡大し、知的財産関連法律及び制度教育において専門性を大幅に高めた。そして、既存海外特許制度の理解課程を海外主要国家別(米国・ヨーロッパ・中国・日本)特許法・制度及び事例・判例高級教育に細分化することで、法改正事項、国際協定など国内外の環境変化に対応した海外知的財産権核心リーダー養成のための関連専門教育に拡大した。

それだけでなく、審査・審判官等級別教育課程の専門化・細分化、知的財産法律教育の細分化など総合的な能力開発のための教育システムを構築すると同時に、新規審査官、新規公務員教育課程に知的財産主要政策科目を編成して新規職員の知的財産政策に対する理解を深め、審査官昇級課程に知的財産主要イシュー科目を新設してデジタル経済時代における韓国特許庁の主要知的財産政策方向の理解及び共有を図り、高品質の審査・審判サービスを提供する上で重要な土台となった。

＜表Ⅱ－1－32＞教育訓練状況(2021年実績)

(単位：日、人)

課程名		教育日数	修了者数
基本課程	第3期先任審査官昇級(技術)	7	41
	第3期先任審査官昇級(行政)	7	12
	第54期新規審査官課程(技術)	17	37
	第54期新規審査官課程(行政)	17	20
	第9期審査指導(技術)	1	61
	第1期審判官カスタマイズ型法律実務教育	3	34
	第1期審判官法学専門教育	2	35
	第3期審判官候補者(技術)	5	72
	第3期審判官候補者(行政)	5	4
	第3期責任審査官昇級(技術)	7	56
	第3期責任審査官昇級(行政)	7	13
専門教育	第16期デザイン保護法(理論)	5	64
	第16期デザイン保護法(争点と事例)	3	63
	第3期米国の特許制度	2	62
	第17期民法の理解(物権)	3	60
	第17期民法の理解(債権)	2	65
	第17期民法の理解(総則)	3	83
	第17期民事訴訟法理論	5	83
	第17期民事訴訟法(争点と事例)	3	64
	第9期不正競争防止及び営業秘密保護法(理論)	3	57
	第4期不正競争防止及び営業秘密保護法(争点と事例)	3	65

	第22期商標法理論(上)	5	86	
	第22期商標法理論(下)	5	71	
	第9期著作権法の理解	3	68	
	第22期商標法(争点と事例)	3	66	
	第2期ヨーロッパの特許制度	2	57	
	第2期中国、日本の特許制度	2	50	
	第25期特許法理論(上)	5	67	
	第25期特許法理論(下)	5	75	
	第25期特許法(争点と事例)	3	87	
	第4期海外の商標・デザイン制度(デザイン)	1	21	
	第4期海外の商標・デザイン制度(商標)	1	23	
職務教育	第2期IP-R&D及び特許ビッグデータ分析戦略	2	56	
	第1期デザイン審査体験課程	1	36	
	第1期商標審査体験課程	1	39	
	第17期先行技術調査(機械)	2	24	
	第17期先行技術調査(電気)	2	15	
	第17期先行技術調査(化学)	2	29	
	第10期新規公務員課程	5	41	
	第11期新規公務員課程	5	49	
	第22期審決・判例研究(技術)	3	71	
	第21期審決・判例研究(行政)	2	35	
	第12期審査事例研究(高級、技術)	2	56	
	第2期審査事例研究(デザイン)	1	13	
	第2期審査事例研究(商標)	1	21	
	第12期審査事例研究(高級、技術)	2	74	
	第1期主旨の合致事例研究	1	60	
	第4期特・実審査基準ハンドブック読会(上)	3	68	
	第4期特・実審査基準ハンドブック読会(下)	3	63	
	第2期特許審査体験課程	1	24	
	特別課程	第1次IP政策Insight講座	1	221
		第2次IP政策Insight講座	1	215
第3次IP政策Insight講座		1	156	
第4次IP政策Insight講座		1	206	
第1次広報能力強化教育		1	314	

	第2次広報能力強化教育	1	154
	行政基本法オンライン教育	1	351
合計		191	4,113

ハ. 評価及び発展方向

COVID-19の拡散でほとんどの教育を非対面オンラインで行い、その過程で円滑な教育運営のために独自のオンライン教育システム(IP-OnU)を開発して良質の教育を提供した。

また、審査・審判官に対する経歴別カスタマイズ型教育、知的財産法・制度及び審判官法律専門教育などを通じて、審査・審判人材の専門性と実務能力を強化し、現業適用度を高めて審査・審判の品質向上に寄与している。

2022年には教育需要調査を反映して職員の法的認識向上のために民法など主要法律科目教育日数の拡大と審判専門性向上のための証拠調査関連教育課程を新設するなど法・制度教育を拡大する計画である。

さらに、審査官昇級課程に特許技術の価値評価方法、IP金融、創業投資など知的財産事業化手続きを学習する技術取引とIP価値評価科目を追加し、海外主要国の特許侵害事例を中心に韓国と比較・分析する海外知的財産侵害事例研究科目を追加することで、知的財産活用・保護学習を通じた職員の政策に対する理解を深め、マクロ的な観点を持つ審査・審判官の養成に努める計画である。

第2章 環境変化に対応する知的財産権制度の運営

第1節 特許・実用新案分野

1. 概観

特許審査企画局 特許制度課 技術書記官 ミヨン・デグン

AI、ビックデータ、6Gモバイル通信など新技術が様々な業種間の融合・複合化を通じて新しい産業と付加価値を創出するデジタルトランスフォーメーション時代を牽引している。デジタルトランスフォーメーション時代には情報通信技術（ICT）を基に異なる分野の技術が融合して新しい価値が創出されており、このような変化によって知的財産にも画期的な変化が現れている。

特に、データを基盤とするAI技術は韓国社会の各分野で様々な変化をもたらし、伝統的な特許制度にも変化が求められている。最近ではAIが自ら新しい発明をしたという特許出願も現れ、AIを発明者として保護すべきかに対する議論も活発に展開されている。特許庁はこのようなニーズに応えるため、関連産業界と綿密に協力し、新しく発展する新技術に適した制度に改善するため、持続的な努力を傾けている。

まず、特許庁はAI技術の急速な発展に対応し、AIを発明者として認めるかどうかについて国内外の多様な専門家たちの意見を取りまとめた。具体的に、国内の産業界、学界、法曹界の専門家で構成されたAI協議体を発足させ、AIを発明者として保護するかどうかと、AIを発明者として保護することが韓国の技術競争力強化につながるのかなどに対して様々な議論を展開した。それだけでなく、先進7カ国が参加した国際コンファレンスを開催し、AIを発明者として保護することと関連して国際的に制度が調和できる方法などに対する議論を展開した。

また、2019年末から急激に拡散し、全世界にパンデミックを引き起こしたCOVID-19の状況に対応し、COVID-19のワクチン技術特許の知的財産権猶予案と関連して韓-米首脳会談で協力を得ることができた。そして、COVID-19で苦しんでいる個人、中小企

業などの社会的弱者が国家的災難状況の中で特許の確保を通じて危機を乗り越えられるように特許料を減免する根拠規定を設けた。

さらに、デジタル新産業分野について特許を取得できる基準を明確にするため、自動運転、知能型ロボット分野などに対する審査実務ガイドを提示した。同時に、COVID-19関連ワクチン、治療剤などの医学関連特許出願が増えている状況で、公正かつ正確な審査を通じて高品質の特許を作っていくため、発明の効果を明確に提示するよう審査基準を強化した。

デジタルトランスフォーメーション時代に備える一方、COVID-19という特殊な環境を考慮して改編または拡大された多様な特許制度を通じて、中小企業を中心に韓国企業が知的財産権で国家経済の困難に立ち向かっていく上で大きな力になると期待している。

2. デジタルトランスフォーメーションに対応する特許法制の改善

特許審査企画局 特許制度課 技術書記官 ファン・ジュンソク
工業事務官 ハン・ジソン

イ. 推進背景及び概要

AI、IoT、ビッグデータなどの新技術が様々な技術分野と融合・複合化を通じてデジタルトランスフォーメーションをリードしている。そこで、デジタルトランスフォーメーションをリードする産業を支援するため、迅速かつ正確な審査サービス提供の必要性が持続的に増している。

このような背景の中で速い審査サービスを提供するために運営している優先審査制度の適用対象を拡大し、デジタルトランスフォーメーションをリードする技術分野を持続的に含めるように優先審査制度を整備した。

COVID-19は全世界的に大きな影響を及ぼし、知的財産行政と法制も例外ではなかった。そこで、特許法制においても国家的災難に対応するシステムを構築することになった。具体的に見ると、災難の克服と関連する技術を迅速に審査できるよう優先審査制度を改編し、災難時に特許手数料を減免して社会的弱者を支援するシステムを構築し、COVID-19と関連する知的財産権保護の一時猶予に対して進められる国際的議論にも前向きな結論を導き出すために積極的に参加した。

また、正確な審査のためには第4次産業革命技術分野の技術的な特殊性を審査基準に反映する必要があるという問題意識から、技術別特徴を反映した審査ガイドを審査基準から分離して独立した形態で制定した。

一方、審査速度と正確性に劣らず重要な特許制度の公正性を高めるよう、真の発明者関連審査方法、審査官回避対象の拡大、審査官面談制度の改善を中心に特許実用新案審査基準を改善した。

ロ. 推進内容及び成果

1) 人工知能(AI)による発明保護方法の検討

AI技術は1950年代に胎動して以来、数回の技術的限界にぶつかって浮き沈みを経験してきたが、2000年代になってディープラーニング技術が開発され膨大な演算を遂行できるハードウェアが発展すると同時にAIを学習させるための良質のデータをビッグデータを通じて獲得できるようになり、限界を越えて爆発的な成長を遂げるようになった。

AI技術の急速な発展はこれまで人間の専有物と認識されてきた発明の領域にも影響を及ぼし始めた。米国のスティーブ・テイラー教授は自分のAIが「レゴのように簡単に組み立て可能な食品容器」を発明したと主張した。彼は16カ国に特許を申請したが、韓国を含む米国、イギリスなど大半の国家は人だけが発明者になれるとし、これを断った。一方、2021年7月オーストラリア裁判所はAIも発明者になれると判決し議

論に火をつけた。発明者(inventor)という単語が人だけを指すわけではないという理由であり、これが技術革新を促進する方向であると強調した。一方、米国とイギリスの裁判所は自国特許法により人だけが発明者になれるという理由でAIを発明者と認めていない。

そこで、特許庁は2021年8月から「AI発明専門家協議体」を構成し、多様な分野の専門家たちとAI技術の現水準、AIの発明寄与度、AIによる発明保護の必要性及び保護方法などを議論した。大多数の専門家は人間の介入無しにAIが自ら発明することは当分難しく、現時点でAIはまだ発明の道具であるという立場であった。但し、全世界的なAI技術の発展推移や韓国のAI産業水準を精巧にモニタリングしながら、単純に国際的な流れに従うよりは先んじて未来を見据えた観点で国内外議論をリードすることが適切であるという意見が提示された。

特許庁はこのような国際的議論をリードすることの一環として2021年12月に米国、EPO、中国、イギリスなどが参加した先進7カ国国際コンファレンスを開催した。主要国特許庁はAIによる発明など多様な争点に対して幅広い研究を遂行しており、AI発明者認定に対しては概してまだ時期尚早という意見を示した。

2) COVID-19災害対応システムの構築

- ・災害関連出願の優先審査対象の追加

災害関連出願を優先審査対象に追加する特許法(2021年6月23日施行)の改正事項を反映し、特許法施行令を改正する中で「感染症の予防及び管理に関する法律」上の医療・防疫物品または「災害及び安全管理基本法」上の災害安全製品と直接関連した出願を優先審査対象に含めた。

同時に、COVID-19のような緊急状況に柔軟で迅速に対処できるよう特許庁長が優先審査対象を職権で指定・公告する制度を導入し、該当優先審査職権指定制度の最初の活用事例として国内COVID-19ワクチンの開発と生産技術を優先審査対象として指定し

た。

これは韓－米首脳会談で合意した「韓－米グローバルワクチンパートナーシップ」の後続措置の一環として、国内COVID-19ワクチンを開発したり、生産または臨床を進行中の企業の優先審査を支援するものであり、国産COVID-19ワクチンの開発と国内生産拡大を通じてグローバルワクチンハブとして跳躍し、COVID-19の克服に寄与するものと期待される。

・ TRIPSでの知的財産権猶予案の論議

COVID-19パンデミック状況が深刻化し、これに対応するワクチンの開発と普及が求められた2020年末にインドと南アフリカ共和国を中心にCOVID-19ワクチンなどに関連し、TRIPS協定による知的財産権の保護義務を一定期間免除することを要請する提案書がWTO/TRIPS委員会に提出された。

提案書で猶予する知的財産権は特許だけでなく、営業秘密、著作権、デザインを全て含み、猶予対象になる技術もCOVID-19ワクチンだけに限定されるのではなく、COVID-19の予防・抑制・治療と関連する全てを意味しており、WTO加盟国の間でも合意された結論の導出は困難であった。途上国は知的財産権がワクチンの公平な配分の妨げになると主張し、先進国は知的財産権よりは生産能力、原材料需給などのより現実的な問題がより大きく、知的財産権によるインセンティブはCOVID-19ワクチンの迅速な開発の誘引であり、今後変異に対応するワクチン改良の動機になると主張した。

その後議論の進展がなかったが、韓－米首脳会談の前に米国がUSTR声明を通じて猶予案に対して支持の立場を明らかにし、WTOでの具体的な文案交渉に積極的に参加する意思を表明すると、再び争点として浮上した。EUは猶予案に対する反対の立場を堅持し、代案としてTRIPS協定上の強制実施条項に対する解釈と一部規定の緩和を通じて活用を促進しようという提案書を提出するなど国際的議論が活発になった。

特許庁もWTOなどでの議論に建設的に参加するという原則に従って、製薬業界、学

界及び法曹界との懇談会を実施(5月)し、猶予案に対する意見を幅広く取りまとめ、COVID-19ワクチンの実質的な生産増大に向けた国内製薬会社と外国ワクチン開発会社との委託契約などがなされる基盤づくりに取り組んだ。

また、2021年12月に開かれる予定であったが、オミクロン変異型の拡散によって2022年に延期されたWTO第12回閣僚会議(MC12)における仲裁交渉などに対応するため、提案内容と国際議論の現状を分析し、製薬業界及び関係省庁の意見に耳を傾けた。

今後、インド・南アフリカ共和国の広範囲な知的財産権猶予案よりはEUが提案した強制実施緩和案が合意の可能性が高いだけに、国際議論の状況を持続的に検討し、製薬業界及び関係省庁と緊密に協力し、国格と国益に最善の結果が得られるよう努めていく予定である。

- ・ 国家的災害が発生した場合、特許手数料の減免

COVID-19などで困っている個人、中小企業など社会的弱者の特許料負担を大幅に減らし、優秀な発明を保護するため、国家的災害の時に中小企業の特許料を減免できるよう特許法を改正した。

「災害及び安全管理基本法」に基づく災害事態または特別災害地域として宣布された地域に居住する、もしくは主な事務所を置いている者に対して特許料、登録料及び手数料を減免するもので、既存の減免率を適用した後に残った手数料に対して追加で30%の減免を受けることができる。

したがって、COVID-19だけでなく、今後国家的災害の発生によって困難に直面した社会的弱者をより積極的に支援できるものと期待される。

3) 技術分野別審査実務ガイドの拡大

第4次産業革命時代においてデジタル新産業分野で韓国企業が国内外で高品質の特

許を確保し、未来成長エンジンを創り出せるように支援するため、デジタル新産業分野の特許付与基準が収録された技術分野別審査実務ガイドを制定・運営している。

技術分野別審査実務ガイドは各産業の技術成熟度、応用技術が多く含まれた融合・複合技術、新たに登場する新技術など各技術分野の特性に応じた特許要件判断基準の要求事項に合致するよう、各産業別特殊性を反映している。

2020年にはデジタル新産業分野の核心技術の中で人工知能(AI)、モノのインターネット(IoT)サービス、バイオ、植物、医薬分野を対象分野として選定し、技術分野別審査室ガイドを制定した。2021年には対象分野を拡大し、知能型ロボット、自動運転、3Dプリンティング分野に対する技術分野別審査実務ガイドを制定した。

知能型ロボット分野はロボットに適用されたAI技術に特徴がある場合の明細書記載要件とロボットとAI技術の結合による進歩性判断方法を提示した。

自動運転分野は異種技術の融合・複合特性を考慮した進歩性判断基準、自動運転レベルを考慮した明細書記載要件及び発明の成立性基準、倫理的選択を含む発明の公序良俗違反有無判断基準などを提示した。

3Dプリンティング分野は3Dプリンティング結合発明で積層方式の違いと先行技術の結合容易性を考慮して積層方式の類型を分析し、各積層方式に対する進歩性判断基準をタイプ別に提示した。

これに加えて、既存運用中の人工知能(AI)、モノのインターネット(IoT)サービス、バイオ、医薬及び化合物分野の技術分野別審査実務ガイドに対しても明細書記載要件、進歩性判断基準、審査事例などの最新争点が反映されるように改正した。

4) 公正性向上に向けた審査基準の改善

特許制度の運用過程で審査業務の公正性及び正確性を高める方向で審査基準を改正

した。

特許出願書に未成年者(特に乳幼児)など真の発明者でない者を発明者として記載したと疑われる場合には、発明者記載方式違反で補正を命令し、補正されなかったり、疎明されなければ、出願無効処分が可能になるよう審査基準を補強した。

立証されていない医学的効果や非常識な発明の効果が記載された特許登録を防止するため、発明の説明に対する審査基準を強化した。発明の効果の有無に合理的な疑いがある場合、立証を要求する拒絶理由を通知し、立証されていない場合、拒絶決定が可能になるよう明示した。また、請求項に記載された発明の効果でない場合にも立証資料提出の要請ができ、立証されなければ審査保留や職権補正が可能になるよう審査基準を強化した。また、立証されていない効果を記載して虚偽・誇張広告に利用される恐れがある場合には立証されていない効果の記載を審査官が職権で削除できるようにした。そして、非科学的な行為を構成要素として含めて社会通念から外れる非常識な目的や効果を持つ発明を自然法則を利用しない発明として取り扱うよう明示した。

一方、情報提供があった場合は出願人に情報提供事実を通知するようし、処理期限間近で出願人の意見書が提出されたり、第三者情報提供があった場合は審査官が審査保留できるようにし、2回以上取消差し戻された件について担当審査官を変更させることで出願人が審査の公正性向上を体感できるようにした。

ハ. 評価及び発展方向

AIによる発明イシューに対してはAI技術の最高専門家たちで構成された協議体の運営、国際コンファレンスの開催など世界的に見ても最も素早い水準の対応を示した。2022年からはAIによる発明保護方法などをWIPO、IP5など国際会議に核心議題として提案する一方、これまで国内外で深く議論された内容を集大成して白書を発刊する計画である。

優先審査制度は緊急処理の必要性がある出願に対して迅速に審査して特許権を確保

させる制度であり、技術発展のスピードが速い第4次産業革命新技術分野に対する迅速な権利創出のために持続的に改善していかねばならない制度である。今後も産業界と緊密なコミュニケーションを通じて新しい技術分野を優先審査対象に追加し、優先審査制度の趣旨を最大化する方向に優先審査制度が発展することを期待している。

技術分野別審査実務ガイドの運用により、審査実務に産業界の要求事項を適時に反映できる窓口が設けられたと言える。技術分野別審査実務ガイドを活用して担当審査官が各技術分野の特性を考慮したカスタマイズ型審査が提供できるように、産業界の需要を持続的に反映し、今後も技術分野別審査実務ガイドの改正及び適用分野の拡大を実行していく計画である。

産業発展という特許制度の目的を毀損し得る不適切な特許登録を阻止する必要があるため、一方では出願人の利便性を高める必要もあるため、それに合わせて特許・実用新案審査基準を補完している。今後も出願人の利便性向上及び特許制度の合理的な運用のため、外部顧客の意見に耳を傾けて持続的に審査基準を改正していく計画である。

COVID-19のようなグローバル災害を克服できる最初の鍵はワクチンであり、このようなワクチンの開発が迅速に行われる土台には知的財産権の保護も一助したと言える。技術の革新と発展を持続するためのインセンティブとして特許制度の重要性を否定することは難しく、革新を促進し、今後発生し得る類似の災害状況に効果的に対応できるシステムの構築は大きな意味があると評価できる。

今後も特許を含む知的財産制度が発明者や特許権者だけを保護することにとどまらず、社会的弱者に配慮し、革新を通じて災害を克服する基盤になるよう整備していく計画である。

3. 出願人の利便性向上に向けた特許法制の改善

特許審査企画局 特許制度課 技術書記官 ミヨン・デグン
工業事務官 イ・ドンファン

イ. 推進背景及び概要

韓国は特許行政手続きが非常に高度化しているにもかかわらず、出願人と権利者の利益を細心に考慮する制度は一部不十分な部分があった。特に、知的財産権基盤が脆弱な個人や中小企業などは些細なミスによって特許権を受けることができたにもかかわらず特許権を喪失するという問題点があった。

最近COVID-19パンデミック状況によって零細な中小企業などは販路が途絶え、顧客が減るなど持続的な経済的困難を経験しなければならなかった。中小企業がCOVID-19による経済的困難を克服するためには、新しい知的財産権のアイデアを発掘し、COVID-19状況に適した新しい製品またはサービスを創出していくことがいつにも増して重要な状況であった。

そこで、特許庁は困難に陥っている零細な個人や中小企業が些細なミスによって特許出願が取り下げられるなどのミスをより積極的に救済し、特許顧客が特許を受けられる機会を最大限保障することを主要骨子として2021年10月19日に特許法を改正することになった。

まず、特許顧客の権利獲得機会を最大限保障するため、①分離出願制度が新たに導入され、②拒絶決定不服審判請求期間と③国内優先権主張対象が拡大され、④共有特許権者が実施している事業の保護が強化された。

さらに、⑤特許回復要件を緩和し、⑥分割出願の優先権主張を自動的に認めるなど出願人のミスを積極的に救済するようにした。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許顧客の権利獲得機会の保障

まず、特許庁は拒絶決定不服審判で拒絶が維持(棄却審決)されても登録可能な請求項だけを別途出願する分離出願制度を新しく導入し、特許顧客に権利を獲得できる機会を最大限に拡大した。

既存の分割出願制度は拒絶決定不服審判の請求前まで活用できるようになっており、ひとまず審判が請求されれば登録可能な部分が一部あっても特許出願全体が拒絶されるほかなかった。このような問題点を改善し、拒絶決定当時に拒絶されない請求項に対しては拒絶決定不服審判で請求人が敗訴する棄却審決に対して特許裁判所に不服できる期間内には別途分離できる分離出願制度を新たに導入したのである。

次に、拒絶決定不服審判請求期間を既存の30日から3カ月に増やした。以前は拒絶決定不服審判請求期間が30日であったため、審判準備期間が不足して審判請求期間を延長する事例が多く発生した。それによって特許顧客は期間延長による費用が発生することになり、特許庁でも期間延長申請処理などの不必要な行政手続きが追加される問題点があった。

しかし、拒絶決定不服審判請求期間を30日から3カ月に拡大したことで、特許顧客が審判請求のために十分な準備期間を確保でき、不必要な行政の浪費を減らすことができた。

また、市場状況の変動によって特許決定を受けた以後にも改良発明を追加して国内優先権主張出願ができるようにした。近年の急速な技術発展により、ICT分野を中心に技術開発の周期がますます短くなっている。このような環境の中で、特許顧客は既に特許が可能であるという決定を受けたとしても、必ず必要な技術に対して一部修正して特許を受けることができるようになったのである。

さらに、多数が共有している特許権(共有特許権)が他の人に移転(競売など)される場合、既存に事業をしている共有特許権者に通常実施権を付与して事業が中断される弊害を防ぐようにした。

特許権が共有である場合には、各共有者は他の共有者全員の同意を得ない以上、その特許権の持分を譲渡することができない(特許法第99条第2項)。それによって、一部共有者が自身の持分を処分しようとする時、他の共有者全員が同意しなければ、その共有者は自分の財産権である特許権の持分が処分できなくなる。

最高裁では判決(2013ダ41578)を通じて共有である特許権に対して一部共有者が民法上共有物分割請求を裁判所に提起した場合、裁判所は特許権全体を競売にかけて各共有者の持分比率で代金を配当するようにする判決を下した。仮に共有物分割請求に対して競売が実現した場合、共有者全員が特許権を失うことになり、そのうち一部の共有者が特許権に対して事業を行っていたとすれば、その共有者は実施事業を中断しなければならないという問題点があった。

したがって、特許庁はこのような状況で共有物分割請求当時に該当特許権と関連する技術を実施していた共有特許権者に通常実施権を与えることで、実施事業を廃棄しなければならないという不合理さを解消した。但し、この場合においても通常実施権を有する共有特許権者は、競売で特許権を落札した特許権者に一定金額の実施料を支給するようにし、特許権の移転を受けた者と特許権に係る事業を実施していた者間の公平性を配慮した。

2) 出願人のミスを積極的に救済

以前は特許顧客が特許出願の手続きを遵守できなかったり、審査請求料または特許料を適時に納付できず特許権を喪失することになった場合、これを回復させて特許に対する手続きを進行できるようにしたり、特許権を回復させることには「責任を負えない事由」が存在しなければならなかった。これは天災地変など避けられない状況だけを設定したもので、特許顧客がこのような状況で救済を受ける事例が非常に限られていた。

しかし、特許庁は上記の「責任を負えない事由」を「正当な事由」に緩和した。これに伴い、特許顧客がCOVID-19などによって突然入院して手数料を払えず特許が消滅

した場合には、「正当な理由」を主張して特許が回復できるようになった。

また、原出願に優先権主張があれば、分割出願時にも優先権を自動的に認め、優先権主張の漏れなどのミスで出願が拒絶されることを防止できるようになった。2016年から2020年まで分割出願をする際に優先権主張を忘れ、優先権主張が認められなかった事例が年平均137件であった。それに対し、今後はミスで優先権主張ができず分割出願が拒絶されないように制度が改善された。

ハ．評価及び発展方向

今回の特許法改正を通じて、特許顧客は特許権を獲得する機会が最大に保証され、些細なミスに対しては救済を受けることができるようになった。それによって、COVID-19パンデミックの危機状況の中で今後中小企業の重要な収入源になり得る知的財産権の確保に万全を期することができると期待される。

今後、特許庁は出願人が不便を強いられている特許制度に対する意見を取りまとめ、出願人の不満を解消できる法、制度を持続的に整えていく計画である。そのため、特許庁は企業、大学、研究所など多様な特許顧客の声を聞くことができる説明会、討論会などの機会を設けていく計画である。

第2節 商標・デザイン分野

1. 出願人の利便性向上及び審査品質向上に向けた商標制度の改善

商標デザイン審査局 商標審査政策課 書記官 チョン・ヒギョン
行政事務官 キム・ワンゴン
行政事務官 ユ・ジソン

イ. 推進背景及び概要

1) 商標権保護の強化

伝統的商標の使用は実物のある商品に商標を付着する形態であった。しかし、デジタルトランスフォーメーション時代を迎え、商品の使用態様、侵害類型が多様化している。インターネットとデジタル機器の使用が普遍化し、商標の使用空間がメタバースという仮想空間に拡張されている。このようなサイバー空間で多様なデジタル商品、バーチャル商品が流通しており、直接的な実物商品の所有権が引き渡されずにプログラムのサブスクリプション、アップロード・ダウンロード方式などデジタル形態の商標「使用」が増えている。

このような取引市場の変化を反映し、絵文字、コンピュータソフトウェアプログラムなどデジタル商品の流通行為を商標の「使用」として含ませ、不使用取消審判や侵害訴訟などで商標の「使用」概念に関する不明確性を減らす必要性が提起された。

2) 出願人・権利者の利益保護及び利便性向上

手続きの無効処分取消及び商標登録料の未納による商標権の回復要件が「責任を負えない事由」となっており、天災地変に限定されるなど権利回復が制限的に適用されていた。また、拒絶決定不服審判の請求期間が短く、出願人に十分な審判請求準備期間を提供することができないとの指摘があった。

一方、商標登録出願を一体と見て商標登録出願の一部商品だけに拒絶理由があっても商標登録出願全てを拒絶し、出願人は分割出願、商品削除補正しなければ拒絶理由のない指定商品を登録してもらうことができず、商標制度の理解が不足している個人・中小企業出願人などが商標登録を受ける上で困難があったため、部分拒絶制度を導入する必要性が提起された。

ロ．商標法の改正

1) 出願人などの便宜の提供及び権利増進(法律第18502号、2021. 10. 19. 公布、2022. 4. 20. 施行)

イ) 出願人の権利回復要件の緩和

商標出願人の権利が疎明できる状況で、その例外事由を「責任を負えない事由」から「正当な事由」に緩和した。

ロ) 拒絶決定に対する審判請求期間の延長

審査官の拒絶決定及び補正却下決定に対する不服審判期間を拒絶決定などの謄本の送達を受けた日から30日から3カ月に延長した。

ハ) 分割出願時に優先権主張自動認定

優先権主張をした出願を分割出願する場合、原出願の優先権主張を別途表示しなくても分割出願でも自動的に認めるようにした。

二) 権利移転などによる共有者の通常使用权の保護

商標権が競売などによって移転されたり、共有人商標権を分割請求した場合、商標

権者または持分が喪失された共有者が商標を使用していた時には通常使用権を付与するが、正当な使用料を支払うようにした。

ホ)職権再審査制度の導入

登録査定された商標登録出願が設定登録される前に審査官が明白な拒絶理由を発見した場合、登録査定を取り消して再び審査できるようにした。

2)商標権使用類型の拡大(法律第18817号、2022. 2. 3. 公布、2022. 8. 4. 施行)

既存の商標の「使用」は通常の商品の占有・移転を前提とした譲渡・引渡しなどに限定されていたため、オンライン上で提供されるデジタル商品(「ソフトウェア」、「コンピュータプログラム」、「電子ブック」、「絵文字」など)の流通行為には不適合であった。このような問題を解消するため、「商標が表示されたものを電気通信回線を通じて提供する行為、またはこれを目的として展示・輸入・輸出」する行為を商標法上商標の「使用」に含ませるように商標法を改正した。

3)部分拒絶制度及び再審査請求制度の導入(法律第18817号、2022. 2. 3. 公布、2023. 2. 4. 施行)

イ)部分拒絶制度の導入

商標登録出願の一部指定商品だけに拒絶理由がある場合、分割出願または商品補正など出願人が別途対応しなくても拒絶理由のない指定商品は登録を受けられるように制度を改善した。

ロ)職権再審査制度の導入

商標登録拒絶決定以後、商品補正などで拒絶理由を簡単に解消できる場合、審判手続き以外に審査官に再審査を請求して拒絶理由を解消できるようにした。

ハ．商標審査基準の改正(特許庁例規第127号、2022. 4. 18. 改正、2022. 4. 20. 施行)

1) 職権再審査制度の導入

改正商標法(一部改正2021. 10. 19.、法律第18502号施行日2022. 04. 20.)により瑕疵ある出願商標の登録を防止するため職権再審査制度を導入した。商標登録査定以後、登録料納付前までに明白な拒絶理由を発見した場合、審査官は職権で商標登録査定を取り消し、その出願に対して再び審査することができる。

2) 補正却下・拒絶決定不服審判請求期間の延長

出願人が充実な審判準備ができるように補正却下決定・拒絶決定不服審判に対する審判請求期間を既存の30日から3カ月に延長した。

3) 使用意思判断基準の緩和

拒絶事由である使用意思(§3)と関連し、出願人が商標を直接使用せず、自分の管理・統制の下で他人に使用させることも商標使用意思として認めた。これにより、他人との商標使用契約書を提出した場合にも使用意思が認められるようになった。

4) その他登録要件及びその他不登録事由の整備

性質表示(§33①3号)と関連して外来語などの意味を把握する時にスマートフォンを通じた迅速な辞書検索が可能になったため、このような傾向を反映した。また、品質誤認(§34①11)と関連して、牽連関係により誤認・混同が発生した場合は当該号を適用することを明確にした。

二．商品分類制度の改善

1) 告示名称使用時の出願料減免対象の拡大

商標出願の際に明確な商品名称の使用を通じて商品不明確による拒絶理由通知の発生可能性を低くするため、電子出願時にのみ適用されていた告示名称使用による出願料減免制度を書面出願にまで拡大した(特許料など徴収規則第450号、2022. 2. 18. 改正2022. 2. 18. 施行)。

2) 新規商品に関する告示名称などの整備

新規商品名称を指定商品とする商標出願の増加によって発生する商品審査の一貫性低下問題の解消及び商品審査の正確性を高めるため、告示名称の整備及び類似商品の審査基準を整備した(特許庁例規第123号、2021. 12. 27. 改正、2022. 1. 1. 施行)。

ホ. 評価及び発展方向

今回の商標法改正でオンライン上のデジタル商品流通行為を商標使用類型に含めてデジタル環境の変化を反映する一方で、権利回復要件の緩和、拒絶決定不服審判などの請求期間延長、部分拒絶制度と再審査請求制度などを導入することで個人・中小企業出願人が商標権を確保する上で役立てるものと期待される。

その他にも非典型商標の審査基準をより明確にし、新しい商品名称を反映するなど、審査基準を整備して審査の一貫性を高め、出願人の権利確保に寄与するようにする予定である。

一方、2022年には国会に係留中の商品販売媒介者の商標権間接侵害責任及び免責を規定する商標法改正を推進する予定であり、メタバースなどデジタル環境の変化に対応するための商標法改正案を講じていく予定である。「標準文字出願」の導入及び商標登録料払戻対象の拡大など出願人の利便性向上及び権利向上に向けた制度改善を持続的に推進する予定である。

2. デザイン創作を奨励するためのデザイン制度の改善

商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 書記官 ペ・フンソン
デザイン審査政策課 行政事務官 ソン・ユンソプ

イ. 推進背景及び概要

デザイン権利保護は企業だけでなく国家経済レベルでも重要性が高まっている。このような経済・社会的変化に伴い、企業は革新的なデザイン、創造的なブランドイメージなど差別化されたデザイン戦略で企業の競争力を高めている。また、デジタルトランスフォーメーションで新技術を活用した新しいタイプの画像デザイン製品が拡散しており、メタバース環境においてデザイン権で保護が難しい様々なタイプのデジタルデザインが持続的に登場している。

そこで韓国特許庁はデザインの創作を奨励し、産業発展に寄与できるようにデザイン制度の改善を推進している。2014年7月1日デザイン保護法の全部改正を通じてデザインの創作性要件を強化し、新規性喪失の例外主張手続きを改善する一方、複数デザイン登録出願要件を大幅に改善した。また、ハーグ協定による国際デザイン出願制度を導入し、従来類似デザインを廃止し、関連デザイン制度を導入する一方、デザインの存続期間も20年に延長した。

そして、2017年度にはデザイン保護法の中で新規性喪失例外主張期間及び時期を拡大し、2019年度には社会的弱者の知的財産権保護強化のために低所得者層、障害者、青年創業者などにデザイン審判を無料で支援するデザイン審判国選代理人制度を施行した。2020年には故意侵害の時には損害と認定された金額の3倍まで賠償するようにする懲罰的損害賠償制度を導入し、施行規則を改正してデザイン図面提出要件を大幅に緩和した。

ロ. デザイン保護法令の改正内容

1) 画像デザイン保護対象の拡大(法律第18093号、2021. 4. 20. 公布、2021. 10. 21. 施行)

デジタル経済の拡散で仮想現実(VR)、拡張現実(AR)など新技術を活用した製品の発売が次第に増加し、このような技術で具現されるデザインの重要性が高まり、関連産業規模も大きく成長した。

したがって、画像デザインの定義規定を新設し、電気通信回線を通じた方法で提供する行為などもデザインの実施行為に含めることで、物品から独立した多様な形態の画像(機器の操作または機能発揮)デザイン自体を保護できるようにした。

2) 一対物品の部分デザインの導入(法律第18093号、2021. 4. 20. 公布、2021. 10. 21. 施行)

一対物品のうち個別構成物品の共通した特徴的な部分だけを模倣し、それ以外の形態は異なって表現する場合、両デザインは全体的には互いに非類似して模倣デザインに対する一対物品デザインの保護が不十分であった。そこで、一対物品の部分デザイン制度を導入し、各構成物品の一部に表現された支配的な特徴を保護できるようにした。

3) 不合理な手数料制度の改善(法律第18404号、2021. 8. 17. 公布、2022. 2. 18. 施行)

国家的な災害状況が発生した場合、登録料などを免除できる根拠規定がなく、不当に手数料が減免される事例が発生するなど手数料制度に不合理さが存在した。

そこで、特別災害の時は登録料などが減免できる根拠を作り、不当に減免された手数料などに対しては追徴すると同時に減免措置を一定期間制限するなど不合理な手数料規定を改善した。

4) 出願人(権利者)の利便性向上及び権利保護の強化(法律第18500号、2021. 10. 19.

公布、2022. 4. 20. 施行)

イ) 出願手続き無効処分 of 取消し及びデザイン権回復要件の緩和

出願手続き無効処分 of 取消し及び登録料の追加納付または補填によるデザイン権の回復などの要件が主要国に比べて厳しかったため、「責任を負えない事由」から「正当な事由」に緩和した。

ロ) 再審査請求期間及び補正機会の拡大

再審査請求期間を30日から3カ月に延長し、再審査請求による出願の補正時期を「再審査を請求した時」から「再審査請求期間」に拡大し、十分な準備期間及び補正の機会を提供した。

ハ) 拒絶決定などに対する審判請求期間の延長

拒絶決定及び登録取消決定、補正却下決定に対する審判請求期間を30日から3カ月に延長し、審判請求のための準備期間を拡大した。

二) 登録査定後の職権再審査制度の導入

デザイン登録査定後、設定登録前までに審査官が明白な拒絶理由を発見した場合、職権で登録査定を取り消し、再び審査できるように改善した。

ホ) 分割出願時における優先権主張の自動認定

優先権の主張が含まれた出願を分割する場合、原出願に記載された優先権の主張内容と証明書類は分割出願と同時に提出されたものと認めるようにした。

ヘ) 共有物分割請求時における共有人デザイン権者の実施事業の保護

共有者の意思とは関係なく競売などでデザイン権の持分を喪失した時、共有物分割請求以前に共有人権利者がデザインを実施している場合には、通常実施権を付与して共有人デザイン権者の実施事業を保護できるようにした。

5)企業のデザイン経営戦略支援のための「秘密デザイン」制度の改善(大統領令第31577号、2021.3.30.公布、2021.4.1.施行)

秘密デザインは物品名称及び分類がデザイン公報の公開対象に含まれ、出願人の新規市場進出及びデザイン開発計画など核心経営戦略がライバル会社に露出される可能性が残っていた。そこで、秘密デザインの場合、デザイン公報の公開事項から物品名及び物品類が除外されるように改善した。

ハ. デザイン審査基準の全部改正

2014年6月27日の全部改正以後、6回の部分改正内容の反映で法令及び審査業務の流れとの連結性が不足し、審査の公正性と客観性を確保するための審査争点別具体的判断及び適用事例などに関する改善が求められた。そこで、①法令との連結性を強化し、審査業務の流れを考慮した内容に再構成し、②デザインの対象及び物品の要件規定、デザインのクリエイター及び承継人に関する規定、一対物品のデザイン審査、国際デザイン審査基準の特例、画像デザインに関する基準などを新設し、③図面提出形式及び要件、優先権主張の同一性、創作性判断、出願の要旨変更など審査争点に関する内容を大幅に補完した。

ニ. 評価及び今後の計画

物品に限られていたデザインの保護対象を画像にまで拡大し、画像デザインのオンライン伝送などの行為をデザインの実施行為に含ませることで、有体物に留まっていたデザインの保護対象が無体物にまで拡大された。また、出願人の利便性及び権利保護強化のために拒絶決定などに対する審判請求期間を延長するとともに、登録査定後

の職権再審査制も導入し、分割出願時の優先権主張自動認定などを推進した。

今後、関連デザインの出願期間の拡大、優先権主張の要件緩和、新規性喪失の例外主張時期の拡大などを通じて創作性のあるデザインを保護し、水準の高い創作の奨励及びデザイン権の効力を強化する一方、デジタルデザインの保護など新しいタイプのデザイン創作を奨励する制度改善を推進する計画である。

第3編 知的財産でリードする産業競争力

第1章 特許基盤産業競争力の強化

第1節 特許ビッグデータ分析を通じた技術自立及び産業育成の支援

1. 概観

特許ビッグデータ担当官 技術書記官 チョ・ヒョンギョン

データは「未来の石油」、「未来の資本」と呼ばれるほど存在感が大きくなりつつある。データの中でも5億1000万件に達する全世界の特許データは価値の高い情報であり、世界各国の大学、研究所、企業などが技術革新のために骨身を削る努力と費用を注いだR&Dの成果物である。

特許は新しく進歩した技術に対して付与されるもので、従来存在していた問題とこれを解決するための技術的手段が特許文献に詳細に提示されている。すなわち、特許は茫々たる大海のような技術市場で我々がどこへ、どのように進むべきか道を提示する役割をするため、産業競争力強化のための特許データ活用の重要性が浮き彫りとなっている。

現在、COVID-19パンデミックにより経済と産業全般におけるデジタルトランスフォーメーションが加速化しており、保護貿易の拡散、デジタル交易の拡大、グローバルバリューチェーン(GVC)の再編など通商秩序にも大きな変化がもたらされている。特に米・中貿易摩擦が技術覇権争いへと深刻化するにつれ、米国は米・中間の技術分野のデカップリングを通じて中国の追撃を根本的に遮断する戦略を追求しており、最近G7をD10に拡大するなど技術経済のブロック化を強化している。

したがって、海外依存度の高い韓国も技術経済のブロック化に備え、特許ビッグデータを分析し、韓国の技術水準を把握するとともに、主要産業の供給網の再整備、技術自立化など対応戦略を練る必要がある。

海外では特許ビッグデータを活用しようとする動きが起きており、民間特許情報サービス会社が多様なビッグデータ分析サービスを提供している。代表的なものとして、米国のLexis Nexisは特許ビッグデータの分析結果を視覚化してサービス利用者に提供することで脚光を浴びている。また、各国の特許庁及び公共機関でも特許ビッグデータの分析を提供するための活動を活発に展開している。

このような特許ビッグデータの分析結果は企業の次世代の事業アイテム、空白技術分野の発掘を通じた市場の先取りなどに活用でき、特許出願動向と各国のR&D投資政策、法・制度の変化などを時系列的に分析すれば、政策及び制度の改善に関する有意義な示唆も導き出せる。しかし、韓国の現状はまだ政府のR&D課題発掘から企画段階まで各分野の専門家集団の直観と経験により頼っているため、限界に直面している状況である。

特許庁はこのような特定の専門家による主観的決定から脱して、データに基づいた客観的な政策及びR&Dの方向性を提示するため、特許ビッグデータ分析を通じて産業を診断し、今後有望な分野を予測する新しい戦略を提示している。

2. 特許ビッグデータに基づいた産業革新の支援

特許ビッグデータ担当官 技術書記官 チョ・ヒョンギョン

イ. 推進背景及び概要

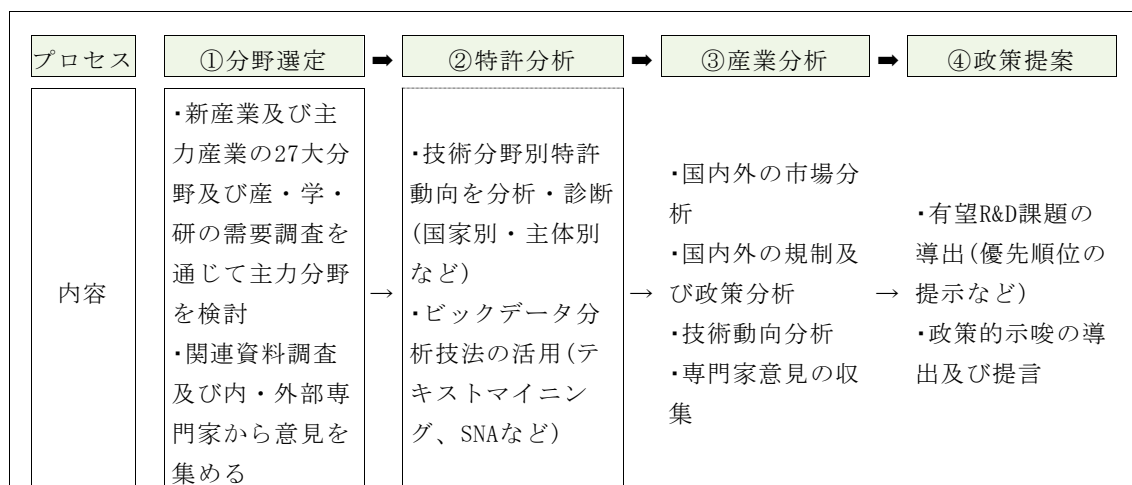
特許は全世界企業・研究所などが独自開発した技術競争力を確保・保護するために多額の費用を支払って生産した技術情報であるため、国家企業別技術水準と今後予想される市場シェアの変化を先に示す羅針盤のような役割を果たす。そのため、全世界R&D動向などが集約された特許ビッグデータをうまく活用すれば、産業融合・複合時代において国家競争力が確保できる客観的かつ正確なR&D戦略及び革新対策の道しるべになれる。

まず主要産業分野の一つであるディスプレイ産業に対する特許ビッグデータ分析を実施した結果、産業動向と有望なR&D分野を導き出すことができ、特許基盤産業育成の必要性を確認することができた。特にR&D関連省庁も客観的なデータを基に産業育成政策を導き出さなければならないことに共感した。

特許庁は主要産業に対する特許ビッグデータ分析を通じた現状診断にとどまらず、今後有望な技術及び有望なR&D課題を発掘・提案するため、予測分析をより強化して特許ビッグデータ分析を実施した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国の主要産業の中で至急性、波及性などを考慮し、2019年にシステム半導体、バイオヘルス、水素産業、次世代電池、ディスプレイなど5つの産業分野、2020年には人工知能、再生エネルギー、IoT家電、自動運転車、無人飛行体(ドローン)など5つの産業分野の特許ビッグデータを分析した。また、2021年はグローバル的なカーボンニュートラルに向けた各国の国境炭素税の導入などによる国内企業のR&D投資及び政府の「2050カーボンニュートラル履行」を支援するため、カーボンニュートラル関連太陽光、水素エネルギー、鉄鋼、セメント、電気自動車、水素自動車など15の技術分野をグリーンエネルギー、製造業低炭素化、低炭素モビリティ、エネルギー効率化、CCUSの5セクションにグループ化して特許ビッグデータ分析を実施した。



例示	カーボンニュートラルをテーマとしてCCUSなど関連主力産業を選定	技術成長性、韓国の競争力、障壁、影響力などを導出	市場規模及び成長率予測、韓国と日本の育成政策比較、各種規制による市場への影響	集中育成分野の導出、人材養成方法の提示、規制緩和の提言など
----	----------------------------------	--------------------------	--	-------------------------------

韓国がファーストフォロワーからファーストムーバーになるためにはファーストムーバーの必須条件であるR&D先導及び市場の先取りが必要であり、そのための有望技術及び政策示唆を導出して提示することを目標に、分野別のネットワーク分析(SNA、Social Network Analysis)、キーワードの頻度(TF、Term Frequency)を区間別に分析するなど新たなアプローチを試みた。

このような分析方法を通じて人工知能、再生エネルギー、IoT家電、自動運転車、無人飛行機(ドローン)の5大分野で有望なR&D課題を導き出し、これを産・学・研に提供することで特許ビッグデータを基盤とする産業を育成するための方向を提示した。

そして、分析された主要産業に対する特許動向と有望なR&D課題など特許ビッグデータ情報の活用性を高めるため、オンラインポータルを構築して公共と民間に開放しており、特許ビッグデータ分析を効率化するために自動分析方法などを開発し、各種視覚化資料を搭載して提供している。

ハ. 評価及び発展方向

特許ビッグデータを基盤とする産業革新支援は特許ビッグデータを活用した主要産業別深層分析及び診断を通じて導き出した産業の危機信号と有望技術に関係省庁及び企業などに提供することで、R&Dの方向を設定して成果を高める上で大きく貢献している。

特許ビッグデータの分析結果は、科学技術情報通信部、産業部、国土部、環境部などの政府R&D機関だけでなく企業も参考にしてR&D企画に活用している。また、最近の輸出規制・貿易摩擦などの主要経済懸案問題に対しても特許観点の技術的解決方策を

提示している。

今後協会や学会を通じて特許ビッグデータの分析結果の普及に努め、大韓商工会議所との協業を通じて圏域別セミナーとコンファレンスで特許ビッグデータの分析結果を配布するなど、特許ビッグデータの活用を高めるため、関連機関と様々な協業方策を講じていく計画である。

さらに、2022年には宇宙航空、デジタルセキュリティなど国家核心産業とメタバース・NFT、スマート製造など未来有望産業を含む主要7大産業に対する産業革新戦略を策定し、最近社会懸案分野に対する特許基盤の多様な技術的解決手段を模索・提供する計画である。

特許ビッグデータを基盤とする産業革新支援は国内総生産(GDP)に比べて世界でも多くR&D投資を行いながらもR&Dの経済的成果が低い「韓国のR&Dパラドックス」を解決する上で大きく貢献すると見られる。

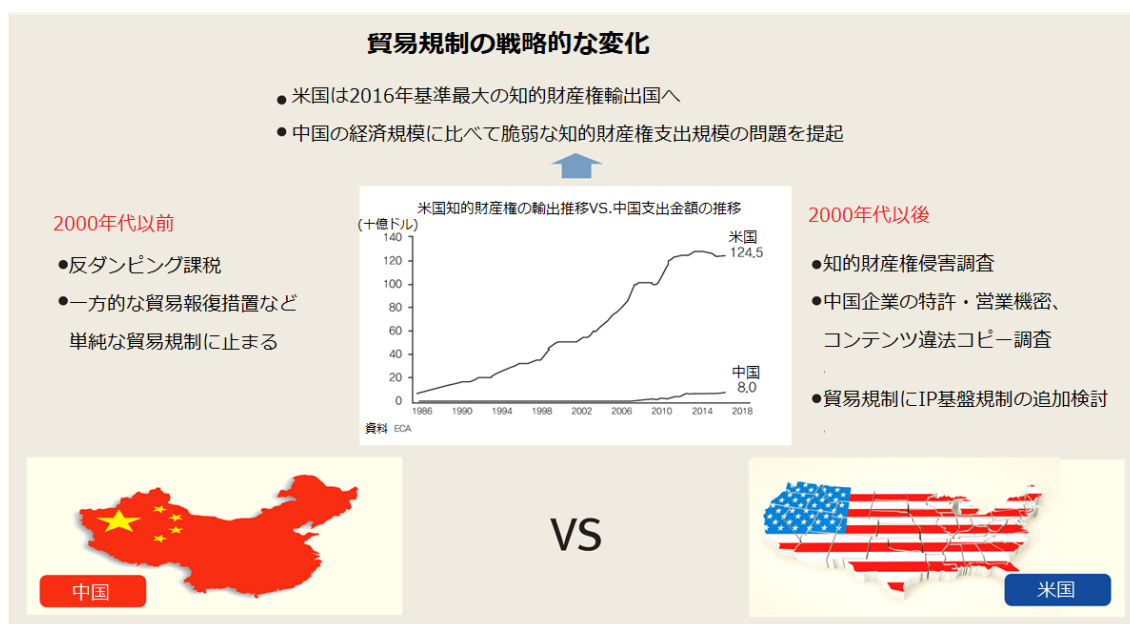
第2節 特許連携研究開発戦略(IP-R&D)の高度化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・スンベ

21世紀は技術とアイデア、ブランドなど無形資産が付加価値創出のエンジンになる知的財産の時代である。各国は創意的なアイデアを知的財産権として確保して未来市場を先取りすると同時に独占的な地位を構築するための競争を繰り広げ、銃声なき戦争と呼ばれる特許紛争と訴訟も熾烈になりつつある。

<図Ⅲ-1-1>米・中貿易規制手段などの戦略的な変化



パテントトロールと呼ばれる特許管理専門会社(NPEs)と製造企業間の特許訴訟が持続的に増えているだけでなく、クアルコムとアップル、サムスンとファーウェイ間の訴訟からもわかるように、グローバル企業も知的財産を武器にして市場で有利な位置を占め、収益を最大に引き上げるために攻撃的な知的財産戦略を推進している。

今やこのような特許紛争は大企業に限った話ではない。大企業が特許訴訟で訴えられた件数が2019年に比べて25%増加し(2019年112件→2020年140件)、国内中小・中堅

企業が特許訴訟で訴えられた件数も33%増加した(2019年15件→2020年20件)。これは中小企業も特許紛争から自由ではなく、中小企業において特許紛争予防のための知的財産戦略が重要になっていることを示している。

特許庁は韓国中小企業の知的財産競争力を強化するため、2009年からIP-R&D戦略支援事業を推進してきた。特許(IP)分析を基に産業界R&D現場で新規IP創出戦略、最適なR&D方向、IPインフラ構築などカスタマイズ型知財権コンサルティングを支援している。

今年で14年目を迎えたIP-R&D戦略支援事業はこれまで計3,150社余りの中小・中堅企業課題を支援し、参加企業の知的財産中心R&D戦略の策定や特許経営認識の向上に大きく貢献している。また、単に個別企業に対する支援に止まらず、韓国産業界に知財権の重要性を伝えるためにCEO・CTO懇談会、企業R&D現場訪問、優秀事例共有会、方法論コンペティションなどを通じて知的財産基盤R&Dの民間への拡散も図っている。同時に、IP-R&D大衆化における中心的な役割を果たすように民間主導の自律協議体である「知的財産革新企業協議会」を8年間運営している。

2021年には民間の特許調査分析を活性化するため「産業財産権診断機関」を拡大指定した。

2. 素材・部品・装備分野技術自立に向けたR&D連携IP-R&Dの迅速な支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・スンベ

イ. 推進背景及び概要

核心素材・部品・装備は韓国主力産業のバックボーンであり、製造業競争力の必須要素であるが、依然として日本に対する依存度が非常に高い。また、核心素材・部品・装備分野は韓国中小企業の技術水準も米国など先進国に比べて85~89%水準に過ぎない状況である。

このように現在は日本などが先取りした特許障壁に対する克服無くては代替技術の確保も不可能であり、ライセンス中断、知財権訴訟の提起など特許攻撃も懸念される状況である。

この問題を解決するためには素材・部品・装備R&D革新と知的財産を基にした韓国企業のグローバル競争力の確保が欠かせないため、そのための総合的なIP-R&D戦略支援計画の策定が求められる。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2019年8月「素材・部品・装備競争力強化対策」、「素材・部品・装備R&D投資戦略及び革新対策」を通じて特許障壁克服などに向けた素材・部品・装備分野のIP-R&D拡大を政府対策に反映し、11月にその後続措置として「知的財産基盤の技術自立及び産業競争力強化対策」を関係省庁が合同発表した。これを通じて素材・部品・装備分野R&Dに対するIP-R&D並行推進を制度化するなど国家R&Dに特許ビッグデータを活用して技術自立加速化を推進している。また、素材・部品・装備関連核心品目(100+ α)政府R&D課題に対して特許庁とR&D省庁が費用を分担してIP-R&Dを全面適用することに合意する成果も収めた。

それによって、2020年には素材・部品・装備関連の核心品目(100+ α)産業通商科学部・中小ベンチャー企業部・科学技術情報通信部のR&D課題に対してIP-R&Dの299課題を支援した。2021年にはグローバルサプライチェーンにおける韓国企業の競争力強化のために世界向け品目を含める338+ α 品目に支援品目を拡大し、主要省庁政府R&Dの430課題に対してIP-R&Dを連携支援した。

これを通じて特許創出戦略(2,689件)、核心特許対応(4,196件)及びR&D方向提示(2,756件)など計10,690件のIP戦略を提供し、1,005件の国内出願と171件の海外出願など計1,176件の知財権出願を獲得した。

ハ. 評価及び発展方向

2019年早期技術自立のための特許観点の対応戦略策定と素材カスタマイズ型特許分析方法論の開発のために3大素材に対して緊急IP-R&D支援を始めに、規制予想品目と輸出規制と関連して困っている企業を対象に特許戦略を拡大提供することで、業界から肯定的な反応を得た。

その成果が認められた素材・部品・装備分野のIP-R&D支援協力モデルはCOVID-19ワクチンなどバイオ医薬品分野に対しても拡大適用されており、半導体、バッテリーなど国家先端戦略技術開発事業にIP-R&Dを義務付けるよう「国家先端戦略産業競争力強化特別法」に反映し(2022年8月施行)、今後国家安保の面で重要な技術開発時にIP-R&Dを義務付けるようR&D省庁と持続的に協力していく予定である。

素材・部品・装備分野の成果事例の一つを紹介すると、(株)SPGのロボット用高精度減速機の事例が挙げられる。精密制御が求められるロボット部品用減速機分野は海外先導企業の独占及び技術格差で国産化が困難であったが、特許分析を通じて技術回避・歯形設計に必要なデータ・ノウハウ抽出及びDB化した「減速機タイプ別歯形設計ガイド」を活用して開発期間を1年短縮し、2.5億の開発費用を節減し、これを基に2021年売上高が2019年に比べて27%も成長する効果を上げた。

3. 企業カスタマイズ型IP-R&D連携支援の強化

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・スンベ

イ. 知的財産権連携研究開発戦略支援

1) 推進背景

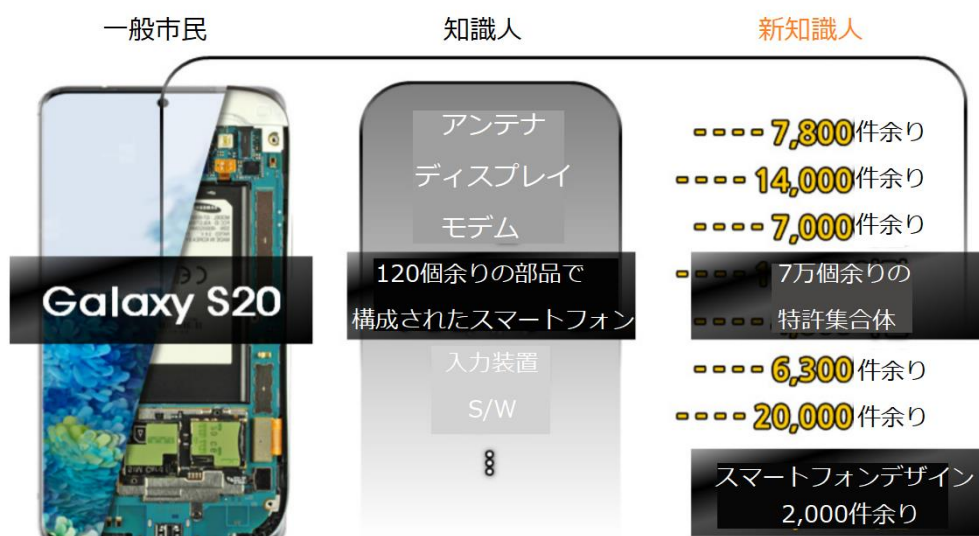
米国・日本など主要先進国は国家経済の付加価値を高める新成長エンジンとして創意的な知識活動を奨励している。また、その結果物の保護・活用を促進するために政

府レベルの知的財産政策を推進・運用中であり、知的財産権を貿易制裁の主な手段として活用している。その例として、最近米国と中国間貿易摩擦の裏には特許権侵害と不正技術移転など、知的財産権紛争が少なくない比率を占めている。

今日のように熾烈な知財権競争時代には強い知財権を武器とする企業だけが生き残ることができる。しかし、これまで韓国のR&Dは持続的な量的投資成長にもかかわらず質的生産性は低かった。

そこで特許庁はR&Dの体質を改善して効率性を高めることで、韓国中小企業が未来有望技術分野の知財権を先取りできるように「知財権連携研究開発戦略支援」事業を推進した。

<図Ⅲ-1-2>製品と技術に対するパラダイムシフト



2) 推進内容及び成果

「知的財産権連携研究開発戦略支援」事業は知財権中心の技術獲得戦略という方法論を適用し、特許分析を基に既存競合社の特許を回避して有望な新技術を開発するためのR&D方向と、それと連携した強い知財権ポートフォリオ確保戦略を韓国中小企業に提供する事業である。これは製品を「部品の集合体」と見ていた従来の見方に「特

許複合体」という観点を追加的に取り入れ、研究開発の主な目的を「収入源となる強い特許」の獲得及び先取りと定めることである。

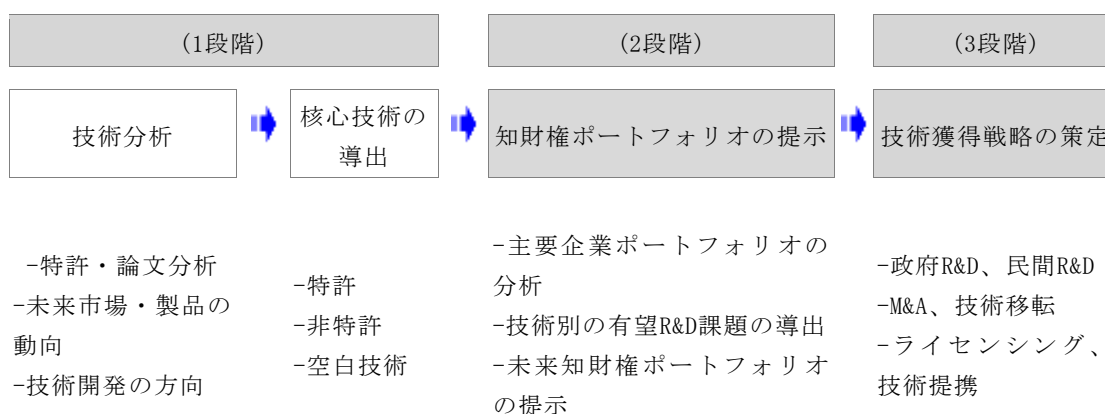
知財権獲得戦略の策定プロセスは以下のとおりである。

(1段階) 未来市場ニーズ、消費トレンド、技術開発及び特許動向などを調査・分析し、未来市場をリードすると思われる製品や核心・源泉技術を予測し、

(2段階) 国内企業が特許攻勢に揺れることなく特許そのもので収益を上げる上で有利な最適の「知財権ポートフォリオ」と強い特許確保型R&D課題を提示する。

(3段階) 最後に「知的財産権ポートフォリオ」を構成する個別特許獲得戦略(政府R&D、独自R&D戦略、第3企業との技術提携、クロス・ライセンスなど)を産業界などに提供する。

<図Ⅲ-1-3> 知財権中心の技術獲得戦略策定プロセス



知財権連携研究開発戦略支援事業の支援プロセスは環境分析、特許分析、IP-R&D戦略策定の全3段階で構成されている。

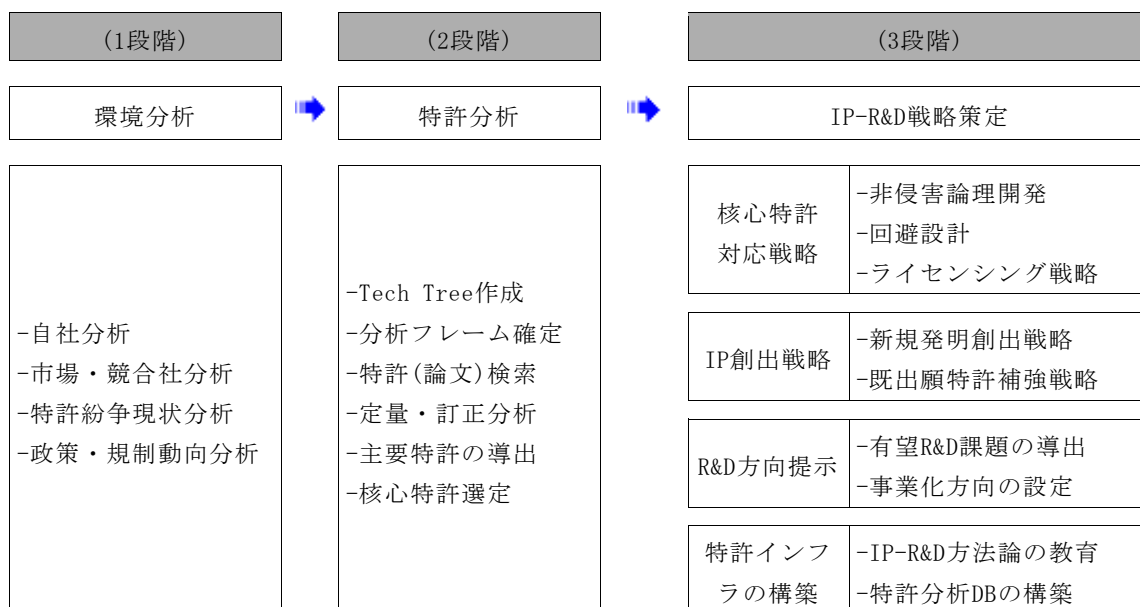
第一、環境分析の段階では企業ニーズ及び現状把握などの自社分析を通じて戦略目標を設定し、市場及び主要競合社の分析とともに特許紛争の現状、国家政策動向など

技術課題に対する総合的な環境を分析する。

第二、特許分析段階では企業保有技術に対する関連特許及び論文の定量・定性分析を実施し、それに基づいて主要核心特許を導き出す。

第三、導き出された核心特許に対応するための非侵害論理の開発及び回避設計の実施、新規IPの創出及び有望R&D課題を提示する。また、企業の事業化方向の設定、特許DBなどの特許インフラの構築を支援する。

<図Ⅲ-1-4> 知財権連携研究開発戦略支援における個別課題別の進行プロセス



2021年には有望中小・中堅企業が核心・源泉特許創出を通じて知的財産強小企業として成長するよう、計570課題のカスタマイズ型知財権戦略コンサルティングを提供した。

R&D省庁の協業を通じて、韓国の中小・中堅企業が素材・部品・装備分野の技術自立を越え、グローバル競争力を確保できるようカスタマイズ型IP-R&D支援を拡大した。素材・部品・装備の核心品目に関する有用な特許情報を多数の企業に提供する品目分析IP-R&D戦略支援を推進した。

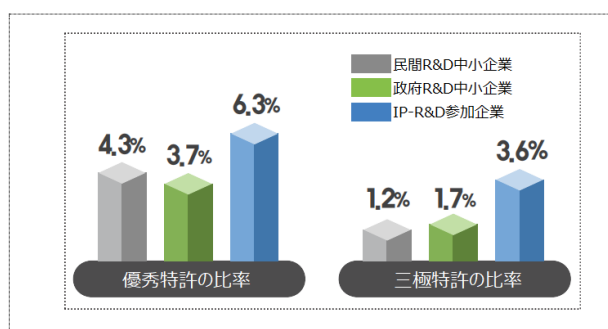
また、BIG3、韓国版ニューディールなど革新成長エンジン分野の中小・中堅企業に対する支援を拡大し、未来新技術の先取りと新成長エンジンの創出を支援した。

COVID-19ワクチン・原材料・副資材と関連して産・学・研が共同活用可能な特許分析報告書の発刊・配布とともに、ワクチン・治療剤など感染症対応分野のカスタマイズ型特許戦略支援を並行して推進した。

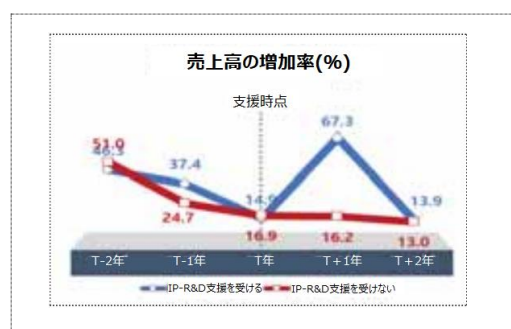
①スタートアップ成長促進のための「バリューアップIP-R&D」及び金融投資連係支援、②同種業界の多数企業が共通して必要とする核心技術IP戦略を企業群単位で支援、③既支援課題の特許戦略履行点検及び追加特許分析を通じた後続支援など多様なタイプのIP-R&Dを支援することで、中小・中堅企業の知的財産権競争力を強化し、R&D効率性を最大化できるように努力した。

＜表Ⅲ－1－1＞ IP-R&D戦略支援事業の成果

＜IP-R&D特許の質的水準(2016～2020年)＞



＜IP-R&Dの経済成果(2016～2020年)＞



3) 評価及び発展方向

2021年「知財権連携研究開発戦略支援」事業を通じて計570社の中小企業にカスタマイズ型特許戦略を支援して計1,015件の特許を創出し、高い特許生産効果を上げた。

IP-R&D戦略支援を受けた研究開発課題は未支援課題に比べて優秀特許比率は1.5倍、三極特許比率(米国、ヨーロッパ、日本の特許庁に同時出願された特許数)は3.0倍高

いなど事業支援による成果が非常に大きいことがわかった。

代表的な成果事例の一つである㈱ポイントエンジニアリングはアルミニウム両極酸化膜技術を基に新市場への進出を模索していた中で2013年から「IP-R&D戦略支援事業」に参加した。IP-R&Dを通じて不良率を画期的に下げられる新技術を開発し、それが適用できる新市場分野を発掘して紫外線LED金属基板分野に進出した後、実際製品生産にまでつながり、年間数十億ウォンの新規売上を記録するとともに60人以上の新規雇用を創出した。また、それに満足せず再びIP-R&D事業に参加して小型・低電力ガスセンサーの開発に成功し、スマートフォン装着ガスセンサー市場にまで進出して約100億ウォンの売上を期待するなど驚くほどの成果を収めた。

もう一つの成功事例は㈱TANNUSから見る事ができる。㈱TANNUSはソリッドタイヤ専門企業で、自社製品を模倣した後発メーカーによって海外市場進出に困難を来していた。そこで、IP-R&Dを通じて自社技術を保護すると同時にライバル企業との紛争対応能力を確保し、数十万件の全世界特許を分析し、要素技術別の未来R&D方向を導き出すことに成功した。以後、模倣業者を市場から退出させ、米国、ヨーロッパ市場への進出にも成功し、このような努力の結果として産業通商資源部長官賞を受賞した。㈱TANNUSは「危機」を「機会」に変え、世界のソリッドタイヤ市場にその存在感を示した。

これまでの成果を基に2022年度知的財産権連携研究開発戦略支援事業に399.8億ウォンを投入し、先端技術、ワクチン、BIG3、カーボンニュートラルなど国家核心技術の確保及び中小・中堅企業などに対する支援を拡大する予定である。

グローバル特許戦争時代において韓国経済の根幹である中小・中堅企業が生き残るためには政府レベルの支援が切実であり、特許庁は今後もIP-R&D戦略支援を通じて多くの企業が優秀な研究開発成果を収めるよう取り組んでいく計画である。

ロ. 技術革新IP融合戦略支援事業

1) 推進背景及び概要

2018年アップル-サムスン間の知的財産紛争が終結し、デザイン権の重要性が浮き彫りとなった。第4次産業革命、コロナパンデミックによりデジタル経済化が加速化し、技術とデザイン・サービスが総合的に一つの製品として具現され始め、特許とデザイン・サービスの融合戦略策定の必要性が台頭した。

コロナ以後中小企業の知的財産権出願比重は12%増加し、特許出願は23.4%、商標出願は43.7%、デザイン権は7%増加するなど、知的財産権に対する様々な関心が高まりつつある。これは最近感性消費の拡散によって製品の機能・品質など伝統的価値よりブランド・デザインなどソフト要素を考慮して商品を選択する傾向を反映したものと解釈される。

また、継続的な研究開発活動が展開され、特許出願が停滞・減少する成熟段階にある技術分野の場合、競合他社間の技術格差が微々たる場合が多く、このような分野ではブランドやデザインなどで製品の成否が分かれる場合が多い。

そこで、特許庁では2016年から特許(技術)戦略だけでなく、一つの製品を中心に製品の性能と外観、そして製品名が互いに調和を成してグローバルヒット商品になれるように特許・デザイン・ブランド融合戦略を支援する事業を展開した。2018年からは技術・製品だけでなく、サービスなど顧客が体験するすべての有・無形要素まで考慮する製品-サービス融合IP-R&Dを新たに推進した。

2) 推進内容及び成果

2021年には特許とデザイン、ブランドまたはサービス融合類型を拡大支援するために事業を改編した。その結果、2020年に33課題を支援したIP融合課題を2021年には47課題に増やした。上・下半期特許・デザイン開発(PI)、特許・ブランド開発(BI)、特許・サービス開発(SI)のうち2つの課題を連続支援する連続課題類型を新設し、効率的な製品開発の推進を図った。また、第4次産業革命核心分野の中小・中堅企業を重

点的に支援し、第4次産業革命に備えてICTサービス融合を通じた高付加価値化のために製品・サービス関連サービス関連UX/UIデザイン開発戦略など品質・機能が向上したIP融合戦略支援も推進した。

2021年、計47課題のIP融合戦略支援を通じて135件の国内出願と62件の海外出願など計197件の知的財産権出願の成果を上げた。

＜表Ⅲ－1－2＞2021年技術革新IP融合戦略支援課題類型別の支援内容

課題 類型	細部類型	支援期間	支援内容
製品－ サービス 開発 型	製品・デザイン 開発 (PI)	20週 (5月)	製品関連IP及び環境分析に基づいた品質・機能が向上したデザインの開発及びIP融合戦略支援
	特許・ブランド 開発 (BI)		製品関連IP分析に基づいた製品品質向上及びブランド認知度向上に向けたブランド開発及びIP融合戦略支援
	特許・サービス 開発 (SI)		市場・ユーザー・競合社IP分析などを通じてサービス関連UX/UIデザイン開発及びIP戦略支援

＜表Ⅲ－1－3＞2021年技術革新IP融合戦略支援事業の実績

区分	IP獲得 戦略	核心IP 対応戦略	デザイン開発戦略			R&D方向 戦略提示	ライセンシ ング戦略	IPインフラ 構築戦略	合計
			UX/UI (SI)	製品 (PI)	ブランド (BI)				
47社 (平均)	308 (6.6)	150 (3.2)	40 (3.6)	111 (4.6)	61 (5.1)	109 (2.3)	4 (0.1)	57 (1.2)	840 (26.7)

＜製品－サービス開発型戦略の提案＞

* 製品－サービス開発型(47)課題のうちSI類型(11)・PI類型(24)・BI類型(12)課題

<図Ⅲ-1-5> 支援類型別の戦略策定プロセス

支援類型	環境・IP分析	製品アイデンティティ(PI)戦略	製品基盤融合IPの開発	IPポートフォリオ・権利化戦略
特許・デザイン開発(PI)	<ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズ分析 技術・製品・市場分析 自社・競合社・顧客分析 IP(特許・ブランド)動向分析 	<ul style="list-style-type: none"> 自社・競合社の核心価値及び差別化戦略を分析 未来価値の導出 <ul style="list-style-type: none"> -メガトレンド分析 -製品革新価値の定立 PI戦略策定(Product Identity) <ul style="list-style-type: none"> -特許、製品デザイン戦略 	<ul style="list-style-type: none"> 革新デザインの開発 <ul style="list-style-type: none"> -デザインコンセプト及び製品3Dモデリング 先導特許の開発 <ul style="list-style-type: none"> -デザインを融合した特許(技術)の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 融合IPの出願・権利化戦略 <ul style="list-style-type: none"> -優秀IPの設計及びIP創出 IPポートフォリオ構築戦略(特許、デザイン) <ul style="list-style-type: none"> -核心IP対応戦略(回避、無効化戦略など) 後続R&D方向の設定 <ul style="list-style-type: none"> -製品ラインアップを考慮した後続R&Dの方向導出
特許・デザイン開発(BI)	<ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズ分析 技術・製品・市場分析 自社・競合社・顧客分析 IP(特許・ブランド)動向分析 	<ul style="list-style-type: none"> 自社・競合社の核心価値及び差別化戦略を分析 未来価値の導出 <ul style="list-style-type: none"> -メガトレンド分析 -製品革新価値の定立 BI戦略策定(Brand Identity) <ul style="list-style-type: none"> -特許、製品デザイン戦略 	<ul style="list-style-type: none"> カスタマイズ型ブランドの開発 <ul style="list-style-type: none"> -ターゲット市場カスタマイズ型ブランドの開発または補完 先導特許の開発 <ul style="list-style-type: none"> -ブランドを融合した特許(技術)の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 融合IPの出願・権利化戦略 <ul style="list-style-type: none"> -優秀IPの設計及びIP創出 IPポートフォリオ構築戦略(特許、デザイン) <ul style="list-style-type: none"> -核心IP対応戦略(回避、無効化戦略など) 後続R&D方向の設定 <ul style="list-style-type: none"> -製品ラインアップを考慮した後続R&Dの方向導出
特許・サービス開発(SI)	<ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズ分析 技術・製品・市場分析 自社・競合社・顧客分析 IP(特許・ブランド)動向分析 	<ul style="list-style-type: none"> 自社・競合社の技術、サービス核心価値及び差別化戦略分析 未来価値の導出 <ul style="list-style-type: none"> -メガトレンド分析 -UI及び製品コンセプトの開発 SI戦略策定(Service Identity) <ul style="list-style-type: none"> -特許、UX/UIデザイン戦略 	<ul style="list-style-type: none"> カスタマイズ型UX/UIの開発 <ul style="list-style-type: none"> -UXコンセプトの導出・UISナリオの開発 IP・UX/UI融合デザインの開発 <ul style="list-style-type: none"> -先導特許の開発 -UX/UIデザインと融合した特許(技術)の開発 	<ul style="list-style-type: none"> 融合IPの出願・権利化戦略 <ul style="list-style-type: none"> -優秀IPの設計及びIP創出 IPポートフォリオ構築戦略(特許、デザイン、BM特許) <ul style="list-style-type: none"> -核心IP対応戦略(回避、無効化戦略など) 後続R&D方向の設定 <ul style="list-style-type: none"> -サービスラインアップを考慮した後続R&Dの方向導出

3) 評価及び発展方法

第4次産業革命によって既存産業とICTが融合する新成長サービスが登場し、サービスの差別化が付加価値創出の核心要素として浮上したことで、サービス事業の保護とサービスアイデアを知財権として確保するための製品・サービス融合IP戦略支援を持続的に推進する必要がある。

今後も特許庁は韓国中小・中堅企業視点の総合的な知的財産権戦略で韓国製品が紛争の懸念なく市場をリードしていけるように多様なカスタマイズ型支援を続けていく計画である。

4. 民間のIP-R&D活用拡散

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・スンベ

イ. 推進内容及び成果

特許庁は中小・中堅企業の技術問題を解決するために企業のIP-R&D能力を強化し、インフラ構築のための様々なカスタマイズ型参加チャンネルを運営している。

IP-R&D事業に参加した企業及び産・学・研の関連団体が集まって相互コミュニケーション及び協力する民間中心の自律的な協議体である「知的財産革新企業協議会」を運営し、IP-R&D大衆化に向けた研究と人材養成及び雇用創出のために取り組んでいる。2021年には知的財産革新企業協議会の総会を開催し、第4期知的財産革新企業協議会の発足式及びCOVID-19によって延期された2020年度優秀機関授賞式とIP-R&D優秀事例発表を行った。さらに、産学研の研究者が現場で簡単に活用できる需要者中心のIP-R&Dガイドブックを配布した。

2021年には政府の政策基調に歩調を合わせてIP-R&D教育を地域均衡発展のために圏域別に拡大し、特に関係機関との協業を通じた雇用創出のために努めた。また、IP-R&D戦略支援事業の参加企業や協力機関などを対象に4,415人に需要者カスタマイズ型オンライン教育を実施した。

一方、経歴に空白ができた女性を対象とする実務中心のIP-R&D教育を女性家族部傘下の5つの女性セロイルハギ(「再び働く」という意味)センターと共同で7つの課程を運営し、教育修了生101人のうち65人が就職に成功する成果を上げた。

2021年には圏域別特許ビッグデータ教育を新設し、大学(院)生及び一般人を対象に特許ビッグデータ専門家教育課程を新規推進した。現場事例中心のIP-R&D講義を5回運営し、151人が教育課程を修了した。また、「特許データソン大会」を開催し、特許庁長賞3つなど7つの賞を授与した。「特許データソン大会」は特許ビッグデータを活用して社会問題を解決するコンペティションで、26人が7チームを構成して参加した。大会は無泊2日の計画であったが、COVID-19の拡散防止のために非対面発表を通じて実力を競った。

また、IP-R&Dの裾野を広げるためのカスタマイズ型教育を運営した。全国6つの大学などと連携して大学(院)生のためのIP-R&D教育講座を開設・運営し、予備研究人材及び知的財産業界への就職や創業のための活動を13回支援し、創業振興院と連携して予備創業者にIP-R&D特講を2回行った。産・学・研の実務人材教育のためにIP-R&Dオンライン教育課程運営及び知的財産教育学会と農業技術実用化財団実務人材を対象に講師を派遣した。さらに、パラグアイ産業財産庁職員を対象にIP-R&D特別講義を支援した。

ロ. 評価及び発展方策

2021年にはIP-R&D方法論拡散のための教育が既存事業の参加企業や協力機関だけを対象にするのではなく、社会的弱者である経歴にブランクのある者や未就業者、卒業予定大学(院)生など一般人にまでその幅を広げ、首都圏地域中心の教育から圏域別知的財産先導大学など協業を通じて圏域別教育に拡大することで、教育需要者の範疇を拡大した。オンラインシステムの高度化を通じて教育課程をよりスムーズに運営することができた。同時に、大韓弁理士会との協業を通じたIP-R&D教育生の就業支援で教育と就業の連携が円滑に支援されるなど発展的な結果が続いている。

政府の雇用創出基調に合わせて、今後もIP-R&D戦略拡散のための実務中心雇用創出教育を持続的に運営し、IP-R&D拡散ニーズに比べて支援規模が限定的であるため企業・公共において自発的にIP-R&Dが広がるよう特許調査・分析力量の内在化に向けた産・学・研教育を新しく推進する予定である。また、民間拡散に向けたIP-R&D協議体活性化のためにアンバサダー活動を支援する予定である。

さらに、2022年にはキャラクターを活用したIP-R&D教育コンテンツを新規開発し、IP-R&Dを容易に理解できるようにすることで、拡散を図る予定である。

第3節 グローバル環境変化に対応した企業IP能力強化支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・スンベ

最近COVID-19パンデミックによる非対面社会の日常化でオンライン需要が爆発的に増加するにつれ、経済・産業全般におけるデジタルトランスフォーメーションが加速化している。

また、米・中技術覇権争い、保護貿易主義の拡散は貿易分野を越えて半導体、二次電池、ワクチンなど核心技術分野に広がりつつある。核心技術の確保が該当産業の競争力を越えて国家安保にまでつながるため、主要国は核心技術を選定・育成して技術覇権争いにおいて優位に立つために力を入れている。

韓国政府も核心技術を確保するためにR&D投資を拡大し、先端戦略技術を選定するなど国家的な力量を集中している。

グローバルバリューチェーン(GVC)の再編、技術ブロック化などグローバル環境の変化に適応して生き残るためには、覇権争いの核心技術分野を把握し、それに適した対応戦略を立てることが何より重要である。

したがって、国家政策上重要な技術分野R&D遂行時の特許戦略(IP-R&D)策定が国家研究開発革新法、半導体特別法などに制度化される傾向にある。

特許など知的財産情報は技術を迅速・正確に把握できる有用な手段であり、特に素材・部品・装備の危機を克服する時に特許障壁の無力化、供給先の多角化、代替技術の導入支援など核心的役割を果たした。知的財産を活用した素材・部品・装備の危機克服経験を先端戦略技術、ワクチン、BIG3など国家重点R&D課題に適用して成果を高められるよう、IP-R&D支援を拡大する必要がある。

IP-R&Dは最適なR&D方向を提示することで、開発期間の短縮、良質の特許創出、事業化可能性の引上げなど研究開発成果を高める上では有用であるが、多数の中小企業は担当組織、資金、認識の不足などで独自の特許戦略を策定することまでには限界がある。

グローバル環境変化に対応して韓国経済の根幹である中小・中堅企業が生き残るためには、政府レベルの支援が切実な状況であり、特許庁は今後もIP-R&D戦略支援を通じて多くの企業が優秀な研究開発成果を収められるように取り組んでいく計画である。

2. 国内COVID-19ワクチン開発企業の特許能力強化の支援

イ. 推進背景及び概要

ワクチンなどバイオ医薬品分野はグローバルサプライチェーン(GVC)の再編が急速に進められている分野で、米国と欧州は国家が主導して育成政策を実施し、生産施設を自国に誘致するなど安定的なサプライチェーンの確保に向けて取り組んでいる。特に、ワクチンなどの必須医薬品は国家安保レベルでその重要性が浮き彫りになっている。

ワクチンなどバイオ医薬品分野は開発・生産設備・許可に至るまで莫大な時間と費用が投入され、少数の特許で市場独占が可能になるため、特許価値が相対的に高い分野である。また、特許紛争の可能性が高いだけでなく、紛争に伴う損害賠償規模も天文学的な数値である。しかし、インフラが劣悪な韓国の中小企業は知的財産権専門担当部署や人材の不在などで、先進企業の特許攻勢に対応するのに苦戦している。

COVID-19ワクチン開発企業など製薬業界は知的財産権猶予に備えると同時にワクチン主権を確保するため、COVID-19主要ワクチンの核心技術に対する特許情報及び特許紛争状況に対する情報提供を要請した。

そこで、特許庁は2020年2月COVID-19に対応して国民の安全と韓国企業の知的財産権保護のために『COVID-19対応知的財産権支援TF』を発足し、韓国企業が特許情報を適時に活用できるように公開する特許情報ナビゲーションサービスを通じて、2020年3月からCOVID-19関連治療剤・ワクチン、診断、防疫など国内外特許動向調査結果を提供してきた。

2020年6月にはCOVID-19完全克服のための治療剤・ワクチン開発政府支援団議論を通じて特許ビッグデータ分析で候補物質導出及び特許戦略支援などの支援対策を講じた。

ロ. 推進内容及び成果

2020年ワクチン開発企業10社に特許ビッグデータを深層分析して障壁特許対応戦略、最適なR&D方向、優秀特許確保方法など総合的な研究開発戦略を提供して13件の特許を創出し、4社の企業が臨床試験まで進入する成果を上げた。

2021年8月からワクチンハブ化推進政府支援システムを通じて、国内ワクチン・原材料・副材料開発企業に対する特許取得、技術開発、技術導入、技術保護・紛争対応支援策などを策定。

2021年にはワクチンプラットフォーム技術及び原材料・副材料技術に対して産・学・研が共同活用可能な特許分析報告書を発刊し、説明会などを通じてワクチン開発企業に共有した。疾病庁の協業などを通じて8つのワクチン・原材料・副材料開発企業に対してカスタマイズ型特許戦略支援を並行推進した。

また、ワクチンなどバイオ医薬品分野の特許・営業秘密のうち、最適技術保護のためのガイドラインを策定・配布した。

ハ. 評価及び発展方法

2020年10社のワクチン開発企業に対する核心特許導出及び対応戦略、IP創出戦略などの支援を通じて4社が現在臨床試験を進行している。2021年には疾病庁R&D課題支援などを通じて技術移転など後続成果が発生するものと見られる。

2022年にはワクチンなど感染症対応技術に対する別途支援トラックを設けてワクチン開発企業に対するカスタマイズ型特許戦略支援を強化し、保健福祉部、疾病庁などワクチン開発政府R&D課題連係支援を拡大することでワクチン国産化技術の確保に貢献する予定である。

3. 革新成長エンジン分野IP-R&Dの拡大

イ. 推進背景及び概要

米国、中国など海外主要国のBIG3産業(未来自動車、システム半導体、バイオヘルス)におけるグローバル主導権争いが激しい中、韓国の特許競争力はまだ低い水準であるという分析結果を基に、政府は第4回革新成長BIG3推進会議(関係省庁合同、2021.2.)で「BIG3産業特許集中支援方策」を発表した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は素材・部品・装備IP-R&Dモデルを革新成長エンジン分野に拡大適用し、2021年から本格的にBIG3など革新成長エンジン分野に対するIP-R&D支援を拡大した。特に、関係省庁と有機的協力体系を構築し、省庁別(産業部、汎省庁など)の特許戦略支援需要を受け、3大新産業(BIG3)分野の計133(未来自動車14、システム半導体18、バイオヘルス101)の課題を支援し、289件の国内及び海外特許出願の成果を成し遂げた。

ハ. 評価及び発展方策

革新成長エンジン分野の特許競争力強化のために従来の事業モデルを再編して先んじてIP-R&Dを支援することに対する関連業界からの反応は非常に肯定的である。

特許庁は今後も関係省庁協業を通じて革新成長エンジン分野IP-R&Dモデルを国家戦略技術分野などR&D有望技術分野に拡大し、R&D企画初期段階から特許戦略が反映されるよう積極的に取り組んでいく予定である。

第2章 核心・標準必須特許創出支援の強化

第1節 知的財産権観点からの政府R&D効率化支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 キム・ホヨン

最近第4次産業革命が本格的に到来したことで、主要国とグローバル企業は革新を具現した知的財産を競争優位を確保するための手段として積極的に活用している。革新的なアイデアは知的財産を通じて正しく補償され、新しい技術革新につながるだけに、第4次産業革命の主導権を握るためには国家研究開発事業を通じた新技術分野の高品質源泉・核心特許を先取りすることが何より重要である。

このような状況であるにもかかわらず、韓国は先進国に比べると国家研究開発事業の質的な技術革新成果は低い水準であり、研究開発の結果を技術移転・事業化などの経済的成果につなぐ知的財産管理システムもまだ不十分な状況である。

最近5年間(2016～2020年)韓国の政府研究開発予算規模は年平均5.9%増加し、2020年にはその規模が約23.9兆ウォンに達するなど量的には大きく増加した。しかし、政府研究開発特許成果の質的水準を示す政府R&D優秀特許比率⁵(3.7%)は全体優秀特許比率(21.5%)より低く、外国人(70.6%)の5.2%水準に過ぎず、政府R&D米国特許成果の優秀特許比率(6.1%)も全体米国登録特許の優秀特許比率(13.0%)に及ばないなど量的成長に似合う質的成長は達成できていない。

このように国家研究開発事業の低い質的水準と効率性を高め、第4次産業革命時代の新成長エンジンを確保するためには、政府R&Dの全過程において特許情報の活用を支援するとともに特許情報の活用戦略を高度化することが必要である。

⁵ SMART特許評価システムの9等級のうち上位3等級以内(23%)特許の比率

国家研究開発事業は課題発掘、企画、遂行、成果管理の段階に分けられるが、特許庁は特許情報を活用してその過程で核心優秀特許の創出、重複研究開発の防止など政府R&D効率化及び質的水準を高めるために取り組んでいる

課題発掘段階では国家戦略事業を選定し、核心技術を導出するための「国家特許戦略青写真の構築・活用」、研究企画段階では特許が先取られていない方向に研究開発を誘導する「政府R&D特許技術動向調査」及び「研究者中心の戦略的R&D先企画支援」、課題遂行段階では知的財産観点から研究開発戦略を策定する「政府R&D優秀特許創出支援」、課題完了後は「政府R&D特許成果管理」事業などを行い、政府R&D政策の策定及び事業評価を支援している。

<図Ⅲ-2-1> 国家研究開発段階別の特許情報活用支援状況

R&D 段階	課題発掘	研究企画	課題遂行	課題完了及び 事後管理
特許 技術 調査 分析 事業 内容	国家特許戦略青写真の構築・活用	政府&D 特許技術動向調査 研究者中心の戦略的 R&D先企画支援	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許戦略支援)	優秀特許創出支援 (政府 R&D 特許設計支援) 政府R&D特許成果管理 (特許成果調査・分析 保有特許診断の支援)

2. 政府R&D課題発掘・企画段階における効率化支援

イ. 公共R&D特許技術動向調査

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 施設事務官 ホ・ジョンムン

1) 推進背景及び概要

特許庁は政府予算が投じられる研究開発事業の企画段階から特許情報の積極的な活用を通じて技術がグローバル市場において競争力を持つように支援し、それを知的財産権の確保につなげて国家研究開発の質的成果を高める方法を模索してきた。

特許庁は第16回国家科学技術委員会に「国家研究開発事業の効率化に向けた特許情報活用拡散計画」（2004年12月）を報告し、その後続措置として省庁が推進する研究開発事業の課題を企画する際には特許動向調査を、課題選定の過程では先行技術調査を2005年から各々支援してきた。

＜図Ⅲ－2－2＞特許技術動向調査事業の推進沿革



国家研究開発革新法施行令

第8条(研究開発課題発掘のための事前企画など) ① 中央行政機関の長は法第9条第3項に基づき、研究開発課題発掘のための事前企画を行うためには、予め次の各号の細部内容をその事前企画に含めなければならない。

1. 事前企画関連研究分野に対する支援の必要性
2. 論文または特許など研究開発動向
3. 期待効果

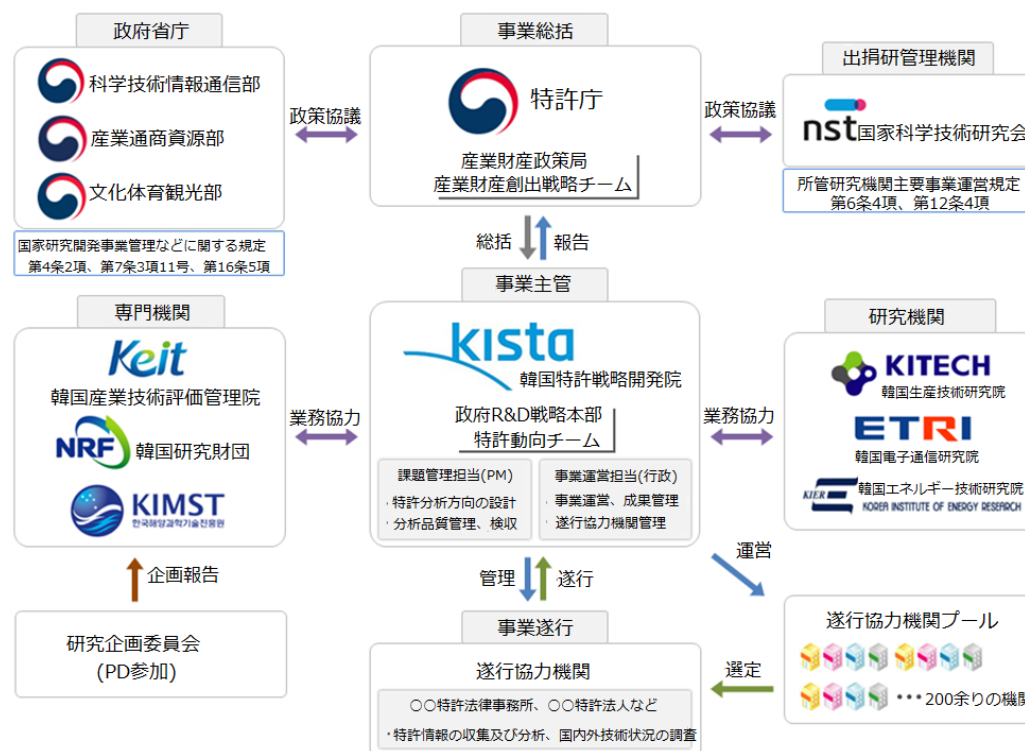
特許動向調査は科学技術情報通信部、産業通商資源部など研究開発遂行省庁が研究開発課題を企画する際に該当技術と関連する特許動向の全般及び特許確保可能性まで分析することで特許が先取られていない技術分野に研究開発を誘導することであり、先行技術調査は研究開発課題を選定する際に研究内容と同一・類似する特許の存在有無を調査して不必要な重複研究開発が行われないようにするものである。

上記のように国家研究開発課題発掘のための事前企画の際に行う特許動向調査に対しては、「国家研究開発革新法施行令」第8条第1項にその内容が規定されている。

2) 推進内容及び成果

特許庁は主要研究開発省庁からの需要を把握して特許動向調査を支援する事業及び課題を確定し、特許動向調査の結果を該当省庁に提供する。各省庁では提供された特許動向調査の結果を課題企画に反映して研究の方向を設定・変更するなど競争力のある研究課題を導出する上で活用する。

<図Ⅲ-2-3> 国家研究開発プロセスによる特許動向調査の支援システム



実際研究開発事業の企画担当者を対象に実施したアンケート調査の結果、2021年に特許動向調査の結果を課題企画に反映して方向を変更、もしくはより具体化したと答えた比率が76.81%であることがわかった。

毎年主要研究開発省庁の核心課題中の相当数が特許動向調査を基にして企画されており、2020年には251課題、2021年には444課題に対して特許動向調査を実施した。

先行技術調査は2017年から民間の役割を増やすという意味で特許庁予算分担を中断し、各省庁が独自推進する方式に変わった。

＜表Ⅲ－2－1＞政府省庁研究開発課題特許動向調査の支援状況

区分	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
事業予算 (億ウォン)	112.8	146.5	86.4	91.5	91.5	93	93	64.3	28.8	20.8	20.8	20.8
支援R&D省庁(個)	13	16	16	16	16	16	16	16	10	8	10	12
特許動向調査(個)	558	694	735	703	723	751	741	623	275	275	251	444
先行特許調査(個)	2,777	3,730	2,914	3,182	2,491	2,078	2,372	-	-	-	-	-
合計	3,335	4,424	3,649	3,885	3,214	2,829	3,113	623	275	275	251	444

特許庁は支援予算減少傾向が続く中でも革新成長投資分野に対する特許分析を優先支援し、2021年革新成長投資分野課題の支援比率は全体支援課題に対して72.1%を占めた。

＜表Ⅲ－2－2＞革新成長対応分野に対する特許分析支援課題の状況

区分	2020年			2021年		
	革新成長対応 分野	全体	革新成長対応分野 の比率	革新成長対応 分野	全体	革新成長対応分野の比 率
支援課題数	136	251	54.2%	320	444	72.1%

＜図Ⅲ－2－4＞特許技術動向調査事業のR&D省庁の活用事例

＜代表活用事例＞

- ・(支援事業) 産業通商資源部の産業核心技術開発事業の企画段階
 - ・(支援内容) IP浮上度及びIP障壁度分析など
 - ・(支援結果) 2022年度産業通商資源部の産業核心技術開発事業企画段階課題を対象とした特許動向調査分析支援で研究企画方向の補完及び修正を通じてR&D課題の企画及び効率化に寄与
- (1) R&D事業の目的に適したカスタマイズ型分析タイプ(評価型)の新設及び事業へ

の適用

<p>特許動向調査報告書(特許庁)</p> <p>1. 概要</p> <p>2. IP浮上度分析</p> <p>3. IP障壁度分析</p> <p>4. 特許分析の結論及び示唆</p>	<p>NEPSA検証指標(KEIT選定評価指標)</p> <p>1. 戦略適合度</p> <p>2. Output</p> <p>3. Outcome</p> <p>4. 波及効果</p> <p>5. 技術リスク</p> <p>6. 市場リスク</p> <p>7. 投資規模</p>	<p>韓国特許戦略開発院が特許技術動向調査支援R&Dに対する2020年事業成果を分析した結果、1091.4億ウォンの国家研究開発予算の節減効果があることがわかった。研究開発事業のうち特許動向調査の支援を受けた場合はそうでない事業に比べて1課題当たりの出願特許が316%増加し、そのうち優秀特許比率も95%増加する成果を収めた。</p>
--	---	---

(2) IP浮上度、IP障壁度など企画課題選定評価項目による分析結果を提供

特許動向調査報告書(特許庁)	NEPSA検証指標(KEIT選定評価指標)
<p>I. 概要</p> <p>II. IP浮上度分析</p> <p>1. 国家別浮上度分析</p> <p>2. 主要出願人(競争者)分析</p> <p>3. 分析結果の総合</p> <p>III. IP障壁度分析</p> <p>1. 主な障壁特許</p> <p>2. 障壁特許の類似度分析</p> <p>3. 分析結果の総合</p> <p>IV. 特許分析の結論及び示唆</p> <p>1. 総合結論</p> <p>2. 示唆</p>	<p>1. 戦略適合度</p> <p>2. Output</p> <p>3. Outcome</p> <p>4. 波及効果</p> <p>5. 技術リスク</p> <p>6. 市場リスク</p> <p>7. 投資規模</p> <p>技術的優秀性及び応用性</p> <p>IP浮上度</p> <p>市場規模及び成長率</p> <p>関連業種の営業利益率</p> <p>技術水準及び技術格差</p> <p>技術インフラ</p> <p>IP障壁度</p> <p>市場競争の強度</p> <p>事業化に求められる資源</p> <p>R&D投資総額</p>

3) 評価及び発展方向

韓国特許戦略開発院が特許技術動向調査支援R&Dに対する2020年事業成果を分析した結果、1091.4億ウォンの国家研究開発予算の節減効果があることがわかった。研究開発事業のうち特許動向調査の支援を受けた場合はそうでない事業に比べて1課題当たりの出願特許が316%増加し、そのうち優秀特許比率も95%増加する成果を収めた。

<図Ⅲ-2-5> 政府R&D特許技術動向調査事業の成果分析



現在「国家研究開発革新法施行令」には研究開発課題発掘の事前企画を行うためには、予め特許など研究開発動向を含めるように規定されている。しかし、未だに企画段階で特許分析を履行しなかったり、省庁が独自に行う場合が多く、国家研究開発全般において特許能力を高めるためには直接・間接的な支援を持続的に展開する必要がある。そこで、特許庁は研究開発の際に特許分析を行うよう促す一方、特許技術動向調査事業の予算減少に対応して2018年からR&D省庁及び専門機関の能力強化に向けた特許分析・管理能力強化支援事業も同時に推進している。

3. 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 パク・スンベ

1) 推進背景及び概要

政府R&Dで創出された国内の出願特許は最近5年間年平均0.3%増加した(2016年30,807件→2020年31,233件)ことがわかった。これは2020年国内特許出願226,759件に対して13.8%の割合を占めている。

しかし、政府R&D特許の優秀特許比率(6.1%)は米国連邦R&Dの優秀特許比率(8.3%)より低い水準であり、ファミリー特許国家数(2.2)も米国連邦R&D(3.9)に比べて少ないことがわかった。

韓国の技術自立、産業競争力の強化のためには国家R&Dの核心主体である大学・公共研究機関(政府R&D予算の66.6%を使用)の役割が重要であるが、公共部門の特許競争力はまだ不十分な状況である。

そこで、特許庁は大学・公共研究機関の政府R&D課題を対象に知的財産権中心の研究開発方向の設定及び優秀特許創出戦略を支援する「政府R&D特許戦略支援」事業とR&D課題の成果が優秀特許として保護されるように最適な特許権利範囲の設計を支援する「政府R&D特許設計支援」事業を展開している。

<表Ⅲ-2-3>米国登録特許の韓・米質的水準の比較

区分		SMART ⁶ 優秀特許比率(%)	ファミリー特許国家数
韓国	韓国全体	13.2	2.9
	韓国政府R&D	6.1	2.2
米国	米国全体	12.2	4.4
	米国連邦R&D	8.3	3.9

*2020年度政府R&D特許成果調査・分析報告書(特許庁、韓国特許戦略開発院、2021年)

2) 推進内容及び成果

2012年から推進してきた「政府R&D特許戦略支援事業」は大学・公共研究機関で行われる政府R&D課題を対象に既存特許を深層分析し、優秀特許が確保できる研究開発方向を示し、立ちはだかる障壁特許に対応するための戦略と特許ポートフォリオの構築などを提供することを骨子とする事業で、2021年には73課題を支援した。

そして、研究開発の結果物を高付加価値特許として完成するという目的で2016年から新たに始まった政府R&D特許設計支援事業は、主に研究開発完了時点にある政府R&D課題を対象に、最適の国内外特許明細書作成を支援する事業で、2021年には77の課題を支援した。

⁶ SMART：韓国発明振興会のオンライン特許評価分析システムを通じて算出された指標

＜表Ⅲ－2－4＞政府R&D優秀特許創出支援の状況

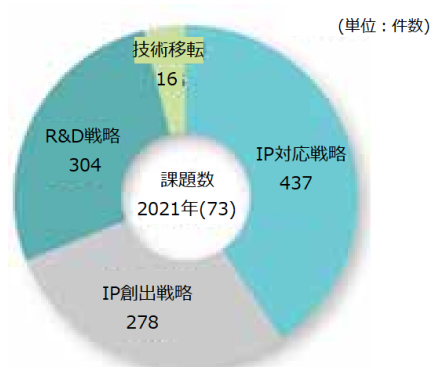
区分	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	
支援課題数	59	68	78	80	134	162	162	150	136	150	
支援 対象 機関	大学	18	6	17	16	44	39	44	45	64	60
	公共研	34	53	46	57	82	116	116	96	65	79
	その他	7	9	15	7	8	7	2	9	7	11

* 政府R&D遂行段階の優秀特許創出支援は2020年まで政府R&D特許戦略及び特許設計支援事業を統合・運営してきたが、2021年から区分して運営している。

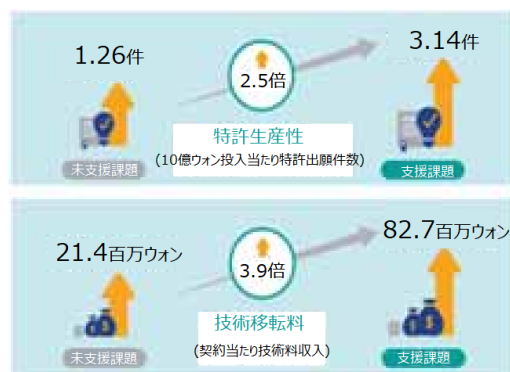
2021年の具体的な成果を見ると、政府R&D特許戦略支援事業を通じて優秀特許が確保可能な研究開発方向に関する提案304件、特許ポートフォリオ強化のためのIP創出戦略を278件支援し、障壁特許回避、無効化などIP対応戦略437件及び技術移転戦略16件を各々支援した。

また、政府R&D特許設計支援事業では最適権利範囲の設計を通じて385件の特許(国内277件、海外108件)を創出した。

最近5年間の政府R&D特許戦略支援事業の成果を政府R&D全体特許成果と比較・分析した結果、本事業の支援を受けた政府R&Dの特許成果が支援を受けていない政府R&D特許成果に比べて特許生産性(量的成果)が2.5倍高く、技術移転契約1件当りの技術料(質的成果)も3.9倍高い水準であり、事業の効果が優秀であることが確認された。



＜2021年特許戦略導出支援の結果＞



＜最近5年間事業成果の分析結果＞

3) 評価及び発展方向

政府R&D遂行段階での優秀特許創出支援は政府R&D課題を通じた特許成果を質的・量的に高めると同時に、技術移転・事業化など成果拡散に大きく寄与し、大学・公共研究機関の研究者たちが高い満足度を示した。

R&D方向の提示からIP対応戦略まで多様な特許戦略を提供することで、公共部門の政府R&D特許成果の質的・量的向上はもちろん、技術移転・事業化拡大及び大学・公共公研の保有技術と企業需要間のギャップを解消することに寄与している。

特許庁は感染症予防、デジタルニューディール、グリーンニューディールなど国家重点分野に対する政府R&D政策方向に合わせて未来有望研究開発分野及び融合・複合技術分野の源泉・核心特許の早期先取りを支援している。同時に、R&D方向に最適な専門的特許戦略を持続的に提供し、政府R&D予算投資が実質的に国家技術競争力向上につながるよう積極的に支援する予定である。

< 図Ⅲ-2-6 > 政府R&D遂行段階における優秀特許創出支援事業の支援内容及びプロセス



4. 政府R&D活用・管理段階における特許成果の総合管理

イ. 政府R&D特許成果の調査・分析

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 イム・ジンヒョク

1) 推進背景及び概要

政府は革新能力の蓄積と持続成長を可能にするため、政府研究開発(R&D)投資を持続的に拡大してきた。

* (2003年)6兆5,154億ウォン→(2021年)27兆2,003億ウォン

このような政府R&D予算規模の拡大によって、R&D投資及び制度革新に対する関心もまた高まっている。そこで韓国政府は益々大型化・融合化・複合化しつつある政府R&D事業に対する政府レベルの総合管理システムの構築に向けて1998年から国家科学技術諮問会議(旧国家科学技術委員会)を中心に毎年「国家研究開発事業調査・分析・評価」を実施している。

特許庁は成果中心の政府R&D事業評価制度を定着させるとともに質中心の特許成果評価を支援するため、国家研究開発事業で発生した特許成果を体系的に調査・分析している。また、分析結果を科学技術情報通信部などR&D省庁と研究管理専門機関などに提供して研究開発活動に活用させている。

2) 推進内容及び成果

政府R&D政策策定及び事業評価を支援するとともにR&D事業の効率性を高めるため、2020年度政府R&D特許成果を省庁別、研究主体別及びR&D事業目的別など様々な角度から分析し、2016～2020年に国内及び外国に登録された政府R&D特許に対して特許分析評価システム(SMART3、韓国発明振興会)を活用して特許品質を測定・分析した。

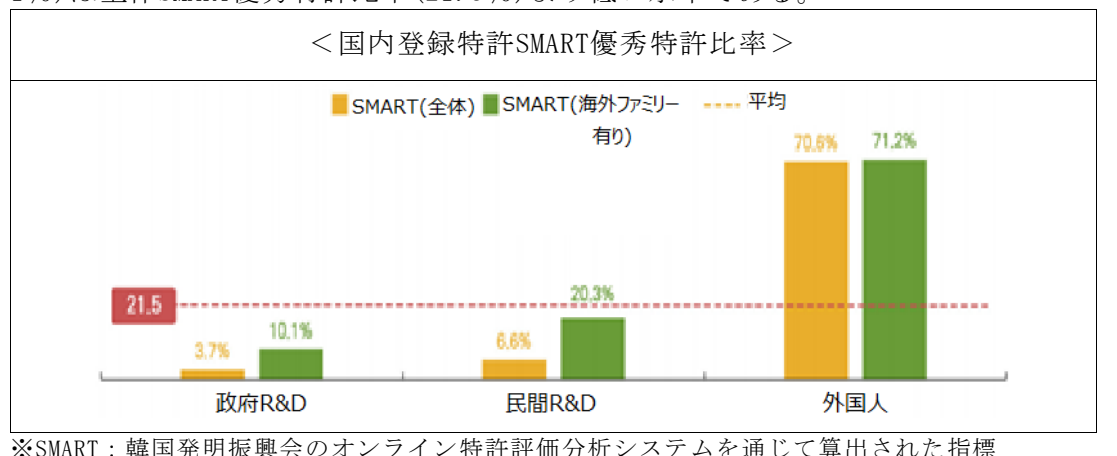
<図Ⅲ-2-7> 2016～2020年政府R&D特許成果の主要分析結果

・(量的成果) 2020年国内特許出願31,233件、国内特許登録21,330件など政府R&Dで創出された特許の量的状況は前年比増加。

<最近5年間(2016～2020年)政府R&D特許出願・登録状況>

区分	2016	2017	2018	2019	2020	合計	増加率(%)	
							前年比	年平均
出願(件)	30,807	32,501	31,108	31,180	31,233	156,829	0.2	0.3
登録(件)	16,670	19,641	19,200	20,210	21,330	97,051	5.5	6.4

・(質的成果)海外ファミリー特許がある政府R&D特許のSMART優秀特許の比率(10.1%)は全体SMART優秀特許比率(21.5%)より低い水準である。



大学・公共研が政府R&Dを通じて創出した特許を如何に活用しているかについて、特許成果活用実態を調査・分析した結果、政府R&D特許成果の活用実績は持続的に改善されていることがわかった。政府R&D特許が含まれた技術移転契約件数は最近5年間年平均5.9%ずつ持続的に増加し、2020年には4,463件の技術移転契約が締結された。2016～2020年大学・公共研で行われた技術移転の平均金額を見ると政府R&D国内特許が含まれた場合(70.4百万ウォン)が全体平均金額(38.2百万ウォン)に比べて高いことがわかった。

＜表Ⅲ－2－5＞契約年度別技術移転契約件数の状況

(単位：件、%)

区分	契約年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	合計	比重*	年平均増加率
総技術移転契約件		9,169	8,445	8,041	9,143	9,543	44,341	100.0	1.0
特許を含む契約件		4,858	4,784	4,581	5,138	5,613	24,974	56.3	3.7
政府R&D国内特許を含む契約件		3,545	3,626	3,447	4,002	4,463	19,083	43.0	5.9

* 総技術移転契約件に比べた比重

3) 評価及び発展方向

特許庁は従来の特許成果調査・分析の限界を克服するため、2021年に新規指標を検証し、省庁別の深層分析を実施した。2022年には国家知的財産委員会との協業を通じてIP活動指標を開発・検証し、多様な観点の質的成果指標を提供するために取り組む予定である。

また、特許成果データの活用拡大及び収集システムの効率化に向けて関連システム間の連携を強化することで特許成果情報の活用度を高めるとともに、新しく構築される国家研究開発事業統合情報システムに特許成果の効率的な収集システムを構築する予定である。

そして、COVID-19により非対面教育方式が一般化していることから、特許成果関連のR&D制度、特許成果の入力、検証手続きなど実務者中心の教育コンテンツを制作し、RIPIS(特許成果管理システム)を通じて提供することで、研究者の特許成果管理認識の向上に持続的に取り組んでいく計画である。

ロ. 公共機関保有特許の診断支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 行政事務官 イム・ジンヒョク

1) 推進背景及び概要

政府は国家レベルの技術革新能力を強化するために持続的にR&D規模を拡大している。政府R&D事業で創出された特許成果のうち2/3が大学・公共研が創出した特許で、韓国R&Dにおいて大学・公共研は非常に重要な役割を果たしている。

しかし、登録後長期間維持される特許が増え、大学・公共研が負担しなければならない特許登録料も大幅に増加した。登録後7年目以上の特許比率が大学は7.8%(2011

年)から25.6%(2020年)に、公共研は22.2%(2011年)から41.7%(2020年)に増加し、2020年大学が負担する特許登録料は2011年比べて4.2倍、公共研は3.0倍増加した。

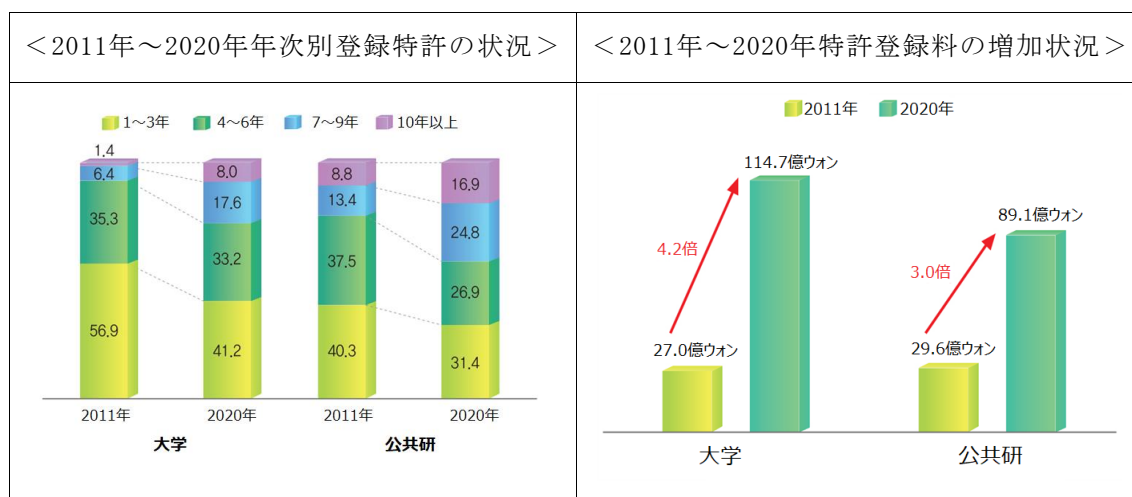
<表Ⅲ-2-6> 2016～2020年権利主体別の政府R&D国内出願特許の状況

(単位：件、%)

区分 \ 年度	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	合計	比重(%)
大学	13,463	13,826	13,446	13,813	14,006	68,554	39.9
公共研	8,384	8,218	7,835	7,897	8,101	40,435	23.5
企業など	11,824	13,463	12,700	12,616	12,185	62,788	36.6

<図Ⅲ-2-8> 大学・公共研の年次別特許分布及び特許登録料の状況

(単位：件)



このような現象が長期化する場合、機関は特許維持料に対する経済的負担を抱えることになり、特許活用に向けた戦略的な努力もなく権利を放棄してしまう。

そこで、特許庁は政府R&D特許成果の活用性を高めるための取り組みとして、公共機関が保有している未活用特許を分析・診断し、特許を管理・活用するための戦略をコンサルティングする公共機関保有特許診断支援事業を2016年から推進した。

2) 推進内容及び成果

特許庁は2016年のパイロット事業を始めに、2021年まで計85機関を対象に保有している特許の質的優秀性と活用可能性を診断し、それによる機関レベルの総合的な特許管理・活用戦略を支援した。

2020年には参加機関の支援規模によってカスタマイズ型Ⅰ・Ⅱ・Ⅲへと支援類型を変更した。また、2021年には類型別診断特許数を調整し、オンライン自己診断システムを構築して小規模登録特許保有機関も支援するために努めた。

本事業は該当機関のニーズ把握及び特許分類を実施する第1段階、機関の特許を分析する第2段階、活用・処分戦略を提示する第3段階で構成される。

第1段階では、機関の特性を考慮した機関固有の技術システムを構築し、対象特許の製品・技術分野別細部分類を行う。

第2段階では、対象特許の定量・定性分析及び研究者インタビューを通じて個別特許深層分析を実施する。

第3段階では特許分析の結果を通じて、有望特許群の活用戦略及び維持・放棄候補特許群の処分戦略を提示する。

これを通じて2021年には機関が保有する登録特許5,055件(海外362件を含む)を対象に等級診断及び深層分析を実施し、特許の活用・処分戦略を策定した。

3) 評価及び発展方向

2016～2020年事業成果を追跡した結果、計70機関(計16億ウォン投入)に提示した有望特許活用戦略で特許1,656件移転・技術料収入約283億ウォン、特許処分戦略で特許4,484件放棄・特許維持料節減約183億ウォンの効果を創り出した。

2021年には事業に参加した機関の活用戦略の履行を促すため、技術紹介書の作成を後続支援(2021年新規)し、処分戦略の履行促進のため、個別特許の請求項削減案を後続支援(2019年から継続)した。活用戦略対象1機関の技術紹介書作成5件を支援し、処分戦略対象2機関の特許100件に対する請求項削減案の提供を通じて約2億ウォンの特許維持料を節減できるものと期待される。

特許庁は公共機関の保有特許管理能力の向上と管理履行を促進するため、2022年も段階別保有特許診断支援システム(①自己診断支援、②カスタマイズ型支援、③後続支援)を強化する計画である。

第2節 標準必須特許の創出支援

1. 概観

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 キム・ホヨン

技術の融合・複合が加速化する智能情報社会では製品・サービス間相互互換性の確保に向けた国際標準と標準必須特許の重要性が増している。特許庁は韓国産・学・研における標準必須特許に対する認識を高めるとともに標準必須特許の創出能力を強化するため、2009年から標準必須特許創出支援事業を推進している。

2021年には国家戦略技術2分野を対象に標準必須特許創出有望技術を導き出し、科学技術情報通信部のR&D企画段階で新規課題の発掘を支援した。空間ネットワーク・知能型超高精度ネットワーク分野に対する標準・特許情報を分析して有望技術(16)を抽出し、産・学・研向けの公開発表会を開催して分析結果の活用・拡散を誘導した。研究遂行段階における標準必須特許創出可能性を高めるため、計33課題に70件の戦略を提供し、80件の有望特許が反映された70件の標準案(寄稿文)が国際標準化機構に提案できるようにした。

また、国際標準化対応の主管省庁である科学技術情報通信部(国立電波研究院)との協力の下で、人工知能分野の国際標準化が韓国産業界の利益になる方向で行われるよう、関連特許を深層分析し、外国特許技術が反映された海外寄稿文に対応するための戦略と国内特許技術の国際標準化に向けた特許戦略を提供した。同時に、国家緊急懸案として推進中である産業部(国家技術標準院)主導のK-防疫モデル国際標準化省庁協議体に参加し、感染症防疫管理情報技術4分野に対する特許戦略を迅速に支援した。

中小・中堅企業の標準必須特許確保能力を強化するため、優秀技術を保有する企業が短期間で標準必須特許創出能力を確保できるように3社の強小企業候補企業別カスタマイズ型R&D-特許-標準総合戦略を支援し、12件の特許出願を通じて本格的な標準化段階への進入に向けた基盤を構築した。

特に、2021年には標準必須技術の活用拡大及びロイヤリティ軽減のため、標準必須特許の必須性検証を新たに推進した。産業全体に影響力を次第に広げていく5G分野の標準必須特許360件と、紛争が比較的頻繁に発生する映像コーデック分野の標準必須特許40件に対する必須性を検証し、その結果を中小・中堅企業などがロイヤリティ交渉、訴訟などに今後活用できるようDBとして構築した。

最新の標準特許情報を提供するため、標準必須特許DB5,000件を新規構築し、2021年累計62,000件の標準必須特許情報サービスを提供し、標準必須特許専門誌であるSE P Insideを計4回発刊し、標準必須特許情報の拡散に努めた。また、標準必須特許専門弁理士養成教育と標準必須特許認識拡散教育及び訪問カスタマイズ型標準必須特許教育サービスなどを通じて標準必須特許の創出基盤を強化した。

2022年には6G分野標準必須特許の競争力を早期に確保するため、R&D初期段階から密着支援を通じた段階別核心・標準必須特許の確保を推進する予定である。

2. 政府R&Dにおける標準必須特許確保可能性の向上

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 キム・ホヨン

イ. 推進背景及び概要

標準は特定技術を使う時に誰でも常に同じ方法で実施できる技術規格を意味し、これまで産業発展及びユーザーの利便性向上に貢献してきた。このような標準は技術の互換性を重視するIT技術の発展と国家間の貿易が活発になるにつれ、その重要性も増している。⁷

このような環境の中でグローバル企業は市場での主導権を握るために標準と特許を

⁷ 1995年に締結されたWTO/TBT(貿易技術障壁)協定でWTO加盟国は国際標準を国内標準や技術基準の基礎として使わなければならない義務を付与(TBT Article 2.4参考)

戦略的に活用している。すなわち、市場性の高い標準と独占排他的な権利である特許を戦略的に結合した標準必須特許という新しい高付加価値特許を作り、ロイヤリティ収益を通じて世界経済の激しい競争で優位に立ち続けている。

韓国の状況を見ると海外の核心・標準必須特許技術が多く使用される製品を大量生産して輸出する産業構造によって知財権貿易収支の赤字が続いているが((2020)△35.8→(2021)△22.1(億ドル))、最近はIoT、5Gなど通信標準必須特許が他の産業分野に拡大適用されることで自動車・家電企業など海外にロイヤリティを支払う企業が増えている。

主要標準化機構に届け出られた韓国の標準必須特許は2021年6月調査の結果、全体の18.1%で国家標準必須特許の競争力が改善されているが、特定の企業・機関に偏っているのが現状である。標準必須特許は長時間の標準化期間とR&D・特許・標準力量の戦略的結合によって創出されるだけに、中小・中堅企業に対する体系的な戦略支援が求められる。

<表Ⅲ-2-7> 主要標準化機構(ISO、IEC、ITU、IEEE、ETSI)に届出られた標準必須特許の状況(2021年6月)

順位	国家	個数	比率	順位	国家	個数	比率
1	米国	26,902	24.8%	6	スウェーデン	5,638	5.2%
2	中国	26,496	24.4%	7	フランス	1,652	1.5%
3	韓国	19,626	18.1%	8	ドイツ	1,410	1.3%
4	日本	11,631	10.7%	9	台湾	1,259	1.2%
5	フィンランド	10,763	9.9%	10	カナダ	1,011	0.9%

※5大主要標準化機構対象の特許番号重複除去基準を一括適用しているため、前年比統計値の差が存在する可能性がある。(出处：韓国特許戦略開発院標準必須特許センター)

特許庁は2009年「標準必須特許の戦略的な創出支援総合対策」を打ち出し、それによる専門担当組織を編成し、国家レベルの標準必須特許創出支援政策を推進している。2019年には標準技術に基づく未来市場確保に向けた標準必須特許中長期(2019～2022年)政策として「標準必須特許競争力強化方策」を策定し、第25回国家知的財産委員

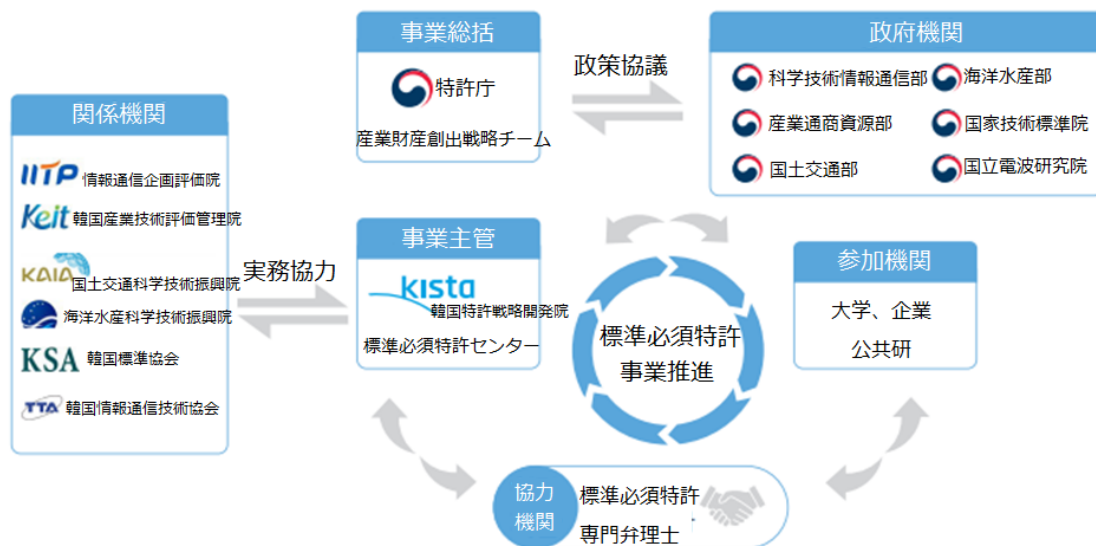
会で審議・議決した。

ロ. 推進内容及び成果

標準必須特許創出支援事業は技術互換性で市場支配力の高い標準と独占排他権である特許の連携を通じて創出される高付加価値標準必須特許を確保するため、「R&D－特許－標準」の相互間有機的な連携を通じて、R&D課題の企画段階から国際標準案の開発、標準化活動に至る全過程において標準必須特許の創出を支援する事業である。

従来標準を獲得するためのR&Dの場合、R&Dに対する成果である特許と標準が相互連動されず、R&Dを通じて作られた標準案が最終国際標準として採択されても実質的な標準必須特許は獲得できないケースが度々発生した。そこで本標準必須特許創出支援事業は標準と特許の戦略的な連携を通じて優秀なR&D成果が標準必須特許につながるように支援している。

<図Ⅲ－2－9> 標準必須特許創出支援事業の政府レベルの推進システム



まず、韓国の標準必須特許能力強化と政府R&D資源の効率的な投資という観点から、R&D課題の発掘段階から標準必須特許確保の可能性を考慮する必要がある。そこで特許庁は2015年から国家戦略技術分野に対する標準・特許評価を通じて標準必須特許戦

略マップを試験的に構築し、2021年には空間ネットワーク・知能型超高精度ネットワークの2分野を推進した。これを通じて標準必須特許有望技術16件(空間ネットワーク10件、知能型超高精度ネットワーク6件)を導出・提示し、科学技術情報通信部(IITP)のR&D課題企画段階で計4件が反映された。

研究遂行段階ではR&Dと国際標準化を並行して推進しているR&D課題遂行機関と連携し、R&D環境と国際標準環境を綿密に分析した。一方、特許とR&D、標準の連携戦略を支援するが、R&Dと標準環境による細部戦略をより多様化することで成果の向上を図った。2021年には5Gの高度化及び6G核心技術関連のモバイル通信標準必須特許の開発など13の政府R&D課題を支援して計31件の戦略を導出し、58件の国内外特許が出願され、そのうち40件の特許が反映された38件の標準案(寄稿文)が3GPP⁸など国際標準化機構に提出された。

<表Ⅲ-2-8>2021年R&D標準必須特許創出支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化機構	①戦略 戦略 提示	②特許		③標準 標準案(寄稿文) 提案
				国内特許 出願	海外特許 出願	
5Gの高度化及び6G核心技術関連のモバイル通信標準必須特許の開発など13課題	檀国大など11機関	3GPPなど7機構	31件	42件	16件	38件

そして、国家標準化機関の標準開発課題(情報通信放送標準開発支援事業、国家標準技術力向上事業)と連携して既存の技術中心から特許中心の戦略的な標準案を開発することで、標準必須特許が創出できるよう支援した。2021年にはハイパーイマーシブメディア支援超高速多重協力無線LAN標準開発など計11の課題を支援し、標準、特許分析などを通じて20件の戦略を導き出し、26件の国内外特許が出願された。そのうち20件の特許が反映された15件の標準案(寄稿文)がIEEE⁹など国際標準化機構に提出

⁸ 3GPP (3rd Generation Partnership Project): モバイル通信関連の国際標準を制定するための標準化技術協力機構

⁹ IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers): 電気電子学会(WiFi、WiMAXなど標準化)

された。

<表Ⅲ-2-9>2021年国際標準案開発特許戦略支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化 機構	①戦略 戦略 提示	②特許		③標準 標準案(寄稿文) 提案
				国内特許 出願	国外特許 出願	
ハイパーイマーシブメ ディア支援超高速多重 協力無線 LAN 標準開発 など計 11 課題	WILUS な ど 9 機関	IEEE な ど 7 機構	20 件	19 件	7 件	15 件

また、国際標準化能力を保有する韓国電子通信研究院、韓国電子技術研究院など標準特許有望機関・企業を対象に標準化全周期にわたって標準必須特許戦略を長年(3年以上)支援する事業を推進した。2021年にはTbps級無線通信技術の開発など科学技術情報通信部と産業通商資源部の9つの課題を支援し、標準、特許分析などを通じて19件の戦略を導き出し、25件の国内外特許が出願され、そのうち20件の特許が反映された17件の標準案(寄稿文)が3GPPなど国際標準化機構に提出された。

<表Ⅲ-2-10>2021年標準必須特許有望機関支援事業の推進成果

連携課題	参加機関	標準化 機構	①戦略 戦略 提示	②特許		③標準 標準案(寄稿 文)提案
				国内特許 出願	国外特許 出願	
Tbps級の無線通信 技術開発など 9課題	ETRIなど 7機関	3GPPなど 5機構	19件	22件	3件	17件

また、標準必須特許創出支援事業による特許成果が最終的に標準必須特許として完成できるように体系的なモニタリングと標準必須特許化戦略を支援した。これを通じて計620件の事業特許成果に対して標準整合性を確保するための権利範囲補正(33件)戦略を提供した。

<表Ⅲ-2-11>2021年標準必須特許後続管理事業の推進成果

後続管理の対象	標準必須特許化戦略支援(33件)
---------	------------------

特許成果	権利範囲の補正	海外出願戦略	分割
620 件	33 件	—	—

ハ．評価及び発展方向

2009～2010年に推進された事業は標準必須特許の重要性に対する国民の認識を高め、標準必須特許の戦略的な創出基盤を確保するための国家戦略レベルでのアプローチであった。以後、2011～2013年の標準必須特許創出支援事業はR&D現場及び標準開発現場に直接入り込み、実際R&Dと標準化活動を展開する研究員に標準必須特許創出方法論を伝播し、実際標準必須特許が作られる過程を経験をさせることでその基盤を拡大することに重点をおいて推進された。

2014年からは政府R&Dの全周期にわたる支援標準必須特許の創出成果を最大に引き上げるシステムを構築し、2015年には標準必須特許有望課題を発掘するための標準必須特許戦略マップを試験的に推進した。2016年から国際標準化及び標準必須特許支援を通じて蓄積したノウハウを結集し、中小・中堅企業の標準必須特許競争力を強化するため、関係省庁と共同で「標準必須特許強小企業育成方策」を講じ、2019年には標準必須特許専門機関の育成を含む中長期(2019～2022年)政策として「標準必須特許競争力強化方策」を策定した。

2012年～2021年6月の間、「標準必須特許創出支援事業」の支援を受けた14の機関が主要国際標準化機構に宣言した182件の標準必須特許を確保した。最近5年間「標準必須特許創出支援事業」を通じて創出された特許の質的成果は未支援政府課題に比べて三極特許の比率は約14倍(1.5%に対して20.4%)とはるかに高く、技術移転契約当たり技術料収入も30倍(24.4百万ウォンに対して729.1百万ウォン)高く、事業を通じて創出された特許の質的水準と産業界における活用価値が非常に高いことがわかった。

今後も持続的な需要発掘及びインセンティブ加点の付与などを通じて優秀中小企業の事業参加を拡大し、標準化速度の速い市場標準獲得目標の課題支援を強化して政府R&Dの標準必須特許成果を高め、韓国の産・学・研が新産業分野の核心標準必須特許

を先取りできるように努めていく予定である。

3. 国際標準化活動に対する標準必須特許戦略支援

産業財産政策局 産業財産創出戦略チーム 工業事務官 キム・ホヨン

イ. 推進背景及び概要

これまでは国際標準化活動の際に知財権に対する検討が不十分な状態で標準が採択されたため、相当規模の特許料が発生している。特に、韓国の主要輸出品目である電気電子及び情報通信技術分野の製品が技術貿易規模の約73.6%を占め、主要標準技術分野別に形成された特許プールによる特許料の負担も増加している。

そこで標準制定の段階別に特許を検討することで国益を考慮した国際標準が制定されるようカスタマイズ型特許戦略を支援する「国際標準共同対応」を行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2021年には人工知能分野(科学技術情報通信部、ITU-T SG16)の国内対応研究班を支援したが、計20件の主要特許分析を遂行して各細部技術別の国際標準化推進状況に合わせて対応特許戦略を策定・支援した。

<表Ⅲ-2-12>2021年国際標準共同対応支援の推進成果

技術分野	主要特許分析提供	応用特許提供	戦略策定	戦略内容
人工知能分野(科学技術情報通信部、ITU-T SG16)	20件	15件	3件	・海外特許対応戦略 ・新規標準案の提案

ハ. 評価及び発展方向

2021年国際標準共同対応支援を通じて海外で主導する標準に国益が反映できるよう

対応し、特に利害当事者が直接参加して能動的に対応できるよう誘導した。

今後特許支援が急がれる他の標準化研究班まで特許戦略支援範囲を拡大し、標準化能力及び国内対応環境を考慮した成果類型別支援の多角化を模索することで、需要カスタマイズ型国際標準共同対応システムを構築・支援する予定である。

第3節 優秀中小企業の海外特許確保支援の強化

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シン・ヘヨン
地域産業財産課 行政事務官 ソン・オクヒョン

知識・情報・技術の移動が中心となる「世界化4.0時代」において国家と企業の競争力を左右する革新の中心には知的財産がある。既に主要国は自国の利益を確実なものとするための強力な武器として特許を活用しており、いわゆる「銃声なき特許戦争の時代」と言える。中国は政府の支援でPCT出願が2017年48,905件から2021年69,540件に増加するなど最近5年間国内外の出願量が急増し、世界各国は海外市場で技術覇権を握るために特許の確保に死活をかけている。

韓国は特許出願世界4位の知的財産強国でありながらも海外市場を先取るには欠かせない海外特許を確保する努力はやや不十分であった。2021年調査によれば国内出願された技術(2018年)のうち15.0%だけが海外に出願され、特に中小企業の技術は6.5%だけが海外に出願され、韓国企業が海外で収益を上げる機会にはつながらなかった。また、海外で出願されても米国・中国を中心に平均2.1カ国にだけ出願され、輸出市場の多角化に対する対応も容易ではない。

そこで、特許庁は韓国企業特許の海外市場進出活性化・多角化に向けて「海外知的財産の拡散・保護ロードマップ」を講じて海外特許確保支援を拡大している。

2. 海外特許確保の支援拡大

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シン・ヘヨン
地域産業財産課 行政事務官 ソン・オクヒョン

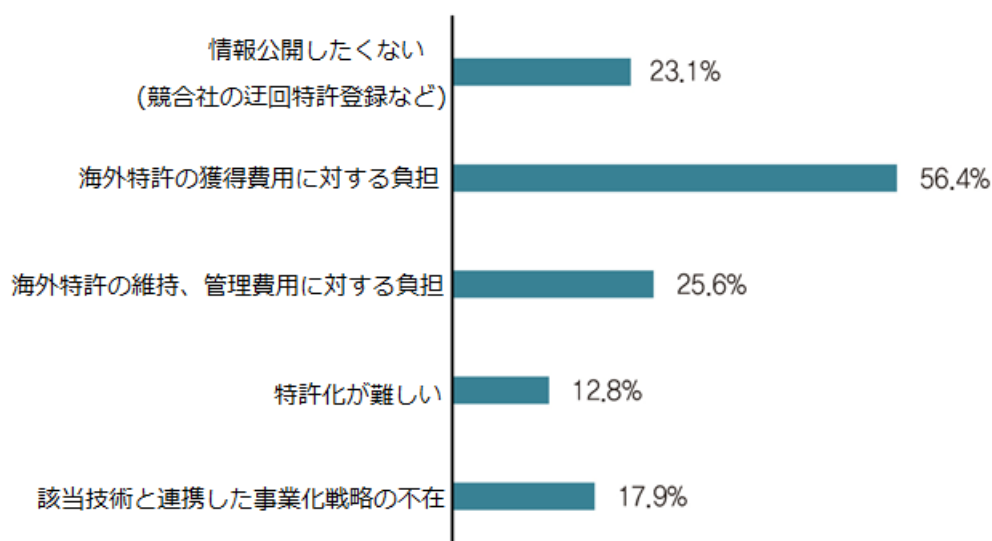
イ. 推進背景及び概要

現在世界各国はグローバル支配力を強化するため、積極的に知的財産を活用している。米・中貿易摩擦や日本の輸出規制など当面の危機は結局特許技術を武器とする技術覇権争いである。

急変しつつあるグローバル環境で韓国の技術と製品を保護するためには、海外知的財産の確保を何より優先する必要があるが、現地知的財産権の確保はまだ不十分な状況である。

その原因は韓国の中小・ベンチャー企業が優秀な特許製品を開発しているにもかかわらず、費用負担と専門性不足などで海外知的財産権の確保に容易く挑戦できなかったためである。

<図Ⅲ-2-10> 中小企業が海外出願できない理由



* 出処：韓国知的財産研究院、「技術革新型企業の海外出願戦略研究」、2017. 2.

<表Ⅲ-2-13> 中小企業の知的財産専門担当部署及び人材状況

知的財産部署		知的財産人材	
専門担当部署を保有	兼任部署を保有	専門担当人材を保有	兼任人材を保有
5.5%	40.5%	5.7%	94.1%

* 出処：特許庁、「2020年度知的財産活動実態調査」、2020.12.

そこで、特許庁は韓国企業が積極的に海外市場に進出して世界市場をリードしているよう、海外知的財産権の確保を最優先に支援した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は海外市場の進出に困っている企業を支援するため、2019年国家レベルの海外知的財産確保戦略(海外特許確保方策(2019年6月)、海外知的財産の拡散・保護ロードマップ(2019年7月))を講じ、中小・ベンチャー企業に対する海外出願費用支援及び知的財産バウチャー支給、知的財産(IP)出願支援ファンドの立上げ及び投資、知的財産共済などを推進した。

そのために海外出願支援予算*を2019年151億ウォン規模から2021年190億ウォンに増額し、海外出願支援件数も1,157件から2,336件に拡大した。

*グローバルIPスター企業、スタートアップ知的財産バウチャー、中小企業IP即時支援

<表Ⅲ-2-14>2019～2021年権利別海外出願費用支援の件数

区分	2019年	2020年	2021年
特許	710	1,589	1,626
商標	172	738	533
デザイン	275	146	177
合計	1,157	2,473	2,336

ハ. 評価及び発展方向

輸出主導型産業構造の中で韓国企業が安定的に海外に進出して市場を拡大するためには、紛争予防と競合社の市場参入を抑制する海外知的財産権の先取りが何より重要である。特許庁は韓国企業が迅速な海外知的財産権の先取りを通じてグローバル市場を開拓し、輸出を増やせるよう、海外権利化負担を緩和する政策事業を強化する予定

である。

輸出主導型産業構造の中で韓国企業が安定的に海外に進出して市場を拡大するためには、紛争予防と競合社の市場参入を抑制する海外知的財産権の先取りが何より重要である。未来技術覇権を先取りするために世界各国間の技術競争が激しくなりつつある状況の中で、特許庁は迅速な海外知的財産権の先取りを通じて韓国企業がグローバル市場を開拓し、輸出を増やせるよう、海外権利化負担を緩和する政策事業をさらに強化する予定である。

第4編 公正な知的財産保護システムの構築

第1章 国内知的財産権保護基盤の強化

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 技術書記官 チョン・イクス

1. 推進背景及び概要

技術を武器にした国家間の覇権争いが加速し、COVID-19以降保護貿易主義が拡散するにつれ、先端技術の確保と保護が国家経済安保の核心事案として浮上している。科学技術が国家経済と安保における核心軸として位置づけられたことで、技術主権確保のための国家間競争が加速化しており、技術主権確保の核心出発点である知的財産権の確保及び保護が何より重要になっている。

実際、主要国は先端技術の海外流出を国家経済及び安保の主な脅威と認識し、これを予防するための多様な政策を推進している。米国は連邦政府サイバー安保の現代化及びソフトウェア供給網の改善を主な内容とするサイバーセキュリティ強化のための大統領行政命令を6月に発動し、日本は経済安全保障担当大臣の新設、特許出願の非公開化と重要物資のサプライチェーン強化などを骨子とする経済安全保障推進法の制定を推進している。






国内の場合にも技術流出・奪取及び特許侵害捜査を専門担当する技術警察が7月に発足し、データを不正に取得・使用する行為を不正競争行為として新設して保護する内容の「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正案が11月に公表(2022年4月に施行予定)された。また、営業秘密の流出予防及び遮断を主要内容として全省庁中長期計画である「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画」を発表するなど技術の海外流出を防止するための制度改善及び法執行の強化を持続的に推進している。

このような国内の持続的な保護制度の改善努力にもかかわらず、海外での韓国の知的財産保護水準は依然として不十分であると評価されている。各国の知的財産保護水

準を示す国家別知的財産保護順位(スイス国際経営開発院(IMD))を見ると、韓国は評価対象63カ国の中で36位で前年より2段階上昇したが、香港(7位)、シンガポール(8位)、ドイツ(9位)、米国(17位)、日本(27位)、中国(35位)より依然として低い水準と評価されており、世界特許出願上位5カ国の中で最も低い順位を記録している。

世界覇権争いの中心軸が科学技術に急激に移動しているデジタルトランスフォーメーション時代において、科学技術を土台に世界経済大国トップ10に進入し、名実共に先進国に仲間入りした韓国にとって先端技術の開発及び活用の第一段階ともいえる知的財産を保護して強化することは国家繁栄のための核心価値であり、国家レベルの戦略的推進課題であることを肝に銘じる必要がある。

<図IV-1-1> 国家別知的財産権保護順位

国家					
保護順位	9位	17位	27位	35位	36位

(スイス国際経営開発院(IMD)、2021年)

2. 推進内容及び成果

韓国の知的財産保護水準を高められる法・制度の改善と政策が2021年にも推進された。

まず、国家経済と安保に脅威となるサイバーハッキング、産業スパイなどによる営業秘密の国内外流出を予防・遮断するため、韓国企業と大学などの営業秘密流出に対する事前予防活動を強化し、核心研究人材に対するインセンティブ支援と産業スパイ処罰強化など営業秘密の海外流出防止のための5カ年中長期計画と諸般政策が盛り込まれた「第1次不正競争防止及び営業秘密保護基本計画」を国家情報院、産業通商資源部、中小ベンチャー企業部など関係省庁合同で12月に発表した。「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」に基づき、5年ごとに策定・施行される法定計画であ

本基本計画には、デジタル環境の変化に対応して不正競争防止法システムを整備し、不正競争行為に対する行政調査に関する是正命令制の導入など被害救済の実効性を強化できる対策も含まれている。本5カ年基本計画を基に2022年から毎年施行計画を樹立・施行する予定である。

有名人の肖像などの無断利用を制裁し、商業的目的で生成されたデータの不正取得・使用防止のための「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」改正案が12月に公表された。

データの不正取得及び使用行為発生時、裁判所に禁止を請求することができ、損害が発生した場合は賠償請求も可能になり、特許庁に行政調査を申請して是正勧告などの救済も受けることができるようになった。特に、技術的保護措置を無力化する行為に対しては刑事処罰までも可能となる。

一方、有名人の肖像及び氏名などを無断で使用して経済的被害をもたらす行為を規律する内容も改正案に含まれている。いわゆる「パブリシティ権」を保護するための法的根拠が国内で初めて新設されるのである。米国を始めとする主要国は既に関連法令または判例を通じてパブリシティ権を保護している。改正法律は2022年から順次施行される。(データ不正取得・使用：2022.4.20.施行、有名人の肖像・氏名などの無断使用：2022.6.8.施行)

国家産業競争力の核心である主要技術の流出と侵害を防ぐための技術捜査専門担当組織が7月に新設された。模倣品取り締まり中心であった従来の産業財産調査課を技術警察課(技術主事専門担当組織、22人)、商標警察課(商標捜査専門担当組織、29人)及び不正競争調査チーム(行政調査、7人)に改編し、従来47人であった捜査官人材も58人に増員した。特に、技術流出及び侵害調査の専門性を高めるため、技術警察人材22人のうち15人を審査・審判経歴者で構成した。

国民の健康及び安定に及ぼす影響が大きい模倣品を根絶するための取り締まり活動とCOVID-19による非対面取引の増加とともに増加中のオンライン模倣品流通に対する

対応活動も強化した。2021年に模倣品事犯計557人を刑事立件し、正規品価額415億ウオンの模倣品を押収した。また、限られた捜査人材でそれに対応するには限界があったオープンマーケット及びSNSなどを通じたオンライン模倣品流通を遮断するための活動も強化した。2019年から運営中の「オンライン模倣品在宅モニタリング団」の人材を既存126人から153人に拡大して運営し、その結果2020年126,542件に対して35%増加したオンライン模倣品揭示物171,606件を取り締まり・遮断した。

特許・営業秘密・デザイン侵害と関連しては2021年に358人を立件した。特に12月には検察庁とともに韓国の主力品目の一つである半導体・ディスプレイ生産設備関連の先端技術を海外に流出しようとするグループを起訴した。2019年3月に特許・営業秘密など技術流出・侵害捜査を開始して以来、初めて産業技術・営業秘密の海外流出容疑者を立件したもので、国家技術安全保障の守り神としての有意味な成果を上げた。

アイデア奪取、商品形態模倣など不正競争行為に対する調査を通じて公正な商取引秩序の確立にも貢献した。2021年に計133件の不正競争行為が通報され、2019年66件、2020年114件に続き、制度施行以来最も多くの事件が受け付けられた。処理件数も2020年71件に対して77%が増加した126件の商品形態模倣などの不正競争行為に対する調査処理を完了するなど、公正な取引秩序の確立に向けた活動を地道に続けている。

知的財産保護に対する国民の認識を高めるための市民運動や広報活動も強化した。官民合同で模倣品の流通根絶に向けた巡回キャンペーンを開催して、国民が参加する公募展を通じてコミュニケーション型認識向上活動を展開した。

3. 評価及び発展方向

2021年は知的財産の保護強化とデジタルトランスフォーメーション時代にふさわしい公正な政策環境基盤を構築したという面で有意味な一年であった。特に、これまで関係省庁が個別に遂行してきた技術流出及び侵害予防・遮断のための政策活動を全省庁レベルの中長期共同対応計画として集大成して発表したことは韓国の技術主権の確立に向けて確固たる基盤を構築したという点で意味ある成果である。

パブリシティ権保護のための明確な根拠法令を設けたことも、文化韓流の海外拡散を知的財産を通じて促進したという点で大きな意味がある。これまで適切な補償が難しかった有名人の肖像・氏名などのパブリシティ権侵害に対する適切な経済的被害補償制度が設けられたことで、映像・芸術・スポーツなど文化産業の発展と韓流の海外拡散をより一層促進できるものと期待される。

第4次産業革命時代とデジタル時代の根幹であるデータの不正使用行為を規律し、民事的・行政的救済措置が可能になった点も未来デジタル経済の公正な使用環境作りに向けた土台を構築したという点で有意味な成果と言える。

世の中を覆した COVID-19 パンデミックは既存のグローバル化に多くの変化をもたらしている。パンデミックによって打撃を受けたグローバルサプライチェーンが簡単に回復されず、米・中貿易摩擦で浮き彫りになったグローバル化の崩壊がパンデミックをきっかけとしてさらに加速化する様子である。安定的なサプライチェーンの確保が国家経済の重要な 이슈となり、先端技術を始めとする医療・医薬産業に対する技術保護主義の流れはさらに加速化するものと予想される。このようなグローバル技術保護主義の流れで革新技術を先取りして保護することは差別化された競争力を備えるために何より重要な要素であり、先取りした革新技術を安定的に利用するための知的財産保護は企業の死活を越えて国家の命運がかかった重要な価値である。

苦勞して開発した技術とこのような技術を基に構築した産業生態系が技術流出と NPE(Non-Practicing Entity) の無差別的な特許攻撃によって毀損されず、技術開発に向けた努力に対する公正な補償を通じて、好循環の知的財産生態系作りが可能になるよう、知的財産の実効性ある保護のための努力を続けていかなければならない。また、デジタルトランスフォーメーション時代において AI、メタバース、NFT などデジタル新技術に対するグローバル競争力を続けていくためには、これら新技術の安定的な活用に向けた知的財産保護策も構築していかなければならない。

このような内外の環境変化に対応した政策基調により 2022 年には侵害者に証拠が偏在するため、侵害立証と損害賠償額の算定が難しい知的財産訴訟の問題を解決できるよう、韓国型証拠収集制度の制定を積極的に推進していく予定である。また、技術警察の捜査範囲を技術流出犯罪全般に拡大し、韓国企業に対する海外特許紛争の全周期に対する支援を強化していく予定である。

第2節 中小企業のアイデア・技術の保護強化

1. パブリシティ権保護のための国内初の明文規定の新設

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業事務官 イ・チャンナム

イ. 推進背景及び概要

最近、イカゲーム、BTSなど韓流の影響力が急速に拡大されつつあり、こうしたコンテンツを活用した製品とサービスも多様化しつつある。同時に、有名人の肖像・氏名などを無断で使用した不法製品やサービスが後を絶たないことも現状である。

このような不法行為によって被害を被った企業は損害賠償のための訴訟を提起し、いわゆる「パブリシティ権侵害」を主張してきた。しかし、これまで韓国では「パブリシティ権」に対する法的根拠が不十分であるという理由で、財産的損失に対しては適切な保護が行われていない限界があった。

憲法、民法に基づいてこのような不法行為を一部制裁できたが、これは有名人の氏名・肖像の無断使用行為に対する精神的な被害に対する保護であるため、実際に発生した被害よりはるかに少ない金額だけを賠償してもらうことになるケースが頻繁に発生した。

このように財産的被害に対する適切な保護が行われず、国内エンターテインメント産業従事者たちが長期間にわたって投資した努力や費用に対してまともな補償を受けることができず、関連業界では速やかな立法を通じてエンターテインメント事業を保護しなければならないという声があった。

有名人の肖像・氏名などが持つ顧客吸引力は有名人及び関連業界が相当な費用や努力を投じた結果として得られた成果であるためである。このような成果にただ乗りしようとする行為を適切に規制することで、エンターテインメント業界の成果を保護し、

優秀な品質を期待して製品やサービスを購入する消費者を保護する必要があるという趣旨である。

そこで、特許庁は国内のエンターテインメント産業の努力や成果を保護するため、パブリシティ権保護制度の導入を推進した。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁はイ・チョルギユ国会議員(国民の力)との協力の下で、有名人の肖像・氏名などに対して正当な代価を支払わずに無断で使用する行為、すなわちパブリシティ権侵害行為を「不正競争行為」と規定する「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律(以下不正競争防止法)」改正案の制定を推進した。

レコード流通業界、芸能事務所、放送・出版業界などと数回懇談会を行い、学界・法曹界の専門家たちとの検討会議を経て、他法との衝突や重複規制がないよう改正案を設計し、その結果2021年2月にイ・チョルギユ議員が改正案を代表発議することになった。

一方、文化体育観光部も2021年1月ト・ジョンファン議員が代表発議した「著作権法全部改正案」を通じて肖像・氏名などを商業的に利用できる権利である「肖像など財産権」を新設する立法を推進し始めた。有名人の肖像・氏名などを保護するための内容を扱う複数の法案が国会に提出されたのである。文化体育観光部は不正競争防止法一部改正案が著作権法全部改正案と同時に国会で議論されなければならないという意見を国会に提示した。

両省庁が立法方向について数回議論したが、適切な妥協案を作り出すのが難しい限界があった。

結局、特許庁は不正競争防止法一部改正案が先に通っても著作権法全部改正案と法律上衝突問題がなく、また当時産業通商資源委員会で代案として併合されたデータ保

護規定関連不正競争防止法の施行が急がれる状況であるため、不正競争防止法一部改正案の通過を優先的に処理する必要があるという主張を国会に提示した。

その結果、国会法制司法委員会が不正競争防止法一部改正案を特別な反対意見なしに通過させることになった。同法案は2021年11月国会本会議を通過し、2022年6月8日に施行される。

ハ．評価及び発展方向

今回の改正はパブリシティ権保護のための国内初の明文規定が制定されたもので、有名人の肖像・氏名などの財産的価値に対する適切な保護に向けた第一歩と言える。

これまでパブリシティ権を保護するために肖像・氏名に独自の権利を付与して保護しようとする立法要請が2005年から着実に提起されてきたにもかかわらず、表現の自由、商標権など他権利との衝突可能性などにより法制化には至らなかった。今回の改正はパブリシティ権に対して別途の「権利」を付与するこれまでの観点から脱し、これを無断で使用して他人の経済的利益を侵害する「行為」を規制する方式で保護することであり、副作用を最小化できる立法という点で意味がある。

今後、エンターテインメント業界などが投じた努力や費用に対して正当な補償が受けられるようになると期待される。改正法によれば、有名人の肖像・氏名などを無断で使用して経済的被害をもたらす場合、裁判所に禁止を請求することができ、損害賠償の要請が可能となる。特に、訴訟が負担になる中小業界では特許庁に行政調査を申請し、是正勧告など行政救済措置を要請することができる。

改正法の施行により、有名人及び業界が投資した努力や費用に対する正当な補償が行われる健全な取引秩序が構築されることを期待する。正当な補償を基に、新しい投資の活性化につながり、これが再びエンターテインメント業界の発展につながる好循環が自然に行われると見られる。

2. データの不正取得・使用行為防止のための不正競争防止法の改正

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 工業事務官 イ・チャンナム

イ. 推進背景及び概要

デジタル時代の根幹であるデータの重要性が日増しに高まっている。データがいわゆる金融資本に匹敵する「必須資本」として認識され、良質のデータを多く確保して活用することが国家と企業の競争力を決めている。

データは個別データ自体よりデータ間の結合によって価値が大きくなる特徴を持っている。したがって、データの活用を促進するためには、構築されたデータが自由に利用・流通できる環境を整えることが必須である。

しかし、これまでの法システムではデータの構築及び保存のために投じた努力と費用が正当な代価を受け取ることができるかどうか不確実であった。データに対する保護空白があったためである。

既存の法システムでは非公開データは不正競争防止法上「営業秘密」として保護を受けることができ、公開データの中で素材が体系的に配列・構成された定型データの場合、著作権法により「データベース」として保護されることができる。

但し、大部分のデータは素材が体系的に配列・構成されていない「非定型データ」の形で存在しているが、これに対する明示的な保護規定がなく企業は契約に依存せざるを得ない状況であった。そこで企業はデータを非公開にしたり、厳しい契約条件に従って取引するしかなく、その結果データ取引市場が活性化されないという問題があった。

一方、データ保有者に対して特許権のように独占・排他的権利を付与する場合にも問題が発生する可能性がある。データはその形態を明確に特定することが難しく、権

利範囲が不明確であるが、そのようなデータを過剰に強い権利で保護する場合、権利侵害に対する懸念のためにむしろデータの利用・流通が阻害され、関連産業の発展を阻害する副作用が発生する恐れがあるためである。

特許庁はこれらの点を全て考慮してデータの利用・流通を阻害しない水準で価値あるデータを合理的に保護できるよう不正競争防止法の改正を推進した。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は過去の不正競争防止法の補充的一般条項が適用された判例に着眼し、キム・ギョンマン議員室と不正競争防止法改正案の準備を進めた。

それによって、キム・ギョンマン議員がデータ不正使用行為を不正競争行為の一類型として追加する不正競争防止法改正案を代表発議(2021年1月)した。

一方、他省庁でも同時期にデータ保護の重要性について認識し、関連法律の制定・改正を進めていた。代表的に2020年12月にチョ・スンレ議員が代表発議した「データ基本法案」があった。データ基本法でもデータ保護に関して不正競争防止法の法理を適用していたため、法案間の関係を整理し、重複規制にならないようにする必要があった。

特許庁は知的財産委員会AI特別委員会、第4次産業革命委員会ハッカソン会議などを通じて、関係省庁、産業界、法曹界、学界、市民団体などが参加した中で、多様な意見を提示・討論し、意見を聞く場を設けた。

このような過程を経て、科学技術情報通信部は「データ産業振興及び利用促進に関する基本法」(以下「データ基本法」という)でデータ保護の一般原則を規定し、具体的なデータ不正使用行為の内容と救済手段などについては不正競争防止法に委任することにした。

不正競争防止法上、具体的な保護対象となるデータは△特定対象との取引のためのものであること、△電子的に管理されること、△相当量が蓄積されて経済的価値を有すること、△公開を前提とすることなどの要件を備えたものに限る。保護対象が広範囲であれば、むしろ過剰な規制となり、関連産業の発展を阻害しかねないという業界の意見を反映したものであった。

一方、データ保護のための不正競争防止法の一部改正案はパブリシティ権保護規定を扱う不正競争防止法の一部改正案と同日に産業委で法案審査を受け、それによって委員長代案として併合されて法工委審査を受けることになった。その結果、パブリシティ権保護規定とデータ保護規定に対する不正競争防止法の一部改正案は同日に法工委、国会本会議及び国務会議を通過して公布された(2021.12.7.)。

ハ. 評価及び発展方向

本改正案はこれまでの法システムで空白領域として残っていた非定型データに対する保護システムを構築し、特許庁の業務領域をデータ保護領域まで広げた点で意味がある。

改正不正競争防止法は2022年4月20日より「データ産業振興及び利用促進に関する基本法(データ産業法)」とともに施行された。改正法の施行で価値のあるデータを不正取得使用する行為に対して損害賠償請求訴訟及び特許庁行政調査などを通じて救済を受けることができるようになる。

価値のあるデータが「適正価格で」取引できる環境が整えられ、国内データ取引市場がより一層活性化され、韓国企業がデータを活用することでデジタル時代の覇権競争でリードを取っていくことを期待する。

3. 特許訴訟における証拠立証負担緩和のための証拠収集制度の導入推進

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政事務官 イ・チャンナム

イ. 推進背景及び概要

特許権侵害訴訟で侵害及び損害額立証に必要な証拠を侵害者が保有しているため、権利者は侵害などを立証するのに深刻な困難を経験している。これと関連して特許庁が調査したところによれば、特許侵害訴訟経験のある企業の80%以上が訴訟前・後の証拠収集に困った経験があり、これを改善するための強い証拠収集制度が必要であると回答(2020年1月、特許庁アンケート調査)した。

特許法には既に民事訴訟法より制裁効が強化された資料提出命令制度が導入されたが(2016年)、裁判所実務上活発に利用されていないのが現状である。その理由は資料提出を強制したり提出された資料の真偽または毀損有無を確認するための手段が不足し、そのために申請人が証明しようとする事実を真実と認定できるようにした制裁効を発動することに限界が発生するのである。

一方、特許侵害による紛争が発生した場合、企業の立場では紛争を早期に解決して企業経営のリスクを減らすことが何より重要である。このように紛争を早期に解決するためには訴訟上の有利・不利を予測できなければならない。そのためには、訴訟に必要な侵害立証または損害額の算定に必要な証拠を互いに確認することができなければならない。米国の場合にはディスカバリーという制度を通じて両当事者が保有している資料を広範囲に確認することができる。ドイツの場合も裁判所が指定した専門家が侵害現場に出入りして必要な証拠を調査することができる。日本もドイツの制度を参考にして、専門家による事実調査制度を運営している。このように世界主要国は特許侵害訴訟で容易に証拠収集ができるよう多様な制度を運営している。

そこで、特許庁は特許侵害訴訟における現在より容易な証拠収集制度の導入に向けて取り組んでいる。

ロ. 推進内容及び成果

現在の特許侵害訴訟における証拠収集の限界を改善するため、特許法一部改正法律案が発議(キム・ジョンホ議員代表発議2020年8月、イ・スジン議員代表発議2020年9月、イ・ジュファン議員代表発議2021年2月)された。主な内容としては侵害の立証に必要な資料を毀損しないよう資料の保全を命令し、ドイツと日本の制度を参考にして専門家による事実調査を導入し、当事者が法廷外で証人尋問ができるようにすることで、現行制度の不備を改善しようとする趣旨である。

特許事件の場合、専門家でなければ特許技術に対する判断が難しい場合が多い。そのため、専門家による調査が必要である。そして、裁判官が直接現場に出向いて検証を行うことには時間的・空間的な限界もあるため、これを効果的に改善する必要もある。そこで、特許庁は特許権侵害が発生した場合、裁判官が指定した専門家が被申請人の工場、営業場所に立ち入って必要な証拠調査を行い、関連調査報告書を作成して裁判所に提出できるよう、専門家による事実調査制度を導入しようとしている。裁判所は調査を開始する場合、侵害の可能性、調査の必要性、相手方の負担が少ないことを要する比例性などの要件を満たさなければならない。専門家は調査過程で被調査者の主要情報を知ることができるため、調査過程で知り得た秘密は漏らさないことが義務付けられた。逆に、調査を受ける被調査者は調査に誠実に協力しなければならず、調査を拒否したり妨害した場合、過料が賦課され、裁判で不利益を被る可能性がある。

一方、資料提出命令の実効性を高めるために資料を特定するための資料目録提出制度、訴訟上の主要な証拠が毀損されることを防ぐために資料保全命令制度も導入する。命令に違反する場合、裁判所が資料保全を申請した当事者の主張を真実と認定できる制裁効が適用される。

また、提出された資料の真偽を当事者が効率的に確認できるように、米国の証言録音(Deposition)手続きを参考にして設計した、当事者間証人尋問手続きも導入する。現行の訴訟システムでは裁判官の負担などで証人尋問の円滑な採択及び進行が難しいため、裁判官なしで裁判所以外の場所で、裁判所職員が主宰して当事者たちが証人尋問を行い、その調書を裁判所が証拠として活用するようにする制度である。

特許庁では法案発議以後2年近い時間にかけて、企業、協会・団体、法務部、裁判所行政処など特許訴訟と関連がありそうな利害関係機関を対象に説明会、懇談会などを計70回余り開催し、十分な意見を集めた。韓国環境に適した制度が導入され、副作用が最小化できるように、業界意見を反映した修正案の作成に取り組んでいる。

ハ. 評価及び発展方向

特許権のような知的財産を保護することは、単に技術を保護することではなく、国家経済発展の礎石を築くことである。韓国特許法は懲罰賠償制度、基本損害額算定方式の改善、特許権者の立証責任緩和などの制度が導入されるなど、韓国の知的財産権保護制度発展のために進化し続けている。しかし、韓国の知的財産権保護水準は依然として低い。前述したように、スイス国際経営開発院(IMD)が毎年施行している国家競争力調査で63カ国の中で36位(2021年)を占めた。

特許庁はドイツ、日本で施行されている制度を参考にして、韓国の実情に適した低コスト、高効率の証拠収集制度を導入しようとしている。これを通じて現在より証拠収集が容易になれば、現在導入された1倍損害額算定方式と3倍賠償制度の効果が倍増すると見られる。これを通じて韓国企業の知識財産が適正価格がもらえることになれば、知的財産を根幹とした技術取引と技術金融が発展すると見られる。そうなれば、企業は技術開発活動をダイナミックに展開することができ、技術革新は自然に行われると見られる。

4. 紛争調停など代替的紛争解決制度の活性化の推進

産業財産保護協力局 産業財産紛争対応課 行政主事補 ビョン・ジヒョン

イ. 推進背景

最近知的財産権の出願・登録が増加し、産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)の重要性が増していることから、それに伴って紛争件数も増加している。

訴訟を通じた産業財産権紛争は解決過程が複雑で、莫大な時間と費用が発生するため、個人発明家、零細企業及び中小企業などはその解決に頭を抱えている。特許庁の調査によれば、産業財産権侵害紛争が発生すると平均5,800万ウォンの対応費用と40カ月の期間がかかるという。経済的に余裕のない零細企業に産業財産権紛争は負担にならざるを得ないのが現状である。

そこで、産業財産権専門機関である特許庁は産業財産権紛争によって発生する国民の悩みを解消し、不必要な社会的費用を節減するため、1995年から産業財産権紛争調停委員会を設置・運営して関連紛争を低費用・短期間で解決できるようにサポートしている。

ロ. 推進内容

1) 産業財産権紛争調停委員会の運営

特許庁は産業財産権紛争を速やかに解決するため、産業財産権紛争調停委員会を設置して1995年から運営している。産業財産権紛争調停委員会は専門分野によって調停委員が構成されているが、基本的に3カ月内に手続きが終了するため、関連紛争を審判や訴訟を通じて解決するより迅速に解決できるメリットがある。調停が成立する場合、調停調書を作成することになるが、調停調書は裁判所の確定判決と同じ裁判上和解の効力を持つ。最近紛争調停制度に対する関心が高まり、需要も毎年増加している。2015年からは検察庁が捜査している事件の中で調停可能な事件を特許庁産業財産権紛争調停委員会に回付して処理する知的財産権検察事件－紛争調停連携制度も推進しており、紛争調停制度は持続的に活性化されている。

産業財産権紛争調停委員会の調停対象は産業財産権(特許権、実用新案権、商標権、デザイン権)、職務発明、営業秘密及び不正競争行為と関連する紛争であり、これと関連して利害関係のある者は誰でも申請可能である。

＜表IV-1-1＞産業財産権紛争調停委員会の処理件数

区分	1995 ～ 2000	2001 ～ 2005	2006 ～ 2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	計
申請	46	33	21	2	2	3	11	17	47	57	53	45	70	83	490

また、2021年11月から発明振興法、特許法、デザイン保護法の改正を通じて特許審判院との審判事件－紛争調停連携制度を施行するなど多様な制度改善を通じて紛争調停活性化の基盤を整えた。

2) 産業財産権紛争調停委員会事務局の設置及び調停制度の広報

特許庁は韓国知的財産保護院に産業財産権紛争調停委員会事務局を新設(2017年)し、産業財産権紛争相談、申請事件の受付、紛争調停制度の広報などを推進している。産業財産権、職務発明、営業秘密、不正競争行為と関連する紛争発生の際に事務局を通じて相談することができる。調停制度の利用を希望する場合はホームページ(<http://www.koipa.re.kr>)を通じて申請書をダウンロードして作成した後、ホームページまたは委員会の代表メールアドレス(ip.adr@korea.kr)を通じて申請できる。

産業財産権紛争調停委員会事務局は紛争調停制度の活性化のために多様な広報活動を展開している。地下鉄を活用した広報動画の送付、ラジオ広告コンテンツの送付、SNS及びポータルサイトなどオンラインを活用した広報、関係機関との協力を通じた制度説明会の開催など多くの国民が紛争調停制度を活用できるように広報活動を展開している。

ハ. 評価及び発展方向

産業財産権紛争調停委員会は設立以後490件の産業財産権紛争事件を処理し、2021年には83件の事件を処理し、46%の調停成功率を記録した。これは民事本案事件の調停成功率である33.3%より高い数値で、産業財産権紛争調停委員会が産業財産権分野の紛争解決に貢献していると評価できる。

第4次産業革命によって特許を始めとする産業財産権は重要なキーワードとして取り上げられている。将来産業財産権の保護はさらに重要になり、産業財産権保護のための紛争もまた持続的に増えると予想される。したがって、紛争を迅速に解決できる代替的紛争調停制度の重要性と利用率は益々高くなる見込みである。このような流れに歩調を合わせて、特許庁は産業財産権紛争調停委員会の調停委員を増員し、特許審判院・検察庁との紛争調停連携制度を強化するなど産業財産権紛争調停制度の活性化及び産業財産権紛争調停委員会の専門性を高める必要がある。

5. 営業秘密保護支援の強化

産業財産保護協力局 産業財産紛争対応課 行政事務官 ホン・ヘジョン

イ. 推進背景及び概要

技術及び知識が無限競争時代の核心的な生産要素として登場したことで、知的財産管理の重要性も増しているが、連日営業秘密や技術・アイデア奪取と関連する事件・事故が続けてマスコミを通じて報じられている。特許庁が2013年と2016年の2回にわたって実施した営業秘密被侵害実態調査の結果によれば、営業秘密流出を経験した企業の比率は9.4%から14%に増加しているが、営業秘密流出の時に何の対応もしていないと答えた企業の比率は31.1%から41.9%に増加し、国内企業の営業秘密流出紛争対応能力は依然として不十分であることがわかった。新しいアイデアや技術を活用して市場で競争力を確保するためには、新しい技術を創り出すことと同様に外部に流出しないように企業の秘密を保護することが重要であるが、企業の営業秘密保護に対する認識度及び管理能力は極めて不十分な水準であり、これに対する対策が求められている。

そこで、特許庁は2012年に営業秘密保護センター(www.tradesecret.or.kr)を開所し、教育・相談・コンサルティング・広報など営業秘密保護基盤構築事業を遂行することで、韓国企業の営業秘密管理能力を強化し、保護の必要性を高める努力を傾けて

いる。

<表Ⅳ-1-2>技術流出の状況

(出処：大検察庁統計年報)

区分	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020
処理件数(件)	412	467	528	403	449	481	495
人数(人)	972	1,129	1,125	791	970	986	1,033

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2021年に大学・研究所、中小企業など相対的に保護認識・システムが脆弱な機関の営業秘密保護基盤作りのために支援事業を強化し、共存協力とオンライン教育・広報推進など営業秘密保護認識文化の拡散に努めた。

営業秘密流出被害に遭っても専門人材と装備がなく、訴訟に必要な証拠を自ら確保することに相当な困難を覚えている中小企業が、営業秘密流出の証拠を確保して民事・刑事訴訟に活用できるよう、被害企業のコンピュータ、携帯電話など情報機器に対するデジタルフォレンジック支援事業を新しく導入した。また、営業秘密管理のための独自システムを構築できなかった企業に最小限の費用と人材で営業秘密が管理できるように営業秘密管理システムを普及し、営業秘密流出の時に「秘密管理性」の立証資料として活用できるよう支援するとともに、営業秘密流出に効果的な法的対応ができるように営業秘密専門弁護士を通じた法律諮問サービスを支援した。

営業秘密管理の重要性に対する認識を強化するため、これまでは訪問教育、地方所在企業密集地域を対象とした地域説明会などを実施していたが、COVID-19の長期化によってオンラインセミナー、教育動画、営業秘密の主要判例映像などオンラインでの教育・広報方式に切り換え、企業が内部教育資料として活用できるようにすることでアクセシビリティを高め、参加を拡大した。バスシェルター、NAVERモバイルバナー広告など媒体広告及び原本証明サービスクイズなど国民参加イベントを実施し、営業秘密管理の重要性に対する認識を高めるために努力した。

同時に、アドバンスド・コンサルティングを受けた企業の中から改善度と参加度の高い優秀企業を発掘して広報にも活用し、中小企業研究院など企業協会及び関係機関と協力して企業経営における営業秘密保護の重要性と支援事業の広報効果を高めた。

また、営業秘密保護に対する認識を改善し、保護文化を広めるため、大企業(POSC0)・協力企業間の営業秘密保護業務協約を締結し、協力企業を対象に営業秘密管理システムの構築を支援することで、営業秘密保護文化の定着と共存文化の形成に貢献した。

その他にも手軽に営業秘密文書のランク付けを行うための自己確認サービスを構築・普及しており、取引段階別・対象別に活用できる契約書・秘密保持誓約書、営業秘密管理規程など標準書式を提供した。

<表IV-1-3>2021年度営業秘密保護支援事業の実績

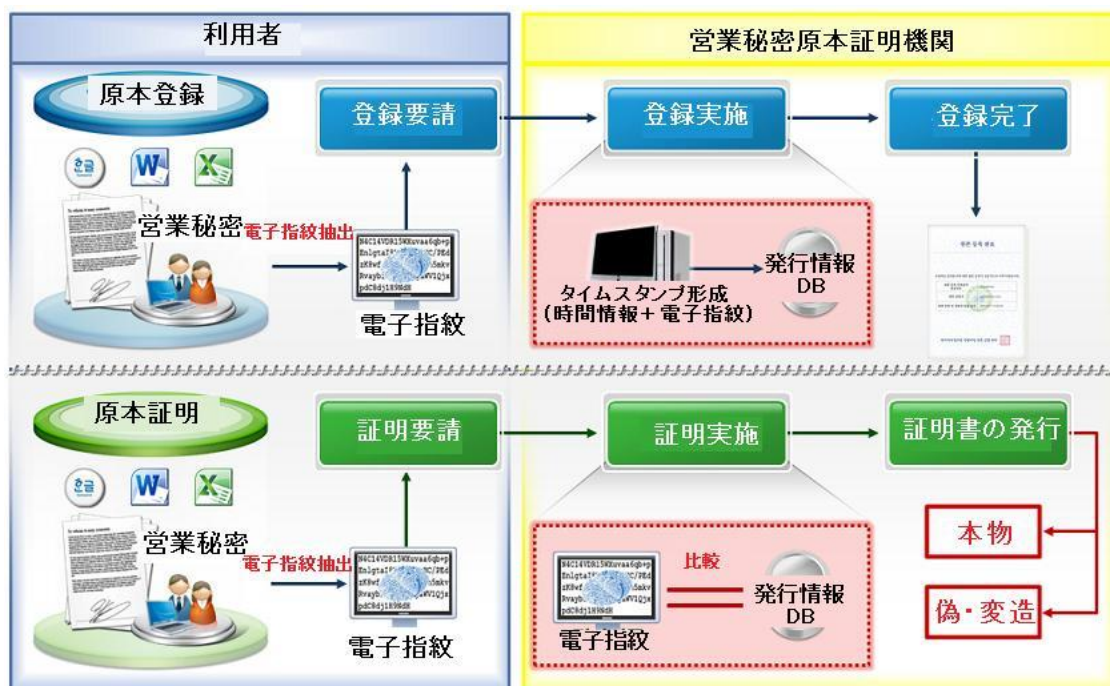
年度	営業秘密保護コンサルティング		管理システムの普及	流出紛争 法律諮問	デジタルフォ レンジック支 援	教育・説明会など
	診断	アドバンスド				
2021年	107社	60社	100社	30社	96件	24回
2020年	130社	50社	101社	30社	-	15回
2019年	101社	-	101社	30社	-	99回
2018年	71社	-	108社	22社	-	86回
2017年	123社	-	120社	22社	-	93回

<図IV-1-2>営業秘密保護コンサルティング改善率及び営業秘密管理システム



それだけでなく特許庁は営業秘密侵害訴訟における営業秘密保有事実に対する立証負担を緩和するため、2010年度から電子文書から抽出した固有識別値と公認認証機関の時間情報を合わせてタイムスタンプを生成し、これを原本証明機関に登録することで当該電子文書の存在及び保有時点が立証できる制度である原本証明サービスを運営している。2015年1月には原本として登録された情報に対して原本証明書を発行する場合、当該情報の保有事実に対する推定効を持つという法的根拠を設けることで既存制度の不備な点を補完し、韓国知的財産保護院を原本証明機関として指定した。2021年基準で原本証明サービスの累積利用件数は175,531件で、原本登録の法的効力とともにアイデア公募展において出品作のアイデア保護手段として活用されるなど、今後その利用がさらに活性化すると期待される。

<図IV-1-3> 営業秘密原本証明制度



ハ. 評価及び発展方向

中小企業の技術奪取が社会問題として台頭したことで、産業通商資源部、中企ベンチャー企業部、検察・警察、公正取引委員会、特許庁など6省庁が合同で中小企業技術奪取根絶対策を発表した。その後、営業秘密保護政策の所管省庁である特許庁は営

業秘密侵害が故意である場合は3倍以内で損害賠償額を賦課する3倍賠償制度を導入し、営業秘密の認定要件である「秘密管理性」要件を緩和するなど経済的弱者の営業秘密保護の実効性を高めるための制度的装置を整備した。また、無断流出及び返還拒否など立法の死角で発生していた侵害行為に対して刑事処罰できるように不正競争防止法を改正した。その結果、営業秘密管理システムの不備によって営業秘密性が認められなかった中小企業など経済的弱者の営業秘密保護にも大きく貢献できると予想される。

特に、グローバル技術覇権争いの激化に伴い、2022年から効果的な営業秘密・技術保護戦略を普及するための支援事業を新設・強化していく計画である。

韓国企業・機関は特許に偏った知的財産保護を中心としていて、技術革新成果の効果的な保護強化に限界があるため、特許と営業秘密保護制度の戦略的活用に向けた知的財産ミックス戦略を策定・普及する計画である。また、第4次産業革命基盤技術に対する営業秘密・技術保護支援のためにデータ保有企業を対象に営業秘密保護基礎コンサルティングを提供し、管理システムの構築及び原本証明サービスの利用を支援する。大学・公共研究機関の研究成果に対する保護認識・システムを改善するために、研究員を対象にする営業秘密保護教育を強化し、研究人材の離職による流出予防レベルでデジタル証拠保存を支援する計画である。

6. 社会的弱者のための公益弁理サービス支援

産業財産保護協力局 産業財産紛争対応課 工業主事 コ・ガンヒ

イ. 推進背景及び概要

知的財産権出願を通じて権利確保を推進したり、権利に対する侵害紛争が発生した時、専門家である弁理士の助けがあると、解決の糸口を見つけやすい。しかし、経済的に困っている国民基礎生活受給者、障害者、国家功労者、学生、小企業など社会的弱者は知的財産権に関する知識が不足しているにもかかわらず、弁理サービスの利用費用が負担になり、一人で出願したり、紛争発生時に簡単に本人の主張を放棄するな

ど法の保護を十分に受けられないケースが発生している。

したがって、特許庁は2005年4月から公益弁理士特許相談センターを運営し、彼らの知的財産権を創出・保護するため、権利確保から紛争対応に至る全過程を支援することで社会的公平性を高めるように取り組んでいる。

計12人(2021年12月基準)の公益弁理士が知的財産権関連相談、明細書など出願・審判関連書類作成支援、産業財産権関連説明会、審判・審決取消訴訟代理及び紛争法律諮問などの業務を遂行している。

<表Ⅳ-1-4>2021年公益弁理士特許相談センターの支援類型別支援内容

支援類型		支援内容
知財権相談		オンライン、電話、来訪及び地域巡回など様々な相談窓口を通じて知財権出願、紛争、審査、支援事業内容などに対して専門人材である公益弁理士が相談
知財権出願など書類作成支援		明細書、図面など新規出願書類、意見書、補正書など中間書類、拒絶決定不服審判関連審判請求書などを作成支援
知財権紛争	審判及び審決取消訴訟	審判(権利範囲確認審判、無効審判、訂正審判、商標登録の取消審判)及び審決取消訴訟を公益弁理士が代理して審判・訴訟を行う
	民事訴訟	大企業、中堅企業またはこれに準ずる外国人が投資した国内法人によって知財権を侵害された場合、1件当たり1,000万ウォン以下費用支援
	法律諮問	知財権の保有・管理状況などの分析を通じて紛争発生を事前に予防し、紛争が発生した場合は状況別カスタマイズ型対応戦略を策定支援

ロ. 推進内容及び成果

公益弁理士特許相談センターの相談実績は特許庁顧客相談センター(☎1544-8080)及び政府統合コールセンター(☎110)との業務協力で重複業務が調整され、2015年16,041件から2016年11,783件へと大幅に減少し、最近3年間はCOVID-19パンデミックにより来訪相談の減少などで小幅縮小され、2021年10,046件を支援した。

知財権出願に対する書類作成支援の場合、図面作成支援の継続的な増加とともに、2021年から他人が不正な目的で商標出願時の対応手段として活用される「情報提出書」を支援対象書類に追加したことで、支援件数が2019年489件、2020年560件、2021年606件と、最近3年間増加傾向にある。

<表IV-1-5> 年度別相談、書類作成支援の実績(支援類型別)

(単位：件)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
知財権相談	10,319	16,304	18,828	16,041	11,783	12,360	11,605	11,256	10,991	10,046
書類作成	801	700	860	895	491	383	475	489	560	606

知的財産権紛争に対する支援は代理人費用だけを支援していた既存事業方式を改編し、2011年からは審判・審決取消訴訟の場合、公益弁理士が直接事件を代理している。

2016年からは審判・審決取消訴訟代理により一層力を注ぎ、支援実績が2015年53件から2016年109件に大幅増加し、2017年には権利者の権利濫用から社会的弱者を保護するために非権利者の商標・デザイン権利範囲確認審判にまで支援を拡大するなどの努力を重ねた結果、2021年には135件を支援した。

このように毎年着実に増加した審判・審決取消訴訟代理サービスを同数の専門人材で処理しなければならないなど品質維持が困難な状況であったが、2021年支援事件の勝訴率が93.1%(2021年12月基準、係留中の事件を除く)を達成し、実効性のある審判・訴訟支援を続けている。

<表IV-1-6> 年度別審判・訴訟支援実績(支援類型別)

(単位：件)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
審判及び審決取消訴訟	29	14	32	53	109	120	136	134	140	135
民事訴訟	21	17	28	29	34	5	2	2	2	3

また、公益弁理士特許相談センターは社会的弱者に対する無料弁理サービス支援を拡大するために取り組んだ。2018年には支援対象に青年創業者、予備青年創業者、一人親家族及び国際結婚家族を含め、知的財産権保護の死角を解消し、2018年には創造経済革新センター、韓国社会的企業振興院など関連機関との業務協力を通じてスタートアップ、障害者企業などを対象に事業説明会を開催(8回)し、公共交通機関などを通じて支援事業を広報し、支援需要を積極的に発掘した。

ハ. 評価及び発展方向

韓国知的財産保護協会が大韓弁理士会から公益弁理士特許相談センターの移管を受けて運営し始めた2009年以来、知財権相談15万件余り、知財権出願書類作成8000件余り、審判・訴訟1500件余りを支援し、社会的弱者が知財権分野において法の保護を受けられるように努めた。

また、社会的弱者が支援対象から外れないよう支援対象者を拡大する一方、支援内容と運営手続きを補完して支援効率性を高めた。

今後も経済的・社会的格差により正当な権利を諦めることがないよう、社会的弱者に対する知的財産法律構造へのアクセシビリティを高めていく必要がある。

第3節 知的財産保護執行力の強化及び認識の向上

1. 商標特別司法警察を通じた知的財産保護執行の強化

産業財産保護協力局 商標特別司法警察課 行政事務官 ハ・ジョンヒョク

イ. 推進背景

最近国内オンラインショップの取引額が増加したことで、オンラインサービスプラットフォーム(OSP)、ポータルサイト、SNSなどを通じた模倣品の流通・販売も急増している。特に、SNSは個人間のコミュニケーション手段として販売者追跡が難しいという点を利用して模倣品販売に利用されるなど、模倣品の流通・販売が隠密化・知能化している。

そこで、特許庁は模倣品取り締まりのため、2010年9月「商標権特別司法警察隊」を発足させ、3カ所の地域事務所(大田、ソウル、釜山)に捜査官を配置し、模倣品事犯に対する取り締まりを実行してきた。2021年7月には職制改正を通じて商標特別司法警察課に組織を拡大改編したことで、模倣品の取り締まりを強化した。

ロ. 推進内容及び成果

商標特別司法警察は2021年の1年間、商標侵害事件に対する強力な取り締まりで企業の商標権保護及び消費者保護のために重要な役割を果たした。

まず、模倣品取り締まりのためにオンライン及びオフライン市場に対する全方位的な捜査を通じて557人を刑事立件し、模倣品約7.8万点余りを押収するなど所期の成果を上げた。特に、国民生活と密接な関係にある日常生活用品(タンブラー、マグカップなど)に対する企画捜査を通じて約4.8万点余りの模倣品を押収し、消費者の被害を予防した。また、LG、現代、ジェントルモンスターなど国内企業の登録商標に対する積極的な取り締まりを実施して11人を刑事立件し、模倣品290点を押収するなど韓国

企業の被害予防に寄与した。

そして、消費者が模倣品に接することがないように模倣品販売掲示物を迅速に遮断し、消費者被害に対する救済策の導入を推進した。オンライン模倣品在宅モニタリング団を運営し、オンラインサービスプラットフォーム、ポータルサイト、SNSなど模倣品流通掲示物171,606件を削除して消費者が模倣品に接することを先立って遮断した。同時に、商標権者と協力して模倣品無料鑑定ブランドを拡大(119→137個)し、オンラインサービスプラットフォーム業者の模倣品被害補償制の導入を誘導し、オンラインプラットフォーム業者などに商標侵害防止責任を賦課する法案を推進した。

今後も模倣品のオンライン流通による消費者被害を予防するため、積極的に対応していく予定である。

<表Ⅳ-1-7> 模倣品取締の状況

		2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
刑事 立件	人数 (人)	45	139	302	376	430	378	351	362	361	376	617	557	4,294
	押収 (点)	28,629	28,589	131,599	822,370	1,114,192	1,197,662	584,094	691,630	542,505	6,269,797	720,471	78,061	12,209,599

*特別司法警察権の導入(2010.9.)以後の実績

特に、最近急増しているオンライン上の模倣品流通に注目して捜査力を集中してきた中で、国民の日常生活用品であるタンブラー・マグカップなどを偽造して流通してきたグループを検挙する成果を上げた。オンラインサービスプラットフォームでスターバックスのタンブラー・マグカップ模倣品が流通しているという通報を受け、特許庁商標特別司法警察が米国の国土安保捜査局、商標権者とともに現場取り締まりを実施したのである。その結果、スターバックスのタンブラー・マグカップ模倣品をオンラインサービスプラットフォームで流通した販売業者を現場で摘発し、彼らが販売するために保管していた商標権侵害物品33,542点を押収した。押収した模倣品の規模を正規品価額に換算すると約16億ウォンに達する。

<図IV-1-4> 模倣品取締りの現場

スターバックスのタンブラー・マグカップ模倣品販売に対する取り締まり



ハ. 評価及び発展方向

特許庁商標特別司法警察は2010年発足以後、11年間5万7千件余りの事件を処理し、商標権侵害事犯4,200人余りを刑事立件すると同時に、模倣品1,200万点余りを押収したことで、名実ともに知的財産の守り人として位置づけられた。

今後も商標特別司法警察はオン・オフラインを問わず出回っている模倣品を一掃するため、常習的な製造・流通業者及び模倣品流通頻発地域に対する集中取り締まりだけでなくマスク、タンブラーなど国民の生命と健康を脅かす日常生活用品模倣品事犯などに対する企画捜査を強化する予定である。

また、オンラインサービスプラットフォーム、ポータルサイト、SNSなどオンライン上で流通する模倣品問題を解決するため、2019年から運営中の「オンライン模倣品在宅モニタリング団」を2021年に拡大運営し、模倣品掲示物17万件余りを削除して消費者被害予防効果約1兆5760億ウォンを達成した。2022年にも在宅モニタリング団を継続して運営し、模倣品流通死角に対する取り締まりを強化するために休日モニタリングを拡大するなど、オンライン流通チャンネルに対する監視をさらに強化する計画である。

2. 技術警察を通じた技術犯罪捜査

産業財産保護協力局 技術デザイン特別司法警察課 行政事務官 キム・ナムギョ

イ. 推進背景

特許庁は2010年から模倣品の製造・流通・販売に対する取り締まりを強化するため、商標特別司法警察を運営し、商標法侵害罪を主要職務範囲としていた。しかし、技術侵害及び技術流出犯罪が複雑化・専門化していることから、技術と知的財産権法に対する専門性を持つ特許庁が技術犯罪を直接捜査することを願う社会的要求もそれに比例して高まってきた。そこで、2019年「司法警察職務法」を改正し、特許庁特別司法警察の職務範囲が商標から特許・営業秘密・デザインを含む知的財産犯罪全般に拡大した。

2021年には国家産業競争力の核心である主要技術の流出と侵害を防ぐための技術捜査専門担当組織を新設し、いわゆるニセモノ(模倣品)取り締まり中心の既存産業財産調査課を技術警察課(技術捜査専門担当組織)、商標警察課(商標捜査専門担当組織)及び不正競争調査チーム(不正競争行為行政調査専門担当組織)に拡大・改編し、技術捜査人材を補強して技術侵害捜査システムを完備した。

ロ. 推進内容及び成果

技術警察は2021年の1年間、技術犯罪の迅速・正確な捜査を通じて知的財産侵害に積極的に対応した。量的には164件の事件を捜査して376人を刑事立件し、立件者数と送致人数ともに3年間持続的に増加傾向にあり、技術犯罪捜査専門組織として位置づけられた。特に、技術警察に事件として受け付けられて侵害された権利の救済を受けた告訴人は95%以上が個人や中小企業で、社会・経済的弱者の技術保護組織としての役割も果たした。

一方、技術警察は告訴受付事件の単純処理にとどまらず、国家レベルの波及力が大

きい核心産業の大規模・海外流出技術犯罪に対して企画捜査・認知捜査を推進し、成果を上げた。2021年11月、国家情報院と協力して国内中堅企業の営業秘密流出を捜査し、企業家宅捜索から海外被疑者の追跡など1年半にわたる捜査の末、海外企業ブローカーを含む7人を検挙したのである。これを通じて半導体生産設備核心技術の海外流出を事前に防ぎ、1000億ウォン台の技術流出被害を予防することができた。これは特許庁が技術侵害・流出捜査を開始して以来、営業秘密海外流出疑惑から出発して送致、拘束につながった初の事件という点でも意味を持つ。

＜表Ⅳ－1－8＞技術警察の捜査状況

区分		2019年4月*～12月	2020年	2021年	計
刑事立件	特許権	95	170	169	434
	営業秘密	20	39	85	144
	デザイン権	73	82	72	227
	その他**	12	82	50	144
	小計	200	373	376	949
送致	特許権	30	130	159	319
	営業秘密	12	9	68	89
	デザイン権	42	67	64	173
	その他**	-	63	51	114
	小計	84	269	342	695

*2019年4月捜査開始

**不正競争行為ガ目(商品主体混同)、ジャ目(商品形態模倣)など

ハ. 評価及び発展方向

特許庁技術警察は2021年技術犯罪捜査3年目と同時に専門担当組織としてスタートした初年度を迎えた。技術・知的財産法上専門性とともな高度な判断能力が求められるため、難度の高い技術犯罪捜査において、審査・審判経験を通じて備えられた技術及び法律専門性を基に、持続的に捜査専門性を高めようとする努力を通じて迅速・正確な事件解決が可能であるという評価を得ている。

技術警察は持続的に増加する技術犯罪に対応するため、組織と人材を拡充する努力

を傾け続ける予定である。それだけでなく、法改正を通じて産業技術、国家核心技術、データ保護措置の無力化行為など国家レベルで技術警察の役割が必要な領域に業務範囲を拡大しようとする努力も並行して推進していく計画である。

技術覇権時代において国内主要核心技術に対する保護の重要性が強調される中で、技術警察は専門性を基に国家レベルの技術侵害・流出専門捜査機関としての役割を継続して果たしていく予定である。

3. 不正競争行為に対する調査・是正勧告の施行

産業財産保護協力局 不正競争調査チーム 工業事務官 アン・ムンファン

イ. 推進背景

不正競争行為は国内に広く知られた他人の商標・商号などを不正に使用する行為のように、正当な代価を支払わずに他人の競争力に便乗して経済的利益を追求する競争行為を意味する。「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」で定義される11の不正競争行為には、商品主体混同、営業主体混同、著名商標希釈、原産地偽り表示、生産地誤認表示、品質誤認表示、代理人無断商標使用、ドメイン不正取得、商品形態模倣、アイデア奪取、他人成果盗用がある。このような不正競争行為は他人の努力にただ乗りする行為で、個人や企業の競争力を弱化させ、消費者厚生を低下させる問題を引き起こしかねない。

「不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律」は1961年12月30日不正な手段による商業上の競争を防止し、健全な商取引秩序を維持するために6つの不正競争行為を定義して制定された。以後、数回の改正を経て2018年法改正では営業外観模倣によっても営業主体混同及び著名商標希釈化が起き得ることが規定され、取引交渉や取引過程で経済的価値を持つ他人のアイデアを盗用するアイデア奪取行為が不正競争行為の一類型として追加された。営業主体混同と著名商標希釈に営業外観模倣の内容を追加した理由は、他人が一定の努力を傾けて一般消費者に知らせるようにした売り場の室

内・室外の装飾など営業の総合的外観を無断で使用して損害を与える不公正な行為を防止する必要があるためである。また、アイデア奪取行為を新設した理由は中小・ベンチャー企業または開発者の経済的価値を持つ技術・営業上のアイデアを取引相談、入札、公募展などを通じて取得し、これを何の補償もなく事業化して経済的利益を得ていることに対して、開発者は廃業に至るなどの不公正な行為を防止する必要があるためである。営業外観模倣の場合、これによって営業主体混同、著名商標希薄化に至る場合、行政・民事的救済及び刑事的制裁を受けることができ、アイデア奪取行為に対しては行政的な救済が可能になった。

2020年法改正では不正競争行為に対する是正勧告類型を多様化し、是正勧告を履行しない場合は違反内容などを公表できるようにすることで、行政調査の実効性を高めるために努力した。また、アイデア奪取に対して損害額の3倍範囲で賠償を請求できるよう懲罰的損害賠償制度を導入する一方、不正競争行為に対する損害額推定方式を変更して侵害行為がなかったら販売できた損害額を賠償してもらうことができるようになった。

<表Ⅳ-1-9>不正競争行為の調査状況

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	合計
商品・営業主体混同行為など	1	9	24	54	59	147
商品形態模倣	5	41	19	32	22	119
アイデア奪取	-	29	15	18	25	87
その他	-	7	8	10	27	52

*行政調査導入(2017年12月)以後の実績

ロ. 推進内容及び成果

2021年主要是正勧告事件として家具商品形態模倣事件が挙げられる。被申立人は申立人の先行商品である原木家具を模倣した後行商品をオンラインを通じて広告・販売していた。先行商品の特徴的な形態と後行商品の形態間の同一性有無を判断するために裁判所の多様な判例を分析し、内部デザイン専門家の意見を積極的に受け入れて不正競争行為に該当するという最終結論を下した。他人の商品形態を無断で模倣して広告・販売した中小企

業に対して広告及び販売禁止是正勧告決定を通知(2021年4月7日)し、該当企業などは特許庁の勧告を受け入れて模倣商品の広告・販売を中断した。

上記の是正勧告事件を含め、2017年以降2021年12月末までに405件が不正競争行為として申し立てられた。特に、2021年は計133件(前年比16%増加)の不正競争行為が受け付けられ、調査・是正勧告制度の施行以来最も多くの事件が受け付けられた。

不正競争行為の類型別に見ると、商品主体混同に係る申し立てが36件(27%)で最も多く、アイデア奪取に関する申し立てが25件(18%)で2番目に多かった。

そして、不正競争行為調査の中で被申立人が違反疑い行為を自主是正(81件)したり、特許庁是正勧告(2件)を履行した比率が65%(83件、前年比29%p増加)で、紛争対応力が不足している個人及び中小企業、スタートアップなどに効果的な紛争解決手段を提供した。

また、特許庁の技術専門性を活用して中小ベンチャー企業部所管事件の技術判断などを支援(2021年中小ベンチャー企業部2件)した。

ハ. 評価及び発展方向

企業類型別不正競争行為の申立状況において申立人が個人・中小企業である比率が計80%(326件)で、民事・刑事上の対応が難しい経済的弱者の申立が大部分であることが分かった。特許庁は不正競争行為調査・是正勧告制度がこのような経済的弱者に実効的な救済手段になれるよう、不正競争行為行政調査の専門性を高めると同時に職権調査を強化する予定である。

4. 健全な取引秩序を確立するための知財権虚偽表示の防止

産業財産保護協力局 不正競争調査チーム 工業事務官 アン・ムンファン

イ. 推進背景及び概要

知的財産権虚偽表示は特許・商標・デザイン・実用新案のような知的財産権を登録した製品が優秀であるという消費者の認識を悪用し、特許などを受けていない製品を特許登録を受けたように商品に表示したり、広告する行為を意味する。これは誤った情報に基づいて消費者が商品を購入することになると同時に、知的財産権を基盤とする中小・ベンチャー企業の製品開発意欲を低下させる問題を引き起こす恐れがある。

特許庁は知的財産権専門担当部署としてこのような問題を解決するため、2015年7月に開催された国家知的財産委員会の案件として「健全な取引秩序確立のための知的財産権表示改善策」を上程・議決した後、特許法施行規則を改正し、知的財産権虚偽表示申立センターを2015年12月から運営するなど、知的財産権全般に対する虚偽表示問題を防止し、正しい知的財産権表示文化の定着に向けて多様な政策を推進している。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は正しい知財権の表示方法と虚偽表示に対する措置内容などを盛り込んだ「知的財産権表示指針」を2019年10月に制定した。これを反映して「知的財産権表示ガイドライン」を発刊・配布することで、虚偽表示関係法令及び知財権表示方法を国民に提供した。

知財権虚偽表示申立センターは知財権虚偽表示を申し立てたり、関連相談サービスの提供を受けることができる専門担当サービス窓口で、2021年知財権虚偽表示計3,300件を受付、3,423件の是正を完了した(2021年末基準計18,660件申立受付、18,564件是正完了)。

また、国民の健康・安全密接品目を選定して知財権虚偽表示企画調査を実施した結果、5つの室内運動器具製品で172件(2021年4月)、23個のマスク製品で804件(2021年5月食品医薬品安全処と合同調査)、12個のキャンプ用品で696件(2021年9月)及び9つの清掃用品製品で217件(2021年10月)を摘発して是正措置を完了した。

そして、知的財産権虚偽表示申立センター統合システムを2020年12月構築し、申立受付から是正完了までの処理過程をSMSサービスで自動発送し、システムを通じた虚偽表示関連処理・統計などを電算化することで、申立センターの業務効率が高まるものと期待される。

また、知的財産権の虚偽表示予防のため、消費者と販売者対象の知的財産権表示教育及び電光掲示板・地下鉄駅舎内のポスター掲示、SNSなど多様なチャンネルを通じて広報を展開した。

＜表Ⅳ－1－10＞虚偽表示申立センターの運営状況

区分	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	合計
申立受付	170	2,625	3,000	3,148	3,195	3,222	3,300	18,660
是正完了	-	2,068	3,292	3,301	3,128	3,352	3,423	18,564

*虚偽表示申立センター導入(2015年12月)以後の実績

ハ. 評価及び発展方向

知的財産権虚偽表示企画調査以後、調査対象に対する虚偽表示申立センターに受け付けられる申立件数が急減することが明らかになったことで、特許庁は虚偽表示企画取り締まりを拡大し、食品医薬品安全処・消費者院などオンライン上虚偽・誇張広告を取り締まる関係機関との協力を強化する予定である。

また、オンライン事業者が知的財産権虚偽表示として摘発された販売掲示物の削除、商品販売中止など自主是正できるようにインフラを構築するなど、虚偽表示防止のための協業システムをより一層強化し、正しい知的財産権表示文化の定着に向けて多様なチャンネルを通じた多角的な国民キャンペーンと広報を展開していく計画である。

5. 模倣品通報褒賞金制度の運営

産業財産保護協力局 商標特別司法警察課 行政事務官 ハ・ジョンヒョク

イ．推進背景

模倣品の流通を根絶するためには捜査機関の強力な取締りが求められるが、模倣品の不法性に対する国民の認識転換と官民協力が伴わないと限界を露呈せざるを得ない。そこで、特許庁は2006年から模倣品の不法性に対する国民の認識向上と模倣品製造・流通行為の通報を活性化するために「模倣品通報褒賞金制度」を運営している。

ロ．推進内容及び成果

通報対象は模倣品の製造業者や販売業者であり、国民誰でも通報可能で、通報の信頼性を確保するために実名通報を原則としている。

2021年7月には通報褒賞金制度の効率性増大及び一部通報者の褒賞金集中受領を防止し、大規模事件の通報を誘導するため、褒賞金支給最小摘発金額を5,000万ウォンから10億ウォンに上方修正し、褒賞金支給回数を5回から2回に縮小するなど規定を一部改正した。

2021年支給状況を見ると、83件の通報に対して計9,400万ウォンの通報褒賞金を支給した。通報内容を類型別に見ると、卸・小売流通通報は9件(550万ウォン)、オンライン販売は74件(8,850万ウォン)が通報された。2006年模倣品通報褒賞金の施行以後に摘発された模倣品に対する正規品価額は計4兆1,627億ウォンで、褒賞金支給総額25億500万ウォンに対して1,662倍の効果が発生した。

<表Ⅳ－1－11> 類型別褒賞金の支給状況(2015～2021)

(単位：件、百万ウォン)

区分	細部類型	2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
流通業者	卸・小売流通	48	61.6	57	72.7	28	57.2	48	85.2	13	21.7	10	7	9	5.5

	オンライン販売	7	6.6	23	22.3	25	45.8	25	35.3	40	55.3	79	100	74	88.5
	倉庫	9	24.5	2	8.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	64	92.7	82	103	53	103	73	120.5	53	77	89	107	83	94
製造業者	製造工場	8	10.3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		72	103	82	103	53	103	73	120.5	53	77	89	107	83	94

ハ. 評価及び発展方向

模倣品通報褒賞金制度の運営を通じて国民の自発的な通報を誘導し、模倣品の不法性及びその弊害の深刻さを国民に広く知らせる土台を構築した。

模倣品通報褒賞金制度の運営に必要な予算に比べ、模倣品の製造・販売業者に対する不法行為の抑制効果が非常に大きいため、この制度は模倣品の流通根絶のために必ず必要な制度であり、今後も引き続き維持・発展させていかなければならない政策である。

6. 官民協力を通じた知的財産保護活動の推進

産業財産保護協力局 商標特別司法警察課 行政事務官 ハ・ジョンヒョク

イ. 推進背景

国内オンライン市場の規模が拡大し、オンラインサービスプラットフォーム、SNS、ポータルサイトなどオンラインを通じた物品の取引が爆発的に増加していることから模倣品の流通・販売もまた急増している。特に、Band、Instagramのような個人間コミュニケーション手段が多様化していることから模倣品取引のような不法行為はさらに知能化しており、その対策が急がれる状況である。

そこで、特許庁は官・民協力システムの構築などを通じた模倣品流通根絶に向けて

2014年5月に模倣品の多い商標権保有企業26社、模倣品流通が頻繁に行われるオンライン運営企業12社、そして特許庁、警察庁、関税庁など6つの政府関係機関など計44機関で構成された「模倣品流通防止協議会」を公式に発足した。2021年現在協議会の構成員は計79機関に拡大され、模倣品対応のための官民協力の中心機関として機能している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 模倣品流通防止協議会の活動

これまで模倣品流通防止協議会は定期懇談会及び分科会議、模倣品取締り機関と常習販売地域に対する合同取締りなどを通じて模倣品流通根絶方策を模索してきた。

2021年商標権者懇談会(3月)、オンライン事業者(4月)、模倣品流通防止協議会全体懇談会(7月)及び流通防止協議会成果共有会(11月)などを通じて協議会運営及び知財権保護教育の方向、模倣品流通防止対策などを議論した。

また、模倣品が頻発に摘発される分野に対して商標権者－オンライン事業者による共同模倣品協力モニタリングを実施した。これはこれまで模倣品の流通が多いが取り締まりが困難であった分野に対して、商標権者が模倣品の流通情報を提供し、オンライン事業者が独自にモニタリングして販売制裁する方式で推進されたが、協議会会員が直接協力して模倣品の取り締まりに参加するなど、民間の自浄活動を強化することができた。2回にわたる協力モニタリングを通じてオンラインサービスプラットフォームは約20万件余りの模倣品掲示物を削除し、消費者被害予防効果約9,605億ウォンを達成した。また、模倣品モニタリング情報をオンラインプラットフォーム独自のモニタリングシステムに内在化し、オンラインプラットフォームの模倣品モニタリング能力を強化する一石二鳥の効果も達成した。

2) 政府レベルでの知的財産保護活動

特許庁は効果的な模倣品流通取締りのために検察、警察など関係機関及び民間企業と協力して知的財産保護活動を推進している。

模倣品流通を根絶するためには個別的な捜査取締りの限界を克服し、関係機関間の協力に基づいた総合的な捜査が欠かせない。検察庁は同種前歴のある模倣事犯に対しては原則として懲役刑を求刑して常習侵害者の再犯を防止し、警察庁は各地域別模倣品頻発流通地域に対する合同取締りを行い、大規模な製造・流通事犯などが海外に逃げる場合はインターポールを通じた国際捜査協力を推進した。

そして、輸入模倣品の通関段階から国内流通までの取締りを強化するため、関税庁との協力の下で模倣品流通情報を共有するなど協力を推進してきた。また、オンライン事業者及び商標権者など民間企業との協力の下で国民健康と安全に係る品目及び大規模な模倣品製造・流通事犯事件に捜査力を集中するなど企画捜査を強化した。

<図IV-1-5> 模倣品流通防止協議会の活動

協議会商標権者懇談会 (2021. 3.)	オンライン事業者懇談会 (2021. 4.)	協議会全体懇談会(2021. 7.)	協議会成果共有会(2021. 11.)
			

ハ. 評価及び発展方向

オンラインなどの模倣品流通根絶は特許庁のような取締り機関の活動だけでは限界があるため、民間との協力が必ず必要である。模倣品流通防止協議会はこのような民間の自発的な模倣品流通根絶に向けた取組みを誘導するだけでなく、模倣品取締機関と協力して模倣品の根絶に取り組む官・民協力体である。今後協議会を通じた多様な活動を展開して知的財産保護分野の代表的な協力モデルとして発展させていく予定である。

7. 知的財産認識向上に向けた市民運動及び広報の強化

産業財産保護協力局 産業財産保護政策課 行政主事 ウン・ソンヒ

イ. 推進背景

営業秘密流出による経済的被害が国家の知的財産保護水準によってGDPの1～3%に達し(2021年イギリス特許庁)、模倣品流通による被害額も国家総輸出額に影響を与えるくらい、知識財産保護が国家経済発展に直接的な影響を及ぼしている。

安全な知的財産生態系を構築するために多様な努力を傾けているが、COVID-19によるオンライン模倣品流通の増加、技術覇権争いと経済ブロック化による技術流出・奪取リスクの増加など知的財産保護環境を脅かす要素も着実に拡大しているため、法制度改善と執行力強化などの活動以外に知的財産尊重文化の定着など好循環の知的財産生態系作りに向けた根本的な代案が求められる状況である。

特許庁は2013年から知的財産尊重文化の定着に向けて多様な広報及び教育活動を展開し、2021年には既存の知的財産保護関連教育・広報とともにオンライン模倣品流通の増加、技術警察の新設、パブリシティ権保護及びデータ保護のための法令改正など主要イシューに対する対応及び主要政策変化に対する広報にも努力を傾けた。

ロ. 推進内容及び成果

1) オンラインを通じた知的財産権認識向上活動

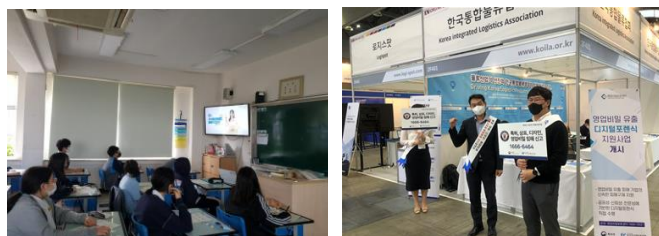
特許庁はCOVID-19状況を考慮して2020年からオンラインに重点を置いた知的財産権保護教育・キャンペーンを展開している。教育・キャンペーンは主に青少年・小商人など一般人を対象にしており、青少年教育の場合は進路体験活動を通じて知的財産権の基本概念と保護の重要性を説明し、知的財産権関連進路探索の機会を提供している。

小規模商工業者、オンライン販売事業者を対象にした教育・キャンペーンは実効性のある教育のために関係機関及び地方自治体と協力してオンライン教育と非対面キャンペーンを同時に進行した。これを通じて知的財産保護の重要性を強調し、販売者の模倣品不法流通行為の根絶を促した。

知的財産保護に脆弱な中小企業、スタートアップ企業を対象とするキャンペーンは主要企業博覧会に参加した企業家を対象に行われ、知的財産保護認識向上のための冊子を配布し、企業の知的財産保護能力強化のための支援事業などを紹介するなど企業の自主保護能力を強化する部分に焦点を合わせて進めた。

また、失敗事例集(失敗から学ぶ知財経営戦略)の一言イベントを推進し、企業家や一般人を対象に知財権保護の重要性を知らせることに努めている。

<図IV-1-6> 知財権保護認識向上活動



2) メディアを活用した知的財産権保護広報の強化

特許庁は知財権を尊重する文化を定着させるため、ラジオ、バス、地下鉄、YouTubeを活用して国民を対象に模倣品の不法性と弊害を知らせる一方、中小企業の技術奪取を予防するためのコンテンツを制作して知財権保護の広報を展開した。さらに、オンラインコミュニティ(ブログ、SNSなど)を運営して知財権保護情報を共有し、正規品消費文化を定着させるための様々なイベントを開催することで、双方向コミュニケーションを通じた消費者主導の知財権尊重ムード形成に力を入れた。

また、広報内容を技術警察の発足、不正競争防止法の改正(データ不正使用行為の

新設、有名人の肖像などに対する無断使用行為の新設)のように強化された知的財産保護制度まで拡大することで、知財権保護対象に対する国民認識の向上に努めた。

ハ. 評価及び発展方向

COVID-19に対応してオンラインを基盤とした非対面教育・キャンペーンを学生から小規模商工業者、オンラインマーケット入店販売者まで拡大し、国民とのコミュニケーションのためのブログ・SNS運営を通じて需要者のアクセシビリティを高めることで、国民の知的財産権保護に対する認識を高めるために努力した。また、社会的関心度が高い知的財産問題・動向を大衆が理解しやすい形態のコンテンツとして製作・配布することで、国民の目線に立った広報で国民の反応と参加を促し、知的財産保護に対する政府の政策意志を内外に広報する機会としても活用した。

このような多様な広報活動は知的財産創出・活用による企業の競争力確保を可能にし、さらに知的財産保護を通じた国家イメージアップにも肯定的な影響を及ぼすものと期待される。

今後も特許庁は知的財産尊重文化の拡散に向けて青少年・大学生・主婦・会社員など年齢別消費者を対象にカスタマイズ型教育・広報を推進し、放送・オンライン・モバイルなど多様な媒体を活用した広報を持続的に実施する予定である。また、模倣品根絶だけにとどまらず、アイデア及び技術奪取、不正競争行為根絶など知的財産保護対象及び内容を持続的に拡大し、多様な知的財産侵害行為の根絶に向けた認識向上活動を展開していく予定である。

第2章 海外知的財産紛争対応の支援

第1節 概観

産業財産保護協力局 産業財産紛争対応課 工業事務官 カン・ヨンム

1. 推進背景及び概要

韓国はCOVID-19の拡散による世界経済危機の中でも2021年に史上最大の輸出実績(6,445億ドル△25.8%)を記録した。しかし、米・中貿易摩擦から触発された保護貿易主義がCOVID-19の拡散でより深刻になり、輸出を通じて経済成長率を高めるため、韓国政府は新しい輸出市場を積極的に発掘し、韓国企業の海外進出を牽引しなければならない課題に直面している。

企業の新しい輸出市場の発掘と活性化の必要条件を選定する場合、知的財産権が優先的に考えられる。海外で韓国企業が安定してビジネスを展開するためには、特許、商標など企業状況に適した知的財産権を取得しなければならない。そうでない場合、現地の競合社から警告状が送られる、もしくは侵害訴訟の被告になるなど各種紛争に巻き込まれる恐れがあるためである。

最近韓国企業の対外輸出も大きく増え、2021年米国だけでも250件の特許紛争が発生するなど、毎年数百件の紛争が発生している。また、海外オンラインプラットフォームで流通している模倣品も数万件に達しているが、さらに最近は典型的な知的財産権侵害ではなく、韓流が強力な人気を呼んでいる東南アジア・中国を中心に農産物・KFマスク・食品など様々な分野で韓国企業のふりをしながら韓国商品の外観や形態の誤認・混同を誘発する新しい類型の侵害まで発生している状況である。

海外における知的財産権の侵害及び紛争の激化は韓国企業の売上減少、国家イメージの下落、過剰な訴訟費用負担などにつながり、経済成長における直・間接的な足枷となっている。先進国においては特許保証の要求、展示会物品の押収などによる苦情

が多く、途上国においては模倣品流通などによる被害が多く発生している。特に、現地人による韓国ブランドの先取りは韓国企業の海外進出において大きな足枷となっているため、海外進出を準備している企業及び政府には示唆を与えている。

2. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業の海外進出に向けた知財権保護総合戦略を持続的に提供する一方、海外の知的財産侵害及び紛争対応の効果を高めるため、企業の知財権紛争状況によって対応戦略を選択できるよう支援方式を多様化し、知財権事前診断サービスの提供などを通じて知財権保護水準の点検が受けられるようにした。

また、海外現地で知的財産権紛争が発生した場合、米国、中国など11カ国の17地域（2021年末基準）に設置されている海外知的財産センター（IP-DESK）を通じて効果的に対応させ、知的財産権紛争頻発地域を中心に40の在外公館及び21のKOTRA現地貿易館に知的財産担当者を指定して現地での対応を支援させた。一方、共同対応協議体の構成及び運営、海外模倣品流通モニタリング、コンテンツ保護コンサルティングなど多様な事業を通じて海外進出企業を支援した。

詳しく見ると、特許庁は2021年に17のIP-DESKで10,368件の知財権法律相談を支援し、企業396社及び61社で構成された19の共同対応協議体を対象に紛争対応戦略を支援した。また、中国及びアセアン地域の主要オンラインショップで模倣品掲示物（URL）247,396件を削除することで、韓国企業の海外進出を積極的にサポートした。

3. 評価及び発展方向

大企業に比べて海外知的財産権紛争に対する認識と対応能力が不十分な中小企業を対象に紛争コンサルティング、侵害モニタリング情報を提供する政策的な努力を通じて、実際輸出の前後段階で発生した様々な紛争状況にうまく対処して良い成果をあげた事例が多く登場した。

一方、2021年11月に第8次素材・部品・装備競争力強化委員会で関係省庁合同で中小企業特許紛争支援強化方策を策定・発表した。2022年から発表された方策の内容を履行し、中小企業の国際特許紛争に対する予防、対応支援の拡大及び対応インフラの拡充など、紛争の全周期支援を強化する予定である。

また、商標など知財権紛争予防の最善策は進出予定国で権利を先に確保することであるため、最近韓流が人気を集めている地域であるアジア諸国を中心に企業が商標権を先に確保してから進出できるよう、企業及び業種団体と協力して多様な政策的支援を強化していく計画である。

第2節 海外知的財産権の保護強化

1. 海外商標先取りモニタリングなどK-ブランドの保護強化

産業財産保護協力局 産業財産紛争対応課 行政事務官 チャン・ソングク
行政主事補 ビョン・ジヒョン

イ. 推進背景

最近広がりつつある韓流は韓国企業にとって新たなチャンスとなっている。関税庁輸出入貿易統計によると、2020年に韓流の中心地である中国、アセアンが韓国化粧品類全体輸出の59.9%を占め、COVID-19パンデミックにもかかわらず2021年化粧品の中国輸出が前年比28.3%も成長した。もはや韓国の大衆文化の拡散は国家イメージの上昇及び韓国商品のブランド競争力の強化だけでなく、韓国企業の輸出拡大に貢献していると言える。しかし、このような韓国商品の競争力向上により海外での知的財産権侵害事例も続出している。

特に、韓国企業の商標を無断で出願・登録する商標無断先取り事例も発生している。その中でも商標ブローカーの手口がさらに巧妙になっている。彼らは法人を設立し、法人名で自分の活動を隠蔽し、他の商品・サービス分類に出願して登録するなど、様々な方法で韓国企業の商標を先取りしている。2021年末まで中国商標ブローカー469個(個人及び企業)によって韓国企業の商標4,651件が先取りされ、1,988社の企業が海外進出遅延、企業ブランドイメージの下落などの被害を受けた。

また、中国のオンラインショップで韓国企業製品の模倣品が流通する事例が継続して発見されたが、特に知財権専門担当人材が不足している中小・中堅企業では適切に対応することが難しく、政府レベルの支援策が求められる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 海外商標先取りモニタリングの強化

2017年には中国商標局に出願されるハングル商標を毎月モニタリングして韓国企業の商標を無断で先取りした疑いのある商標が発見された場合、被害企業が早期に法律対応できるよう被害情報及び対応方法を提供する「中国商標ブローカー無断先取り早期警報システム」を構築した。これにより中国商標出願公告後3カ月以内のみ可能な異議申し立てなど、無断先取り対応可能件数が早期警報システム導入前より大幅に増加した。

また、企業被害及び対応情報の伝達力を高め、随時変化する商標ブローカーの無断先取り状況及び書誌情報に対する効果的な情報管理のため、国際知財権紛争情報ポータル(IP-NAVI)に海外商標ブローカー情報提供ウェブページを構築した。

2018年からはモニタリング対象商標をハングル商標だけでなく中国語・英文商標にまで拡大し、韓流ブームによるK-ブランド商標の先取りが懸念されるベトナム(2019年)、タイ(2020年)、インドネシア(2021年)にまでモニタリング国家を拡大した。その結果、ベトナムでは2019年263件、2020年282件、2021年661件、タイでは2020年783件、2021年554件の被害疑い商標を発見し、インドネシアでは2021年の1年間840件の商標が無断で先取りされた事実を発見した。

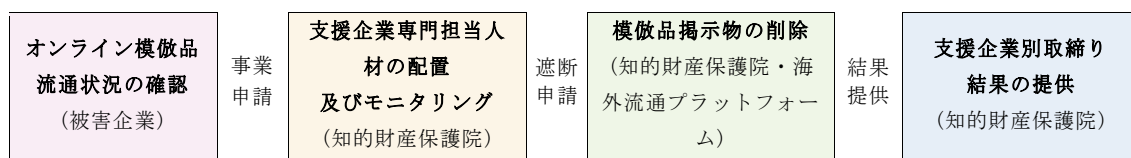
加えて、2019年からは既存モニタリング調査国家(中国、タイなど)以外の国を対象に、グローバル商標DB(WIPO-GDB、TM-VIEW)を活用して年2回モニタリングを実施している。2021年計80カ国で韓国企業商標と疑われる商標4,601件を発見し、アジアだけでなく北米、ヨーロッパ、オセアニアなど様々な地域でも先取りの疑いのある商標を確認して該当企業に被害事実を知らせ、紛争に対応できるように誘導した。

また、商標情報調査を通じて先取りされた商標の出願または登録日時、対応策、対応期限だけでなく、「国際知財権紛争対応戦略支援」、「知財権共同対応支援事業」のような対応に必要な政府支援事業の情報もともに提供した。

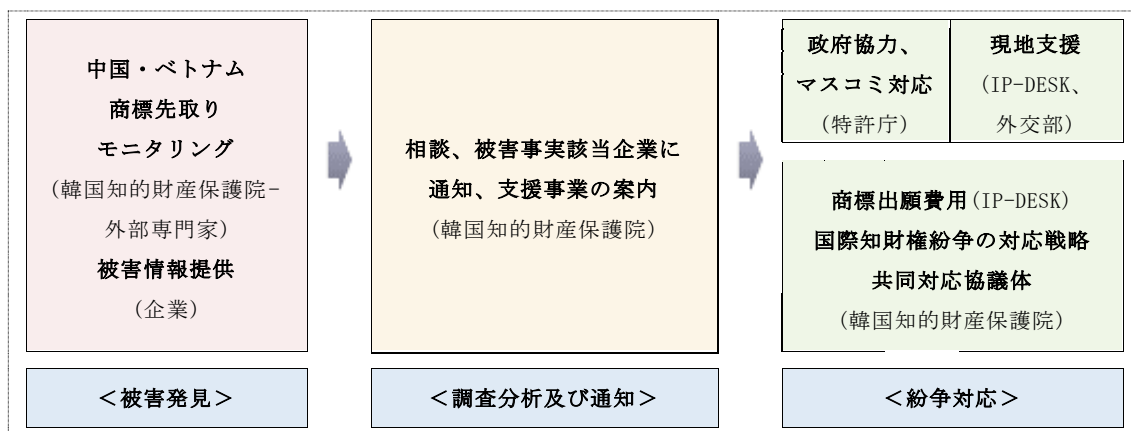
2) 国際知財権紛争対応戦略の支援及び共同対応協議体などの連携支援

海外商標先取りモニタリングなどを通じて確認されたK-ブランド知財権被害企業に対しては、「国際知的財産権紛争対応戦略支援事業、共同対応協議体支援事業、コンテンツ知財権保護支援事業」を通じて紛争リスクの調査・分析、警告状及び訴えられる場合の対応、ライセンス更新、権利行使など様々な知財権紛争保護戦略を提供した。2021年は145社及び12の協議体(共通した紛争 이슈を持つ企業群)にK-ブランド知財権紛争対応戦略を支援した。

<図IV-2-1> 海外商標先取りモニタリングの支援プロセス



<図IV-2-2> 海外商標先取モニタリング及び連携支援



3) 海外オンライン模倣品流通対応支援

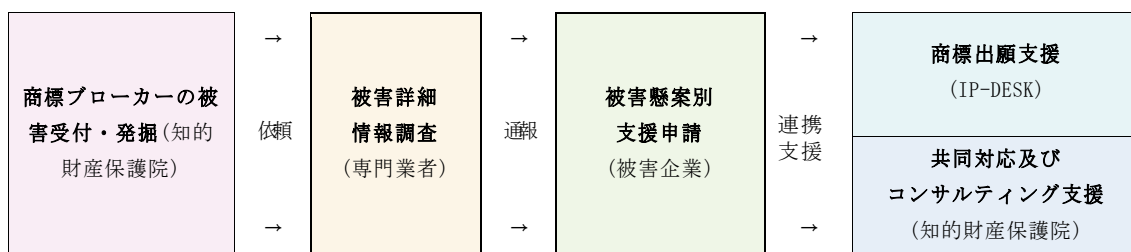
2015年から施行された中国オンライン模倣品流通対応支援事業は現地の主要オンラインショップとのMOU締結を基に販売掲示物のモニタリング及び代理通報を行った。その結果、2015年から2021年まで約14万件余りの中国オンライン模倣品販売掲示物を削除した。特に、「企業別専門担当人材」を配置するなど事業システムを改編して企業とのコミュニケーションを強化し、年間最大3回まで反復支援が可能とした。それ

だけでなく、支援企業に年間模倣品流通推移、流通手法の変化、企業の準備事項などを盛り込んだ企業別カスタマイズ型「年間流通分析報告書」を定期的に提供した。

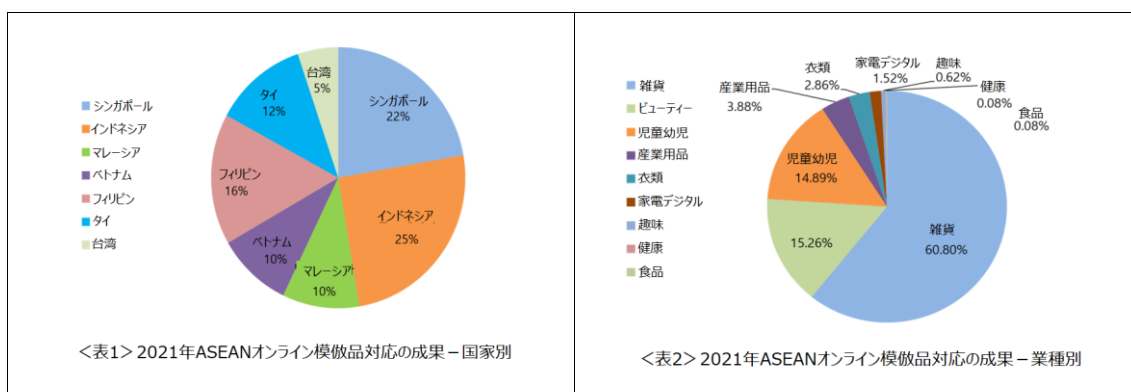
また、2020年からは既存の中国以外にもASEAN主要オープンマーケットとの協力を通じてASEAN6カ国(インドネシア、シンガポールなど)を対象に「K-キャラクター(ポロロ、タヨなど)」の5大ブランドを対象に模倣品モニタリング(2020年5月～7月)を実施した結果、計857件の疑わしい掲示物を発見し、そのうち848件の掲示物を代理通報して最終的に845件の遮断に成功した。

このようなパイロット事業の成果を基に2020年第3次補正予算を通じて20億ウォンを確保(2020年7月)し、専門担当人材及び在宅人材約200人余りで構成された「海外オンライン模倣品モニタリング団」を構成し、2021年ASEAN地域6カ国及び台湾地域で約22万件余りのオンライン模倣品販売掲示物を遮断するなど、模倣品流通対応の強化及び非対面・デジタル雇用創出にも貢献した。

＜図IV-2-3＞海外オンライン模倣品流通対応支援



＜図IV-2-4＞2021年ASEAN模倣品流通対応の成果(国家・業種別)



4) K-ブランド保護認識の向上

海外での商標先取りによって被害を受けた企業や関連団体などを対象に、被害予防のため周期的に「Kブランド保護強化教育」を実施し、海外オンライン模倣品対応戦略、グローバル商標DB活用法などの内容で参加企業の関心を集めた。

また、グローバル商標DBを含め、中国、ベトナム商標局での商標検索マニュアルも製作・普及し、中国商標先取り業種の中で最も被害の大きいフランチャイズ業種商標ブローカーの企業情報、商標出願状況、訴訟判決例などを盛り込んだ「中国内韓国企業商標多数先取者の深層分析報告書」を発刊して関連産業団体に提供した。これを通じて韓国企業の自社商標管理の重要性に対する認識を高め、企業が自ら商標先取り対応戦略が策定できるように支援した。

特に2021年にはCOVID-19などの外部環境を考慮し、Kビューティーなど多様な模倣品の類型と商標の無断先取り実態を告発し、「Kブランド保護支援事業」を通じた成功事例をMBCが運営するYouTubeチャンネルを通じて制作・配信するなど、Kブランド保護の認識向上に向けた多角的な取り組みを展開した。

<図IV-2-5> K-ブランド保護の広報(冊子・YouTubeの製作・配信)



<海外主要国家別の商標検索マニュアル(2021年6月)>



<国際知的財産権紛争対応戦略の支援事例優秀事例集(2021年12月)>



<K-ブランド保護基盤構築事業のYouTubeコンテンツ(2021年5月)>

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は国内外の多様なチャンネルを通じた協力で、既存中国の他にも韓流ブーム

の中心であるアセアン地域へと海外での商標先取り及びオンライン模倣品流通に対する対応システムを持続的に拡大する予定である。2022年からは商標の無断先取り対応国家を既存のタイ・ベトナム・インドネシアの他にシンガポール(パイロット事業)にまで拡大し、既存の海外オープンマーケットとの協力強化及び新規チャンネル拡大などを通じて、海外オンライン模倣品の流通遮断もさらに強化する必要がある。

また、企業及び業種団体などとのオン・オフライン協力を通じて、韓国輸出企業の支援事業への参加を呼びかけ、伝播力及び公信力の高い多様な広報チャンネルを活用してK-ブランド保護認識の向上にも力を入れていく予定である。

今後も、特許庁は他省庁及び韓国知的財産保護院、KOTRAなどの関係機関と協力し、各種支援施策を継続して推進することで、韓国企業の海外知的財産保護を強化し、韓国企業の輸出競争力向上に貢献する計画である。

2. 輸出企業の国際知財権紛争対応能力の向上

産業財産保護協力局 産業財産紛争対応課 工業事務官 カン・ヨンム
産業財産保護政策課 行政事務官 イ・ウジョン

イ. 推進背景及び概要

最近、世界主要国間の技術覇権競争が激化し、長期間続いているCOVID-19パンデミックの影響で、自国中心のグローバルサプライチェーン再編が加速化するにつれ、韓国輸出企業の海外特許紛争リスクが増加している状況である。同時に、韓流の拡散で韓国ブランドの認知度が上昇し、韓国企業の製品輸出が増加すると同時に、K-ブランド関連知的財産権侵害が増加している。

しかし、韓国企業の知的財産権紛争に対する対応環境は依然として不十分な状況である。2021年特許庁が実施した知的財産活動実態調査結果によれば、知的財産権専門担当組織を保有する企業は全体企業3.0%に過ぎず、専門担当人材を保有している企

業の比率は15.5%に止まるなど紛争対応インフラが不十分であることが分かった。また、紛争対応の際も過剰な時間と費用が発生するなど困難を覚えていることがわかった。

そこで、特許庁は韓国企業の知的財産権紛争への対応能力を強化するため、紛争情報及びコンサルティングの提供など紛争発生による産業被害を最小化するための様々な紛争対応支援政策を展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は韓国企業の知財権紛争対応支援を強化するため、2020年「知的財産権紛争対応センター」を発足し、2021年から本格稼働した。これを通じて韓国企業が外国企業との知的財産権紛争に円滑に対応できるように知的財産権紛争情報インフラを構築し、特許管理専門会社の活動動向を随時把握する一方、関連データを体系的に整理して国内企業が紛争対応に活用可能な定期ニューズレター及び各種分析報告書を発刊している。また、海外進出(予定)企業を対象に専門コンサルティングなど紛争対応に必要な資源を提供した。

1) 国際知的財産権紛争関連情報の提供

韓国企業が海外で発生する知的財産権紛争を予測し、迅速に対応できるよう知的財産保護総合ポータル(www.ip-navi.or.kr)を通じて米国、中国、日本、ヨーロッパなど韓国企業の主要輸出国の知的財産権紛争事件に対する動向及び分析を提供した。

また、素材・部品・装備分野を中心に韓国企業の技術自立化過程で韓国企業が特許紛争リスクに晒される恐れがあり、100大核心戦略技術特許に対して紛争リスク指数を分析し、紛争ハイリスク群特許リストを関連業界に提供することで、紛争リスクに対応できるようにした。

＜参考＞特許管理専門会社(NPE:Non-Practicing Entity)とは？

NPEは様々な定義があるが、一般的に特許を活用して製品を生産せず、保有した特許権を行使して収益を創り出す企業を意味する。NPEは①特許権を企業に行使してロイヤリティをもらう攻撃型NPE、②攻撃型NPEに対応して今後攻撃を受け得る特許を買収することで将来特許紛争を遮断する防御型NPEに分類できる。最近 이슈になっているパテント・トロール(Patent Troll)は攻撃型NPEの一部に該当する。

また、輸出企業の現地における知財権保護強化のため、国別の知財権制度の動向及び戦略的紛争対応策を考慮して海外知財権保護ガイドブックを提供している。2021年には日本、フランス、ドイツなど3カ国のガイドブックを最新化及びオンライン化し、海外進出(予定)韓国企業の実務者が理解しやすく対応できるようにした。

同時に、海外知的財産権関連の主要判例を深層分析したIP Insight報告書を発刊して実務に直ぐ活用可能な実用的な法律情報も提供した。

＜表Ⅳ－2－1＞海外知的財産権保護ガイドブックの発刊状況(2021年12月)

(計30種：地域別27種、特性別3種)

アジア(13種)	中国、香港、シンガポール、台湾、日本、ベトナム、タイ、マレーシア、フィリピン、インド、アラブ首長国連邦(UAE)、インドネシア、イラン
ヨーロッパ(7種)	ドイツ、イギリス、オランダ、ロシア、テュルキエ、EU、フランス
アメリカ(5種)	米国、カナダ、メキシコ、ブラジル、チリ
オセアニア(1種)	オーストラリア
アフリカ(1種)	南アフリカ共和国
特性別(3種)	輸出企業チェックポイント、EU圏保護実務ハンドブック、IP Business 契約書ガイドブック

2) 国際知財権紛争対応戦略の支援

2021年には国際知的財産権紛争発生リスクがある、もしくは紛争が発生した中小・中堅企業396社、19の企業協議体に対して自社が他社の権利を侵害するのかを確認したり、他社の権利侵害主張にどのように対応していくかに対する戦略を講じる紛争予防・対応コンサルティングを提供し、その費用の一部(中小企業70%、中堅企業5

0%、企業協議体70%)を支援した。

特許侵害訴訟に巻き込まれた企業には最大3年間、年間1億ウォンまで支援できるように制度を改善し、特許紛争が発生したり、韓国企業の商標が海外で無断先取りになった場合には支援手続きを簡素化するファーストトラック制度を適用することで紛争による被害を最小化した。

一方、素材・部品・装備専門担当班を運営して特許紛争を周期的にモニタリングし、紛争が発生した場合には被害企業に紛争情報を提供し、対応戦略の策定まで連係支援した。

<表IV-2-2> 国際知的財産権紛争対応戦略支援の優秀事例

(支援背景) 支援企業A社は医療機器を製造・販売する会社で、米国及びヨーロッパなど50カ国余りに輸出している状況で、海外企業のB社が外国の裁判所に特許侵害訴訟を提起した。

(支援内容及び結果) 紛争特許に対する無効資料を確保した後、無効訴訟を請求して勝訴したことで、侵害訴訟棄却→安定的な海外輸出網の確保、グローバル認知度上昇による売上高の増大

ハ. 評価及び発展方向

2021年には日本、ドイツ、フランスなど主要国の中で改正時期が古く、最新の知的財産権制度に関する情報が不足していた3カ国の既存ガイドブックを最新・オンライン化する一方、素材・部品・装備分野の核心戦略技術に対する特許分析及び紛争リスク予測を実施した。

一方、2020年国際知的財産権紛争対応戦略の支援を受けた企業を対象に成果調査を行った結果、支援企業の45.4%が輸出進行状況が改善され、輸出実績のある企業の61.1%が輸出額が増加した。また、紛争事前の備えとして戦略支援を受けた場合は紛争抑制率が98.5%であり、警告状及び訴訟など紛争対応戦略の支援を受けた企業の69.6%が警告状撤回、訴訟勝訴など紛争を有利に終結したことが明らかになり、韓国輸

出企業の安定的な海外市場進出を牽引した。

2022年には紛争動向の提供からさらに一歩進み、主要紛争事件に対しては現地専門家の深層分析を提供し、これまで蓄積された判例情報などを基にテーマ別判例分析を提供する一方、国別ガイドブックを改訂して輸出企業に最新資料を提供する予定である。

また、企業の特許紛争事前予防能力を高めるために紛争リスクを事前に診断し、紛争発生の可能性が高い技術分野及び特許情報を提供する計画であり、特許紛争対応戦略の費用支援限度を拡大して企業の費用負担を緩和する予定である。一方、海外電子商取引市場の拡大に対応し、海外オンラインプラットフォームに特化した商標・デザイン保護戦略を支援する計画である。

3. 国家別IP-DESKを活用した海外進出企業支援

産業財産保護協力局 産業財産紛争対応課 放送通信事務官 ムン・ヘジン

イ. 推進背景及び概要

中国、ASEAN地域との貿易が活発になり、韓国ドラマ、K-POPなど韓流ブームでK-ブランドの認知度が高くなるにつれ、フランチャイズ、化粧品、衣類、食品など全産業にわたるK-ブランド侵害の被害も益々増加している。

これまで韓国企業は海外市場を開拓するため、まず輸出して輸出量が増加する過程で商標確保の必要性を認識し、商標権の確保努力を傾ける場合が多かった。このような状況を海外商標ブローカーが悪用し、海外韓国企業の商標を先登録して商標ロイヤリティを要求したり、海外流通市場進出を妨害するなどの被害事例が続出している。

特許庁は海外に進出した韓国企業の海外知的財産権の確保及び保護を目的に海外知的財産センター(IP-DESK)事業を2008年から運営している。IP-DESKは産業資源部が20

06年中国北京、上海、清州での設置を始めに、2008年知識經濟部と特許庁が共同で運営したが、2009年からは特許庁が単独で中国、タイ、ベトナムなど6地域でIP-DESKを運営し、2012年LA、2013年ニューヨーク、2014年フランクフルト、2015年東京、2016年中国西安(2020年7月運営終了)、2017年ニューデリーとジャカルタ、2019年香港、2020年マニラ、2021年モスクワとメキシコシティにIP-DESKを追加開所したことで、2021年末基準で11カ国17地域でIP-DESKを運営した。

ロ. 推進内容及び成果

海外での知的財産権紛争を予防するためには、まず先に現地における韓国企業の知的財産権を確保することが何より重要であり、紛争に適切に対応するためには侵害内容を正確に調査・把握し、現地の法律と手続きによる適切な戦略を講じることが重要である。

しかし、韓国の中小企業は「先輸出、後出願」という企業慣行によって海外における権利確保を通じた紛争予防努力が不十分であるだけでなく、知的財産権専門人材や管理戦略の不在によって知的財産権紛争対応能力も足りない状況である。

そこで特許庁はIP-DESKを通じて知的財産権無料相談とともに、現地商標・デザイン出願など権利確保の手続き及び費用の支援はもちろん、海外模倣品侵害調査及び取り締まり及び法律意見書作成費用の支援(以下、「知財権法律サービス」とする)、現地取り締まり公務員を対象とした模倣品識別説明会とともに国内招待研修事業も展開するなど多様な形態の事業を通じて海外進出企業を直・間接的に支援している。

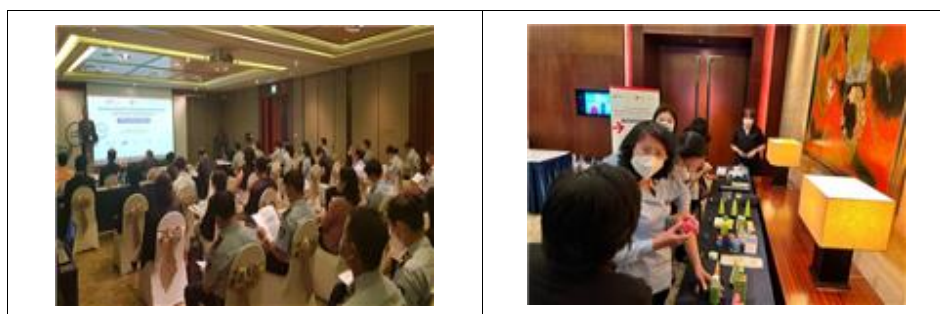
まず2021年度はロシア・メキシコにIP-DESKを新規設置し、CIS及び中南米地域輸出企業の知的財産権保護基盤作りに向けた基盤を整える年であった。

IP-DESKの主な支援内容を見ると、知的財産権相談が2020年1万件を初めて突破し、2021年まで毎年増加しており、海外商標・デザイン出願支援も最近5年間年平均25%に大きく増加した。

そして、海外に進出した企業の知的財産権侵害被害及び紛争対応支援のための現地法律事務所を活用した知的財産権法律サービスを着実に提供している。

同時に、COVID-19により海外移動など現地活動の制約にもかかわらず、ウェビナー(Webinar)などオンラインを活用して進出企業対象の知的財産権説明会及び海外税関など取り締まり公務員に国内主要ブランド、模倣品などを紹介するための模倣品識別説明会の開催(2020年:5回→2021年:8回)を拡大した。

<図IV-2-6>模倣品識別説明会(ベトナム、2021年12月)



最後に、公務員招待研修は国内外のCOVID-19防疫指針によって海外知的財産権取り締まり公務員の入国が難しく、2020年に続いて2021年まで行われなかったが、国内外防疫状況を考慮して再開する予定である。

<表IV-2-3>最近5年間IP-DESKの主要支援状況

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	合計
知財権相談	6,598	7,590	8,527	10,222	11,269	44,206
商標・デザイン出願	972	1,019	1,286	1,584	1,944	6,805
知財権法律サービス	26	34	38	28	30	156
知財権説明会など	67	68	64	61	98	358
公務員招待研修	2	5	6	-	-	13

ハ. 評価及び発展方向

IP-DESKを通じた知的財産権相談及び出願支援申請が毎年増加傾向にあり、海外知的財産権の確保及び保護に関する関心と需要が高まっている。

今後もIP-DESKは海外知的財産権の保護支援機能を持続的に強化し、韓国企業の安定的な海外進出を支援するために努める予定である。特に、2022年度には海外出願支援を商標・デザインから特許まで拡大し、中小企業の知的財産権法律サービス費用支援比率を80%（既存70%）まで増やし、国別・業種別知的財産権侵害動向調査を新規実施することで、輸出企業の知的財産権保護支援を強化する計画である。

第3章 知的財産分野におけるグローバルリーダーシップの強化

第1節 概観

産業財産保護協力局	国際協力課	技術書記官	キム・スンオ
		工業事務官	カン・ヒマン
		行政事務官	チェ・ウンリム
		行政事務官	イ・ジヨン

1. 概要

韓国企業の活動舞台が全世界に広がり、知的財産分野における国際協力の重要性も増大しつつある。特許庁は知財権を活用した海外進出の多角化、現地カスタマイズ型支援システムの構築、韓国型IPインフラのグローバル拡散及びグローバル知財権規範の形成などを目標に多様な国際協力活動を推進している。このような国際協力活動は二国間協力、IP5協力及び多国間協用に大きく分けられる。

2021年はCOVID-19によって対面会議が不可能な状況で、韓国と長い間知的財産協力関係を続けてきた中国、米国、ヨーロッパなど先進国特許庁と連続テレビ会議を開き、AIなど新技術関連発明の適切な保護のための議論を続けた。また、2021年には韓・中・日特許庁長官たちはカーボンニュートラル関連協力の必要性に共感し、協力チャンネルの構築に合意するなど協力を続けた。

IP5協力でもCOVID-19が影響を及ぼし、すべてのIP5実務会議と、次長会議及びIP5長官会合がテレビ会議またはテレビ会議と書面議論の混合形態で行われた。特に、2021年6月に開催されたIP5長官会合では、韓国と欧州特許庁が主導した先端技術/人工知能協力ロードマップが承認された。同協力ロードマップに従って、IP5は先端技術の特許行政に活用するための協力と人工知能などが遂行した発明に対する審査基準などに対する議論を推進していく予定である。

2021年初めバイデン政府発足とともに、中国の革新国家としてのプレゼンス強化に向けた国家戦略と米国の技術覇権維持という利害関係の衝突がさらに激化し、技術安保に対する重要性が大いに強調された。技術覇権確保のため、米国は未来技術の中国に対するデカップリングと半導体・バッテリー・医薬品・レアアースなどのサプライチェーン再編に乗り出し、中国もまた米国に対抗した攻撃的投資で国家R&D分野の予算を年7%以上拡大した。特許庁は韓国がこのような技術覇権争いに備えられるよう、主要国の関連動向を持続的にモニタリングした。

韓国の高まったプレゼンスを基に特許行政サービスの輸出も拡大している。UAEとは2014年から特許審査代行事業を進めており、2018年から開発されたUAE特許行政システムのメンテナンス事業を続けている。また、サウジアラビアとは2019年に締結した600万ドル規模の協力事業契約に基づき、国家IP戦略の策定、情報化コンサルティング、審査官教育など知的財産権の全分野にわたる知的財産協力事業を続けた。

特許情報を活用した知的財産シェア事業も持続的に拡大している。途上国の生活問題の解決と所得増大のために適正技術及びブランド開発を持続的に支援しており、国際知的財産教育を通じて途上国の知的財産能力を強化して知的財産権格差(IP-Divide)を解消し、アセアンなど支援を希望する国家との協力関係の強化で政府レベルの新南方政策など政策基調にも寄与している。

2. 国際動向及び対応策

米国、中国、日本などの主要国は知的財産を国家競争力強化における核心要素の一つとして認識し、知的財産競争力の強化に向けて国家レベルでの努力を傾けている。

イ. 米国

米国は2021年1月20日、第46代ジョー・バイデン大統領が就任し、米国経済の回復のための救済政策(Rescue Plan)とバイ・アメリカン(Buy American)政策を続けて推進した。その結果、2021年の米国の経済成長率は過去40年間のうち最高水準である5.

7%を記録した。また、米国の上院と下院で中国牽制を目指したイノベーション・競争法(US Innovation and Competition Act、USICA)とアメリカ競争法(America COMPETES Act)がそれぞれ発議され、激化しつつあるグローバル技術覇権争いで優位を占めるために力を入れている。

一方、米通商代表部(USTR)は主要貿易相手国の知的財産権保護及び執行水準を評価した「2021年度スペシャル301条報告書」を2021年4月30日に発表した。上記報告書では前年度と同様、中国など9カ国を「優先監視対象国」、ベトナム、タイなど23カ国を「監視対象国」として指定した。韓国は2009年監視対象国から除外されて以来、13年連続リストから除外された。

その他にも、米特許商標庁(USPTO)は2020年12月27日に制定された商標近代化法(Trademark Modernization Act, TMA)に係る連邦規則を12月18日から施行した。商標近代化法は合法的な商標権者の権利を強化すると同時に使用主義を強化し、最近大きくなりつつある商標使用の虚偽証明問題を解消しようとした。

ロ. 日本

日本政府はCOVID-19以降デジタル・グリーン成長による経済回復戦略を進めたが、戦略のカギである知的財産・無形資産で競争力が低下し、投資活動も低迷してきた。そこで、日本政府は企業の知的財産・無形資産投資を促進するため、2021年7月「知的財産推進計画2021」を閣議決定し、日本特許庁はCOVID-19及びデジタル成長に対応するため、2021年5月特許業務のデジタル化を推進する特許法などを改正した。

新たに就任した森清日本特許庁長官は就任演説で革新の原動力となる知的財産を保護し、革新創出を促進することで、社会課題解決に寄与することを基本とする特許庁の業務推進方向を提示した。主な内容としては審判口述審理のオンライン化・申請手続きのデジタル化、環境技術活用プラットフォーム活動支援などが含まれた。日本特許庁はこれに合わせて多くの申請手続きに対して捺印・署名が不要になるように変え、オンライン面談とテレワーク環境の整備、オンライン口述審理の開始などデジタル化

を着実に進めた。

日本特許庁はウィズコロナ・ポストコロナ時代を迎え、産業財産権・商標・特許制度の基本方向を確定して公表した。主要内容としては、世界最高速度・品質の特許審査、AI・IoT技術時代にふさわしい特許制度の方向性検討、模倣品海外直接購買に対する商標法上規制などがある。また、最近増加しているAI関連特許審査に対しては、AI審査支援チームを新設し、効率的な審査環境を整えた。外国文献特許分類付与及び先行技術調査でAI活用を始め、デザイン審査では画像検索技術を活用した検索支援ツールの開発を進めており、商標審査では先行図形商標の検索にAI技術を活用したイメージ検索ツールを試験的に利用するなど審査にAIを適用している。

一方、日本政府は2022年内に国会に経済安全保障推進法案を提出することを目標に経済安保担当相を新設した。経済安全保障推進法案の主な内容は、サプライチェーン強化、基幹インフラ機能維持、特許出願の非公開、先端技術開発支援などがある。このうち特許出願の非公開は特許公開時に国家及び国民の安全を害する事態を起こす恐れが大きい発明が記載された特許を対象とし、出願公開などの手続きを留保すると同時に必要な情報保全措置を通じて敏感な技術の公開及び情報流出を防止することを骨子とする。

ハ．中国

中国は14・5計画(2021～2025)と2035長期目標を発表(2021年3月)し、科学技術自主革新及び産業構造の高度化など総合的な国家能力を高め、革新型先進国の列に並ぶという目標を提示した。特に、経済社会発展指標の中で革新促進分野指標として人口1万人当たり高付加価値発明特許保有量指標を導入し、2025年までに12件(2020年基準人口1万人当たり高付加価値発明特許保有量は6.3件)達成を目標として掲げた。同計画の知財権分野の主な内容は、知財権保護システムの完備、デジタル技術保護、知財権活用促進などで構成されている。知的財産権保護システムの完備と関連して、新分野及び新業態関連の知的財産権立法の加速化、デジタル技術を保護するためのデジタル技術関連の知的財産権と法律システムの補完、知的財産権の活用を促進するための知的

財産権担保金融商品の開発奨励などを含んでいる。

また、2020年10月全国人民代表大会常務委員会で最終通過した特許法改正案が2021年6月1日に施行された。今回の改正は1985年制定以後第4次改正であり、特許出願と特許権行使の誠実信用原則と特許権濫用禁止規定を新設し、特許権の故意侵害に対する懲罰的賠償制度(最大5倍)を導入して特許権者の合法的な保護を強化する根拠を設け、部分デザイン制度新設及びデザイン保護期間の延長(10年から15年に延長)など「産業デザインの国際登録に関するハーグ協定」加盟に向けて制度を整備した。

中国国家知的財産局が発表した2021年主要知的財産権統計によると、発明特許登録69.6万件、実用新案登録312万件、デザイン登録78.6万件、商標登録773.9万件で、COVID-19状況にもかかわらず前年同期比登録件数が大幅に増加し、これは中国の科学技術水準向上及び中国政府の知的財産権重視政策の成果によるものと評価した。また、外国出願人の中国内特許登録件数は11万件で前年同期比23.0%増加し、商標登録は19.41万件で前年同期比5.2%増加し、これは外国企業が中国での知的財産権確保に多くの努力を傾けていることを示していると評価した。知的財産権活用分野では特許・商標担保融資項目は1.7万個で同期比41.2%増加し、担保融資総額は3,098億元(韓国ウォンで約58.8兆ウォン)で同期比約42%増加した。

また、中国は総括的で国家レベルの知的財産政策として「知的財産権強国建設綱要(2021-2035)」を発表(2021年9月、国務院)した。同綱要で中国政府は知的財産分野で2025年までに知的財産権使用料年間輸出入総額3,500億元(韓国ウォンで約64兆ウォン)の達成、特許集約産業の付加価値GDPの13%達成など明確な成果を出し、2035年までに知的財産権総合競争力で世界トップに上り詰めるという長期的な青写真を明らかにした。その他に、「社会主義の現代化に向けた知的財産権制度の構築」、「世界的水準の経営環境を支援する知的財産権保護システムの完備」、「創造的革新を奨励する知的財産権市場運営メカニズムの構築」など具体的な6大任務を提示し、各省庁及び地方政府の年度別推進計画の策定及び履行に対するモニタリング・評価に関する内容も含まれている。

二. 欧州

欧州は気候変動への対応とデジタルトランスフォーメーションを持続的な政策基調として維持しており、欧州グリーンディール(European GreenDeal)、デジタル政策案(A Europe fit for the digital age)などを発表し、気候変動への対応とデジタルトランスフォーメーションを実現するための根幹としての知的財産権を強調した。特に、企業や研究所、公共機関などが自由にデータにアクセスできる「欧州データ単一市場」(Europe data single market)を強調し、その実行策として知的財産権活用のための法令体制の整備、知的財産権奪取への対応など知的財産権保護を強調した。

さらに、欧州執行委はEU単一データ市場の構築のためにデジタルガバナンス法案(Digital Governance Act)、オンライン仲介業者の秩序を規律するデジタルサービス法案(Digital Service Act)、大型プラットフォーム規制のためのデジタルマーケット法案(Digital Market Act)を承認し、デジタルトランスフォーメーションの秩序を構築しようとする構えである。

EUは模倣品及び盗用に対する監視を強化するため、欧州連合知的財産庁(EUIPO)内に「欧州知的財産権侵害監視機構」を設置し、知的財産権執行業務を遂行している。2020年12月にはマーケット運営者、地方執行当局及び政府の知的財産権侵害取り締まり措置を誘導し、模倣品購入に対するEU市民の認識を高めるため、EU執行委工商総局で2018年12月に続き2番目に「模倣品及び不法コピー監視リスト(Counterfeit and Piracy Watch List)」を発表した。

ヨーロッパの特許審査を管掌する欧州特許庁(EPO)でもデジタル時代に相応しい組織・システム・顧客サービス・ネットワーク構築を標榜した「戦略計画2023」に合わせて、AI基盤の審査システム構築などデジタルトランスフォーメーションが行われている。欧州の商標・デザイン審査を管掌する欧州連合知的財産庁(EUIPO)においても、「戦略計画2025」を通じて、知的財産権システムの高度化、顧客中心サービスの提供、デジタル時代に適応する組織などを目指している。

ホ. 対応策

特許庁の国際協力活動は韓国企業の海外進出の拡大及び支援という大きい目標の下で行われる。このような点で相手特許庁や国際機関が展開している政策が変化したり、法・制度などが改正された時、それを適時に把握して韓国の知財権制度ユーザーに伝えることが何より重要である。海外に進出する韓国企業が進出国で知財権法・制度の変更事項を的確に熟知できず発生し得る不利益を予防し、該当国が施行している多様な特許権者保護政策などを十分に活用して現地で幅広く保護されるよう支援する必要がある。特に、韓国企業の進出需要が米国、中国、日本などから徐々に新興国・途上国に拡散し、今後このような傾向はさらに強くなる見込みで、韓国企業の進出需要が発生する新しい国家との協力を開始する必要がある。

そのために、特許庁は海外特許庁との協力システムの構築だけでなく、韓国企業の声に耳を傾けるように企業との常時協力システムも備えておく必要がある。このような常時協力システムの構築と運営は韓国企業に特許庁を名実ともに海外進出における知的財産パートナーとして認識させる良い方策である。

次に、激化している知的財産権紛争の流れを十分見極める必要がある。米・中貿易摩擦から触発された知財権の通商武器化によって先進国を中心に技術保護主義がさらに強まる見通しである。それによって海外進出あるいはグローバル市場において存在感を増している韓国企業は大中小企業を問わず海外競合社とパテントトロールの標的になる可能性が常に存在する。実際、サムスン、LGを含む大企業だけでなく、中小企業も業種を問わず海外パテント・トロール(NPE)による提訴が大幅に増加した。したがって政府レベルでは中長期的な観点から健全な知的財産生態系作りに向けた政策を展開し、企業の知的財産権関連競争力を高めていかなければならない。特許ビッグデータ分析結果などを基に韓国企業にR&D方向を提示することで強い知財権を獲得させ、獲得した知財権が新しい投資の種になれるよう知財権が活発に取引される市場環境を構築する必要がある。同時に、他人の知的財産を侵害して利益を得ることがないように侵害行為に対する処罰を強化することで、健全な知的財産生態系作りが完成できる。

また、増えつつある中国及び新興国で韓国企業の知的財産権に対する侵害、特にデジタル環境での侵害により積極的な対応が求められる。幸いなことに最近中国では知的財産権の保護強度を強化し、データベースの構築、インターネットでの権利侵害の取り締まり、税関での知財権取り締まり及び知財権行政・司法保護の強化など中国政府が権利者保護を強化する傾向にあるが、依然として知財権侵害に対する中国一般大衆の認識は低いほうである。したがって、様々な方法を通じて中国大衆の知財権保護に対する認識を高める取り組みが求められる。

特に、最近韓流ブームによってASEAN地域における韓国ブランドの侵害事例が増しているが、中国よりも低い大衆の知財権侵害に対する認識水準、知財権保護のための法制度の不備などで、これらの国家において韓国知財権の保護に骨が折れる状況である。したがって、これらの国家では知的財産が正しく保護される環境を早期定着させることが極めて重要な課題であり、そのために無償コンサルティングなどの支援を行う必要がある。

同時に、IP5の一員としての責任感を基にグローバル知的財産規範関連議論に積極的に参加し、グローバル知財権制度の発展に寄与しなければならない。IP5協議体はグローバル知的財産規範を改正し、国家別に異なる制度を調和させていく作業を地道に行っている。したがってIP5協議体内での議論がグローバル知財権制度の発展に向けた方向で推進されるように絶えず省察する努力が求められる。また、韓国企業が多く活用しているPCT制度、マドリッド国際商標制度、ハーグ国際デザイン制度、特許審査ハイウェイ制度に対するユーザーの不便を解消し、その利用率を高めていく必要がある。また、両国が共同で先行技術を調査し、それを他の件より早く審査する特許共同審査の施行を持続的に拡大することで、国際的により強力な特許権を持つことを希望する出願人がいつでも特許共同審査サービスが受けられる環境を整えることが重要である。

最後に特許庁は新技術の発展とそれによる変化に常に目と耳を開いておく必要がある。AIを知財権行政と審査に活用するための議論とAI発明の発明者性に対する議論が国際的に活発である。AIのような新技術は新しい形態の知財権認定を強要するなど、

全世界特許庁に様々な挑戦課題を投げかけ、世界各国はそれに対する解法を見つけ出すために多様な議論を続けている。このような国際議論の流れを熟知していつでも議論をリードする準備をしておくことが、新技術時代において知財権分野のグローバルリーダーシップを発揮するための基盤となる。

第2節 知的財産先進5カ国協力体制の強化

1. 特許先進5庁(IP5)の協力体制

産業財産保護協力局 国際協力課 工業事務官 カン・ヒマン

イ. 推進背景及び概要

知識基盤経済への経済体制の変化と先進国の知的財産重視政策によって世界全体の知的財産出願が着実に増加傾向にある。特に、韓・米・日・中・ヨーロッパなど先進5カ国特許庁の出願が世界全体出願の約85%を占めているだけでなく、2カ庁以上に対する重複出願比重が高くなるにつれ、IP5間の協力の必要性もまた高くなりつつある。

このような審査協力の必要性に共通認識を持った5カ国の長官が2008年10月韓国済州で開催されたIP5長官会合において、IP5業務協力のビジョンとこのビジョンの実現に向けたIP5の10大基盤課題策定に合意したことで、IP5協力の実体的な議論が始まった。

ロ. 最近先進5カ国特許庁長官会合の主な成果

2017年マルタのバレッタで開催された長官会合ではIP5協力発足10周年を迎え、これまで10年間の成果を集約した成果報告書を発刊し、長官会合で発表された共同声明書には今後10年のに向けた新しいIP5協力ビジョンを盛り込んで採択した。

新しい協力ビジョンは「IP5内で特許審査慣行と手続きの調和を図る」、「品質管理の最適化」、「IP5庁間業務協力(work-sharing)の最大化」、「特許情報サービスの向上」など4つの主要事項を核心価値として明示している。

COVID-19パンデミック状況で2020年に続いてテレビ会議の形で開催された2021年長官会合(日本主催)では、人工知能(AI)などデジタル技術の急速な発展に先んじて対応

し、効率的な特許審査サービスを提供するための先端技術(NET/AI)協力ロードマップを承認することを骨子とする共同声明書を採択した。先端技術(NET/AI)協力ロードマップは2019年韓国が欧州と共同主導で先端技術タスクフォースを構成して議論をリードしてから2年でIP5合意を通じて成し遂げた結果という点で意味が大きい。合意したロードマップは△AIなど先端技術分野の発明に対する特許審査制度の統一性向上、△先端技術を活用した審査サービスの改善、△先端技術分野先行技術検索効率の増進、△先端技術関連動向の共有の4分野に対する協力計画を含んでいる。

COVID-19パンデミック状況によってテレビ会議形態で開催された2020年長官会合(中国主催)では知的財産が世界的な景気低迷を打開するための有用な手段であることを認識し、すべての産業領域において知的財産保護を強化していくことを共同宣言文で発表した。特に、COVID-19の診断・治療・予防に関する特許及び技術情報を透明に公開し、関連技術の進展を促すことにした。また、IP5は人工知能など新技術分野の協力強化、特許制度の調和を通じたユーザー利便性の向上、特許審査の品質と効率性強化を通じた審査結果予測性向上のためにも持続的な努力を傾けることにした。

ハ. 今後の推進計画

IP5協力がスタートした2007年に比べて今は5庁の審査着手期間が多く短縮された点で、IP5発足初期の主要目的である「審査滞積の解消」はある程度達成されたと見られる。また、分類(CPC)、情報化(OPD)、審査協力(PPH)など各実務グループの主要成果はIP5特許庁を超えて全世界にそのベネフィットを広げている。現在IP5間のパイロット事業として進行中のPCT協力審査もまた安定的に定着すれば、国家間審査協力の新たな転機を迎えると期待される。

発足以後10年が過ぎて新しい協力ビジョンを履行していくIP5協力は中長期的な観点で協力課題の効率的な履行方法を考え、新しい協力システムの構築を模索しつつ、5庁間の協力が質的な面で跳躍できるよう取り組んでいる。また、IP5は既存の進行課題である各実務グループ(WG)別の多様な協力課題だけでなく、先端技術(NET/AI)協力ロードマップに含まれた協力計画を順調に履行できるよう、新しい協力課題を導き出

して行う計画である。先進5カ国IP5協力は、IP5が最終的に追求する「効率的かつユーザーフレンドリーな国際特許環境作り」という協力ビジョンの達成に向けて持続され、その深さと幅をさらに広げていく予定である。

2. 商標先進5カ国(TM5)の協力体制

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 チョン・ムチョル

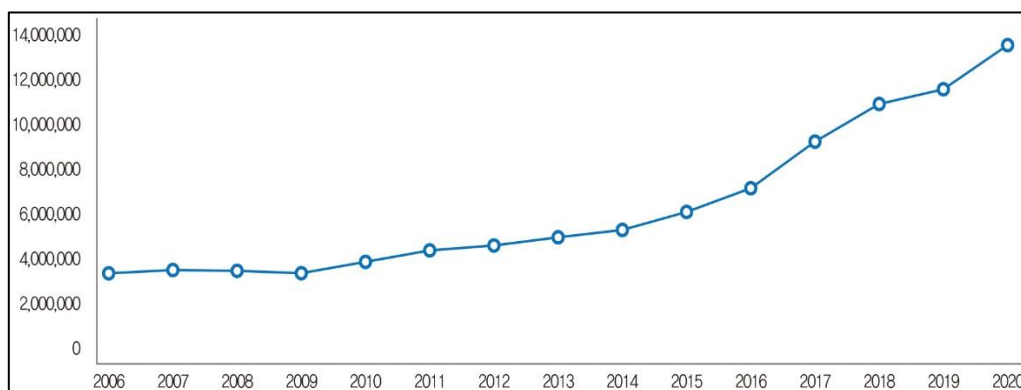
イ. 商標先進5カ国協力推進の経過

1) 推進背景

世界的に商標出願は着実に増加傾向にあり、最近では韓国を始めとする多出願国の米国、中国、日本、欧州のみならず、インド、ブラジルなどの商標出願も大幅に増加している。

各国の商標出願の増加傾向とともに注目すべきことは、一つの商標が複数の国に出願される多国家出願が増加する点である。オンラインプラットフォームの発展で海外進出が活発化し、企業は一つの商標を複数の国に登録して利用する戦略が必須の時代になりつつある。このような状況の中で韓国企業が海外で簡単に商標権を確保できるようにするため、商標分野の国際的な協力強化が必要である。

<図IV-3-1> 年度別の全世界商標出願件数(件数：多類基準)



(出処：WIPO Indicators 2021 p. 77)

2) 商標先進5庁体制の形成

商標・デザイン分野における国際協力の強化を求めるニーズに応え、韓国特許庁は2009年4月既存の米・日・欧州の商標先進3庁(TM3)体制への加盟に対する議論を始め、2011年正式会員として加盟した。また、2012年にはオブザーバーとしてのみ参加してきた中国の正式会員としての参加が決まり、4庁間協力体は先進5庁間の協力体制であるTM5に拡大した。

ロ. 最近TM5会議の主な成果

2018年TM5年次会議は2013年に続いて再びソウルで開催された。会議では既存協力課題の他に第4次産業革命時代に登場する新しい革新的な商品やデザインを効果的に保護するために韓国が提案してこれまで議論してきたTM5間の新しい協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文(Joint Statement)も採択された。同時に、TM5年次会議の開催をきっかけとして10月30日から11月7日までの期間を「2018商標・デザイン週間」として定め、世界知的所有権機関(WIPO)、国際商標協会(INTA)などと共同でソウル国際商標・デザインコンファレンス、KIPO-INTA国際シンポジウム、マドリード国際商標出願コンファレンス、デザイン法研究公開セミナー、WIPOハーグ国際コンファレンスなど多様な国際イベントを連続的に開催した。

2019年TM5年次会議は日本が開催したが、韓国は新規事業として「商標侵害認識向上」事業を提案し、履行方向を議論した。2020年はCOVID-19パンデミックによってテレビ会議の形式で年次会議を進め、COVID-19に対応するTM5・ID5共同声明書を採択し、パンデミックによって変わった商標政策に対して議論した。2020年はCOVID-19によってテレビ会議形式で年次会議が行われ、COVID-19に対応するTM5・ID5共同声明書を採択し、パンデミックによって変わった商標政策に対して議論した。

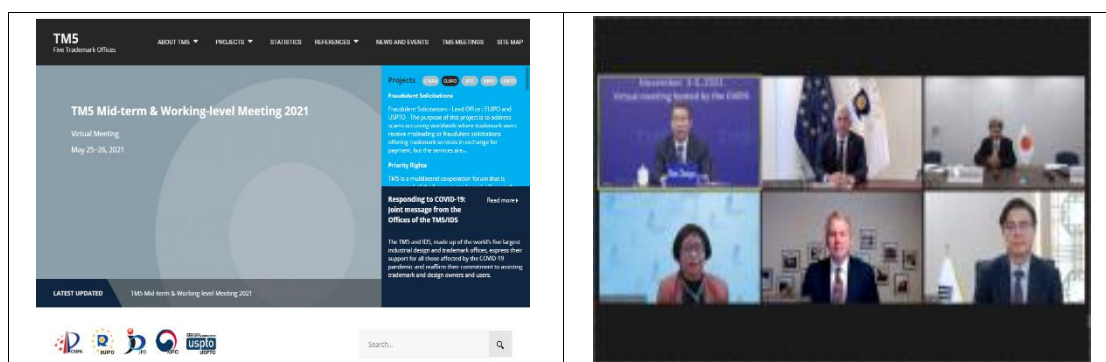
2021年にもパンデミックが続いたため、議長国である中国はテレビ会議で年次会議を行った。これまでプロジェクトの遂行国としてのみ参加してきた中国は今回の会議

をきっかけに2件の新規プロジェクトを提案し、加盟国からの承認を得てTM5により積極的に参加して協力を強化した。

ハ. 今後の推進計画

2022年はTM5体制が10周年を迎える年で、議長国であるEUIPOはAI、ブロックチェーンなど新技術の発展によって変化する商標制度に関してTM5の役割を議論する場を設ける計画である。COVID-19以後3年ぶりの対面会議進行を計画しており、商標先進5庁協力体制を今後も強固にして各国の制度理解を深め、長期的には制度の調和に対する基盤を整えていく予定である。

<図IV-3-2> TM5ウェブサイト及び2021年年次会議



<表IV-3-1> TM5の主要協力事業

	課題名	内容
韓国	商標侵害認識向上	・各国の商標権侵害事例の収集・発表
	TM5ウェブサイト	・TM5公式ウェブサイトの構築・運営
	審査結果の比較分析	・5カ国共同国際商標出願件に対する審査結果分析
	商品名称の記載方式	・TM5国家間の商品名称記載方法の結果提供
日本	ユーザーの参加	・ユーザーとの商標イシューのコミュニケーション
	悪意的な商標出願	・悪意的な商標出願に関する事例研究及びセミナー開催
	イメージ検索	・各国の図形商標検索システム構築情報の共有
欧州	共通統計指標	・5カ国商標出願・審査・登録関連統計の収集
	TM-view	・国際商標出願・登録情報検索システムの構築・運営
	優先権書類	・優先権証明関連制度の比較及び調和
	リスク管理	・予期せぬ環境の変化に対応する商標政策の共有

米国	TM5広報	・ TM5活動をユーザーに広報
	共通認定商品目録	・ 加盟国が共同で認定する商品名称リストの構築
	共通状態指標	・ 商標出願の法的処理状態の共通表示指標の構築
	非典型商標	・ 非典型商標の各国法制度、審査実務基準の比較
	詐欺性広告	・ 特許庁詐称など詐欺広告事例の収集及び根絶方策作り
中国	商標異議申出及び審判手続き	・ 異議申出法システムと実務、商標審判手続きと運営方式の比較
	商標出願書の管理	・ 紙・電子出願を含む出願書の管理方法と経験の共有

3. デザイン先進5庁(ID5)の協力体制

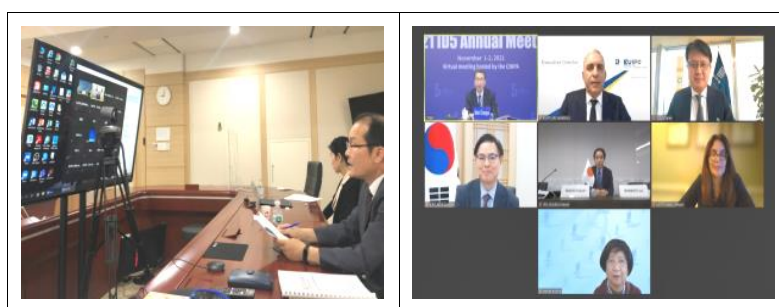
商標デザイン審査局 デザイン審査政策課 行政事務官 ク・ジョンミン

特許分野のIP5、商標分野のTM5に続き、デザイン分野先進5カ国協力システム(CNIPA、EUIPO、JPO、KIPO、USPTO¹⁰)のID5が2015年に新たに構成された。当初商標分野の先進5カ国協力体であるTM5会議の細部分科としてデザインセッションが運営されてきたが、デザイン保護の重要性が次第に高まるにつれ、5カ国ともデザインに関する別途の議論の場が必要であるということに共感し、2015年ID5が発足した。アメリカで開かれたID5創立会議ではID5の将来に関する共同ビジョンを盛り込んだ合意文を発表し、計13の共同協力課題が提案され、このうち12の協力課題が2016年に承認され、国別に課題を分担して推進しながら現在に至っている。協力課題は審査実務と統計情報の共有、デザイン保護のための各国の手続きの比較、審査政策及び審査の一貫性の向上、新分野のデザイン保護など5つの領域に大きく分けることができる。2020年までに計17のプロジェクトが完了または進行中であるが、課題の特性上、国別統計情報の収集、ID5ウェブサイトの運営など一部の課題は毎年定期的にアップデートしながら運営を続けている。2018年ソウルで開催された会議では、12課題のうち5課題が無事完了し、新たに6つの課題の推進が承認された。特に、この会議では第4次産業革命をリードするVR、AR、3Dプリンターなど新しい技術に関するデザイン保護の重要性が益々高まっている中で、こうした分野のデザインに関する各国の協力を強化する「ID

¹⁰ CNIPA: 中国国家知識産権局、EUIPO: 欧州知識財産庁、JPO: 日本特許庁、KIPO: 韓国特許庁、USPTO: 米国特許庁

5共同宣言文」の合意に至った。同時に、韓国特許庁はID5ホームページ(www.id-five.org)の製作と運営を受け持っており、完了または進行中の課題の結果物を公開し、知財権ニュースを配信するなど、ユーザーとID5をつなぐ重心的な役割を果たしている。テレビ会議形式で開催された2021年年次会議において、韓国特許庁は米国とともに「デザイン公開延期制度の比較研究」を主導するための計画を発表し(下記の表を参照)、5庁はCOVID-19以降のニューノーマル(New-normal)時代に備えるための協力ビジョンを盛り込んだ共同宣言文を発表した。2022年度中間・年次会議は韓国で開催される予定である。

<図IV-3-3> 2021年ID5年次会議(テレビ会議で開催)



<表IV-3-2> ID5の主要協力事業

	課題名(協力国)	内容
韓国	ID5ウェブサイトの構築及び運営	-ID5デザイン制度及び協力事項のオンライン提供(運営中)
	産業デザイン侵害の損害賠償制度の研究	-加盟国別損害賠償制度の比較
	デザイン公開延期制度の比較	-加盟国別公開延期制度の現状比較
中国	図面要件に対するユーザーマニュアルの開発	-加盟国間の図面要件を比較して総論及び特有制度図面の作成
	優先権書類の電子的交換	-各国DAS実行点検
	デザインデータ保有状況	-デザインデータの活用状況比較
日本	ID5デザイン統計	-毎年共通統計指標アップデート
	新規性審査におけるインターネット参考証拠の活用	-インターネット参考証拠の引用関連の各国実務・判例比較
欧州	協力・コミュニケーションの活性化	-ID5ウェブサイトを中心とするオンライン広報

	デザイン審査品質管理政策の研究	-加盟国別の審査品質の改善・管理政策の共有
	新技術の交換	-各国におけるAI検索、ブロックチェーンなど新技術導入の状況
米 国	デザイン実務勸奨案	-DLT草案に基づいた実務勸奨案の作成
	ID5：5年のレビュー	-過去5年間デザイン法制度の変化に関するアンケート及び既存課題アップデートの実施
	デザイン権の保護期間及び更新	-存続期間、更新方法など各国の比較及び産業別有効権利状況データの共有

第3節 二国間及び多国間協力の積極的な推進

1. 主要国との特許審査協力など二国間協力の強化

産業財産保護協力局 国際協力課 行政事務官 チェ・ウンリム
行政事務官 イ・ジョン

イ. 推進背景及び概要

韓国の企業、研究院などが海外主要国に出願する国際出願が増加していることで、韓国の出願人が海外市場において特許権、商標権などの正当な保護を受け、事業を遂行できるようにするためには、海外での韓国知的財産権に対する保護基盤を強化する必要がある。そこで、韓国特許庁は中国、米国、日本など韓国企業の進出が活発な主要国と持続的に二国間会議を開催することで、韓国企業が現地において知的財産を創出して保護を受ける上で支援が受けられるように協議を続けている。

特に、特許審査分野では特許審査滞積による経済損失が全世界的に重要問題として浮上していることから、特許庁間の業務協力(work-sharing)が審査滞積の解消のための効果的な解決策として注目されるようになった。そこで先進国特許庁を中心に外国特許庁との審査協力を通じてより早く、より品質の高い特許審査サービスを提供するための方策を模索することに至った。

主要国との二国間協力は相手国の特許庁長官と長官会合を開催し、二国間知的財産権関連の主要懸案及び協力事業の推進に合意し、これを基に両特許庁の該当実務部署が後続処置を取るプロセスで行われる。長官会合とともに両庁間局長レベル以上のハイレベル実務会議と課長レベル以下の実務会議も主要国との二国間協力のための重要なチャンネルとして活用されている。

ロ. 推進内容及び成果

2021年の一年はCOVID-19の長期化で国境間移動制約など二国間協力において困難が続いたが、韓国特許庁は中国、米国、ヨーロッパなど世界各国の特許・商標所管機関とオンラインで長官会合を開催し、技術発展による新技術の保護とカーボンニュートラル、持続可能性などグローバルイシューとつなげて知的財産権保護問題を扱うなど、これまでの協力を基に協力関係を深めることに力を入れた。また、特許共同審査(CSP、Cooperative Search Program)協力を拡大し、AI及びビッグデータ関連デジタル知的財産保護分野協力など新しい知的財産分野について議論を主導した。

中国とは特許、デザイン、商標、情報化、審判、教育及び知的財産権保護の7分野で実務会議を定例化して協力しており、テレビ会議形式で開催された第27回韓・中長官会合(2021年11月)で韓・中知的財産権深化協力MOUを締結したことで、両国特許庁がこれまでの包括協力関係から知的財産権の創出、活用、保護及び管理などあらゆる分野での協力をさらに深めていくことに合意した。同MOUは協力分野別の細部内容と国家知的財産権システム発展のための情報と経験を共有することを盛り込んでおり、これを通じて国家知的財産システム発展のための多様な情報交流だけでなく、新しい分野の協力需要発掘など両国特許庁間の協力がより活発になるものと期待される。

韓・中・日協力と関連しては、第21回韓・中・日長官会合と第9回韓・中・日ユーザーシンポジウムがオン・オフラインハイブリッド方式で開催された。長官会合で韓国特許庁はカーボンニュートラル分野に関する共同協力を提案し、韓・中・日特許庁はカーボンニュートラルを推進するにあたって知的財産システムが持つ重要性を認識し、協力可能性を模索することに合意した。韓・中・日ユーザーシンポジウムは隣国という協力の利点を活かした3国の知的財産権ユーザー(企業家、知的財産権専門家など)間交流の場という意味を持ち、今後も3国間の知的財産協力の裾野を広げ、3国ユーザーの利便性向上という効果をもたらすものと期待される。

米国とは韓・米長官会合をオンラインで開催し(2021月10日)、人工知能(AI)などデジタル技術分野の発明に対する法的安定性を確保し、AI技術を活用した特許行政システムを改善して審査効率性を高める両庁間協力強化方策に合意した。また、両長官は国別に異なる特許権譲渡制度によって企業が直面する問題を解決のために、両庁が共

同で主導するIP5譲渡制度調和課題が円滑に進められるよう協力を続けていくことにした。

欧州特許庁(EPO)とは韓・EPO長官会合(2021年12月、テレビ会議)を開催し、AI・ブロックチェーンなど新技術の特許行政に活用する案の議論を続け、コンピュータ関連発明(CII)共同研究の最終報告書を発表した。また、両庁の相互協力の基本となる2022-2023業務計画(WorkPlan)に合意・署名し、これにより両庁の協力がさらに深まり、体系的に進められるものと期待される。

欧州商標庁(EUIPO)とは韓・EUIPO長官会合(2021年10月)をオンラインで開催し、EUIPOのブロックチェーンを活用したIP registerプロジェクトについて専門家会議を通じて協力していくことに合意し、専門家派遣(SNE、Seconded national expert)が支障なく完了したことと関連して、継続的な人材交流を通じた活発な協力はもちろん、TM5/ID5内での協力も強化していくことに合意した。また、韓・EUIPO包括協力MOUを更新し、持続的な協力関係を再確認した。

韓国特許庁は、韓国の出願人が主に出願する34の主要国と特許審査ハイウェイ(PPH)プログラムを施行している。海外で特許登録が受けられる新しい「ハイウェイ」が開通しているのである。韓国企業の観点から見ると、海外で特許登録をより早く簡単に受けることができ、特許庁の観点から見れば、PPHは外国で登録を受けた特許出願の審査結果を審査官がより簡単かつ正確に活用できるようにすることで、審査の品質を高め、審査期間を短縮する効果を上げることができる

ハ. 評価及び発展方向

韓国企業の活動舞台が世界全体に広がったことで、知的財産分野においても国際協力の重要性が増大している。そこで韓国特許庁は韓国国民に実質的に役立つ国際協力の推進を目標として韓国企業の海外における知的財産権獲得及び保護のための多角的な協力事業を展開している。主要拠点国との二国間会議を通じて知的財産権協力基盤を持続的に拡大し、特許共同審査、特許審査ハイウェイ、特許認定協力対象国の拡大

を通じて韓国企業が海外においてより迅速かつ効率的に知的財産権を取得できるように支援した。今後も特許審査協力などの二国間協力は引き続き拡大される見通しである。

2. 新南方など新興市場との戦略的協力の強化

産業財産保護協力局	国際協力課	技術書記官	キム・スンオ
		工業事務官	ユン・ジヨン
		行政事務官	アン・グァンリョル
		工業主事	チェ・ドンウク

イ. 推進背景及び概要

経済成長エンジンとしての知的財産に対する認識が広がり、韓国企業が知的財産権を獲得する国家も多角化している。そこで韓国特許庁は韓国企業の進出・交流が拡大している主要途上国及び次世代有望経済圏国家を中心に知的財産行政韓流を伝播し、知的財産権外交の外延を拡張するために努力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

2021年の1年間、韓国特許庁は米国、日本、中国、ヨーロッパなど主要パートナーとの二国間協力を持続的に推進するとともに、政府の新南方政策の基調に応えるため、アジア地域を始め、中東、中南米地域へと知的財産権協力の外延拡大に向けて取り組んだ。

アジア地域は韓国と地理的にも近く、韓国企業の進出と投資が活発に行われてきた。その中でもASEANは韓国における第2位の貿易対象であり、最近グローバルバリューチェーンの再編によってその重要性がさらに浮き彫りになっている。2018年3月初めて「韓－ASEAN特許庁長官会合」が開催され、2019年の会合は韓国特許庁主管の下でソウルで開催された。以後、パンデミックで対面会議が難しい状況の中でも着実に非対

面方式の特許庁長官会合を開催し、ASEANとの交流・協力を続けることができた。2021年に開かれた第4回韓・ASEAN長官会合では、各国出願動向の共有、IP教育協力の強化、新規協力分野の発掘推進などに対して同意した。

新北方主要国の一つであるロシアとは2021年12月韓国・ロシア特許共同審査(CSP)協力MOUを締結し、韓国企業が現地で知的財産権を迅速に獲得できる環境を構築した。また、韓・ロシア商標分野包括協力MOUを締結し、審査協力分野を商標にまで拡大した。

中東地域では韓国の特許行政サービスが活発に広がっている。2014年から進められてきたアラブ首長国連邦(UAE)特許審査代行業は着実に続いており、2021年にも同事業のために4人の審査官がUAE経済部に派遣されて勤務している。また、2016年2月に締結した特許行政情報システム開発事業の後続として、2021年に第2次情報システムメンテナンス事業のための契約が締結された。

UAEとの知的財産協力の成功を基に始まったサウジアラビアとの知的財産分野の協力も、その範囲が持続的に拡大した。2019年6月両国首脳が臨席した中で締結したMOUを始めに3回にわたる特許庁長官会合を通じて、韓国特許庁とサウジアラビア知的財産庁(SAIP)はサウジアラビア知的財産生態系作りに向けた6百万ドル規模の協力事業の契約を締結した。これを基に、2019年8月に11人の韓国知的財産専門家をサウジアラビアのリヤドに派遣した後、2021年2月及び3月に3人の特許庁公務員と民間知的財産専門家を追加派遣した。派遣された韓国の知的財産権専門家はサウジアラビア国家IP戦略策定、ITコンサルティング、審査官能力向上教育などを含む知的財産権全分野にわたる協力事業を展開している。

中南米主要国であるメキシコと2021年3月包括的協力MOUを無期限延長し、韓-メキシコ間の知的財産創出・保護・活用のための互惠的協力関係を持続できる土台を構築した。また、ウルグアイ特許庁との情報化コンサルティング事業のため、2021年2月韓-ウルグアイ知的財産権情報化協力MOUを締結した。今回のMOUを通じて中南米地域内の韓国に友好的な生態系を作り、他国との特許協力システム構築に役立つものと期

待している。

ハ．評価及び発展方向

2021年は第4回韓-ASEAN長官会合の開催、韓国知財権専門家のサウジアラビア派遣及び協力事業の契約締結などを通じて、韓国型行政韓流を新興市場に積極的に広めた年であった。特にこれまで協力基盤を構築するために努力してきたASEANと協力システムを強固なものとして構築することはもちろん、ロシアとの包括的協力MOU締結のような可視的な成果を収めたという点で大きな意味があると言える。

また、韓国企業の進出が活発で、K-ブランドの人気の高まりつつアジア地域における審査協力の拡大はもちろん、「人材養成」分野までその協力の領域を広げたと評価できる。

3. 知的財産分野の国際機関の懸案に対する能動的な対応

産業財産保護協力局 産業財産通商協力チーム 行政事務官 ホ・ウォンソク

イ．WIPO(World Intellectual Property Organization、世界知的所有権機関)

1) 第62回WIPO総会

2021年10月4日～10月8日にスイス・ジュネーブで開催された第62回WIPO総会で、キム・ヨンレ特許庁長は代表演説を通じて△COVID-19パンデミックを克服するための革新と創意の重要性及び2020年グローバル革新指数世界5位など韓国の革新成果を紹介し、△加速化しているデジタルトランスフォーメーションに対応するための韓国特許庁の取り組み(人工知能などに対する審査基準の改正など)を説明し、△国際協力及び連帯強化の必要性と途上国と先進国間の知的財産格差を縮めるために韓国がWIPO信託基金を通じて推進中の多様な途上国支援事業を紹介した。

ハイブリッド方式(遠隔及び物理的参加を同時進行)で行われた第62回総会で、加盟国は新規WIPO地域事務所(External Office)の韓国誘致に影響を及ぼしかねない既存の7つのWIPO地域事務所(中国・日本・ロシアなど)に対する評価基準(terms of reference)を韓国を含む8カ国が提出した文書などを考慮し、WIPO事務局が草案を作成した後、2022年事業・予算委員会(PBC)開催前に回覧することに合意した。

また、「すべての人の利益のために革新と創意を支える知的財産」というビジョンの下で、4つの目標と13の主要課題が盛り込まれた2022年～2026年WIPO中期戦略計画(MTSP)及び2022年～2023年事業・予算提案書が承認されたが、これに対してダレン・タン(DarenTang)WIPO事務局長は「既存のWIPOの強みであるグローバルIPサービスに集中しながらも、IPが経済発展のための強力なツールとして広く使われるよう努力する」と明らかにした。

一方、第62回WIPO総会で韓国特許戦略開発院(KISTA)及び韓国知的財産協会(KINPA)がWIPOオブザーバー(Observer)として承認されたことで、韓国発明振興会、大韓弁理士会など既存5団体であった韓国WIPOオブザーバー団体が7つに増えた。

<図IV-3-4>WIPO総会での代表演説



2) アジア地域特許庁長－WIPO事務局長のテレビ会議

2021年6月22日に開催された「アジア地域特許庁長官－WIPO事務局長テレビ会議」に韓国特許庁はキム・ヨンレ特許庁長が首席代表として参加し、「経済成長及び発展のために知的財産が活発に使われるべき」という内容を骨子とする2022年～2026年WI

PO中期戦略計画(MTSP)に支持を表明する一方、韓国のIP金融、IP事業化及び中小企業支援政策などを紹介し、このような韓国特許庁の政策ノウハウ及び経験をWIPO及び加盟国と共有し、WIPO中期戦略計画履行の成功及び加盟国全体の利益に寄与すると述べ、事務局長とテレビ会議に出席したアジア地域特許庁長官から多くの支持とコンセンサスを得た。

<図IV-3-5>WIPO事務局長－アジア地域特許庁長官間のテレビ会議



3) 韓国特許庁長－WIPO事務局長のテレビ会議

韓国特許庁はWIPO事務局長と2021年に2回のテレビ会議を通じて両機関間の協力強化案について議論した。

特に、2021年11月22日に開催されたキム・ヨンレ特許庁長とダレン・タン事務局長とのテレビ会議では、△韓国信託基金(途上国の知的財産認識向上と力量強化のために立ち上げ)の支援の下で発刊された『ブロックチェーン技術とIPに対する白書』など、韓国特許庁とWIPO間協力事業を評価し、△2022年両機関間協力案として新しい類型の知的財産保護に対する国際的議論の活性化及び韓国特許庁の経験とノウハウ共有方策、マドリード(国際商標)国際出願利用拡大方策などを議論した。

<図IV-3-6>WIPO-韓国特許庁間のテレビ会議



4) グローバル革新指数(GII)

世界知的所有権機関、欧州経営大学院などが132カ国を対象に7つの分野(制度、人的資本及び研究、インフラ、市場高度化、企業高度化、知識・技術算出、創意的算出)、81の細部指標によって革新力量を評価した結果、韓国は2021年アジア地域では最も高い順位である5位を占めたが(2020年10位)、これは前年度より5ランク上昇したもので、上位10カ国の中で革新力量が最も改善された国と評価された。

上位10カ国にはスイス、スウェーデン、米国、イギリス、大韓民国、シンガポール、ドイツ、中国、日本が含まれ、韓国は81の細部指標の中で人口数に対する研究員、政府オンラインサービスなど9分野で世界1位を占め、その中で対GDP比の特許出願件数、対GDP比のデザイン出願件数など知的財産関連指標は4つに達した。

5) 特許法常設委員会(SCP)

WIPOは特許法の世界的統一化のために1998年から特許法常設委員会(SCP; Standing Committee on the Law of Patents)を通じて特許出願人の利便性向上、コスト削減などを図るため、2000年特許手続きを統一した特許法条約(PLT)を妥結した後、実体的な特許要件を統一するための特許実体法条約(SPLT)に対する議論を進めているが、先進国と途上国の間はもちろん、先進国間の意見対立によってなかなか合意点を見出せずにいる状態である。

2021年12月に開催された第33回SCP会議(ハイブリッド会議)においても、国際特許システム報告書(各国制度の現状)、特許権の例外及び制限、特許の品質(異議申出及び取消申請制度を含む)、特許と公衆保健、依頼人と特許アドバイザー間のコミュニケーションに関する秘密保持(依頼人-代理人特権)、技術移転などの議題に対する議論が続いたが、先進国と途上国間の異見によって進展はなかった。

6) 商標法常設委員会(SCT)

各国の商標出願及び登録手続きの簡素化と統一化のための商標法条約をWIPO主管で設けた後、WIPO加盟国は1998年3月特定テーマの個別的議論のため、商標、デザイン及び地理的表示の法律に関する常設委員会(SCT; Standing Committee on the Law of Trademarks, Industrial Designs and Geographical Indication)を設置し、関連事項を持続的に議論している。

2021年5月に開催された第44回SCT会議(ハイブリッド会議)では、優先商標関連国家名称に関するジャマイカ勧告案の修正及びドメインネームにおける国家名称などに対する保護策を次期会議で引き続き議論することにした。

デザイン関連、新技術デザイン保護に関する2次アンケート調査の結果が共有され、GUI(画像デザイン)保護のための勧告案の一部修正が次期第45回会議で再び議論される予定である。

7) 遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会(IGC)

WIPOは遺伝資源及び伝統知識の保護問題を議論するため、2001年4月「遺伝資源・伝統知識・民間伝承物保護に対する政府間委員会(IGC: Intergovernmental Committee on IP and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore)」を構成した。

2019年に行われた第39回(2019年3月)、第40回(2019年6月)の会議では伝統知識及び伝統文化表現物の保護を中心に議論されたが、①保護範囲、そして②制限及び例外を中心に伝統知識及び伝統文化表現物の提供国と利用国間の活発な協議が行われたが合意に至らず、2019年WIPO総会(2019年10月)においてIGC Mandateの更新及び会議日程に合意したことで、関連議論が2020～2021年会期で継続される予定であったが、COVID-19のため2020年度に同会議は開催されなかった。

2021年8月に開催された第41回IGC会議では、COVID-19によって土着民と地域共同体の参加が制限される状況を考慮し、実質的な内容に対する議論は行われておらず、20

22年～2023年IGC運営計画に対する議論だけが行われた結果、2022年4回(遺伝資源保護2回、伝統知識・伝統文化表現物2回)、2023年2回(伝統知識・伝統文化表現物2回)IGC会議を開催することで合意した。

8) 開発アジェンダ

WIPOは開発分野の活動を拡大するため、2004年に開発アジェンダ(Development Agenda)を策定した。WIPO加盟国は開発アジェンダ議論を発展させるため、2005年に臨時委員会(PCDA)を創設し、2006年から2007年にかけて会議を計4回開催した。2007年9月総会において、WIPO公式活動領域に途上国支援を骨子とする開発アジェンダ関連の6クラスタ(A～F)¹¹、45の勧告を採択し、具体的な移行方法を議論するため、2008年に開発委員会(CDIP; Committee on Development and Intellectual Property)を発足した。

2021年7月に開催された第26回CDIP会議(ハイブリッド会議)で、韓国は中小企業の知的財産を保護するための様々な政策及び多様な途上国支援事業を紹介し、加盟国は知的財産統計資料の重要性について大部分同意を示し、知的財産とグルメ観光事業の履行と関連して加盟国から肯定的な反応を得た。

ロ. APEC知的財産権専門家会議(IPEG)

1996年に発足したAPEC知的財産権専門家会議(IPEG; Intellectual Property Rights Experts Group)はAPEC貿易投資委員会(CTI; Committee On Trade And Investment)傘下の非拘束的会議体であり、知的財産関連の協力構想(Initiative)の採択及び事業遂行を通じて域内加盟国の知的財産権発展と相互協力を追求している。

IPEGは基本的にAPEC域内の知的財産権発展のための協力関係を追求するが、敏感な

¹¹ Cluster A(技術的支援及び力量向上)、B(規範形成、柔軟性及び公共政策と公共の領域)、C(技術移転、情報通信技術及び知識へのアクセス)、D(分析、評価、影響研究)、E(機構運営)、F(TRIPs第7条の遵守)

イシューに対しては国益によって立場が対立している。2012年第34回会議で米国が提案した「地理的表示制度：原則と勧告」、2012年第35回会議で日本、韓国、米国、メキシコが共同で提案した「知的財産権関連国際条約の加盟拡大」協力構想などが利害関係国の反対によって採択されなかったのが実例である。

したがって、非拘束的協議体であるAPEC会議の特性を鑑み、APECを加盟国間の知的財産権政策情報交流の窓口として活用する一方、韓国の実質的な影響力の確保が可能な議題及び事業を発掘・提案することで持続的な協力を強化する必要があると判断される。そこで、韓国は第36回会議(2013年1月)で先進-途上国間の開発格差を縮め、AP-ECレベルの適正技術開発事業モデルの発掘及び拡大を目標に「持続可能な成長のためのIP基盤知識シェア議題」を提案し、ベトナム、メキシコ、チリ、パプアニューギニアが共同後援国となって最終的に採択された。

2014年APECは「未来指向的なアジア太平洋地域の同伴者関係構築」をその基調と定めて加盟国の協力を求めた。そこで韓国特許庁は2014年2月第38回IPEG会議で2014年APEC基調と関連性を持ち、加盟国間の実質的な協力を導き出せる議題として「中小企業の革新及び知的財産権の活用促進に向けた協力構想」を提案し、本協力構想は万章一致で承認された。

2015年に韓国は同協力構想履行の一環として「中小企業の革新のためのIPビジネスマニュアル」開発事業を提案し、APEC基金10万ドルの承認を受けた。2016年事業を進め、第44回会議(2017年2月)で加盟国に発表した。「IPビジネスマニュアル」は各国の中小企業を対象にIP創出・活用促進支援政策を深層調査し、優秀事例を発掘してIP支援政策総合ガイドブックを製作する事業であり、先行技術調査、特許経営専門家の派遣などIP創出関連6つの事業、優秀発明試作品の製作、特許技術評価支援などIP活用関連12の事業で構成されている。各々異なる環境に直面しているAPEC加盟国が自国に適した政策を選択できるように難度の低い政策から難度の高い政策まで段階別に整理し、加盟国の政策担当者がマニュアルを見て該当事業を即時実行できるよう中小企業、政府及び関連機関の役割を具体的に提供した。

2018年APEC IPビジネスワークショップを開催してベトナムを対象にAPECと共同開発したIPビジネスガイドブックを紹介し、2019年に特許庁のCSP、CS&Eなど迅速かつ強い特許の確保のための制度を紹介した。2020年にはAPEC域内で盛んに行われている韓流便乗企業の営業形態と販売製品事例を紹介し、その根絶策を模索した。また、COVID-19治療剤などに関する技術動向、特許分析などを英文で提供する「COVID-19特許情報ナビゲーション」のような韓国特許庁のCOVID-19対応を紹介した。

2021年2月特許庁事務官がIPEGの議長に選出され、第52回IPEGから議題の方向性をより韓国に役立つ方向に進めた。具体的には、第53回会議から大韓弁理士会を参加させることで、韓国の海外知的財産権侵害事例を紹介し、これに対する問題点を提起した。また、APEC域内許可特許連携制度研究、IP金融制度研究のための課題をそれぞれ提案し、全てAPEC事務局の承認を得た。

2021年APECは下部小グループの活動延長の必要性について議論し、対テロ対応TFなどの活動が中断された。議論過程で一部国家の反対でIPEGも同じく活動延長が中断される場所であったが、利害関係者とAPEC加盟国との緊密な協力を通じてIPEGの活動延長の承認を得た。

このように韓国特許庁はAPEC知的財産権専門家会議 (IPEG) で加盟国間の持続的な協力を導き出せる議題を提案し、会議をリードすることで知的財産権先導グループとしての役割を果たすことに最善を尽くしている。今後も韓国特許庁は知財権と関連して韓国のプレゼンスを高めるために絶え間なく努力する予定である。

ハ. その他国際機関及び国際規範の議論

1) WTO TRIPs理事会

世界貿易機関(WTO)創設以来、貿易の円滑化に向けた後続交渉が持続的行われてきた。2001年11月カタールのドーハで開催された第4回WTO閣僚会議を通じて発足した世界貿易機関(WTO)ドーハ開発アジェンダ(Doha Development Agenda, DDA)の交渉は、W

T0発足以後初の多国間貿易交渉である。「開発」という名がつけられた理由は、以前行われた交渉とは違って途上国の開発に重点を置くべきという途上国の主張を反映したためである。交渉開始当時の計画は2005年以前に交渉を一括妥結方式で終了させることであった。しかし、農産物に対する輸入国と輸出国の対立、工産品の市場開放に対する先進国と途上国間の対立などによって未だに交渉が続いている。

2020年に開催された理事会でもやはり生命工学 이슈、非違反状況提訴、知財権と公益など主要事案に対して加盟国間で明らかな意見の食い違いが発生し、持続的な協議が求められる。

2) 生物多様性条約(CBD)と遺伝資源へのアクセス及び利益共有(ABS)

1992年に生物多様性条約(CBD:Convention On Biological Diversity)が採択された。CBDは生物多様性の保全、生物多様性構成要素の持続可能な利用、生物遺伝資源の利用によって発生する利益に対する公平な共有を目的とする。CBDの採択によって国際社会は生物遺伝資源を含む自国の生物資源に対する主権的な権利を認めることとなった。

CBDは先進国の生物資源の利用から正当な利益を分けてもらえず被害を受けたと主張する途上国の主張が反映され、「遺伝資源の利用から発生する利益の公平な共有」を協約目的の一つとして採択した。また、遺伝資源を利用するためには遺伝資源提供国から事前通報承認(PIC:Prior Informed Consent)を得る必要があり、利用方法及び正当な利益の共有条件などに対して相互合意条件(MAT:Mutually Agreed Terms)に従うことを規定した。

2010年第9回ABS(Access and Benefit Sharing、アクセス及び利益共有)作業班会議(2010年3月)において既存文案を改善した31条項の簡潔な議長修正案(ガリ草案)が作成され、法的拘束力のあるABS議定書の採択が目に見えるようになった。第9回ABS作業班再開会議(2010年7月)ではガリ草案を基に主要論点に対する意見収集が行われ、2010年9月地域間交渉グループ会議を経て2010年10月30日第10回生物多様性条約当事国

総会の最終日にABS議定書(名古屋議定書)が採択された。

2014年10月12日に名古屋議定書が正式発効され、2018年3月基準でEU、中国、ドイツ、インド、日本、韓国を含む105カ国が批准を終えた。韓国は環境部主管の下で名古屋議定書履行TFチームを構成して履行準備に取り掛かったが、最も重要なイシューである連絡機関(Focal Point)、責任機関(Competent National Authority)、点検機関(Check Point)など主要機関の指定、遺伝資源アクセス要求の際にPIC(事前通知承認書)を発行する責任機関の指定及び遺伝資源モニタリング機関である点検機関指定と関連して関係省庁間で議論が行われてきた。

その結果、遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有に関する法律(案)が2016年12月国会を通過し、名古屋議定書批准同意案が2017年3月国会を通過したことで、「遺伝資源へのアクセス・利用及び利益共有に関する法律」が2017年8月17日から施行された。これによって海外の遺伝資源を利用しようとする者はこれに対する徹底した準備が求められる。

4. 環境変化による知的財産権分野の通商交渉対応

産業財産保護協力局 産業財産通商協力チーム 技術書記官 ソン・シギョン

イ. 推進背景及び概要

自由貿易協定(FTA:Free Trade Agreement)は特定国家間で排他的な貿易メリットを付与する協定であり、FTAに代表される経済ブロック化はWTOがリードするグローバリゼーションとともに今日世界経済を特徴づけている。

1995年WTO体制の発足と前後して、多国間貿易交渉などを通じて全般的な関税水準が低くなり、他の分野に協力領域を広げようとする傾向が強まり、FTAの適用範囲及び対象範囲が徐々に広がっている。最近のFTAは商品の関税撤廃、サービス及び投資自由化だけでなく、知的財産権分野が別途のチャプターとして含まれる場合がほとん

どである。

最近は米中貿易摩擦による保護貿易主義の拡散、CPTPP¹²及びRCEP¹³などメガFTAから最近インド太平洋経済枠組みなど通商と安保を結合した議論まで国際通商環境が急変している。特許庁は変わりつつある通商環境を反映して韓国企業が海外で知的財産権に対してきちんとした保護が受けられるように様々な努力を傾けている。

ロ．推進内容及び成果

韓国、中国、日本、オーストラリア、ニュージーランド、ASEAN10カ国など15カ国が参加するRCEPは2020年11月最終署名、2021年12月RCEP批准案が国会を通過し、2022年5月発効となった。既存の韓国－ASEAN FTAよりさらに強化された知的財産権条項を含むRCEPの発効で、中国、ASEANなど世界人口とGDPの30%を占める巨大市場において韓流便乗行為及び商標盗用被害が減少し、韓国企業の知的財産権が効果的に保護されると見込まれる。

一方、2021年末現在韓国は中国・日本、MERCOSUR¹⁴、GCC¹⁵、エクアドル、チリ(再交渉)などと知的財産権を含めたFTA交渉を進めている。韓-MERCOSUR TA(Trade Agreement)は2018年1月第1回交渉以降、2021年8月第7回交渉まで進められた。韓-チリFTAは2004年に発効されたが、2016年に改善交渉開始を宣言した後、2021年10月に第6回改善交渉まで行われた。

¹² CPTPP(Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership; 包括的・漸進的環太平洋経済連携協定): オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、ペルー、チリ、シンガポール、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、日本など12カ国が参加しているアジア・太平洋地域の関税撤廃と経済統合を目標とする多国間自由貿易協定

¹³ RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership; 域内包括的経済連携協定): ASEAN10カ国、韓・中・日、オーストラリア、ニュージーランドなどアジア/太平洋15カ国が参加する経済交流協定

¹⁴ MERCOSUR(スペイン語である'Mercado Comunal del Sur (Common Market of the Southern Common Market)'の略語): ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイなどが参加する南米諸国間の経済共同体

¹⁵ GCC(Gulf Cooperation Council; 湾岸協力会議): ペルシア湾岸のバーレーン、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェートの6カ国のアラブ産油国が域内協力を強化するために結成した地域協力機関

特許庁はすでに締結しているFTAの活用度を高めるための努力も続けている。2021年12月「韓-中FTA知財権委員会」においてFTA履行の点検を協議し、12月「韓-EU FTA地理的表示作業班会議」では保護対象となる地理的表示の追加などが議論された。

また、海外に進出している企業及び一般大衆のFTA知財権分野に対する理解を深めるため、2016年から「知的財産権分野のFTA総合説明会」を開催し、FTA認識の向上及び効率的な知財権戦略の策定を支援している。2021年には4月と12月の2回を開催し、FTA推進状況及びRCEP知財権分野協定文の主要内容などを紹介した。

＜表IV-3-3＞FTA協定の主要内容

区分	主要内容
韓・チリFTA (2004. 4. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・(韓国GI)高麗人參、キムチ、寶城緑茶 ・(チリGI)Pisco(葡萄酒、蒸留酒), Pajareto(葡萄酒、蒸留酒), Vino Asoleado(葡萄酒)
韓・シンガポールFTA (2006. 3. 2. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・韓国特許庁をシンガポールPCT国際出願のISA/IPEA指定 ・韓国特許出願と同一なシンガポール出願の早い審査処理
韓-EFTA FTA (2006. 9. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・2008年までローマ協約など3つの国際条約に加入及び遵守 ・GIの保護、未公開情報(undisclosed information)の保護
韓-ASEAN FTA (2007. 6. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・知財権保護強化 ・知財権分野の情報交換及び協力強化
韓-インド CEPA (2010. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・PCT国際調査及び予備審査、特許手続き簡素化分野などで協力 ・両国特許庁間で別途協力MOUの締結を推進
韓-EU FTA (2011. 7. 1. 暫定発効、 2015. 12. 13. 全体発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能(使用が確立された先行商標は継続保障) ・*(EU GI)チーズ、ワインなど162個(韓国GI)寶城緑茶など64個 ・医薬品分野の特許期間延長、資料独占は既存制度を維持
韓-ペルー FTA (2011. 8. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護 ・*(ペルー)Pisco Peruなど4個、(韓国GI)寶城緑茶など82個 ・遺伝資源/伝統知識はCBD Textの宣言的内容などで妥結
韓-米 FTA (2012. 3. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・登録遅延による特許権存続期間延長制度の導入 ・特許公知例外適用期間を12カ月に延長 ・音商標・におい商標の認定及び証明標章制度の導入 ・商標権侵害に対する法廷損害賠償制度の導入 ・知財権侵害関連の民事訴訟において裁判所の権限強化
韓-テュルキエ FTA (2013. 5. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・GIは付属書*交換方式で保護及び今後追加可能 ・*(テュルキエGI)Hereke, Bunyan(カーペット)、(韓国GI)高麗紅参、高麗白参

	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標保護に関するパリー条約及びTRIPs義務遵守
韓-オーストラリア FTA(2014. 12. 12. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護 ・特許公知例外の適用期間を12カ月に延長など
韓-カナダ FTA (2015. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・(韓国GI)高麗紅参、白参、水参、利川米 ・(カナダGI)カナダウィスキー、カナダライ麦ウィスキー
韓-中FTA (2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標保護(中国内の消費者に広く知られている韓国企業の商標は中国商標庁に登録有無とは関係なく有名商標として保護) ・実用新案権紛争時に裁判所に根拠資料(評価報告書)の提出規定 ・知材権チャプターの履行・協力などを議論するための知材権委員会の構成
韓-ニュージーランド FTA(2015. 12. 20. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標保護、団体標章保護(特許条項は含まれない)
韓-ベトナムFTA (2015. 12. 20発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・有名商標の保護強化 ・特許公知例外要件の緩和及び優先審査制度導入に向けた取り組みを明示
韓-コロンビア FTA (2016. 7. 15. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・音商標、におい商標の保護 ・有名商標の保護強化
韓 - 中米FTA (2019. 10. 部分発効、 2021. 3. 全体発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・未登録有名商標の保護、特許優先審査の提供、公知例外期間12カ月、未登録製品形状保護などTRIPs以上の保護水準確保 ・知財権チャプターの履行・協力などを議論するための知財権委員会の構成
韓-イギリスFTA (2021. 1. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ※Brexit対応・知財権保護連続性の確保に向けて、韓-EU FTAを基に最小限の部分だけ修正 ・韓-EU FTAが保護する水準でイギリス内韓国企業の知財権を保護 ・地理的表示「アイリッシュウィスキー」保護手続きを明示、未登録機能デザインの自由実施保障
RCEP (2022. 2. 1. 発効)	<ul style="list-style-type: none"> ・悪意的な商標出願の防止、商標出願・登録電子システム及び商標国際分類の導入 ・原産地の誤認・混同行為の禁止 ・特許出願18カ月後に特許公開、国際特許分類システム(IPC)の導入 ・部分デザイン導入根拠の構築及びデザイン国際分類の導入
韓-イスラエルFTA (2021. 5. 12. 署名)	<ul style="list-style-type: none"> ・商標出願時の意見提出機会の保障、未登録有名商標の保護(同一類似群、混同誘発) ・特許公知例外12カ月、優先審査(自己実施など条件を明示)、優先権証明書類提出手続きの簡素化 ・デザイン15年保護、審査手続きの簡素化

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は2021年チリ、メルコスールなどとFTA交渉を進め、海外主要市場で韓国企業の知的財産権を効果的に保護できる制度的な基盤を整えてきた。

今後、韓国はCPTPP加入を推進し、米国が主導するインド太平洋経済枠組み議論にも参加する予定である。したがって、特許庁もCPTPP加入に備えて国内知的財産権法制を整備し、インド太平洋経済枠組みのデジタル経済分野議論が韓国の知的財産権政策と一貫性を維持するよう議論に参加する計画である。

特許庁は今後も新興市場のFTA履行を誘導し、韓国企業に有利なグローバル知的財産権環境づくりに向けて持続的に取り組んでいく計画である。

5. WIPO及び海外知財権教育機関との協力強化

国際知的財産研修院 国際教育課 行政事務官 オム・ジェシク

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は知的財産専門人材の養成を目的として1987年に設立された知的財産研修機関であり、外国人対象の国際教育を強化するために国際教育科を2012年に設置した。

国際知的財産研修院は2006年に世界知的所有権機関(WIPO)の公式パートナー教育機関に指定され、WIPOと共同で教育課程を開設し、海外専門家、学生、一般人を対象に国際教育課程を運営するなど、海外でも知的財産分野の先導教育機関としての地位を確固たるものにしていく。

また、最近イカゲーム、パラサイト半地下の家族、BTSなど韓国の文化産業が世界的に大きく成功し、韓国の国家的影響力が増大し、知識基盤社会の到来で知的財産権が国の革新成長に大きな影響を与えることが知られ、韓国の先進知的財産権制度を学ぼうとする外国人の需要も大きく増加している。

そこで、国際知的財産研修院は知的財産教育を通じて国際社会に貢献し、韓国韓流

企業が友好的なグローバル知的財産権環境で活動できるよう、国際機関及び各国の知的財産権教育機関との協力を強化している。

具体的にはWIPOの教育機関であるWIPO Academyと協力し、毎年特許、商標、デザイン、Summer Schoolなどを開催し、世界各国の公務員、専門家、大学生などに韓国の知的財産制度を紹介し、時宜を得たテーマでワークショップを開催して大きな反響を得ている。

この他にも、韓国国際協力団(KOICA)のグローバル研修プログラムを通じて、途上国の公務員などを対象に知的財産教育を提供し、韓国の国家イメージの改善と知的財産認識の向上に努めている。

また、科学技術連合大学(UST)と韓国開発研究院(KDI)に在学中の外国人大学(院)生などを対象に知的財産教育を実施し、世界各国の人材に知的財産の重要性を認識させている。

それだけでなく、毎年世界各国の要請とその需要を反映し、満足度の高いカスタマイズ型教育を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

2021年国際知的財産研修院は計11の外国人対象教育課程を運営し、70カ国余り387人を教育し、1987年研修院開院以後計4,442人の外国人研修生を輩出した。

2021年の場合、KDI現場教育を除く全教育課程をオンラインで行い、2020年より研修生が23人も増加した。

WIPOと協力して行われた教育を見ると、特許・商標・デザイン審査実務課程を通じて途上国の特許・商標・デザイン審査官及び関連公務員を対象に関連法、審査基準及び制度などを教育することで研修生及び当該国のIP能力向上に寄与し、海外IP分野の

知韓派人材の輩出を通じて韓国企業の海外知財権獲得支援及び今後IP分野国際協力に向けた基盤を整えた。Summer Schoolは全世界の大学生及び新社会人のためのグローバル知的財産人材養成プログラムで、今年は人工知能(AI)関連の特許審査制度、審査事例、行政システムの適用事例など、韓国特許庁の経験を伝播し、IP分野及びWIPO内での韓国のプレゼンス強化に貢献した。AI&IPワークショップはAI技術とIPが融合した内容で構成され、WIPOとの協力としては初めて開設される課程であり、世界各国から人工知能に関心のある特許審査官、弁護士、研究員、教授及び政策立案者など約170人余りが参加した。特に、本ワークショップでは人工知能という技術が特許審査及び知的財産制度に及ぼす影響及び関連イシューに対して学習・討論することで参加者から大きな反響を呼んだため、2022年にはWIPOの専門家課程に拡大運営される予定であり、韓国特許庁は教育カリキュラム設計及び講師陣選定などに主導的に参加する計画である。

KOICAのグローバル研修プログラムとしては、ASEAN知的財産権の創出・活用・保護のための能力強化教育を運営し、韓国の制度・事例と活用・保護戦略及びIP関連の最新イシュー(人工知能など)を学習した。

個別国家または機関を対象にした教育を見ると、中国湖北省審査協力センターの特許審査官を対象にした教育は韓-中両国間の特許法制の比較とIP保護政策及びシステム関連内容を中国語で提供し、大きな反響を呼んだ。また、GCC-IPTC(湾岸協力理事会知的財産権研修センター)と協力し、GCC内IP分野の公務員を対象に人工知能に関する教育を提供した。韓-カンボジア知的財産権保護包括協力MOUの後続措置の一環として進められたカンボジアIP能力強化のための教育課程は、カンボジアのデザイン審査官を対象に運営された。

同時に、KDI国際政策大学院、USTと協力して外国人学生に知的財産教育を実施し、知識財産の裾野を広げるための努力も並行した。

一方、国際知的財産研修院は主要国の知的財産教育機関との協力にも多大な努力を傾けた。2021年9月、テレビ会議で行われた第12回韓・中・日知的財産研修機関長会

談でポストコロナ時代のIP教育方法について共有するなど、コロナ時代に備えて国家間の教育協力を強化する案を模索した。

<図IV-3-7> 2021年知的財産教育分野における国際協力



ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁はWIPOとの協力を通じて需要が急増しているAI関連知的財産教育をリードすることでIP5の一員として責任を果たし、知的財産の二極化問題を解消するために途上国を対象にグローバル知的財産権人材養成に向けた努力を継続していく計画である。

2022年からは新南方・新北方政策など政府の核心対外経済基調に合わせて国際協力がなされるよう、国際教育を戦略的に活用して教育を受ける国との友好を深め、影響力を拡大する土台となるよう国際教育をビジネス観点に切り替える予定である。教育を受ける国との協力ネットワークを構築し、法・制度改善を誘導するなど、韓流企業のグローバル保護インフラの拡大を推進する予定である。韓国企業が多く進出している国の高位公務員教育課程を新設し、ASEANIP人的ネットワークの構築を通じて政府の新南方政策を支援する計画である。特に、途上国のIP分野の行政・司法能力を高め、韓国企業の知的財産権を保護できるよう、韓流ブームが起きている国家(ASEANなど)の執行公務員を対象にした教育のため、関税庁、警察庁、司法研修院などと協力システムを構築し、知的財産権教育を推進する計画である。

国際知的財産研修院はCOVID-19という危機の中でも非対面国際教育の定着に成功し

た。これに伴い、デジタルトランスフォーメーション時代への対応及び教育効率性の最大化という側面で、対面教育と非対面教育を含む多様な教育方法を提供する計画であり、国内外のIP教育機関と多様な協力を推進することで、韓国知的財産研修院が世界的なIP教育機関としての立場を維持し続けるよう努めていく計画である。

＜表Ⅳ－3－4＞2021年国際セミナー及び外国人向け教育の運営状況

(単位：カ国、人)

区分	教育課程	運営期間	参加国	人数
WIPO協力課程	WIPO特許審査実務	5. 3. ～5. 14.	9	14
	WIPO商標審査実務	7. 19. ～7. 30.	10	14
	WIPOデザイン審査実務	4. 5. ～4. 9.	10	13
	WIPO Summer School on AI&IP	6. 28. ～7. 9.	24	31
	WIPO-KIPO Workshop on AI&IP	12. 6. ～12. 10.	56	172
KOICA協力課程	ASEAN知的財産権の創出・活用・保護のための能力強化教育	9. 27. ～10. 7.	7	21
カスタマイズ型教育課程	中国湖北省特許審査官課程	6. 10.	1	50
	カンボジアデザイン審査官教育	12. 15. ～12. 16.	1	4
	GCCPO IP公務員課程	11. 24. ～11. 25.	5	11
	UST外国人大学院生課程	2. 1, 2. 16. 8. 24.	18	95
	KDI修士課程大学院生の現場教育	12. 1.	6	9

第4節 グローバル特許行政情報化の先導

1. グローバル特許行政情報化に向けた海外協力の強化

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 イ・ジュミ
 放送通信事務官 イ・サンレ

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報化分野の国際的な流れを見ると、持続的に増加している各国の審査・審判業務の負担を減らすため、グループ別、地域別ブロック化を通じた協力が活発になっている。先進国は既存の3極(米・日・欧州)体制から変わった5極(IP5:米、日、欧州、韓、中)体制の下で、庁間業務協力のためのIT情報化インフラ構築活動に注力している。カナダ、イギリス、オーストラリアなどもバンクーバーグループ(Vancouver Group)を設立して審査結果を互いに活用する基盤を構築する活動に力を注ぎ、アジア途上国も東南アジア諸国連合(ASEAN: Association of Southeast Asian Nations)を通じて知的財産権協力を強化するとともに、ITインフラの拡充及び共通教育課程案の策定に集中している。

韓国特許庁はこのように急変するグローバル知的財産権の環境において、知的財産権情報化分野を継続してリードするため、米国、欧州、日本及び中国特許庁など主要特許庁との情報化協力システムを持続的に強化している。韓国は米国、欧州、日本及び中国特許庁と3極文書アクセスシステム(TDA: Trilateral Document Access)を通じて相互間の審査情報及び優先権書類を交換して審査結果の相互活用を増大し、行政効率を高めた。特に、韓国特許庁は2015年3月韓国国民が他国の審査進行情報を簡単に照会できるように審査官にだけ提供されていた審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)を国民に拡大開放することで、グローバル特許情報に対する敷居を下げた。

また、IP5特許庁の一つとして国際的なプレゼンスを高めるための活動も活発に行

っている。WIPOの統計によれば2020年韓国特許庁は特許協力条約(PCT)による国際特許を20,525件受付けたが、これは中国、米国、日本、欧州に続いて世界5位の多出願国に該当する。

ロ. 推進内容及び成果

1) 主要国特許庁との情報化協力の強化

イ) IP5特許庁との情報化協力

全世界特許出願の急増による審査滞積と審査期間短縮がグローバルイシューとして台頭し、これを解消するためにIP5協力の必要性が大きくなった。このような状況の中で韓国特許庁はIP5体制の発足を国際社会に提案し、2008年10月済州にてIP5特許庁長官会合を初めて開催した。

IP5情報化協力の最も大きな成果はIP5特許庁の特許情報を一目で確認できる審査情報統合照会システム(OPD: One Portal Dossier)である。IP5間のデータ交換をベースとするOPDシステムは2013年8月審査官にまずサービスを提供した後、2015年3月国民までその提供範囲を拡大した。また、2015年12月にはOPD審査官サービスをWIPO-CASEシステムと連携し、IP5庁のみならずイギリス、カナダ、オーストラリアなどの審査情報まで照会できるようになった。また、2018年には未公開出願の海外ファミリー審査情報照会機能などを付け加え、2019年には光学的文字読み取り機能を導入して海外文献に対する言葉の壁を解消するなど、OPDシステムの機能改善も持続的に推進している。2021年にはファミリー出願内の引用文献を引用頻度順に確認できるよう照会機能を改善し、OPD英文ホームページを構築して国内審査文献の英文翻訳文提供サービスを開始した。

2016年にはグローバルドシエ構築におけるユーザーのニーズを反映した5大優先課

題¹⁶の推進方向性が打ち出され、課題の実行範囲文書(scope documents)が2016年6月IP5長官会合で承認された。韓国特許庁は主導課題である出願人名称の標準化を実行するためにパイロットプロジェクトを行い、2019年6月58社のグローバル企業を対象に出願人名称のマッピングテーブルの構築を完了した。

2020年にはCOVID-19の影響で出張環境が悪化したが、IP5を含む各国特許庁はオンライン、テレビ会議プラットフォームを活用して情報化協力に関する議論を継続して推進した。

2021年にもCOVID-19の影響が続き、特許庁はテレビ会議プラットフォームを活用してIP5情報化実務グループ会議を開催した。韓国特許庁は優先権証明書類に原出願の分類情報を添付することを提案し、IP5は分類情報添付に必要な諸般事項を検討することにした。また、5大優先課題の今後の実行日程と終了条件を次期会議で議論することに合意した。

ロ)韓-日特許庁の情報化協力

2019年8月日本東京で開催された第22回韓・日情報化専門家会議では両庁間でデータ交換目録をアップデートし、優先権証明書類交換方式をPDX¹⁷からDAS¹⁸に一元化する日程に合意した。

ハ)韓-中特許庁の情報化協力

2021年10月韓・中特許庁情報化専門家会議では両庁のAIシステムの実現状況を共有し、性能評価方式を確認した。また、優先権証明書類に分類情報を添付する案について

¹⁶ 5大課題(主導国)：出願人の名称標準化(韓国)、通知サービス(欧州)、XML基盤文書(日本)、法的状態情報(中国)、庁間文書交換(米国)

¹⁷ PDX(Priority Document Exchange)：両特許庁間のセキュリティネットワークを利用して優先権主張証明書類を交換する方式

¹⁸ DAS(Digital Access Service)：WIPOを経由する優先権主張証明書類交換方式でPDXに比べてセキュリティ性が優秀で、他特許庁の進入が容易であるというメリットを保有

て議論した。

二) 韓－欧州特許庁の情報化協力

韓・欧州特許庁(EPO)は2005年6月に両庁間の包括的な協力事項を盛り込んだ覚書(MOU)を締結して以来、覚書の忠実な履行のために2年ごとに協力計画を策定して体系的に情報化協力を推進している。

2021年10月に開催された韓－EPO実務会議では、特許分類における人工知能の導入状況及びブロックチェーン基盤の優先権証明書類交換パイロット課題情報を共有し、PCT国際調査報告書に引用された非特許文献交換について議論した。また、両庁間の合金情報XML標準開発関連の協力内容及び日程に合意した。

ホ) 韓－米特許庁の情報化協力

韓・米特許庁は2008年9月に包括的協力に向けた了解覚書(MOU)を締結してから、PCT文書の交換、仮想協業システムなど多様な協力事業を推進してきた。

2020年11月に開催された第4回韓－米情報化専門家会議では2022. 1. 1. 付で全世界特許庁に同時適用される新規序列リスト標準(WIPO ST. 26)の導入準備状況を共有し、両庁とも2022. 1. 1. 以降出願される序列リストを検証した後、出願人に誤謬報告書を通知する予定であることを確認した。両庁は特許分類、先行技術文献検索分野などに対する人工知能の導入状況を議論し、両庁の現状を比較・分析できるよう共通のマトリックスを作って情報を交換することにした。

2) 国際機関との情報化協力事業の拡大

韓国特許庁は世界知的所有権機関(WIPO)と2020年6月に韓-WIPO PCT情報化協力計画を立て、様々な情報化協力事業を推進している。

特に、PCT業務の効率性向上のため、ePCTウェブサービスを活用したWIPO送受信文書の伝送自動化を推進しており、2021年12月にはePCTウェブサービスを活用して受理官庁文書をWIPOに送るテストに成功した。

韓国特許庁は、韓国PCT出願人の利便性及び政府の役割を総合的に考慮し、ePCT出願サービス¹⁹を拡大しており、2019年には出願人がePCTで作成した国際出願書を韓国特許庁の出願システム(特許路)ではなくePCT上で直接提出できるようにすることで、出願人の利便性を高めた。さらに、韓-WIPOはPCT電子出願方式の一つであるPCT-SAFEのメンテナンスを2022年7月に終了することに合意し、WIPOがePCT顧客専門家をソウルに派遣して国内PCT出願人のePCT使用を支援することに合意した。

2021年11月に開催されたWIPO標準委員会(Committee on WIPO Standards、CWS)では、韓国特許庁の部分デザイン出願慣行と2Dイメージ活用部分が含まれた3D標準が制定され、序列リスト作成標準(ST. 26)導入のためのPCT規定・施行細則改正状況及び導入日延期(2022年1月1日→2022年7月1日)承認が報告された。

3) 国家間特許情報交換・活用システムの構築及び運営

世界特許分野において韓国のプレゼンスが高まったことで、2007年には韓国特許文献がPCT国際調査及び国際予備審査機関が必ず参照しなければならないPCT最小文献として指定された。そこで韓国特許庁は韓国特許情報に対する海外特許庁審査官のアクセシビリティと理解を深めるため、2005年11月に韓国特許公報の韓・英機械翻訳サービス(K-PION:Korean Patent Information Online Network)を開始し、サービス品質を高めるための改善を持続的に推進している。

2018年にはIP5との優先権証明書類の交換もDASを通じてできるように合意した。また、2018年7月と12月には世界で初めて中国及び米国とDASを通じたデザイン優先権証明書類の電子的交換をスタートしたことで、出願人の利便性を高めた。米国、日本、

¹⁹ 別途S/Wをダウンロードせずにウェブ上で国際出願書式を作成するサービス

中国、EPOとの特許優先権証明書類の電子的交換は全てWIPO DASを利用する方式で一
元化することに合意したことで、韓国特許庁は2022年1月から優先権証明書類を要請
する時はWIPO DASのみ使用している。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁はK-PION及び3極文書アクセスシステム(TDA)を通じて韓国特許情報を海
外に普及するなど、国内特許権を保護するための努力を続けている。また、IP5各特
許庁の審査情報に対するアクセシビリティを改善するため、機械翻訳サービス品質を
改善するための課題を持続的に推進している。

同時に、審査効率性を高めるための取り組みも続けている。審査情報統合照会シス
テム(OPD)の開通以後、持続的な機能改善を推進し、その結果既存米国、欧州及び日
本特許庁の審査情報とともに中国特許庁の審査情報まで一目瞭然に見ることができ
ようになった。

また、今後も二国間及び多国間で多様かつ充実した情報化協力事業を推進する計画
である。また、韓国型特許情報システムの国際的な支持と信頼確保に総力を挙げ、特
許行政情報化分野の世界標準確立において主導的な位置を確保し、さらには世界特許
行政の情報化発展に貢献できるモデルを積極的に発掘し、国際機関との協力事業とし
て推進していく予定である。

2. 韓国型特許行政情報システムの海外拡散

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 イ・ジュミ
行政主事 キム・テヒョン

イ．推進背景及び概要

今日世界各国の特許庁は特許出願を効率的に処理するとともに出願人の利便性を高

めるため、「特許行政情報化システムの高度化」を重要な政策目標として定めて取り組んでいる。IP5はもちろん近年特許出願が急増している途上国もまた特許行政情報システムに大きな関心を示し、情報システムの構築に向けた様々な取り組みに励んでいる。

韓国は2010年OECD開発援助委員会(DAC: Development Assistance Committee)への加入をきっかけに持続的にODA(Official Development Assistance)を拡大することで、国際社会において経済規模に相応しい役割を果たしている。2021年のODA支援規模は前年比26.9%増加した計3兆5,220億ウォンで、国際社会に約束した援助規模の拡大を充実に履行している。特に、短期間で先進国仲間入りを果たした発展経験を基に、経済発展共有事業(KSP: Knowledge Sharing Program)などの韓国型ODAモデルを定立している。特許行政分野でもODAを活用した特許行政情報化コンサルティング及び韓国型特許行政情報システムの海外普及活動を活発に展開している。これを通じて知的財産権の行政情報化分野における技術標準の国際的主導権を確保し、途上国との情報化協力を強化することで、国際社会における国益優先の協力関係形成に向けたベース作業をすると同時に、韓国IT企業の海外市場への進出を支援することにその意義がある。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁が世界で初めて開発したオンライン基盤特許行政情報システムである特許ネットは1999年から蓄積されたノウハウと技術を基にIP5を始めとする世界各国特許庁のベンチマークの対象となっている。このような特許ネット開発経験を基に特許行政情報化コンサルティング事業の実行及び世界各地に韓国型特許行政情報システムを普及、輸出している。

2021年にはマレーシア、ウルグアイ特許庁を対象とした特許行政情報化コンサルティング事業を完了し、パラグアイ特許庁を対象に米州開発銀行と協力して行った特許文書電子化システムの構築を完了した。また、2022年にはフィリピン特許庁を対象とした特許行政情報化コンサルティング事業を実施する予定である。また、エジプト特許庁を対象にKOICA資金を活用した特許行政情報システム構築事業を進めると同時に、

中東の拠点国家であるアラブ首長国連邦(UAE)とは特許行政の全過程におけるオンライン特許行政情報システムの構築を完了したのに続き、2021年1月から12月までのシステムメンテナンス契約を締結した。システム開通以降、UAEのオンライン出願率は90%以上を記録するなど、構築されたシステムが現地で活発に利用されている。

UAEでのシステム構築に成功した経験をもとに、サウジアラビアとの協力も推進し、2019年8月にはサウジアラビア知的財産庁と知的財産情報システム構築のための情報化コンサルティング契約を締結し、5カ月のコンサルティング期間を経てシステムの青写真を提示した。

ハ. 評価及び発展方向

2009年アジア最大の電子商取引協議体であるア・太平洋電子商取引理事会のe-ASIA Awards公共電子ビジネス分野の優秀事例として選定されるなど、韓国特許庁の情報化レベルはAPEC、WIPOなど国際機関と海外特許庁から好評を得た。また、2016年UAE政府とのシステム輸出契約締結は韓国特許行政情報システムの優秀性が世界的に認められるきっかけとなり、これを機に韓国型特許行政情報システムの海外進出がこれまでの無償援助方式から脱し、相手国政府が費用を負担する有償輸出方式に改善された点で意味がある。今後特許ネット基盤技術の海外拡散及び国家プレゼンスを高めるため、韓国型特許行政情報システム構築モデルを多様化し、専門性を基に韓国特許庁のイニシアチブを強化して行く方針である。また、情報化標準議論において主導的な役割を果たすと同時に、主要特許庁との協力を深めることで知的財産権分野の先導特許庁として位置づけられるよう取り組んでいく予定である。

3. 高品質のグローバル知的財産権コンテンツの開発及び活用

国際知的財産研修院 国際教育課 航空事務官 ファン・ジョンボム

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産先進5カ国(米国、日本、欧州、中国、韓国)の一員であり、国際知的財産研修院は世界知的所有権機関(WIPO)の公式知的財産権教育機関として、国家間の知的財産格差問題を解消し、国内外知的財産権保護環境作りに寄与するため、2006年から国際機関との協力を通じて知的財産権教育コンテンツを制作・教育している。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁はWIPOと共同でビジネス観点の知的財産権活用戦略学習コンテンツである「IPパノラマ(IP Panorama)」を24カ国語で開発・普及し、2010年から2021年まで韓国国際知的財産研修院とWIPOアカデミーを通じて175カ国3万人以上の受講生を輩出した。

しかし、IPパノラマは開発から10年以上経過し、コンテンツデザインや学習事例の老朽化、Flash Playerの支援中断、ストーリーテリング方式の長いランニングタイムなどに対する改善の必要性が提起されてきた。

そこで、特許庁と世界知的所有権機関(WIPO)、韓国発明振興会は2019年から共同で改訂版開発に着手し、3年にわたる企画と開発を通じて2021年12月に新しいバージョンである「IPパノラマ2.0」を完成することになった。

「IPパノラマ2.0」はマイクロラーニング方式を適用した短いランニングタイムのコンテンツと学習モジュールシステム、モバイル環境で学習が可能なユーザーUI環境、インフォグラフィック、ドローイングなど多様な映像技法を活用した直観的コンテンツの構成、知的財産権関連の新しい制度と最新事例などを適用して全面的に改善した。

ハ. 評価及び発展方向

IPパノラマ2.0は2022年7月、世界知的所有権機関(WIPO)加盟国総会で公式ローンチイベントを開いた後、2023年から韓-WIPO IP国際専門家認証課程(AICC)、WIPO Acad

emy、国際IP教育サイト(KIPOAcademy.kr)などで世界中の人々を対象に多様な国際IP教育課程に活用される予定である。

また、韓国特許庁はASEAN10カ国の知的財産権認識向上と韓国企業に友好的な知的財産権環境を作るために協力しており、IPパノラマ2.0をASEAN国家知的財産教育サイト(アセアンIPアカデミー)への提供を推進し、国際知的財産教育分野で先導的な役割を継続して担当する予定である。

<図IV-3-8> IPパノラマ2.0のテーマ別主要場面



4. 国内外特許情報の活用・拡散のための特許情報博覧会の開催

情報顧客支援局 情報顧客政策課 放送通信事務官 イ・ジュミ
行政主事 キム・テヒョン

イ. 推進背景及び概要

特許情報が国家・企業競争力の核心要素として浮上したことで、特許情報を戦略的かつ体系的に活用するため、政府レベルの国際イベントが必要となった。そこで韓国特許庁は国内外の最新特許動向を共有し、特許情報会社にマーケティングの場を提供できる特許情報博覧会を企画し、第1回イベントを2005年11月にCOEXにて開催した。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2005年から毎年特許情報博覧会 (PATINEX : Patent Information Expo) を開催している。イベントは大きく特許情報分野主要イシューに対する国内外有識者による基調演説と講演、特許庁・特許情報会社・企業の特許情報政策及び活用実態を主に紹介するテーマ発表、特許庁・特許情報会社のサービスと商品を展示する展示ブースの運営、特許情報商品・サービスに対する専門的なコンサルティング及び教育が行われるワークショップで構成された。

PATINEX2021は2021年9月6日から10日まで五日間「デジタルトランスフォーメーション時代、知的財産データの戦略的活用」(Smart IP Strategy for New Digital Era) というテーマで、4つのセッション及び企業32社の展示会で構成され、オンラインで開催された。

ハ．評価及び発展方向

PATINEX2021はKAISTのイ・グァンヒョン総長の基調演説をスタートとして、各セッション別テーマに対する国内スピーカーの講演を通じて特許情報を活用している多様な分野の企業・機関のノウハウを共有することで参加者の関心及び参加を呼びかけ、オンラインを通じてサービス企業と需要者間の時間と空間の制約がない交流の機会を設けることでイベントの満足度を高める契機となった。また、WIPS、WERT INTELLIGENCE、ANYFIVE、LexisNexisなど国内外特許情報サービス提供業者の展示イベントを通じて参加者が特許情報活用に関する国内外市場の動向が把握できるようにした。

これを基に、翌年度のイベントは国内外からの著名講演者の渉外強化とバランスの取れたセッション構成、参加者と展示会社間のコミュニケーション機会の拡大などを通じて、コンファレンスの充実化と展示イベントの活性化にさらに集中する計画である。

第5節 最貧・途上国に対する知的財産シェアリングの拡大

1. 推進背景及び概要

産業財産保護協力局 産業財産通商協力チーム 工業事務官 チェ・ギョスク

2015年9月国連開発首脳会議では2030持続可能開発議題(2030 Agenda for Sustainable Development)を公式採択し、17つの持続可能開発目標(SDGs)を提示した。既存のミレニアム開発目標(MDGs)が社会開発中心であったとすれば、持続可能開発目標では社会開発、経済開発、環境保全など開発の分野を多様化した。このような変化に応じて、韓国は援助の効果を高めるために開発分野間で戦略的な統合推進システムの構築に取り組んでいる。特許庁もまたこのような基調に合わせると同時に、知的財産5大先進国という国際社会における位置と期待に似合う知的財産分野の政府開発援助事業を推進するため、事業計画段階から経済開発と環境保全など多様な側面を考慮して事業を高度化するための努力を傾けている。途上国に適正技術を開発して提供する一方、途上国の優秀な商品に対してブランド獲得を支援する事業を通じて先進国－後進国間開発格差問題を解消し、韓国知的財産権の外交力強化に寄与した。

適正技術(Appropriate Technology)とは「高額投資の必要がなくエネルギー使用が少ない、誰でも簡単に習って使え、現地の原材料を使用し、少数の人々が集まって生産可能な技術」である。一言でいえば、先進国では活用価値がそれほど高くないが、途上国では効用が大きい技術のことである。飲料水の不足、コレラ、疫痢のような水系感染症に苦しんでいるアフリカ住民のため、一度に75リットルの水を汲んで簡単に転がして運搬できるように円柱形で設計された「キュードラム」と、汚染された浄水水源から99.9%のバクテリアを除去できる携帯用浄水器である「ライフストロー」がまさに適正技術の代表的な製品である。

2. 主要内容及び成果

韓国特許庁は2010年からグッド・ネイバーズ、ハビタットなどのNGO及びWIPO、APE

Cなど国際機関と協力し、途上国に適正技術を開発普及してきた。また、途上国の農産品、特産品が優秀な品質であるにもかかわらず、ブランドの不備で適正な価額がもらえない問題を解決するため、途上国にブランドを開発して支援する事業を推進してきた。

2021年には適正技術を利用してキルギスに水耕栽培が可能な温室を設置し、支援を受ける関連機関のブランドを開発した。これを通じてキルギスの農業環境が改善され、経済所得が増大するものと期待される。また、フィリピンの主食として活用されるウラロの商品価値を高めるためのウラロ粉碎機など製造技術と関連ブランドを開発することでフィリピンの所得を増大させる一方、特許庁と韓国に対する途上国の認識を高めた。

特許庁の知的財産シェアリング活動は、知的財産を活用して途上国の問題を解決し、経済所得を増大させることで、途上国の発展はもちろん、途上国の韓国に対する認識を高める効果がある。また、同事業に参加した企業の立場からすると、途上国を支援できる機会を得ると同時に、途上国に合わせた技術を開発することでそれと類似する環境を持つ他の途上国に関連製品を販売できる機会が得られる。

特許庁は毎年新規事業を進めるとともに、既存事業の事後管理を行っているが、2021年には2019年に開発してスリランカに普及した浄水施設の事業評価と使用状況を調査し、既存装置を追加補完した。その結果、現地人の水因性感染症が減少した。

また、韓国特許庁はこのような知的財産を活用する特許庁のシェアリング事業を他省庁との協業を通じてシナジー効果を出そうと試みたが、2021年には科学技術情報通信部とともにモンゴルウランバートル市の自動車煤煙低減装置の開発、ベトナムの豚の強健性改善に着手した。これは今後3年間の事業であり、特許技術を活用することで研究開発または改善開発における早い方向性設定を可能とし、重複投資などを防止できるものと期待している。

<図IV-3-9> 2021年適正技術開発事業の成果



キルギスの温室制御技術



キルギスの温室



フィリピンの澱粉抽出器の
移動装置



フィリピンの遠心分離機

<図IV-3-10> 2021年ブランド開発事業の成果



キルギスで支援を受ける
機関のロゴ



キルギスの製品ブランド



フィリピンで支援を
受ける機関のロゴ



フィリピン製品のロゴ

3. 知的財産シェアリング事業の国際的拡散

産業財産保護協力局 産業財産通商協力チーム 工業事務官 チェ・ギョスク

特許庁は国際知的財産シェアリング事業10周年を迎え、世界知的所有権機関(WIPO)と共同でこれまでWIPOとの協力成果と知的財産シェアリング事業の推進実績を共有し、今後の発展方向を議論するため、「KIP0-WIPO適正技術グランドシンポジウム」を2019年11月にソウルで開催した。この場にはASEAN特許庁長官、国内外の事業関係者など150人が出席し、自分の経験とノウハウを紹介し、今後の発展方向に対して意見を交換した。

また、韓国特許庁は2004年WIPOと「韓-WIPO信託基金設置に向けた機関間約定」を締結してから、WIPO韓国信託基金の出捐を通じて途上国及び最貧国の知的財産分野の能力強化及び認識向上のための支援事業を提供している。代表的な事業としては2011年から毎年開催している、特許情報を活用した適正技術コンペティションがある。2019年にはベトナムとドミニカ共和国で途上国の日常生活における問題解決及び特許情

報を活用した適正技術開発方法論の拡散を目標に同大会を開催した。

また、特許庁－WIPO－KDI共同知的財産開発政策修士課程(MIPD)を世界で初めて開設し、韓国固有の発展経験に関心を持つ途上国のニーズに応える一方、現地に親韓関係者を養成することで知的財産分野における国際的な影響力強化を図っている。同時に、途上国公務員(審査官、裁判官など)に対する招請教育及び知財権認識向上プログラムなどを通じて、海外進出または進出予定の韓国企業が現地で知財権保護を受ける基盤を確保した。そのため、2020年には関連教育のための教材と教育プログラムを開発した。COVID-19パンデミック状況にもかかわらず、対面と非対面をミックスしたハイブリッド方式で2021年MIPD課程第2期を無事運営できた。

女性発明家の社会進出などを支援するため、ロレアル－ユネスコ女性科学者を対象に教育を実施した。

その他に韓国特許庁は幼児用知財権教育アニメーション及び青少年発明教育用ゲームなどを製作・普及するなど需要者である子供及び青少年に慣れ親しんだキャラクターを利用して面白く知財権が理解できる教育教材を開発してきた。

また、韓国信託基金の支援で途上国審査官を対象にする特許法商標法及び審査実務などの教育を通じて知的財産格差問題を解消し、先進国と途上国間の知的財産権分野における架け橋の役割を果たした。

2021年には途上国大学の有望特許技術を事業化することを支援したが、タイのコンケン大学のもみ殻を利用した野菜包装材に関する特許の事業化を2023年まで進めている。これを通じて途上国の研究陣が特許を活用した事業化経験を習得し、これを通じて経済成長を成し遂げられることを期待する。また、2022年ローンチを目標にIPパノラマ2.0の開発も進められた。

このように韓国特許庁は国際知的財産シェアリング事業を積極的に展開することで、途上国国民の知的財産創出・活用能力を高め、生活の質を改善するとともに経済発展

が達成できるよう支援した。今後も知的財産先進5庁(IP5)の一員としてその地位に相応しく、知的財産を活用した開発援助分野において国際的な責任を果たすことで国のプレゼンスを高めていく計画である。

第5編 知的財産基盤の金融及び事業の活性化

第1章 知的財産金融及び知的財産活用の促進

第1節 中小企業の知的財産金融・取引・事業化促進の活性化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 書記官 ムン・ウンジョン

韓国は国内特許出願及び国際特許出願の実績がそれぞれ世界4位(2020年)、4位(2021年)で、IP5(先進5庁特許庁間協議体)の地位にふさわしい成長を成し遂げた。このような知的財産創出の量的成長は知的財産が市場で取引・移転及び事業化され、再投資につながるための重要な基盤となっている。

オープンイノベーション時代(Open-Innovation)には創意工夫・技術の産物である知的財産を活用した市場活性化及び韓国経済の新成長エンジンの確保が必須である。そこで韓国政府は「革新成長と雇用創出」を国政目標として提示している。中小・ベンチャー企業の技術力とグローバル競争力を高め、革新成長を実現するというのである。そのためには、活用価値の高い知的財産を創出し、創出された知的財産を安定的に保護しつつ、積極的な活用を通じて付加価値を創出する知的財産市場の好循環システムの構築が必要である。

従来は各種政府支援政策を通じて中小企業の知的財産創出及び活用活動を誘引してきたが、今では「知的財産をどのように活用するのか。知識財産に内在する経済的価値をどのように現実のモノにするのか。」という側面で、特許庁は創出された知的財産が企業成長のエンジンとして働くように支援することで、革新成長の実現及び雇用創出に寄与する政策を講じるために努力している。

最近COVID-19などによる危機によって不動産など有形資産が不足する、もしくは信用度は低いものの革新技術を保有している中小・ベンチャー企業に対する金融市場の資金支援及び投資の萎縮が懸念される状況である。そこで、韓国政府は知的財産を基

盤として資金を融通する知的財産金融及びこれと関連する知的財産評価・取引市場を育成するための政策を講じて推進している。

2021年韓国特許庁は関係省庁や金融機関などと協力し、知的財産(IP)金融・評価活性化のための政策を推進した。知的財産(IP)金融規模の拡大方策(2021年10月)の策定・履行を通じて、IP担保貸出及びIP保証貸出取扱銀行を12行(国策銀行2、都市銀行5、地方銀行5)に拡大した。また、2020年個人が投資できる知的財産クラウドファンディング1号の立ち上げに成功したのに続き、2021年2号の立ち上げ及び完売に成功し、知的財産に直接投資できる基盤作りに貢献した。

知的財産(IP)金融及び事業化などに必要な価値評価の信頼性向上のために設けた知的財産価値評価システムの改善策(2020年9月)の後続措置の一環として、発明振興法施行令を改正(2021年10月)して発明の評価機関指定要件を緩和することで、新規評価機関の参入を促進できる基盤を整えた。同時に、IP担保貸出のためのIP価値評価に銀行が直接参加するモジュール型評価モデルを展開(都市銀行4行が参加)し、IP価値評価基準・技法などを提供するIP価値評価実務ガイドを開発及び普及(2021年11月)するとともに、関連教育を実施した。

知的財産金融の認識向上に向けて、金融委員会及び金融機関などと共同で第3回知的財産(IP)金融フォーラム(2021年6月)を開催し、青年企業のためのIP金融活性化方策を模索し、銀行・投資機関などとともにもIP金融協議会を運営してIP金融懸案及び発展方向に対する意見を継続的に取り集めた。

知的財産(IP)金融規模を拡大するための担保IP回収支援機能の強化も推進した。銀行が担保IPの存否が確認できるIP金融管理システムを構築(2021年)し、特許庁とソウル更生裁判所間の業務協約締結(2021年9月)を通じて更生企業の担保IPを買収・処分して更生資金を支援するプログラムを構築した。

このような政府の努力により韓国の知的財産(IP)金融残高規模が2021年6兆ウォン(6兆90億ウォン)を突破し、新規供給規模は2兆5,041億ウォンで前年(2兆640億ウォン)

ン)に比べて21.3%増加した。知的財産(IP)金融残高規模を類型別に見ると、IP投資額が8,628億ウォン、IP担保貸出額が1兆9,315億ウォン、IP保証額が3兆2,147億ウォンであった。

知的財産(IP)金融の拡大は物的担保が不足したり、信用度の低い技術基盤革新企業に集中的に資金を支援していることが分かった。2021年IP担保貸出企業1,390社を調査した結果、信用格付が高くない企業(BB+等級以下、NICE評価情報信用情報基準)貸出が78%で多数を占めた。

特許庁は今後もマーケット流動資金の産業界への流入や知的財産(IP)金融市場を活性化するために政策力量を集中する予定である。そのためにIP価値評価費用の支援及びスタートアップなど技術基盤の革新企業に投資するIP投資ファンドの立ち上げを持続的に拡大し、民間中心のIP価値評価機関の育成及び評価品質管理システムを構築するなど、知的財産(IP)金融市場の成長に向けた価値評価基盤を強化する計画である。

2. 知的財産(IP)の価値評価及び金融支援の活性化

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ユン・ミンス

イ. 推進背景及び概要

知的財産権は技術開発の代価として開発者に独占排他的な権利を付与するもので、知識経済時代の核心的な無形資産であり、技術事業化に欠かせない必須要素として認識されている。しかし、知的財産として登録された技術が全て事業化及び資金確保などに活用されているわけではない。「2020年度中小企業金融利用及び問題実態調査」(2020年12月、中小企業中央会)によれば、中小企業の金融機関貸出条件は不動産担保(40.9%)と信用格付け中心(30.4%)で、優秀特許を保有している中小企業が資金確保に難航していることがわかった。

また、創出された知的財産の活用率を高めるためには、知的財産が企業経営戦略の

核心要素として働くように活用分野を多様化する政策が必要である。そのためにはまず知的財産価値評価に対する信頼性と公正性が担保されなければならない。特許庁はこのような価値評価基盤を構築するため、発明の評価機関を指定・運営しており、評価品質管理チームの拡大運営及び「知的財産(IP)価値評価実務ガイド(2021年11月)」を発刊するなど評価技法の開発と普及を持続的に推進している。

さらに、評価結果が技術取引、技術認証及び事業妥当性分析などに活用できるように「事業化連携知的財産評価支援事業」及び金融(投資)機関との協力を通じて事業化資金が確保できるように「金融連携知的財産評価支援事業」を実施している。

ロ. 推進内容及び成果

知的財産評価費用支援は発明振興法第30条に基づいて施行され、事業化連携特許技術評価支援事業の場合は技術評価にかかる評価費用の50%以内で申請者1人当たり年間5千万ウォン限度まで支援している。評価費用は事前相談(評価機関)→申請及び受付(韓国発明振興会)→審議→支援対象者の選定→契約締結→評価遂行→評価報告書の検収→補助金支給の流れで支援される。

評価費用が申請できる対象者は申請日現在、特許法、実用新案法によって登録された権利者とその承継者及び専用実施権者であり、個人、中小企業基本法第2条による中小企業は誰でも申請可能である。

評価費用支援対象者は特許技術の技術性と活用性などを総合的に審議して選定するが、20代と30代が設立した青年企業、ベンチャー・INNOBIZ企業、知的財産共済加入企業などに対しては支援率を優遇(最大+10%p)している。

最近7年間の評価費用支援実績を見ると以下のとおりである。

<表V-1-1>知的財産事業化評価支援の実績

(単位：百万ウォン、件)

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
予算	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
支援件数	97	84	85	75	75	74	64

知的財産を評価する時は権利性、技術性、市場性、事業性に対する多角的な検討が行われる。この評価を通じて当該知的財産の優秀性と事業化の妥当性、そして知的財産の金銭的な価値まで算定できるため、知的財産の譲渡、ライセンス(Licensing)のための適正移転取引価格の算定、貸出担保の設定、ベンチャー投資、現物出資、企業の破産または構造調整による資産評価、長期戦略的な経営計画の策定、紛争・訴訟資料として使用できる。

特許庁は2006年から技術保証基金との業務協約を通じて創業初期企業など資金確保が必要な中小企業を対象に保有特許に対する価値評価を通じて保証が行われるように保証連携知的財産評価費用を支援しており、2013年信用保証基金にまで協約機関を拡大した。

2013年特許庁が評価費用を支援して価値評価金額以内で知的財産(IP)だけを担保として貸し出しを行うIP担保貸出を国内で初めて産業銀行が実施して以来、2014年企業銀行、2015年国民銀行へとIP担保貸出を拡大した。その他にも投資対象企業が保有する特許に対して投資機関のニーズによるカスタマイズ型評価報告書の作成を支援し、特許基盤投資活性化を誘導している。

2018年には金融委員会と特許庁が共同で「知的財産(IP)金融活性化総合対策」を、2019年には国家知的財産委員会で関係省庁合同で「知的財産価値評価システム改善策」を発表し、中小・ベンチャー企業が知的財産を活用して事業化資金をスムーズに調達できるように政策的な基盤を整えた。

その中で2020年度に初めて導入されたIP回収支援事業(担保産業財産権の買取・活用事業)は金融圏におけるIP担保貸出の活性化のための安全弁としての役割を果たしている。

これまで特許庁は技術力の高い革新中小・ベンチャー企業を対象としたIP担保貸出の活性化に努めてきたが、金融界は貸出が返済されない場合、担保であるIPを処分することが難しく、最近までもIP担保貸出の規模が大きく増えてはいない状況であった。

そこで特許庁はIP回収支援事業を導入し、銀行がIPを処分できるような方策を講じた結果(2019年発明振興法改正)、IP担保貸出に対する金融圏の懸念が解消され、2019年には7行の都市銀行が、2020年には釜山銀行など5行の地方銀行がIP担保貸出商品を発売し、知的財産権を貸出可能な正規担保物として運営するなど、本格的にIP担保貸出の活性化のための基盤が整えられた。

このような努力の結果、本格的にIP金融が施行された2015年から最近7年間知的財産評価支援を通じて計4兆7,750億ウォン規模の資金を中小企業に支援したが、これは同期間投入された予算(361億ウォン)に比べて約132倍の効果として現れた。最近7年間の金融連携実績は以下のとおりである。

<表V-1-2> 知的財産金融連携評価支援の実績

(単位：件、百万ウォン)

区分	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
予算	3,570	3,270	3,270	3,770	4,620	8,005	9,605	36,110
連携金額	200,904	303,559	367,951	453,703	716,794	1,163,549	1,568,624	4,775,084

特許庁は評価報告書の信頼度を高め、政府補助金で行われる評価費用支援事業を円滑に運営するため、発明振興法第28条に基づいて国・公立研究機関、政府出捐研究所、民間企業研究所または技術性・事業性評価を専門的に行う機関を発明の評価機関として指定・運営している。発明の評価機関を指定する時は評価可能な技術分野、専門人材及び評価業務を遂行する上で必要な評価技法と施設の保有程度などを総合的に考慮している。

現在、特許庁は20の評価機関(2021年基準)を指定して運営しているが、評価機関の

専門性を持続的に維持・管理するとともに、評価機関の能力を高めるために定期的に発明の評価機関運営協議会及びIP金融フォーラムなどを開催している。

＜表V-1-3＞発明の評価機関指定状況

指定機関
韓国産業技術振興院、韓国産業銀行、韓国発明振興会、技術保証基金、特許法人 Darae、特許法人 Dana、(株)WIPS、(株)NICE 評価情報、(株)ECREDIBLE、農業技術実用化財団、韓国建設生活環境試験研究院、韓国機械電気電子試験研究院、韓国産業技術試験院、韓国化学融合試験研究院、韓国科学技術情報研究院、信用保証基金、特許法人 Dodam、(株)KTG、韓国企業データ、ナイス D&B

ハ．評価及び発展方向

特許庁は中小企業の知的財産を死蔵せず価値評価を通じて事業化につながる、もしくは金融として活用されて事業化資金が確保できるようにすることで、中小企業が知的財産を基に成長できる基盤を構築した。

今後も発明の評価機関指定を民間中心に拡大し、評価機関間の品質競争システムを構築する予定である。また、IP価値評価実務ガイド及び品質管理指針を改善・普及し、知的財産評価基盤を拡充していく計画である。

特許庁は中小企業がIP事業化における最も大きな足枷として指摘している資金不足問題をIP金融で解決できるようにIP価値評価費用支援を持続的に拡大し、IP価値評価に対する信頼性を高めるために品質管理活動を強化するなどIP金融活性化に向けた政策を推進していく計画である。

3. ファンド・オブ・ファンズ特許アカウントの運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 カン・ヒョンジ

イ．推進背景及び推進方法

優れた技術と創意的なアイデアを備えたベンチャー企業は国家の産業地形を変えるくらいの潜在力を持っている。しかし、失敗のリスクもまた高いため、資金調達が難しい。政府は民間ベンチャーキャピタル市場活性化における誘い水の役割を果たすため、2005年「ベンチャー企業育成に関する特別措置法」に基づいて韓国ファンド・オブ・ファンズを立ち上げた。

ファンド・オブ・ファンズとは企業に直接投資せず、個別ファンドに出資するファンドであり、民間ベンチャーキャピタル市場が形成されていない、もしくはその規模が小さい状況で政府が一定規模の基礎資金を投資市場に提供する政策手段である。

ファンド・オブ・ファンズは毎年予算配分によってその都度投資予算が決められる方法から脱し、一つのファンドが投資後回収した財源を再び他のファンドに出資して投資に活用する再循環(リボルビング)方式で30年間運営される。このようなやり方で長期間安定的なベンチャー投資の財源確保が可能となる。

また、投資の専門性を高めるため、投資財源の供給は政府が担当するが、個別ファンドの立ち上げ及び管理監督は韓国ベンチャー投資㈱、投資意思決定など個別ファンドの運営は民間専門投資会社であるベンチャーキャピタルが担当している。

ファンド・オブ・ファンズが各アカウントの特性に適したファンド立上げ計画を公告し、個別ファンドを運用するベンチャーキャピタルを選定すると、選定されたベンチャーキャピタルはファンド・オブ・ファンズ出資金の他に民間出資金を募集して子ファンドを結成し、個別企業に投資する。

特許庁も特許技術の事業化及び知的財産基盤の創業・投資を促進するため、2006年ファンド・オブ・ファンズに特許アカウントを開設した。2021年には政府予算200億ウォンをファンド・オブ・ファンズに出資し、2021年末まで累積金額2,300億ウォンの予算を基に出資金を集めた。

ロ. 推進内容及び成果

ファンド・オブ・ファンズの特許アカウントは出資金2,300億ウォンを基に2021年まで計69の子ファンドを立ち上げ、964社の企業に1兆4,605億ウォンを投資した。

特許アカウント投資資金は優秀な特許技術を事業化するベンチャー企業がデスバレー(Death Valley)を克服して強小・中堅企業として成長する土台となっている。また、この投資資金はアイデアと特許の買入、特許開発、技術移転などを専門的に行う民間特許管理会社と知的財産関連サービス企業にも投じられ、国内特許ビジネスの活性化にも貢献している。

特許アカウントは2016年からIP価値評価連携投資を強化することで、経営実績及び信用格付けはまだ不足しているものの技術及びアイデアが優秀な企業に対する投資を強化している。

ハ. 評価及び発展方向

特許アカウントは2006年開設以来特許技術に基づいた投資を行う多様な子ファンド作りを展開してきた。特許アカウントの子ファンドは一時流行りの容易い投資対象ではなく、優秀特許技術を備えた技術革新型ベンチャー中心の投資を通じて国家産業構造の革新に寄与してきた。

特許アカウントは今後もIPを基盤とする初期創業企業、地域の中小企業など産業革新のためには欠かせないが民間資金が投じられ難い分野に先制的に資金を供給する役割を果たし続ける予定である。

また、IPそのもので収益を上げるように政策資金のIP直接投資を拡大し、民間IPファンド立ち上げの支援などIP投資拡大に向けて多角的な努力を傾けていく計画である。

このような取り組みを通じて新しいIP金融投資市場を形成し、特許競争力の高い、強いベンチャー・中小企業を育成することで、IP創出・保護・活用と流れる知的財産

生態系作り及び国家革新成長に貢献する予定である。

4. 知的財産共済の運営

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 ソン・イング

イ. 推進背景及び概要

知的財産共済は中小・中堅企業の知的財産費用負担を分散・緩和することで企業の成長及び海外進出をサポートする公的共済制度であり、中小企業団体を中心に持続的に制度導入の必要性が提起されてきた。

第4次産業革命とグローバル競争の加速化によって中小・中堅企業が特許紛争に巻き込まれる可能性は高くなっているが、企業は費用負担または専門人材の不在及び能力不足によって知的財産紛争に効率的に対応し難い状況である。特許紛争の場合、損害賠償金の他に訴訟費用も2億ウォン程度かかるため、資金繰りに苦しんでいる中小企業により莫大な経営リスクをもたらしてきた。

また、直接的な訴訟費用の他にも紛争予防のための特許戦略の策定、海外進出に向けた特許の確保などは中小企業に新たな費用負担となっている。中小企業の特許出願・維持費用は2013年4千2百万ウォンから2017年1億3千万ウォンへと約3倍増加し、輸出契約の際に相手国が自国特許登録及び特許保証を要求しているため、特許登録にかかる費用及び特許保証費用が欠かさず発生し、その費用もまた増加傾向にある。

一方、訴訟費用及び海外出願を支援する政府支援事業は支援対象を選定する基準が厳しく、手続きが複雑であるため、緊急需要に対する即時支援が困難で、支援範囲も予算の制約で限られている。

このような政府支援の限界及び知的財産費用の負担が増加する状況の中で、第4次産業革命時代における強小企業育成に向けた中小・中堅企業のセーフティネットと

して特許共済制度の導入を推進する運びとなった。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2018年5月発明振興法及び同法施行令の改正によって「知的財産権関連共済事業の管理・運営(第50条の4、施行令第28条の3)」及び「知的財産共済事業の委託及び資金作りなど(第50条の5、施行令第28条の4、第28条の5)」に関する条項の新設を受けて、2019年事業施行のための政府出捐金を確保した。

知的財産共済の専門的かつ効率的な運営のために発明振興法第50条の5に基づいて1か月(2018.12.14.～2019.1.15.)の募集公告、提案書の発表及び評価を経て2019年1月最終的に技術保証基金を事業委託運営機関として選定した。

知的財産共済商品は顧客を配慮した商品設計を通じて2019年8月29日に発売され、2019年7月には共済加入者の加入商品選択の幅を広げるために掛金商品の加入可能件数を企業当たり3件まで拡大し、納付期間を縮小した掛金商品を追加することで長期間の掛金加入に対する負担を減らすなど商品の改善を推進した。

企業の積立金を基盤に運営される共済の特性上、1年間加入企業を誘致した後、2020年7月27日から貸出を開始した。貸出商品は知的財産費用貸出と経営資金貸出で構成され、知的財産費用貸出は国内外出願、知的財産審判・訴訟など事由発生時に積み立てられた掛金の最大5倍以内で、経営資金貸出は経営上緊急資金が必要な場合、掛金の90%以内で貸出可能な商品である。

一方、既存事業名称である「特許共済」は特許保有企業だけを支援する事業と誤認される恐れがあり、事業の目的と支援範囲が法・規定に合致するように2020年12月「知的財産共済」に事業名称を一元化し、「知的財産共済事業運営及び監督に関する規定」(特許庁告示第2020-32号)の改正などを推進した。

同時に、共済貸出活用度を高めるために2021年1月には共済貸出資格要件である義

務納入期間を12カ月から6カ月に短縮した。また、知的財産費用貸出の貸出事由を既存の海外出願費用及び国内外知的財産審判・訴訟費用だけでなく、国内出願費用、技術奪取・営業秘密紛争費用、紛争関連知的財産取引費用(2021年1月)、知的財産移転及び事業化費用(2021年4月)など段階的に拡大し、加入企業が知的財産権確保・保護・活用の全周期にわたる費用負担が緩和できるよう支援している。

ハ. 評価及び今後の計画

知的財産共済は商品発売以来、特許・実用新案・商標・デザインなど知的財産権の確保及び保護に向けた企業の高い関心により、2021年末まで8,943件(8,737社)の加入を誘致し、累積掛金収納額は906.5億ウォンで、その規模が着実に増加傾向にある。

また、貸出開始(2020年7月末)以後、2021年末まで201社に272件(約56億ウォン)の貸出を支援すると同時に、共済加入企業を対象に無料法律諮問サービス、優先審査申請料支援、特許庁支援事業加点付与など多様な優遇特典を提供することで、中小・中堅企業の知的財産セーフティネットの役割を果たしている。

特許庁は持続的に関係機関との協力を通じて加入者募集経路を多角化し、新規加入者を拡大し、資産運用・リスク管理の改善、税額控除の導入推進など知的財産共済の自立運営に向けた土台構築に積極的に取り組む計画である。

<表V-1-4> 知的財産共済の主要商品内容

(掛け金商品) 加入する時に月別納入掛け金を選択し、毎月積立預金の形態で一定金利の適用を受けながら掛け金を積み立て、積み立てられた元利金は共済契約の解約の時に一括して支給。

* 掛け金の種類：30万ウォン、50万ウォン、80万ウォン、100万ウォン、200万ウォン、300万ウォン、500万ウォン、1,000万ウォンで、企業1社当たり3件まで加入可能。

(貸出商品) 共済掛け金を6回目まで納入した後から、知的財産費用貸出及び経営資金貸出の利用が可能

①(知的財産費用貸出) 国内外出願、知的財産権の審判・訴訟、知的財産の移転・事業化など貸出事由が発生した場合、**積立掛け金の最大5倍以内**で所要費用を貸出、貸出期間5年以内(1年または2年据置後に分割返済)

※掛け金の最大加入可能金額：15億ウォン(5億×3件)、最大貸出可能金額：75億ウォン(15億×5倍)

②(経営資金貸出) 緊急な経営資金が必要な時、積立掛け金の90%以内で貸出、貸出期間1年(延長または借換可能)

5. オン・オフライン連携を通じた知的財産取引の支援

産業財産政策局 産業財産活用課 行政事務官 キム・ヨンヒョク
工業主事補 キム・イサク

イ. 推進背景及び概要

国家経済成長の鍵が有形資産から技術など無形資産に移動しつつあり、企業価値においても無形資産が占める割合が持続的に増加している。そこで、国家の持続可能な成長のためには核心技術開発のためのR&D投資とともに開発された技術に対する特許権を確保してビジネスに活用することで収益を生み出すことが重要である。

しかし、現代は技術の多角化・高度化及び熾烈な技術革新競争によって技術のライフサイクルが短くなっているが、技術の融合化・複合化による技術開発の所要期間及び費用は増加するなど技術革新環境は益々悪化している。このような環境の中で競争優位を確保するためには独自技術の開発に力を入れる慣行の代わりに、外部の革新技術を積極的に取り入れて技術開発に必要な時間と費用を節減し、活用されない技術はライセンスして活用する開放型革新が求められる。

特許庁は特許技術の活用促進及び開放型技術革新を支援するために知的財産取引情報システムを構築し、特許取引専門官を運営するなどオン・オフライン連携を通じた特許技術取引を支援することで、第4次産業革命時代における知的財産活用システムの先進化を通じた国家知的財産競争力の強化をリードしている。

ロ. 推進内容及び成果

情報技術(Information Technology)と電子商取引の発達は産業の生産性を画期的に高め、ユーザーにより便利で有用なサービスを提供することはもちろん、政治・経済・社会・文化など全分野において新しいスタイルへの変化を促している。

特許庁は2000年4月に情報技術を活用した取引情報交換及び提供を通じて特許技術取引が活性化できるように知的財産取引情報システム(www.ipmarket.or.kr)をオープンし、2009年からは技術取引と関連する情報のアクセシビリティを強化するため、個別的に運営していた技術取引情報サイトの連携を拡大した。また、2022年下半期からは既存の知的財産取引情報システムをさらに拡大・改編し、アイデア取引プラットフォームとの連携を実施し、知的財産金融及び事業化関連情報統合提供などが可能な国家知的財産取引プラットフォームを提供することでユーザーの利便性を持続的に高めていく予定である。

一方、知的財産取引の特性上、両当事者は取引を希望しても特許取引価格に対する不一致及び手続きの専門性不在などで実際取引に成功するまではあらゆる障害要因が存在する。また、国内企業は技術導入より独自開発の比重が高いため技術取引市場が狭く、民間取引機関の公信力不足、正当な仲介手数料納付文化の未形成などで知的財産取引機関が自己持続力を確保することが難しい。

そこで、特許庁は技術分野及び圏域別に構築された特許取引専門官(計17人)をソウル、京畿だけでなく嶺南圏と湖南圏に配置することで、企業が常に技術移転相談が受けられるようなチャンネルを構築した。これを通じて知的財産取引専門人材及び情報の不足で困っている個人や中小企業の知的財産取引が適材適所で行われるように支援している。

特許取引専門官は個人、中小企業などを対象に需要発掘及び面談、適正供給技術のマッチング、仲介交渉及び契約関連法律の検討など特許技術取引全般に関する知的財産仲介サービスを提供している。取引成功後もIP・技術金融、R&BDなど技術事業化に向けた支援事業とも連携している。このようなオン・オフライン知的財産取引支援事業を通じて成功した取引状況を見ると、最近5年間年平均563件に達している。

特許庁はこのようなオン・オフライン知的財産取引支援事業を民間にまで拡大するため、2020年からは民間・公共協力型知的財産取引支援事業を運営しており、特許取引専門官が保有する公共のIP取引基盤及びノウハウを提供し、民間IP取引機関が自活力のある取引機関として成長できるよう積極的に支援している。

＜表V-1-5＞権利別・類型別の知的財産取引実績

(単位：件)

区分	特許	実用新案	デザイン	商標	その他*	計	権利譲渡	実施許諾
2017年	458	2	27	1	3	491	253	238
2018年	528	2	19	6	9	564	338	226
2019年	590	5	35	22	1	653	376	277
2020年	498	1	3	20	1	523	352	171
2021年	495	2	55	27	5	584	340	244

*ソフトウェア、ノウハウなど

技術取引は特許権など無形資産を移転対象としているため、技術取引当事者間の情報インバランスが発生するケースが多い。そのために合理的な技術仲介交渉を進めるには、当該技術の優秀性を立証する効果的な手段が求められる。そこで、特許庁は2009年にオンライン特許評価サービスである「特許分析評価システム(SMART3)」を開発した。

特許分析評価システム(SMART3)は出願・登録、審査・審判情報など客観的かつ定量的な特許情報を活用して大量の特許を低費用、リアルタイムで評価し、技術購入者に供給技術に対する客観的な分析資料(権利性、技術性、活用性)をオンラインを通じて提供している。

2010年4月からは国内登録特許を評価するサービスを始め、サービス範囲を持続的に拡大してきた。2018年にはSMART3の韓国・米国・ヨーロッパ特許評価情報を民間に開放し、2021年には中国特許に対する評価サービスを提供することで、知的財産サービス企業が多様なIPビジネスを開発し、知的財産市場が活性化できるように積極的な

支援政策を展開している。SMART3サービス開始以後2021年12月まで累積1,019機関が124万件余りに達する評価サービス支援を受けるなど特許の質的評価活用は持続的に拡大されている。

<表V-1-6>機関類型別特許分析評価システムの年間契約実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学・ 公共研	公共機関	金融機関	合計
2010年	7	5	11	9	1	33
2011年	12	4	16	9	2	43
2012年	8	8	23	10	2	51
2013年	10	3	30	15	3	61
2014年	25	4	29	7	5	70
2015年	41	5	47	20	6	119
2016年	44	5	51	19	5	124
2017年	40	1	50	21	3	115
2018年	43	4	35	25	4	111
2019年	34	0	20	31	5	90
2020年	42	3	33	15	4	97
2021年	34	11	29	26	5	105
合計	340	53	374	207	45	1,019

<表V-1-7>機関類型別特許分析評価システムの利用実績

(単位：件)

区分	民間技術取引機関/ 特許法人	企業	大学/ 公共研	公共機関	金融 機関	個人	合計
2010年	6,046	3,364	3,444	13,864	9	455	27,182
2011年	9,727	5,558	6,982	11,336	886	139	34,628
2012年	6,046	5,464	7,084	13,276	359	258	32,487
2013年	11,073	4,721	10,611	18,984	5,577	354	51,320
2014年	40,170	4,858	13,453	53,260	7,517	978	120,236
2015年	26,926	4,261	22,241	61,462	8,807	1,514	125,211

2016年	77,320	802	20,565	67,308	8,792	1,759	176,546
2017年	51,880	2,849	26,638	44,079	8,168	2,128	135,742
2018年	50,689	629	25,791	70,462	5,487	522	153,580
2019年	36,846	207	19,427	45,639	7,273	582	109,974
2020年	27,985	500	36,015	34,562	10,797	465	110,324
2021年	34,440	19,609	25,831	71,900	6,740	3,777	162,297
合計	379,148	52,822	218,082	506,132	70,412	12,931	1,239,527

ハ. 評価及び発展方向

IoT、人工知能、ビッグデータなど第4次産業革命をリードする技術の浮上によってグローバル市場の産業構造が急変し、製造業、サービスと文化など産業間の境界が崩れ、連結と融合を通じて新しい産業と市場が誕生している。

そこで、グローバル企業は新事業を先取りするために外部技術の導入、技術革新型M&Aなど開放型革新に積極的に取り組んでいる。しかし、韓国は知的財産に対する社会的な認識が低く、知的財産侵害に対する処罰が不十分であるため、知的財産取引市場が活性化できていない状況である。

このような環境にもかかわらず特許庁のオン・オフラインを通じた特許技術取引支援の実績は増加している。これは長期的な観点から特許技術取引基盤を構築し、効果的な支援政策を通じて取引市場が拡大する可能性があることを示している。

今後も特許庁は特許取引専門官、知的財産取引情報システムを通じて特許取引を希望する個人及び中小企業に知的財産仲介サービスを提供することで、知的財産の価値を高めると同時に中小企業の技術競争力を高める計画である。

また、民間IP取引機関との協力を持続的に拡大することで、民間IP仲介市場が創出されるように支援するとともに、SMART3の民間開放を通じて新しいIP情報サービスが発売されるように支援するなど、民間中心の知的財産取引市場生態系作りに積極的に

取り組む予定である。

6. アイデア取引の支援

アイデア取引担当官 行政事務官 イム・テウ

イ. 推進背景及び概要

COVID-19パンデミックによって第4次産業革命のより急速な発展が予想され、革新のための新しいアイデアの重要性は一層浮き彫りになっている。このような市場状況に対応するため、多数の企業は外部の革新力量を積極的に活用して変化しようとする開放型革新(Open Innovation)を追求している。また、消費者のニーズが多様化し、製品のライフサイクルが短くなっていることから、製品開発のリスクとコストを減らすために外部アイデアを積極的に活用している。代表例として、フィリップスの「エアフライヤー」、P&Gの「オラルB(Oral-B)」電動歯ブラシなどがある。

しかし、韓国は優秀なイノベーション能力に比べて創意的なアイデアの活用能力及び活用環境が不十分な状況である。外部の創意的アイデアが企業革新などにつながるアイデア取引環境作りの必要性が高まっていることから、特許庁は2020年にアイデア取引プラットフォーム構築後、2021年3月に「アイデア路(www.idearo.kr)」をオープンして企業及び国民の誰もが自由にアイデアを相互共有・取引できる基盤を構築した。

ロ. 推進内容及び成果

国民のクリエイティブなアイデアを通じて公共機関の課題(問題)を解決するとともに、アイデア取引の活性化を図るため、2021年に2回にわたって公共機関アイデア公募展を実施した。第1次公募展に40の課題に対して239件のアイデアが提案され、このうち13件のアイデアが取引され、第2次公募展に80の課題に対して567件のアイデアが提案され、49件のアイデアが取引された。

また、社会・都市問題解決のためにソウル市と共同でアイデア公募展を実施し、13課題に対して151件のアイデアが提案され、3件が取り引きされて8件のシェアが行われた。アイデア取引に対する認識向上の一環として、国民向け広報、懇談会の実施、各種関係団体プロモーション・面談も推進した。

その結果、プラットフォーム開通後、2021年12月末基準で「アイデア路」に5,140人の個人会員、319社の企業会員が加入し、1,480件のアイデアが提案され、このうち115件(シェア15件を含む)が取引され、これにより計5,961万ウォンのアイデア取引に成功した。

それだけでなく、「アイデア路」プラットフォーム内で安全なアイデア取引ができるように秘密保持誓約・未取引アイデア不使用などに関する誓約義務付け、プラットフォーム利用約款の制定など標準取引手続きを設け、アイデアの流出・奪取・盗用防止のために画面保存・コピー・ダウンロード防止機能の追加などシステム機能を強化した。

ハ. 評価及び発展方向

まだアイデア取引に対する認識が低く、プラットフォームのオープン初期段階であるため、取引が活発ではないが、認識向上とともに制度補完など安全な取引環境が整えられれば次第に活性化すると見られる。

特許庁は2022年3月、関係省庁合同で「アイデア登録・取引制の活性化方策」を非常経済中央対策本部会議(経済副総理主宰)に上程した。この方策はアイデア取引基盤を構築するため、公共と民間が自由にアイデア取引に参加できるように国家拠点の「アイデアプラットフォーム」を構築・運営し、創意的アイデアの需要・供給を拡大するために公共・民間の需要を創出し、適切なインセンティブの提供でアイデア創出のモチベーションを高め、アイデア保護を強化するために「公募展アイデア保護ガイドライン」を改訂・配布するなど、関連システムと制度を整備することを骨子としている。

今後アイデアプラットフォームを通じてアイデア取引市場が形成され、国民の創意的アイデアが企業イノベーション及び国家経済・社会発展の原動力として活用されるよう持続的に取り組んでいく計画である。

＜図V-1-1＞「アイデア路」の運営概要



7. 知的財産製品化の支援

特許事業化担当官 工業事務官 チョ・ウォンダム

イ. 推進背景及び概要

国内に出願された特許、実用新案、デザインの中で中小企業出願が占める割合は2011年20.8%から着実に増え、2021年27.8%を記録し、全体の1/4以上が中小企業出願である。中小企業の技術開発がいつにも増して活発に行われている証拠である。しかし、専門人材や資金など事業化能力が不足している中小企業が開発された技術を基に製品を開発し、事業化に成功する比率は高くない。特に、政府の各種R&D支援を通じて開発された技術を基に事業化に成功する割合は50%水準にとどまっている。

これと関連して特許庁では中小企業の自主能力で解決しにくい製品開発過程の技術的問題を他の技術分野の特許を分析した情報などを活用して解決し、改善された製品に対する設計と製作などの検証を支援する「IP製品革新支援事業」を施行している。2012年から始まった本事業は、支援を受ける企業のニーズを反映して持続的に支援内容を補完している。特に、2021年からは多様な機関と協力して試作品製作、事業化資

金などの幅広い支援を提供している。

ロ．推進内容及び成果

IP製品革新支援事業は支援内容によって、市場と顧客のニーズを満たせる新製品を企画する「新製品企画」課題と、既存製品の機能、生産工程などを改善する「問題解決」課題、製品のデザイン改善を通じてユーザビリティと機能を改善する「製品高度化」課題に分けられる。課題別コンサルティングの結果を基にした製品設計と製作などの検証が支援され、希望する企業は投資誘致説明会に参加する機会も得ることができる。

支援プロセスは、事業公告→支援企業選定→課題遂行社の選定→協約締結及び支援課題遂行の順に進められ、支援が完了した被支援企業に対しては翌年から3年間支援成果に対するモニタリングを実施する。

最近5年間本事業を通じて計361社の中小企業が支援を受けており、モニタリング(アンケート調査)の結果、支援を受けた企業のうち90%以上が支援結果を活用して製品競争力の強化、新市場への進出など事業化に活用したことが分かった。

＜表V-1-8＞ IP製品革新支援事業の実績及び成果

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
予算(百万ウォン)	3,234	3,884	3,884	3,884	4,137
支援企業数(社)	63	77	81	51*	89
事業化活用率(%)	95.1	97.3	97.3	99.2	98.1

*コンサルティングと検証の統合支援によって支援企業数が減少

特に、2021年にはコンサルティング以後の製品設計と製作検証部分を中小ベンチャー企業部、地方自治体(大田、城南)など10機関の事業と連携して共同支援することで、全体支援企業数を前年比1.7倍以上に大幅拡大した。このような支援を基に、支援を受けた一部の企業が2022年CES(国際電子製品博覧会)で革新賞を受賞したり、米国教

育部と300億ウォン規模の契約を締結して視覚障害者学校に製品を供給するなど、本事業を通じて開発された製品の革新性と市場性が認められた。

ハ. 評価及び発展方向

IP製品革新支援事業に使われる異種分野特許検索方法論(OPIS, Open Patent Intelligence Search)は、技術分野別特許が持つ問題解決原理を他の技術分野に適用することで短期間で効果的に製品の革新を導き出すことができる問題解決方法論で、迅速に製品を開発して市場進出を目指す創業企業の製品開発に最適な方法と言える。

実際に最近3年間支援を受けた企業の75%以上が売上高20億ウォン未満の小規模創業企業であり、支援を通じて保有特許を適用した製品の革新とともに既存特許の補完・拡張が可能となり(特許ポートフォリオ構成など)、技術保護にも貢献していることが分かった。

また、2021年に新たに推進した他機関との協業を通じて試作品製作、事業化資金まで提供し、展示会参加、試金型製作など販路開拓、量産を始めとする後続事業化手続きを迅速に推進できるように支援した。特許庁は今後他省庁、地方自治体などとの協業を拡大し、持続的な予算確保を通じて支援規模を拡大し、中小企業が保有している産業財産権の事業化のための支援をさらに強化していく計画である。

第2節 大学・公共研究機関の知的財産活用の促進

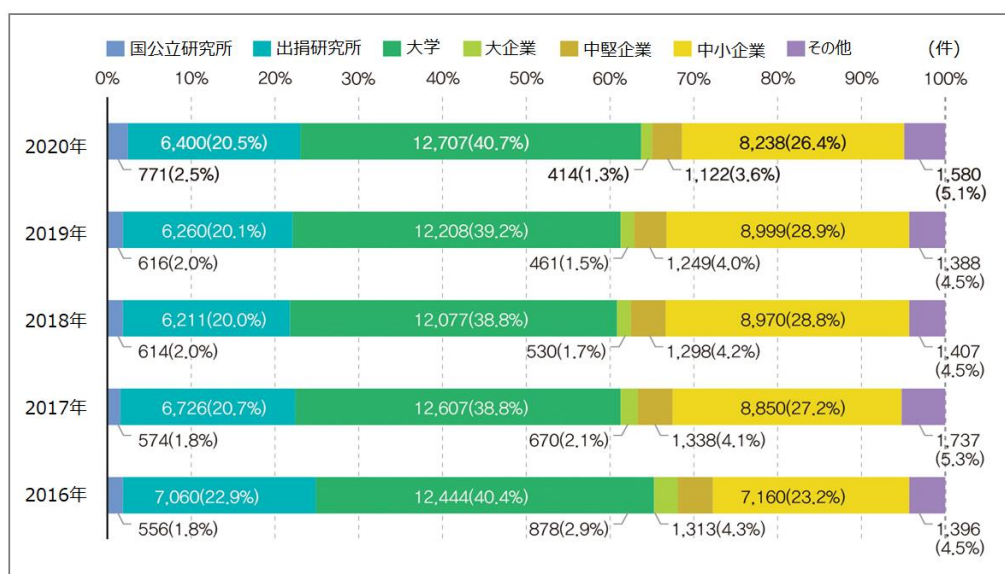
1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 チョン・ヒョンス

大学・公共研究機関は政府R&D予算の61.9% (14.8兆ウォン)を使用し、博士級人材の74.5% (8万7千人)を保有(2020年基準)している技術革新の源である。2020年国内の特許出願は前年比0.2%増加した31,233件で、最近5年間年平均増加率は0.3%である。このうち大学・公共研究機関の国内特許出願は19,878件で全体の63.7%を占める。

大学・公共研究機関から創り出された特許を基に2020年に新たに締結された技術移転契約件数を見ると、全体9,055件で前年度(8,458件)に比べて7.1%増加したことが分かった。このうち93.6%は中小企業に移転(譲渡または実施権設定)され、技術革新が国家経済発展につながる好循環システムで大学・公共研究機関の研究成果が重心的な役割を果たしていることが確認された。このように大学・公共研究機関の研究成果を強い特許権として確保し、企業に効果的に移転して事業化する時に革新成長と良質な雇用創出が可能になる。

<図V-1-2> 研究遂行主体別の国内出願特許成果の推移(2020年)



* 出処：2020国家研究開発事業の成果分析報告書

特許庁はこのようなニーズに応え、2006年から大学・公共研究機関の知的財産に対する認識向上と特許管理システムの整備などを通じて知的財産インフラの構築と能力強化を支援するための「特許管理専門家派遣事業」を始めた。有望な特許技術が死蔵されることを防止するとともに未活用特許技術の活用を促進するため、2013年から「発明インタビュー及び公共IP活用事業」を推進した。2017年には市場の技術需要を中心に特許を出願する需要基盤発明インタビューを試験的に導入し、2018年には全体発明インタビューを需要基盤発明インタビューに切り換えた。さらに、2016年には企業が必要とする特許を多数の大学・公共研から探し出してポートフォリオを構築して企業に移転することで技術移転の効率性を高める「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」を推進し、2017年には需要企業の技術商用化における便宜を図るために有効性検証まで支援し、2020年には「製品基盤知的財産パッケージ構築支援事業」に事業名を変更した。

2019年には技術移転の収益を再び技術移転に再投資する自立型好循環特許生態系作りのため、「韓国型特許ギャップファンド事業」を試験的に推進し、2020年には一般人の事業に対する理解を深めるために「知的財産収益再投資支援事業」に事業名を変更し、支援規模を拡大した。

今後2022年からは特許創出から活用まで大学・公共研究機関が必要とする支援を中・長期的に提供するため、個別に運営されていた単位事業を統廃合し、「知的財産創出・活用支援事業(MVP事業)」に改編する予定である。当該事業はM(優秀特許創出)、V(保有特許移転・事業化)、P(研究者創業)の3つのモジュールで構成され、機関が必要とする支援をカスタマイズ型で提供する予定である。

2. 特許経営専門家の運営

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 チョン・ヒョンス

イ. 推進背景及び概要

2021年知的財産活動調査によると、大学・公共研究機関の国内保有特許の活用率は27.7%で、前年度(22.1%)に比べて5.6%p増加したが、知的財産担当人材を保有する大学・公共研究機関の割合は43.8%で、前年度(45.8%)に比べて2.0%p減少したことが分かった。

これと関連して特許庁は大学・公共研究機関の知的財産経営インフラ構築と能力強化を支援するため、企業などで知的財産経営の経験を積み、知的財産権分野の専門性を保有している特許経営専門家を派遣している。

ロ. 推進内容及び成果

特許経営専門家は大学・公共研究機関などに派遣され、派遣機関の知的財産基盤構築及び能力強化のために関連規定の整備、知的財産経営プロセスの標準化、特許ポートフォリオ戦略の策定など多様な活動を通じて大学・公共研究機関の現状に適した特許経営システムを構築し、セミナー及び説明会の開催、知的財産権相談及び諮問などを通じて知的財産に対する認識と能力を高めることに寄与している。

2021年には計5人の特許経営専門家を派遣し、相談及び諮問285件、セミナー及び説明会59件を実施し、技術移転90件の成果を達成した。

<図V-1-3> 「特許経営専門家」の主な役割

認識向上	説明会及びセミナー、発明インタビュー、広報
基盤構築	規定整備、マニュアルによる業務プロセス
能力強化	相談及び諮問、教育、資産実査の定例化、協力ネットワークの構築
技術事業化	特許技術の移転・事業化の支援で高成果の創出を促進

ハ. 評価及び発展方向

2006年から実施中である特許経営専門家派遣事業が安定化段階に入ったことで、2010年からは大学のみならず知的財産経営能力が不足している公共研究機関にまで支援

対象を拡大した。特許経営専門家は地域の産・学・研人材プールを構築し、自治体、特許情報・事業化コンサルタント、企業などとの協力を通じて技術需要の発掘や技術移転関連情報交流など大学・公共(研)の特許経営戦略構築に向けた活発な活動を通じて技術移転及び事業化の成果を上げている。

世界的に特許競争が激しさを増し、大学・公共研究機関の知的財産能力が高くなるにつれ、特許経営専門家の役割も既存のインフラ構築と能力強化中心から技術移転・事業化及びIP戦略策定中心に広がりつつある。

今後は知的財産能力が不足している中小型大学・公共研究機関を引き続き支援すると同時に、大型国策事業団(CPO、特許専門担当官)及び大学間連合TLOなどに対する支援を拡大することで、大学・公共研究機関の技術移転・事業化及びIP戦略策定に対する支援をより一層強化していく計画である。

3. 需要基盤発明インタビューの支援

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 チョン・ヒョンス

イ. 推進背景及び概要

2021年度知的財産活動実態調査によると、大学・公共研究機関の特許活用率は27.7%で保有特許の3分の2以上が活用されていない状況である。その原因の一つとして、特許制度に対する研究者たちの誤解が挙げられる。特許は論文などとは異なり、発明を完成して公開した人に業として実施する独占的権利を付与するものであり、権利確保と維持に多くの費用が発生する。しかし、研究者たちは特許を出願する際、当該特許の事業化可否に対する検討を経て出願するよりは、特許を研究の付随的成果物と認識して量的成果を中心に特許を出願する傾向が見られる。

国内大学の特許生産性(研究費10億ウォン当たり特許出願件数)は3.16(2020年基準)で、米国の大学(0.18)や日本の大学(0.27)に比べて非常に高い。また、発明申告に対

する特許出願比率も韓国が82.8%で米国の大学(65.4%)に比べて高いことが分かった。これは、事業化有望技術に対する慎重な選別過程なく、大半が量的実績達成のための出願につながるためと見られる。

特許庁は出願前の発明審議・評価を制度化し、出願段階での積極的なマーケティングを通じて技術需要基盤の特許創出を誘導し、需要企業がある発明及び優秀発明を選別して出願するよう需要基盤発明インタビューの運営を支援し、事業化有望特許は技術移転まで支援している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は大学・公共研所有特許の活用度を高めるため、以前の「発明インタビュー」を「需要基盤発明インタビュー」に改善して運営している。「需要基盤発明インタビュー」は出願前発明に対する事前技術マーケティング及び企業需要の発掘を通じて企業のニーズに適した技術を選別・出願し、残りの発明に対しては外部専門家(IP専門家、技術専門家、市場専門家)が参加して発明に対する相談・評価・補強を通じて優秀発明を選別して出願する方式である。企業需要が発掘された発明や選別された優秀発明に対しては特許分析、事業化戦略の策定、特許補強、特許価値評価、需要企業の発掘及び技術マーケティングなど大学・公共研究機関が保有する特許の活用のための支援を提供した。

「需要基盤発明インタビュー」は2021年に27の大学・公共研究機関を支援し、計4,110件の発明届出件を審議し、1,540件の優秀技術(S、A級)を発掘した。同時に、特許性または事業性のない(D級)104件の発明に対して未承継決定を下すことで、未活用特許の量産及び特許費用の浪費を防止した。また、「IP活用支援」を通じて84件、契約金額110億ウォンの成果を達成した。

<表V-1-9>2021年度発明インタビューの支援実績

全体	S級	A級	B級	C級	D級
4,110件	283件	1,257件	2,018件	448件	104件

100.00%	6.89%	30.58%	49.10%	10.90%	2.53%
---------	-------	--------	--------	--------	-------

ハ. 評価及び発展方向

需要基盤発明インタビューを通じて企業が必要とする優秀発明を選別・出願するよう誘導し、特許出願段階から企業の技術需要を積極的に反映することで該当特許出願の事業化可能性を高めた。

また、発掘された有望技術に対しては、技術マーケティングなど事業化活動を重点的に支援し、優れた技術移転・事業化の成果を出した。

今後も需要基盤の発明インタビューを通じて事業化の観点で活用性の高い特許を選別するよう支援することで、未活用特許の発生を減らしていく予定である。

4. 製品基盤知的財産パッケージの構築

産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 チョン・ヒョンス

イ. 推進背景及び概要

最近技術の融合・複合が活発になるにつれ、単一特許による製品生産は難しくなりつつある。企業に技術を無事移転するためには、既に保有している技術だけでなく関連技術をパッケージ化(ポートフォリオ構成)して移転することが必要である。

また、大学・公共研究機関の技術は源泉技術など初期段階であるケースが多いが、一方企業は直ぐにでも製品として販売可能な事業化段階の技術を希望するため、供給技術と需要技術間で技術成熟度の差が大きい。

したがって、大学・公共研究機関が保有している特許を需要企業のニーズに応じて製品単位に基づいてパッケージングし、商用化の失敗可能性が高い初期段階革新技術

の場合は技術完成度を高めるために概念検証及び試作品検証など商用化可能性の検証を追加的に支援することで公共IPの活用を促進しようという要求が増えている。

<図V-1-4> 知的財産パッケージの構築・移転モデル



ロ. 推進内容及び成果

2011年から特許庁は大学・公共研究機関が個別的に保有している特許技術を産業界で簡単に活用できるように技術テーマ別ポートフォリオを構成することで、技術移転・事業化を支援する「公共機関保有技術の共同活用支援事業」を推進した。

2016年には製品単位で特許ポートフォリオを構築して技術移転・事業化する「製品単位特許ポートフォリオ構築事業」に切り換え、2017年には特許ポートフォリオ構築支援の他に商用化検証支援を追加した。2020年には支援を受ける機関の供給技術紹介資料(SMK)を需要企業が閲覧できるようにオンラインマーケティング窓口を開設した。

同事業は2021年に18件の製品基盤知的財産パッケージ構築課題を支援し、計90件の技術移転契約を通じて431億ウォンの技術料成果をあげた。

<図V-1-5> 製品基盤知的財産パッケージ構築支援事業の推進プロセス



ハ. 評価及び発展方向

本事業は製品を基準に知的財産パッケージを構築し、知的財産権検証と試作品製作などを支援して企業のニーズに合わせて特許技術が活用されるようにすることで、大学・公共研究機関保有特許の効率的な活用方法と評価されている。

今後は機関の知的財産経営能力向上を目標に中長期計画を立てて進めるよう、多年度型課題に拡大して推進する計画である。また、大学・公共研究機関が自ら持続可能な自立型特許技術事業化システムを構築するよう支援する知的財産収益再投資事業として発展するための前哨基地の役割を担当させることで技術移転・事業化の連携支援をさらに強化していく計画である。

5. 知的財産収益の再投資支援

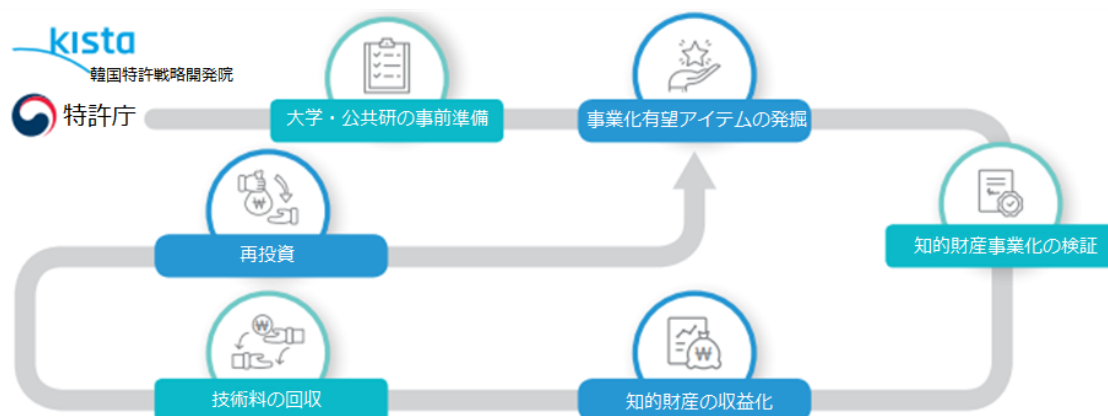
産業財産政策局 産業財産人材課 工業事務官 チョン・ヒョンス

イ. 推進背景及び概要

大学・公共研究機関の研究成果が強い特許として確保され、企業に効果的に移転・事業化できた時、革新成長と良質な雇用の創出が可能となる。しかし、大学・公共研究機関の特許活用率は27.7% (2021年)に止まるなど、大学・公共研究機関の研究成果が事業化及び技術創業につながる特許活用生態系作りはまだ課題として残っている。

このような技術の需要と供給間のギャップ(gap)を埋めるためには、技術マーケティング及び実験、テスト、試作品の製作など商用化検証が必要である。そこで、支援金を有望特許技術の商用化活動に投資し、これを通じて発生した技術料収益の一部を回収して他の有望特許技術の商用化活動に再投資することで、大学・公共研究機関が自ら持続可能な自立型好循環システムを構築するよう支援するため、2019年から本事業がスタートした。

＜図 V-1-6＞ 知的財産収益再投資の好循環概念図



ロ．推進内容及び成果

回収－再投資プロセスを構築するためには技術料収益の一部を回収する方式に対する機関内研究者の同意が必要なため、一定水準以上の知的財産経営能力を保有し、研究者の知的財産に対する認識が備えられた大学・公共研究機関を対象に支援している。

2021年計14機関の支援を通じて、技術移転69件及び技術料115.2億ウォンの成果を創出し、支援金の59.3%(21.95億ウォン)を回収した。今後、大学・公共研究機関の特許技術事業化のための再投資を通じて政府支援が終了した後も自主的に運営できる財政基盤を構築することになると期待される。

ハ．評価及び発展方向

事業以前と比較して支援機関の技術移転収益と投資金回収など多数の機関で肯定的な成果が確認された。

今後、知的財産収益再投資支援事業に参加する機関の技術と特許情報を中小・中堅企業と共有するプログラムを通じて産業現場の技術需要が研究開発につながるよう積極的に支援する計画である。

また、金融連携を活性化し、公共IP移転企業にIP投資・融資を連携するなど実質的な事業化成功事例が続くよう、大学・公共研究機関の知的財産取引・事業化能力を最大化していく予定である。

第2章 知的財産基盤の強小企業の育成

第1節 地域の強小企業の発掘・育成

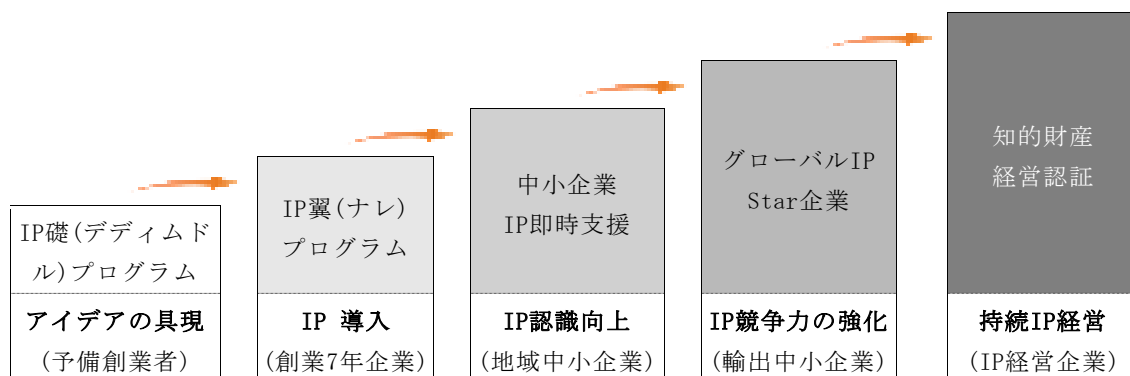
1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 ユン・ヒョンジン

第4次産業革命時代を迎えて中小企業支援政策はアイデア基盤の核心技術と知的財産の育成を通じた新付加価値の創出という新しいパラダイムに帰結している。これを通じて創業と雇用創出につなげる知的財産生態系作りは何時になく重要になっている。

一方、このような動きは製造業基盤の主力産業に集中してきた「地域」にも新しい変化が求められている。地方化時代と集約されるダイナミックな環境変化と相まって、地域の積極的な知的財産権の創出と活用が先進化した地域産業構造への転換と競争力のある地域強小企業育成の誘い水になっている。

このような理由から特許庁は全国を対象に予備創業者を含む個人創業者から輸出中小企業まで企業成長の全段階をカバーする知的財産創出支援システムを構築し、地域中小企業の知的財産創出を集中支援することで、首都圏と非首都圏の知的財産格差問題の解消に取り組んでいる。



段階別に見ると、予備創業者のための「IP礎(デディムドル)プログラム」を始めに、7年以内創業企業を支援する「IP翼(ナレ)プログラム」、そして中小企業の海外進出を支援するための「グローバルIPスター企業育成」事業を経て、知的財産優秀中小企業に対する「認証」に至るまで、段階別に持続的な支援を受けることができる。具体的な支援内容を見ると、予備創業者にアイデアの具体化・高度化コンサルティングを、初期創業企業に融合・複合IP技術と経営戦略コンサルティングを、一般中小企業を対象にIP経営コンサルティング及び懸案解決を、輸出(予定)中小企業には海外特許確保戦略の策定及び海外出願などを支援した。また、中小企業の知的財産経営環境作りを誘引し、認証企業の対外信頼度を高めるため、知的財産経営認証制度を運営している。

2. 知的財産バウチャー事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 ソン・オッキョン

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

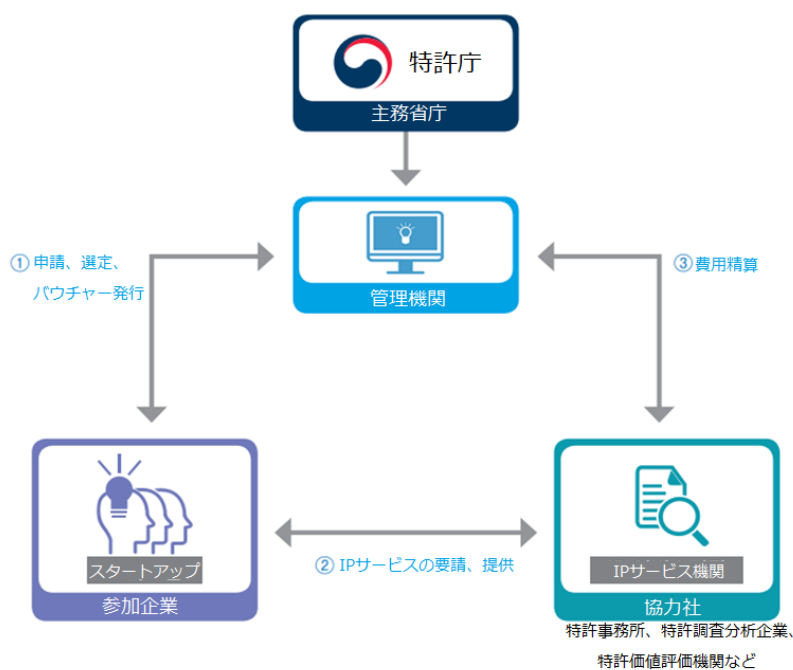
国家の未来成長エンジンの発掘及び持続可能な成長において技術に基づいた創業が核心要素として台頭し、世界各国はスタートアップ支援に力を入れている。

国内でも政府レベルの創業支援政策が推進され、創業費用・リスク減少、投資拡大などスタートアップの生き残りや成長環境が改善されつつあるが、依然として国内スタートアップ生態系の生命力は先進国に比べて不十分であり、グローバルな成功事例も不足しているのが現状である。

また、IPがスタートアップの成長と成功における核心要素であるにもかかわらず、IPサービスの高い費用によって多数のスタートアップが悩みを抱えて支援を求めている。創業・中小企業IP支援施策が創出・保護・活用分野別に備えられているものの、スタートアップの柔軟な活用には限界があるのが現状である。

そこで、特許庁は一般中小企業の創業とは違って、事業アイテム・BM(Business Model)変更が頻繁で、タイミングが重要なスタートアップの特徴を考慮し、従来の供給者観点から脱してタイムリーな支援が可能な新しい支援方式を設けることとなった。

<図V-2-1>スタートアップ知的財産バウチャー事業の推進システム



※ IPサービス機関は事業管理システムに登録されたPOOLの中からスタートアップが自由を選択

2) 概要

スタートアップ知的財産バウチャー事業は需要者自律選択型IPサービス統合支援を通じてスタートアップのIP競争力を強化し、自生的なスタートアップ生態系を構築することに意義がある。

スタートアップにバウチャーを発行すると、スタートアップはIPサービスメニューとPoolに登録されたサービス提供機関の中から自由に必要なサービス及び機関を選択して利用した後、バウチャーでサービス手数料を支払えば良い。

IPサービスメニューは国内外IPの権利化、特許調査分析・コンサルティング、特許

技術価値評価、技術移転、営業秘密保護の5つに分けられる。この際バウチャーはポイント形態で発行され、サービス費用は結果物確認など一定の精算手続きを経て管理機関がIPサービス機関に直接支給する。

支援対象は第4次産業革命関連または挑戦的な課題を追求する技術・IP基盤スタートアップで、国内に設立された非上場会社でなければならず、予備創業者は除外される。

＜表V-2-1＞スタートアップ知的財産バウチャー事業のIPサービスメニュー

IPサービス項目	細部内容
国内・海外IPの権利化	特許(PCT)、実用新案、デザイン(ハーグ)、商標(マドリッド)出願の弁理サービス
特許調査・分析及びコンサルティング	先行技術調査、無効資料及び侵害資料の調査・分析、特許マップ、IPコンサルティング
特許技術価値評価	移転・取引、金融、事業化、訴訟、技術上場などのための特許技術価値評価
技術移転	特許技術の販売・購買(またはライセンス)仲介
営業秘密保護	営業秘密原本証明サービス

ロ. 推進内容及び成果

2021年スタートアップ知的財産バウチャー事業は197社のスタートアップに知的財産バウチャーを支援し、知的財産バウチャー支援を受けたスタートアップは766件のIPサービスを利用して企業のIP競争力を高めた。

知的財産バウチャー支援を受けたスタートアップのIPサービス利用内訳を見ると、優秀技術力及び潜在力を保有したスタートアップが成功可能性を高めるように創出・保護・活用の全分野に使用された。

IP権利化サービスを通じて革新的なアイデアと技術を知的財産化し、生き残り及び成長の基盤を整えた。特に、費用負担が大きい海外出願(PCTなど)サービスの活用を

通じて海外IPポートフォリオを構築し、グローバル市場に対する綿密な特許調査分析などを支援することで、スタートアップの海外進出の足掛かりを築いた。

一方、2021年度から「営業秘密原本証明サービス」を新規支援し、経営上の情報など特許で保護されにくい知的財産に対する保護が可能になるよう支援した。

その他にも特許技術価値評価を通じて資金誘致、技術移転の土台を構築した。

ハ．評価及び発展方向

知的財産バウチャー事業はスタートアップの特性を考慮し、必要な時期に希望するIPサービスを便利に利用できるため、高い満足度(89.3点)を記録している。また、2021年スタートアップ知的財産バウチャー事業の成果を分析した結果、知的財産バウチャー事業による売上増加効果は28%、輸出増加効果は8%であり、新規人材雇用創出は375人に達するなど企業の財務的成果の向上を牽引しており、IP競争力強化を通じてスタートアップの価値を高め、投資誘致など後続成果創出に寄与している。

2022年にもIP基盤のスタートアップ成長のために関係機関との協業及び事業連携などを通じて優秀で有望なスタートアップを選定・支援し、IPサービスに死角が発生しないようにスタートアップの経営条件とニーズを反映して多様なIPサービスを支援する計画である。また、IPに対する専門知識が不足しているスタートアップが知的財産バウチャーをより効率的に使用できるようにIP専門家を通じてIPサービス使用に対する諮問を支援する計画である。

3. IP礎(デディムドル)プログラムの推進

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 シン・ヨハン

イ．推進背景及び概要

1) 推進背景

最近第4次産業革命と人口構造の変化がスピードアップする一方、世界的な景気低迷と雇用なき成長が続く中で、革新型技術創業は新しい領域の高付加価値創出を通じた成長と雇用拡大の新しいトレンドとして位置づけられている。このような技術創業を活性化するためには創業以前の段階から知的財産中心の創業を誘導する必要がある。

そこで、特許庁はIP礎(デディムドル)プログラムを通じて予備創業者の単純な初期アイデアが知的財産に基づく事業アイテムとして育成できるようにすることで、予備創業者が創業で成功する上で「礎(デディムドル)」になることを期待している。

2) 概要

IP礎(デディムドル)プログラムは個人及び予備創業者のアイデアを工夫して事業アイテムとして具体化し、特許権の確保、事業計画書の策定を支援することで知的財産を活用する創業を支援するコンサルティング基盤のプログラムである。

支援対象は創意的なアイデアを保有する予備創業者で、事業申請は全国の広域市・道の地域知的財産センターを通じて年中随時受け付けている。また、オン・オフライン基礎相談を通じてアイデアの事業可能性診断を受けた後、参加申請書とアイデア要約書などを提出する必要がある。

事業の支援内容は①段階：IP創業ゾーン、創造経済革新センターなどのアイデア相談窓口で知的財産及び創業専門家と基礎相談を進行する。基礎相談を通じて同事業の支援対象を選定する。②段階：IP創業ゾーンでアイデア発想技法、創意的な問題解決方法、特許情報検索などの教育を通じて予備創業者に必要な知的財産と創業に対する基本能力を備えさせる。③段階：アイデア高度化コンサルティングを通じて先行技術調査分析結果を基に技術が事業アイテムとして競争力を備えるようさらに発展させる。④段階：高度化されたアイデアを権利として保護し、経営・マーケティングに活用できる最適な特許技術として出願する。⑤段階：アイデアを実際具現可能な製品として

発展させるために3D模型設計を支援する。⑥段階：創業コンサルティングを通じて事業計画書、ビジネスモデルなどを策定し、他機関の資金・試作品製作などの支援が受けられるように連携する。

ロ．推進内容及び成果

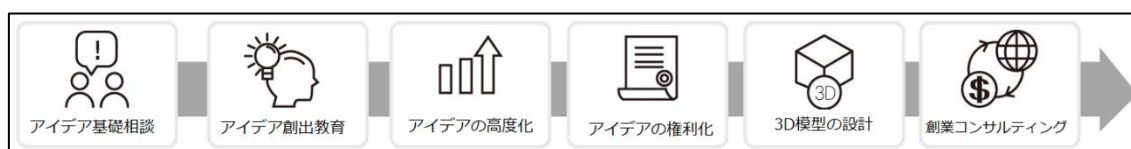
IP礎(デディムドル)プログラムを通じて2020年には計946件のアイデアが事業アイテムとして導出され、2021年には計850件の知的財産基盤事業アイテムが導出された。このうち2020年には261件が創業し、2021年には270件が創業に成功した。これらの創業企業の売上高は2020年には計25億ウォン、2021年には計40億ウォンであり、2020年には151人、2021年には202人を新規雇用して新しい雇用を創り出した。

また、創業コンサルティングを通じて他省庁の多様な創業支援事業に連携支援し、2020年には312件、2021年には379件が創業資金、試作品製作などの支援を受けた。

ハ．評価及び発展方向

IP礎(デディムドル)プログラムはアイデアはあるものの創業に困難を覚える地域住民が知的財産を基に競争力のある事業アイテムで創業できるように支援することで、地域における新しい雇用創出に貢献した。同時に、地域の多様な関係機関との協力を通じて地域の特性に適した知的財産基盤の創業が活性化できるように運営していく予定である。

<図 V-2-2> IP礎(デディムドル)プログラムの進行プロセス



4. IP翼(ナレ)プログラムの推進

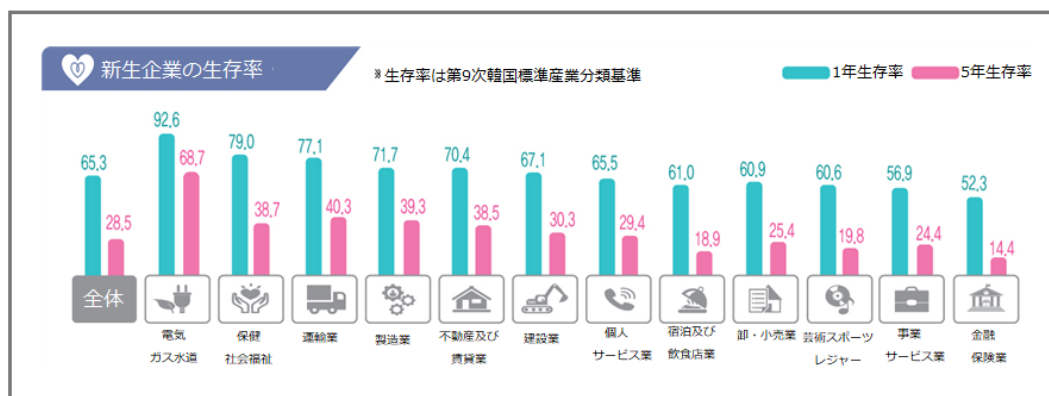
産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 シン・ヨハン

イ. 推進背景及び概要

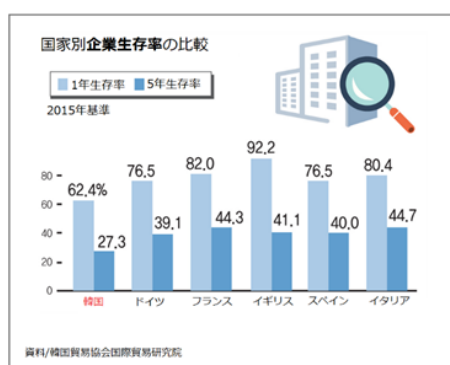
1) 推進背景

創業初期を少しだけ耐えれば名実ともに成長軌道に乗れる技術創業企業には政府の多様な支援事業が誘い水の役割を果たす。しかし、現実はこのような企業支援政策にもかかわらず、新生企業の5年以内生存率が30%に止まっている状況である。それだけ初期技術創業企業が情熱とアイデアだけでは市場で生き残ることが容易ではないことを示している。統計庁の「2018年基準企業生滅行政統計結果」報告書によれば、新生企業の1年生存率は72.7%、5年生存率は39.8%であることがわかった。一方、2019年中小ベンチャー企業部が発表した2017年創業支援企業の5年後生存率は53.1%で一般創業企業より優れているが、これは創業支援企業の成長を牽引するための政策の重要性を物語っていると言える。そのため特許庁は単純に費用を支援するのではなく、技術創業企業の質的成長のため、専門家のIPコンサルティングを支援する「IP翼(ナレ)プログラム」を運営することで、創業企業の生存率を高め、健全な創業生態系作りのために取り組んでいる。

<表 V-2-2> 企業生滅行政統計



＜表 V-2-3＞主要国新生企業の1年/5年生存率



2) 概要

IP翼(ナレ)プログラムは全国地域知的財産センター(RIPC)を通じて運営されている。

IP翼(ナレ)プログラムは創業企業が直面している技術及び経営上の懸案に対してIP側面から問題解決を支援する事業であり、地域知的財産センターの担当コンサルタントが100日の課業期間の間BP(Business Producer)となって企業にIPコンサルティングを支援する。

まず、事業運営の面で課業期間の100日間、8回の企業現場訪問コンサルティングを義務付け、地域コンサルタントがBPの役割を充実に果たせるようにした。

次に、事業遂行の面で、担当コンサルタントは8つのソリューション(強い特許権の創出、R&D方向設定、紛争予防戦略の策定、IPカスタマイズ型教育、IP活用戦略の策定、IP融合・複合戦略の策定、職務発明制度・営業秘密戦略など知的財産管理戦略の策定、知的財産経営認証など企業成長のための認証獲得及び活用戦略の策定)の中から企業に必要なものを選別してカスタマイズ型コンサルティングを提供する。

支援を受ける企業はコンサルティング期間の間、担当コンサルタント及び専門家とチームを組んで企業の懸案事項に対して対策を講じることになるが、特許専門人材が不足している創業企業にはこのような密着コンサルティングが干天の慈雨となっている。

ロ．推進内容及び成果

2017年にスタートしたIP翼(ナレ)プログラムはここ4年間1,888社の企業にIPコンサルティングを支援した。2021年には2,281社の申請を受け、その中から700社を支援するなど事業需要が増加傾向にある。

ここ5年間IP翼(ナレ)プログラムを通じて特許出願だけでなくIP融合・複合を活用した商標、デザイン出願、海外出願も支援し、計3,432件の知的財産権の出願を支援した。

<表V-2-4>2017～2021年IP翼(ナレ)プログラムの知的財産権出願支援件数

特許	商標	デザイン	海外	合計
2,842件	268件	102件	220件	3,432件

また、IP経営戦略コンサルティングを通じて政府機関の事業化支援、IP金融、エンジェル投資などから計4,551億ウォンの事業資金を確保し、計4,928人の新規雇用を創出することに直接・間接的に寄与した。

特に、このような雇用は知的財産戦略を通じて企業の成長を誘導する過程で生まれた雇用で、単純な雇用ではなく、企業の技術及び知的財産分野が創出した良質な雇用という点で意味がある。

同時に、2019年度から政府の創業支援事業連携の一環として、IP翼(ナレ)プログラムの支援を受ける企業を対象に中小ベンチャー企業部創業成長技術開発(ディディムドル)事業に連携推薦し、別途のトラックで進めるメリットを与えた。その結果、2020年IP翼(ナレ)プログラムの支援を受ける企業50社を推薦して最終的には15社が最終選定され、2021年には37社を推薦して最終的に14社が連携支援を受けた。

＜表V-2-5＞2018～2021年IP翼(ナレ)企業の事業資金確保状況

他機関連携	技術金融など融資	外部機関投資	合計
1,824億ウォン (1,109社)	1,392億ウォン (459社)	1,335億ウォン (111社)	4,551億ウォン

ハ. 評価及び発展方向

2021年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングに対するサービス品質を高めるため、支援企業に当該事業に対する品質及び満足度調査を実施した。その結果、満足度平均は97.71点で、支援企業の大多数がIP翼(ナレ)プログラムに対して満足していることがわかった。調査結果で足りない部分に関しては、コンサルタント能力向上教育を通じてコンサルティングの品質向上を図る予定である。

＜表V-2-6＞2021年IP翼(ナレ)プログラムコンサルティングの満足度

調査対象	回答企業	平均点数
700社	390社	97.71点

今後増加する事業需要に対応するため、当該事業を行う地域知的財産センターを拡大再編し、中小ベンチャー企業部創業成長技術開発課題連携の拡大及び多様な連携課題の発掘を通じて支援できる方策を講じるなど関係機関との協力を持続的に強化し、事業資金、技術開発、マーケティング支援など後続連携を通じてIP翼(ナレ)事業の確実な成果を創出する計画である。

5. シニア退職人材の特許基盤技術創業支援の推進

特許事業化担当官 工業事務官 ソ・ヒョウォン

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

グローバル経済環境と人口構造変化に伴う急速な高齢化で生産可能人口が持続的に減少している。それに加えてベビーブーム世代に代表される中高年層の大量退職が現実化しており、韓国経済の持続可能な発展のために中高年層が退職後にも専門知識を活用した技術創業など持続的な経済活動に積極的な参加することが切実な状況である。

韓国だけでなく創業のメッカである米国の創業実態調査結果によれば、高経歴中高年層は技術創業の核心人材であり、引退後も創業意思と持続的な経済活動への意志も高いことが明らかになり、技術創業活性化のために中高年層への支援が必要である。

特許庁は熟練した経験と技術専門性を保有した中高年層の創業アイテムが技術創業の成功として実現できるよう、シニア退職人材の特許基盤技術創業事業を2021年から推進している。

2) 概要

シニア退職人材の特許基盤技術創業支援事業は中高年の知的財産を基にした創業アイテムが事業化できるように特許事業化パッケージ(最大4千万ウォン以内)を支援し、中小ベンチャー企業部と銀行圏青年創業財団(D. CAMP)の協業を通じて創業インフラと投資資金などを後続支援する。

特許事業化パッケージは創業・投資・知的財産専門家で構成された専門遂行機関が中高年の創業アイテムとIP状況を精密診断し、約6カ月間事業化の成功に欠かせないIP権利の確保(特許出願3件程度)、製品事業化計画、製品検証(技術検証、モックアップ)などをワンストップで支援する。

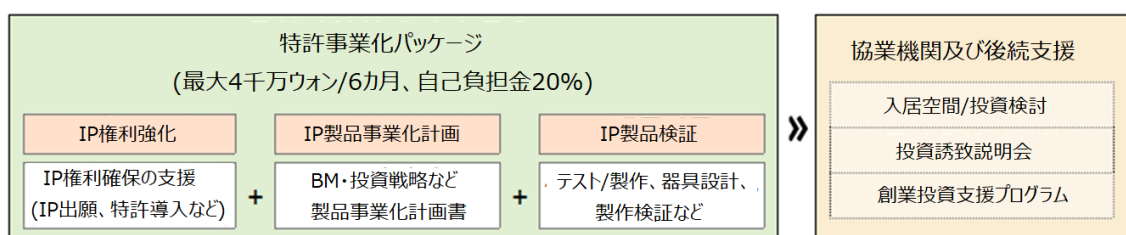
特許事業化パッケージ支援以後はシニア創業企業の持続的な成長と事業営為のため、投資誘致説明会とともに銀行圏青年創業財団(D. CAMP)の投資検討(創業チーム当り最大3億ウォン)、D. CAMP(ソウル江南)・フロントワン(ソウル麻浦)への入居機会が提供され、全国に所在する中高年技術創業センターを通じて入居空間支援が連係提供され

る。

シニア退職人材の特許基盤技術創業支援事業の支援対象は創業アイテムと技術専門性、そして特許を保有した満40歳以上の予備創業者または7年以内の創業者であり、年間支援規模は20人である。

事業申請は毎年初め、韓国発明振興会の事業公募を通じて事業計画書などを提出すれば良い。支援対象者はIP基盤書面評価、国民参加審査、発表評価を通じて計20人の中高年創業チームを選抜する。

<表V-2-7>シニア退職人材の特許基盤技術創業支援協業システム



ロ. 推進内容及び成果

2021年新設されたシニア退職人材の特許基盤技術創業支援事業公募に計248人が申請(競争率12:1)し、中高年層の創業に対する関心が熱いことが分かった。

選抜された中高年創業チーム20人は特許事業化パッケージを通じて平均知的財産(IP)2件出願、製品事業化戦略2.2件、製品検証1.4件などの支援を受け、20人全員が技術創業に成功した。

また、選抜された創業チームは信用保証基金、銀行圏創業財団、中高年技術創業センターなどを通じて計7回の投資誘致説明会、創業空間入居、2021大韓民国知的財産大典の展示広報・マーケティングブースなど資金誘致から初期販路確保の機会まで後続支援を受けた。

官民協業支援を通じて実現されたシニア技術創業20チームは、約39人の新しい雇用と経済的な付加価値を作り、ベンチャー及びエンジェル投資を通じて約103億ウォンの事業資金を誘致する成果も上げた。

＜表V-2-8＞2021シニア創業企業支援及び主要成果

特許事業化パッケージ			投資誘致	雇用効果
IP出願	製品事業化	製品検証		
37件	44件	28件	103億ウォン	39人

ハ. 評価及び発展方向

シニア退職人材の特許基盤技術創業支援事業は企画財政部が実施した2021年国民参加予算執行現場モニタリングで政策参加者から非常に高い満足度評価を得て、事業の必要性和成果の面でコンセンサスを得た。

＜表V-2-9＞2021国民参加予算執行現場モニタリングの結果

国民参加予算(省庁平均)	シニア事業の満足度
95%	100%

特に、官民協業を通じて多様な創業インフラをワンストップ支援を提供した点が技術創業の成功と成果創出の誘い水になったという評価を得た。

特許庁は創業現場のカスタマイズ型創業支援強化を求める声と事業に対する高い需要を満たすため、支援対象と官民協力をさらに拡大していく予定である。

6. 中小企業IP即時支援サービスの提供

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シン・ヘヨン

イ. 推進背景及び概要

中小企業は専門特許チームを保有する大企業より知的財産能力が不十分で、IP専門家から知的財産権に対するコンサルティングを受け難い状況である。特に、地方中小企業の場合はその問題がより深刻で、地方中小企業には迅速な知的財産支援及び問題解決が必要である。中小企業IP即時支援サービスは中小企業のIP問題を探し出し、知的財産コンサルティング及び問題解決を通じて企業成長の障害要因を取り除くことを目的として施行された中小企業支援事業である。

同事業は2010年からIP Start-up、IP Scale-up支援事業として施行されてきたが、年1回事業実施という従来の事業構造では中小企業の即時的な要求には対応し切れなかった。

そこで、中小企業の経営現場で発生する知的財産関連の解決が急がれる問題に対して即時対応する必要がある、2017年から地域中小企業のIP成長における障害要因を取り除くために地域知的財産センターを通じた随時相談及び緊急支援形式の事業に変更した。

ロ. 主要内容及び成果

中小企業IP即時支援事業は中小企業に小規模の特許マップ、デザインマップ、ブランド開発、デザイン開発、特許技術広報映像などを支援し、地域知的財産センターのコンサルタントを通じて国内外IPコンサルティングを提供する事業である。中小企業はコンサルタント及び協力機関の専門家から企業の懸案課題の分析及び診断を受けた後、それによる必要事業の支援を受けるが、通常2～3カ月がかかる。

2021年度中小企業IP即時支援サービスの支援実績は以下のとおりである。

<表V-2-10> 2021年度中小企業IP即時支援

支援事業	支援件数
特許マップ	198

ブランド開発	116
デザイン開発	272
特許技術広報映像	55
海外出願	181
デザインモックアップ	18
国内外IPコンサルティング	299

ハ. 評価及び発展方向

中小企業IP即時支援事業は2021年計1,139件のIP問題に対して即時相談・支援を実施し、事業施行前(2005年)24.6%に過ぎなかった中小企業の特許出願比率が2020年基準で58.8%まで漸進的に上昇し、大企業と中小企業のIP格差解消に寄与した。

また、同事業施行前(2005年)は21%に過ぎなかった非首都圏の特許出願比率が2020年37%まで上昇し、首都圏－非首都圏IP能力格差の解消に寄与した。

7. グローバルIPスター企業の育成

産業財産政策局 地域産業財産課 行政事務官 シン・ヘヨン

イ. 推進背景及び概要

知的財産を活用する経営戦略が企業の競争力を左右しており、特許などの知的財産権を先取りした企業の紛争提起も増加傾向にある。大企業は知的財産専門担当組織を備え、自社の特性に適した知的財産経営モデルを独自に策定して運営するなど知的財産基盤時代に着実に対応している。また、一部中小・中堅企業は積極的な知的財産権の確保及び活用を通じて持続的に成長している。

このように知的財産が企業の長期的な成長において欠かせない要素であるにもかかわらず、大半の中小企業は知的財産の重要性に対する認識が依然として不十分な状況である。そこで、特許庁は2010年から地域中小企業への知的財産創出及び活用強化に向

けてIPスター企業育成事業を初めて導入・施行した。特に、特許庁は2017年から従来の「IPスター企業」を「グローバルIPスター企業」に変更し、輸出中もしくは輸出予定の中小企業に対するIP総合支援を通じて地域中小企業のグローバル能力を強化することで輸出実績の向上を図っている。

韓国の場合、国内総生産(GDP)に比べて内需の比重が徐々に減少し、中小企業はこのような内需市場の低迷を乗り越えるために海外市場攻略に拍車をかけている。研究結果によれば、輸出企業は内需中心の企業に比べて企業成長及び良質な雇用創出の面において優れているため、韓国企業の海外市場進出を積極的に支援する必要がある。

ロ. 主要内容及び成果

2021年グローバルIPスター企業育成事業はグローバル競争力のある地域の輸出(予定)中小企業を発掘して知的財産に対する総合支援を提供した。

知的財産総合支援は海外権利化(出願・OA・登録)支援、カスタマイズ型特許・デザインマップの提供、非英語圏ブランドの開発、特許技術広報動画制作、特許・デザインコンバージェンス、ブランド・デザインコンバージェンス、デザイン開発、ブランド開発、企業IP経営診断・構築などを通じた随時課題支援などで構成されている。このような細部課題を地域知的財産センターのコンサルタントを通じて集中支援することで、該当企業の輸出能力が強化できるように支援する事業である。

特許庁は2010年IPスター企業育成事業を導入して以来(2017年からは「グローバルIPスター企業育成」に改編)、2021年現在まで計2,644社の地域有望中小企業を支援した。

特許庁は地方自治団体との協力の下で地域別の有望輸出中小企業を選定しているが、「グローバルIPスター企業」に選定されるためにはIP-Spectrum評価(定量評価)、現場実査、対面審査につづく厳しい審査プロセスを全て経る必要がある。支援対象として選定された企業はコンサルティング及び需要調査の結果によって上述した多様な支

援プログラムを最大3年間支援してもらうことができる。

企業IP経営診断・構築の場合を例に挙げると、中小企業の知的財産経営水準を診断し、海外進出に向けた企業の知的財産経営戦略の構築と支援を受ける企業の知的財産能力の向上に向けてインフラ、経営、組織、技術などの知的財産方向を提示するコンサルティングを支援する。

2021年度「グローバルIPスター企業」に対する細部課題支援実績は以下のとおりである。

＜表V-2-11＞支援対象の選定状況

選定年度	選定(社)
2010年	108
2011年	203
2012年	157
2013年	151
2014年	227
2015年	220
2016年	100
2017年	288
2018年	205
2019年	240
2020年	497
2021年	248
合計	2,644

＜表V-2-12＞2021年度グローバルIPスター企業の支援実績

支援事業	支援件数
海外出願費用支援	2,005
海外出願OA・登録費用支援	497
特許技術広報動画の製作	133
特許マップ	395
デザインマップ	12
デザイン開発	393

ブランド開発	122
特許&デザインコンバージェンス	19
ブランド&デザインコンバージェンス	47
非英語圏ブランドの開発	12
企業IP経営診断・構築	31
合計	3,666

ハ. 評価及び発展方向

グローバルIPスター企業育成事業を通じて支援対象として選定された中小企業は毎年一般中小企業より高い成長を記録している。

2020年もまた全体中小製造企業に比べてグローバルIPスター企業の売上高、輸出額、雇用人数増加率などで高い成果を記録した(グローバルIPスター企業の88%が製造業分野)。特に輸出の側面で優れた成果を収めたが、支援前の未輸出企業73社のうち27%である20社が新規輸出に成功し、輸出対象国は2,374カ国から2,610カ国に9.9%増加、輸出額もまた48%増加した。

特許庁は今後もグローバルIPスター企業育成事業を通じて輸出中心の強小企業を持続的に育成するために関連予算を拡大し、中小企業の海外進出と関連するIPニーズに即時に応えられるように時宜を得た支援事業を導入するために取り組んでいく予定である。また、第4次産業革命など融合技術が急激に発展する現状に合わせて、企業からのニーズを基に特許・デザイン・ブランドを融合したコンサルティングを地域知的財産センターのコンサルタントを通じて行い、海外カスタマイズ型コンサルティングの提供と事後管理システムの構築を通じた知的財産経営を企業に導入していく計画である。

<表V-2-13> グローバルIPスター企業支援の成果

区分	2019年		2020年	
	グローバルIPスター	中小製造	グローバルIPスター	中小製造
売上高増加率	2.93%	2.9%	23.2%	1.8%

輸出額増加率	1.85%	△3.4%	54.0%	△4.4%
雇用者数増加率	0.6%	△3.5%	4.0%	△2.4%

*2021年売上高及び輸出額は2022年5月中に確定予定

8. 知的財産プロボノ事業の推進

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 ホ・ジュン

イ. 推進背景及び概要

1) 推進背景

知的財産が企業の重要な資産として浮上し始め、企業は知的財産権の確保のために活発に動いている。特許庁は地域の中小企業を支援するために多様な知的財産経営支援政策を推進しているが、限られた予算と高い競争率で小企業、予備創業者など多くの零細企業は支援が受け難い状況にある。特に、零細企業は特許出願、ブランド、デザイン開発による費用負担で知的財産の経営に困難を覚えている。

そこで、特許庁は零細企業の知的財産活動を支援するため、自分が持っている才能を助けを求める人にシェアする「プロボノ」を知的財産分野に取り入れ、「知的財産プロボノ」事業を2012年から推進している。

2) 概要

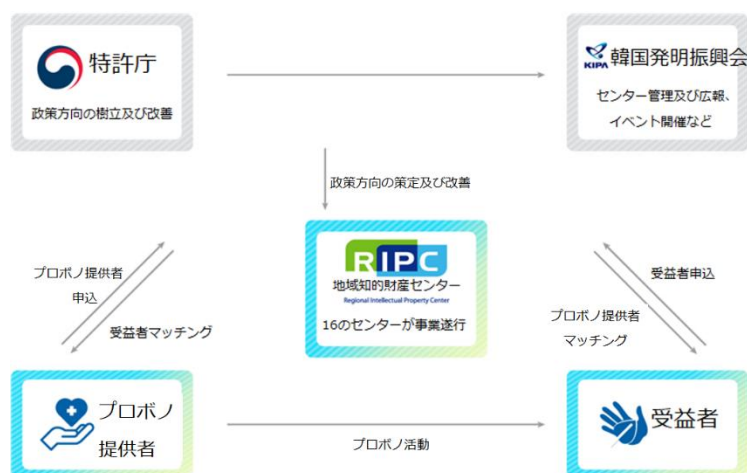
「知的財産プロボノ」は弁理士、デザイナー、教授など知的財産に関する才能及び専門知識を持つ個人または団体が知的財産活動に困っている小企業、社会的企業、予備創業者などをサポートする活動である。プロボノを通じて支援が受けられる知的財産分野は知的財産相談、先行技術調査、知的財産教育、ブランド・デザイン開発などである。

<図V-2-3>知的財産プロボノのCI(Corporate Identity)



プロボノまたは支援を希望する者は各地域の知的財産センターに直接相談するか、もしくは知的財産プロボノホームページ(www.ripc.org/ipnanum)を通じて申請可能である。申請が完了すれば、地域知的財産センターがプロボノ・プロボノ受益者の適否を判断し、担当コンサルタントが分野毎に適合するプロボノ提供者とプロボノ受益者のマッチングを行う。マッチングされたプロボノ提供者と受益者はプロボノ分野と細部進行事項などに対して協議を行い、以後プロボノを通じて知的財産活動を支援することになる。

<図V-2-4>知的財産プロボノの構造図



ロ. 推進内容及び成果

「知的財産プロボノ」は17の広域知的財産センターを通じて参加者を募集し、現在まで1,970件の知的財産プロボノが行われた。

2021年には345人のプロボノ提供者と280人の受益者を募集し、273件のプロボノを支援した。細部支援状況を見ると、知的財産相談69件、先行技術調査62件、知的財産教育14件、ブランド開発57件、デザイン開発58件、その他13件で、参加者たちを通じて積極的な知的財産プロボノが行われた。

<表V-2-14>2021年度知的財産プロボノの分野別状況

(単位：件)

知的財産相談	先行技術調査	IP教育	ブランド開発	デザイン開発	その他	合計
69	62	14	57	58	13	273

知的財産プロボノを奨励するために2013年には大韓弁理士会、サムスン電子、金&張法律事務所、第一特許法人などと業務協約を締結し、企業のプロボノへの参加を呼びかけ、2014年からは地域大学のデザイン学科の教授と学生が参加する産・学連携のプロボノを推進することで大学内のプロボノ文化の拡散と学生の実務能力向上に貢献している。さらに「知的財産プロボノ」以後、支援を受けた企業はプロボノを通じて得た収益または製品を地域の脆弱階層に寄付するなどシェアリングの好循環につながり、好循環のシェアリング文化の拡散に肯定的な役割を果たしている。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産プロボノは知的財産活動に困っている零細企業を支援し、地域企業の知的財産競争力を高める上で大きな役割を果たしている。同時に、多様な観点から受益者カスタマイズ型プロボノが行われるように、発明教師、R&D研究員、デザイナーなどの多様な分野のプロボノ提供者を募集する計画である。

同時に、プロボノ提供者たちが一堂に会してプロボノ事例とノウハウを共有し、プロボノの必要性に対して共感できる場を設けることで、プロボノ提供者の功労を称えらるとともに地域へのプロボノ文化拡散にも寄与する計画である。

第2節 地域における知的財産インフラの構築

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 ユン・ヒョンジン

特許庁は地域知的財産の創出・活用の戦略拠点として全国に「地域知的財産センター」を設置・運営している。地域知的財産センターは1978年から特許資料の利用を目的として15の市・道商工会議所を指定・運営していた「地方特許資料閲覧所」にその原点がある。2000年に同閲覧所を「地域特許情報支援センター」に改編し、特許情報サービス及び知的財産権関連相談などを提供した。そして、2004年1月に再び改編を行い、地域知的財産センターとして機能を強化し、地域の特性とニーズに合わせたカスタマイズ型サービスを提供している。

2. 地域知的財産センターの運営及びIP創造Zoneの構築

産業財産政策局 地域産業財産課 書記官 ユン・ヒョンジン

地域産業財産課 行政事務官 シン・ヒョハン

イ. 推進背景及び概要

特許庁は全国に25の地域知的財産センターを設置・運営(自立型知的財産センター2カ所を除く)している。同センターを通じて知的財産権の総合相談、知的財産権の総合コンサルティング、訪問型知財権教育及び地域関係機関との多様な協力事業を展開している。

一方、2014年には江原、光州、大邱、釜山の地域知的財産センターに、2015年には仁川、全北の地域知的財産センターに、2016年には済州、忠南地域知的財産センターに、2017年には慶北、蔚山地域知的財産センターに、2018年には京畿、忠北、ソウル、大田、慶南、全南地域に、2019年には世宗に「IP創造Zone」を設置することで全国17

の広域圏基盤を完了し、このようなインフラを基に予備創業者のアイデアに対する知的財産・創業教育とコンサルティングを支援するプログラムを展開している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は地方化時代を迎え、地域知的財産センターを地域の知的財産権創出支援と創業促進のための総合インフラとして機能させ、地域の発明ムード作りと同時に知的財産権創出の促進及び積極的な活用を目指している。

地域知的財産センターは特許、ブランド、デザインなど知的財産総合コンサルティング及び総合相談サービスを提供し、知的財産基盤を構築するための知的財産説明会及び教育課程を運営することで、地域の知的財産権に対するニーズをユーザーに近い場所で満足させることで顧客価値経営を実現している。

2006年に本格的に自治体マッチング事業を始め、地域住民及び中小企業に対する知財権教育、特許情報総合コンサルティングなど様々な新規事業の開発と事業予算の拡大を通じて地域知的財産センターが地域における知的財産権創出の前進基地となった。2021年には地域の知的財産インフラ構築のために発明振興イベント22回、自治体公務員懇談会・ワークショップ19回、IP経営者クラブ82回を開催した。

このように地域知的財産センターという知的財産権総合支援体制の構築を通じたワンストップサービスを提供することで、地域知的財産権の創出・活用を促進して地域の経済活性化に貢献している。

一方、「IP創造Zone」を通じてアイデア発想から特許調査を通じた事業アイテムの具体化、事業計画策定教育、創業コンサルティングを通じた事業化連携を支援している。

2021年には計80期数、1,377人が教育を修了し、IP礎(デディムドル)プログラムを通じて270人の創業者を育成し、379件の事業アイテムが他事業に繋がって創業の夢を

叶える土台となった。

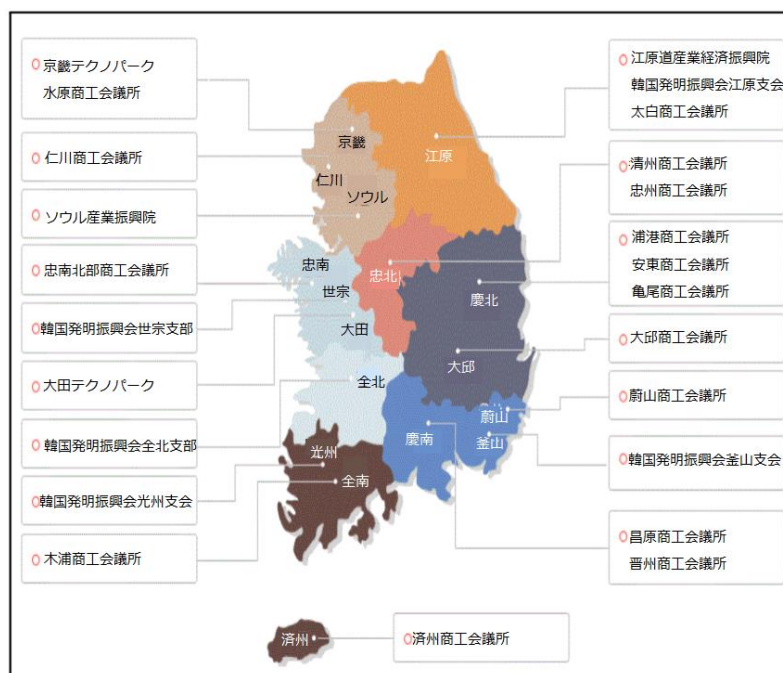
ハ. 評価及び発展方向

特許庁は地域知的財産センターの機能を知的財産の創出支援から保護・活用はもちろん新知的財産権分野まで包括させ、知的財産基盤の中小企業支援拠点として育成する計画である。そのために地域環境に適したカスタマイズ型知的財産政策の策定を支援し、産・官・学界の参加を呼びかける地域機関との共同事業及び協力システムをさらに強化していく計画である。

また、IP創造Zoneを通じて発掘されたアイデアに対する創業及び事業連携コンサルティング支援、創造経済革新センターを通じたアイデア相談窓口の運営を続けていく予定である。

一方、地域知的財産センターを地域のIP拠点機関として発展させるため、専門コンサルタント中心のIPコンサルティングも強化していく計画である。

<図V-2-5> 地域知的財産センターの状況



＜表V-2-15＞地域知的財産センターの設置運営状況

No	センター名	運営機関	連絡先	登録日	住所
1	ソウル知的財産センター	ソウル産業振興院	02-2222-3860	2009.02.18.	ソウル市麻浦区ワールドカップ北路400ソウル産業振興院13F
2	京畿知的財産センター	京畿テクノパーク	031-500-3043	2003.10.16.	京畿道安山市常緑区海岸路705、京畿テクノパーク支援便宜棟1階
3	仁川知的財産センター	仁川商工会議所	032-810-2882	2001.07.01.	仁川広域市南東区ウンボン路60番ギル46、仁川商工会議所6階
4	江原知的財産センター	江原道経済振興院	033-749-3326	2001.07.01.	江原道原州市好楮路47江原道経済振興院1F
5	忠南知的財産センター	忠南北部商工会議所	041-559-5746	2001.07.01.	忠南天安市西北区広場路215、忠南北部商工会議所
6	世宗知的財産センター	韓国発明振興会(世宗支部)	044-998-1000	2018.10.30.	世宗特別自治市鳥致院邑郡廳路93世宗SBプラザ402号
7	大田知的財産センター	韓国発明振興会(大田支部)	042-930-4475	2008.04.01.	大田広域市儒城区テクノ9路35、知能ロボット産業化センター211号
8	忠北知的財産センター	清州商工会議所	043-229-2732	2001.07.01.	忠北清州市上党区上党路106、清州商工会議所1階
9	釜山知的財産センター	韓国発明振興会(釜山支会)	051-645-9683	2001.07.01.	釜山広域市沙上区ハッカムデロ257、ボセンビル3階
10	蔚山知的財産センター	蔚山商工会議所	052-228-3087	2001.07.01.	蔚山広域市南区トジジッ路97、蔚山商工会議所2階
11	大邱知的財産センター	大邱商工会議所	053-242-8079	2001.07.01.	大邱広域市東区東大邱路457、大邱商工会議所5階
12	慶北知的財産センター	浦港商工会議所	054-274-5533	2001.07.01.	慶北浦港市南区ポスコ大路33、浦港商工会議所2階
13	慶南知的財産センター	昌原商工会議所	055-210-3085	2001.07.01.	慶南昌原市義昌区中央大路166、昌原商工会議所1階
14	全南知的財産センター	木浦商工会議所	061-242-8587	2005.07.01.	全南務安郡三郷邑五龍3ギル2、全南中小企業総合支援センター4階
15	光州知的財産センター	韓国発明振興会(光州支部)	062-954-3841	2001.07.01.	光州広域市北区チュアム路249、INNO-BIZセンター7階(月出洞987)
16	全北知的財産センター	韓国発明振興会(全北支部)	063-252-9301	2014.03.26.	全北全州市徳津区盤龍路109、全北TPベンチャー支援棟105号
17	済州知的財産センター	済州商工会議所	064-755-2554	2001.07.01.	済州特別自治道済州市中央路217(二徒二洞)済州ベンチャーマル6階
18	京畿南部知的財産センター	水原商工会議所	031-244-8321	2001.07.01.	京畿道水原市長安区水城路311水原商工会議所1階
19	江原西部知的財産センター	韓国発明振興会(江原支会)	033-264-6580	2001.07.01.	江原道春川市江原大学キル1、江原大学ボドゥム館403号
20	江原南部知的財産センター	太白商工会議所	033-552-4779	2005.11.18.	江原道太白市黄池路188-1、太白商工会議所
21	忠北北部知的財産センター	忠州商工会議所	043-843-7005	2005.07.05.	忠北忠州市ウトム路31、忠州商工会議所1階

22	慶北北部知的財産センター	安東商工会議所	054-859-3093	2005.11.18.	慶北安東市祝祭場ギル240、安東商工会議所1階
23	慶北西部知的財産センター	亀尾商工会議所	054-454-6601	2001.07.01.	慶北亀尾市松亭大路120、亀尾商工会議所3階
24	慶南西部知的財産センター	晋州商工会議所	055-762-9411	2001.12.24.	慶南晋州市東晋路255、晋州商工会議所3階
25	忠南西部知的財産センター	瑞山商工会議所	041-663-0041	2020.01.16.	忠南瑞山市邑内3路28ソリムビル4階
26	富川知的財産センター	富川産業振興院	070-7094-5483	2005.07.05.	京畿道富川市遠美区平川路655富川TP401棟1503号
27	江陵知的財産センター	江陵商工会議所	033-643-4413	2003.10.16.	江原道江陵市総合運動場ギル88、江陵商工会議所5階

※富川、江陵知的財産センター：人件費、事業費の国費支援なく運営機関が自律的に運営する「自立型知的財産センター」

3. 地域における知的財産権認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 工業事務官 シン・ヨハン

イ. 地域知的財産フェスティバルの開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2006年から広域自治体と共同で地域の知財権状況に対して議論する地域巡回知財権フォーラムを開催した。2017年からは地域内の知的財産認識の拡散と発明文化作りのための地域住民参加型知的財産フェスティバルを開催している。

2) 推進内容及び成果

2021年には江原、全南、大田など計3つの地域とともに地域知的財産フェスティバルを開催した。

2021年地域知的財産フェスティバルには自治体の首長、市・道議会議員、国会議員など地域の政策リーダーが参加した中で知的財産基盤の協力ネットワークを構築した。産・学・研とともに地域住民が参加できる多様な知的財産イベントを用意し、全住民

の参加を促した。

<表V-2-16>2021年地域知的財産フェスティバル

地域	日付	主要内容
江原	10. 28.	江原科学技術大祝典、地元有望企業模擬投資オーディション、知的財産コンサート科学特講、科学魔術バスキング、機関・企業優秀技術及び創意アイデア公募展優秀作展示、知的財産広報館、オンライン科学キット体験、各種イベント
全南	11. 8.	知的財産技術移転契約締結式、知的財産分野別功労者表彰、e-RUNeロウン「全南型ニューディール」、eロウン企業知的財産ストーリー、私も知的財産知識王、eロウン知的財産マーケット、eロウン韓国企業eロウン相談コーナー
大田	11. 30.	大田国際IPコンファレンス、知的財産政策フォーラム、優秀技術製品、知的財産コンテンツ展示、知的財産経営者大会授賞式及びプロボノ成果報告会、交流・相談会(パワーネットワーキング)、セミナー(機関フォーラム運営)

3) 評価及び発展方向

地域知的財産フェスティバルは、地域の特色と参加の流入要因を考慮し、IP採用博覧会、技術移転、発明体験など「IP融合・複合」をテーマに地域固有のIPフェスティバルを構成した。これを通じて地域における知的財産の重要性を共有し、地域住民の知的財産認識向上に貢献した。特に2021年にはオフラインでの開催が困難な状況で、非対面プログラムを発掘し、オンラインで地域住民の関心を誘導するために努力した。

今後、特許庁は様々なプログラムを用意し、知的財産フェスティバルの質的向上を図るとともに、様々な経路で活性化・大衆化に向けて努力する予定である。さらに、地域企業及び産・学・研関係者と合同で技術を広報し、交流できる知財ビジネスの場として拡大していく計画である。

ロ. 地域知的財産政策協議会の開催

1) 推進背景及び概要

特許庁は2013年4月、17の広域自治体とともに地域知的財産政策を発掘し、知的財産に優しい政策を地方政府に広げる方法を模索するため、「地域知的財産政策協議会」を新設した。特許庁は政策協議会を通じて国家知的財産政策の方向を共有し、地域間の知的財産格差問題を解消することで地域知的財産の活性化を誘導した。そこで特許庁は2013年4月11日に第1回政策協議会を開催し、以後毎年定例的な政策協議会を開催している。

2) 推進内容及び成果

2013年4月第1回政策協議会を始めに、毎年定例的に17の広域市・道とともに知的財産政策協議会を推進している。

2021年COVID-19感染予防のためにオンラインプラットフォームを活用したテレビ会議で行われた「第13回地域知的財産政策協議会」には特許庁産業財産政策局長の主宰の下で広域自治体の担当者15人と地域知的財産センター長ら13人が参加した。この場で効率的な地域IP政策支援のための知的財産創出支援及び創業促進事業改善案と政府政策と地域政策の間ギャップの最小化及び協業シナジー発生案について議論した。具体的にはCOVID-19に対応するための地域企業への支援戦略及び対策、特許技術事業化支援の必要性と支援拡大などをテーマに議論を進めた。

3) 評価及び発展方向

知的財産政策に対する中央と地方の情報共有及び政策連携のために2013年初めて設立された「地域知的財産政策協議会」はこれまで計13回開催された。これは知的財産の創出・保護・活用システムの先進化政策を地方自治体とともに議論し、地域知的財産センターを中心とする協力案及び地域知的財産ガバナンス構築の第一歩と言える。

今後も特許庁は知的財産の創出・保護・活用システムを先進化し、地域間知的財産不均衡の解消、地域知的財産の活性化を通じた知的財産行政サービスの提供を目指し

て自治体及び関係省庁との知的財産政策協議会を定例的なコミュニケーションチャンネルとして持続していく計画である。

第3節 知的財産サービス産業の育成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事 イ・ビョンジュン

知的財産サービス産業とは知的財産権の創出・保護・活用を支援して新しい財貨やサービスを創り出す産業であり、調査・分析、取引、評価、コンサルティング、翻訳、教育など伝統的な事業領域から金融、経営・管理など高付加価値分野へその領域が広がりがつつある。

知的財産サービス産業は知的財産強国の実現に向けた国家知的財産政策の核心産業であり、企業経営における知的財産権紛争の増加、企業価値における知的財産比重の増加などで知的財産の重要性が増しており、今後成長可能性の高い産業である。また、知的財産サービス産業の育成は国家知的財産基本計画1次及び2次の20大戦略目標中の一つであり、知的財産を基に技術間の融合が求められる第4次産業革命時代を迎えてその重要性がさらに強調されている。

知的財産サービス産業は研究開発段階から活用(事業化)段階に至るまで知的財産を創出・保護・活用する過程で発生する中間需要を支援するため、全産業にわたって影響を及ぼしている。このような産業的特性によって付加価値と雇用誘発効果が高い。IPサービス業の付加価値率は70.1%(全産業平均:37.8%)、付加価値誘発係数は0.916(全産業平均:0.726)で他産業より高い付加価値を持つ。また、IPサービス業に対して10億ウォンを投資する場合、21人の雇用誘発効果があると推定される。(IPサービス業の経済的な効果に関する研究、2012、韓国知的財産研究院)

韓国は特許出願世界4位(2020年)、対GDP比内国人特許出願世界1位(2019年)であることを考えると、今後知的財産サービス業の成長可能性が非常に高い。しかし、国内知的財産サービス産業は知的財産の重要性に対する社会的な認識と知的財産侵害に対する問題意識の不足及び制度上の処罰不足などでまだ市場が活性化されていない状況

である。したがって国家知的財産の競争力を確保し、良質な雇用を創出するためには、知的財産サービス業の市場規模を拡大し、全般的な能力を強化する政策支援が求められる。

2. 知的財産サービス市場の需要拡大

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事 イ・ビョンジュン

イ. 推進背景及び概要

最近特許出願及び紛争などの増加によって海外では知的財産サービス産業が主要産業として浮上しているが、2020年基準で国内知的財産サービス産業の市場規模は約1兆1,311億ウォン(知的財産出願・登録及び紛争・訴訟代理を除く)、雇用規模も20,494人に過ぎないものと推定されている。これは国内サービス業全体の売上高(約2,188兆ウォン、2019年)の0.05%に過ぎない水準で、知的財産サービス市場がまだ初期段階であり、関連企業もまた零細な状況である。

このように市場が成熟しておらず、まだ基盤が整えられていない状況の中で知的財産サービス企業は生き残りに苦戦している。特に、海外市場の場合個別企業の能力だけでは市場参入に限界があるため、政策を通じた体系的な支援が求められている。

これを通じて知的財産サービス市場が成長し、高品質のサービスが提供されれば、企業、大学、研究機関など国家全体の知的財産競争力が高まると期待され、雇用創出及び経済発展にも寄与すると見られる。

ロ. 推進内容及び成果

1) 知的財産サービス産業の支援根拠作り

特許庁は2014年1月に発明振興法を改正して知的財産サービス支援政策の推進根拠

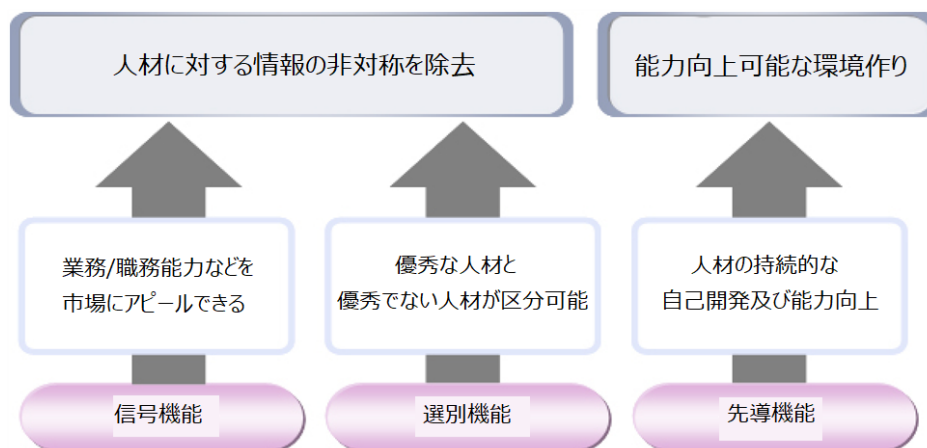
を作ると同時に育成分野を具体化した。

既存法律(知的財産基本法)に政府は知的財産サービス業を育成しなければならないという内容が盛り込まれていたが、その主体が具体的に特定されておらず、実質的な政策につながらない限界があった。そこで、発明振興法では特許庁に知的財産サービス業育成施策を策定させて関連業務を行わせることで、知的財産の主務省庁として支援政策が推進できる根拠を作った。また、既存法律上知的財産サービス業は調査・分析過程で作られる情報を加工して財貨やサービスを創出するサービスだけを指していたが、改正法律はそれに加えて教育・相談・広報・金融・保険などの業務を含めて支援分野を拡大した。

2) 知的財産サービス資格検定制度の施行

特許庁は知的財産サービス分野における優秀・高級人材の識別システムを構築し、高級人材を持続的に育成するための基盤を構築するため、専門資格制度を2013年から施行している。

<図V-2-6> 資格制度の機能



知的財産検定試験の導入に関する研究委託の結果と知的財産問題銀行を基に知的財産教材を開発して特許事務所及び専門会社など知的財産サービス従事者たちに教育を実施するとともに、資格制度専門家会議を通じて細部検定運営・管理方策を策定し、IP情報検索士、IP情報分析士及びIP翻訳士の資格検定試験を施行している。

＜表V-2-17＞資格検定試験の施行状況

2021年実施資格検定		受験者数(人)	合格者数(人)	合格率(%)	備考
IP情報検索士 (IPS)	一般 (GL)	340	226	66.5	定時2回、随時20回
	高級 (PRO)	483	465	96.3	定時2回
IP情報分析士 (IPA)		65	47	72.3	定時2回、随時2回
IP翻訳士 (IPT、韓→英)	2級	11	5	45.5	定時1回
	3級	35	15	42.9	定時1回

3) 知的財産サービス産業の海外進出及び国内販路開拓支援

特許庁は零細な国内知的財産サービス企業の海外進出及び国内販路開拓を促進するため、海外有名展示会と国内主要セミナーに知的財産サービス企業が参加できるように支援している。

海外進出の場合、個別企業の努力だけでは限界があるため、企業、関係省庁、関係機関で構成された協議体を構成して総合的な支援を実施し、韓国知的財産サービス協会を通じて欧州特許庁特許情報コンファレンス (PIC)、日本特許情報フェア&コンファレンス (PIFC) など海外主要国展示会への参加を支援し、国内企業の広報、海外動向把握、ネットワーク形成などの機会を提供した。2019年までオフライン参加を支援したが、2020年からはCOVID-19パンデミックによって非対面オンライン参加を支援した。

＜図V-2-7＞日本特許情報フェア&コンファレンス



＜図V-2-8＞ドイツ IP TECH SUMMIT



＜図V-2-9＞米国国際商標協会
デジタルコンファレンス



＜図V-2-10＞EPO特許情報コンファ
レンス



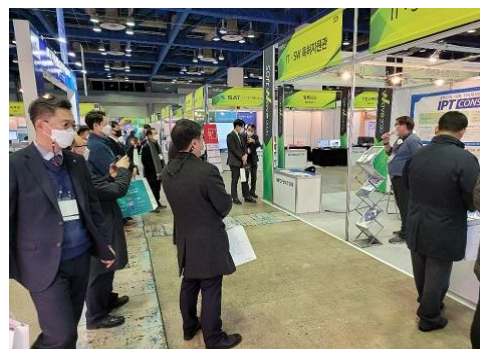
また、国内市場の活性化のため、ソウル国際発明展示会、大韓民国ソフトウェア大
展など、国内開催の国際展示会への参加を支援した。

このような取り組みの結果、最近国内特許翻訳及びコンサルティング企業2社の海
外売上が3年間で300%以上増加した。(A社：7.4億ウォン→32.8億ウォン、B社：3億
ウォン→13億ウォン)

＜図V-2-11＞ソウル国際発明展示
会



＜図V-2-12＞大韓民国ソフトウェ
ア大典



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は零細な知的財産サービス産業を育成するため、具体的な法的根拠を設ける
と同時に、知的財産調査・分析及び翻訳資格検定制度を施行することで知的財産サー

ビス人材の能力向上を支援した。また、海外進出及び国内販路開拓の支援を通じて知的財産サービスに対する認識向上と需要活性化に寄与した。

しかし、国内の知的財産サービス産業はまだ初期市場段階で自発的な需要が不十分であり、政府の積極的な支援が必要な状況である。したがって特許庁は知的財産サービス産業の競争力を強化するため、多様な支援事業連携などを通じて知的財産サービスの高度化・多様化、知的財産サービス産業インフラの革新など具体的かつ強化された支援政策を講じて推進する計画である。

3. 知的財産サービス業関連専門人材の養成

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事 イ・ビョンジュン

イ. 推進背景及び概要

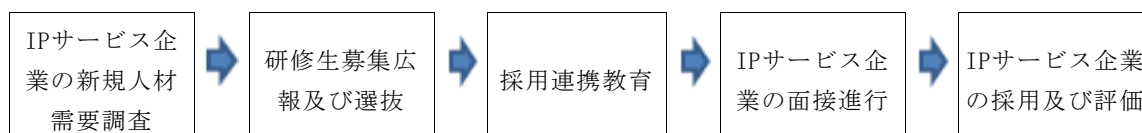
知的財産サービスは高度の専門知識と能力を備えた専門人材の確保が欠かせないが、初期段階である国内の知的財産サービス市場では知的財産サービス能力と専門技術知識を備えた人材の確保が容易ではない。さらに知的財産サービス企業に人材を供給するための教育インフラが不十分であることは、知的財産サービス企業にとって専門人材の不足とともに大きな課題となっている。国内知的財産サービス関連企業を対象にした調査では、全体の38.5% (2021知的財産サービス産業の国内外現状実態調査) が知的財産専門人材が不足していると認識していることがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス市場における専門人材不足及び人材養成システムの不在という問題を解決する一方、雇用創出のために2011年から採用連携教育支援を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は未就業大学生、R&D退職人材などを研修生として選抜して知的財産サービス市場が求めている実務中心の教育を実施し、以後教育修了生が知的財産サービス企

業に就業または創業するよう誘導することで、知的財産サービスの発展に寄与する専門人材を養成している。採用連携教育課程はIPサービスアカデミー、IP翻訳アカデミー、IP事務管理員、商標調査/分析専門家養成教育(2020年新設)課程に分けて実施する。

<図V-2-13> 知的財産サービス採用連携教育のプロセス

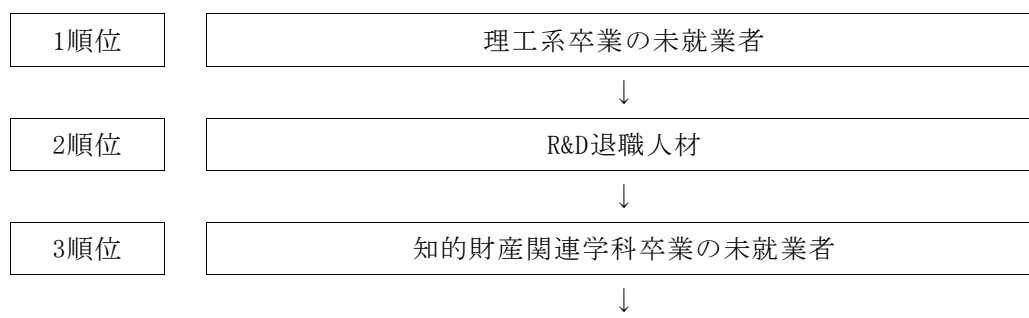


1) 教育広報及び研修生の選抜

教育広報及び優秀研修生の選抜のために全国の主要大学及び韓国特許戦略開発院、韓国特許情報院などの関係機関ネットワークを活用し、採用情報サイト及び就職関連コミュニティなどを通じて本教育の趣旨と内容を広報した。また、R&D退職人材を選抜するため、ハイキャリア科学技術者、研究開発特区支援本部などのホームページを活用した。

研修生募集の結果、計429人が教育参加を志願し、1.5 : 1の競争率を記録した。このうち知的財産専門人材養成という教育の趣旨を活かすため、知的財産サービス市場で好まれる理工系卒業生及びR&D退職人材などを優先して研修生を選抜した結果、計285人の研修生を選抜した。

<図V-2-14> 研修生選抜の優先順位



4順位

その他専門系の未就業者

2) 知的財産教育の実施

採用連携教育課程はIPサービスアカデミーとIP翻訳アカデミー、IP事務管理員養成教育に続いて新設した商標調査/分析専門家養成教育課程に分けて実施した。各教育課程はIPサービスに対する専門的な内容を提供すると同時に、採用支援教育ということ踏まえて研修生が就業後に必要な職場及びビジネスマナーなど就職に実際役立つ内容を取り入れた。

IPサービスアカデミー3回、IP翻訳アカデミー1回、商標調査/分析教育1回、IP事務管理員課程2回の教育が行われ、最終的に263人が教育課程を修了した。

<図V-2-15> 2021年IPサービスアカデミー



3) 知的財産サービス企業採用との連携

採用連携教育の趣旨を活かすため、教育開始前から採用を希望する企業を把握した後、教育が始まると企業に研修生リストを提供した。書類審査を経て採用意思のある企業は教育1週目から面接を始め、教育終了後まで引き続き採用プロセスを進めた。

このような採用連携教育の結果、計198人(75%)が採用される成果を収めた。これを課程別に見ると、IPサービスアカデミーを通じて83人、IP翻訳アカデミーを通じて83人、商標調査/分析養成教育32人、IP事務管理員課程から46人が各々採用された。

＜図V-2-16＞採用連携プロセス



ハ．評価及び発展方向

知的財産サービス採用連携教育に対するアンケート調査を行った結果、80%が満足していることがわかった。特に、知的財産サービス業の多様な職務に対する理解と知的財産サービス業界へと就職方向を決める上で大いに役立ったという意見が多かった。

教育運営に対するアンケート調査の結果、個人/チームプロジェクト実習など実習教育に対するニーズが高く、持続的に実習中心の教育を行う予定である。また、特許一般及び翻訳分野の他に、専門人材養成が難しいものの企業採用需要はある分野の課程を追加開発して運営する予定である。

また、教育満足度だけでなく採用連携率(就業率75%)も高く、事業成果が大きいことがわかった。そこで特許庁は知的財産サービス人材の新規採用需要を調査して採用連携教育を拡大し、知的財産サービス企業への採用連携とともに中小・ベンチャー企業に対する採用連携を同時進行して専門人材の知的財産サービス市場への流入を拡大することで、知的財産サービス産業の競争力を強化する計画である。

4. 知的財産サービス研究開発支援

産業財産政策局 産業財産活用課 工業主事 イ・ビョンジュン

イ．推進背景及び概要

世界的に知識産業及び科学技術の急成長に伴い、知的財産を活用したビジネスも増

加している。グローバル企業は経済的価値を創出するため、知的財産そのものをビジネスの核心手段として活用している。このような知的財産の重要性にもかかわらず、国内の知的財産活用サービスは調査・分析など一部を除いては人的資源に基づく報告書作成形態の単純なアウトソーシングサービスが大半を占めている。特に、海外の知的財産サービス企業は競争力のある知的財産サービスモデルを通じて国内市場に参入しているが、国内知的財産サービス企業のサービスモデルは国際競争力を備えていないのが現状である。このような状況を代弁するかのよう、知識財産サービス企業は企業に対する投資支援(50.5%)とビジネスモデルの発掘支援(29.8%)を政策課題として要求している。そこで特許庁は知的財産情報を活用した革新的かつ付加価値の高いサービスを提供できるよう知的財産サービス企業の研究開発活動を支援している。

ロ. 推進内容及び成果

特許庁は2020年に初めて知的財産サービス企業を対象に優れたサービスアイデアを調査・選定し、企業がビジネスモデルを考案してテストサービスを開発できるよう支援した。事業に参加する主体としては、アイデアを提示してサービスを事業化しようとする主管機関、主管機関の事業アイデアに対するビジネス戦略の策定とテストサービス開発を支援する参加機関、主管機関及び参加機関の活動を支援する専門担当機関で構成されている。

1) 差別化されたビジネスモデルの研究開発

2021年研究開発支援課題は13課題を募集したが、知的財産サービスの研究開発を希望する45社の企業が参加して4.5:1の競争率を記録するほど、知的財産サービス企業は新しい知的財産サービスの研究開発に対する意志と関心を示した。知的財産サービスの研究開発支援を通じて様々な事業アイデアに市場性及び成長可能性を分析し、開発戦略を立てた。

2) 研究開発の後続連携及び販路支援

知的財産サービスの研究開発支援を通じて開発したテストサービスを高度化したり、販売できるよう、他省庁のR&D事業への連携活動を支援した。これを通じて優れた知的財産サービス研究開発の結果、18の課題が他省庁の支援事業に選ばれ、38億ウォン相当の支援を受け、6つの課題は国内外市場への進出に成功した。

知的財産サービス研究開発の結果であるテストサービス及びビジネスモデルを広報するため、関係機関の担当者、VCなどを対象にサービスを紹介し、意見を集めるような様々なネットワーキング活動を支援した。国内外のマーケティングのため、ヨーロッパEPOPICなど海外展示会の参加を支援し、ソウル国際発明展示会に知的財産サービス企業共同広報館の設置を支援した。特許庁が主催する国際特許情報博覧会への参加を希望する6社に展示館の設置、広報動画及びパンフレットの制作、オンラインテレビ会議などを支援し、研究開発の結果及び企業の広報活動を支援した。

また、研究開発支援を受けた知的財産サービス企業は、テストサービスを基に米国の特許調査サービス企業と販売条件付きテストサービスを提供する業務協約を締結し、韓国ではテストサービスを経験した韓国産業技術振興協会と有償の特許分析サービスを定期的に提供する業務協約を締結するなどの成果を上げた。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産サービス研究開発支援を通じて付加的には27人の雇用を創出し、デジタルに基づいたIPサービスを開発する企業を支援するためにNAVERクラウドと業務協約を締結するなど、知的財産サービス産業の活性化のための誘い水を提供した。

知的財産サービスの研究開発支援に参加した企業を対象に満足度調査を実施した結果、90%が満足していることがわかった。回答で企業各社は、アイデアレベルに止まったり、終わるはずであったアイデアに対するビジネスモデルを作り、テストサービスの開発に大いに役立ったという意見を示した。そして、ビジネスモデルとテストサ

ービスを具体化し、高度化するためには、より多くの政策的支援が必要であるという要求もあった。

特許庁は急激に発展している人工知能、ビッグデータなど高度な技術を基盤とする知的財産サービス研究開発の結果をいち早く商用化して事業化できるよう、研究開発の実証・高度化支援システムを構築して推進する計画である。これを通じて民間企業が先導する知的財産サービス生態系づくりに貢献する予定である。

第4節 中小企業の知的財産創出・活用インフラの強化

1. 概観

産業財産政策局 産業財産政策課 行政事務官 ユン・セギョン

第4次産業革命時代の到来によって、世界の技術強国は技術覇権を握るために自国企業に対する財政支援及び租税支援制度を積極的に推進している。租税制度は国家財源を調達する財政的手段であるだけでなく、政府政策を効果的に実現するよう誘導する役割として活用される。主要国は研究開発の成果を広め、知的財産権及び技術を利用した事業化を促進するため、特許などの知的財産権所得に対する租税支援を拡大する傾向にある。

韓国も企業の革新と活発な研究開発活動を支援するための方策として、研究開発租税支援制度が極めて重要な部分を占めており、特許権、実用実案権、商標権、デザイン権などの知的財産権に関しても、租税の機能を利用して様々な活性化方策を試みている。中小企業の知的財産活動と知的財産関連産業の活性化を誘導するため、職務発明補償金や実施料収益などに対する所得税の減免、知的財産権の移転や貸出所得に対する所得税または法人税の減免などを推進しており、特許情報の調査・分析費用に対する税額控除制度も導入した。

特許庁は中小企業の知的財産関連費用の負担を緩和し、知的財産に対する正当な補償を通じて研究意欲を高めることができるよう、知的財産関連租税制度の改善、職務発明補償制度の活性化など様々な制度的努力を続けている。

2. 知的財産税制改編の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 工業主事 チャン・ナムジン

イ. 推進背景及び概要

中小企業の知的財産競争力強化に向けた特許庁の取り組みは多方面で行われている。このような取り組みの一環として、知的財産関連費用及び所得に対する税制上の支援方法を講じることは企業の負担を減らす役割を果たすと同時に、企業の知的財産経営活動を奨励する誘因策として機能する。

産業財産権によって発生する所得や費用に対する税制上の支援を可能とするため、発明振興法第40条では「政府は租税特例制限法で定めることに従って、発明の振興、産業財産権の出願と登録または産業財産権の譲渡と実施などによって発生する所得や費用に対する税制上の支援が可能である」と規定し、その法的根拠を設けている。しかし、現行の租税特例制限法規定では知的財産の活性化のための租税支援には限界があるため、税制メリットに対する追加的な要請が必要な状況である。そこで、特許庁は企業の知的財産競争力向上と関連する租税制度の改善に向けて持続的に努力を傾けている。

ロ. 推進経過

特許庁は企業の知的財産活動を奨励するための租税支援策を模索し、それを関係省庁に建議する作業を持続的に行っている。

このような努力の結果、2014年には技術移転及び貸出所得に対する税額減免制度が導入され、R&D成果を拡散して技術移転が活性化できる基盤が整えられた。2018年には職務発明補償金の非課税限度額を300万ウォンから500万ウォンに増やして研究者の課税負担を減らした。

2017年には知的財産税制改善を今後5年間(2017~2022年)施行される第2次知的財産基本計画の長期課題として定めたが、技術取得金額に対する税額控除、技術移転所得及び技術貸出所得に対する税額減免拡大などがそれに該当する。

2020年にはこのような特許調査・分析費用を軽減するため、中小企業が特許調査・分析のために特許庁が指定した特許調査分析専門機関である産業財産権診断機関に支出した費用をR&D税額控除項目に新たに追加した。

また、2021年には中小・中堅企業が知的財産取引活性化のために知的財産を取得する時にかかる費用を統合投資税額控除の対象に新たに追加した。

ハ．評価及び今後の計画

租税特例制限法には企業のR&D投資に対して技術・人材開発費、準備金などに対する税額控除規定を設けている。研究開発投資に対する租税支援の主な目的は租税減免を通じて企業の研究開発活動を促進することである。しかし、残念なことに研究開発活動と密接な関係にある知的財産活動に対する租税支援はまだ不十分である。

そこで特許庁は創出-保護-活用に至る全過程で知的財産が活性化されるよう、各分野に対する支援を強化するための様々な租税支援策を講じている。知的財産共済掛金に対する税額控除、海外特許出願・登録・維持費用に対する税額控除などが導入できるよう企画財政部など関係省庁と持続的に協議を行う計画である。

3. 職務発明補償制度活性化の推進

産業財産政策局 産業財産政策課 工業事務官 パク・ヒョンチョル

イ．推進背景及び概要

職務発明とは従業員、法人の役員または公務員(以下「従業員など」とする)がその職務に関して発明したものが、性質上使用者・法人または国家や地方自治体(以下「使用者など」とする)の業務範囲に属し、その発明をした行為が従業員などの現在

または過去の職務に属する発明である(発明振興法第2条第2号)。すなわち、職務発明は発明振興法上の概念で、一般的に従業員などが本人の職務遂行過程で創り出した発明といえる。また、発明振興法上の発明とは、特許法、実用新案法またはデザイン保護法によって保護される発明、考案及び創作であるため(発明振興法第2条第1号)、職務発明には特許法上保護される発明のみならず、実用新案法またはデザイン保護法上保護対象となる考案及び創作が含まれる。

韓国では職務発明に対する権利は発明者である従業員などに帰属(発明者主義)することになっており、従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継したり、専用実施権を設定する場合には、契約や勤務規定に基づいて正当な補償をしなければならない(発明振興法第15条)。したがって、職務発明補償制度は従業員などの職務発明に対する権利を使用者などが承継して所有する、もしくは専用実施権を設定する代わりにそれに対する正当な補償をする制度といえる。但し、職務発明の場合、従業員などが職務発明を創出できる基盤である研究費や研究施設などを提供するなど使用者の寄与があつてこそ可能であるため、従業員と使用者間の合理的な利益調整が必須であるという点で一般的な権利移転による反対給付の提供とは区別される。

<表V-2-18> 韓国法人の特許出願の推移

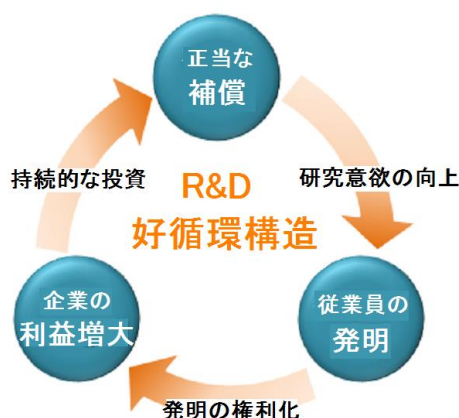
(単位：件、%)

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
個人出願(A)	39,041	41,972	40,878	41,671	42,487	44,552	44,886	41,298
法人出願(B)	171,251	171,722	167,952	163,104	167,505	174,423	181,873	196,700
計(C)	210,292	213,694	208,830	204,775	209,992	218,975	226,759	237,998
法人出願比重(B/C)	81.4%	80.4%	80.4%	79.7%	79.8%	79.7%	80.2%	82.6%

職務発明が重要な理由は、今日大半の核心・源泉技術が企業・研究機関及び大学など法人主導の下に開発されており、法人で開発される発明の大半は職務発明ということにある。

職務発明制度を通じて使用者などは職務発明を簡単に権利化し、独占的な権利を基に迅速に事業化することで売上を高めて利潤を創出する。一方、従業員は職務発明に対する正当な補償を受け取ることで、創造的な発明に邁進できるため、使用者、従業員がともにウィン－ウィン(Win-Win)できる。

＜図V－2－17＞職務発明制度のメカニズム

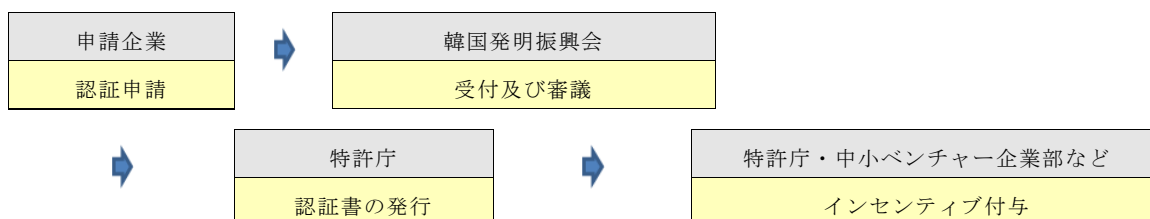


そこで特許庁は国内企業が職務発明補償制度を手軽に導入して運営できるようにするため、職務発明補償優秀企業認証の施行、中小・中堅企業に対する職務発明制度無料コンサルティング、職務発明補償制度説明会、職務発明制度の改善に向けた専門家諮問会議及び被支援企業懇談会の開催、中小企業関連展示会内に職務発明関連相談ブースの運営など様々な支援を施行している。

ロ．推進内容及び成果

特許庁は職務発明制度が韓国の産業発展及び知識財産に対する正当な補償文化の基礎になるという認識の下で発明振興法令を改正し、職務発明補償規定を設け、模範的に運営する企業を職務発明補償優秀企業として選定して様々な支援が提供できる根拠を作った。2013年4月から職務発明補償優秀企業認証を実施し、2021年末基準で合計1,513社の企業を優秀企業として認証した。

＜図V-2-18＞職務発明補償優秀企業の認証プロセス



職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業は特許、実用新案及びデザイン出願に対する優先審査資格付与と4～9年目登録料に対して追加20%減免を受けることができると同時に、特許庁、科学技術情報通信部の支援事業に参加する際に加点が与えられる。また、2022年からは認証企業のIP能力を強化するため、企業担当者を対象とする職務発明制度専門人材養成教育の支援を受けることができる。

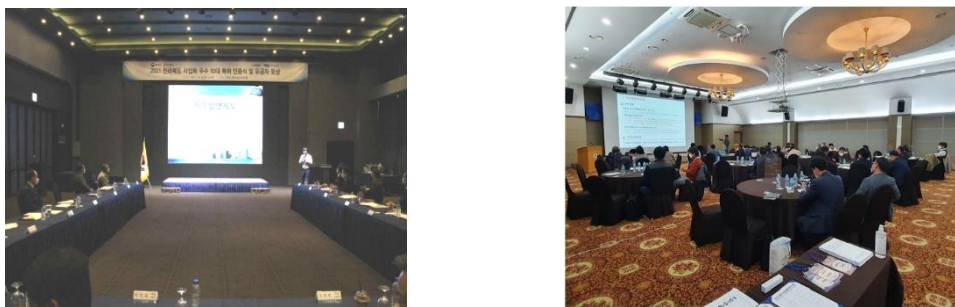
＜表V-2-19＞職務発明補償優秀企業に対するインセンティブ状況

- ▶ 政府支援事業に参加する際に加点を付与
(特許庁) IP 事業化連携評価支援事業、優秀発明品優先購買推薦事業、IP 製品革新支援事業、知財権連携研究開発 (IP R&D) 戦略支援事業、中小企業 IP 即時支援事業
- (科学技術情報通信部) グローバル SW 専門企業育成事業
- ▶ 特許・実用新案及びデザイン出願に対する優先審査対象
- ▶ 特許・実用新案及びデザインの 4～9 年目の登録料 20% 追加減免
- ▶ SGI ソウル保証保険加入の際に優遇対象 (保険料 10% 割引、保証限度の拡大、信用管理コンサルティングの無償提供、中小企業役職員の教育プラットフォーム支援)

一方、専門人材や専門担当組織がなく職務発明制度の導入や運営に困難を覚えている中小・中堅企業を支援するため、専門家が直接企業の職務発明と関連する現状を診断して企業に適した職務発明補償規定を整備したり、職務発明制度の運営と関連する問題解決を支援する方式の職務発明制度コンサルティングを行った。さらに、職務発明制度に対する国内企業の理解を深めるため、企業の従業員や役員を対象に職務発明制度に対する説明会を開催し、職務発明補償規定の導入手続き、職務発明審議委員会の構成及び運営方法、職務発明承継手続きなど職務発明補償規定の導入及び運営全般に活用できる業務マニュアルを制作・配布し、IP能力が不十分な中小企業担当者が実

務に活用できるよう支援している。

<図V-2-19>職務発明制度説明会



また、弁理士などの専門家とのコンサルティング及び認証制度の支援を受けた企業を対象に「職務発明活性化事業被支援企業懇談会」を開催し、職務発明制度に関する主要 이슈に対する情報を共有するとともに、制度運営に関する問題点などについて意見を聴取して改善策を模索する機会を設けた。

同時に、「2021コリアナラ市場」、「2021大韓民国知的財産大展」イベントの一環として職務発明制度広報館を運営し、参観客を対象に職務発明制度の広報及び現場相談を行い、職務発明制度に対する認識を広めるために努力した。

<図V-2-20>職務発明制度広報館の運営



<表V-2-20>国内企業の職務発明補償優秀企業の認証状況

(単位：件)

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

申請	120	152	162	180	257	259	309	346	452
認証	91	132	123	131	147	147	184	253	305

ハ. 評価及び今後の計画

首都圏に集中しているコンサルティング支援事業の地域配分のため、地方を中心に職務発明制度説明会を開催して事業を集中的に広報することで、地場企業の参加を呼びかけてきた。2021年コンサルティング参加企業の首都圏支援率は2020年(61.5%)から2021年(50.9%)に増え、地域に拡大はしたものの、依然として一部地方の場合はコンサルティング申請など参加率が低いことが分かった。したがって、今後地域知的財産センター(RIPC)及びテクノパーク、創造経済革新センター、ベンチャー企業協会、INNOBIZ協会など地域中小企業関係機関などと積極的に協力し、オンライン・オフライン職務発明制度の説明会及びセミナーを拡大実施する予定である。特に、非首都圏地域の場合、事前広報を通じて該当地域の中小企業の参加を積極的に呼びかける一方、企業のニーズに応じたカスタマイズ型コンサルティングを提供する計画である。

同時に、職務発明補償優秀企業認証制申請企業の書類提出負担を減らし、認証制を効率的に運営するために関連規定を整備する予定であり、職務発明補償優秀企業として認証を受けた企業に与えるメリットを増やしていくことで、より多くの企業が職務発明補償規定を設けて運営できるように誘因を提供することで、産業現場で職務発明に対する正当な補償文化が定着するよう努める計画である。

また、近年職務発明補償金に関する訴訟が増加しており、企業・法曹界・公共機関などから制度改善に対する要求が提起されていることから、職務発明制度全般にわたる問題を点検し、様々な現場の意見に耳を傾け、従業員と使用者間の利害関係の調整及び共生のためのバランスの取れた制度改善方策を講じていく計画である。

4. 知的財産経営認証制度の運営

産業財産政策局 地域産業財産課 行政主事 ホ・ジュンホ

イ. 推進背景及び概要

過去には知的財産の重要性に対する認識不足によって知的財産権確保の努力が足りなかったが、最近知的財産権紛争が 이슈 となって知的財産権に対する関心が高まっている。さらに、攻撃的なR&D投資や技術移転などを通じて知的財産権を確保することで企業価値を高める事例も増加傾向にあり、知的財産権を通じた価値創出の重要性が増している。今や知的財産は企業経営において価値創出を超えて多様な方式で管理・活用されている。もはや知的財産は企業の発生、変更、消滅の全領域において影響を及ぼしていると言える。

米・中貿易摩擦が技術覇権争いに変ったことで、世界は先を争って技術開発に対する投資を増やしている。これに伴い、技術主権を確保することが今後の韓国産業の主な課題になるものと展望される。特に、2021年はCOVID-19パンデミックの長期化によるデジタルトランスフォーメーションがより加速化した一年であった。非対面の日常化、メタバースの登場など変化した経営環境で中小企業が技術競争を通じて生き残るためには知的財産能力の強化を通じた体質改善が求められる。

企業経営における知的財産権の重要性にもかかわらず、限られた規模の予算・人材で多数企業の知的財産能力を高めるには限界がある。したがって、従来の支援事業の他に中小企業現場に知的財産経営文化を広めるための誘引策が必要である。

そこで、特許庁は知的財産経営を中小企業の普遍的な経営方法として広め、知的財産経営企業の信頼性を高めるため、2015年にパイロット事業を始め、2016年に知的財産経営認証事業を本格的にスタートした。

ロ. 主要内容及び成果

知的財産経営認証事業を推進するため、知的財産基本法、発明振興法及び同法施行令を改正して法的根拠を作り、特許庁告示で知的財産経営認証運営要領を制定して2016年4月28日に施行した。

体系的な審査及び認証のため、現場評価を除く自己診断、書類審査、認証認否の決定窓口を経営認証ホームページ(www.ipcert.or.kr)に一元化し、申請及び認証状況を管理するためにオンラインシステムを構築した。

<図V-2-21> 知的財産経営認証オンラインシステム



特に、2017年からは脱落企業に対する事後管理の側面から知的財産経営メンタリングプログラムを設けた。このプログラムを通じて脱落企業が積極的に知的財産能力を高め、認証を獲得する事例が増えている。

最近ではSRT広告映像の上映や知的財産経営者団体のネットワークを活用した広報など認証制度への関心を高めるために取り組んでいる。経営認証サーバーの改善などシステムの高度化及び審査プロセスの簡素化で、参加企業の利便性も高めてきた。このような努力の結果、知的財産経営認証申請企業は制度施行5年で累積1,000社を超え、

2021年まで1,200社余りが参加し、このうち900社余り(累積)が認証を取得した。

<表V-2-21>知的財産経営認証の実績

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	合計(累積)
申請企業	80	225	268	213	260	205	1,251
認証企業	53	150	180	154	197	159	893

知的財産経営認証の申請対象は中小企業基本法第2条に基づく中小企業であり、年中常時申請可能である。申請手数料は2018年6月から33万ウォン(既存66万ウォンから一時的減免状態)で運営している。COVID-19で経営難に陥っている中小企業のため、手数料減免は持続する計画である。

対内・対外的に中小企業の経営が困難な環境であったにもかかわらず、2021年に205社が申請し、159社が認証を受け、認証率は77.56%を記録した。認証申請率は首都圏・江原圏が全体の50.73%で最も高く、対申請比の認証率は忠清圏が84.85%で最も高かった。

認証申請企業は国内外の産業財産権保有件数など10項目で70点以上(100点満点)獲得した場合、認証を受けることができる。認証企業には特許庁長が発行した認証書が提供され、認証企業であることを知らせる扁額も一緒に提供され、認証企業から好評を得ている。

<表V-2-22>知的財産経営認証の審査項目

審査項目	配点
知的財産担当組織及び人材	10点
職務発明の活性化	5点
国内外産業財産権の出願実績	8点
国内外産業財産権の保有件数	16点
知的財産権教育	5点
研究開発人材及び金額	12点
知的財産権の動向把握及び活用	21点

知的財産権適用製品の売上比重	8点
知的財産権の実施権など活用	8点
知的財産権紛争の事前点検	7点

より多くの中小企業が知財経営認証が取得できるようにするため、制度運営初期から様々な認証企業向け支援施策を設けた。特許庁の特許・実用・デザイン権の年金20%追加減免、特許庁主管の一部支援事業に参加する場合の加点付与、韓国放送広告振興公社のTV・ラジオ放送広告費70%割引などがそれである。2021年にはSGIソウル保証と、知的財産経営認証企業など知的財産基盤中小企業に対する保証限度の拡大、保険料の割引提供などを骨子とする業務協約を締結した。

特に、COVID-19で困難を覚えた中小企業のための「特許料などの徴収規則」改正内容が目につく。知的財産経営認証企業に対する年金の追加減免サービスが既存4～6年目の登録料から2022年からは4～9年目の登録料に拡大適用される。一方、パンデミックのような災害などが発生した場合、認証企業は特許料・登録料など減免対象にも追加される予定である。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産経営認証率の場合は2017年66.7%、2018年67.2%、2019年72.3%、2020年75.7%、2021年77.56%を記録し、上昇傾向にある。これは韓国中小企業の知的財産経営能力が着実に成長していることを示している。しかし、2021年基準の認証企業90社余りは全国中小企業数(2019年75万社、営利法人基準/統計庁)に比べると0.12%に過ぎず、同制度はまだ第一歩を踏み出したものに過ぎないと言える。

知的財産経営に対する継続的な広報とともに、認証企業に実質的に役立つ制度・政策を拡大していくことが重要である。これは中小企業が知的財産経営を導入する上で最大の動機づけになる。

最後に、認証審査の品質を維持するため、審査員教育及び中小企業知的財産経営の懸案問題点、改善事項を導出し、認証審査に反映する方向で制度を運営していく必要がある。

第6編 知的財産人材養成及び国民向けサービスの改善

第1章 全国民を対象とする知的財産教育環境の構築

第1節 知的財産専門人材の養成

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・ヒョナ

第4次産業革命、デジタルトランスフォーメーションなど対外的な環境変化とともに人工知能、メタバース、NFTなどの新技術が時代の変化をもたらしていることから知的財産の重要性は持続的に大きくなっており、韓国もこのような変化に対応して韓国の企業と大学、研究機関が未来技術を先取りして革新を導いていけるよう、知的財産制度と政策全般を整備している。このような知的財産政策を現場できちんと実現させるためには特許の価値を見出して積極的に活用できる知的財産人材を養成することが何より重要である。

そこで、特許庁は創意的かつ融合的なマインドを兼ね備えた人材養成を国家競争力の中核的要素と見て、政府省庁共同で協力システムを構築し、知的財産専門人材の養成に向けて中長期総合計画(第3次国家知的財産人材養成総合計画(2018年～2022年))を立てて取り組んでいる。

また、理工学部の学生を創意的な知的財産能力を備えた研究者として養成するための教育課程の構築などを支援してきた。そして、知的財産を基にした多様な学問間融合教育を実施し、大学教授を対象に知的財産の基礎から高級まで多様な教育課程の運営を通じて知的財産の認識向上及び専門性の強化に努めている。

この他、キャンパス特許ユニバーシアード、D2Bデザインフェアなど、企業と大学が協力して創意的なアイデアを発掘し、問題を解決する多様な産学協力プログラムを運営している。このプログラムを通じて、参加企業は多様なアイデアを活用して企業

の問題を解決するだけでなく、優秀な知的財産人材を確保することができる。一方、学生は知的財産を基盤とするアイデアの発掘及び商品化の経験などを通じて就業・創業の競争力を高めることができる。

そして、熾烈なグローバル特許戦争に効果的に対応するとともに企業の知的財産経営基盤を構築して競争力を高めるため、実務事例中心の知的財産専門修士課程の運営を支援している。また、地域産業の特性とニーズを反映した知的財産専門人材を養成するため、地域拠点大学を選定して学部及び修士・博士課程を運営するよう支援するIP重点大学事業も推進している。

その他にも地方自治体、地域大学、地域企業と協力して知的財産教育に就職をつなげた実務型知的財産教育、企業別知的財産 이슈に対するカスタマイズ型教育、CEOを対象とする知的財産教育もまた持続的に推進している。

2. 知的財産権に強い大学(院)の人材養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・ヒョナ

イ. 知的財産専門人材養成重点大学

1) 推進背景及び概要

地域革新企業は知的財産実務人材に対する需要が高いが、優秀な人材の首都圏集中と地域の知的財産インフラ不足で人材の確保に困難を来している。そこで、特許庁は地域企業に知的財産専門人材が供給できるよう、地域の核心産業分野に特化した人材を養成するため、2021年から「知的財産専門人材養成重点大学」を圏域別に指定し、知的財産教育の拠点として役割を果たせるように支援している。

2) 推進内容及び成果

知的財産専門人材養成重点大学事業は教育部の「地方自治体－大学協力基盤地域革新事業」と連携して地域に知的財産教育を拡散するため、地域革新プラットフォームの総括大学を知的財産重点大学として指定して支援している。2021年には慶南・蔚山圏の慶尚国立大、忠北圏の忠北大、光州・全南圏の全南大を指定し、計3つの重点大学を運営している。

地域別主力産業に特化した知的財産専門人材養成のため、学部の知的財産融合専攻と大学院修士・博士知的財産融合学科を導入して教育課程を運営しており、2021年には学部38講座で2,105人、大学院26講座で216人が受講した。

また、圏域内の他大学に知的財産教育の裾野を広げ、地域が必要とする人材を養成するため、地域核心産業企業・機関と産学協力プログラム、校内外学術大会の運営、業務協約の締結など多様な能力強化プログラムを開発し、地域の知的財産教育拡散のための土台を構築している。

<表V-1-1>知的財産専門人材養成重点大学の運営状況

大学	慶尚国立大	忠北大	全南大
学部	知的財産融合専攻 (9講座、456人受講)	知的財産スマート融合専攻 (17講座、1,043人受講)	未来エネルギー-IP融合専攻(2022年新設) (12講座、606人受講)
大学院	知的財産融合学科 (12講座、84人受講)	知的財産スマート融合学科 (6講座、38人受講)	知的財産融合学科(2022年新設) (8講座、94人受講)

3) 評価及び発展方向

知的財産専門人材養成重点大学は2021年から新規に3つの大学を指定して知的財産融合専攻学部及び大学院課程を開設し、地域核心産業企業・機関とともに多様な能力強化プログラムを開発する成果を収めた。特許庁は知的財産教育の死角がないよう、重点大学を全国に拡大していく予定であり、重点大学を中心に周辺大学にも知的財産教育が拡散するように教育システムを構築する計画である。これにより、地域企業の

成長を牽引できる知的財産専門人材を地域企業に持続的に供給できるものと期待される。

ロ. 知的財産教育先導大学の運営

1) 推進背景及び概要

収入源となる特許の創出は、特許に対する事前調査を通じた特許戦略の策定によって成否が左右される。日増しに増加している韓国企業に対する海外先進企業と特許パテントトロールによる特許紛争もまた、特許に対する事前調査と適切な特許戦略の策定を通じて被害を最小化することができる。よって、当該技術分野の専門知識と知的財産能力を兼ね備えた研究者と知的財産専門人材の養成が必要である。

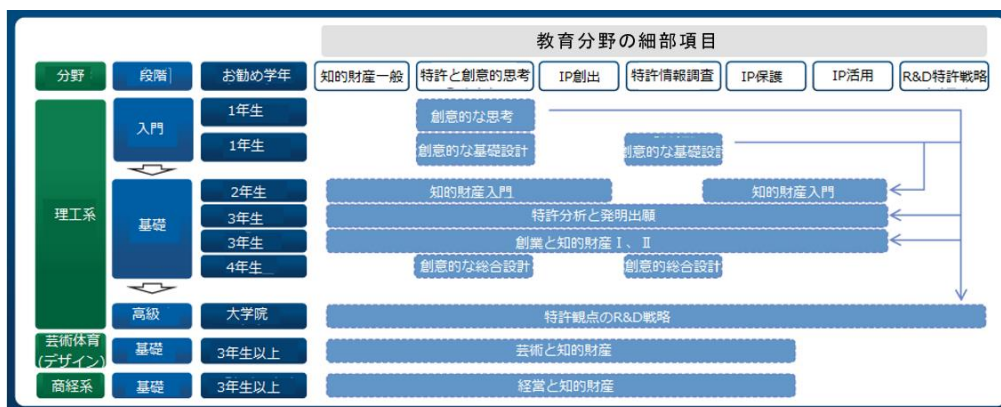
そこで、特許庁はIPに強い予備R&D人材を養成するため、2012年から知的財産教育先導大学を指定し、大学(院)生の知的財産教育を推進している。

2) 推進内容及び成果

知的財産教育先導大学事業は、大学の知的財産能力を強化し、大学自ら体系的な知的財産教育が実施できるように知的財産専門担当教授を採用・運営する事業である。2012年の江原大、仁荷大、全南大(1次)をスタートに、檀国大、釜慶大、ソウル大(2次)、公州大、金烏工科大、東国大(3次)、慶熙大、国民大、牧園大、安東大(4次)、群山大、大真大、東亜大(5次)、ソウル科学技術大、延世大、嶺南大、済州大(6次)、京城大、成均館大、漢城大(7次)、崇実大、安養大(8次)、東明大、清州大(9次)など27の大学を知的財産教育先導大学に指定した。2021年には卒業した大学を除いて計11大学で1,149の知的財産講座が開設され、39,691人が受講した。また、正規講座の他にも校内教授など教職員向けの自主教育を推進して知的財産に対する認識を高め、地域の大学及び企業と連携して特別講義及び産学連携プログラムを通じて地域に知的財産を拡散するために多様な活動を展開した。

特に、清州大の研究室技術の商用化のためにIPサービスを提供するラボツーマーケット(Lab To Market)の運営、崇実大のIP Track制の構築など活発に運営しており、大学別に地域社会と連携した多様かつ創意的な知的財産非教科プログラムを運営し、知的財産教育を多方面に拡大しつつある。

<図VI-1-1>大学(院)知的財産教育の履修システム



3) 評価及び発展方向

先導大学内の知的財産講座は2012年に初めて開設されて以来、量的・質的に着実に成長し、2012年88講座から2021年1,149講座へと約13倍増加した。そして、多様な専門の学生たちが参加してアイデア発掘から製品化まで全過程を体験する学際融合教育を運営し、2021年359件を出願(特許・実用新案・デザイン)する成果を上げた。また、2021年173講座のIP-R&D教育を運営するなど多様な教育モデルを試み、企業が求める知的財産人材を養成する教育システムを構築している。

知的財産教育先導大学で教育を受けた学生の感想

知的財産について全く知らなかったが、IP講義を受講してから知的財産の重要性を改めて再認識しました。専門科目とIPを融合させることが重要ということが学べて大変よかったですと思います。 【K大学2年生 チョン・〇〇】

普段知的財産という単語を聞いた時、あまりにも馴染みがなかったが、学べば学ぶほどもっと知りたくなる分野です。今後、企業の知的財産専門担当部署へ就職することを目標にします。 【D大学4年生 イ・〇〇】

＜表VI-1-2＞知的財産教育先導大学の運営結果

次数	大学	2012年		2013年		2014年		2015年		2016年		2017年		2018年		2019年		2020年		2021年	
		講座	受講	講座	受講	講座	受講	講座	受講	講座	受講	講座	受講	講座	受講	講座	受講	講座	受講	講座	受講
1次 (2012年)	江原大	261,084	291,042	381,434	331,042	421,206	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	仁荷大	311,407	542,130	582,544	623,166	622,228	792,889	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	全南大	26950	271,167	311,288	331,253	371,278	411,329	461,421	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2次 (2013年)	檀国大	-	-	542,362	612,806	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	釜慶大	-	-	21508	24753	30790	31941	351,160	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	ソウル大	-	-	15429	15526	14525	14559	17621	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3次 (2014年)	公州大	-	-	-	-	792,348	892,259	761,971	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金鳥工大	-	-	-	-	361,101	641,757	741,707	621,258	751,465	751,781	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東国大	-	-	-	-	763,202	883,349	873,132	1093,832	1103,771	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
4次 (2015年)	慶熙大	-	-	-	-	-	26883	321,441	381,447	421,910	311,613	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	国民大	-	-	-	-	-	852,157	822,162	1173,001	1032,718	1002,590	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	牧園大	-	-	-	-	-	561,743	691,946	752,199	761,897	751,963	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	安東大	-	-	-	-	-	311,104	321,117	341,173	361,320	341,162	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
5次 (2016年)	蔚山大	-	-	-	-	-	-	1863,870	1813,888	1833,837	1633,721	1643,865	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	大真大	-	-	-	-	-	-	441,419	421,842	421,683	521,988	401,358	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	東亜大	-	-	-	-	-	-	1553,959	1022,857	1123,281	1183,435	1203,665	-	-	-	-	-	-	-	-	-
6次 (2017年)	ソウル科技大	-	-	-	-	-	-	-	-	1612,891	1203,026	1353,365	1343,279	1052,547	-	-	-	-	-	-	-
	延世大	-	-	-	-	-	-	-	-	743,920	743,791	774,425	824,721	835,090	-	-	-	-	-	-	-
	嶺南大	-	-	-	-	-	-	-	-	673,786	603,901	623,273	703,911	774,558	-	-	-	-	-	-	-
	済州大	-	-	-	-	-	-	-	-	2175,571	2096,857	2265,471	2325,727	2405,977	-	-	-	-	-	-	-
7次 (2018年)	ソウル科技大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	36814	611,894	571,568	571,527	-	-	-	-	-	-
	延世大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	512,127	511,862	682,492	642,923	-	-	-	-	-	-
	嶺南大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	351,359	431,111	481,462	531,341	-	-	-	-	-	-
8次 (2019年)	崇実大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	822,609	1424,610	2087,061	-	-	-	-	
	安養大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	481,472	512,897	632,567	-	-	-	-	
9次 (2020年)	東明大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1092,518	752,688	-	-	-	-
	清州大	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	692,581	1243,412	-	-	-	-
合計	計	833,441	2007,638	4181,602	61120,028	1,02328,936	1,45143,664	1,41045,178	1,43343,735	1,38644,654	1,14939,691	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

* 檀国大(2015年～)、東国大(2019年～)は知的財産専門学位課程へと転換、江原大・公州

大は2016年末に事業終了、仁荷大・釜慶大・ソウル大は2017年末に支援終了、全南大は2018年末に支援終了、金烏工科大、慶熙大、国民大、牧園大、安東大は2019年末に支援終了、群山大、大真大、東亜大は2020年末に支援終了、ソウル科技大・延世大・嶺南大・済州大は2021年末支援終了。

今後も先導大学は工学、経営、医学、デザイン系列などより多様な形態の融合型知的財産教育を持続的に推進する計画である。特に、産業現場でも優秀IP企業が採択しているIP-R&Dなど技術競争力確保に実質的に役立つ教育を運営できるよう努力する計画である。

ハ. 知的財産専門学位課程の運営

1) 推進背景及び概要

近年国内外における知的財産紛争の激化によって、知的財産保護と知的財産権基盤の戦略的なR&D・技術投資戦略の策定に従事する知的財産専門人材の養成がさらに必要となった。知的財産専門人材は工学的な知識だけでなく、知的財産に対する法学と経営戦略に対する総合的な理解が求められ、このような人材を養成するためには大学院レベルの学際融合教育を実施することが望ましいが、既存の工科大学、法科大学、経営大学間の融合教育には難しい部分が多かった。

そこで、特許庁は2009年から知的財産専門人材養成に特化した大学院修士課程(知的財産専門学位課程)を支援することになった。第1次としてKAISTと弘益大が運営大学として選定され、2010年に初めて新入生を募集して本格的に知的財産専門人材の養成に乗り出した。

その後、現在はKAIST、弘益大、高麗大、壇国大が特許庁の支援終了以後独自の知的財産学位課程を運営しており、現在は東国大修士学位課程の運営を支援している。

＜表VI-1-3＞知的財産専門学位課程の運営状況

大学	学位名称	授業形態別	授業年限	単位
KAIST	工学修士 経営学修士 (知的財産権法専門)	週末	2年(6学期)	33単位(論文修士) 39単位(教科修士)
弘益大	知的財産学修士	平日夜間/ 週末昼間	2年(4学期)	36単位
高麗大	工学修士(知的財産専門学位)	週末 (夜間可能)	2年(4学期)	34単位(研究指導単位 別途)
檀国大	工学修士(知的財産専門学位)	週末 (夜間可能)	2年(4学期)	33単位(論文)/ 39単位(教科修士、研 究指導)
東国大	知的財産学修士	週内 (平日夜間)	2年(4学期)	24単位

2) 推進内容及び成果

知的財産専門学位課程の運営を通じて2009年から累積748人の知的財産専門人材を養成した。KAIST、弘益大、高麗大、檀国大は支援終了後も自主的に知的財産専門学位課程を継続して運営している。東国大は2019年に選定され、知的財産専門学位課程とともに産業界の需要を反映した短期実務教育課程を導入して運営している。

特に、2021年には最近話題になっているロボット・人工知能関連講座を新規開設し、知的財産経営に対する講座も運営して受講生の講義に対する満足度を高めた。

知的財産専門学位課程で教育を受けた学生の感想

本学位課程を通じて知的財産管理政策について多くの情報を得ることができ、現在の職場で技術経営コンサルタントとしての業務に大変役立っています。また、教科課程の中で学んだ特許分析は、業務の一つである技術ロードマップ作制の際に大きく役立っています。 【K大2期 チョン・〇〇】

外部の特許法律事務所に全てを一任して頼っていた特許出願、登録に関する業務を学位課程終了後は該当業務に関心を持つことによって、より良質の特許を既存より低い費用で出願・登録することができました。 【D大3期 シン・〇〇】

3) 評価及び発展方向

知的財産専門学位課程は韓国で初めて知的財産分野の専門家を養成するために工学－法学－経営学の学際融合教育を実施している。この課程を修了した専門人材は特許戦略の策定、特許紛争に対する戦略的な対応、知的財産の創出及び活用などにおいて、企業と国家の知的財産競争力の強化に重要な役割を果たすものと期待される。今後、大学別に特性化された課程を強化するとともに、社会から求められる教育を実施するなどさらに活発な活動を展開していく計画である。

二. 知的財産教授向け教育の運営

1) 推進背景及び概要

知的財産に対する知識とこれを創出して活用することは教授にとっても非常に必要な能力である。特に、理工系の教授は知的財産に関する理解を基に教育を実施しなければならない教育者であり、科学技術研究の最前線に立つ研究開発者でもある。

現在大学に開設される知的財産講座の場合、大半が弁理士など特許関連専門家によって講義が行われている。それは理工系大学において専門分野と融合して知的財産教育が行える教授がいない、もしくは不足しているためである。実際、特定分野に特化した知的財産融合教育のためには、知的財産の素養を備えた当該分野の教授が講義することが最適であるため、特許庁は教授教育を通じて多様な分野の講義要員を輩出する予定である。

そして、教授が研究開発に乗り出す場合、知的財産に基づいた研究戦略を策定・進行してこそ収入源になる強い特許権を創出できるが、そのために研究教授は知的財産に対する基本的な素養と力量を備える必要がある。このような側面でも教授教育を積極的に推進している。

2) 推進内容及び成果

特許庁は大学教授が教育課程を修了した後、これを教育や研究に活用できるよう、段階別・分野別の教育プログラムを構築し、実際の講義に適用できる事例中心の教育を実施している。また、教育への参加が難しい教授の便宜を図り、大学へ直接出向いて講義をするプログラム、中間テスト期間や夏・冬休みを利用した短期集中教育プログラムを運営する。その他に、知的財産教育に対する認識向上と知的財産 이슈を伝えるため、韓国知的財産教育研究会など5つの専門学会と協力して、定期学術大会において知的財産セッションを開設し、イシューとなる分野の特許動向や研究戦略を発表し、知的財産に関する講義を実施した。

2008年に初めてスタートしたこの教育課程は、知的財産教育の必要性を認識した教授の参加が徐々に増え、2021年まで計3,443人が教育を受けるなど大学内の知的財産教育の底辺拡大に寄与し、教育全般に対する満足度も90点以上の高い満足度を示した。

但し、2016年からは関連予算が削減され、知的財産教授教育という別途のプログラムの代わりに、知的財産教育先導大学を通じて大学内における独自教授教育を運営することになった。2020年には4,351人が大学の独自運営による教授教育を受けた。このように先導大学内の教授教育が活性化したことで、教育を受けた人数の増加の他にも、他大学の教授を招聘して連合教育を実施し、他大学に出向いて教授教育を進行するなど、地域におけるIP教育の拠点としての役割も果たしている。

今後もIP重点大学、先導大学など特許庁の大学支援事業の教育基盤を活用した教授教育を持続的に運営し、教授たちが自律的に大学の知識財産教育拡散を図り、本人の研究成果を創出できるよう支援していく予定である。

<表VI-1-4> 大学における知的財産教授教育(短期集中課程)の状況

区分	主要内容	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
----	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

		大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数	大学	人数
訪問型教育	知的財産権基本	4	108	2	45	8	67	-	-	-	-	-	-	-	40	174	-	-	
短期集中教育	知的財産権基本、特許情報調査分析など	64	268	88	303	84	350	61	179	54	210	43	135	47	110	56	91	51	93
合計		68	376	90	348	92	417	61	179	54	210	43	135	47	110	71	265	51	93

* COVID-19の拡散によって2021年訪問型教育は未実施

3) 評価及び発展方向

知的財産教育プログラムに参加した教授は教育内容を本人の研究及び発明に適用するだけでなく、本人が教える学生にも伝え、また教授教育を受けた教授が自発的に知的財産教育研究学会を設立して運営している。しかし、依然として先進国に比べて知的財産教育に関する認識が普遍化しておらず、大学(院)において知的財産教育を専門的に教える教授のプールが非常に不足している。知的財産教育プログラムを修了した教授は計3,443人(2021年基準)で、全国の教授66,740人(2021年4年制の専任教員基準)に比べて5%に過ぎず、知的財産創出の核心人材である大学教授向けの教育を強化する必要がある。

<表VI-1-5> 大学における知的財産教授教育プログラム

先導大学独自の教授教育				短期集中教育		
・ (2021年) 大学別独自教授教育の状況				・ (2021年) 教授の知的財産能力向上及び自立基盤の構築		
区分	運営実績			区分	課程名	教育内容
	教育回数	教育時間	教育人数			
ソウル科技大	2回	2時間	32人	1次	IPビックデータ、IP経営、IP金融	IPビックデータ(活用方法及び適用事例)
延世大	2回	6時間	105人			IP経営(価値評価方法及び評価事例)
嶺南大	20回	20.2時間	1,275人			2次
済州大	9回	44時間	98人	3次	知的財産と創業	知的財産の事業化
京城大	1回	5時間	10人			知的財産と創業
成均館大	2回	7時間	14人			アイデアと具体化
漢城大	9回	23時間	81人			

崇実大	2回	2.5時間	2,383人	
安養大	2回	4時間	127人	
東明大	5回	9時間	171人	
清州大	8回	37.7時間	55人	
合計	62回	160.4時間	4,351人	

知的財産教授教育を受けた感想

公共機関が行っている教育の中で最も満足度が高い教育です。知的財産の重要度は高まりつつあるが、未だに大学はIPとの距離が遠く感じられます。短期課程ではあるが、集中的に研修を受けることは実際の研究及び講義の運営に大きく役立ちます。年間教育の回数を増やして頂ければと思います。

【H大学 チョン・〇〇教授】

特許明細書の理解及び実習課程を通じて、これまで具体的な知識がなく、特許明細書を参照するだけのレベルでありましたが、請求項の構成及び作成方法に関する内容を学習したことで、研究や講義に大変役立つと思います。これからも継続して特許関連の教授教育に参加したいと思います。

【D大学 イム・〇〇教授】

より多くの教授が教育に参加できるよう誘導するためには、技術分野別、水準別、専攻別教育プログラムを体系化・多様化することで教授たちが簡単に参加できるようにし、知的財産教育研究会など多様な関連学会との協力を拡大して知的財産に対する認識向上を図る一方、知的財産教授間のネットワーク構築を推進して知的財産教育に対する情報と教案の共有、研究活動の活性化などを誘導する予定である。

3. 企業・大学間の産学協力プロジェクトの推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・ヒョナ

イ. キャンパス特許ユニバーシアード

1) 推進背景及び概要

キャンパス特許ユニバーシアードは大学内において特許データの分析・活用教育を拡大して企業が必要とする知的財産人材を養成し、大学の創意的アイデアを産業界に

供給するために推進された。企業は問題の出題及び審査、賞金を負担し、大学(院)生は指導教官と一緒に特許データを分析してそれと関連する事業化戦略の策定や将来の有望産業と技術に対する特許獲得戦略を提示する。キャンパス特許ユニバーシアードは企業、大学、政府の実質的な産・学・官の協力事例であり、企業が大学のアイデアを採択して企業経営に適用することは企業内部に限られていたR&Dから果敢に脱し、外部の技術やアイデアを積極的に活用して内部の革新につなげるオープンイノベーション(Open Innovation)の事例と言える。

イ)コンペティション部門

キャンパス特許ユニバーシアードは発明事業化部門と特許戦略策定部門の2部門で分けられて行われる。発明事業化部門は、企業・研究所が保有する特許技術と関連するデータを分析して事業化戦略を策定する部門である。特許戦略策定部門は、細部的な技術テーマに対して国内外の特許データを分析し、研究開発戦略及び特許獲得の方向を策定することである。

ロ)参加資格

韓国国内の大学(院)生を対象に個人またはチーム(3人以内)で参加し、指導教官1人が参加しなければならない。

ハ)審査手続き

審査は基礎審査、書面審査、発表審査、最終審査、統合最終審査の順で行われる。基礎審査は指導教官の確認書、参加確認書、申請資格の有無などを確認し、書面審査は提出された答案を部門別の審査基準に従って企業が評価する。発表審査は書面審査で選抜された学生たちの答案発表を通じて最終順位が決まる。最終審査では企業が推薦した最優秀学生を対象に上位賞の受賞者を選定することになる。最後に、統合最終審査では政府授賞(大統領賞、国務総理賞)の受賞者を決める。

二) 審査基準

審査基準を見ると、発明事業化部門の場合は関連特許技術の理解度、事業化戦略の適切性、創意性、実現可能性、事業性などを評価項目として評価指標を定め、特許戦略策定部門は先行特許調査及び分析、特許戦略策定などを評価項目として評価指標を定めた。

＜表VI-1-6＞コンペティション部門別の書面審査基準

部門	評価項目	評価指標
発明事業化部門	開放特許技術分析	開放特許の調査及び分析(定量・定性分析)の効率性
		該当技術関連の産業動向及び活用案などの分析
	ビジネスモデルの設計及び実現可能性	特許技術分析との連携性
		製品開発、未来技術開発の方向・戦略などの高度性 ビジネスモデルの期待効果及び具体性・適正性など
特許戦略策定部門	特許戦略の設計及び方向提示	主要(核心)特許の導出及び選別、分析など
		未来技術開発の方向・戦略などの提示
		技術獲得戦略策定の具体性・適正性など
	先行技術の検索及び動向	先行特許調査(定量・定性分析)など 技術及び産業動向

＜表VI-1-7＞コンペティション部門別の最終審査基準

部門	評価項目	評価指標
発明事業化部門	特許分析の優秀性	先行技術の検索など
		技術の理解と特許分析の連携
		戦略設計など
	実現可能性	問題解決の寄与度
		発展可能性など
事業化の可能性	市場性、経済性など	
特許戦略策定部門	提出答案の評価	先行技術の検索など
		技術の理解と特許分析の連携

	戦略設計など
期待効果	問題解決の寄与度
	発展可能性など

ホ)2021年の授賞内訳

2021年キャンパス特許ユニバーシアードでは、上位賞に学生12チームと指導教官12人を選定し、後援機関優秀賞は39チーム、後援機関奨励賞は72チームを選定し、計123チームを選定した。その他にも最多受賞大学と最多応募大学を選定して団体賞を授賞した。

＜表VI-1-8＞2021年の授賞内訳

区分	発明事業化部門	特許戦略策定部門
大統領賞	1チーム(1,500万ウォン)	
国務総理賞	1チーム(1,200万ウォン)	
科学技術情報通信部長官賞	1チーム(1,000万ウォン)	1チーム(1,000万ウォン)
産業通商資源部長官賞	1チーム(1,000万ウォン)	1チーム(1,000万ウォン)
特許庁長賞	1チーム(1,000万ウォン)	1チーム(1,000万ウォン)
韓国工学翰林院会長賞	1チーム(1,000万ウォン)	1チーム(1,000万ウォン)
後援機関長賞	優秀賞 1問題当たり1チーム (3百万ウォン)	1問題当たり1チーム (3百万ウォン)-
	奨励賞 1問題当たり2チーム (1百万ウォン)	1問題当たり2チーム (1百万ウォン)-
指導教官賞	産業通商資源部長官賞2人、特許庁長賞2人、韓国工学翰林院会長賞2人、韓国科学技術団体総連合会長賞2人、韓国発明振興会長賞4人(各100万ウォン)	
最多応募大学賞 (韓国発明振興会長賞)	1大学(2百万ウォン)	
最多受賞大学賞 (韓国工科大学長協議会長賞)	1大学(2百万ウォン)	

2) 推進内容及び成果

2021年キャンパス特許ユニバーシアードは企業29社が後援し、後援企業が発明事業化部門9問題、特許戦略策定部門31問題の計40問題を出題した。化学分野出題問題の拡大要請を受け、新規後援企業としてHANMI薬品を発掘し、化学・生命・エネルギー分野を強化した。

大会参加を活性化するため、積極的なオン・オフライン広報で72の大学から1,747チーム、計4,050人が参加を申請し、2020年に比べて参加者数が多く増加した。2021年大会では最終的に27大学123チーム(338人)が受賞者に選ばれた。部門別に見ると、発明事業化部門で10大学31チーム(84人)が受賞し、特許戦略策定部門では26大学92チーム(254人)が受賞した。

最高賞である大統領賞は視覚人工知能を基に人の動作を分析・評価する韓国電子通信研究院(ETRI)の特許技術をホームフィットネスに適用する事業化アイデアを提示した漢陽大学エリカチームが受賞し、国務総理賞は韓国機械研究院の配送ロボットを利用した無人配送システム技術に対する分析を通じて今後の技術開発方向と特許確保戦略を提示した京畿大学チームが受賞した。最多受賞大学賞と最多応募大学賞は漢陽大学(エリカ)が受賞した。

※2021年キャンパス特許ユニバーシアードの参加企業(29社)

サムスン電子(株)、HANMI薬品(株)、現代自動車、ロッテケミカル株式会社、(株)LG化学、(株)LGディスプレイ、サムスンSDI株式会社、LGエレクトロニクス(株)、サムスンディスプレイ、サムスン電気株式会社、SKハイニックス、POSCO、ソウル半導体、現代DOOSANインフラコア、SKシリコン、現代重工業、大宇造船海洋、サムスン重工業、現代三湖重工業、現代尾浦造船、韓進重工業、大鮮造船、現代製鉄株式会社、(株)ユニーク、高麗亜鉛(株)、韓国機械研究院(KIMM)、韓国電子通信研究員(ETRI)、韓国特許戦略開発院(KISTA)、韓国航空宇宙研究院(KARI)

3) 評価及び発展方向

2021年キャンパス特許ユニバーシアードに参加した企業及び学生は同大会について

肯定的な評価をした。後援企業は「特許分析に対する理解と多様な観点での事業化戦略の提示に満足した」、「学生たちの情熱と真摯な態度が感じられる契機となり、産業界への活発な進出を期待する。学生たちの答えは多様な観点から実務に活用する計画である」と評価した。一方、参加学生たちは「大会参加で特許データを分析して技術発展方向を予測する経験をしただけでなく、専門に対して深く勉強することになった」、「大会を通じて学んだ知識が就職または創業をする上で多く役立った」と答えた。

今後も特許庁は未来有望技術分野後援企業の発掘、受賞者後続支援の強化などを通じて特許を分析・活用し、事業化及びR&D戦略を策定できる力量を備えた未来人材を養成するために努力する予定である。

4. 中小・中堅企業の知的財産専門人材の養成

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ギョソン

イ. 推進背景及び概要

デジタルトランスフォーメーションという時代の要求で知的財産の観点から技術を開発し、活用及び保護できる能力を備えた人材を確保することが革新企業への成長にさらに重要な要因となった。

しかし、現実を見ると一部の大企業を除く大半の国内企業は知的財産人材基盤が劣悪で、急変する知的財産環境に適切に対処できずにいるのが現状である。

2019年の研究によれば、特許など知的財産は創業企業の革新性を牽引する核心資源として機能するが、企業の低い知的財産認識水準とともに人的・物的インフラの不備によって知的財産に対する教育は後回しの状況である。²⁰さらに、スタートアップ及

²⁰ ベンチャー創業研究「知的財産基盤創業の効果及び示唆」、2019. 6.

び中小・中堅企業の場合、知的財産紛争に無防備の状態であるため、知的財産専門人材養成のための支援が切実な状況である。

そこで、特許庁はスタートアップ及び中小・中堅企業を支援する関係機関との協力システム構築を通じて企業現場内の知的財産教育需要を発掘し、ニーズに応じたカスタマイズ型知的財産教育を提供するなど、知的財産力量を備えた企業の実務人材養成に向けた政策を推進している。

ロ. 推進内容及び成果

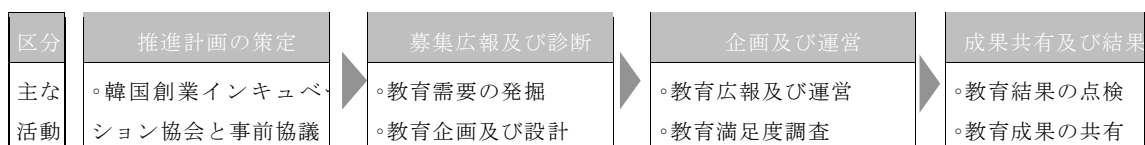
1) 創業インキュベーションセンター連携のスタートアップカスタマイズ型知的財産教育の運営

創業インキュベーションセンター連携のスタートアップカスタマイズ型知的財産教育は、初期創業者及びスタートアップを対象に現場密着型知的財産教育を提供して知的財産の重要性を認識させ、さらに持続可能な強い企業への成長を支援するために運営している。中小ベンチャー企業部と韓国創業インキュベーション協会の協力で全国創業インキュベーションセンター及びセンター入居創業企業を対象に計10カ所の運営センターを選定してカスタマイズ型教育を行った。

10カ所の拠点センター別に3回ずつ、計35回の教育を実施し、計1,116人の教育修了生を輩出した。教育に参加した企業10社を対象に、知的財産関連諮問及びニーズを反映した知的財産コンサルティングを行った。

10カ所のセンターで3回の教育に参加した参加者を対象にアンケート調査を実施した結果、知的財産の重要性に対する認知度レベル、知的財産関連の知識レベル、実務適用レベルがいずれも上がっていることが分かった。

＜表VI-1-9＞創業インキュベーションセンター連携のカスタマイズ型知的財産教育のプロセス



2) 素材・部品・装備分野技術課題のカスタマイズ型知的財産実務教育の推進

グローバル素材・部品・装備強国として未来市場を先導するため、政府レベルの戦略を講じている。素材・部品・装備の競争力強化のための方策として、企業を対象にしたIP-R&D、特許確保、海外出願支援などの重要性が益々大きくなっている状況である。

特許庁は産業通商資源部、中小ベンチャー企業部など他省庁と協力システムを構築し、素材・部品・装備関連事業に参加する企業を対象に知的財産教育及び教育コンサルティングを支援した。

まず、産業通商資源部の「素材・部品・装備革新LAB技術開発事業」と連携し、技術開発課題参加機関対象の圏域別知的財産汎用教育と技術課題別の知的財産高級教育を推進した。教育には圏域別計10機関から296人が参加した。

中小ベンチャー企業部の「素材・部品・装備スタートアップ100発掘育成事業」とも連携し、地域別素材・部品・装備スタートアップ実務人材を対象に知的財産コンサルティング型教育を支援した。22社の企業から約84人が教育を受けた。

素材・部品・装備関連企業対象の知的財産教育を通じて、技術競争力を備えた韓国企業が核心素材輸出規制に対応するなど、知的財産保護に強い企業として成長することを期待する。

3) 雇用労働部K-デジタルトレーニング事業連携の知的財産実務教育

デジタル核心人材養成のための雇用労働部「K-デジタルトレーニング事業」と連携し、技術分野別のオーダーメイド型知的財産教育を運営した。

「K-デジタルトレーニング事業」に選ばれた教育訓練機関所属の大学生に人工知能・ビッグデータ・クラウドなど第4次産業革命の主要技術と連携した知的財産教育課程を提供し、知的財産に対する認識と力量を高めることに貢献した。知的財産の基礎からビッグデータ、人工知能、クラウドなどカスタマイズ型教育を設計・支援することで、計12回教育運営、305人の修了生を輩出し、注目すべき良い成果を上げた。

5. 生涯教育のための知的財産単位銀行制度の運営

国際知的財産研修院 教育企画課 電算事務官 クオン・ソクン

イ. 推進背景及び概要

科学技術の高度化、国家間競争の熾烈化によって、知的財産の重要性もますます増大している。これに伴って、知的財産専門人材の養成及び知的財産大衆化の実現に向け、知的財産分野における生涯教育制度の導入が必要となった。

これまでの知的財産教育は研究所、企業などの知的財産関連業務従事者を中心に教育が行われていたため、一般大衆が体系的に知的財産を習得することに限界があった。したがって、最近の傾向に合わせてパラダイムを国民向けの教育にシフトさせ、知的財産の創出・活用・管理・保護教育のための体系的な知的財産専門家養成教育プログラムが求められるようになった。

2018年3月に発表した「第3次国家知的財産人材養成総合計画」によると、2018年から2022年までの5年間で約199万人に知的財産教育の需要が発生し、その中で知的財産の管理及びサービスなどの専門分野に5.5万人の人材が必要になると推定した。それ

にもかかわらず、国内の知的財産に関する教育課程は、忠南大、光云大、京畿大など一部の大学でしか運営されておらず、教育カリキュラムもまた理工系科目と法学科目を融合しているわけでもなく、理工系または法学のうち一科目に偏っているため、市場で求められる人材を養成するには限界があった。

そこで、国際知的財産研修院では国家生涯教育制度である単位銀行制度の標準教育課程に「知的財産学」専攻課程を新設し、知的財産分野に関心のある国民であれば誰でも「知的財産学士号」を取得できるようにした。

ロ. 推進内容と成果

単位銀行制度は大学と同様に1科目(30時間)修了時に3単位が認められ、計140単位を履修すれば、単位取得の所要年数と関係なく「知的財産学学士号」が取得できる。他専攻学士(4年制大学卒業者)は専攻48単位を取得すれば同学位を取得することができ、弁理士資格証を持っている者はより簡単に学位を獲得することができる。

2012年「知的財産教育生涯教育制度の導入方策」を設け、2014年5月に標準教育課程に専攻必須10科目、専攻選択21科目、計31科目で構成された「知的財産学」専攻を新設し、以後8科目を追加で承認を受けて計39科目を順次に開発・提供している。

<表VI-1-10> 知的財産単位銀行制度の知的財産一般科目

区分	科目名	主要内容	他専攻との連携
専攻必須	知的財産概論	ー産業財産権及び著作権の基本概念	法学など3科目
専攻選択	発明の理解	ー発明のための理解及び創意的な発想技法	
	デザイン論	ーデザイン理論の概念、傾向、歴史など	産業デザインなど4科目
	インターネットと知的財産権法	ーインターネットと商標・著作権・特許・パブリシティ権	
	特許明細書の作成実	ー特許明細書作成実務教育	

務		
特許情報の調査と分析	－先行技術調査及び特許分析	
知的財産出願の実務	－産業財産権出願実務教育	
知的財産審判・訴訟実務	－知的財産権審判・訴訟制度実務	
国際出願実務	－主要国の出願実務	
国際知的財産権	－主要国の制度及び国際条約	
文化産業法	－映画、講演、音楽、ゲームなどにおける知的財産権	
デザイン経営とブランド戦略	－ブランドとデザインを通じた経営戦略	産業デザインなど2科目

＜表VI-1-11＞知的財産単位銀行制度の法学科目

区分	科目名	主要内容	他専攻との連携
専攻必須	特許法	－特許制度の基本的理解	
	商標法	－商標制度の基本的理解	
	デザイン保護法	－デザイン保護制度の基本的理解	
	著作権法	－著作権制度の基本的理解	
	法学概論	－法学に対する基本的理解	法学史など5科目
専攻選択	民法総則	－民法に対する基本的理解	法学史
	知的財産と競争法	－独占と独占禁止の相互関係	
	不正競争防止及び営業秘密保護法	－法の基本的理解	
	憲法 I	－憲法に対する基本的理解	法学史など2科目
	民事訴訟法	－民事的紛争に対する基本的理解	法学史
	商法総則	－商法に対する基本的理解	法学史など4科目

＜表VI-1-12＞知的財産単位銀行制度の理工系基礎科目

区分	科目名	主要内容	他専攻との連携
専攻必須	自然科学概論	－現代科学に対する基本的な理解	教養科目
専攻選択	物理学概論	－大学物理	物理治療学など3科目
	化学概論	－大学化学	化学工学など7科目

生物学概論	－大学生物学	臨床病理学など5科目
地球科学概論	－大学地球科学	教養科目
工業設計	－大学機械構造設計一般	機械設計工学
材料科学	－大学材料科学概論	金属工学など2科目
生物資源保護論	－新品種保護制度、生物資源保護・活用	－
遺伝子と遺伝工学	－大学遺伝工学概論	教養科目
電機電子工学概論	－大学電気電子工学概論	機械工学など4科目

＜表VI-1-13＞知的財産単位銀行制度の研究開発・経営に関する科目

区分	科目名	主要内容	他専攻との連携
専攻必須	技術経営論	－工学と経営学の統合、技術開発及び管理	
	研究開発と知的財産	－研究者が知るべき知的財産権	
	知的財産権管理論	－知的財産管理戦略	
専攻選択	技術移転とライセンスの理解	－技術の事業化戦略、交渉手続き・戦略	
	経済学概論	－経済学に対する基本的理解	経営学など4科目
	債券総則	－債券に対する基本的理解	法学史

知的財産単位銀行制度の施行によって「知的財産概論」科目が国際知的財産研修院の教育場で2014年8月に開設され、2015年には初めて遠隔基盤の知的財産学単位銀行制度を通じて運営された「知的財産概論」科目が新設された。その後も毎年運営科目を追加し、2021年にも運営科目を2科目を追加し、1学期に5,663人、2学期に4,474人が受講した。また、知的財産単位銀行の拡大に向け、忠南大、東明大、仁済大、韓国産業技術大、啓明大、全北大、慶一大、漢城大、済州大、漢拏大、カトリック関東大、建陽大、成均館大など13の大学と単位交流のための業務協約を締結し、今後開設を希望する大学と持続的に協議するなど、協力大学を増やすために努力を傾けている。

また、2021年から国家公認民間資格(知的財産能力試験1～4級、産業保安管理士)を取得すると一定単位を認めることで、高校卒業者も学士取得に必要な最小単位を満たせば学士号を単独で取得できるようになった。

その結果、2019年85人、2020年74人、2021年117人などこれまで計279人の知的財産学学士が輩出された。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産単位銀行制度を通じて知的財産に関心のある国民であれば誰でも簡単に教育を受けることができ、知的財産と関連した理工系、法学科目及びこれらの融合科目まで含んだ課程設計で、総合的な解決能力を備えた知的財産人材を養成することができると思われる。

2022年には遠隔基盤の単位銀行制度を通じて、専攻必須10科目(知的財産概論、法学概論、特許法、商標法、デザイン保護法、著作権法、自然科学概論、研究開発と知的財産、知的財産権管理論、技術経営論)及び専攻選択11科目(不正競争防止及び営業秘密保護法、インターネットと知的財産権法、特許明細書作成の実務、特許情報調査と分析、技術移転とライセンスの理解、知的財産審判・訴訟の実務、デザイン経営とブランド戦略、民法総則、知的財産と競争法、知的財産出願実務、文化産業法)を開設し、知的財産単位銀行制度を通じて受講できる科目を拡大する計画である。

今後も引き続き知的財産単位交流大学を拡大し、全国市・道の生涯教育振興院、大学の生涯教育院など国内教育専門機関における知的財産学科目などの単位銀行制度の科目開設を支援し、一般大衆の知的財産学学位取得が容易にできるように取り組む予定である。

6. 弁理士の専門性強化に向けた制度改善

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 キム・ジュンイル
行政事務官 キム・ナムギョン

イ. 推進背景及び概要

2021年には特許侵害訴訟に対する弁護士・弁理士共同代理制度を導入し、無資格者の産業財産権法律鑑定行為を根絶するための弁理士法改正を推進した。また、弁理士実務修習教育の不誠実修習生に対する管理・制裁を強化するための弁理士法・下位法令整備計画を立て、弁理士義務研修の未履修者に対する管理を強化するなど弁理士制度改善のために多角的な努力を傾けた。

ロ. 主要内容及び成果

1) 特許侵害訴訟に対する弁護士・弁理士共同代理制度の導入に向けた弁理士法改正の推進

最近の調査結果によると、この5年間知的財産権紛争を経験した国内企業の90%が中小・ベンチャー企業(2021年国内知的財産権紛争実態調査、知的財産研究院)であり、特許紛争を経験した中小・ベンチャー企業の約80%が最大の問題として「弁理士を侵害訴訟で代理人として選任できない」ことを指摘(2021年9月、ファイナンシャルニュースアンケート調査結果)したものと把握される。既に日本・イギリス・EUなど主要国は訴訟当事者が希望する場合、特許侵害訴訟で弁護士だけでなく弁理士も代理人として選任できるよう訴訟代理制度を企業と消費者の観点で改革した。そこで、特許庁は中小企業など法律消費者の権益保護のために「特許侵害訴訟における弁護士・弁理士共同代理制度」の導入を推進している。2021年11月25日に開催された国会産業資源中小企業委員会の公聴会では、特許侵害訴訟において弁護士単独では技術的内容に対する即時対応が難しく、それによって訴訟期間と費用が著しく増加する残念な現実を再確認し、当該公聴会で発言したすべての国会議員は法律消費者の利益になる方向で制度が改善される必要があることを共通して指摘した。

2) 無資格者による産業財産権法律鑑定行為の根絶に向けた弁理士法改正の推進

産業財産権の登録可能性、有・無効理由、侵害の有無などに関する鑑定は権利行使

と侵害紛争に重要な影響を及ぼす法的判断であり、専門知識が足りない無資格者がこのような法律鑑定業務を行う場合、企業・国民に被害を与える恐れがある。既に現行法により弁護士・弁理士でない者は産業財産権に関する法律鑑定業務が行えないが、弁理士法に明確な禁止規定及び処罰根拠が設けられておらず、一般国民がそのような行為が違法か否かを簡単に認知し難く、むしろ誰もが遂行できる業務と誤認する恐れがあるため、これに関する立法措置が必要な状況である。但し、「技術の移転及び事業化促進に関する法律」・「発明振興法」など他の法律に基づいて技術評価、発明などの評価を行ってきた技術評価機関、民間IPサービス企業の業務に過度な制約が発生してはならないという点を考慮し、特許庁は関連弁理士法改正案(2021.7.オム・テヨン議員の代表発議)に対して産業部など関係省庁及び知的財産サービス協会など関連議論を進めた。

3) 弁理士実務修習教育における不誠実修習生の管理・制裁強化のための弁理士法・下位法令整備計画の策定

現行弁理士法第3条は弁理士資格要件として大統領令で定める実務修習を終えなければならないと規定するだけで、実務修習を誠実に履修しなかったり、偽り・不正な方法で認められようとした者に対する制裁根拠は施行令だけに規定されていた。しかし、法律留保の原則により国民の権益を制限する下位法令・処分は法律に根拠を設けるべきであるという指摘が提起された。そこで、特許庁は弁理士法に不誠実修習生などに対する制裁根拠を設け、その具体的な判断基準を下位法令に設ける内容を骨子とする弁理士法及び下位法令整備計画を立て、2022年以後関連法令の改正を本格的に推進する計画である。

4) 弁理士義務研修の柔軟な運営

弁理士法とその下位法令では弁理士の専門性と倫理意識を高めるため、一定時間の義務研修(専門研修及び倫理研修)を履修するよう義務付ける制度を規定しており、これを違反した弁理士には過料を賦課する規定まで設けている。弁理士義務研修の第5

次周期(2020～2021)にはCOVID-19による感染症拡散防止のための集合禁止などでオフライン(集合)研修に制限があり、専門研修のオンライン履修上限を一時的に解除し(従来15時間→解除)、オフラインで進められていた倫理研修もオンライン履修を認めるなど弁理士義務研修制度の柔軟な運営を通じて履修率を高めるために努めた。

ハ. 評価及び発展方向

2021年に推進された弁理士制度改善のための努力が成功すれば、特許紛争が低コストで迅速に解決でき、国家全般に知識財産鑑定の品質・信頼度が高まると期待される。また、弁理士の専門性・実務能力が強化され、最終的には中小企業など法律消費者の権益が大分増進されるものと期待される。

7. 弁理士実務修習のための集合教育課程の運営

国際知的財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 ユン・ソクヨン

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は2016年度に改正・施行された「弁理士法」と「弁理士法施行令」第2条第3項により、弁理士試験合格者と弁護士資格を持つ人に弁理士資格付与前の集合教育を実施している。

弁理士実務修習制度は弁理士としての専門性及び資質を涵養し、弁理業務に関する実務経験を積む機会を与えるため、法で定めて施行している制度である。弁理士実務修習集合教育は弁理士試験合格者及び弁護士資格者が実務・実習中心の教育を通じて弁理業務を円滑に遂行できるようにすることにその目的がある。

集合教育の内容は「弁理士法施行規則」第2条第1項で規定されている。共通科目は素養教育10時間、産業財産権法実務50時間、産業財産権出願実務120時間であり、選

択科目は審判・訴訟実務または科学技術の理解70時間で構成される。

素養教育では弁理士法及び制度、弁理士倫理・職業の理解、企業の知的財産戦略・支援制度などを教育し、産業財産権法実務教育では国内外の産業財産権関連法・制度などを教育する。

産業財産権出願実務教育では先行技術検索実習、特許・商標・デザイン出願実習及び国際出願関連手続きなどを教育し、審判・訴訟実務教育では審判及び審決取消訴訟実習、侵害訴訟制度、国際紛争、交渉及び契約などを教育するが、出願実務教育と審判・訴訟実務教育は主に実習中心に進行する。また、科学技術の理解教育は非理工系出身弁護士が科学技術に対する理解を高めるように自然科学概論及び最新技術動向などで構成される。

ロ．推進内容及び成果

1) 弁理士試験合格者向けの教育

2021年上半期に実施した弁理士実務修習集合教育は、2020年の弁理士試験合格者を中心に、2021年3月22日から5月31日まで集合教育を実施した。本教育には2020年弁理士試験合格者150人及び2019年以前の弁理士試験合格者6人、弁護士試験合格者16人など計172人が教育に参加した。参加修習生を機械金属分野30人、電気電子分野58人、化学生命分野84人など、技術分野を基準に半分分けて教育を行った。教育の結果、参加者172人のうち、全科目修了者93人、部分修了者77人、未履修者2人であった。教育期間中にCOVID-19拡散防止と修習生の安全のためにリアルタイムでのオンライン・オフライン教育をともに運営した。また、産業財産権出願実務科目で計8回にわたって課題を与えて評価することで、明細書・意見書・補正書作成能力向上教育の効果を確認し、修習生が自ら授業に集中できるようにした。上半期には学業評価の結果によって4人の学業評価優秀修習生に対する褒賞を実施した。

2021年上半期弁理士実務修習集合教育は実際弁理業務で活用される内容を中心に実習教育中心に運営し、弁理士の実務能力を高めることに重点を置いた。修習生は特に実習講義に対して高い満足度を示した。それを受けて特許・商標・デザイン関連の出願書・明細書及び意見書・補正書作成実習時間を十分に確保した。

2) 弁護士資格者向けの教育

2021年下半期弁理士実務修習集合教育は、2021年弁護士試験合格者を中心に2021年11月1日から2022年1月6日まで集合教育を実施した。本教育には2021年弁護士試験合格者47人、2020年弁護士試験合格者16人、2019年弁護士試験合格者19人と2019年司法研修院修了者1人など175人が参加した。特に、弁護士対象教育課程の教育生の多くが産業財産権教育が不足(理工系出身92人、非理工系出身83人)している点を考え、特許法、商標法、デザイン保護法など産業財産権法理論教育に適した教科目を中心に編成した。教育期間中、上半期のように産業財産権出願実務科目のうち特許明細書作成及び意見書・補正書作成評価、商標・デザイン意見書・補正書作成授業で課題評価を実施し、4人の修習生に褒賞した。(学業評価優秀者4人)

ハ. 評価及び発展方向

弁理士実務修習集合教育では弁理士、弁護士、審査官、審判官、判事など実際知的財産関連業務を行っている講師を招いて臨場感ある教育を行うことで業務に対する理解度及び実務能力を高めた。そして、COVID-19の全国的な拡散によってオフライン教育とリアルタイムオンライン教育を同時に実施し、修習生の安全を図った。

2022年にも修習生の知的財産に対する関心及び教育に対する参加度を高められるよう一部教育課程を実習・討論・発表などの参加型授業中心に構成し、COVID-19で役割が増大しているリアルタイムオンライン教育も体感型教育運営で充実化する計画である。

第2節 創意的な発明人材養成に向けたインフラの拡大

1. 概観

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ギョソン

第20代国会において第1号の法案として制定された「発明教育の活性化及び支援に関する法律(2017.9.15.施行、以下「発明教育法」とする。)は、新たな産業革命に対応し、個人の創意力を高めるための教育イノベーションを目標とする今日において、大きな価値を持つ。かつて概念の習得に集中していた教育から、創意的な活動に基づいて学ぶことを楽しむ幸せ教育へと教育のパラダイムシフトが起きている。特定分野に知識が偏る現象を減らし、社会現象に対する統合的な理解ができるよう、各分野と細部技術知識を兼ね備えた統合・融合教育が必要である。

韓国特許庁が1980年代から始めた発明教育は、科学的な思考方式と知識を基盤とする人文学的な素養を培うとともに、発明の活用価値を計るための経営学的な判断力まで求める複合的な融合教育である。特定教科目間の境界に縛られず、科学・数学・工学・芸術分野の融合を通じて拡張的な思考訓練ができ、創意性及び協力精神を高める教育である。

他の先進国も未来の人材養成において発明・知的財産教育の重要性を認知し、国別に多様な発明教育支援プログラムを提供している。

米国特許庁が支援する非営利組織である「米国発明家名誉の殿堂博物館(NIHF : National Inventors Hall of Fame)」では小・中・高校生を対象とする多様な教育プログラムを対面とオンライン方式で展開しており、COVID-19パンデミック以前には各地のパートナー学校と教師たちがネットワークを構築して13万人の学生とともに発明キャンプを開いた。

イギリスは知的財産権の重要性に対する理解を深めるため、教師、学生、大学生、研究者などを対象にオンライン・オフライン発明教育プログラム(Cracking Ideas)を開発・配布している。特に、学生の知的財産権に対する理解・保護及び将来進路との関連性を教師が直接指導できるよう、総合的な学習資料の提供を目標にしている。

韓国の場合には全国的に207カ所の発明教育センターを運営し、全体小・中・高校生に創意発明教育を提供している。また、次世代英才企業家育成事業を通じて発明に優れた発明英才を育成しているだけでなく、職業系高等学校にも専門的な産学協力型発明教育プログラムを提供している。技術教育学会誌(2016年)によれば、発明教育を受けた学生は創意性、学習動機が平均23%増加するというが、このように発明教育は未来社会が求める創意・融合的思考の向上に重大な役割を果たしており、今後の需要も持続的に増加すると予想される。

2. 発明教育活性化基盤の構築

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ギョソン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は未来社会を牽引する将来の発明家たちの潜在能力を引き出し、韓国の将来を担う優秀発明人材の発掘及び養成に向けて、発明教育センターの運営、発明体験教育館の新規設置・運営、発明教育の教科拡散、発明教員の養成など発明教育の基盤構築に力を入れている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明教育センター(旧発明教室)の運営支援

特許庁は全国207カ所の発明教育センター(旧発明教室)を通じて全国の小・中・高

校生を対象に発明教育を実施している。

発明教育センターは全国の市・郡・区教育庁別に1カ所ずつ設置することを目標に推進された。2020年には慶北に発明教育センターを追加開所し、全国的に計207カ所の発明教育センターが設置・運営中である。今後、市・道教育庁と協議して漸進的に発明教育センターを増やしていく予定である。

＜表Ⅵ-1-14＞年度別発明教育センターの設置状況

年度	1995～2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	計
設置数(カ所)	190	3	1	2	-	3	-	2	5	1	-	207

発明教育センターはセンター追加開所などのインフラ構築だけでなく、充実した教育課程運営のためにも多くの努力を傾けている。発明教育センターの設置初期には1回2～3時間の教育を通じて発明に対する認識を転換する教育課程を運営したが、現在は初級・中級・高級の3段階教育課程を10～40時間程度で運営し、発明教育の品質を一層高めた。また、学生だけでなく保護者、教師など一般人に対する教育も拡大し、地域の発明教育と知的財産権に対する認識向上にも大きく貢献している。

＜表Ⅵ-1-15＞発明教育センターの利用者状況

区分	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
学生	230,284	216,143	338,492	486,753	556,670	564,085	344,541	489,665
保護者・一般	16,804	17,720	15,875	10,182	13,903	11,100	4,259	7,038
教師	12,410	9,780	8,729	5,162	8,047	6,650	5,623	6,065
利用者合計	259,498	243,643	363,096	502,097	578,620	581,835	354,423	502,768

* 調査期間(前年12月～当該年度11月末基準)

発明教育センターは単純な理論教育ではなく体験と実習中心の教育方式であり、変化する教育トレンドを反映するため、教育施設及び資機材などは着実な改善が必要である。2021年13の発明教育センターの施設改善を支援し、持続的な施設及び資機材の

改善のために努力する予定である。

また、特許庁は教育脆弱階層向けの発明教育を全国的に拡大するため、2019年国民参加予算制度を通じて「訪問型発明体験教室」を提案し、教育疎外階層向け発明教育の必要性に対する国民のコンセンサスと指示を得て、2020年から新規事業として推進した。そして、2021年には離島僻地の学校、地域児童センター及び児童福祉施設の青少年を対象に計658回(681機関、17,007人を教育)の教育を運営した。

特許庁は発明教育を通じた社会的価値の実現のために訪問型発明体験教室を積極的に推進する計画である。

2) 発明教育体験館の新規設置・運営

全国の学校などに設置された発明教育センターは教室2つ程度の小規模施設で運営されており、体験・実習教育に限界があった。

特許庁はこのような限界を克服するため、圏域別総括及び体験・深化教育を担当できる広域発明教育支援センター(発明体験教育館)の設立を推進し、2022年3月に慶尚北道教育庁とともに慶州市黄南初等学校をリモデリングし、全国初の慶尚北道教育庁発明体験教育館を開館した。

発明体験教育館は青少年たちが直接発明に対する原理と実物を体験し、これを通じて創意力・問題解決能力・チャレンジ精神などを育てることができるよう運営する計画である。創意性に優れた学生には体験・上級発明教育を提供して次世代革新家に育て、教員には新規・上級教授法、指導事例研究、最新資機材・教材材活用技法など体験中心の発明教育研修を提供して専門性を高める計画である。

特許庁は第1号発明体験教育館の開館以後、発明体験教育館の圏域別拡大を目標に市・道教育庁と協議を持続する計画である。

3) 発明教育の教科拡散

発明教育センター中心の発明教育は正規教育ではなく特別活動の形態で運営され、保護者及び学生の関心不足、発明教師たちの士気低下など発明教育の底辺拡散に限界があった。このような限界を克服するための関連学界、教育機関及び教師たちの努力で、教育部「教育課程改正」を通じて小・中・高の正規教育課程に発明教育に関する内容が反映され、「2015教育課程改正」では高等学校独立教科である「知的財産一般」が新設された。

特許庁は「知的財産一般」を高校に広めるため、教科専門家のコンサルティング支援、教授学習資料の提供及び指導教師の職務研修などを実施した。これを通じて知的財産一般教科を採択した高校の数が171校(2020年112校)に増加した。

さらに、計28校(2021年)の知的財産一般先導学校を指定して優秀モデルを発掘し、知的財産一般教科が全国の高等学校により拡散できるよう努めた。

<表VI-1-16> 教育課程への反映状況

< 国家レベル教育課程内「発明・知的財産教科」の反映状況 >
<input type="checkbox"/> 小学校実科(必須)5～6年生課程：生活と技術(2009年教育課程に反映、2015年適用)
<input type="checkbox"/> 中学校技術・家庭(必須)1～3年生課程：技術と発明(2007年教育課程に反映、2010年適用)
<input type="checkbox"/> 高等学校技術・家庭(選択)1～3年生課程：技術革新と設計(2009年教育課程に反映、2013年適用)
<input type="checkbox"/> 高等学校工学一般(選択)課程：工学と創意的な問題解決(2007年教育課程に反映、2010年適用)
<input type="checkbox"/> 高等学校知的財産一般(選択、独立教科)(2015年教育課程に反映、2018年適用)

4) 発明教員の養成

発明教育の品質を担保するにあたって、発明教師の役割が非常に重要である。特許庁は発明指導教師の専門能力及び発明教育の質的水準を高めるため、発明教師のオ

ン・オンライン職務研修、発明教師の研究能力向上のための研究大会及び研究会の支援、発明教師ワークショップの実施など多様な政策を推進している。

イ) 発明教師教育センターの運営

韓国発明振興会を(民間)総合教育研修院に指定(2015年12月)し、専門的な発明教師を養成しており、3つの大学(全州教大、釜山教大、忠南大)を発明教員育成拠点大学に選定し、発明講座などを提供する「発明教師教育センター」を運営している。

特に、3つの大学の場合は予備教員のために学部課程に発明教育理論及び実習など各4単位以上の正規講座を運営しており、各3大圏域別地域の現職教師を対象に休み期間中に発明教師基礎課程(30時間)と発明教師高級課程(30時間)などの教員職務研修課程などを運営している。

その他に地域の発明教育文化活性化のために地域教育庁、各級学校の教育管理者(奨学官、奨学士、校長、教頭など)を対象に発明教育優秀事例発表会、小・中・高校生発明大会の開催、大学内発明サークルの運営及び発明教育プロボノなど自主プログラムを運営している。

ロ) 発明教師認証制の施行

特許庁は発明教師の発明教育専門性向上及び発明教育活動の持続的動機付けのために「発明教師認証制」を施行している。発明教師認証制は教員の専門性と力量を認証するために教育・研修実績や発明関連大会指導経歴など一定の基準を満たした教師に等級による資格を付与するもので、今まで1,506人の発明教育認証教師が輩出された。(マスター21人、1級117人、2級1,368人)

<表VI-1-17> 発明教師認証制の等級別認証基準

区分	必須領域	選択領域(2項目を選択)	検定試験
----	------	--------------	------

	単位/研修履修	発明教育 実務経歴	発明教育講 義実績	発明大会受 賞指導	研究・特許 実績	
2級	4単位/研修60時間以上	-		-	-	2級検定試験
1級	研修120時間以上	3年	20時間	15点	150%	1級検定試験
マスター	研修180時間以上	7年	40時間	30点	300%	1級検定試験、 深層面接

3. 学生特性格・学校段階別のカスタマイズ型発明教育の推進

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ギョソン

イ. 推進背景及び概要

個別発明教育センターで自主的に推進されていた発明英才教育が本格的に推進されるよう関係省庁との協力を強化した。教育部が中心となって立てた「第2次英才教育振興総合計画(2008～2012年)」及び「第3次英才教育振興総合計画(2013～2017年)」に積極的に参加し、発明教育センターを活用した発明英才教育の拡大推進など発明英才養成のための推進根拠及び基盤を構築し、2008年から発明英才選抜道具及び発明英才教授学習資料を毎年開発・普及している。特許庁は発明英才教育担当機関として「第4次英才教育振興総合計画(2018～2022年)」策定のような懸案問題に対する対策議論及び英才教育ネットワーク構築に積極的に参加している。

一方、政府レベルで推進している「政府省庁による特性化専門系高校育成」事業の一環として、職業系高校発明特許教育支援学校を選定し、高校段階で体系的な発明及び特許分野専門教育を通じて創意的かつ問題解決力に優れた学生たちを養成し、関連産業界の技術開発及び特許管理分野の実務人材として進出できる機会を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 発明(英才)教育プログラム教材の開発・拡散

特許庁は学生たちの発明に対する創意力を開発し、発明の生活化を促すため、数年間各級学校の多様な対象のための教授・学習資料を開発し、発明教育の拡散に寄与している。学校現場での発明活動を通じて小・中・高校生の創意・融合的な思考及び問題解決力を高めるため、認定教科書、正規教科連携プログラム、政府教育政策連携教材など多様な形態の教材及びプログラムを開発・普及している。

2021年からはデジタル化されたオンライン仮想空間で発明教育ができるようプラットフォーム基盤教育プログラム3種を開発し、非対面・遠隔地教育と総合的な学生発明能力評価ができるように構成した。

イ) 認定教科書の開発及び拡散

職業系高校の共通教材(5種)は、各市道教育庁から認定審議及び承認を受け、正規教科教育のための教科書として使われている。教育課程及び社会の変化に対応するため、2020年から順次的な改編を進行中であり、2021年に発明とデザインと発明と問題解決が教科書認定審議を通過して使用中である。

ロ) 正規教科など学校連携プログラム

2021年には進路連携型発明教育推進の体系的な基盤を確立するため、各職業群の未来要求力量の中で遂行力量向上プログラムを開発・普及することで、第4次産業革命に備えて未来職業能力探索の機会を与えるだけでなく、IoT、人工知能など先端技術を活用した発明活動に参加する機会を付与している。

これらのプログラムは全国の正規教科授業、小・中・高の英才クラス(例：発明または科学)、発明サークル及び中・高の進路授業などに普及して活発に活用されている。同時に、教員研修を並行して進行することで発明教育拡散に寄与している。

ハ) 政府の教育政策と連携した教材及びモジュール

発明教育センター共通教材(初・中・高級)を含むプログラムが順次に全国の発明教育センターへ開発・普及され、学校級別(小・中・高)、段階別(基礎、高級、応用)、専門領域別(リーダーシップ、情報通信技術、工学的設計、知的財産権、研究学習)に連携された教育を提供している。

その他にも、政府の主要教育政策である「自由学期制」の教材として活用するため、様々な教育カリキュラムを策定・開発し、これを市・道教育庁に伝え、教育の必要性を提案した。

また、国家職務能力標準(NCS)項目の中で、「知的財産管理」、「知的財産情報調査分析」、「知的財産評価取引」の学習モジュールを開発し、知的財産と関連する特性化高校及び高等教育の現場において必要な職務を指導できる教授学習資料として開発・配布している。

<表VI-1-18> 主要発明(英才)教育プログラムの教材

年度	教材類型	対象	資料名	遂行処
2010	ワークブック	幼児	幼児用の発明ワークブック5種	大邱教大
	指導書	中・高・大学生	次世代の知的財産基盤英才企業家共通プログラム及び運営ガイド	ソウル大
	ワークブック	小・中学生	創意と遊ぼう:3つのテーマ別チームプロジェクト	忠南大
	ワークブック	中学生	問題解決(人文社会/数理学/発明): チームプロジェクト中心の創意的な問題解決プログラム3種	崇実大
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	発明設計との出会い/探求/拡張3.0の3種	光州教大
	認定教科書	高校生	発明とデザイン	忠南大
	認定教科書	高校生	発明と問題解決	忠南大
2011	指導書	小・中・高校生	発明英才教育指導ガイドの3種	光州教大

	ワークブック	小・中・高校生	創意と発明:問題発見を通じた発明問題解決の3種	忠南大
	認定教科書	高校生	高校の特許情報調査分析	(株)アイビープル
2013	ワークブック &指導書	小・中・高校生	体験中心の発明教育プログラム11種	韓国発明振興会
	指導書	小・中・高校生	発明英才の対人関係増進プログラム	韓国相談学会
2014	ワークブック &指導書	小学生	発明王ポロロ:生活素材の発明を通じた問題解決8種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	TRIZ技法を利用したトントン博士の面白い発明物語2種	韓国発明振興会
2015	ワークブック &指導書	小・中・高校生	科学+発明(How to make GREAT Ideas for INVENTIONS)4種	WIPO、韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	中学生	自由学期制と連携した創意発明プログラムABC4種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	成人	国家職務能力標準(NCS)学習モジュール:知的財産管理、知的財産情報調査分析2種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	中学生	科学教科連携の発明教育プログラム4種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(I)プログラム	韓国発明振興会、KAIST、POSTECH
2016	ワークブック &指導書	成人	国家職務能力標準(NCS)学習モジュール:知的財産評価取引	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(II)プログラム4種	韓国発明振興会、KAIST、POSTECH
	ワークブック &指導書	小学生	科学発明王(小学校):科学教科連携の発明教育プログラム教師用教材2種	韓国発明振興会、京畿教育庁など
2017	ワークブック &指導書	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(III)プログラム4種	韓国発明振興会
	ワークブック &指導書&事例集	小・中・高校生	小・中・高校生のための発明進路探索プログラム3種	崇実大
	認定教科書 教師用指導書	高校生	知的財産一般教科書、教師用指導書、マルチメディア教授・学習資料	韓国発明振興会
2018	ワークブック &指導書	小学生	発明教育センターの共通教材:初級	韓国発明振興会
	ワークブック	小・中・高校生	将来の発明CEO探索(IV)プログラム4種	韓国発明振興会

	&指導書		種	
	教授・学習活動事例集	発明及び知的財産教師	「知的財産一般」教授学習活動事例集：科学教科基盤の融合教育	韓国発明振興会
2019	ワークブック&指導書&動画	小・中・高校生	KIPRISの海で問題解決アイデア探しプログラム2種類	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書	中学生	発明教育共通教材：中級	韓国発明振興会
2020	ワークブック&指導書&授業用PPT	小・中学生	将来の発明CEO探索(V)プログラム2種	韓国発明振興会
	認定教科書の改訂	高校生	発明とデザイン	忠南大
	ワークブック&指導書	高校生	発明教育センター共通教材：高級	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書	中学生	2015改訂科学教科連携の発明教育プログラム(中等)開発	韓国発明振興会
2021	指導書	高校生	特許明細書一般	忠南大
	指導書	高校生	知的財産一般教師用指導書の改訂	韓国発明振興会
	指導書	高校生	発明とデザイン指導書	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書	大学生・成人	発明教師認証制標準教材の改訂	韓国発明振興会
	指導書&オンライン	中学生	共にする地域社会問題解決プラットフォームー全南創意融合教育館の教育プログラム(中1/中2)+オンラインクラス	韓国発明振興会
	指導書&オンライン	小・中学生	非対面発明教育ガイド+現場適用報告書(初級/中級)+オンラインクラス	韓国発明振興会
	指導書&オンライン	小・中学生	力量課程中心発明教育評価マニュアル(初級)(中級)+オンラインクラス	韓国発明振興会
	ワークブック&指導書&授業用PPT	小・中学生	職業郡別要求力量モデル基盤の進路連携発明教育プログラム：スマートストアを具現する2種	韓国発明振興会

2) 発明英才教育

韓国特許庁は「第2次英才教育振興総合計画(2008年～2012年)」、「第3次英才教育

振興総合計画(2013年～2017年)」に引き続き、2018年からスタートした「第4次英才教育振興総合計画(2018年～2022年)」の策定に積極的に参画し、発明英才を含む英才概念の再定立に関する論文寄稿などを通じて、今後の英才教育の青写真を提示している。

イ)市・道教育庁の発明英才教育支援

発明英才選抜道具を開発して市・道教育庁に配布することで発明英才選抜を支援し、選抜された発明英才を指導できるよう教授・学習プログラムを開発・普及した。

現在は全国17の市・道で発明英才クラスを運営している。

＜表VI-1-19＞発明英才教育の状況

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
発明英才クラス数	237	230	243	240	243	270	238	246	240
発明英才学生数	4,568	4,361	4,474	4,548	4,410	4,536	4,118	4,066	3,913

発明英才選抜を支援するために発明英才選抜道具として教師観察・推薦チェックリスト2種、紙筆質問項目4種、深層面接質問項目4種を開発して配布したが、2020年度選抜道具の活用率は87.4%で全体発明英才機関143のうち125の機関が選抜道具を活用した。2021年までに計6セットの質問項目セットを普及することで、問題銀行の充実化を図っている。

ロ)知的財産基盤の次世代英才企業家の養成

韓国特許庁は創意性に優れた中・高校生の発明英才を知的財産基盤の英才企業家として養成するため、KAISTとPOSTECHに次世代英才企業家教育院を設置・運営している。

次世代英才企業家教育院は書面審査と選抜キャンプを通じて、中・高校生を教育対

象者として選抜し、2年課程の教育を運営し始め、2021年には第12期教育生166人を教育した。

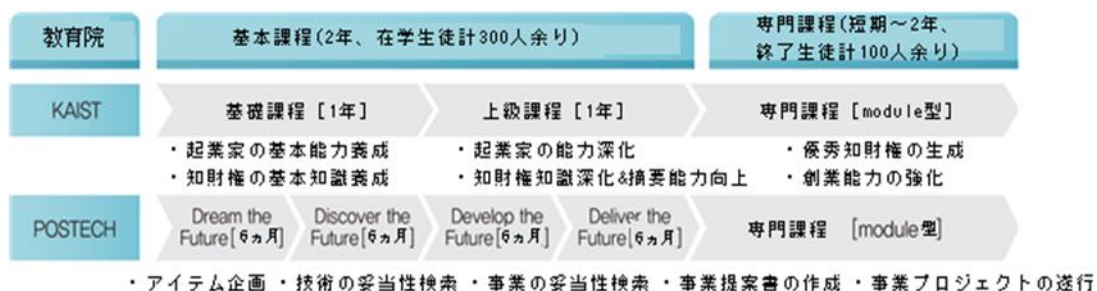
発明英才が創意的な問題解決力・未来技術・企業家精神・知的財産専門性などの核心能力を涵養できるよう、両教育院を通じて多様な教育プログラムを提供している。特に、選抜された学生たちが未来社会に求められる融合型人材として成長できるよう、工学・人文学・芸術など多様な分野を包括する教育を提供しており、心理・情緒的領域における健康的な成長発達及び英才性の開発のための相談・コーチングサービスを支援している。

2年間の教育院での集中教育を通じて、2021年には知的財産権446件出願、校外大会43件受賞、創業など事業化9件の成果を創出し、知的財産基盤の次世代企業家として成長できる土台を作った。

次世代英才企業家ネットワークの発足を通じて教育院修了後も修了生が自発的なネットワークを構成し、大韓民国の革新的な成長をリードしていく核心人材に成長して活動できる持続的な支援システムが整えられた。

次世代英才企業家ネットワークはキャリア、学術交流、交流支援分科で修了生が中心となって自主的に運営されている。2021年には名士との出会い(3回)、ハッカソン(1回)、オン・オフラインネットワーキングイベント(4回)などを開催した。

<図VI-1-2>KAIST・POSTECHの次世代英才企業家教育院の教育システム



＜表VI-1-20＞次世代英才企業家教育院の教育課程

	KAIST教育院	POSTECH教育院
教育目標	・ 価値あるIPを創り出し、時代の流れをリードする創造的な企業家の養成	・ 将来の市場を創り出す破壊的な技術革新を主導する企業家の養成
方式	<ul style="list-style-type: none"> オンライン講座受講後、課題提出及び提出課題に対する意見提示(2週単位) ※未来通信環境に慣れるようツイート、グーグルBuzz、グーグルDocsなどを通じた討論及びフィードバックを同時に運営 オフラインキャンプの運営(週末に年3回、休み中の4泊5日年2回) 	<ul style="list-style-type: none"> 毎週省察日誌などの課題提出及び学習結果物に対するフィードバック(1週単位) ※学習メンターによる個人別学習結果物に対する持続的なフィードバック及び動機付けを通じて円滑な自己主導的な学習支援 オフラインキャンプの運営(休み中の4泊5日年2回)
教育内容	(在學生) ・ 未来の技術変化に対するビジョンを育てる未来技術教育、企業発達史などの人文学教育、知的財産権教育、企業設立のリーダーシップを培う企業家精神の教育など (修了生) ・ 持続的な動機付けのためのIP-CEO Bridge program、英才企業家ネットワーク強化のためのIP-CEO Youth Facilitator、創業活動支援のためのIP-CEO Startup Challengerなど	(在學生) ・ 未来技術の先見及びアイテム企画(Dream the Future)、アイテム具現に向けた技術検索・開発(Discover the Future)、ビジネスポートフォリオの作成(Develop the Future)、技術基盤の事業提案(Deliver The Future) (修了生) ・ 事業性のあるビジネスアイデアの発見を通じたビジネスアイデアの創出教育、ビジネス開発に必要な技術実習課程教育など

3) 知的財産創出能力を備えた産業技術実務人材の育成

韓国特許庁は高校レベルでの体系的な発明及び特許分野の専門教育を通じて、関連産業界における技術分野及び特許管理分野の実務人材を養成するため、「職業系高校の発明・特許の教育支援事業」と「IPマイスタープログラム」を運営している。

職業系高校の発明・特許教育支援事業は体系的な発明・特許専門教育を提供するため、学校当たり12単位以上の発明・特許正規教科目編成、企業連携職務発明プログラム及び産業機能要員制度の運営、校内外発明大会参加、発明サークル、知的財産権創

出・技術移転など多様な活動を展開している。

特に、産学協力型発明教育プログラムは企業の懸案課題に対して学生たちがアイデアを出して出願まですることで、知的財産創出能力と実務発明能力を兼ね備えた創意的技術人材の養成を可能にする。また、学生たちの安定した就職基盤を構築するため、産業機能要員制度も運営している。2021年にはこのプログラムに1,612人の学生が参加し、63人の学生に協力企業への就職を支援し、そのうち37人が産業技能要員に選抜された。

同時に、「2020職業系高校支援及び就職活性化方策(2020.5.22.)」にすべての職業系高校に発明・知的財産教育が拡散するように案件を上程し、「2021既存学校単位支援類型からさらに前進して、学科及び教科単位の小規模支援類型を新設し、職業系高校発明・知的財産教育拡大方策を講じた。

これを通じて、既存の学校単位6校から学科・教科単位への拡大で計14校に発明・知的財産教育を支援した。

また、教育部・中小ベンチャー企業部と協業し、職業系高校卒業生が就職後、企業で単純技能人材ではなく職務発明能力を備えた技術専門家及び知識勤労者として成長できるようにIPマイスタープログラムを運営している。IPマイスタープログラムの申請課題は自由課題、テーマ課題、専門教科課題、協力企業課題に区分されており、2021年には1,199件のアイデアが受け付けられ、このうち100チームを選定した。選定されたチームを対象に発明入門から知的財産権利化まで経験できるよう専門教育とコンサルティングを支援し、体系的な発明教育課程を提供している。また、プログラム修了後、参加チーム全員に対する知的財産権出願を支援し、2021年提案された優秀アイデアのうち15件が企業に技術移転する成果を収め、プログラムの優秀性が認められている。

＜表VI-1-21＞2021年産学協力型発明教育プログラムへの参加状況

区分		2021年参加状況	
産業機能要員	3者協約締結	企業(社)	38
		学生(人)	60
	兵役企業指定	企業(社)	25
		人数割当(人)	37
企業連携プログラム	参加企業(社)		52
	参加学生(人)		1,612
	就業連携(人)		63

ハ. 評価及び発展方向

発明教育センターを通じた発明教育の拡大と多様な学生を対象とする発明教育事業は発明教育の正規教科への反映に寄与し、発明教育法の制定と「第1次発明教育基本計画(2018年～2022年)」の策定につながり、発明教育の振興領域を広げることにも貢献した。今後も発明教師教育、発明英才教育、特性化高校の発明教育を推進し、発明教育を拡大するために市・道教育庁及び関係機関と緊密に協力して、学生レベル別・学校別・地域別の体系的な発明教育を提供する計画である。また、訪問型発明体験教室、発明体験教育館などの様々な発明教育インフラを構築し、国民なら誰でも発明教育を受けられることができる環境作りに力を入れる予定である。

4. 優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大

産業財産政策局 産業財産人材課 行政事務官 ユン・ギョソソ

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は創意力の優れた優秀発明人材を発掘して発明意識を高め、望ましい発明人材像を定立するためにさまざまな発明・創意性大会を運営し、優秀な発明活動を行った学生と教員を選抜して支援を行っている。

これまで分離して運営されていた「大韓民国学生発明展示会」と「大韓民国学生創意力チャンピオン本選大会」、「青少年発明家プログラム」を2014年から青少年発明フェスティバルとして同時開催し、発明教育体験など様々な創意的な活動を通じて、発明教育の拡大にシナジー効果を生み出した。

大韓民国学生発明展示会は創意性のある発明品の考案及び製作を通じて学生の発明に対する創意性を啓発し、発明を身近なものにすることで、知識基盤社会の主役となる将来の発明家を発掘・養成することを目的として、1988年から開催している。

大韓民国学生創意力チャンピオン大会は力を合わせて問題を解決する過程を通じて、青少年の幅広い思考力と創意力を高めることを目的として開催している。この大会は4～6人の学生がチームを組み、事前に与えられた課題(表現課題、製作課題)と、大会現場で与えられる課題(即席課題)の解決過程で学生の創意性を評価することが特徴である。

青少年発明家プログラム(YIP)は発明能力を備えた青少年を対象に、IP創出に向けた特許教育及びコンサルティング支援で知的財産の権利化を推進し、さらにIP活用に向けて創業能力を備えられるように支援する教育プログラムである。この教育プログラムで創造力、協同精神、企業家精神を基に将来の技術価値を作り出す青少年発明家を養成している。

発明教育の拡大及び発明文化作りに貢献した教育者を発掘し、発明教育者の士気とプライドを高めるための大韓民国発明教育大賞を新設して運営している。

<表VI-1-22> 優秀な発明活動を行った学生及び教員の発掘・拡大活動

発明・創意性大会	優秀な発明活動を行った学生及び教員の選抜・支援
<ul style="list-style-type: none"> ・発明フェスティバル* ・大韓民国学生発明展示会 ・大韓民国学生創意力チャンピオン大会 	<ul style="list-style-type: none"> ・大韓民国発明教育大賞

・青少年発明家プログラム (YIP)

* 「大韓民国学生展示会」及び「大韓民国学生創意力チャンピオン本選大会」、「青少年発明家プログラム (YIP)」を同時開催

ロ. 推進内容及び成果

1) 青少年発明フェスティバル

2013年まで別々に開催していた大韓民国学生発明展示会、大韓民国学生創意力チャンピオン大会、青少年発明家プログラムを2014年から青少年発明フェスティバルに統合して同時に開催している。学生発明展示会から発明体験プログラム、青少年発明教育コンテンツと発明eラーニング広報館など多様な見どころを提供することで、約3万人の観覧客が参加し、発明教育の大衆化に寄与した。2020年にはCOVID-19状況により非対面授賞式とオンライン展示会中心に縮小運営したが、2021年から展示館、体験館、広報館などフェスティバル全体をオンラインに移したe-フェスティバルを構築して年中常設運営することで、青少年発明文化の拡散に寄与している。

イ) 大韓民国学生発明展示会

大韓民国学生発明展示会は小・中・高校生の優秀な発明品に対するアイデアを発掘・授賞・展示する大会であり、2021年で34回目を迎えた。

同大会の出品対象は小・中・高校生の発明及び考案品で、予備審査→1次類似作品審査→書類審査→先行技術審査→公衆審査→作品審査→深層先行技術調査→2次類似作品審査→総合審査の過程を経て受賞作が選定される。

優秀な発明品は大統領賞、国務総理賞、教育部長官賞などが与えられ、上位受賞者のうち一部は青少年発明家プログラムと連携して知的財産コンサルティング及び教育を通じた知的財産権出願につなげた。

2021年に開催された第34回大韓民国学生発明展示会は7,341件の出品作が受付られ、審査過程を経て選抜された212件の受賞作の中で主要受賞作103件は2021年11月11日から11月13日まで一山KINTEXにて展示した。2021年からは「大韓民国学生発明展示会歴代大統領賞特別展」を開催し、大統領賞受賞作の試作品と発明の過程が盛り込まれたストーリー映像を展示し、大会の歴史性に再びスポットライトを当てて学生発明の活性化を図ると同時に発明意欲を高めた。

＜表VI-1-23＞大韓民国学生発明展示会の出品件数

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
受付作品(件)	8,485	9,538	8,466	7,884	8,010	9,445	9,119	9,530	6,770	7,341

ロ)大韓民国学生創意力チャンピオン大会

2002年から韓国特許庁が主催している大韓民国学生創意力チャンピオン大会は、青少年の問題解決能力、コミュニケーション能力など創意的な能力を高め、知識基盤社会をリードする人材を養成することを目標にしている。チーム当り4～6人で構成され、指導教師1人が同伴して表現及び即席課題を解決する。2021年には410チームが書面審査と6月の全国市・道予選大会に参加し、対面または非対面方式で審査が行われた。10月15日に開催された非対面本選大会では、表現課題解決動画審査を通じて参加した学生たちの創意力と問題解決力を評価し、11月12日にメタバースプラットフォーム基盤のオンライン授賞式を開催した。

＜表VI-1-24＞大韓民国学生創意力チャンピオン大会の参加チーム数

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
参加チーム	1,273	1,256	1,132	898	839	913	1,054	1,012	470	410

ハ)YIP(Young Inventors Program : 青少年発明家プログラム)

青少年発明家プログラムは優秀発明人材を発掘して知的財産権・事業化能力を高め
480/669

る教育プログラムで、創意的アイデアを持っている青少年をステップアップさせて予備青少年発明家・起業家として育成している。

2021年には発明人材40チームを選抜し、学生発明展示会優秀受賞者20人を当該プログラムに連携して発明深化教育と知的財産権利化コンサルティングなどを提供した。

＜表VI-1-25＞YIP(青少年発明家プログラム)の状況

区分	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
企業数	2社	6社	8社	8社	9社	11社	11社	10社	12社	-	-	-	-
申請数	134チーム	386チーム	586チーム	822チーム	1,087チーム	1,123チーム	928チーム	947チーム	838チーム	185人	85人/206チーム	20人/554チーム	20人/552チーム
選抜数	10チーム	30チーム	40チーム	50チーム	80チーム	66チーム	70チーム	70チーム	7チーム	50人	30人/30チーム	20人/40チーム	20人/40チーム

*2018年からは発明能力を備えた青少年の新規アイデアを提案する個人参加形態に事業内容を変更したが、事業参加率を高めるために2019年以降は個人及びチームによる参加単位でそれぞれ選抜

*2020年度の個人分野20人は大韓民国学生発明展示会受賞者を連携

2) 大韓民国の発明教育大賞

2011年に新設された大韓民国発明教育大賞は教育現場において発明教育に献身する優秀な発明教員を発掘し、そのモデルを広めて励ますために推進された。

受賞者は候補者の推薦を受けて書類審査と公開検証、面接審査を経て選定されるが、2021年には計8人の受賞者が選ばれた。選抜基準は教育活動の実績及び貢献度、教育方法の優秀性、現場波及性、教育への熱意及び持続性などであり、最近5年間の功績

を対象に評価した。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は発明・創意性大会の運営を通じて、国民の発明認識の拡散と発明文化の活性化に向けて多様な努力を傾けている。

また、毎年大会の制度改善と褒賞の拡大に取組み、大会参加を促すために努力した。

今後は発明教育に対する教育界と社会の関心に応えるとともに、増加する大会参加ニーズに合わせて、これまで成し遂げた量的拡大とともに質的な面においても充実度を高める計画である。また、より公正かつ透明な大会運営のために多様な努力を傾けていく計画である。

5. 知的財産デジタル教育²¹を活用した国民の知的財産認識の向上

国際知的財産研修院 教育企画課 電算事務官 クォン・ソクン

イ．推進背景及び概要

韓国政府は2011年「知的財産基本法」を制定した後、「第3次国家知的財産人材養成総合計画(2018年～2022年)」を策定し、具体的な教育実行計画を推進している。それを受けて、知的財産に関する教育の重要な役割を担当している国際知的財産研修院では、知的財産スマート教育(e-ラーニング)を通じてより多くの国民が知的財産教育を受けられるように運営しており、知的財産社会をリードする優秀な知的財産人材の養成にも力を入れている。

²¹ 最高の情報通信技術を基に、人間中心のソーシャルランニング、カスタマイズ型学習を取り入れたオンライン学習形態

国際知的財産研修院は知的財産スマート教育事業を通じて、需要者カスタマイズ型コンテンツを開発して実務中心の知的財産教育を拡大し、小・中・高校生を創意的な知的財産の将来の主役として養成するなど、知的財産分野の核心人材を養成している。知的財産スマート教育事業はe-ラーニング教育を通じて急増している教育需要に効率的に対応しつつ、多様な階層に知的財産の学習機会を提供している。

ロ. 推進内容及び成果

国際知的財産研修院は知的財産教育が必要な6つの分野を支援してきた。①創意力中心の青少年、②発明教育を指導する教員、③知的財産権に関心のある大学生、④実務人材中心の企業の役職員、⑤発明の拡大に取り組むべき特許関係機関、⑥審査・審判の専門性が求められる特許庁公務員などを対象に、生涯周期別の生涯教育を行っている。これを通じて2021年には企業の在職者、研究員、大学生、青少年、教員など約40万2千人を教育した。

インターネット基盤のフラッシュアニメーションや動画で作られた387個の学習コンテンツを提供するとともに、教育効果を高めるために必要に応じて集合教育などを併行する反転授業(FLIPPED-LEARNING)教育を行っている。

このような教育は国家知的財産教育ポータル(www.ipacademy.net)を通じて行われ、一般人の知財権教育、教員の発明研修、青少年の発明教育システムなど多様な教育課程が運営されており、教育の信頼性や知的財産教育の民間活用度を高めた。

また、SNSチャンネル(YouTube)内に「知的財産ストーリーセンター」を構築し、国民なら誰でも手軽に楽しく知的財産関連の主要 이슈や時宜を得たコンテンツにアクセスできるよう、知的財産情報と感性が融合した知的財産ストーリーコンテンツ124個をサービスした。

同時に、ストーリー映像コンテンツの拡散に向けてSNSチャンネル(YouTube、

Facebookなど)を運営し、新規コンテンツアップロード記念イベントなど多様なイベントを開催して多くの人が視聴するように誘導した

大学には知的財産スマート教育サービスを通じて260講座を開設し、15,352人に対して良質な知的財産オンライン教育を提供した。

また、小学生から高校生まで発明に関心のある青少年のために、発明記者団を運営して計497件の発明記事が作成された。発明記者団にオン・オフラインを通じて様々な取材ソースが支援され、発明体験活動とそれに関する作文などを通じて、発明原理と理論的な思考を身につけることができ、多くの保護者と青少年から好評を得ている。

一方、発明教師の職務教育は1,000人が研修を受けた。この課程は発明教育の必須的な履修課程として認識され、発明教師の参加率が高い。特に、15時間課程の「遠隔職務研修」は発明教師が必要な単位を無理せず取得できるようにオンラインで支援されている。

社内の職務教育を希望する企業や役職員の知的財産教育が必要な企業を対象に、需要者が求める知的財産コンテンツを団体教育として提供した。計330機関及び企業、305,017人を対象に企業団体教育(B2B)を実施し、独自のオンライン教育システムを備えている企業や機関にはコンテンツを貸すことで、知的財産eラーニングコンテンツの活用を拡大した。

ハ. 評価及び発展方向

多様な階層が参加できる知的財産スマート教育の常時学習システムは青少年から大学生、教員、中小企業などの企業体従事者、一般国民に至るまでライフサイクルに合わせた教育を提供することで、知識基盤社会に対応できる社会的な能力を高める上で大きな役割を果たしている。

特に、教育環境が相対的に劣悪な中小企業のために、カスタマイズ型知的財産スマート教育を提供することで、中小企業の知的財産競争力の向上に寄与した。

青少年発明教育分野では、オンライン先行学習の後に、オフラインで創意的思考力を育てる学習法である反転授業 (FLIPPED-LEARNING) 技法を活用した発明教育コンテンツを「知的財産e-ランニング先導学校」4校とともに開発した。開発されたコンテンツと学習資料はオンラインを通じて全国の学校へ普及することで、オン・オフラインが連携した学校現場発明教育の新しい地平を開いた。

発明と知的財産に関心のある小・中・高の青少年を対象に発明記者団活動を展開し、発明と関連のある関係機関を探訪するなど、多彩な取材活動と記者教育を支援した。取材した内容を記者団コミュニティに自分の記事として作成して共有する経験は、発明記者にとって創意的な人材として成長できる原動力として作用する。

2022年には中小企業の経営者や知的財産主要人材を対象に、オン・オフラインが混合されたIPリーダ反転授業 (FLIPPED-LEARNING) 課程を3回に拡大し、企業の知的財産創出に寄与した。また、知的財産e-ランニング先導学校を4校運営し、これと関連する優秀コンテンツの制作を支援することで青少年の発明能力向上に寄与するものと見込まれる。

そして、知的財産スマート教育の活性化に向け、優秀受講生の支援、SNS広報の拡大などの多様な教育支援を推進する予定である。

また、企業体と一般人の需要者を対象とする実用的な知的財産教育コンテンツの開発を目指して、関連する多様なコンテンツなどを開発・普及することで大韓民国の知的財産競争力の強化及び人材養成基盤の拡大に貢献する計画である。

＜表VI-1-26＞知的財産スマート教育の対象別運営状況

(単位：人)

教育対象	教育形態		教育運営状況		
			教育課程形態	運営方法	受講者数 (2021年基準)
企業体	B2C	一般人	開かれた教育	知的財産認識向上	17,688
	B2B	大企業	団体教育	基礎、企業職務教育	1,755(22社)
		中小・中堅企業	団体教育	基礎、企業職務教育	11,172(211社)
		公共機関	団体教育	基礎、職務教育	73,833(22機関)
		公共機関 ー弁理士及び職員	団体教育	修習弁理士職務教育 と連携(集合教育2 期、下半期)	5,896(1機関)
		地域知的財産センター 連携企業・機関	団体教育	基礎、職務教育	35,309 (23地域センター)
		産学協力団	団体教育	基礎、職務教育	2,636 (9産学協力団)
		研究機関(政府出捐 (研)を含む)	団体教育	基礎、職務教育	171,615 (34研究機関)
		コンテンツ貸出	団体教育	基礎、職務教育	1,425 (3機関貸出)
		その他(特許法律事務 所、社団法人など)	団体教育	基礎、職務教育	1,376 (8機関)
大学生	B2B	理工系	団体教育	単位課程と連携	9,784 (182講座)
		デザイン	団体教育		22 (1講座)
		教大/師範大	団体教育		663 (14講座)
		人文大/法大/経商大/ 貸出など	団体教育/コン 텐츠貸出		4,883 (63講座)
青少年	B2C	青少年	開かれた教育	自律受講	4,843
	B2B	小学生	団体教育	正規授業、放課後活 動、裁量活動、学生 生活指導などと連携	4,301 (24校)
		中学生	団体教育		416 (7校)
		高校生	団体教育		21,305 (112校)

		地域教育庁などその他	団体教育		14,125 (62教育機関)
発明教員	B2B	小学生	団体教育	能力開発職務教育	571
		中学生			381
		幼稚園/その他			48
単位銀行制	B2C	一般人	開かれた教育	年2学期、単位課程	7,756
		大学生			2,381
公務員	B2B	特許庁	個別教育	年中常時、特別課程	7,352
合計		コンテンツ387個			401,536 (オンライン教育受講者)

*B2B(Business to business)、B2C(Business to consumer)

6. 社会的弱者に対する知的財産教育の強化

国際知的財産研修院 知的財産教育課 行政事務官 キム・キジョン
 国際知的財産研修院 教育企画課 行政主事 ヨム・ホンイク

イ. 推進背景及び概要

国際知的財産研修院は「知的財産基本法」第32条第3項に基づいて社会的弱者に対する知的財産教育の支援を強化するため、低所得層、国際結婚家庭などの社会的配慮階層の学生を対象に「The 共にする発明教室」を運営している。日頃接することが難しい発明に対する知識とモノ作り体験を社会的弱者にも積極的に支援することで、発明に対する裾野を広げ、相対的な教育の格差を緩和することに焦点を当てて教育を行っている。

また、約10万人に達する特殊教育対象者である障害のある学生にとってはこれまで空白状態であった発明教育の機会を均等に提供することで、「作りと発明の楽しさ」を経験させた。これを通じて体験の幅を広げ、多様な動機を誘発し、自己開発の機会を拡大するとができるように発明教育を支援している。また、一般教師とは違って、障害のある学生のためにカスタマイズ型教材及び教具開発のため、既に発明活動に取

組んでいる特殊学校(クラス)教師にも、体系的な発明マインドを呼び起こし、能力強化を支援している。

研修院は発明教育において障害者と非障害者間で教育格差があってはならないという問題意識から出発して、社会的弱者層である特殊教育対象者に発明教育を支援する必要があることについて、特殊教育関係機関(国立特殊教育院、特殊教育支援センター、特殊学校(クラス)など)と認識を共にした。そこで、障害のある学生にも発明教育の機会を均等に提供して自己開発の機会を拡大するとともに、特殊教育の教師を発明教育拡散の主体として養成して発明教育活性化の先頭に立てるよう、学生向けの「直接教育」と教師向けの「間接教育」を実施することにした。

ロ. 推進内容と成果

2021年には地域児童センター大田広域市支援団を通じて「The 共にする発明教室」の教育を希望する児童センターを募集し、クムタン地域児童センターを始め、計5カ所の地域児童センターが最終的に選定され、計97人の小学生が体験中心の発明教育に参加した。

教育に参加した学生は低所得層やひとり親家庭の学生で、児童センターの指導先生がともに教育に参加して学生の自発的な参加を誘導し、体験・実習中心の講義を行った結果、教育に対する関心と反響が非常に高かった。「協力とコミュニケーション」をテーマに、自由な雰囲気の中で互いに協力し、コミュニケーションを取りながら与えられた課題を完成することで学生の自負心と達成感を高めた。

一方、障害者向け発明教育の円滑な運営を支援するために、特殊学校(クラス)教師向けの職務研修を実施し、特殊学校1級正教師の資格研修課程の中に発明関連の教科目を編成して運営し、計361人の教師を教育した。

また、障害のある学生向けにカスタマイズ型発明教育コンテンツの開発研究を推進し、モノ作り体験中心の実習講義案及び学生用ワークブック、教師用映像ガイドを制作して学校に配布した。これを通じて非障害学生用として開発された発明体験教育プログラムを障害のある学生の目線に合わせて難易度を調整することで、効果的な授業遂行が可能となった。2021年にはこのコンテンツを基に学校の生徒たちに適用し、発明教育をモノ作り授業結果物で生徒たち同士がゲームを通じて互いに競い合うようにすることで、興味を失わずに授業に自然に没頭させる契機を作った。

国立特殊教育院の担当者が特殊学校教師向けの発明教育だけでなく、障害のある学生向けのカスタマイズ型発明教育コンテンツの開発研究にもオブザーバー及び専門委員として参加するなど、持続的に関連機関と研修院が交流・協力を行った。このような協力を基に、特殊学校1級の正規教師資格研修課程にも参加し、特殊学校教師を対象に発明及び知的財産教育を試験的に実施した。

ハ. 評価及び発展方向

地域児童センター発明教室に参加した学生は小学校低学年から高学年まで多様な学生であった。初めて接する発明モノ作り体験で学生たちは高い関心を示して楽しく参加し、地域児童センターで行っている他の教育より充実して有益であったという評価が多かった。今後学生たちの発明体験時間に対する高い関心度を反映し、体験時間の拡大を積極的に検討する予定である。

障害のある学生向けの発明教育においては、発明教育と特殊教育の各々に対する専門家や参考資料は比較的豊富であるが、これを体系的に結合した先行事例や研究、障害のある学生向けの発明教育プログラムは国内外を問わず事例を探すのが難しく、実務を進める上で非常に困難であった。特に、特殊教育分野を含む中等教育の場合は、細部教育課程が非常に精巧に組み込まれているため、新しい教育の試みが容易でなく、実行においてもやや保守的な雰囲気と激務に苦しんでいる一線の特殊教育現場の協力を得ることが難しかった。また、一般の発明教育と違い、障害のある学生を対象にする

発明教育はこれまで試みたことのない分野であるため、授業を実質的に進行できる専門講師陣の招聘も難しい課題であった。

これを克服するため、まず障害のある学生を対象にする発明教育関連セミナーを開催し、一線現場の関心を呼び起こした。既存の組まれた教育課程の枠の中で、ある程度新たに試みが可能な中学校の自由学期制度、高校の特殊クラス科学教科の分班授業などを利用して、発明教育の授業を進行した。また、聞き込み過程で確保したネットワークを通じて、関心を示した一線の特殊教師、研究士、研究官、特殊教育支援センター奨学士、奨学官などを訪ねて意見と助けを求め、現場の声を基に政策を設計した。また、障害のある学生向けの発明教育講義のため、既存の一般学生向け発明教育講師を説得し、教科の難易度を調節して講義を依頼し、過去に関連分野の講義経験のある研修院の実務者が直接講義を行うなど、自助策を講じて推進した。このような多様な経験を基に、障害のある学生向けのカスタマイズ型発明教育コンテンツの開発研究を通じて、障害のある学生の目線に合わせた発明体験教育プログラムを開発することができた。

研修院は今後も障害のある学生向けの発明教育の拡散のため、関連教育を持続的に行う予定である。自由学期(年)を活用した特殊学校(クラス)教師の発明教育職務研修課程を継続して運営する予定である。また、開発した障害のある学生向けのカスタマイズ型発明教育コンテンツを活用し、全国単位のオンライン発明体験教室も運営する計画である。これを通じて、発明教育分野における障害者と非障害者の教育格差を徐々に解消していく計画である。

<図VI-1-3> 「The共にする発明教室」の活動写真



<図VI-1-4> 特殊発明教育課程の運営関連



第3節 発明振興イベント開催を通じた発明活動の促進及び国民の認識向上

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 施設事務官 パク・ボンヒ

「発明の日」の記念式は優秀発明家及び発明功労者を褒賞することで発明家と科学技術者の士気を高め、国民向けに発明ムードを広げるために開催するイベントである。2021年には「回復・包容・跳躍、知的財産がリードします。」というテーマで、63コンベンションセンターグランドボールルーム(ソウル市江南区汝矣島洞所在)にて開催された。

2021年「発明の日」の記念式では、金塔産業勲章を含む政府褒賞など80件の授賞が行われたが、政府褒賞とは別途に今年の発明王を選抜して褒賞金の支給とトロフィーの授与などの副賞を授与し、「発明家の殿堂」に登載した。

国内に登録された特許及びデザインを対象に優秀発明を発掘して授賞する特許技術賞は、2018年に12件の発明と2件のデザインを選定し、ルメルディアンソウルホテルにて特許庁と中央日報が共同で授賞した。計226件の応募があり、16:1の競争率を記録し、計14件の受賞作の中で個人及び中小企業が10件を占めた。

2010年度から統合して実施している大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会は、国内の優秀特許と商標・デザインだけでなく、世界各国の発明品を同時に展示する国内最大規模の知的財産権展示会である。2021年には25,647人以上の観覧客が展示会場を訪れ、国内65点、国内外22カ国から539点を出品及び展示し、国内外発明家の交流拡大や国際ネットワーク構築の機会を提供した。

2. 第56回「発明の日」記念式の開催

産業財産政策局 地域産業財産課 施設事務官 パク・ボンヒ

イ. 推進背景及び概要

知識情報化社会における知的財産の創出・活用及び保護に至る知的財産好循環構造の確立有無は、国と企業の競争力において重要な基盤となっている。

このような循環のスタート時点である知的財産の創出を促すためには、社会における各界各層へと知的財産創出の裾野を広げる、法的・制度的・文化的インフラが構築されなければならない。そのためには、発明家に対する尊重とともに、発明と知的財産の重要性に対するコンセンサスを広げ、国民の間で発明ムードを作り上げていくことが必要である。

政府は知的財産に対する認識の重要性を高め、発明の生活化を定着させるため、世宗大王が世界初の測雨器を発明した日(1441年5月19日)を記念し、5月19日を「発明の日」と定めて1957年法定記念日に指定した。発明の日の記念式典では発明家の士気を高めるために、功労者に対する褒賞、記念パフォーマンス、優秀発明品の展示など多様なイベントを行っている。

ロ. 推進内容及び成果

2021年第56回「発明の日」記念式典は「回復・包容・跳躍、知的財産がリードします。」というテーマで、主要人事及び発明功労者、優秀発明企業、発明学生及び指導教師など約100人が参加した中で、5月31日に63コンベンションセンターグランドボールルームにて開催された。

キム・ブギョム国務総理は祝辞を通じて、厳しい状況の中でも創意力と技術開発に対する熱情で精進している発明家の功労を激励し、これからも知的財産による大きな革新が必要であると述べた。

記念式典では発明及び特許分野に貢献してきた功労者に対して、金塔産業勲章などの政府褒賞を国務総理が行い、大韓民国を代表する発明家 1 人を今年の発明王として選定して証書とともにトロフィーを授与した。

特に、第 56 回発明の日記念式は安全なイベント進行のために参加者の規模を最小限に減らし、COVID-19 の防疫措置を徹底して施行した。すべての参加者を対象に、防疫キューブを通じた非接触発熱チェック及び消毒後の入場、個人間の距離維持、指定座席制などを守りながら運営した。

ハ. 評価及び発展方向

2021 年第 56 回発明の日では今年のスローガンに符合するストーリーのある発明基盤青年創業家の製品を選定して紹介した。生体信号処理基盤スマート安全管理システム、視覚障害者のための点字スマートウォッチ及び触覚ディスプレイ活用ディスプレイ、独創的な AR 光学技術が適用されたユニークな TGlasses、小規模原油流出事故用油回収ロボットなどを展示した。

今年の発明王受賞作である仮想タッチパネル、金塔受賞者の迅速診断キット及び複合新薬、銀塔受賞者の半導体ウェハー及び AI システム半導体関連製品と国務総理表彰受賞者の自動運転用センサー(ライダー)技術などを展示した。

COVID-19 の状況でも受賞者の士気を高めることに寄与しただけでなく、自主防疫マニュアルを製作・実施してイベントを無事完了することで、ポストコロナ時代におけるイベントの模範になったという評価を得た。

<図VI-1-5> 国務総理の授賞



<図VI-1-6> 防疫ゲート



3. 2021年特許技術賞の授賞

特許審査企画局 特許審査制度課 工業主事 イ・ハンソル

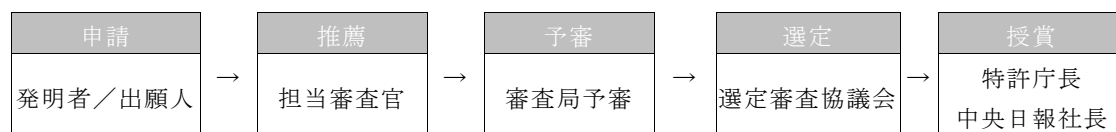
イ. 推進背景及び概要

特許庁と中央日報は1992年から発明者と創作者の士気を高め、国民全体に発明の幅を広げることで、産業の技術競争力を高めると同時に、国民経済発展に貢献するため、毎年上・下半期2回にわたって、韓国特許庁に登録された発明・考案またはデザインの中から優秀な発明などを発掘し、特許技術賞を授賞している(発明振興法第6条第6号に基づく)。

特に、2014年には予算不足、事業化に対する専門性不足などで可視的な事業成果を収めることができず、各種発明関連授賞において頭角を現し難い個人や小企業の優秀な特許技術の死蔵を防ぎ、事業の活性化を誘導するために「洪大容(ホン・デヨン)賞」を新設した(「機械式渾天儀」などを発明し、地球自転説を主張した朝鮮時代の発明家であり、実学者である洪大容の名を取ったもの)。

特許技術賞は世宗大王賞(1件)、忠武公賞(1件)、池錫永賞(2件)、丁若鏞賞(デザイン、1件)、洪大容賞(2件)で構成され、受賞者には賞金とともに体系的な創業支援プログラムへの参加機会、特許技術賞受賞マークを提供し、受賞発明の事業化マーケティングを支援している。

＜表VI-1-27＞特許技術賞の施行日程



ロ．推進内容及び成果

2021年特許技術賞はCOVID-19の拡散防止のために既存上・下半期に行っていた授賞式を一時的に1回実施し、社会的距離拡大戦略段階によって参加人数を制限して行った。

2021年世宗大王賞は韓国造幣公社のオ・チャンジン研究員などが発明した「偽造防止用印刷物及びその製造方法」と韓国コルマ(株)のイ・ヒョンスクチーム長などが発明した「細胞受容体結合能のあるペプチドを含むマイクロカプセル及びこれを含む化粧品組成物」が選定された。

韓国造幣公社の発明は印刷時に特定模様のセキュリティパターンを刻んで製品の真偽を確認する技術で、特殊印刷物であるにもかかわらず、既存工程を利用することができ、単価上昇要因がないだけでなく、スマートフォンユーザーであればアプリを通じて簡単に真偽が確認できる長所がある。

韓国コルマ(株)の発明は効能成分が皮膚細胞に効果的に吸収されるよう、効能成分を1次カプセル化した後、結合力を高めたペプチドを2次カプセルに付着する技術で、高価な効能成分を単純過量投入する既存技術とは異なり、皮膚効能成分の伝達効率性を最大化して最小限の効能成分で優秀な皮膚改善結果が得られる効果がある。

<図VI-1-7>2021年授賞試



<図VI-1-8>2021年授賞式記念撮影



<図VI-1-9>2021年授賞式における
試演



<図VI-1-10>2021年イベント会場
の全景



ハ. 評価及び発展方向

特許庁は特許技術賞制度を通じて1992年から2021年まで計312の優秀発明・デザインに対して授賞し、優秀な特許技術が事業的成果を達成できるように持続的な支援を提供している。

2022年からは特許技術賞の施行回数を既存の年2回実施から年1回実施に変更し、授賞件数を縮小(14点→9点)する代わりに賞金支給額を増額(世宗大王賞:1,000万ウォン→1,500万ウォンなど)させることで優秀な発明・デザイン発掘を拡大し、受賞作の質的向上を図る予定である。今後も特許庁は特許技術賞制度を改善し、優秀発明・デザインの特許技術賞の申請を奨励する予定である。

4. 2021年大韓民国知的財産大典の開催

産業財産政策局 地域産業財産課 施設事務官 パク・ボンヒ

イ. 推進背景及び概要

大韓民国発明特許大典、商標・デザイン権展及びソウル国際発明展示会を「2021大韓民国知的財産大典」という名称に統合して開催した。大韓民国知的財産大典は、知的財産権に対する国民の認識を高め、発明ムードを広め、国内外の発明家の交流を拡大して国際的なネットワークを構築することにその目的がある。さらに、展示会を通じて優秀発明品を一般国民に広く知らせ、販路を切り開くことで流通の活性化を図る。また、技術先進国への跳躍に向けて、1年間の発明と特許を決算して授賞することで新技術を発掘することができ、ますますその価値が重要となっている商標とデザインの発展を図る効果もある。

これまで大韓民国発明特許大典は、1982年から毎年開催されて今年で第40回目を迎え、商標・デザイン権展は、2006年から毎年開催されて今年で第16回目を迎えた。また、ソウル国際発明展示会は、2002年から2008年まで隔年開催であったが、2009年からは毎年開催となって第17回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

2010年から大韓民国発明特許大典及び商標・デザイン権展、ソウル国際発明展示会を同時に開催し、国内の優秀な特許と商標及びデザインのみならず、世界各国の発明品をともに展示することで、名実ともに韓国における最大規模の知的財産権展示会となった。これを通じて、国内外における発明特許イベントのプレゼンス及び国際的イメージの向上に大きく貢献した。

2021年大韓民国発明特許大典は防疫指針を遵守するため、受賞作98社のうち、65社

65品目の製品を展示し、受賞作をメインとするメイン展示館の他に、デジタルイノベーション時代に先端特許技術を紹介・体験できるデジタルトランスフォーメーション館、私だけのブランド作り体験ができるメーカースペース体験館を運営した。世界的な国際発明大会で受賞した韓国の優秀発明品を展示したK Invention館、発明基盤のロボット関連製品を展示したロボットプラザを運営した。その他にも職務発明制度広報館、IP製品革新支援事業展示館、知的財産取引活性化展示館、アイデアプラットフォームアイデア路広報館、IPデイデイドル(礎)館、シニア技術創業企業広報館、国民安全発明チャレンジ館など多様な付帯展示館を運営して、参加者に製品(技術)に対する評価と販路拡大の機会を提供し、支援制度に関する相談もできるようにした。

商標・デザイン権展は2021年選定作の優秀商標・デザイン権22件のうちの6件を展示した。オンライン展示館を同時に運営するとともに、リアルタイムYouTube中継でアクセシビリティを高め、COVID-19によって展示会に参加できない企業及び個人も非対面で展示を楽しめるようにした。

ソウル国際発明展示会は2002年に初めて開催された後、2010年に入り参加規模が増加し、30カ国以上の参加と600件を越える出品作を紹介することで、世界3大発明展示会として位置づけられた。特に、民間オンライン大型ショッピングプラットフォームなどと連携し、オンライン販売企画展などを通じた出品作の販路開拓も支援した。また、1人クリエイターライブチャンネルの運営などブランデッド広報コンテンツの製作を通じたIP基盤企業の広報成果を達成した。

<図VI-1-11>大韓民国知的財産大
典の開催



<図VI-1-12>展示館の全景



<図VI-1-13>授賞式の授与場面



<図VI-1-14>メーカースペース体験館の全景



<図VI-1-15>Kインベンション館



<図VI-1-16>ソウル国際発明展示会授賞式の全景



ハ. 評価及び発展方向

今回の知的財産大展はポストコロナ環境にふさわしいイベントとして徹底した防疫と安全な進行に重点を置いた。事前登録システムで来訪客を管理し、現場QRコード登録を通じた出入り管理で同時滞在人数を一定に維持した。また、海外参加者の不参加は画像接続を通じて受賞者とリアルタイムでつなぐことで、その空白を埋めた。また、受賞企業の製品紹介及び代表インタビューを通じた広報コンテンツ(YouTube)制作、付帯イベントとして購買相談会を運営し、主要バイヤー、ベンダー、購買担当者(MD)と受賞企業の直接マッチングを通じた現場コンサルティング進行など受賞者プログラムを拡大した。

今後もオンライン展示同時運営を通じたイベント効果を増大し、オフラインイベントを補完するための方策を模索する必要があると見られる。

2021年ソウル国際発明展示会はCOVID-19の余波で海外出品者の場合はオンライン参加にもかかわらず22カ国から539点を出品及び展示し、世界的発明展示会として国内外の発明者の交流拡大及び国際ネットワーク構築のための良い機会を提供した。

また、ポストコロナ時代に備えるオン・オフライン融合展示形態を試み、海外出品作のリアルタイム画像審査及び授賞式のリアルタイム中継など新しい試みの中で徹底した防疫で国際発明展としてのプレゼンスと成果をより一層強固なものとした。

5. 2021国民安全発明チャレンジの開催

産業財産政策局 地域産業財産課 施設事務官 パク・ボンヒ

イ. 推進背景及び概要

セウォル号、堤川火災など国民の生命と財産に莫大な被害を及ぼす大型災難に効果的に対応するため、災難現場の意見が反映された装備・技術開発の必要性が高まった。韓国特許庁は災難現場公務員の創意的なアイデアを発掘し、そのアイデアが知的財産権コンサルティングを通じて価値ある技術となり、その優秀技術が現場において実際に活用される、もしくは零細な民間安全産業体に技術移転されて安全産業市場が活性化できるよう、積極的に支援している。

韓国特許庁は2016年から海洋警察庁と「海洋警察発明大典事業」を運営した。海洋安全に関するアイデアを海洋公務員及び国民を対象に発掘し、そのアイデアに対する知的財産コンサルティング及び現場活用・民間技術移転を支援した。海洋警察発明大典運営の成功を受け、国民安全を担当する警察庁と消防庁も関心を持って災難・治安分野公務員まで含めた運営を提案してきたため、国民安全を担当する警察・消防・海洋警察公務員を対象に2018年国民安全発明チャレンジを拡大開催し、2021年に第4回目を迎えた。

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は2018年2月政府ソウル庁舎において警察庁・消防庁・海洋警察庁と国民安全発明チャレンジの運営及び知的財産協力増進に向けた業務協約を締結した。

業務協約によって韓国特許庁は国民安全のための現場アイデアの持続的な発掘基盤を整えるため、警察庁・消防庁・海洋警察庁公務員を対象にオンライン研修課程を開設した。国家知的財産教育ポータル(IPアカデミー)にオンライン教育課程を新設し、非弾力的な勤務日程の現場公務員が常時知財権教育を受講できるように支援した。

2021国民安全発明チャレンジには現場公務員が関心と熱意を持って志願し、計926件のアイデアが受け付けられた。以後安全及び知的財産専門家の公正な審査を経て優秀アイデア24件を発掘し、専門遂行企業による高度化及び権利化の支援を受けて優秀技術として育成し、特許出願を支援した。また、韓国発明振興会の知的財産仲介所を通して、受賞作の中から5件を民間企業に技術移転し、技術事業化に成功した。本大会の授賞式は国会議員会館にて、第4回大韓民国安全産業発展コンファレンスと連携し、2021国民安全発明チャレンジの展示会を開催した。大賞受賞者1人には国会議長賞を授与し、金賞受賞者2人には行政安全部長官賞を授賞することで、受賞者のプライドを高めた。以後、受賞作24点は特許庁主管の「2021年大韓民国知的財産大典」を通じて独立展示館を設け、国民を対象に展示した。また、国民安全発明チャレンジのホームページに展示会ページ生成を通じた非対面展示観覧を新しく推進し、現場公務員の職務発明活動及び国民安全に向けた努力を広く知らせた。

<図VI-1-17> 国民安全発明チャレンジの最優秀受賞作

圧縮ガスを利用した充電型発射体	ワンタッチマルチ機能安全表示板	水中救助ヘルメット
		

ハ. 評価及び発展方向

国民安全発明チャレンジは国民の安全のために働く公務員が自分の勤務経験を基に直接アイデアを出し、安全に役立つ製品を開発するという点で意味深いイベントと言える。また、韓国特許庁はこれらのアイデアが具体化されるようにサポートし、知的財産に対する教育を提供することで、省庁間の良い協業事例として意義がある。

韓国特許庁は2021年国民安全発明チャレンジの成果を基に、計5件の民間技術移転の通常実施権を締結し、これまで計12件の技術移転の締結が完了した。また、技術移転に関心のある民間企業を対象に受賞技術を広報し、優秀技術の技術移転を促進するために技術移転の拡大を計画している。

6. 2021知的財産スタートアップコンペティションの開催

特許事業化担当官 工業事務官 ソ・ヒョウオン

イ. 推進背景及び概要

政府は創業活性化と国民の認識強化のために全政府統合スタートアップコンペティションである「挑戦！K-スタートアップ」を2016年から開催している。

「挑戦！K-スタートアップ」は10省庁別の予選リーグと全省庁統合本選、決選などの熾烈な競争を経て、年間20人の王中の王を選抜し、政府褒賞(賞金総額15.8億ウォン)と事業化を支援する政府最大のスタートアップコンペティションである。

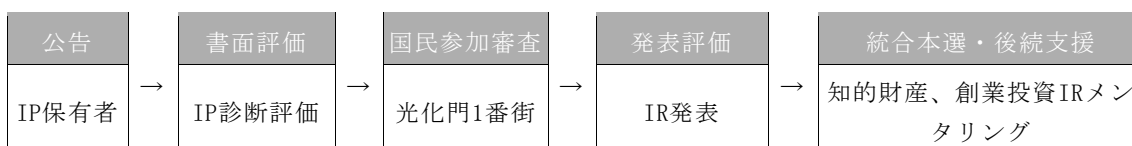
特許庁は有望な知的財産を保有して成功潜在力が高い発明家、7年以下の創業企業に政府褒賞と事業化チャンスを提供し、創業現場に知的財産の重要性を認識させるため、2020年から予選リーグである「知的財産スタートアップコンペティション(IPリ

ーグ)」を運営している。

発明家たちはコンペティションの客観的な検証と競争を通じて創業能力を高め、後続事業化を通じて有望な知的財産創業企業に生まれ変わっている。

また、知的財産創業企業の全省庁王中の王の成果はこれまで創業現場で見過ごされてきた知的財産の重要性を改めて気づかせ、認識を高めることに寄与している。

<表VI-1-28>知的財産スタートアップコンペティション(IPリーグ)のプロセス



ロ. 推進内容及び成果

2020年第1回知的財産スタートアップコンペティションは信用保証基金、民間創業投資会社である(株)インフォバンク社と共同で選抜した有望知的財産創業企業の中から計10社を選抜した。

新設初年度には(株)エデンルックスが全省庁王中の王戦における最優秀賞(1億3千万ウォン)、(株)シェルパスペースと(株)イントゥシーが特別賞(1千万ウォン)を各々受賞し、計8社が約52億ウォンの投資を誘致する優秀な成果を創出した。

COVID-19が続いた2021年第2回コンペティションには計373人の申請者が集まるなど創業現場の関心が高く、産業通商資源部、蔚山経済自由区域庁、信用保証基金と共同で水素と新産業分野で有望知的財産創業企業13社を選抜した。

2021年全省庁王中の王戦で(株)プロキシヘルスケア社(代表：キム・ヨンウク)は「無振動微細電流で歯茎の炎症を改善する電子歯ブラシ」を披露して最優秀賞(1億3千万ウォン)を受賞し、(株)ラピク社(代表：イ・ボムジュ)が「天然植物体を化粧品にする

新しい製造技術」で優秀賞(6千万ウォン)、(株)リソルが「人工知能基盤の脳管理機器」で特別賞(1千万ウォン)に選定され、選抜された有望知的財産創業企業13社のうち計7社が約151億ウォン投資誘致を完了する目覚まし成果を出した。

ハ. 評価及び発展方向

知的財産スタートアップコンペティション(IPリーグ)は新設以後2年連続で全省庁王中の王戦における最優秀賞を輩出する優秀な成果で有望知的財産創業企業の登竜門として位置づけられつつある。

特許庁は多様な創業チームに参加機会を提供し、知的財産を保有した発明家と創業企業からの高いニーズに応えるため、申請資格を知的財産権保有者から出願中の発明家まで支援の敷居を低くし、選抜規模を大幅に拡大していく予定である。

<図VI-1-18> 2021年最優秀賞の(株)

プロキシヘルスケア



<図VI-1-19> 2020年最優秀賞の(株)

エデンルックス



第4節 女性発明教育及び女性発明振興活動の展開

1. 概観

産業財産政策局 地域産業財産課 施設事務官 パク・ボンヒ

2001年に女性発明振興政策を遂行して以来、女性の知的財産出願件数は持続的に増加傾向にあり、2021年には62,434件で全体出願件数の30.9%であった。

韓国の女性経済活動参加率は2020年基準で59.1%であり、OECD会員国の平均である63.8%と比べると依然として低いレベルである。高い教育水準と優れた能力を持つ女性人材を適材適所にうまく活用できないことは、国家的にも大きな損失である。また、韓国は急速な少子高齢化と出生率の低下によってますます労働力が不足していく状況の中で、女性の経済活動参加を促すために多様な女性発明振興事業の推進が求められている。

韓国特許庁は韓国女性発明協会の支援事業を通じて、女性向けのオン・オフラインによる知的財産権教育を実施している。女性の発明アイデアが死蔵されず、産業界で積極的に活用されるよう、世界女性発明大会、生活発明コリア、女性発明品博覧会など多様な支援政策を推進している。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しいエンジンであるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許として具体化され、そのような特許が商品化につながることで、女性発明・女性企業家の成功事例がより多く誕生するよう、積極的に取り組む計画である。

2. 女性発明の裾野拡大及び知的財産認識の向上

産業財産政策局 地域産業財産課 施設事務官 パク・ボンヒ

イ. 推進背景及び概要

女性の社会経済活動に対する関心の増大と持続的な支援で、韓国の女性経済活動参加人口は着実に増加している。しかし、女性経済活動参加率は依然としてOECD会員国の中で最下位レベルにとどまっている。出産と育児の時期である30代に経歴が中断してしまう現象も未だに続いており、女性の経済活動を促すために多様な女性発明振興事業を積極的に推進する必要性が提起された。

そこで、韓国政府は女性特有の創意性と創造力を開発するため、女性向けの体系的な知的財産権教育及び情報提供、生活発明発掘支援などを通じて、女性発明の裾野を広げると同時に発明人材を育成している。

ロ. 推進内容及び成果

1) 女性向けの知的財産権教育

韓国特許庁は女性の発明に対する社会的な関心と発明に対する意欲を高め、潜在力のある女性発明家の発掘及び養成のため、知的財産権教育である「女性発明創意教室」を運営している。各自治体、女性人材開発センター、産学協力団などとの協力を通じて、保護者、大学生、就業・創業準備中の女性を対象に教育参加者を募集し、地域に関係なく幅広い分野において発明に関心のある女性を発掘して教育対象別の特性と環境を考慮したオン・オフラインカスタマイズ型教育を実施している。

弁理士、発明教育の専門家、成功した女性発明家などを講師として構成し、発明と創意性、知的財産権の理解及び活用、発明事例の共有及び実習と発明創業戦略、IP事業家のための政府支援事業の活用、知的財産紛争事例と対応戦略など知的財産に対する認識度のレベルと就業・創業、職業、進路など教育対象の特徴によって、カスタマイズ型のカリキュラムを編成して教育を行っている。

2020年からはオフライン集合教育とともにオンライン非対面教育を並行して実施した。女性発明創意教室の教育は2008年から2021年まで計815回実施し、43,806人が参加した。

2) 女性発明情報ウェブマガジンの発刊

女性発明イベント及び支援情報、発明界の各種ニュース、政府の知的財産権創出促進事業の紹介などのため、ウェブマガジン「発明する人たち」を毎月発刊してEメールニュースレター形式で配布した。女性発明振興事業への参加案内、韓国特許庁及び関係機関のニュース、生活発明コリアイベントの成果、女性発明企業家インタビューなどの新しい情報と多様なニュースを発明家、政府機関、地方自治体、女性団体、関係機関、全国大学発明サークル、女性出願人及び登録者などに提供した。

ハ. 評価及び発展方向

女性発明振興事業はより多くの女性が知的財産権を有し、経済活動に参加することによって、韓国の産業発展を促進するという目標の下で展開された。また、創意的な女性発明家を養成・活用し、優秀な女性発明の出願及び事業化を支援するための体系的な女性発明教育と多様な振興事業を推進してきた。特に、2021年女性発明創意教室は計73回のうち52回を非対面オンライン教育で実施し、COVID-19など環境的な制約を克服して安定的に運営した。同時に、オンライン受講申請システムを構築して参加者が簡単に受講できるようにし、計1,823人(前年比24%増)を輩出した。2021年8回目を迎えた生活発明コリアは受賞者のマスコミインタビューを通じて事業化成功事例を広報し、多様なオンラインメディアを通じて事業成果も広報した。その結果、大衆の関心が高まり、国民参加審査に計2,485人(前年比27%増)が参加した。

3. 女性発明の事業化支援

産業財産政策局 地域産業財産課 施設事務官 パク・ボンヒ

イ. 推進背景及び概要

第4次産業革命時代には融合・複合型思考を持つ創意的な人材の養成が何より重要で、女性特有の繊細で柔軟な思考を強みとして活用する必要がある。特に、少子高齢化社会に入った韓国の場合、女性の経済活動は新しい活動主体としてその重要性が増している。

そこで、女性発明の事業化を通じた国際競争力の向上に向けて、製品化支援、販路開拓及びビジネスマッチング機会を提供するため、世界女性発明大会と試作品製作、女性発明品博覧会などを通じた支援が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

1) 生活発明コリアの運営

2014年から知的財産基盤の女性創業を促進するため、「生活発明コリア (www.womanidea.net)」システムを新たに構築し、女性の生活発明発掘支援事業を推進している。2021年には1月20日から3月31日まで女性の生活の中のアイデアを公募し、計2,170件のアイデアが受け付けられた。受け付けられたアイデアに対しては、オンライン書類審査、先行技術調査・盗作検査、アイデア発表及び面接の3段階審査を通じて最終支援対象作50件を選定した。

未出願アイデアに該当する<参加部門1>選定作は専門家メンタリングを通じて、知的財産権出願、技術及びデザイン開発などを体系的に提供し、試作品の製作を支援した。同時に、<参加部門1>提案者の中で希望者に限り創業・事業化教育を実施し、彼らに最終審査参加機会を提供した。最終審査のために完成した試作品を11月8日オンライン上に公開し、11月11日まで国民参加審査を実施した。11月12日には関連分野

の専門家で審査委員会を構成し、提案者が自分の開発製品を直接紹介、説明する方式でオンライン非対面審査を行った。最終順位は国民参加審査と専門家審査点数を合算して確定し、11月19日COEXグランドボールルームで授賞式を開催した。大統領賞受賞者には5百万ウォン、国務総理賞受賞者には2百万ウォンの発明奨励金を授与した。出願発明に該当する<参加部門2>選定作は専門家メンタリングと試作品製作支援の後、事業化関連カスタマイズ型コンサルティングを提供した。その他にも2020年度選定作のうち4件に対して展示博覧会への参加費、2件に対してクラウドファンディングプラットフォーム活用費を支援し、5件に対して事業化カスタマイズ型コンサルティングを行うことで、女性発明企業家として成長できるよう後続支援も行った。

2) 女性発明王EXPO(女性発明品博覧会及び世界女性発明大会)

女性発明品の販路開拓及びブランド認知度の向上を通じて女性企業活動の活性化に貢献するため、女性発明品博覧会と世界女性発明大会を2008年から統合して女性発明王EXPOとして開催している。2021年女性発明王EXPOはCOVID-19パンデミックとソーシャルディスタンスの最高レベル状況に対応するため、イベント分割と非対面技術を活用して開催した。展示はオンライン、世界大会審査はオフライン、授賞式はデジタル技術とオンラインネットワークを活用して仮想の授賞式(バーチャル授賞式)空間を作ってオンラインで進行した。

第21回女性発明品博覧会はオンライン展示体験水準向上のために3D基盤VR展示場にアップグレードして9月28日にオープンし、国内女性発明家・企業217人(社)が参加した。参加企業支援プログラムとして「発明品広報映像」製作支援を新しく推進し、67社のオンラインマーケティング活動を支援した。また、「流通相談会」を開催してMD60人を招待し、340回余りのビジネス相談サービスを提供した。

第14回世界女性発明大会の審査は8月12日から14日までの3日間COEXで行われた。政府のソーシャルディスタンス指針による防疫規則を遵守し、海外16カ国から委託出品された発明品110点と国内から出品された発明品164点を審査し、グランプリをはじめ

とする本賞248点を確定した。9月28日YouTubeを通じて配信されたバーチャル授賞式では国内外主要受賞者の授賞が行われ、計15,197人が視聴した。世界女性発明大会は2008年から世界知的所有権機関(WIPO)の後援で始まり、韓国が知的財産強国としてグローバルリーダーの役割を果たすのに大きく寄与し、国内女性発明家に国際大会受賞及び幅広い海外ビジネスマッチングの機会を提供している。

<図VI-1-20> 世界女性発明大会



<図VI-1-21> 流通相談会



ハ. 評価及び発展方向

2年以上続いているCOVID-19パンデミック状況の中でも、世界的な規模の唯一の女性発明大会を正常開催し、国際大会として信頼度を確保した。特に、2021年には博覧会に参加した女性発明企業の規模が217社に大幅に増加(前年比63%増加)し、参加企業製品の販路確保のための「流通相談会」を拡大運営することで、COVID-19によって萎縮した女性経済活動の再開を支援した。同時に、オンライン展示館の高度化と非対面観覧を拡大することで競争力を確保した。

女性の潜在力と創意力の開発は国家産業発展の新しい原動力であるだけに、女性特有の創意性とアイデアが特許で具体化され、そのような特許が商品化につながり、女性発明・企業家の成功事例がより多く出てくるよう、時代状況と流れに合わせて持続的に支援する計画である。

第2章 知的財産行政サービスの改善

第1節 特許行政情報システムの高度化

1. 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 技術書記官 カン・ソンホン

韓国特許庁は1999年に世界初インターネット基盤の特許出願システムを開通した。2005年からは年中24時間体制の電子出願サービスを運営しており、2013年にはクラウド技術を基盤とする第3世代特許ネットシステムの開発を完了した。特許ネットシステムは出願・審査・審判・公報の発刊など全ての特許行政業務を電算化した知的財産総合情報システムで、知的財産法・制度の改正事項などを持続的に反映し、特許行政業務の効率的・安定的な運営を図っている。

また、世界最高レベルの迅速・正確な審査・審判サービスの提供を目標に、特許ネットシステムを持続的に発展させている。まず、知的財産情報の活用と拡散のため、国内における特許・実用新案・デザイン・商標の情報はもちろん、米国と欧州、日本など海外の特許情報も迅速かつ正確に検索・閲覧できるサービスで、特許庁内部の審査官・審判官が利用する審査官用検索サービス(KOMPASS)と誰でも簡単・便利に検索できる一般向け検索サービス(KIPRIS、www.kipris.or.kr)を提供している。また、特許庁が保有している国内外の知的財産情報を民間企業などで積極的に活用できるよう、特許情報活用サービス(KIPRIS^{Plus})を通じて大容量データ(Bulk Data)、開放型共有システム(Open API)、リンクトオープンデータ(LOD)など多様なサービス方式でデータをオープンしている。

同時に、韓国特許庁は特許ネットシステムの開発や運営における豊富な経験を基に、知的財産権分野における情報化システムの海外拡散にも力を入れている。中東の拠点国家であるアラブ首長国連邦(UAE)とは特許行政の全過程に対するオンライン特許行

政情報システムの構築を完了した。そして、2019年2月に2021年末までのシステムメンテナンス契約を締結し、システム開通以降のUAEのオンライン出願率は90%以上を記録するなど、構築されたシステムが現地において活発に利用されている。これだけではなく、韓国の先進情報通信技術を基にアジアとアフリカ地域の主要途上国の特許行政情報システムの構築を支援し、韓国型特許行政情報システムの拡散と途上国の特許行政先進化にも寄与している。

韓国特許庁は知的財産を取り巻く環境が急変する中、米国、欧州、日本、中国など主要国の特許庁及び世界知的所有権機関(WIPO: The World Intellectual Property Organization)と特許情報化分野における協力を強化している。特に、主要国の特許庁(米国、欧州、日本、中国)とは定期的に二国間及び多国間の情報化専門家会議を開催し、世界特許情報化分野をリードする国家間の主要情報化イシューに対する共同対応策について議論を展開している。

2. 次世代スマート特許ネットの開発

情報顧客支援局 情報システム課 技術書記官 イ・ジン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1999年1月2日、特許行政情報化において記念すべきことである特許ネットシステムを開通し、書面による手作業の業務処理方法から電子文書による自動化業務処理方法に変わった。

その後、社会環境の変化と政策的なニーズに応じて特許ネットシステムを高度化した。いつでも(Anytime)どこでも(Anywhere)利用可能な「U-特許庁(Ubiquitous特許庁)の実現」を目指し、2003年から2005年までの3年間、特許ネットⅡを構築した。また、法制度の変化などで複雑となった特許ネットシステムのモジュール化と軽量化を目標に、特許ネットⅢを構築した。これにより世界最高レベルの特許審査や国民に対

するサービスの提供ができる基盤を整えた。

しかし、2016年アルファ碁とともに社会前面に登場した第4次産業革命時代を迎え、人工知能(AI)、ビッグデータなど新技術が急速に発展しており、現在特許ネットシステムをさらに一段階跳び越える次世代特許ネットシステムの開発を推進する運びとなった。

ロ. 主要推進内容及び成果

次世代特許ネットは「スマート特許ネットとともに開くより良い特許強国」というビジョンの下で、2019年から2021年までの3年間、計314億ウォンの予算を投入して45件の課題開発を推進した。

2021年にはAI、ビッグデータのような新技術の特許ネットに適用し、時代変化とともに多様化する顧客のニーズを反映して知的財産データを普及できるインフラを拡充するという目標の下で、13件の細部課題を導き出し、次世代スマート特許ネットの最終年度開発事業を推進した。

主な推進内容としては、第一に、業務効率性向上のためにAI技術の特許行政システムに適用した。これまで蓄積されたAI実証研究結果を基に特許分類学習及び推薦モデル開発を通じて特許CPC分類を自動推薦するAI特許分類推薦システムを構築し、文章に属した単語や句(Phrase)単位が一致したり類似する先行文献を自動検索・推薦するAI特許検索システムを構築するとともに、AI翻訳のために学習データも構築した。このようなシステム構築を通じて特許分類の精度が上がり、先行技術検索時間も短縮されることで、審査品質が高まるものと予想される。

第二に、顧客配慮型特許行政サービスを提供するため、ユーザー中心にシステムを改善した。出願人の明細書作成における便宜を図るため、エラーチェック機能の強化、図面の一括入力、互換性などが改善された電子出願SW(Kipo-Editor)を再構築し、特

許ネット障害時にオンライン(電子メール)で電子出願ができるように非常用電子出願受付システムも構築した。

最後に、知的財産データの普及のためのインフラを拡充した。知的財産データのエラーを最小化し、高品質のデータを提供するため、IPデータ入手・構築の自動化システムとデータ品質管理システムを構築し、最新の統計資料を簡単に利用できるよう統計データポータルシステムを構築することで、産・学・研を含む特許顧客が多様な知的財産データを活用できるようになった。

ハ. 評価及び発展方向

時代変化に一足早く最新技術を情報システムに適用した結果、特許庁はWTR革新順位でオンラインサービス分野1位を達成し、世界6カ国に情報システムを輸出するなど、韓国の対外地位強化と特許行政における韓流拡散に寄与してきている。

次世代特許ネットシステム開発事業は急変する知的財産権環境に対応してAI、ビッグデータのような最新技術を一足先に導入し、中では情報化リーディング省庁としての地位と外では特許行政をリードする国家としての地位をさらに強固にする契機となった。

今後も特許庁は世界一流の特許行政サービスを提供するため、出願人、審査官、知的財産情報サービス企業など多様な対内外顧客のニーズと政策提言に耳を傾け、持続的にシステムを改善していく計画である。

3. 特許ネットシステムの構築・運営

(1) 特許ネット応用システム

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 チャ・ゴンスク

イ. 推進背景及び概要

特許ネットシステムの民間委託運営は、1998年3月当時企画予算処の情報システム運営に対する民間委託指針に従って、公共機関としては初めて韓国特許庁が1999年1月に特許ネットの開通と同時にスタートした。しかし、特許ネットシステムの公共性、保安性の側面において安定的な維持管理を行うため、特許ネットシステムの中の基盤システム部門は2012年から、応用システム部門は2016年から公共機関である特許情報院へそれぞれ移管し、委託運営している。

特許ネット応用システム部門は、出願・登録・審査・審判など特許行政の35個のシステムで構成され、一般行政システム部門は知識管理・成果管理・ホームページなど8個のシステムで構成されている。

ロ. 推進内容及び成果

特許ネット応用システムの運営部門は、特許行政分野における35個の応用システムを安定的かつ効率的に運営するとともに、知的財産権法制度の改正や業務プロセスの変更に伴う機能改善を特許ネットシステムに適時反映することで、特許ネットが世界最高レベルの特許行政情報システムとして評価される上で重要な役割を果たしている。

2021年には立体・位置商標見本の図面提出数量許容範囲の拡大など商標法施行規則(2月)、臨時明細書制度の施行による出願料・補正料の調整など特許料などの徴収規則(2月)、ハーグ協定改正事項の反映などデザイン保護法施行規則(6月)、災難関連優先審査対象の追加(6月)、画像デザイン保護のためのデザイン保護法施行規則(10月)、特許審判専門審理委員制度の導入(10月)など法改正により受付、審査、登録、審判システムなどを改善した。また、ユーザー体感性能を高めるためにアプリケーションの最適化を行い、3秒内体感性能に対する回答率99.43%を達成し、審査・審判部署及びユーザー巡回懇談会の実施、融合・複合技術審査局3人協議審査実績付与システムの

改善などで庁内・外のユーザー利便性をさらに高めた。

ハ．評価及び発展方向

特許庁は特許行政情報システムの単純な運営から脱皮し、一定規模の機能改善に対しては別途の開発事業ではなく委託運営事業で行い、また特許庁内部の情報化人材による運営管理システムを強化することで、特許ネット委託運営事業の効率性をさらに改善していく計画である。

同時に、高品質の特許ネット運営サービスを提供するため、既存サービス水準の指標を大幅に改正し、新規指標を新たに発掘するなど成果中心の特許ネット運営サービス提供を通じてサービス水準を高めている。基盤システムとの協業を通じてハードウェア部分のシステム構成を改善し、反応速度を高め、システムの安定性と性能向上のために持続的に取り組んでいく計画である。

(2)一般行政システムの運営

情報顧客支援局 情報システム課 行政事務官 キム・ミンジョ

イ．推進背景及び概要

一般行政システム運営部門は8つの一般行政システムを効率的に運営・維持補修し、法制度の改正及び業務手続きの変更に伴う改善事項をシステムに適時反映して行政業務を効果的に遂行する上で重要な役割を果たしている。

主な業務はオンナラ電子文書システム、知識管理システム、メッセージャー、成果管理システムなど内部行政業務用システムの運営と代表ホームページ、特許顧客相談センターホームページ、特許庁図書館など外部サービス用システムの運営に分けられる。

ロ．推進内容及び成果

2021年にはユーザーの要求事項分析を通じて特許庁代表ホームページをリニューアルした。

主な改編内容として第一に、「カスタマイズ型情報探し」メニューを新設し、ユーザーのお気に入りメニューと知的財産権ライフサイクル別・顧客類型別情報を分類・提供し、発明家、中小企業、大学(生)及び研究機関などユーザー別のカスタマイズ型政策情報をすぐに探せるように構成した。

第二に、ウェブ収集サーバーを別途構築し、特許庁だけでなく産業部、中小ベンチャー企業部、知的財産関係機関など計35機関に散在している多様な知的財産情報を特許庁代表ホームページで一括検索できるようになった。

最後に、スマートフォン利用が日常化するにつれ、端末の種類と画面サイズにリアルタイムで反応する反応型ウェブサービスを構築し、モバイル機器でもコンピュータ画面と同じホームページ情報を見ることができ、ユーザーがどこでも簡単・便利に情報が検索・活用できるようにした。

内部的には特許庁職員のニーズを分析し、庁内部知識管理システムとe-サラム、オンナラ文書システム、国民申聞鼓など外部システムを吸収統合して業務ポータルプラットフォームを再構築することで、行政業務効率性と内部ユーザーの利便性を高めた。

ハ．評価及び発展方向

特許庁ホームページ、知識管理システムなど業務遂行に必要な一般行政システムを安定的に運営し、対内外ユーザーの利便性向上のために持続的に改善を推進する計画

である。

同時に、2022年には視覚障害者など情報脆弱階層が特許庁代表ホームページの利用に不便がないよう、点字文書サービス及び音声支援ソリューションを導入してホームページへのアクセシビリティを高めていく計画である。

(3)特許ネット基盤システムの運営及びインフラの高度化

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・イルグオン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は韓国知的財産分野の中核インフラである特許ネットの安定的な運営及び利用環境の改善のために、特許ネットシステムインフラの高度化を持続的に推進している。

物理的な構成観点から見た特許ネットインフラについて説明をすると、現在電子出願、審査、登録、審判、検索など大半の特許行政情報システムは国家情報資源管理院光州センターで稼動している。災害復旧センターは国家情報資源管理院の大田センターに構築され、災害・災害に備えたリアルタイムのデータバックアップが行われており、災害が発生した場合は3時間以内に自動切り換えできる復旧システムを構築している。

<表VI-2-1>特許ネットシステムの稼動時間

区分	平日	土曜日	日曜日	公休日
既存の運営時間	07:00～23:00	07:00～24:00	13:00～20:00	07:00～24:00
現在	05:00～24:00	05:00～24:00	13:00～24:00	05:00～24:00

*公休日の特許ネットサービス利用者数は平均567人で、対平日比21.3%利用中(2022年1月基準)

ロ. 推進内容及び成果

審査・審判業務の生産性を最大に引き上げるため、2011年から特許ネット稼働時間を大幅に延長した。また、特許ネットのユーザー業務環境をサーバー基盤のコンピューティング(SBC)環境に構築し、特許ネット異常兆候に早期に対応できる24時間×365日のサービス管制システムの構築、法・制度改善に伴う特許ネットシステムの高度化など、運営の安定性を高めるための改善を持続的に推進してきた。

2021年には老朽サーバーの交替(17台)と非対面業務環境の拡大構築を通じて業務処理の効率性を高め、特許路の認証手段拡大及びユーザーサービス基盤環境構築を通じて特許ネットサービスの安定性を強化した。また、AI学習、ビッグデータ分析など知能情報技術の適用が可能な高速コンピューティング環境を構築するなど電算運営環境を改善した。

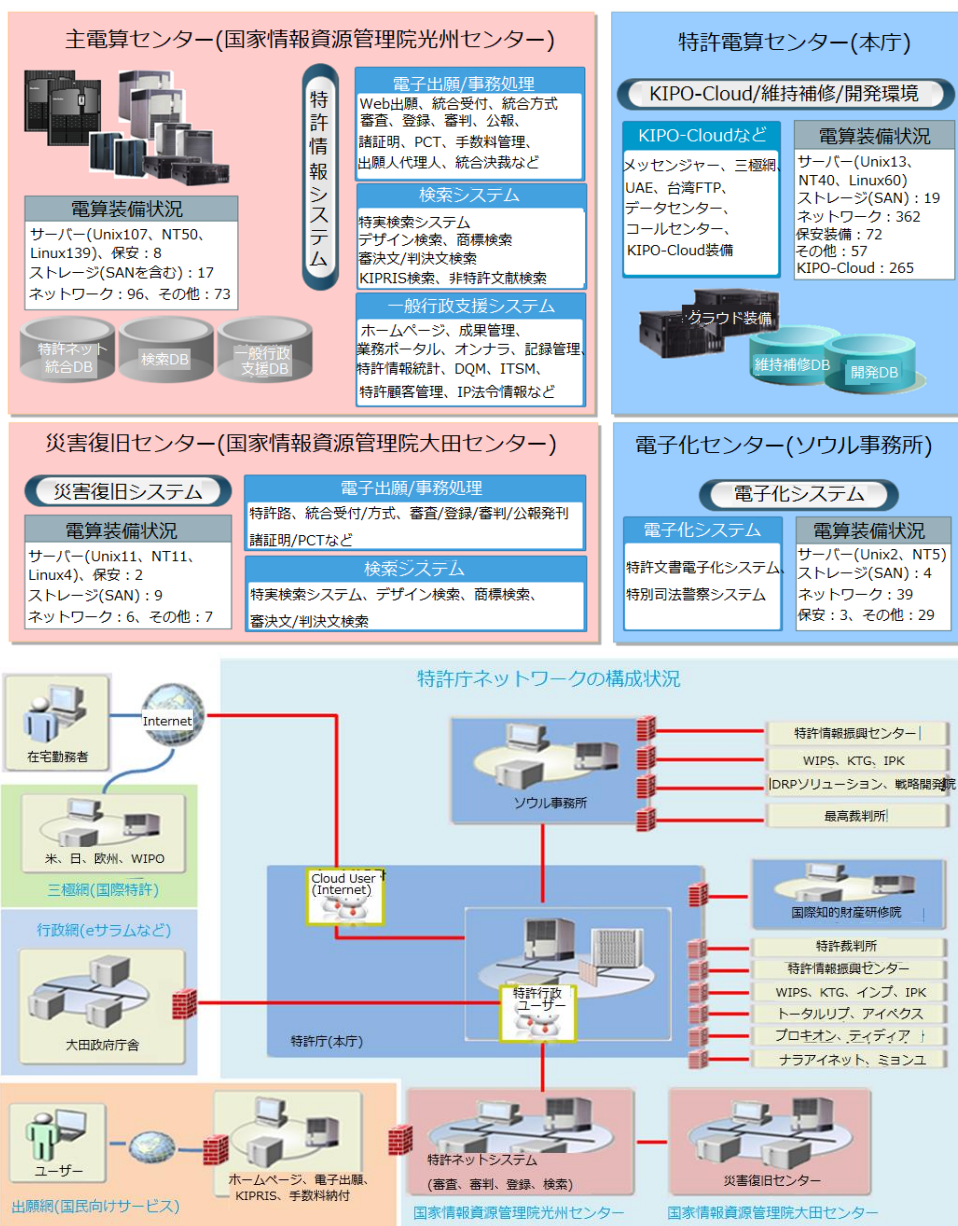
<表VI-2-2>電算装備の運用状況

(2022年1月末基準)

区分	主要施設及び装備
*サーバー670台、ディスク59台、ネットワーク装備503台、バックアップ装備4台	
特許電算センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(UNIX:13台、NT:40台、LINUX:60台) ◦ストレージ19台(DISK15台、SAN4台) ◦ネットワーク装備362台、その他57台(コールセンター5台、一般設備等52台) ◦KIPOクラウド(サーバー:228台、ストレージ10台、クラウドその他27台)
統合保安管制センター (特許庁、8階)	<ul style="list-style-type: none"> ◦侵入遮断システム20台、侵入探知システム3台、侵入防止システム3台 ◦その他保安装備(VPN、IPS、CONTENTSFILTERなど)46台
国家情報資源管理院 光州センター	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(UNIX:107台、NT:50台、LINUX:139台、コンソールサーバー53台) ◦ストレージ17台(DISK7台、SAN10台) ◦ネットワーク装備96台、保安装備8台、バックアップ装備4台、網連携16台
災害復旧センター (国家情報資源管理院)	<ul style="list-style-type: none"> ◦サーバー(UNIX:11台、NT:11台、LINUX4台) ◦ストレージ9台(DISK3台、SAN6台)

大田センター)	◦ネットワーク装備6台、保安装備2台、その他7台
特許文書電子化センター(ソウル事務所)	◦サーバー(UNIX:2台、NT:5台) ◦ストレージ4台(DISK2台、SAN2台) ◦ネットワーク装備39台、保安装備3台 ◦その他29台(コールセンター1台、一般設備28台)
特許行政用ユーザーPC及びプリンター	◦パソコン2,574台、モニター6,424台、ノートパソコン1,241台 ◦プリンター554台、スキャナー106台、バーコードリーダー/プリンター34台

<図VI-2-1> 特許情報システムインフラの構成図



ハ. 評価及び発展方向

2021年まで特許庁は情報システム運営環境の安定化及び快適な特許行政サービス提供のために電算環境の最適化、電算資源増設、サービス環境構築など多様なインフラ改善活動を展開してきた。特に、非対面業務環境の拡大構築を通じて、庁職員の業務処理生産性と効率性を大幅に高めた。

2022年には特許ネット事務処理及び審査官検索システム安定化のために配置システムを高度化する予定であり、保安脆弱点を改善するために老朽化したファイヤーウォールを交換するなど特許庁情報システムのサービス継続性の確保に努める予定である。また、今後も特許庁情報システムの安定性及び利便性向上のために持続的なインフラ改善活動を展開し、HW及び商用SWを段階的にアップグレードすることで、国民・審査官が安定的に利用できる特許ネットを作り上げるために取り組んでいく計画である。

4. 知的財産検索システムの構築・運営

情報顧客支援局 情報管理課 技術書記官 パク・サンヒョン

イ. 推進背景及び概要

審査官用検索システム(KOMAPASS)は国内及び世界各国の特許、商標、デザイン、審判決文及び非特許文献などを迅速・正確・便利に検索できるように構築された情報検索システムで、特許庁の審査官及び審判官、外部の先行技術調査機関が利用している。

正確な審査・審判を支援するために、KOMPASSを通じて検索可能な文献を持続的に拡充している。現在、国内の特許公報だけでなく、23カ国及び機関の特許公報及び国内外の商標・デザイン文献を提供しており、特許文献以外にも論文、研究資料など国内外の非特許文献情報も提供している。

今後も特許庁は品質の高い審査・審判を支援するために持続的に検索データを拡充し、サービス利用者の利便性を改善する計画である。

<表VI-2-3> 2008年～2021年の検索システム高度化推進の経過

年度	内容
2008年	<ul style="list-style-type: none"> 未来型検索システム構築事業の推進(1年目) - 英→韓自動翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 特許及び非特許文献の一括検索が可能なワンクリック検索サービスを実現 - 国内及び海外検索データの標準化及び再構築
2009年	<ul style="list-style-type: none"> 未来型検索システム構築事業の推進(2年目) - 検索システムの検索性能及びユーザー利便性の改善を通じたサービスの高度化 - 公開・未公開DBの分離などDBセキュリティの強化及び検索保安の強化
2010年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 英韓、日韓機械翻訳品質の高度化 - THOMSON INNOVATION など有料DB構築範囲の拡大
2011年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 標準文書(3GPP)DBの一部を構築
2012年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 商標イメージ及び日韓機械翻訳照会スピードの改善 - 中国特許公報の照会及び中国デザイン検索サービスの構築
2013年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 中→韓機械翻訳システムの構築及び翻訳品質の高度化 - 標準技術文書(3GPP、IETF)DBの拡大構築(731,000件)、非特許文献統合検索システムの構築
2014年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 最新検索技術が反映された次世代検索エンジンの交替 - スーパー引用文献の検索、IPCシソーラス検索の提供 - 先行技術調査機関用の検索システムの構築
2015年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 審査対象後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供 - 米国、日本の過去特実文献に対するOCRデータの提供 - 次世代UIプラットフォームの導入によるカスタマイズ型ユーザー検索環境の提供
2016年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 中国特実文献に対する参証保存の改善、中国文献代表図面サービスの提供 - ロシア特許文献の全文照会、イメージ公報サービスの開始 - 次世代検索システムの先行技術調査機関への開放
2017年	<ul style="list-style-type: none"> 検索システムの高度化 - 類似特許とキーワード検索メリットを結合したハイブリッド検索の提供 - 引用情報グラフィックビューサービスの提供、代表化学式の照会機能の提供 - 米国、EP、WO特許文献に対する国文検索の提供

2018年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 非特許文献活用の利便性向上及び提供範囲の拡大、有害物質及び禁止食品自動点検機能の実現 - 代理人による技術盗用疑いの案件を自動検出する機能の実現
2019年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 全体図面照会サービス国家の拡大(US)及び図面照会機能の強化 - 全文照会サービス対象国家の拡大(台湾) - 医薬品など商品品目名称照会の追加及びデザイン検索システムのUI改善
2020年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 英韓・中韓人工知能(AI)機械翻訳サービスの拡大提供 - 標準必須特許検索及び有害物質点検サービスの新規提供 - AI商標及びデザインイメージ検索サービスの提供
2021年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検索システムの高度化 - 代表図面一括照会のUI改善 - 電子ジャーナルサイトの自動連携機能など非特許文献統合検索環境の構築 - 全文照会サービス対象国家の拡大(カナダ)、全体図面照会サービス国家の拡大(EPO) - AI特許検索サービスの開発及び生命工学序列検索サービスの高度化

ロ. 推進内容及び成果

審査官の検索業務における正確性及び効率性を高めるため、審査対象の後出願件の検索除外機能、既閲覧図面の一括照会機能の提供及び米国・日本のイメージ公報のキーワード検索の拡大などを提供した。また、検索業務の効率化を図るため、次世代UIプラットフォームを導入した。

2014年には新しい検索技術を反映した次世代検索エンジンを導入した。これを基に検索の正確度及び利便性が改善され、新しい検索機能を備えた次世代審査官用の検索システムを2015～2016年に構築した。また、2017年には類似特許とキーワード検索を結合したハイブリッド検索機能と引用情報グラフィックビュー、代表化学式照会機能を提供し、米国、欧州、WIPOの英文特許文献に対する韓国文検索サービスを開始した。

2018年には非特許文献の重要性が増したことで、自動添付などの非特許文献の活用性を高め、通信標準分野のEメール情報などを追加するなどDBを拡充した。また、有害物質及び禁止食品の自動点検機能を実現させ、審査官が特許対象の安全性を容易に検

討できるようにした。

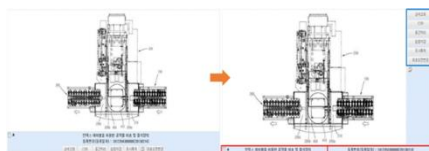
2019年には特許・実用新案の全文照会サービス国家に台湾を追加し、全体図面照会サービスを既存の韓国・日本の公報から米国の公報にまで拡大した。また、商標名称の検索時に医薬品及び農薬登録品目名称も検索できるように改善し、デザイン検索のUI改善を通じて審査の利便性を高めた。

2020年には人工知能(AI)技術の中・韓、英・韓の機械翻訳及び商標・デザインイメージ検索サービスに適用し、標準必須特許の重要性が増していることから、標準必須特許を一括検索・照会できる機能を新しく提供した。また、特許文献内に有害物質が含まれているか否かを肉眼でないシステムで点検する体系を構築することで、審査の利便性をより高めた。

2021年には特許図面を活用した審査品質向上のため、代表図面一括照会UIを改善して視認性を高めた。電子ジャーナルサイト自動連携機能など非特許文献統合検索環境を構築し、非特許文献検索の効率性を高めた。また、全文照会及び全体図面照会サービスの対象国家を拡大した。

知能型検索システムを実現するため、AI基盤の特許検索システムを新規開発し、生命工学序列検索システムを高度化した。

<代表図面一括照会UIの改善画面>



ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は先行技術調査の迅速性・正確性を高めるため、持続的に機能の高度化及び検索データの拡充に取り組んでいる。その結果、2021年KOMPASS利用は1,010万件

余りで、2020年に比べて12%増加した。また、既存検索方式の限界を克服するために最新人工知能技術を利用したAI特許検索システムを開発し、2022年テストサービスを通じて審査官の意見を反映してシステムを改善し、2023年に正式サービスに切り替える予定である。今後も高品質の審査・審判を提供するためには先行技術調査の重要性が増していくと見られる。それを受けて、ユーザーが望む検索結果をより正確かつ迅速に確認できるよう、システムを持続的に改善していく計画である。

5. 情報保護システムの強化

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 キム・ヨンベク

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁はサイバー攻撃への対応レベルを強化するため、多角的な保安全管理業務を行っている。2005年に特許部門保安全管理センターを構築して以来、24時間365日サイバー攻撃をリアルタイムで監視しており、2006年には情報保安国際認証であるISO27001を獲得した。2013年から傘下機関に対する情報保安全管理実態評価を実施し、2014年からその対象を先行技術調査機関にまで拡大することで、国家知的財産である特許情報をより体系的に保護するための基盤を整えた。このような持続的な努力の結果として、「情報保安功労」の大統領機関表彰を2009年、2010年、2016年に受賞するなど特許庁の情報保安能力に対するプレゼンスを高めている。

特許庁は現在も行政機関最高の情報保安レベルを維持するため、情報保安政策、組織及び技術など各分野において、情報保安業務が有機的につながるよう、多角的な努力を傾けている。

ロ. 推進内容及び成果

第一に、ウィズコロナ時代に適したITサービス支援システムを強化した。行政安全

部で運営中の政府遠隔勤務支援サービス(GVPN)とともに庁独自の遠隔勤務サービス(庁-VPN)を設けてサービスした。特に、在宅勤務用パソコンは業務外のインターネットアクセスを遮断して業務専用としてのみ使用し、業務用クラウドの活用などを通じて保安性を強化した。

第二に、サイバー侵害事故を予防し、リアルタイムで探知・対応するため、2005年に特許部門保安管制センターを設立し、2009年にこれを侵害事故対応専門担当チームであるKIPO-CERTに拡大改編し、現在まで運営している。2021年にはAIなど最新保安技術が適用された保安ソリューションを適用して保安管制能力を一層強化し、これを通じてマシンラーニング基盤の異常行為探知システムを構築した。

第三に、庁職員の情報保護認識を高めると同時にサイバー攻撃による侵害事故に対する対応プロセスを熟知させるため、政府レベルのサイバー危機対応訓練とは別途にハッキングメール対応訓練、侵害事故対応訓練、個人情報流出事故対応訓練など自主模擬訓練を2021年にも施行した。また、傘下機関合同電算網浸透対応訓練を実施して傘下機関の保安水準を高め、傘下機関が受検する対外評価に対する対応策などを支援した。

最後に、改正された「個人情報保護法」義務事項の遵守及び政府レベルの個人情報保護に対する取り組みに積極的に参加している。特許ネットサーバーに保存された出願人などの住民登録番号に対する暗号化措置を完了し、個人情報処理システムに対する権限及びアクセスを技術的に統制できるシステムを構築し、個人情報保護システムを強化した。また、個人情報漏洩・誤用・乱用などを予防するための点検及び整備を周期的に実施している。不要な個人情報保存有無を点検するため、毎年職員の業務用パソコンに保存されている個人情報に対する一斉点検及び整備を実施し、法的保有根拠のない個人情報に対しては破棄措置しており、個人情報処理システムに対する災難・災害時の対応訓練も実施している。特に、最近急増している個人情報漏洩事故を予防するため、本庁だけでなく傘下機関の個人情報保護改善にも努めている。傘下機関を対象に個人情報管理実態の一斉点検及び現場実態調査を実施するなど、個人情報

に対する責任意識を高めた。また、個人情報取扱者のためには特許庁個人情報保護ガイドラインを別途作成し、個人情報の保護・管理の強化に万全を期している。

ハ．評価及び発展方向

韓国特許庁は最高の情報保安レベルを維持するために多角的な努力を傾けた結果、中央行政機関を対象とする国家情報院及び行政安全部の2021年「情報保安管理実態評価」、「国民向けサービス情報保護」分野の政府業務評価において、最上位圏の優秀な成績を達成した。しかし、最近のサイバー攻撃がますます知能化・多角化しているだけに、現在の成果に満足せず、情報保安管理システムを持続的に強化し、特許情報が安全に保存・処理できるよう最善を尽していく予定である。

第2節 ユーザー中心のサービスシステムの構築

1. 概観

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 チェ・サンウォン

イ. 概要

韓国特許庁はユーザーのニーズに応じた知的財産行政サービスシステムの構築、ユーザーの不満や隘路事項の解消に向けた制度改善、高品質相談サービスの拡大、出願・登録サービスの改善、ユーザーの負担緩和及び納付利便性の向上に向けた手数料システムの改善などに取り組んできた。

特許庁は毎年サービス行政及び制度改善推進計画を策定・施行して国民の不満を体系的に改善・是正しており、災難時の減免基準及び手続きの制定、担保産業財産権の買収・活用事業に伴う特許庁手数料免除の導入、IP優秀企業の特許(登録)料減免の拡大など顧客負担を減らすための努力を続けている。

また、行政サービスの品質を高めるため、毎年知的財産顧客満足度調査を実施しており、知的財産(IP)関連業務従事者、研究員、大学生など外部専門家もともに参加して知的財産行政全般を点検する知的財産行政モニター団も運営している。

そして、いつでもどこでも簡単に知的財産行政サービスが利用できるよう、24時間電子サービスである特許路システムを提供している。24時間提供されるサービスとしては、書類の受付、特許庁発送通知書の閲覧、登録原簿など各種証明書の申請及び発行、審査進行情報の閲覧、出願番号及び提出書類処理過程の通知などがあり、大部分のサービスに対して当日即時処理を提供している。

今後も特許庁利用顧客の満足度及び利便性向上、効率的な知的財産行政サービスの

提供に向けて、書類の簡素化など各種サービス制度の改善、合理的な手数料システムの構築、システム整備などを持続的に推進していく予定である。

2. ユーザーを配慮した手数料システムの改編

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 チェ・サンウォン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産ユーザーの知的財産創出・維持活動に関する行政的・経済的負担を軽減するため、ユーザーの立場に立って改善事項を常に発掘すると同時に、災難発生による知的財産創出・維持活動の被害を最小化するための手数料政策を策定・施行している。

ロ. 推進内容及び成果

2021年に特許庁は災難発生の影響による出願料など手数料負担を緩和し、顧客が体感できるサービス改善のために制度改善を推進した。

1) 災害減免制度の策定推進

まず、特許庁は災害が随時発生し、その被害規模が次第に拡大傾向にあることから、災害発生の際に迅速に対象地域出願人などに対する手数料減免が施行できるよう、災害減免基準及び手続きの策定を推進した。2022年から本格的に施行される今回の制度改善により、災害発生の際に毎回手数料減免基準と手続きを新たに設定しなければならなかった行政の非効率性を解消し、支援制度に対する顧客の予測可能性を高めることができるようになった。加えて、制度改善前は1カ月程度かかった災害減免施行準備期間を1週間程度に短縮できるものと期待される(2022年2月施行)。

2) 回収支援機構減免制度の導入推進

また、特許庁は中小企業のIP金融利用拡大を促進するため、担保産業財産権の買入・活用事業を行う専門担当機関、専門機関及び事業遂行機関(回収支援機構)に対する特許(登録)料及び手数料の免除制度(特許・実用新案対象)の導入を推進した(2022年2月施行)。

これまで銀行など金融機関は貸出金回収可能性に対する懸念でIP金融施行に困難を覚えていたが、担保として提供されたIPを買い入れる回収支援事業の施行でその懸念が解消できた。さらに、事業遂行の際に回収支援機構が負担しなけりばならなかつた権利の移転登録料、質権の設定登録料、4年目以降の特許料・実用新案登録料の免除を推進することで、IP金融拡大に向けた支援をさらに強化した。

3) IP優秀企業に対する支援拡大の推進

一方、積極的なIP活用で職務発明優秀企業及び知的財産経営認証企業として選定された中小企業及び中堅企業に対する支援を拡大するため、従来4～6年目に適用されていた特許(登録)料に対する減免を9年目まで拡大し、2022年2月に終了予定であった減免制度の適用を2026年2月まで追加延長した(2022年2月施行)。

ハ. 評価及び発展方向

特許庁は需要者の立場でより便利に知的財産行政サービスが利用できるように手数料制度を持続的に改善し、新しい政策も同時に施行した。災害時の手数料減免基準及び手続きの策定を推進することで減免が適時に施行できるようにし、回収支援機構に対する減免新設及びIP優秀企業に対する減免拡大を通じて知的財産生態系拡大のため手数料政策レベルの支援を強化した。今後も特許庁は顧客の立場から制度改善に向けた努力を続けていく計画である。

3. 顧客とともに行うサービス制度の改善

情報顧客支援局 情報顧客政策課 行政事務官 チェ・サンウォン

イ. サービス行政及び制度改善推進計画の策定

韓国特許庁は顧客中心のカスタマイズ型サービスを強化するため、毎年サービス行政及び制度改善推進計画を策定・施行している。2021年には国民提案、懇談会などを通じて政策及び制度改善需要者の意見を取りまとめ、サービス行政の改善及び能力強化、公正かつ迅速な苦情処理など4つの分野、14件の細部課題を策定して推進した。サービス行政及び制度改善推進計画の成果は外部リサーチ専門機関が実施する顧客満足度調査を通じて点検を行い、顧客満足度が下落、もしくは低迷している分野に関しては顧客対応態度向上教育及び知的財産行政モニター団のモニタリング活動を通じて集中的に点検するなど、需要者中心の顧客サービス提供水準を持続的に高めている。

ロ. 顧客とともに行うサービス制度の改善

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は知的財産行政に対する国民のアイデアを制作開発に活用し、制度改善課題を発掘するため、2021年5月に一般国民を対象に制度改善に関する提案公募を行った。

2) 推進内容及び成果

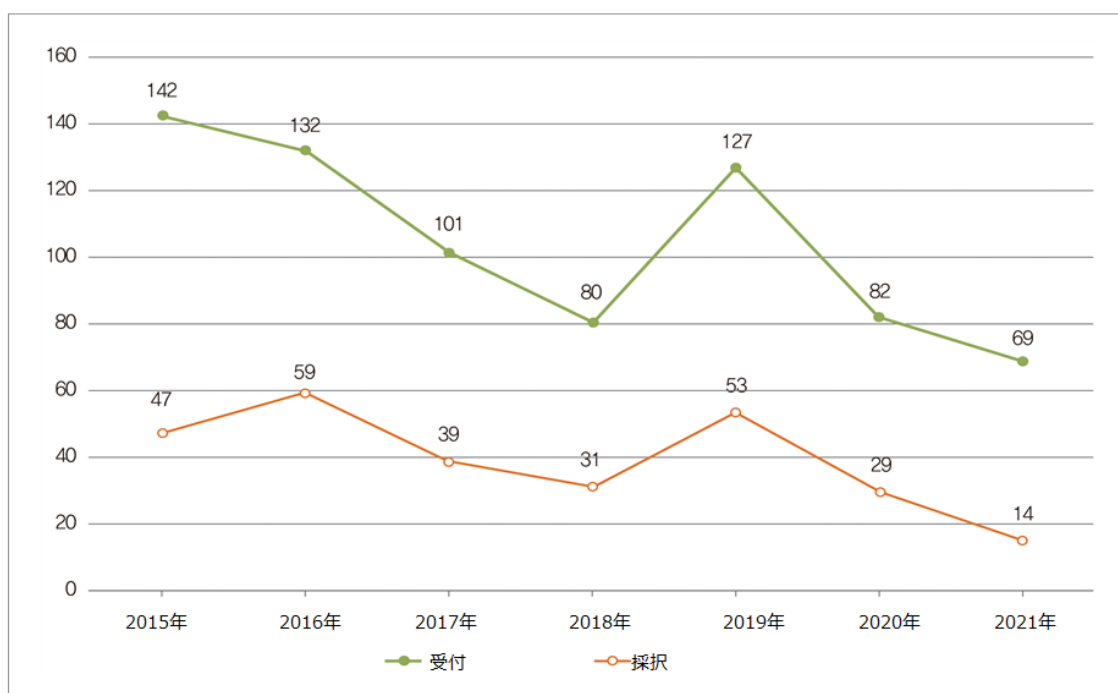
制度改善提案公募を通じて計69件の提案を受け付け、その中から14件の制度改善課題を採択した。採択された課題は所管部署の検討を経て、即時に施行が可能な提案なのかどうか、中・長期的な検討が必要な案件なのかどうかを判断して実施時期を決め、実施が完了した後は国民申聞鼓(苦情申立窓口)などを通じて実施結果を提案者に通知

した。

3) 評価及び発展方向

制度改善提案公募を通じて出願・登録・手数料など特許行政全般における多様な部門から制度改善事項が発掘され、一般国民の知的財産行政へのアクセシビリティと利便性の向上に寄与した。今後も特許庁は国民提案制度をより拡大するため、制度改善提案公募の運営をさらに活性化する計画であり、単純に採否だけを決定するのではなく、一度提案された顧客からの意見が大切に管理できるよう、多様な管理方策を講じる予定である。

<図VI-2-2> 最近7年間の提案件数及び採択件数の推移



ハ. 知的財産行政モニター団の運営

知的財産行政モニター団は需要者中心の行政サービスを実現するため、専門性と参加度の高い外部顧客をモニター団として選定し、顧客からの現場の声を反映するコミ

コミュニケーション窓口の役割を果たしている。

2021年には知的財産関連業務従事者、研究員、大学生、教師、一般人などで構成された第6期知的財産行政モニター団の20人が活発なモニタリング活動を展開した。

知的財産行政モニター団は与えられた課題を特定期間の中にモニタリングする課題付与方式と常時進める自由課題方式を併行して制度全般に対するモニタリングを実施した。また、庁内部の部署別モニタリング課題需要調査を通じて充実した政策モニタリングを行った結果、計89件の提案を受け、所管部署の検討を経て、75件を採択して措置を取る目覚ましい成果を取めた。

二. 顧客サービスの常時モニタリング及びモニタリング結果のフィードバック

1) 顧客満足度調査

韓国特許庁は分野別の知的財産行政サービスレベルを正確に診断し、顧客の意見を取り入れて制度改善に反映するため、毎年1回の顧客満足度調査を実施している。出願・登録・審査・審判など知的財産行政の全分野にわたって、出願人、代理人、サービス利用者など約3,600人余りを対象に、知的財産行政全般に対する満足度調査を行っている。評価の公正性を確保するため、外部リサーチ専門機関に評価を委託して施行しており、評価の結果は顧客サービスを改善するための基礎資料として活用している。2021年度の特許顧客満足度は82.01点を記録した。

<表VI-2-4>最近5年間特許顧客満足度の推移

(単位：点)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
満足度	79.72	79.48	80.78	81.59	82.01

2) 行政サービスに対する評価

行政安全部と国民権益委員会では2021年46の中央行政機関を対象に行政サービスシステム評価及び国民申聞鼓運営評価を合同実施した。行政サービスシステム分野は行政サービス戦略及び遂行システムと制度運営状況进行评估し、サービス処理実態分野は国民申聞鼓評価・行政サービス運営及び活動と関連評価としてサービス満足度の向上、サービス受付の迅速程度、処理期間の遵守などの指標进行评估する。サービス総合評価は全体中央行政機関に対するサービスの品質を測定し、競争的で国民を配慮した行政サービスの実現を通じて行政サービスの質的向上を図るためのもので、特許庁は行政サービス及び制度改善推進計画、毎月サービス現状分析・報告など顧客満足のために多様な内部点検システムを運営している。今後も特許庁は需要者中心の知的財産行政サービスを実現するため、多様な顧客満足度向上策を講じて施行する予定である。

4. 24時間電子サービスの提供

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 チャ・ゴンスク

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は1999年から世界初インターネット基盤の電子出願サービスを提供し始めたが、電子出願サービスの時間が勤務時間内に限られていたため、ユーザーからサービス時間に対する拡大要請が多く寄せられた。

そこで、特許庁はユーザーの要望に応じて、24時間365日いつ、どこでも電子サービスの利用ができるように、特許ネットシステムを改善することを決め、まず24時間365日Non-stop電子出願サービスを提供するためのマスタープランを策定した。2002年に策定されたマスタープランに基づき、2003年から特許ネットシステムをリアルタイムサービスシステムに切り替える作業に着手するとともに関連法制度を改善し、2005年11月から24時間電子サービスを提供することになった。

また、オンライン出願支援システムである「特許路」は、ユーザーのコンピューティング環境の変化に敏感に反応するため、運営システム(OS)のアップグレード、ウェブブラウザ(IE、Chrome、Firefoxなど)の多様化など国内外におけるユーザーのコンピューティング環境変化によるシステムへのアクセシビリティの改善が求められるようになった。

ロ. 推進内容及び成果

2021年には特許路からプラグインを除去し、ログイン手段に簡便認証を追加するなど特許路へのアクセシビリティを改善した。また、証明書をPDFで発行できるようにし、手数料払戻申請の時に通帳の写本を提出した方式の代わりに預金主実名照会サービスを導入してユーザーの便宜を図った。

ハ. 評価及び発展方向

これまで電子出願中心の電子サービスの高度化によって、特許顧客の電子出願満足度や電子出願率が持続的に上昇している。それを受けて今後はカスタマイズ型の電子サービスだけでなく、高付加価値特許情報の活用を最大化するため、特許情報普及インフラの拡大及びその情報提供の範囲を持続的に拡大していく予定である。

<表VI-2-5>電子出願の主要改善事項

年度	推進内容
2018年	<ul style="list-style-type: none"> ・特許庁専用の明細書作成プログラムを設置しなくても、商用ワードで明細書を簡単に作成できるように「明細書提出ファイルの変換機」を提供 ・WIPOウェブ方式のPCT電算出願システムであるe-PCTと特許路の連結により、PCT出願書をクリック一回で提出できるように提出方法を簡素化 ・行政安全部の政府24と特許路サービス2種類(特許出願情報の照会、特許登録原簿写本の照会)を連携して特許行政サービスのアクセシビリティを向上 ・PDFフォーマットの電子ファイルで発行できる電子登録証サービスを開発
2019年	<ul style="list-style-type: none"> ・モバイル端末機で特許路利用サービスを提供(証明書の発行など26メニュー) ・商標モバイル出願システムの新規サービスを提供 ・ウェブ出願書式の拡大(89種類→100種類)及び便利機能の強化(一時保存及び呼び出し)

	<p>機能の追加、文字商標のサンプルイメージ自動生成など</p> <ul style="list-style-type: none">・ 認証関連サービス機能の改善(ウェブ標準無設置方式のブラウザ公認認証書サービスの提供、デジタルワンプスを利用した認証サービスの提供)・ 共同出願の電子署名(出願人が複数である場合、各自のPCから電子署名機能を提供)・ KEAPSを利用した24時×365日、無中断新規出願サービスの提供
2020年	<ul style="list-style-type: none">・ 出願日を取引するのためのpdf、docxなど自由形式明細書(臨時明細書)の提出許容・ 無人書類受付機の構築により、非対面で24時間×365日受付サービスの提供・ 特許庁に提出するすべての書式をウェブで作成して提出できるように改善・ 特許、実用新案、商標、デザインの4つの権利に対してモバイル出願サービスを提供

第3節 特許情報DBの構築

1. 概観

情報顧客支援局 情報管理局 電算事務官 イ・ウォンソク

韓国特許庁は国民と特許庁の審査官が簡単に必要な知的財産情報を活用できるよう、様々な特許情報DBを構築して提供している。民間からは公共機関が保有している情報の開放及び共有を持続的に要求しており、特許庁はこれに応じて知的財産情報の民間への開放・共有を拡大し、国内外における知的財産情報の活用促進に向けて持続的な努力を傾けている。

韓国特許庁は国際協力の強化を通じて米国、日本などIP5の特許情報だけでなく、新興国の特許情報の入手及びDB構築に取り組んでおり、海外特許情報のDB構築とともに、国内特許情報の国内外における活用強化に向けてインターネット特許公報を発刊し、審査官及び一般向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供している。また、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用できるよう、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

同時に、書面で受け付けられる全ての書類を電子文書に転換し、特許行政の全過程において紙のない(PAPERLESS)行政を目指している。このような特許行政の過程で発生する全てのデータは、品質管理過程を経てからデータの誤謬を整備しており、品質管理過程を通じて国民が信頼して使用できる特許データ構築のために努力している。

韓国特許庁は様々な特許顧客の要求事項を分析・取りまとめて、今後より有用かつ高品質の特許情報を持続的に提供する予定であり、開放された特許情報の民間活用促進のためにも持続的に力を入れていく計画である。

2. 特許情報の戦略的活用基盤の構築

情報顧客支援局 情報顧客政策課 技術書記官 カン・ソンホン

イ. 推進背景

知的財産権、その中でも特許は企業などが費用をかけて作った研究結果の結晶であり、世界的に毎日8万件以上の新しい情報が生成されている。特許情報には具体的な技術内容だけでなく、企業の技術・市場戦略、核心人材などの情報を含んでおり、このような特許情報をうまく分析すれば、未来技術と産業動向を把握して今後の推移を予測することが可能である。したがって、最近グローバル技術覇権争いが日増しに激化する中で、特許情報は重複研究開発投資の防止、産業・経済・安保政策の策定にも積極的に活用されている。

また、特許情報は世界的に通用する「標準」書誌情報を用いて公開・交換されているが、その標準書誌情報には金融・産業・科学技術情報など連携のための「核心識別情報」が含まれている。すなわち、特許情報は経済(金融)・産業・科学(R&D)情報と連携・融合する場合、その活用価値は上昇し、新しい付加価値を創出できる特性を持っている。

特許情報を利用する多数の需要機関も企業経営・技術開発戦略策定などのために権利移転情報、被引用情報などの特許情報を拡大構築する必要があるという意見を提示してきた。

そこで、特許情報を拡大構築し、活用システムを整えることで、政府・民間などによる特許情報の積極的な活用を促進する基盤を構築することが重要である。

ロ. 推進方向

これと関連して特許庁は2021年7月第4次産業革命委員会の第5次データ特別委員会の案件として「特許データの活用及び普及拡散方策」を報告し、主要課題を議論した。

「特許データの活用及び普及拡散方策」は企業、産業及び政府など需要者別のカスタマイズ型特許データの構築・開放、特許情報活用活性化に向けたインフラの改善など4つの戦略を骨子として、技術・市場・産業戦略の側面で分析が可能な特許データを新しく構築・開発する内容が課題として盛り込まれている。

まず、企業支援の観点では特許の本来の価値が認められ、R&Dの全過程において特許情報が簡単に活用されるように引用情報などを拡大構築し、産業観点では産業別の特許動向に対する一貫性のある分析システムを整備するなどの方策が講じられた。また、政府レベルでは海外特許情報の入手を拡大することで、グローバル特許の流れを綿密に分析できる基盤を提供するなど、国家政策の策定から産業と企業活動全般にわたって特許情報を戦略的に活用できる基盤を提供することに重点を置いた。

これを基に特許庁は特許情報構築拡大及び関連システム改善を推進するための事業予算を確保するため、2022年に「知的財産(IP)データダム構築のための情報化戦略計画(ISP)」を推進する計画である。

また、2021年11月に産業財産情報を体系的かつ効率的に管理し、その活用を促進するための「産業財産情報の管理及び活用促進に関する法律案」が発議され、制定推進中である。この法律案は政府レベルで特許情報の活用促進のための政策手段とその法的根拠を設けるためのもので、これを通じて国家と企業の効率的な研究開発遂行及び産業・技術戦略策定のための特許情報活用の制度的基盤が構築されることを期待する。

3. 知的財産権データの拡充及び管理・活用

情報顧客支援局 情報管理課 電算事務官 イ・ウォンソク

イ. 知的財産権データの構築

1) 推進背景及び概要

韓国特許庁は国民と審査官が先行技術検索のために活用できるよう、1999年から国内及び海外の知的財産権検索DBを構築している。現在、米国特許商標庁などIP5(韓国、米国、欧州、日本、中国)を含め、海外56カ国から知的財産権データを入手しており、その中で米国、欧州、日本等の主要知的財産先進国の特許技術データを検索に活用している。2017年にはユーラシア、スペインなど新規13カ国のデータを拡大し、計26カ国のデータをサービスしている。2021年12月末基準で検索DBに搭載された国内及び海外の知的財産権データは51,760万件に達し、これは前年比3,124万件が増加したもので、毎年3千万件以上増加している。

2008年には世界各国の特許庁が国際特許審査過程で調査が義務付けられているPCT最小限文献に韓国特許文献が含まれ、韓国検索DBの品質が重要な事項として台頭した。これを受けて、韓国特許庁は2009年に事前検証DBを構築することで、国内外から入手したデータを検索DBに搭載する前に、データエラーなどを体系的に整備・加工するシステムを整えた。

また、2009年には「データ品質管理システム」を構築し、エラーデータの発生を未然に防ぎ、既存のデータエラーを自動的に探知して整備できるシステムも整えた。2012年にはデータフローを統制し、システム間の連携を通じてエラーの発生原因をより簡単に追跡・分析できる「データフロー管理情報システム」を構築した。2019年には特許庁内部・外部データのデータ間関係を点検する検証体系及びシステムを構築し、2021年連携データ管理指針を作成して連携データ品質検証式を高度化した。

このような体系的なデータ品質管理システムを通じて、行政安全部主管の公共データ品質管理評価で最優秀機関に選ばれ、知的財産権データの対外信頼度を高めた。

2) 検索DBの構築状況

＜表VI-2-6＞特許及び実用新案検索DBの構築状況

(2021年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国別件数
国内 特許	書誌	1983～1998	Text	8,459	10,022,191
	公開情報	1983～1998	Image	826,496	
		1983～2005	SGML	1,090,296	
		2005～	XML	2,348,013	
	公告公報	1948～1998	Image	288,936	
		1979～2005	SGML	459,910	
		2005～	XML	1,846,006	
英文抄録(KPA)	1979～	SGML/XML	3,154,075		
国内 実用	書誌	1950～1998	Text	155,963	2,056,716
	公開情報	1983～1998	Image	746,336	
		1983～2005	SGML	278,836	
		2005～	XML	95,983	
	公告公報	1948～1998	Image	285,758	
		1979～2005	SGML	376,791	
		2005～	XML	117,049	
日本	書誌	1975～1998	Text	8,305,365	70,513,932
	特実公報	1971～1982	Text	2,760,296	
		1983～2003	SGML	10,176,903	
		2004～	XML	10,120,525	
		1950～1996	Image	22,570,112	
	特許抄録イメージ	1975～1996	Image	5,159,434	
特許英文抄録(PAJ)	1976～	SGML	11,421,297		
欧州	DOCDB 2.0	1974～	Text	158,317,863	165,998,950
	欧州公開(ESPACE-A)	1978～1999	Image	914,126	
		1975～2004	SGML	1,477,250	
		2004～	XML	2,831,007	
	欧州公告(ESPACE-B)	1980～1999	Image	350,841	
		1980～2004	SGML	713,331	
2004～		XML	1,394,532		

WIPO	国際公開パンフレット (ESPACE-WORLD)	1978～	Text	442,418	5,526,667
		2000～2002	SGML	346,669	
		1978～1999	Image	458,235	
	国際公開パンフレット (IMPACT RULE87)	2002～	XML	4,279,345	
米国	特許公告	1790～	Image	19,515,737	49,632,885
		1920～1975	OCR Text	2,496,451	
		1976～2004	SGML	3,060,704	
		2005～	XML	4,368,967	
	特許公開	2001～	Image	13,458,594	
		2001～2004	SGML	760,909	
2005～		XML	5,971,523		
台湾	特許公開書誌/抄録	2003～	XML	822,181	5,596,790
	特許公開書誌/抄録	1993～	XML	673,431	
	実用書誌/抄録	1997～	XML	502,912	
	公開公報イメージ (書誌、抄録)	2003～	Image	834,345	
	登録公報イメージ (書誌/抄録)	2001～	Image	1,035,899	
	公開明細イメージ (請求項、明細書)	2003～	Image	829,023	
	登録明細イメージ (請求項、明細書)	1988～	Image	898,999	
イギリス	特許公開	1991～2007	SGML	197,827	300,615
		2007～	XML	102,788	
中国	特許公開/公告 (英文抄録)	1985～	Text	15,813,678	83,277,819
	特許公開	1985～	Image	13,723,316	
		1985～	XML	13,788,259	
	特許登録	1985～	Image	4,780,341	
		1985～	XML	4,800,979	
	実用登録	1985～	Image	15,162,489	
1985～		XML	15,208,757		
カナダ	特許公開/公告	1999～2007	SGML	410,104	2,281,101
		1969～	XML	1,870,997	

2021年度知的財産白書

オーストラリア	特許公開/公告	1946～	SGML	2,239,597	3,699,324
		1946～	Image	1,459,727	
ドイツ	特実公報	1877～	XML	7,014,922	14,296,279
		1877～	Image	7,281,357	
フランス	特許公報	1981～	XML	1,392,277	1,974,487
		1981～	Image	582,210	
ロシア	特実公報	1997～	XML	1,151,332	2,151,102
		2005～	Image	999,770	
ユーラシア	特許公報	2010～	XML	65,519	130,893
			Image	65,374	
スペイン	特実公報	2004～	XML	150,865	237,076
		2009～	Image	86,211	
イスラエル	特許公報	1970～	XML	249,737	249,737
ポルトガル	特実公報	2006～	XML	16,051	32,102
		2006～	Image	16,051	
オーストリア	特実公報	1992～1999	Image	15,565	66,385
		1997～2006	SGML	15,296	
		2007～	XML	35,524	
デンマーク	特実公報	2014～	XML	7,380	14,744
			Image	7,364	
ポーランド	特実公報	1924～	XML	234,421	468,842
			Image	234,421	
コロンビア	特実公報	1995～	XML	12,800	25,083
			Image	12,283	
スロベニア	特許公報	1998～	SGML	6,090	6,090
フィリピン	特実公報	2014～	XML	41,673	41,673
スイス	特許公報	2014～	Image	16,909	24,430
		2000～2006	SGML	6,231	
		2007～2008	XML	1,290	
スウェーデン	特許公報	2014～	XML	15,381	15,381
セルビア	特実公報	1921～	XML	100,978	201,956
			Image	100,978	
計				418,843,250	418,843,250

<表VI-2-7>デザイン検索DBの構築状況

(2021年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内	先出願	1960～	Image (JPG, TIFF)	7,906,380	35,125,351
	先出願全文イメージ	1960～1998	Image (TIFF)	169,017	
	国内公報	1966～	Text	1,275,212	
			Image (JPG, TIFF)	8,272,485	
	国内公報全文イメージ	1966～1998	Image (TIFF)	244,616	
	拒絶包装袋全文イメージ	1992～1998	Image (TIFF)	36,073	
	登録書類綴全文イメージ	1966～1999	Image (TIFF)	236,700	
	登録原簿全文イメージ	1948～1991	Image (TIFF)	132,542	
	カタログ (全文イメージを含む)	1980～	Text	4,916,607	
			Image (JPG)	8,069,550	
	画像デザイン	2003～	Text	186,973	
			Image (JPG)	186,973	
	フォント (typeface)	2004～	Text	37,092	
			Image (JPG)	81,868	
実用新案デザイン	1970～	Text	497,098		
		Image (JPG, TIFF)	2,620,657		
平面デザイン	1976～	Text	127,754		
		Image (JPG)	127,754		
日本	1965～1999	Text	898,235	8,964,519	
	1997～	SGML	635,508		
	1965～	Image (TIFF)	7,430,776		
ドイツ	1988～	Text	834,472	2,313,277	
		Image (JPG)	1,478,805		
WIPO	1999～	Text	288,960	1,318,557	
		Image (JPG)	1,029,597		
EUIPO	2003～	Text	1,328,037	6,711,694	
		Image (JPG)	5,383,657		
過去の海外デザイン (米国、ベネルクスなど)	1975～2004	Text	798,076	1,867,684	
		Image (JPG)	1,069,608		
米国デザイン	1997～	Text	483,371	3,597,878	
		Image (JPG)	3,114,507		
中国デザイン	2010～	Text	576,863	4,371,124	
		Image (JPG)	3,794,261		
海外平面デザイン	1960～	Text	89,739	179,478	

		Image (JPG)	89, 739	
計			64, 449, 562	64, 449, 562

＜表VI-2-8＞商標検索DBの構築状況

(2021年12月末基準、単位：件)

区分	資料種類	構築年度	資料形態	累計	国家別件数
国内	書誌	1950～	Text	4, 614, 195	12, 798, 791
	見本イメージ	1950～	Image (JPG)	4, 472, 743	
	出願公告全文イメージ	1998～	PDF	2, 249, 625	
	登録公報全文イメージ	2016～	PDF	652, 433	
	拒絶包袋全文イメージ	1989～1998	Image (TIFF)	151, 147	
	登録書類綴全文イメージ	1974～1999	Image	452, 273	
	登録原簿全文イメージ	1952～1991	Image	206, 375	
海外	米国	1823～	Text	11, 418, 653	11, 418, 653
	カナダ	1872～2012	Text	1, 274, 897	1, 274, 897
	日本	1969～	Text	4, 923, 050	4, 923, 050
	オーストラリア	1906～	Text	1, 756, 367	1, 756, 367
	EUIPO	1996～	Text	2, 133, 216	2, 133, 216
計				34, 304, 974	34, 304, 974

3) 評価及び発展方向

世界最高水準の特許情報サービスを提供するため、国内外から入手している特許データを持続的に拡充する一方、高品質のデータを対外に提供するため、サービスを実施する前にデータの1次的な検証ができる「事前検証DB」を構築し、体系的なデータ品質管理のための「データ品質管理システム」を導入して運用している。2021年はデータ品質管理システムを高度化するなどデータ品質管理システムを継続的に整備・高度化することで、高品質の特許情報サービスを提供するとともに、ユーザー満足度の向上に向けて持続的に努力している。

今後も特許庁は国民と審査官がより膨大かつ品質の高い知的財産権データを活用で

きるよう、検索DBに搭載する海外のデータを拡充しつつ、7千個余り構築されている特許データの検証式(Business Rule)を通じて、データの監視範囲の拡大とデータの重要度を反映した品質整合度の向上を図りつつ、持続的にデータ品質管理システムを高度化していく計画である。一方、外国特許庁が自国の検索DBに韓国のデータを搭載して活用する際に不都合が発生しないよう、データ普及及び技術支援システムも強化していく計画である。

ロ. データ管理専門担当組織の運営

1) 推進背景及び概要

1999年1月から本格的に稼働した特許ネットシステムが安定化され、特許情報データを一元化されたデータ管理組織を通じて体系的に生産・整備・分析・加工し、データエラーを検証・整備するため、2002年5月にデータ管理専門担当組織を構成した。

現在特許庁はデータ関連業務の専門化のために専門担当組織を運営しており、特許情報DBの構築、特許情報の普及・交換、データ整備、データ品質管理、データ分析業務を遂行している。

2) 推進内容及び成果

データ間関係の複雑性が増し、開放データの重要度が高まっていることから、特許庁内部・外部のデータ間関係を把握し、データ品質を強化するため、連携データ管理システムの構築3カ年計画を策定(2017年～2019年)して推進した。2019年には2018年に構築したデータ間関係の導出結果を基に、特許庁内・外部データ間関係の現状を容易に把握して知的財産データを効率的に管理できるよう、「連携情報照会システム」を構築した。また、2021年連携データ管理指針を作成し、連携データ検証式を高度化するとともに、データ基盤特許行政推進のために特許庁内・外部の多様な要求を対象に活用価値の高い分析課題を選定し、多様な分析技法の適用を通じて特許データの活

用性を強化するためのモデル分析を進めるなど、知的財産データ管理の高度化に向けた努力を続けている。

このような努力の結果、2006年397件であった特許データ検証式を2021年基準で7,587件に拡大し、データ品質の正確度は99.81%に達した。2017年度以後2021年まで5年連続で公共データ管理1等級を達成し、科学技術情報通信部主管の2019年データ品質大賞では模範的なデータ品質管理組織運営及び活動で大賞を受賞し、知的財産権データの対外信頼度が上昇した。

＜表VI-2-9＞2021年度の教育実績

教育対象	情報化事業者		システム開発者		外部機関 ベンチマーク
	回数	人数	回数	人数	
実績	1回	13人	2回	20人	2回

＜表VI-2-10＞年度別データ品質の正確度

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
データ品質の 正確度(%)	99.56	99.63	99.70	99.75	99.80	99.84	99.84	99.84	99.82	99.81

＜表VI-2-11＞2021年度データ管理業務処理の状況

区分	データ品質管理		特許情報DB構築		
	エラーデータ整備	サービス対応	国内	国外	計
実績	7,406,105	6	60,003,049	457,594,737	517,597,786

3) 評価及び発展方向

信頼度の高い特許行政サービスのための礎である高品質の特許データの確保は特許審査の品質向上につながる。そのためにデータ管理専門担当組織を中心にデータ品質管理システムの安定的な運営とデータ標準及び構造管理などの活動を遂行しており、エラーデータの流入を遮断するために特許データを常時モニタリングしている。また、

データにオーナーシップ (Ownership) を付与し、現業部署と情報化部署の協力の下でデータを管理することで、データ品質重視文化を作り上げている。

今後もデータ管理専門担当組織を通じて特許データの構築・加工・普及など管理体系を改善し、データ品質管理システムとデータ管理制度の高度化のために持続的な努力を傾け、世界最高水準の特許行政サービス実現のための基盤を提供する計画である。

4. 韓国特許英文抄録の構築

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 イ・ヘミン

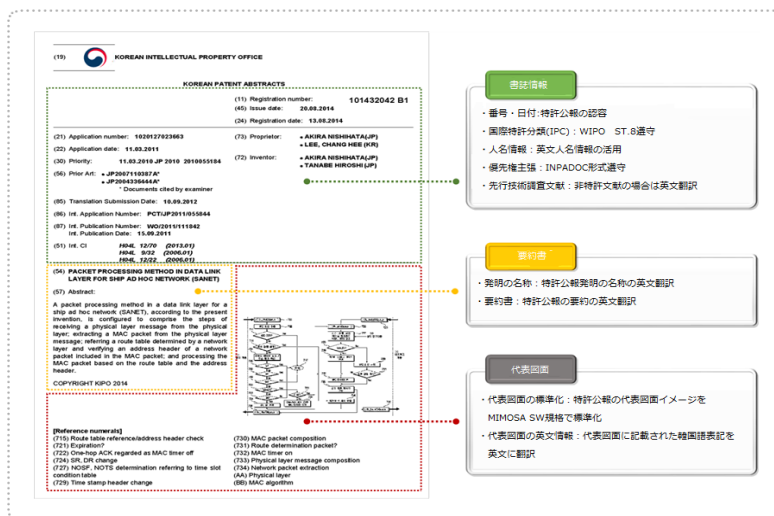
イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は海外で韓国の知的財産を保護し、特許多出願国としてのプレゼンスを高めるため、国内で出願された特許技術の内容を英文で記載した韓国特許英文抄録 (KPA, Korea Patent Abstracts) を発刊している。発刊された韓国特許英文抄録は海外において韓国の特許技術を保護するため、先行特許技術調査及び技術動向把握資料として海外特許庁及び国際調査機関に迅速に普及している。

韓国特許文献がWIPO総会でPCT最小限文献に含まれたことで、韓国は2007年4月から韓国特許英文抄録を国際調査機関にPCT最小限文献として提供している。

韓国特許英文抄録は特許公報に記述されている発明の主要内容を海外の審査官及びユーザーが迅速かつ正確に理解できるように英文で記載した英文要約書で、書誌事項、要約書及び代表図面で構成されている。

< 図VI-2-3 > 韓国特許英文抄録の構成項目



ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は1979年から登録特許を対象に冊子形態で韓国特許英文抄録を発刊した。また、1997年からは特許3極(米国・欧州・日本)が共同で開発したMIMOSA S/Wを活用して検索照会が可能なCD-ROM形態で普及した。2000年から国内出願技術の海外保護機能を強化するために発刊対象を公開特許まで拡大し、2010年にはデータ形式標準をSGMLから国際的なデータ形式標準であるXMLに変更した。これまで登録特許の先行技術調査文献情報(2011年)、代表図面に存在する韓国語に対する英文翻訳(2013年)、PCT国際出願書誌情報及び出願人国籍情報(2014年)、新規CPC書誌情報の追加(2016年)、可読性の低い文章の単文化(2017年)などを通じて韓国特許英文抄録の活用度を高め、ユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大した。特許庁はこれまで韓国特許英文抄録の発刊及びDB構築のために計836億ウォンを投入し、2021年に発刊した100,917件を含めて計3,049,203件の英文抄録を発刊した。

< 表VI-2-12 > 韓国特許英文抄録DBの構築状況(2021年12月末基準)

(単位: 件)

区分	1979～ 1999年	2000～ 20013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	合計

登録特許	82,086	306,846	35,471	33,391	40,367	35,744	34,884	27,172	34,806	29,009	659,776
公開特許	-	1,608,980	100,737	102,817	135,904	103,526	96,927	82,808	85,820	71,908	2,389,427
小計	82,086	1,915,826	136,208	136,208	176,271	176,271	131,811	109,980	120,626	100,917	3,086,204

韓国特許英文抄録はCD-ROMで製作し、62の海外特許庁と国際調査機関及び国立中央図書館など国内11機関に無料で普及している。そして、迅速な普及のためにオンライン(FTP)普及先を2012年中国(1カ国)から2020年まで米国、欧州、日本、台湾、ロシアなど32カ国へと順次に拡大した。

<表VI-2-13> 韓国特許英文抄録の国内外配布機関の状況(2021年12月末基準)

区分	内容
海外 (62カ所)	特許庁 (55カ国) 그리스(FTP)、南アジア共和国、台湾(FTP)、デンマーク(FTP)、ドイツ(FTP)、ロシア(FTP)、ルーマニア、マレーシア、メキシコ、米国(FTP)、ミャンマー(FTP)、バングラデシュ(FTP)、ベネズエラ、ベトナム、ベラルーシ(FTP)、ブラジル(FTP)、セルビア、スリランカ、スウェーデン(FTP)、スペイン(FTP)、スロバキア(FTP)、シンガポール、アルゼンチン(FTP)、アゼルバイジャン(FTP)、アンゴラ、エチオピア、エルサルバドル、英国、イエメン、オーストリア、ヨルダン、ウルグアイ(FTP)、ウクライナ、イスラエル、エジプト、イタリア、インド、日本(FTP)、中国(FTP)、チェコ、チリ、カンボジア(FTP)、コスタリカ、コロンビア(FTP)、クロアチア(FTP)、キルギスタン、タイ、チュルキエ、パナマ、ペルー、ポーランド、フランス、フィリピン(FTP)、ハンガリー(FTP)、UAE
	関係機関 (7カ所) APCTT、CIPTC、INPIT(FTP)、WIPO(FTP)、ARIPO(FTP)、EAPO(FTP)、EPO(FTP)
国内(11カ所)	国家情報院、国立中央図書館、国会図書館など11カ所

また、外国審査官と外国人が韓国特許英文抄録を無料で利用できるよう、特許情報ネットKIPRISとK-PION(韓国特許情報照会サービス)で検索サービスを提供している。2014年からは制作工程の簡素化及び出願人の意図を反映するために出願人提出要約書を翻訳・制作しており、書誌情報の提供周期の短縮及びオンライン(FTP)普及先の拡大を通じて迅速に海外へ英文抄録を普及している。最近このような努力及び韓国特許英文抄録に対する需要の増加により、外国審査官は持続的に韓国特許英文抄録を活用している。

＜表VI-2-14＞最近5年間韓国特許英文抄録の検索状況(2021年12月末基準)

(単位：回)

区分	2016	2017	2018	2019	2020	2021
KIPRIS	1,575,660	1,535,332	1,271,032	1,313,088	1,329,766	1,052,664
K-PION	127,046	104,288	63,160	52,453	36,211	39,728

*外部リンク：PatentScopeなど他の検索サービスとのリンクサービス

＜表VI-2-15＞各国における韓国特許英文抄録の活用状況

(2021年12月末基準)

区分		対象国家
自国検索システムの活用	審査官用	(15カ国)米国、日本、EPO、中国、ロシア、エジプト、台湾、ベラルーシ、ドイツ、ポーランド、ハンガリー、キルギス共和国、スウェーデン、フィンランド、バングラデシュ (1機関)ユーラシアン特許機構(EAPO)
	一般用	(5カ国)日本(J-Platpat)、中国(PSS-system)、欧州(Espacenet)、ドイツ(DEPATISnet)、台湾(GPSS) (1機関)WIPO(Patentscope)
海外検索システム*の活用		スロバキア、スイス、スペイン、カナダ、ブラジル、ハンガリー、クロアチア、カザフスタン、ポルトガル、カタール、セルビア、キルギス共和国、ルーマニア、イギリス、ポーランド、チリ、モロッコ、ニュージーランド、フィンランド、メキシコ、オーストリア、ヨルダン、イタリア、ケニア、タイ、ギリシャ、台湾、ドイツ、米国、イスラエル、日本、中国、フィリピン、ノルウェー、ブルガリア、ウクライナ、インドネシア、イラン、コスタリカ、オーストラリア、EPOなど196カ国余り
特許庁検索システムの活用	KIPRIS	米国、スウェーデン、オランダ、中国など82カ国余り
	K-PION	中国、米国、ドイツ、オーストラリアなど21カ国余り

*海外検索システム：Patentscope、Espacenet、EPOQUE、EAPATISなど

ハ. 評価及び発展方向

国際競争力の鍵として知的財産の重要性が増しており、グローバル特許紛争が激化していることから、米国、日本などの主要先進国は知的財産政策を国の最優先課題として推進している。知的財産政策の一環として、日本、中国、台湾、ロシアなど非英語圏国家は自国の特許に対する英文抄録を持続的に発刊して海外普及に努めている。

これまで韓国も外国審査官と外国人が韓国特許技術情報を活用できるように韓国特許公報に対する英文抄録を適期に発刊して迅速に普及することで、海外における韓国特許技術の保護に貢献してきた。

今後も外国審査官などが特許審査の際に韓国特許英文抄録を積極的に活用し、韓国の特許技術を先行技術として引用できるように、ユーザーが求めるコンテンツを持続的に拡大し、迅速な普及に向けてオンライン(File Transfer Protocol)普及先を拡大するなど、多様な取組みを持続的に展開する計画である。

5. 知的財産権公報の発刊

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 ノ・ホ Chol

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は発明の技術内容を公衆に公開することで発明者の産業財産権を保護し、技術の進歩を促進するため、1948年から産業財産権公報を発刊している。1998年5月から公報をCD-ROMで発刊し、2001年7月からはインターネット公報サービスを提供している。誰でもインターネット公報サービス(特許庁ホームページ、www.kipo.go.kr)を通じて公開公報及び登録公報を発刊と同時に無料で閲覧できるように、プログラムを別途に設置する必要もなく、インターネット環境で閲覧可能なPDF文書形式で毎日発刊している。また、毎月定期的にDVD及びFTPを通じて16カ国及び機関(国内3、海外13)に配布している。

ロ. 推進内容及び成果

2021年には約698千件の公報を発刊し、出願人の権利保障及び海外における韓国知的財産権の保護に寄与した。また、インターネット公報メールサービスを利用する加

入者数は約1万2千人、配信したメールの件数は約869万件に至るなど、毎年公報サービスを利用する規模が持続的に増加している。

<表VI-2-16> 2021年度の公報発刊件数

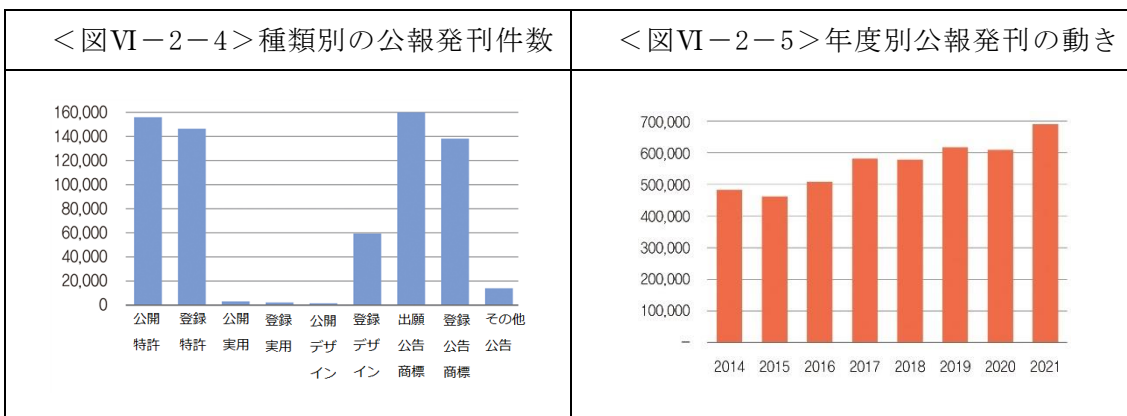
(2021年12月末基準、単位：件)

公開特許	登録特許	公開実用	登録実用	公開 デザイン	登録 デザイン	出願公告 商標	登録公告 商標	その他 公告	計
156,396	146,603	2,917	1,835	1,473	59,417	166,750	138,299	13,836	687,526

<表VI-2-17> インターネット公報のメーリングサービス加入者及びメール配信件数

(2021年12月末基準、単位：人/件)

区分	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
加入者数	11,425	11,548	11,748	11,819	11,906	11,949	12,054	12,085	12,152	12,156
配信件数 (累計)	6,827,983	7,597,503	7,965,950	8,051,153	8,129,960	8,252,361	8,403,438	8,549,871	8,688,142	8,688,898



ハ. 評価及び発展方向

現在、韓国特許庁は発明家、企業及び研究院、弁理士など特定分野における最新特許技術情報が必要なユーザーのため、新たに発刊した公報と関心分野の情報リストを

電子メールで配信する「関心分野メールサービス」を実施している。出願人には自分の産業財産権公報に対する発刊予定日をメールで事前に通知する「公報発刊予告サービス」を提供しており、ユーザーが公報サービスを理解して活用しやすくするために公報書式を改正するなど、便宜を図るために持続的に努めてきた。

韓国特許庁は今後も出願人を始め、ユーザーの利便性向上及び権益保護、韓国知的財産権国際競争力の向上に向け、国際標準とIT新技術が反映された世界最高レベルの公報サービスを提供するために引き続き努めていく計画である。

6. 特許文書電子化センターの運営

情報顧客支援局 情報システム課 電算事務官 チャ・ゴンスク

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は紙のない(Paperless)特許行政を目指して、すべての産業財産権関連の書面書類を電子化している。そのために特許法に基づき1997年10月韓国特許情報院を特許文書電子化機関に指定し、2001年1月特許文書電子化センター(以下、電子化センター)を設立して電子化事業を委託している。電子化センターでは特許庁に提出される全ての産業財産権に関する書面書類(出願書、補正書、登録申請書、審判請求書など)及び電子書類(商用ワード明細書、審決文など)を特許ネットで活用できるように迅速・正確に電子化しており、特許情報の疎外階層を対象に無料特許情報検索及び電子出願教育を実施することで、特許情報の活用及び電子出願の利用拡大に貢献している。

ロ. 推進内容及び成果

これまで20年間の電子化によって紙文書の保管及び公報制作費などに必要な所要費用を約502億ウォン節減する経済効果とともに、紙の無い特許行政処理で約136トンの

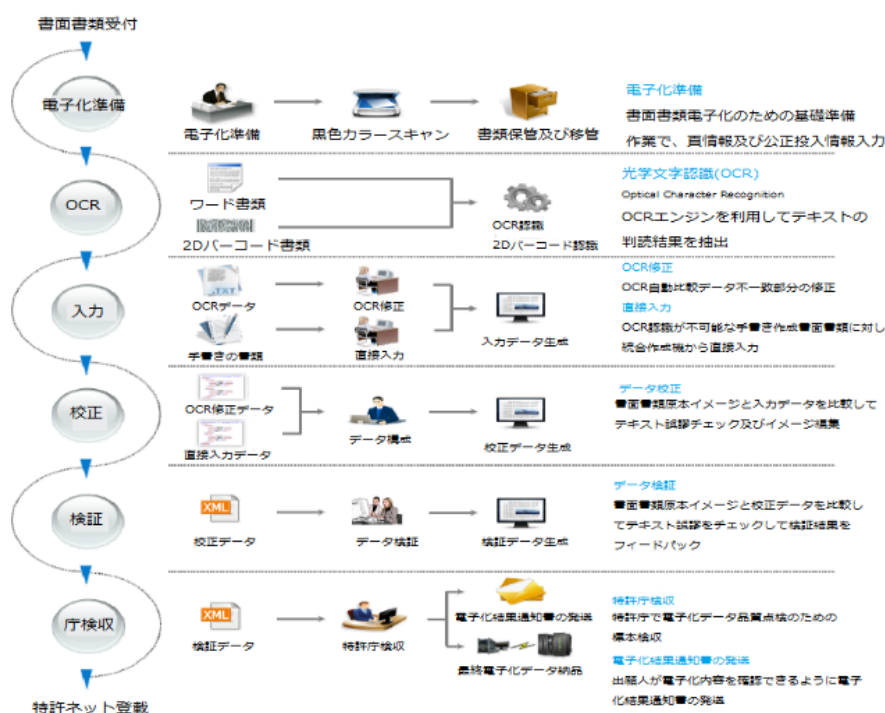
炭素排出量が減少する環境改善の効果をもたらした。

特に、2021年には書面書類オブジェクト自動認識モデルの検証用学習データを構築(3月)し、ePCT切り換えによる書面PCT電子化機能の最終分析を完了した。

これを基に2021年1,100種余りに至る電子化対象書類378,491件を電子化し、高品質の審査・審判業務基盤を提供するために電子化処理期間及びエラー率をサービス水準協約(SLA)で管理し、処理期間2.00日、エラー率0.928ppm²²を達成した。

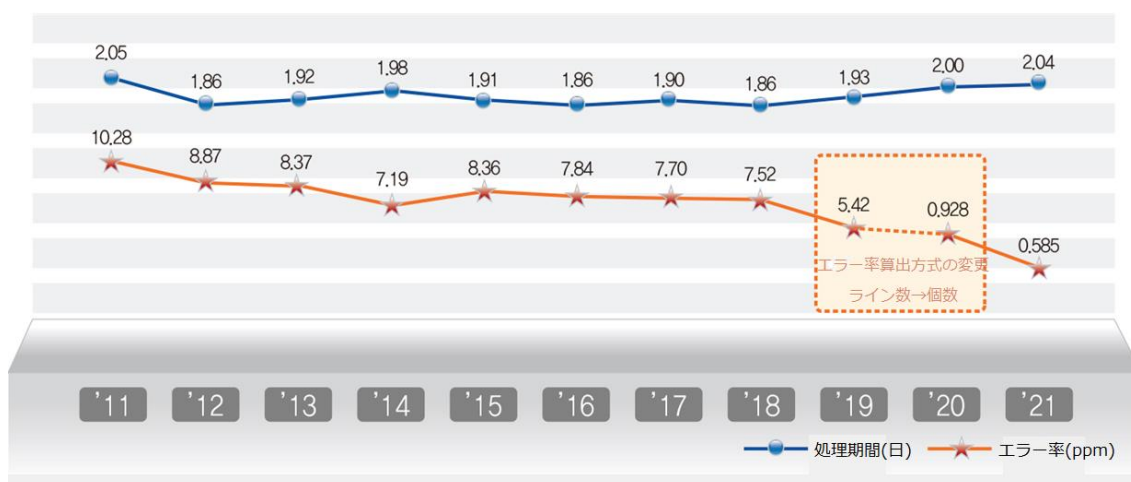
また、個人を始めとする大学、中小企業、創業インキュベーションセンターなど機関のIP需要者を対象に、対面/非対面特許情報検索及び電子出願教育を実施しており、2021年には136回(4,496人)の教育を通じて需要者中心のカスタマイズ型教育サービスを実施した。

<図VI-2-6>電子化処理工程フロー

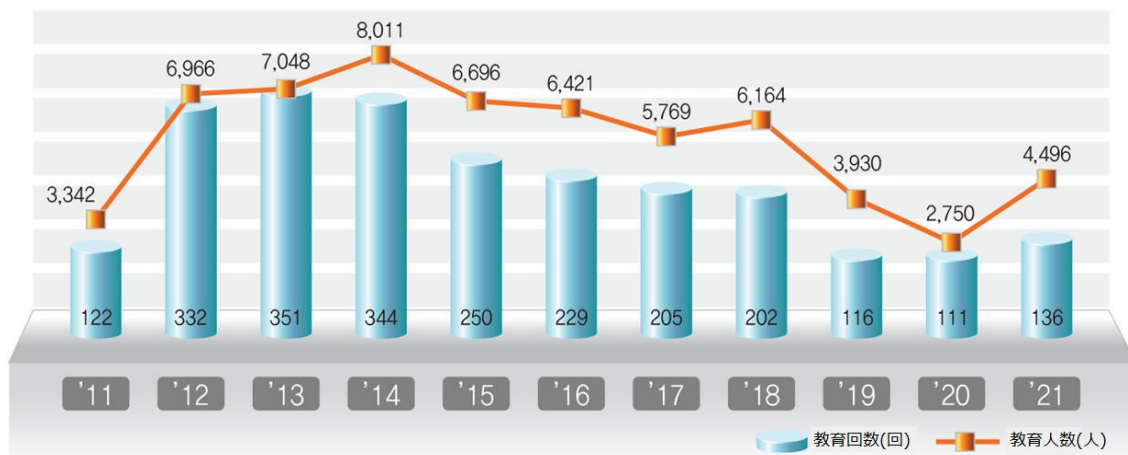


²² PPM(PPM、Parts Per Million):百万分率、電子化テキスト・イメージ数100万個当たり発生したエラー件数の比率

<図VI-2-7> 年度別の電子化処理期間及びエラー率の状況



<図VI-2-8> 年度別の訪問型特許情報検索及び電子出願に関する教育回数及び教育人数



ハ. 評価及び発展方向

1999年インターネット基盤の電子出願システムである特許ネットの開通以来、電子出願率は持続的に上昇傾向にあるが、高齢者層及び情報化疎外階層が存在する限り、書面による出願は一定水準で維持されるものと見込まれ、書面出願による電子化作業は今後も続くものと見られる。

したがって、人工知能関連技術を取り入れ、書面書類の電子化作業過程における手作業工程を電算自動化工程に切り換え、エラーの事前予測技術などを導入して効率的で迅速な電子化工程を構築する予定である。

また、オンライン非対面教育環境を構築してCOVID-19など外部環境の変化による訪問教育の問題点などを解消し、韓国著作権委員会など外部機関との協業を通じてカスタマイズ型出願支援教育サービスを拡大していく予定である。

第4節 知的財産情報サービスレベルの向上

1. 概観

情報顧客政策局 情報管理課 工業事務官 ソン・サンヨン

最近第4次産業革命時代に対応した民間活用の向上及び新しいサービス市場の創出を支援するための公共情報の民間開放・共有拡大が重要となっている。これを受けて特許庁も知的財産情報の民間開放・共有拡大を通じた国内知的財産情報の国内外における利用活性化及び新サービス市場の創出に向けて持続的に力を入れている。特に、知的財産情報の開放・共有拡大に向け、「特許情報DBの構築」と「知的財産情報サービスレベルの向上」を重点的に推進している。

韓国特許庁は全世界における特許出願件数の80%以上を占めるIP5特許庁の一員として、出願量だけでなく特許審査品質の向上にも努力を重ねている。そのために「審査支援の再創造」を宣言(2014年4月)し、特許審査官に良質で多様な特許・非特許情報を提供するために努めており、R&D研究人材、個人発明家などの出願前の先行技術調査及びIP戦略策定支援などのため、国民向け検索サービスを拡大提供している。

国際協力の強化を通じて米国、日本などIP5国の特許情報だけでなく、サウジアラビアなど新興国特許情報の入手及びDB構築を拡大しており、論文、標準技術文書、アイデア公募展の受賞作など多様な非特許文献DBも持続的に拡充している。非特許文献を特許審査に活用するため、2013年には審査官向けの非特許統合検索システムを構築し、2014年からサービスを開始して審査品質の向上に寄与している。

海外特許情報のDB構築だけでなく、国内特許情報の国内外における活用強化のためにインターネット特許公報を発刊し、審査官及び国民向け検索システムを通じて海外特許情報と統合検索を提供している。また、海外で韓国特許を迅速かつ正確に活用できるように、韓国特許英文抄録を発刊して海外に普及している。

また、人工知能時代を迎え、AIサービスの開発に活用価値の高い機械翻訳の学習データ、AI、商標、デザインなどのデータを構築して普及している。

DB構築とともに一般国民のためにモバイル検索サービス及び海外特許検索サービスの拡大、知的財産統合検索の支援などを行い、特許情報オンライン検索サービス活用の活性化にも力を入れている。

韓国特許庁は高品質の審査・審判を支援するために海外文献の言語障壁を最小化し、海外特許に対する国民のアクセシビリティ向上及び国内企業の国際競争力強化のために多様な翻訳サービスを提供しており、翻訳の品質向上に向けて持続的に努力を傾けている。

韓国特許庁は多様な特許顧客からのニーズを分析して取り入れることで、今後より良質で便利な特許情報サービスを提供し続ける予定であり、韓国特許情報の海外における保護強化のためにも持続的に努める計画である。

2. ユーザーを配慮した特許情報検索サービス(KIPRIS)の運営

情報顧客支援局 情報管理課 行政事務官 イ・ヘミン

イ. 推進背景及び概要

特許制度は国が一定期間発明家に独占排他的な権利を付与する代わりに、出願内容を一般人に公開して技術発展を促進し、産業発展に貢献するための制度である。そこで、米国、日本、欧州など先進特許庁は自国技術の保護及び技術活用の増大のために特許情報の普及に努めている。韓国特許庁は2000年1月1日から特許情報ネットKIPRIS(Korea Intellectual Property Rights Information Service)を通じて、国内外の知的財産情報を一般国民に無料でサービスしている。また、多様な連携情報及び

ユーザーカスタマイズ型サービスを提供することで、国民の知的財産情報の活用強化に努めている。

ロ. 推進内容及び成果

1) 特許情報の普及促進

韓国特許庁は特許情報の活用拡大に重点を置いた多様な政策を持続的に展開している。2006年から中小企業、研究機関などのウェブサイトにはKIPRIS検索窓を生成する「訪問型特許検索サービス」を実施し、2021年現在特許事務所、中小企業、研究所、学校など計628機関が活用している。2012年には多様な階層が知的財産情報に簡単にアクセスできるよう、KIPRISのホームページ及び機能を全面的に改編し、2013年にはKIPRISモバイルウェブサービスを開始してサービスを行っている。

2) 検索及び照会情報の拡大

特許情報ネットKIPRISが提供する情報は、初期の頃は国内特許に限られていたが、2002年から国内商標、デザイン情報を追加で提供し、2003年海外特許、2011年国内審判及びインターネット技術公知、2013年海外商標及びNDSL非特許情報、IP-NAVI紛争情報、2014年海外デザイン、アイデア公募展など持続的にサービスの提供範囲を拡大し、2021年現在27カ国(機関を含む)の産業財産権情報と非特許文献情報を提供している。

2019年には国内特許・実用新案文献に提供していたDOI識別子・QRコード情報を商標・デザインを含む全ての権利に拡大し、2020年には権利移転、実施(使用)権、審判・訴訟など受付及び発送書類251種を追加で提供した。また、2021年には出願当時の人名情報に加えて、登録以後の人名情報(代理人・発明者・創作者)項目を追加で提供し、出願関係者に対する最新情報を提供した。これを通じて持続的に一般国民の産業財産権及び関連情報に対するアクセシビリティを高めている。

3) 普及及び使用方法の改善

このようなデータ提供範囲の拡大とともに、ユーザーの利便性を考慮したサービス政策及び機能改善を持続的に推進した。

2018年には中国語・日本語PCT文献に対する機械翻訳の提供及び英語・日本語・中国語を除いた13カ国10種類の言語で作成された要約に対するGoogle無料翻訳サービスを提供することで、海外特許文献に対する利便性を強化した。また、2019年に利用者が直感的にKIPRISサービスを把握できるようにメイン画面のUIを改善して検索項目を細分化した。さらに、2020年には権利別の検索ヘルプ機能及び権利別詳細画面の印刷機能を改善した。2021年には検索結果に被引用回数情報を提供し、分類統計項目10種を追加提供するなど、ユーザーから改善を求める声が高かったサービスを重点的に改善することで、知的財産情報へのアクセシビリティ及び利便性を強化している。

さらに、KIPRIS活用方法の案内を強化するため、2019年に韓国語と英語で提供していたKIPRISプロシユアをフランス語、中国語、日本語で製作・提供し、2020年には中小企業と地域発明教育センターを対象にガイドブックを製作・配布した。2021年にはKIPRISの認知度を高めるため、「キトギ」という固有キャラクターを製作し、該当キャラクターを活用して知的財産権制度及びKIPRISサービスを紹介するウェブトゥーンを製作した。

<表VI-2-18> KIPRISの利用状況

(2021年12月末基準)

区分	2001～ 2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
KIPRIS 検索 回数(千回)	72,381	23,785	27,675 (16%)	27,361 (-1%)	33,085 (21%)	40,805 (23%)	49,053 (20%)	50,170 (2%)	51,173 (2%)	52,742 (3%)	56,257 (3%)	62,170 (11%)	76,972 (24%)	89,189 (16%)

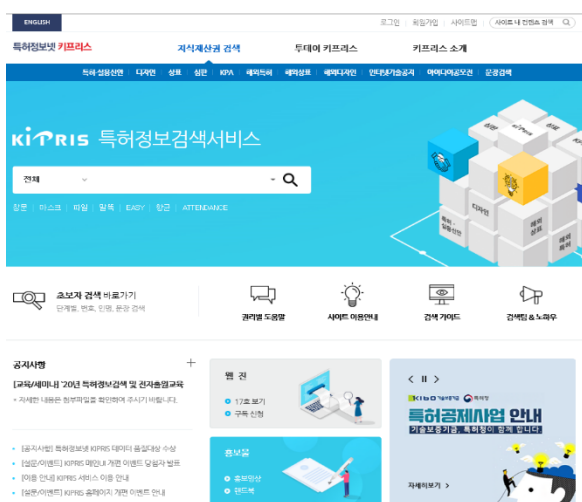
<表VI-2-19>モバイル検索サービスの利用状況

(2021年12月末基準)

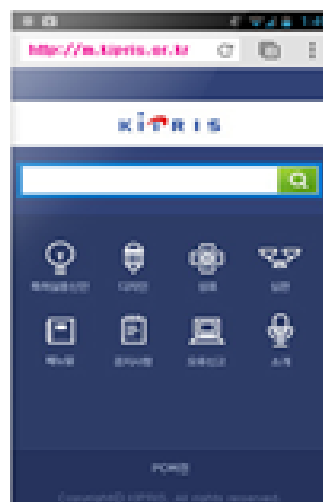
区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
モバイルKIPRIS 検索件数(千回)	1,828	2,801	4,037	5,685	5,891	6,884	9,857	16,999	17,004

<図VI-2-9>KIPRISの画面

<KIPRISホームページ>



<モバイルKIPRIS>



4)これまでの成果

このような特許情報の活用及び拡散政策によって、特許情報ネットKIPRISの利用実績も毎年着実に増加している。KIPRISの主要利用指標である年間検索回数を調べて見ると、2001年88万回に過ぎなかったが、2002年203万回、2004年686万回、2006年11月に史上初の年間検索回数1,000万回を超え、2021年8,919万回に達した。また、全世界182カ国がKIPRISを活用しているほど、KIPRISは知的財産権情報検索分野における韓国の代表サービスである。特許情報の普及が国と産業界が進むべき産業発展の方向性を提示する指針を提供し、研究開発の重複を未然に防げるツールとしての比重と重要度が日増しに増加していることから、KIPRIS利用者は今後も持続的に増加するものと期待される。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は一般国民が知的財産権情報を迅速・正確・簡単・便利に利用できるよう、常にユーザーの声に耳を傾けてきた。2012年国民向け特許情報検索サービスであるKIPRISを初心者など多様な階層がより便利に利用できるように大幅な改善を行い、その結果として「2012年インターネットエコアワードサービス革新大賞」を受賞した。また、情報脆弱階層(障害者、高齢者)のために、毎年ウェブアクセシビリティの再認証を行っている。今後も韓国特許庁はより多様な情報を国民が便利に閲覧できるように最善を尽くし、持続的なサービス改善を通じて国民が知的財産権情報を簡単かつ便利に活用できるように最善を尽す予定である。

3. 特許文献自動翻訳サービスの拡大

情報顧客政策局 情報管理課 行政事務官 イ・ヘミン

イ. 推進背景及び概要

韓国特許庁は高品質の審査・審判を支援するために海外引用文献の言語障壁を最小化し、国民の海外特許に対するアクセシビリティの向上及び国内企業の国際競争力の強化のために翻訳サービスを提供している。審査品質の強化と審査期間の短縮及び業務効率化のため、海外特許文献翻訳サービスの翻訳品質の高度化事業を推進し、国民向けサービスである特許情報ネットKIPRISの海外技術文献翻訳サービスを提供するための基盤を整えた。

主要5カ国特許庁であるIP5特許庁間における審査情報の共有拡大及び審査品質向上を目指して、海外特許文献の機械翻訳の活用が広がりつつある。韓国特許に対する世界的関心の増加及び国内特許の保護強化のためには、特許公報の言語的アクセシビリティ向上及び翻訳品質の管理が非常に重要である。

＜表VI-2-20＞翻訳サービスの提供状況

区分	審査官用	一般用	連携検索サービス
日→韓機械翻訳	2001～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
韓→英機械翻訳	2006～	2007～2014(有料)、2014～(無料)	K-PION ²³ 、KIPRIS
英→韓機械翻訳	2008～	2008～	KOMPASS、KIPRIS
中→韓機械翻訳	2013～	2015～	KOMPASS、KIPRIS

ロ. 推進内容及び成果

韓国特許庁は審査官の外国特許文献へのアクセシビリティを高め、審査品質を改善できるように、高品質の人工知能機械翻訳システムを導入し、既存の規則基盤機械翻訳と人工知能機械翻訳を同時に運営している。2019年に英→韓翻訳に対して人工知能商用エンジンを導入し、その他言語(ドイツ語、フランス語、ロシア語)は民間の翻訳サービスと連携して翻訳を提供するように開発した。また、韓→英の人工知能機械翻訳は2018年にWIPO、2020年にKAKAOとMOUを締結し、関連技術の確保を通じた研究で韓↔英人工神経網機械翻訳機を独自開発して性能高度化中で、翻訳品質の向上に向けて学習データを持続的に拡充している。

今後は特許庁が独自開発した韓英、英韓人工知能機械翻訳機の翻訳品質改善及び性能高度化を通じて内部及び一般向けの特許翻訳サービスに適用を推進する計画である。

ハ. 評価及び発展方向

韓国特許庁は英韓、韓英、その他言語(ドイツ語、フランス語、ロシア語)の人工知能基盤の機械翻訳サービスを全面的に導入し、審査・審判の品質を高めるための基盤構築に取り組んできた。同時に、内部での研究と定期的な品質評価などを通じて人工知能機械翻訳の独自技術力の確保に力を入れてきている。

また、2020年度には審査官の中国特許文献に対するアクセシビリティを強化するた

²³ K-PION(Korean Patent Information Online Network)：韓国特許情報照会サービス
565/669

めに中韓人工知能機械翻訳を導入し、2021年に中韓人工知能機械翻訳サービスを開始した。2022年には海外英語特許文献(US、WIPO、EPO)に対する韓国語翻訳文を構築し、特許庁審査官の審査及び先行技術調査業務に英語特許公報を韓国語で検索・活用できるように審査業務インフラを強化する計画である。

また、英語文献だけでなく、中国語、日本語特許文献も韓国語翻訳文で構築し、特許審査、審判品質及び業務利便性の改善に向けて努力する予定である。

4. オープンプラットフォーム方式の公共データ開放の拡大

情報顧客支援局 情報管理課 工業事務官 ソン・サンヨン

イ. 推進背景及び概要

国内外における公共データの開放政策によって、活用価値の高い知的財産データに対する民間からの開放要求が益々増加しており、産業的な波及効果の高い未来戦略産業として知的財産情報産業が注目されている。

しかし、国内の知的財産情報産業は成長初期段階に止まっており、企業における特許戦略の策定、特許紛争への対応など活用価値の高い特許情報に対する民間の開放需要は持続的に増加しているのに対し、これまでの特許情報の開放努力は供給者中心の特許情報DBの開放、断片的な民間活用支援などに止まっていたため、民間活用には限界があった。

そこで、韓国特許庁は第4次産業革命時代を迎え、雇用誘発効果の大きい知的財産サービス業を集中的に育成するため、付加価値の高い知的財産データを拡大開放し、開放ロードマップ(インフラの高度化及び意見収集システム)に従って、特許情報の商品開発から創業、マーケティング・広報まで雇用創出のために段階別の民間活用支援政策を推進した。

ロ．推進内容及び成果

1) 計画策定及び開放インフラの整備

韓国特許庁は民間需要に基づいた特許情報の開放と段階別の民間活用支援のための開放計画を策定(2020年3月)し、スペイン特許公報、日本合金組成比、国内特許図面符号情報、AIチャットボット学習データ、AI図形商標イメージ検索学習データ、AIデザイン図面イメージ検索学習データなど民間の需要が多い行政・加工データを開放した。

また、産業財産権情報のアクセシビリティ・活用性増大のため、伝送速度の速いRest方式のOpenAPIを追加開発(2020年末累計377個)した。

2) 段階別の民間活用支援

知的財産情報の活用を通じた創業促進に向け、中小ベンチャー企業部(創業振興院)、発明振興会との協力の下で創業支援プログラムを拡大運営し、特許権利化の支援、創業教育、試作品の製作、市場検証及び事業化に至るまでの全周期にわたる創業支援が行われるようにした。

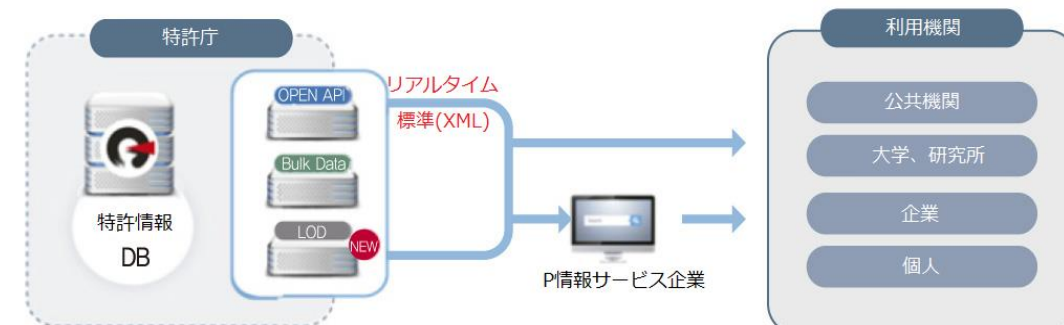
また、知的財産分野の創業促進及び成長支援のため、初期(予備)創業企業を対象に最大5年間、IPデータを無償で提供する「IPデータギフト制度」を構築(2017年5月施行)・運営(常時)し、創業・事業化成長支援を強化した。

<図VI-2-10> KIPRIS^{Plus} (Plus. kipris. or. kr) の概要

▶(概念) 特許情報を国民に効率的に提供するため、Open API* Bulk及びLOD**提供方式を採択した特許情報提供サービス

* Open API (Application Programming Interface) : 不特定多数のユーザーが応用プログラムを簡単・便利に開発・活用できるように外部に開放されたAPI

** LOD(Linked Open Data) : ウェブ上のデータを意味的につなげて巨大なDBのように活用する技術



▶(提供情報) 特許、実用新案、商標、デザイン、中間書類綴、審判情報、海外特許などを提供

* IP情報開放商品数(個) : (2019年)98→(2020年)104→(2021年)110

** Open API提供件数(オペレーション数) : (2019年)816→(2020年)35→(2021年)849

3) 意見収集システムの構築及び広報の強化

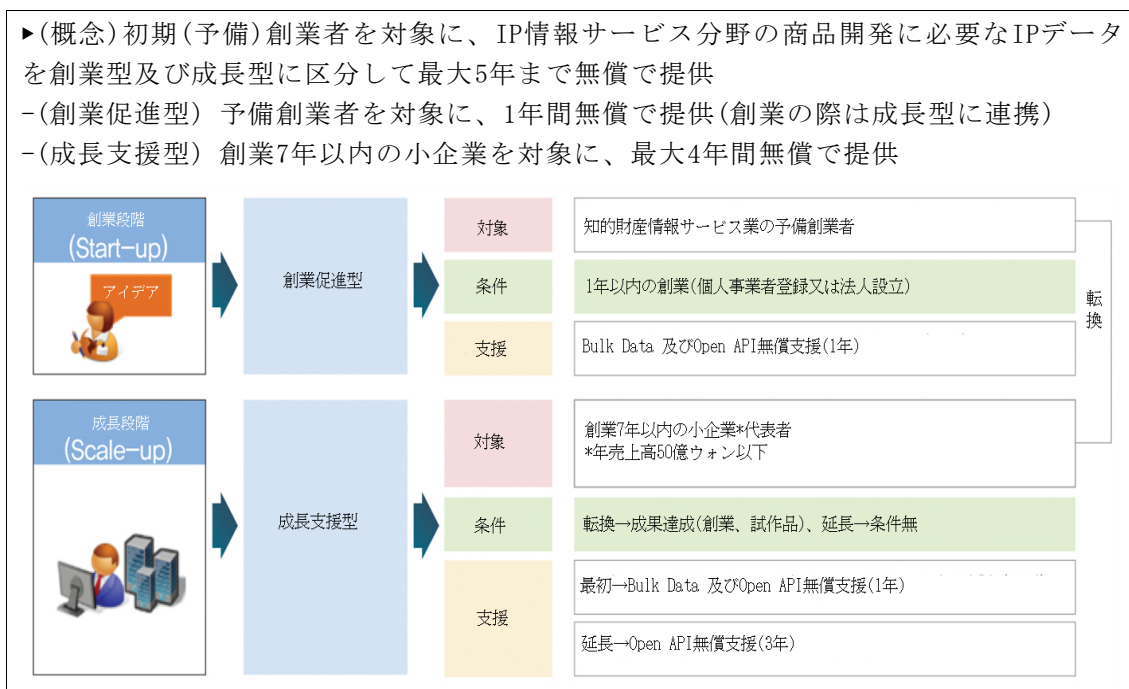
韓国特許庁は「IP情報サービス利用機関統合懇談会」、「IP情報活用諮問委員会」、「KIPRIS^{Plus}利用実態及び満足度調査」などを通じてVOC及び政策諮問を求め、現場訪問を通じて民間活用時の問題点をモニタリングするために積極的に取り組んだ。

また、特許情報の開放・流通ポータル(KIPRIS^{Plus})内のオンラインIP Help-Deskを通じて透明かつ迅速にデータクレームに対応している。

ハ. 評価及び発展方向

このような知的財産情報の開放・活用支援に向けた努力を通じて、KIPRIS^{Plus}サービス有料・無料利用機関数が2020年341機関から2021年469機関へ約38%増加し、Open API利用件数は2020年1,233百万件から2021年2,003百万件に着実に増加している。IP情報商品の活用件数は2020年1,732件から2021年2,326件に34%増加した。

<図VI-2-11>知的財産(IP)データギフト制度



<表VI-2-21> 機関協業後続支援プログラム

協業機関	プログラム名	支援内容
中小ベンチャー企業部(創業振興院)	初期創業パッケージ	資金(最大1億ウォン)
	予備創業パッケージ	資金(最大1億ウォン)
技術保証基金	技術保証ベンチャーキャンプ	投資及びコンサルティング
科学技術情報通信部	K-Global創業支援	教育コンサルティング
特許庁(発明振興会)	IP礎(デディムドル)	IP創出+製品化支援
	IPナレ(翼)	IP経営コンサルティング

<表VI-2-22> IP情報活用生態系作りのための官・民協力活動

イベント名(主管)	イベントの概要	支援内容
公共データ活用コンペティション	行政自治部主管で公共データを活用した創意的なアイデアと公共データビジネスモデルの発掘及び創業支援のための優秀アイデアを公募(2021. 3. 15. ~2021. 5. 7.)	IPデータを活用したアイデアコンペティションの大賞受賞作を本選に推薦
国際特許情報コンファレンス	IP情報活用付加価値創出戦略の共有及びマーケティング機会提供のための国際特許情報博覧会	スタートアップ企業共同広報館の運営支

(PATINEX)	をオンラインで開催(2020年11月)	援
-----------	---------------------	---

また、開放ロードマップの策定を通じた体系的な知的財産データ開放の拡大で、開放データの商品種類を2020年104種から2021年110種に拡大した。

2021年に知的財産情報を活用して新規サービスを開発しようとする72の予備/初期創業者(企業)に対してIPデータを無償で支援し、新規創業3社、投資誘致8件、産業財産権創出55件の成果を挙げた。それによって354人余りの雇用創出に成功した。

韓国特許庁は今後も政府の基調に歩調を合わせて、知的財産情報の開放・流通活性化に向けて多様な支援政策を推進する予定である。

第一に、需要者カスタマイズ型の知的財産情報商品を持続的に拡大開放する予定である。国内特許情報サービス企業の技術開発を促進するため、需要の多い海外特許データ及び構築に莫大な費用がかかる学習データを開放し、民間の新規IP商品の発掘を支援する計画である。

第二に、APIの変動情報が確認できるようにAPI機能を拡大し、利用者の利便性を高める計画である。

第三に、KIPRIS^{Plus}を通じてサービスする知的財産情報に対するデータ整合性の検証などIP情報開放データの品質改善、開放データに関する意見収集、Open API技術支援など国民のための便利機能の改善、高品質の知的財産データの提供に努める計画である。

5. 知的財産統計サービスの提供

情報顧客支援局 情報顧客政策課 電算事務官 キム・ジングック
 情報顧客支援局 情報顧客政策課 農業主事補 イ・ドンギョ

イ. 推進背景及び概要

知的財産情報は国や企業の未来技術競争力を支える中核要素である。そこで、韓国特許庁は知的財産及び科学技術分野の政策策定と特許技術動向の把握を支援するため、迅速かつ正確な統計の生産・分析・普及業務を行っている。

ロ. 主要推進成果

韓国特許庁は国内外の知的財産データを基に統計刊行物を周期的に発刊・普及している。まず、「知的財産統計年報(国家統計第138001号)」は1976年8月に初めて作成され、毎年1回発刊し、現在まで知的財産統計に関する中心的な役割を果たしている。特に、2018年の年報は国家間の比較が可能な統計指標など44指標を追加し、23の主要統計指標に対するインフォグラフィックを適用して視認性を高めた。2021年には年報内にインフォグラフィック形態で収録されている「特許で見る統計動向」部分を追加的に改善し、別途刊行物として発刊したことでユーザーの利便性を高めた。当該刊行物を通じてグローバル、出願人類型別、地域別、技術別、産業別の特許動向情報を提供した。

また、統計利用者が最近の知的財産統計動向資料に簡単にアクセスして理解できるよう、デザインを強化した「知的財産統計FOCUS」を2013年から年2回発刊している。

一方、韓国特許庁は知的財産統計の普及システムを強化するための活動として、多様な加工が可能な基礎統計データのオンラインサービスを運営・管理している。また、知的財産と産業・経済情報の連携点を見つけるための努力として、2012年から製造業を中心に韓国標準産業分類(KSIC)と国際特許分類(IPC)の連携表を構築し、知的財産と産業・経済を連携した研究の活性化に寄与した。

韓国の知的財産統計の品質を高めるために国際協力業務も推進している。韓国、米

国、中国、日本、欧州など特許先進5カ国(IP5)とWIPOは、各々庁の特許出願、登録、審査関連の統計と行政情報などを含む「IP5統計報告書」を毎年共同で発刊しており、そのためにIP5では統計実務グループを構成・運営している。2012年に韓国における第1次実務会議をスタートに、中国、日本、米国、欧州の順で開催し、特許統計の発展策について議論を行っている。特に、2021年の第10回統計実務グループ会議では、2021年IP5庁長会議で承認された先端技術(New Emerging Technology)・AI協力ロードマップ履行のために議論するなど注目に値する成果を上げた。

ハ. 今後の発展策

韓国特許庁は一貫性のある統計のための統計算出及び生産システムを構築し、国内外の出願人類型別統計算出の基盤を構築するための研究を続けるなど、知的財産統計サービスの先進化に向けて多様な政策に取り組む予定である。

第7編 産業財産権の出願・登録及び審査・審判の統計状況

第1章 国内出願分野の状況

第1節 産業財産権の出願全般

1. 産業財産権の出願動向

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

2021年度の産業財産権出願件数は計592,615件(PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願を含む場合)で、2020年の557,256件に比べて6.3%(35,359件)増加した。

各権利別出願動向を見ると、実用新案登録出願は4,009件、デザイン登録出願は6,478件で前年比それぞれ△19.5%、△4.1%減少したが、特許出願は237,998件、商標登録出願は285,821件でそれぞれ5.0%、10.8%増加し、全体出願件数は前年比6.3%増加した。

<表Ⅶ-1-1>最近5年間の権利別出願状況

(単位：件、%)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
特許	204,775	209,992	218,975	226,759	237,998
増減率	(△1.9)	(2.5)	(4.3)	(3.6)	(5.0)
実用新案	6,809	6,232	5,447	4,981	4,009
増減率	(△12.3)	(△8.5)	(△12.6)	(△8.6)	(△19.5)
デザイン	63,453	63,680	65,039	67,583	64,787
増減率	(△3.4)	(0.4)	(2.1)	(3.9)	(△4.1)
商標	182,918	200,341	221,507	257,933	285,821
増減率	(0.7)	(9.5)	(10.6)	(16.4)	(10.8)
総計	457,955	480,245	510,968	557,256	592,615
増減率	(△1.3)	(4.9)	(6.4)	(9.1)	(6.3)

*出願書受付基準

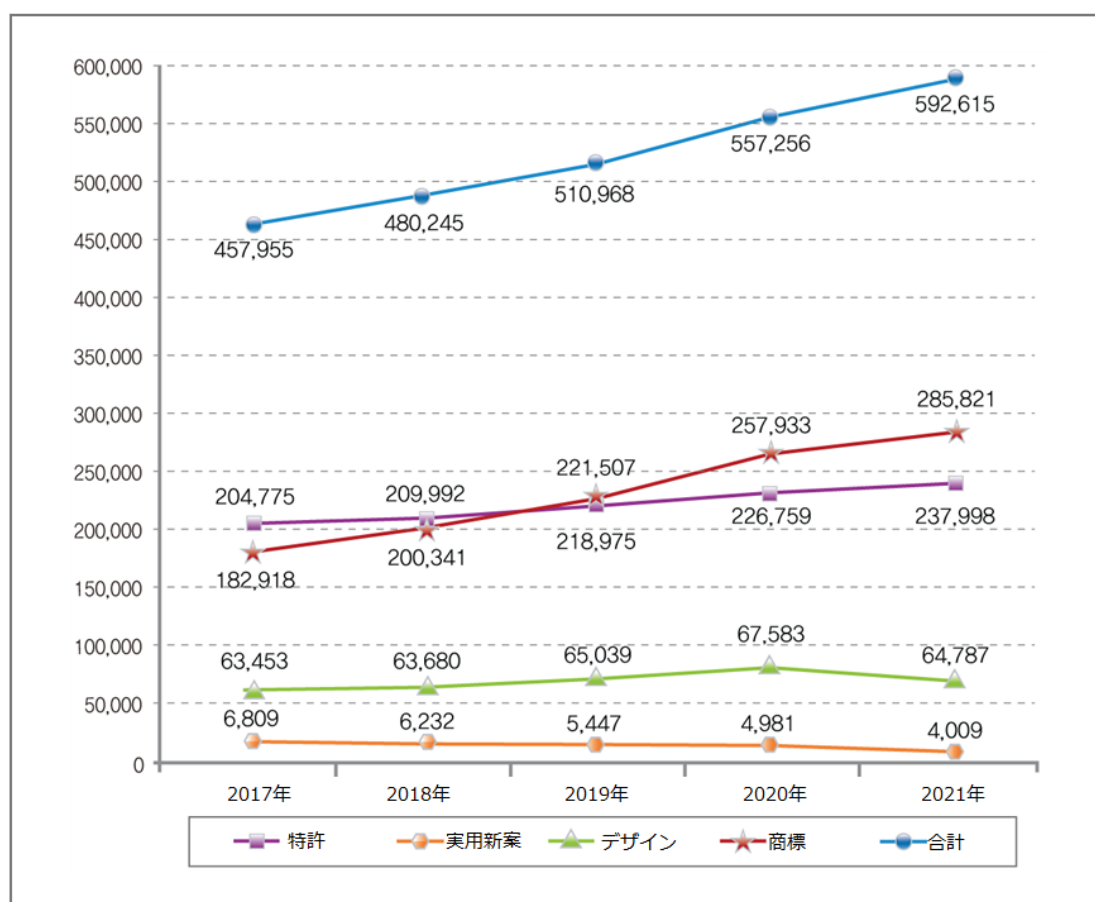
*PCT、マドリッド、ハーグなど国際出願(指定官庁・指定国基準)を含む。

産業財産権の年度別出願推移は2017年45万8千件から、2018年48万件、2019年51万1千件、20年55万7千件、21年59万3千件と着実に増加した。

特に、2021年の59万3千件は歴代最多であり、前年比増加率は6.3%である。

これはCOVID-19による厳しい状況の中で医療と衛生分野関連出願が増加し、それと同時に非対面時代を迎えて放送通信装備、包装用品出願などが増加したことで、出願件数が大幅に増加したものと判断される。

<図Ⅶ-1-1>最近5年間の権利別出願推移



2. 外国人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

2021年度外国人による出願は計87,061件で、産業財産権全体出願の592,615件の中で14.7%を占め、前年比36.2%増加した。

権利別に前年比増減率を見ると、特許登録出願は11.8%、デザイン登録出願は32.1%、商標登録出願は121.4%増加し、実用新案登録出願は4.7%減少した。

<表Ⅶ-1-2>内国人・外国人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	2020年		2021年		前年比 増加率	
	件数	比率	件数	比率		
特許	内国人	180,485	79.6	186,263	78.3	3.2
	外国人	46,274	20.4	51,735	21.7	11.8
	計	226,759	100.0	237,998	100.0	5.0
実用新案	内国人	4,596	92.3	3,642	90.8	△20.8
	外国人	385	7.7	367	9.2	△4.7
	計	4,981	100.0	4,009	100.0	△19.5
デザイン	内国人	62,698	94.5	59,959	92.5	△4.4
	外国人	3,656	5.5	4,828	7.5	32.1
	計	66,354	100.0	64,787	100.0	△2.4
商標	内国人	230,328	94.4	255,690	89.5	11.0
	外国人	13,607	5.6	30,131	10.5	121.4
	計	243,935	100.0	285,821	100.0	17.2
合計	内国人	478,107	88.2	505,554	85.3	5.7
	外国人	63,922	11.8	87,061	14.7	36.2
	計	542,029	100.0	592,615	100.0	9.3

*国内出願対象(ハーグ、マドリッドは含まない)

576/669

3. 法人及び個人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

2021年度法人出願は369,489件、個人出願は206,586件で、前年比それぞれ7.7%、3.9%増加した。

2021年個人出願の比率は35.9%で、2020年36.7%に比べて0.8%p減少したが、これは特許登録出願とデザイン登録出願の個人出願比重が減少したことに起因するものと見られる。

<表Ⅶ-1-3> 法人・個人別の出願状況

(単位：件、%)

区分	法人			個人			全体		
	2020年	2021年	増減率	2020年	2021年	増減率	2020年	2021年	増減率
特許	181,873 (80.2)	195,730 (82.2)	7.6	44,886 (19.8)	42,268 (17.8)	△5.8	226,759	237,998	5.0
実用 新案	1,666 (33.4)	1,460 (36.4)	△12.4	3,315 (66.6)	2,549 (63.6)	△23.1	4,981	4,009	△19.5
デザ イン	35,361 (53.3)	34,482 (54.2)	△2.5	30,993 (46.7)	29,165 (45.8)	△5.9	66,354	63,647	△4.1
商標	124,214 (50.9)	137,817 (51.0)	11.0	119,721 (49.1)	132,604 (49.0)	10.8	243,935	270,421	10.9
計	343,114 (63.3)	369,489 (64.1)	7.7	198,915 (36.7)	206,586 (35.9)	3.9	542,029	576,075	6.3

* () は法人・個人別の構成比である。

4. 女性及び学生による出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

2021年度の女性出願は62,505件で前年比12%増加し、学生出願は2,711件で前年(2,712件)とほぼ同じであった。

特許庁は女性出願拡大に向けて女性だけを対象にした知的財産権教育を全国的に実施しており、女性の発明アイデアが死蔵されず産業に積極的に活用できるよう、世界女性発明大会、生活発明コリア、試作品製作支援、女性発明品博覧会など多様な支援政策を継続して推進している。

また、学生発明活動支援のために大韓民国学生創意力チャンピオン大会、大韓民国学生発明展示会、青少年発明家プログラムなど多様な支援政策を推進しているが、2014年に学生減免対象が調整されてから、学生たちの出願件数は毎年減少している。

<表Ⅶ-1-4> 女性及び学生の出願状況

(単位：件、%)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
女性	36,734 (2.2)	40,857 (11.2)	47,346 (15.9)	55,795 (17.8)	62,505 (12.0)
学生	3,524 (△3.6)	3,281 (△6.9)	2,852 (△13.1)	2,712 (△4.9)	2,711 (0.0)

* ()は前年比の増減率である。

5. 代理人有無別の出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

2021年度代理人による出願は計483,668件で産業財産権全体出願576,075件に対して84%を占めており、出願人直接出願は計92,407件で全体出願の16%を占めていることが分かった。最近5年間、代理人による出願は実質的に同水準に維持されており、2019年と2020年の代理人による出願は83.8%と同じ割合を示した。

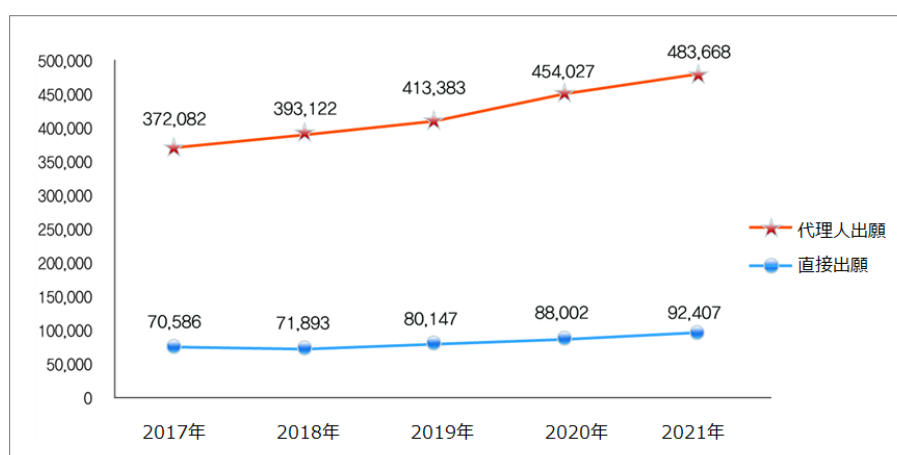
＜表Ⅶ－1－5＞代理人有無別の出願件数

(単位：件、%)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
代理人出願	372,082 (84.1)	393,122 (84.5)	413,383 (83.8)	454,027 (83.8)	483,668 (84.0)
直接出願	70,586 (15.9)	71,893 (15.5)	80,147 (16.2)	88,002 (16.2)	92,407 (16.0)
計	442,668 (100)	465,015 (100)	493,530 (100)	542,029 (100)	576,075 (100)

* ()は代理人有無別の構成比である。

＜図Ⅶ－1－2＞代理人有無別の出願推移



6. 主要国(米国、日本、中国、欧州)の特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 行政主事補 チョン・ウラム

産業財産権主要4カ国(米・日・中・欧)での最近5年間の特許出願動向を見ると、2020年に最も多い特許出願件数を記録した国は中国で、最近5年間(2016年～2020年)の総出願件数は計7,104,869件であることが明らかになり、その次は米国、日本、欧州(EPO)の順であることが分かった。

特に、中国は2015年に初めて年間出願件数100万件以上を記録した後も持続的に増

加し、多くの出願量を維持している。2018年に比べて2019年の特許出願はやや減少したが、2020年再び特許出願が増加し、10年連続で特許出願件数基準で世界1位を占めた。米国と欧州(EPO)は2019年に比べて2020年特許出願が小幅減少し、日本は2014年以後特許出願が持続的に減少する傾向となっている。

＜表Ⅶ－1－6＞主要国の最近5年間の特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年
中国	1,338,503 (21.5)	1,381,594 (3.2)	1,542,002 (11.6)	1,400,611 (△9.2)	1,497,159 (6.9)
米国	605,571 (2.7)	606,956 (0.2)	597,141 (△1.6)	621,453 (4.1)	597,172 (△3.9)
日本	318,381 (△0.1)	318,481 (0.0)	313,567 (△1.5)	307,969 (△1.8)	288,472 (△6.3)
欧州(EPO)	159,358 (△0.4)	166,585 (4.5)	174,397 (4.7)	181,479 (4.1)	180,346 (△0.6)

*WIPO IP Statistics Data Centerを参考

* ()は前年比の増減率

7. 韓国の主要国(米国、日本、中国、欧州)に対する特許出願状況

産業財産保護協力局 国際協力課 行政主事補 チョン・ウラム

＜表Ⅶ－1－7＞最近5年間の韓国の主要国に対する特許出願状況

(単位：件、%)

区分	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	平均 増加率 ²⁴	
中国	韓国人による出願	13,764 (6.6)	13,180 (△4.2)	13,875 (5.3)	16,019 (15.5)	16,725 (4.4)	5.5
	中国の全体出願	1,338,503 (21.5)	1,381,594 (3.2)	1,542,002 (11.6)	1,400,611 (△9.2)	1,497,159 (6.9)	6.8

²⁴ 2016～2020年の5年間の増減率平均

米国	韓国人による出願	37,341 (△2.3)	35,565 (△4.8)	33,961 (△4.5)	36,424 (7.3)	37,490 (2.9)	△0.2
	米国全体出願	605,571 (2.7)	606,956 (0.2)	597,141 (△1.6)	621,453 (4.1)	597,172 (△3.9)	1.5
日本	韓国人による出願	5,216 (△0.1)	4,735 (△9.2)	5,070 (7.1)	5,634 (11.1)	5,881 (4.4)	2.7
	日本全体出願	318,381 (△0.1)	318,481 (0.0)	313,567 (△1.5)	307,969 (△1.8)	288,472 (△6.3)	△1.8
欧州 (EPO)	韓国人による出願	6,824 (6.5)	6,455 (△5.4)	7,280 (12.8)	8,332 (14.5)	9,085 (9.0)	7.4
	欧州(EPO)全体出願	159,358 (△0.4)	166,585 (4.5)	174,397 (4.7)	181,479 (4.1)	180,346 (△0.6)	12.3

*WIPO IP Statistics Data Center 参考

* ()は前年比の増減率

第2節 権利別・産業部門別の出願

1. 特許・実用新案登録出願の状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

特許出願の産業部門別構成比を見ると、内国人はコンピュータプログラミング、情報サービス業(12%)、医療用機器(眼鏡、レンズを含む)製造業(6.2%)分野の順で多く出願され、外国人の場合は医療用物質及び医薬品製造業(12.3%)、半導体製造業(9.0%)、通信及び放送装備製造業(7.1%)分野の順で多く出願されたことが分かった。

また、実用新案登録出願の産業部門別構成比を見ると、内国人はその他の製品製造業(7%)、医療用機器(眼鏡、レンズを含む)(6.7%)分野の順で多く出願され、外国人の場合は家庭用機器製造業(9.8%)、医療用機器(眼鏡、レンズを含む)製造業(8.7%)分野の順で多く出願されたことが分かった。

<表VII-1-8> 産業部門別の特許・実用新案登録出願状況

(単位：件、%)

区分(特許)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	3,130	1.7	253	0.5	3,383	1.4
鉱業	249	0.1	49	0.1	298	0.1
食料品製造業	4,455	2.4	279	0.5	4,734	2.0
飲料製造業	147	0.1	8	-	155	0.1
タバコ製造業	593	0.3	623	1.2	1,216	0.5
繊維製品製造業	417	0.2	126	0.2	543	0.2
衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業	951	0.5	45	0.1	996	0.4
皮、ガバン及び靴製造業	750	0.4	124	0.2	874	0.4
木材及び木の製品製造業：家具除外	636	0.3	22	-	658	0.3

パルプ、紙及び紙製品製造業	140	0.1	58	0.1	198	0.1
印刷及び記録媒体複製業	201	0.1	51	0.1	252	0.1
コークス、練炭及び石油精製品製造業	214	0.1	105	0.2	319	0.1
基礎化学物質製造業	1,435	0.8	1,085	2.1	2,520	1.1
肥料及び窒素化学物製造業	170	0.1	11	-	181	0.1
合成ゴム及びプラスチック物質製造業	2,691	1.4	2,260	4.4	4,951	2.1
殺虫剤及びその他農薬製造業	338	0.2	177	0.3	515	0.2
インク、ペイントコーティング剤及び類似製品製造業	861	0.5	321	0.6	1,182	0.5
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	2,119	1.1	469	0.9	2,588	1.1
その他化学製品製造業	1,955	1.0	1,164	2.2	3,119	1.3
化学繊維製造業	180	0.1	88	0.2	268	0.1
医療用物質及び医薬品製造業	7,931	4.3	6,377	12.3	14,308	6.0
ゴム製品及びプラスチック	4,593	2.5	933	1.8	5,526	2.3
非金属鉱物製品製造業	4,915	2.6	1,365	2.6	6,280	2.6
1次鉄鋼製造業	1,012	0.5	678	1.3	1,690	0.7
1次非鉄金属製造業	30	-	9	-	39	-
金属鑄造業	220	0.1	64	0.1	284	0.1
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	671	0.4	76	0.1	747	0.3
武器及び銃砲弾製造業	281	0.2	47	0.1	328	0.1
その他金属加工製品製造業	2,071	1.1	592	1.1	2,663	1.1
半導体製造業	8,577	4.6	4,645	9.0	13,222	5.6
電子部品製造業	3,084	1.7	1,581	3.1	4,665	2.0
コンピュータ及び周辺装置製造業	3,272	1.8	1,093	2.1	4,365	1.8
通信及び放送装備製造業	8,666	4.7	3,686	7.1	12,352	5.2
映像及び音響機器製造業	4,477	2.4	2,064	4.0	6,541	2.7
マグネチック及び光学媒体製造業	52	-	12	-	64	-
医療用機器(眼鏡、レンズを含む)製造業	11,631	6.2	2,532	4.9	14,163	6.0
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	9,250	5.0	2,439	4.7	11,689	4.9

写真装備及びその他光学機器製造業	1,954	1.0	1,663	3.2	3,617	1.5
時計及び時計部品製造業	93	-	62	0.1	155	0.1
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	2,679	1.4	480	0.9	3,159	1.3
一次電池及び蓄電池製造業	5,425	2.9	1,160	2.2	6,585	2.8
絶縁線及びケーブル製造業	2,242	1.2	462	0.9	2,704	1.1
電球及び照明装置製造業	1,132	0.6	159	0.3	1,291	0.5
家庭用機器製造業	4,685	2.5	495	1.0	5,180	2.2
その他電気装備製造業	2,265	1.2	262	0.5	2,527	1.1
事務用機械及び装備製造業	517	0.3	184	0.4	701	0.3
事務用以外の一般機械製造業	11,236	6.0	2,485	4.8	13,721	5.8
特殊機械製造業	8,278	4.4	2,804	5.4	11,082	4.7
自動車製造業	6,581	3.5	1,050	2.0	7,631	3.2
船舶製造業	1,767	0.9	176	0.3	1,943	0.8
鉄道装備製造業	370	0.2	35	0.1	405	0.2
航空機製造業	715	0.4	96	0.2	811	0.3
戦闘用車両製造業	8	-	2	-	10	-
モーターサイクル製造業	155	0.1	12	-	167	0.1
その他分類されない運送装備製造業	323	0.2	32	0.1	355	0.1
家具製造業	1,464	0.8	84	0.2	1,548	0.7
その他製品製造業	4,286	2.3	559	1.1	4,845	2.0
電気、ガス、蒸気、水道	1,039	0.6	96	0.2	1,135	0.5
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	1,548	0.8	125	0.2	1,673	0.7
建設業、建築技術サービス	5,229	2.8	140	0.3	5,369	2.3
コンピュータプログラミング、情報サービス業	22,299	12.0	2,492	4.8	24,791	10.4
その他	7,590	4.1	1,127	2.2	8,717	3.7
合計	186,245	100.0	51,753	100.0	237,998	100.0

*特許出願の取下げ・放棄、IPC未分類の件数を含む。

区分(実用新案)	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
農林漁業	237	6.5	7	1.9	244	6.1
食料品製造業	1	-	-	-	1	-
食料製造業	19	0.5	-	-	19	0.5
タバコ製造業	9	0.2	3	0.8	12	0.3
繊維製品製造業	2	0.1	-	-	2	-
衣服、衣服アクセサリ及び毛皮製品製造業	155	4.3	4	1.1	159	4.0
皮、ガバン及び靴製造業	109	3.0	5	1.4	114	2.8
木材及び木の製品製造業：家具除外	28	0.8	-	-	28	0.7
パルプ、紙及び紙製品製造業	11	0.3	-	-	11	0.3
印刷及び記録媒体複製業	14	0.4	-	-	14	0.3
殺虫剤及びその他農薬製造業	1	-	-	-	1	-
洗剤、化粧品及び光沢剤製造業	2	0.1	2	0.5	4	0.1
その他化学製品製造業	7	0.2	-	-	7	0.2
医療用物質及び医薬品製造業	2	0.1	1	0.3	3	0.1
ゴム製品及びプラスチック	251	6.9	21	5.7	272	6.8
非金属鉱物製品製造業	115	3.2	7	1.9	122	3.0
1次鉄鋼製造業	5	0.1	2	0.5	7	0.2
金属鑄造業	-	-	1	0.3	1	-
救助用金属製品、タンク、蒸気発生器製造業	17	0.5	2	0.5	19	0.5
武器及び銃砲弾製造業	6	0.2	-	-	6	0.1
その他金属加工製品製造業	101	2.8	7	1.9	108	2.7
半導体製造業	6	0.2	10	2.7	16	0.4
電子部品製造業	15	0.4	20	5.4	35	0.9
コンピュータ及び周辺装置製造業	29	0.8	13	3.5	42	1.0
通信及び放送装備製造業	30	0.8	7	1.9	37	0.9
映像及び音響機器製造業	19	0.5	4	1.1	23	0.6
マグネチック及び光学媒体製造業	1	-	-	-	1	-
医療用機器(眼鏡、レンズ含む)製造業	243	6.7	32	8.7	275	6.9
測定、試験、航海、制御及びその他精密製造業	69	1.9	10	2.7	79	2.0
写真装備及びその他光学機器製造業	16	0.4	7	1.9	23	0.6

時計及び時計部品製造業	3	0.1	-	-	3	0.1
電動機、発電機及び電気変換、供給、制御装置製造業	48	1.3	1	0.3	49	1.2
一次電池及び蓄電池製造業	8	0.2	2	0.5	10	0.2
絶縁線及びケーブル製造業	67	1.8	31	8.4	98	2.4
電球及び照明装置製造業	81	2.2	6	1.6	87	2.2
家庭用機器製造業	290	8.0	36	9.8	326	8.1
その他電気装備製造業	16	0.4	3	0.8	19	0.5
事務用機械及び装備製造業	3	0.1	1	0.3	4	0.1
事務用以外の一般機械製造業	212	5.8	31	8.4	243	6.1
特殊機械製造業	185	5.1	20	5.4	205	5.1
自動車製造業	129	3.5	15	4.1	144	3.6
船舶製造業	26	0.7	3	0.8	29	0.7
鉄道装備製造業	2	0.1	-	-	2	-
航空機製造業	15	0.4	1	0.3	16	0.4
モーターサイクル製造業	12	0.3	-	-	12	0.3
その他分類されない運送装備製造業	28	0.8	1	0.3	29	0.7
家具製造業	153	4.2	11	3.0	164	4.1
その他製品製造業	335	9.2	23	6.3	358	8.9
電気、ガス、蒸気、水道	13	0.4	-	-	13	0.3
下水、廃棄物処理、原料再生、環境復元	23	0.6	1	0.3	24	0.6
建設業、建築技術サービス	185	5.1	5	1.4	190	4.7
コンピュータプログラミング、情報サービス業	32	0.9	2	0.5	34	0.8
その他	256	7.0	9	2.5	265	6.6
合計	3,642	100.0	367	100.0	4,009	100.0

* 実用新案出願の取下げ・放棄、IPC未分類の件数を含む。

2. 商標登録出願の状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

NICE分類による2021年度商標登録出願状況を見ると、内国人はサービス業が46.2%

で最も高い出願比率を記録し、機械、電気機械、輸送機械器具が12.1%、菓子、食品、飲料と化学品、薬剤、化粧品が各々11.6%、11.2%で比較的高い出願比率を記録した。

外国人の場合にもサービス業が27.2%で最も高く、その次に機械・電気機械・輸送機械器具が21%、化学品・薬剤・化粧品が14%の順で比較的に高い出願比率を記録した。

＜表Ⅶ－1－9＞NICE分類別の商標登録出願状況

(単位：件、%)

区分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
化学品、薬剤、化粧品	33,420	11.2	3,233	14.0	36,653	11.4
一般金属材、建築材料、手動利器類、非金属製建築材料	3,330	1.1	391	1.7	3,721	1.2
機械、電気機械、輸送機械器具	36,334	12.1	4,837	21.0	41,171	12.8
繊維、繊維製品、衣類	17,891	6.0	1,953	8.5	19,844	6.2
家具、敷物類、台所用品	12,514	4.2	1,321	5.7	13,835	4.3
貴金属、時計、皮革、カバン類	8,436	2.8	1,000	4.3	9,436	2.9
楽器、玩具、運動具類、タバコ	6,433	2.1	1,204	5.2	7,637	2.4
紙、文房具、印刷物	6,701	2.2	589	2.6	7,290	2.3
菓子、食品、飲料	34,745	11.6	2,113	9.2	36,858	11.4
ゴム、プラスチック材料	700	0.2	121	0.5	821	0.3
サービス業	138,410	46.2	6,256	27.2	144,666	44.8
その他	698	0.2	-	-	698	0.2
計	299,612	100.0	23,018	100.0	322,630	100.0

*国内出願対象(マドリードは含まない)、多類基準(出願1件当たり複数の類で集計される)

3. デザイン登録出願の状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

2021年度デザイン登録出願状況を見ると、内国人は衣服及び身の回り品26.4%、製造食品及び嗜好品16.7%、生活用品12.2%で比較的高い出願比率を記録し、外国人は衣服及び身の回り品27.1%、製造食品及び嗜好品23.2%、電気電子機械器具及び通信機械器具13.0%で比較的高い出願比率を記録した。また、内国人・外国人を含む全体は衣服及び身の回り品26.4%、製造食品及び嗜好品17%、生活用品12.1%の順で高い出願比率を記録した。

＜表Ⅶ－1－10＞デザイン部門別のデザイン登録出願状況

(単位：件、%)

区分	内国人		外国人		計	
	件数	構成比	件数	件数	構成比	件数
製造食品及び嗜好品	9,958	16.7	869	23.2	10,827	17.0
衣服及び身の回り品	15,774	26.4	1,017	27.1	16,791	26.4
生活用品	7,314	12.2	410	10.9	7,724	12.1
住宅設備用品	5,417	9.0	195	5.2	5,612	8.8
趣味・娯楽用品及び運動 競技用品	1,330	2.2	125	3.3	1,455	2.3
事務用品及び販売用品	5,336	8.9	106	2.8	5,442	8.6
運輸及び運搬機械	1,068	1.8	84	2.2	1,152	1.8
電気、電子機械器具及び 通信機械器具	2,591	4.3	498	13.0	3,089	4.9
一般機械器具	1,500	2.5	152	4.0	1,652	2.6
産業用機械器具	1,765	2.9	165	4.4	1,930	3.0
土木、建築用品	3,781	6.3	57	1.5	3,838	6.0
その他基礎製品	1,925	3.2	48	1.3	1,973	3.1
その他物品	106	0.2	1	-	107	0.2
その他	2,015	3.4	40	1.1	2,055	3.2
計	59,880	100	3,767	100	63,647	100

*国内出願対象(ハーグは含まれてない)、単類基準

第3節 公共機関及び大学の特許出願

1. 公共機関の特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

公共機関の特許出願は2021年12,341件で前年比6.3%増加した。2017年から2021年まで公共機関の中で特許多出願機関の第1位は9,681件を出願した韓国電子通信研究院で、全体公共機関出願の16.9%を占めており、次いで韓国電力公社、韓国生産技術研究院、韓国科学技術研究院、国防科学研究所の順となっている。

<表Ⅶ-1-11> 公共機関の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
公共機関の特許出願	19,528	19,726	19,866	20,724	21,894
前年比の増減率	△3.9	1.0	0.8	4.3	5.6

* 出願番号基準

<表Ⅶ-1-12> 公共機関の特許多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2016～2020年の出願件数	特許占有率
1	韓国電子通信研究院	9,681	16.9
2	韓国電力公社	3,725	6.5
3	韓国生産技術研究院	2,955	5.2
4	韓国科学技術研究院	2,829	4.9
5	国防科学研究所	2,672	4.7
その他	その他	35,344	61.8
合計	-	57,206	100.0

* 共同出願は各出願人ごとに1件として処理

* 公共機関：公共機関、研究機関、公企業などを含む。

2. 大学の特許出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

大学の特許出願は2021年21,894件で前年比5.6%増加した。2017年から2021年まで大学の中で多出願大学第1位は5,682件を出願した韓国科学技術院で、全体大学出願の5.6%を占めており、ソウル大学、高麗大学が各々2位と3位を占めている。

上位5位までの大学が占める割合が23.3%で、知名度の高い一部の理工系大学の特許出願の割合が比較的高いことが分かった。

<表Ⅶ-1-13> 大学の特許出願状況

(単位：件、%)

年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
大学の特許出願	19,528	19,726	19,866	20,724	21,894
前年比増加率	△3.9	1.0	0.8	4.3	5.6

* 出願番号基準

<表Ⅶ-1-14> 大学の特許多出願順位

(単位：件、%)

順位	機関名	2017年～2021年出願件数	占有率
1	韓国科学技術院	5,682	5.6
2	ソウル大学	5,302	5.2
3	高麗大学	4,658	4.6
4	延世大学	4,633	4.6
5	漢陽大学	3,339	3.3
その他	その他	77,700	76.7
合計	-	101,314	100.0

* 共同出願は各出願人ごとに1件として処理

* 大学：大学、学校法人などを含む。

第4節 内国人・外国人による地域別・企業別の出願

1. 内国人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

イ. 地域別の出願状況

2021年度内国人出願計505,554件のうち、ソウル・仁川・京畿など首都圏が353,522件で全体出願の69.9%を占めており、その他の地域が152,032件で30.1%を占めていることが分かった。これは国内企業の大半が首都圏に本社を置いているため、本社の住所地に出願することになり、首都圏に出願件数が集中しているものと判断される。

＜表Ⅶ-1-15＞内国人による地域別の出願状況

(単位：件、%)

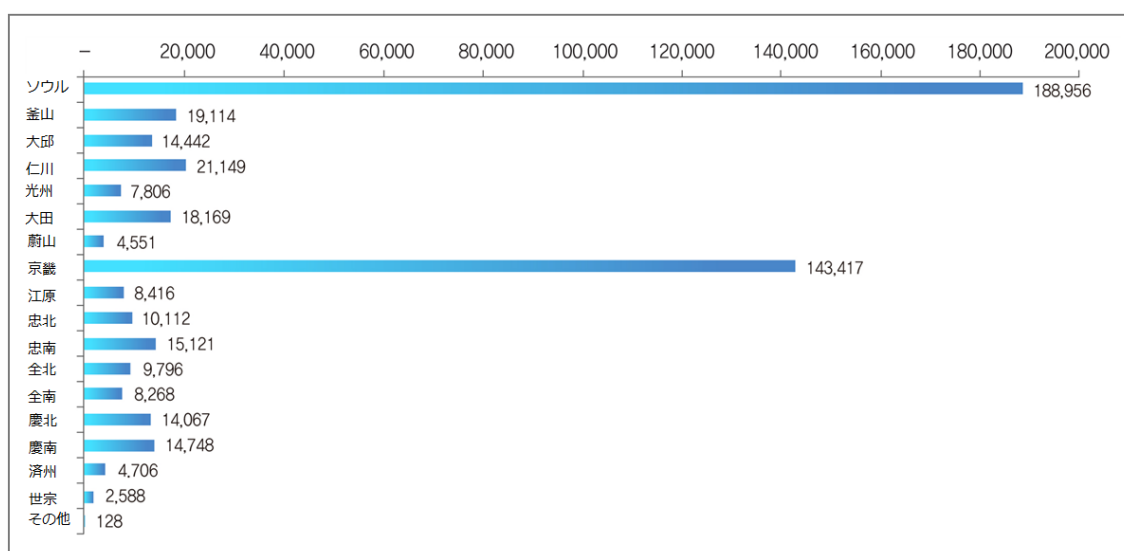
区分	特許		実用新案		デザイン		商標		合計		占有率	
	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年	2020年	2021年
ソウル	53,208	54,169	1,066	764	19,251	18,773	102,239	115,250	175,764	188,956	36.8	37.4
釜山	6,679	6,473	299	164	3,109	2,764	8,161	9,713	18,248	19,114	3.8	3.8
大邱	4,773	5,065	146	130	2,978	2,757	5,667	6,490	13,564	14,442	2.8	2.9
仁川	6,780	6,932	223	230	3,911	3,430	9,968	10,557	20,882	21,149	4.4	4.2
光州	3,524	3,575	61	75	881	816	3,168	3,340	7,634	7,806	1.6	1.5
大田	10,858	11,390	287	192	1,395	1,350	5,117	5,237	17,657	18,169	3.7	3.6
蔚山	2,498	2,225	58	42	551	533	1,547	1,751	4,654	4,551	1.0	0.9
京畿	54,563	57,850	1,579	1,305	20,446	19,181	60,315	65,081	136,903	143,417	28.6	28.4
江原	2,777	2,900	95	71	999	891	3,848	4,554	7,719	8,416	1.6	1.7
忠北	4,047	4,289	134	87	1,243	1,177	4,415	4,559	9,839	10,112	2.1	2.0
忠南	7,173	7,317	141	99	2,135	2,002	5,058	5,703	14,507	15,121	3.0	3.0
全北	4,548	4,375	88	100	878	1,004	4,132	4,317	9,646	9,796	2.0	1.9

全南	3,577	4,063	61	58	858	942	2,990	3,205	7,486	8,268	1.6	1.6
慶北	6,722	6,715	140	141	1,423	1,626	4,929	5,585	13,214	14,067	2.8	2.8
慶南	6,827	6,980	154	141	1,820	1,817	4,913	5,810	13,714	14,748	2.9	2.9
済州	986	1,029	18	20	447	487	2,517	3,170	3,968	4,706	0.8	0.9
世宗	938	905	46	22	370	318	1,321	1,343	2,675	2,588	0.6	0.5
その他	7	11	-	1	100	91	41	25	148	128	0.0	0.0
計	180,485	186,263	4,596	3,642	62,795	59,959	230,346	255,690	478,222	505,554	100.0	100.0

* ハーグ、マドリードの場合はその他に分類

<図Ⅶ-1-3> 2020年内国人の地域別出願推移

(単位：件)



ロ. 国内における多出願企業別の出願状況

2021年度国内多出願企業のうち上位トップ10企業の出願件数は計32,098件で、全体企業の12.1%を占めている。特に、特許出願の場合は多出願企業トップ10の出願件数が全体国内企業の出願113,831件のうち27,042件で、23.8%を占めている。

多出願企業を見ると、サムスン電子、LG電子、現代自動車、サムスンディスプレイ、

LGエネルギーソリューションがそれぞれ1～5位を占めた。

<表VII-1-16>国内多出願企業トップ10の出願状況

(単位：件、%)

順位	企業名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	サムスン電子	9,859	-	403	247	10,509
2	LG電子	4,009	-	604	166	4,779
3	現代自動車	2,975	-	407	76	3,458
4	サムスンディスプレイ	2,600	-	42	53	2,695
5	LGエネルギーソリューション	2,622	-	13	3	2,638
6	株JSベンチャース	-	-	-	1869	1,869
7	LG化学	1,785	1	-	9	1,795
8	現代MOBIS株式会社	1,630	-	109	-	1,739
9	LGディスプレイ	1,299	-	86	34	1,419
10	CJ	263	-	573	361	1,197
	小計	27,042	1	2,237	2,818	32,098
	(全体国内企業の出願における占有率)	(23.8)	(0.1)	(7.6)	(2.3)	(12.1)
	全体国内企業の出願合計	113,831	1,022	29,617	120,686	265,156

* 共同出願は各出願人ごとに1件として処理

2. 外国人による出願状況

情報顧客支援局 出願課 行政事務官 チェ・ジョンフン

イ. 出願人の国籍別出願状況

2021年度の多出願国を見ると、2020年度とは異なり、米国と日本が順位を変えて米国が1位、日本が2位を占め、全体外国人(法人を含む)出願の48.3%を占め、依然として強味を見せた。主要上位多出願国の順位は2020年と同様な順位を維持している。

権利別には、特許とデザインにおいて米国が、実用新案と商標においては中国が優

位を示している。

<表Ⅶ-1-17>外国(法)人国籍別の出願状況

(単位：件、%)

順位	区分		特許	実用	デザイン	商標	計	
							件数	占有率
1	米国	2021年	15,503	21	1326	7,226	24,076	27.7
		2020年	13,352	38	1,478	6,425	21,293	26.9
2	日本	2021年	14,164	30	825	2,880	17,899	20.6
		2020年	14,013	31	827	3,034	17,905	22.7
3	中国	2021年	6,294	158	1280	8,014	15,746	18.1
		2020年	4,266	182	926	7,170	12,544	15.9
4	ドイツ	2021年	3,738	4	180	1,677	5,599	6.4
		2020年	3,650	8	204	1,711	5,573	7.1
5	フランス	2021年	1,628	3	247	1,261	3,139	3.6
		2020年	1,454	1	243	1,055	2,753	3.5
6	スイス	2021年	1,420	1	193	1,095	2,709	3.1
		2020年	1,309	2	171	953	2,435	3.1
7	イギリス	2021年	1,320	5	75	1,078	2,478	2.8
		2020年	1,107	4	94	1,071	2,276	2.9
小計		2021年	44,067	222	4126	23,231	71,646	82.3
		2020年	39,151	266	3,943	21,419	64,779	82.0
その他の国		2021年	7,668	145	702	6,900	15,415	17.7
		2020年	7,123	119	845	6,168	14,255	18.0
計		2021年	51,735	367	4828	30,131	87,061	100.0
		2020年	46,274	385	4,788	27,587	79,034	100.0

*デザインはハーグ、商標はマドリッドを含む。

ロ. 多出願企業別の出願状況

外国人多出願企業トップ10には、米国企業4社、日本企業3社、中国企業2社、台湾企業1社が含まれている。多出願順位を見ると、中国のHuawei Technologies Co., Ltd.

が1位、日本の東京エレクトロン株式会社が2位、米国のApplied Materials, Inc. が3位、日本の株式会社半導体エネルギー研究所が4位、米国のApple Inc. が5位である。

<表Ⅶ-1-18>外国人多出願企業トップ10別の出願状況

(単位：件)

順位	出願人	国名	特許	実用	デザイン	商標	合計
1	Huawei Technologies Co., Ltd.	中国	603	-	67	63	733
2	東京エレクトロン株式会社	日本	691	-	8	1	700
3	Applied Materials, Inc.	米国	623	2	16	1	642
4	株式会社半導体エネルギー研究所	日本	641	-	-	-	641
5	Apple Inc.	米国	371	-	193	15	579
6	Taiwan Semiconductor Manufacturing Company, Limited	台湾	546	-	-	-	546
7	Qualcomm, Inc.	米国	429	-	-	5	434
8	日東電工	日本	415	-	2	-	417
9	Micron Technology, Inc.	米国	413	-	-	-	413
10	Beijing Baidu Netcom Science And Technology Co., Ltd.	中国	388	-	-	-	388

* 共同出願は各出願人ごとに1件として処理

第2章 PCT、マドリード及びハーグ国際出願分野

第1節 PCT国際出願

1. 全世界におけるPCT国際出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ソン・スギョン

WIPO統計資料(暫定)によると、2021年PCTシステムを利用した国際特許出願は2020年275,900件に比べて0.4%増加した276,878件を記録した。それによって、PCT国際出願は1990年以降31年連続で増加傾向を維持し、発明の海外特許出願のためのツールとして毎年重要性が増している。

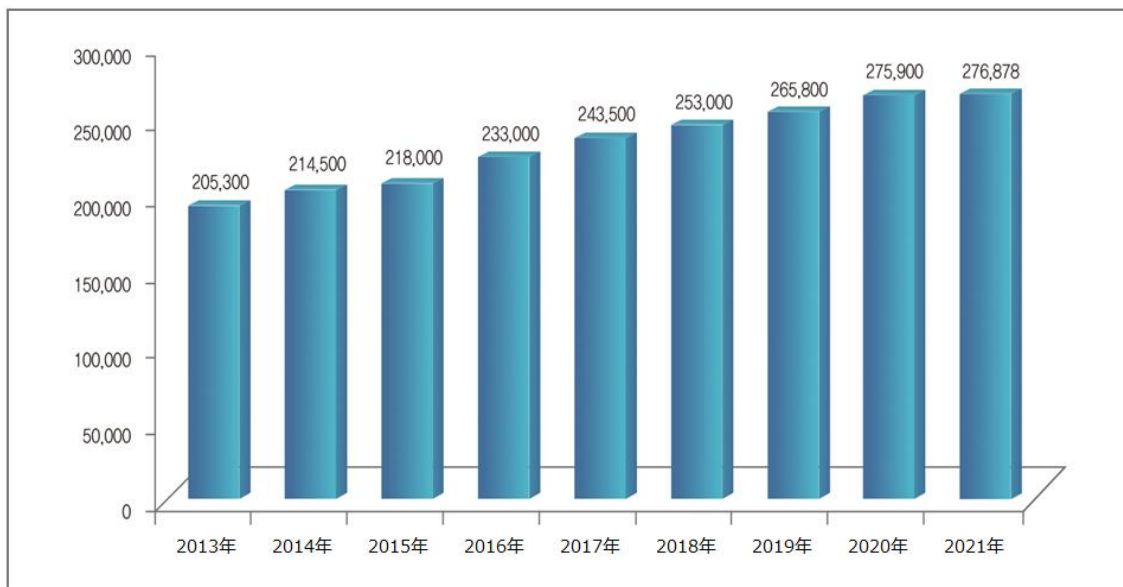
最近のPCT国際出願推移及び増加傾向から読み取れる興味深い現象としては、アジア諸国が全体出願において占める割合が持続的に増加しているということである。韓国は2020年に比べて3.1%増加し、20,679件のPCT国際出願を記録し、4位を維持した。また、中国は2020年に比べて1.2%増加した69,529件で、3年連続で世界1位を記録した。米国のPCT国際出願は2020年の59,230件に比べて0.1%増加した。

一方、日本は2020年に比べて0.5%小幅減少した50,261件の出願件数を記録し、出願鈍化傾向を示し、ドイツ、フランスも各々7.2%、7.3%減少した。

大陸別に占める出願の割合を見ると、2021年全体のPCT国際出願においてアジア諸国は54.2%を占め、全体出願の半分を占めた。一方、欧州は22.0%、北米は22.4%を占め、2020年22.2%、22.5%に比べて小幅減少した。このようなアジア諸国のPCT国際出願比重の増加は、中国の急激な増加傾向とともにしばらく続くものと見られる。

< 図VII-2-1 > 全世界におけるPCT国際出願状況

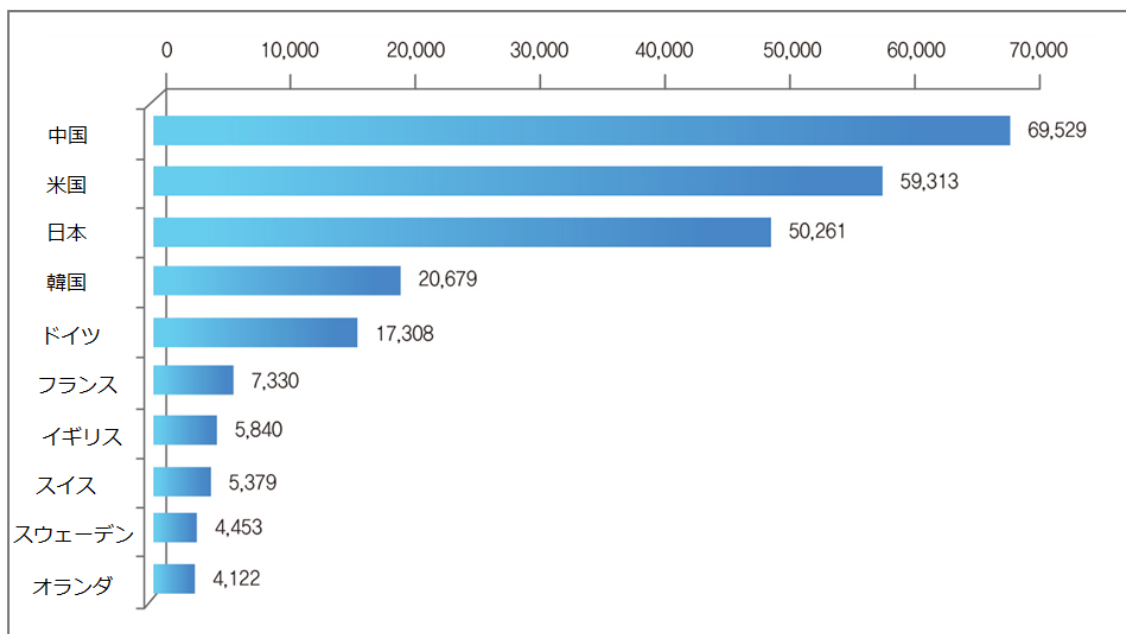
(単位: 件)



* 資料出所: PCT Yearly Review (2020年の数値は2021年4月にWIPO発表(暫定)資料)

< 図VII-2-2 > 2021年度全世界PCT多出願国順位

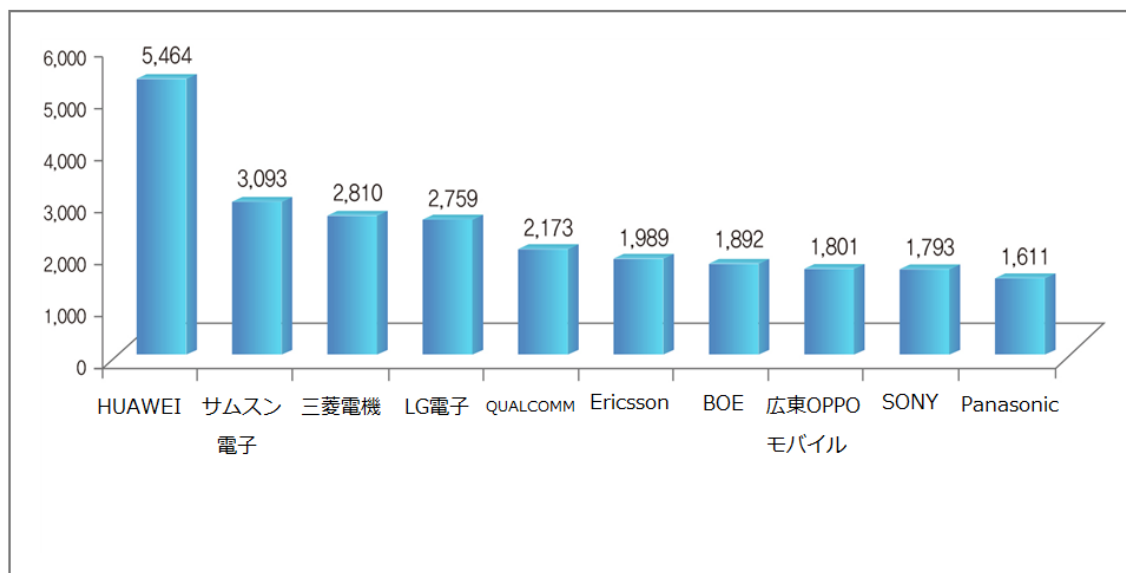
(単位: 件)



* 資料出所: WIPO統計システム(暫定)

＜図Ⅶ－2－3＞2021年度全世界PCT多出願企業順位

(単位:件)



* 出処：WIPO統計システム(暫定)

2. 韓国のPCT国際出願状況及び見通し

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ソン・スギョン

イ. 内国人のPCTによる海外出願(受理官庁)

2021年に韓国特許庁が受理官庁²⁵として受け付けたPCT国際出願は20,528²⁶件で、2020年の19,675件に比べて4.3%の増加率となった。

韓国が持続的な増加傾向を継続できる要因としては、海外特許出願のための方法としてPCT制度の有用性に対する認識拡大とともに、厳しい世界経済状況の中でも海外で特許権を確保して競争力を高めるために最善を尽くす韓国企業と研究所、大学など

²⁵ 国際出願を受理する国内(または地域)官庁であり、韓国出願人の場合は通常韓国特許庁、国際事務局も受理官庁として役割を果たす。

²⁶ 韓国特許庁受付日基準統計で、WIPO統計(国際事務局受付日基準)と差が発生する可能性がある。

の絶え間ない努力の結果と言える。但し、韓国の最近の特許出願及び特許権確保の傾向を見ると、必須的な特許だけを選別して出願し、確保しようとする傾向が強くなっており、PCT国際出願も影響を受けるものと予想される。したがって、特許庁はPCT国際出願の増加傾向が続くようにするために、レベルの高い国際調査及び国際予備審査機関の役割を果たし、PCT国際出願制度を簡単かつ便利に利用できるようにサービスとシステムを持続的に整備・改善する一方、PCT国際出願説明会の開催、地域知的財産センターの職員及び地域企業家を対象とするカスタマイズ型国際出願教育などのような政策的努力を展開している。

＜表Ⅶ－2－1＞韓国のPCT国際出願件数

(単位：件、%)

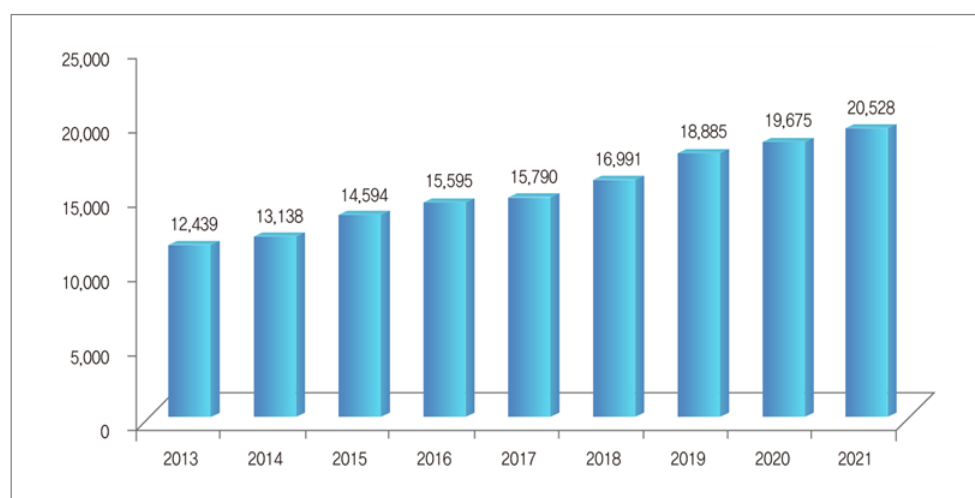
年度 区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
出願件数	12,439	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991	18,885	19,675	20,528
増加率	4.8	5.6	11.1	6.8	1.2	7.6	11.1	4.2	4.3

* 韓国特許庁の受付日基準で、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と差が発生する可能性がある。

** 出処：特許庁特許情報統計システム

＜図Ⅶ－2－4＞韓国におけるPCT国際出願状況

(単位：件)



* 韓国特許庁の受付日基準で、WIPO統計(国際事務所の受付日基準)と差が発生する可能性

がある。

※※出処：特許庁特許情報統計システム

ロ．韓国PCT多出願法人(企業)トップ10の状況

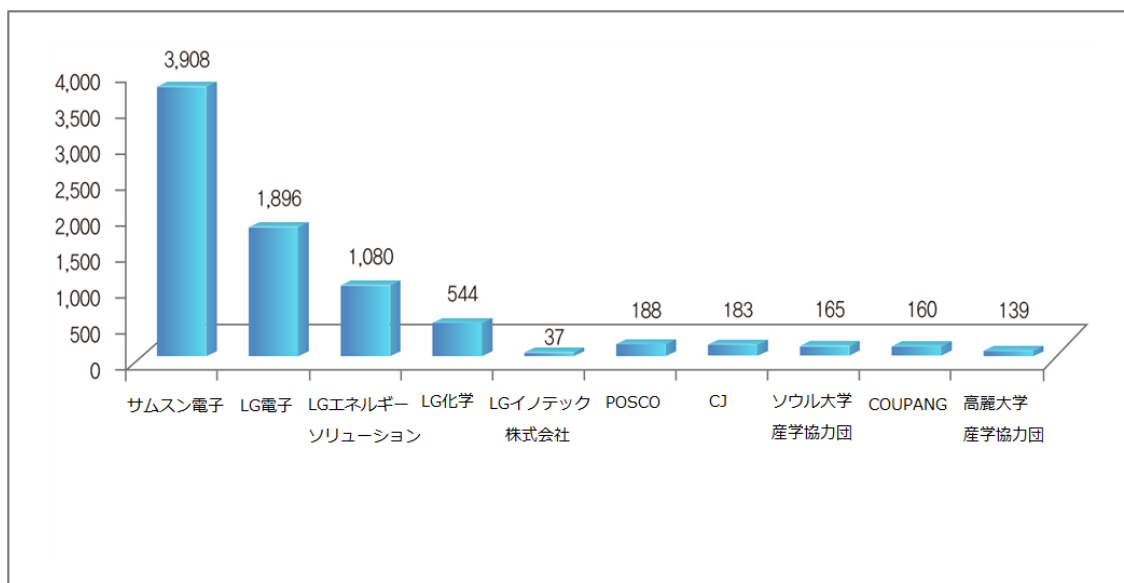
2021年韓国国内PCT多出願法人(企業)別の状況を見ると、サムスン電子が1位(3,908件)を占め、LG電子(1,896件)が2位でその後に続いた。昨年1位を占めたサムスン電子はその座を維持してPCT国際出願最多企業になったが、LG電子は2020年2,956件に比べて35.9%減少した。一方、前年比トップ10のうち6社は出願が増加し、LGエネルギーソリューションは新生企業として1,080件を出願し、3位を記録した。

大学及び研究所分野ではソウル大学産学協力団が165件で8位、高麗大学産学協力団が139件で10位に名を上げた。特に、延世大学産学協力団は2019年42件の出願に比べて209.5%増加し、2020年に初めて上位10位に入ったが、2021年には再び上位10位内に留まることには成功できなかった。結果として、大学・研究機関としては大学2校が2021年10位内に入った。

多出願企業トップ10の出願件数は8,500件で、全体出願件数の41.4%の割合を占め、前年48.6%に比べて減少し、サムスン電子、LG電子などの大企業がPCT国際出願の相当部分を占める現象が続いている。

＜図Ⅶ－2－5＞2021年度国内多出願法人(企業)別のPCT国際出願状況

(単位：件)



* 出処：韓国特許庁特許情報統計システム

ハ．個人対法人のPCT国際出願状況

2021年PCT国際出願件数20,528件のうち個人は1,609件で、2020年の1,927件に比べて16.5%減少し、全体出願に占める割合も9.8%から7.8%に減少した。PCT国際出願は依然として法人出願が大多数を占めており、これは言語、手続き、費用の側面で個人がPCT制度を利用するのに難しい状況が変わっていないことを示している。

それにもかかわらず、韓国語が国際公開語に採択された後、PCT国際出願書類の作成などを韓国語で進めることができ、言語の負担を減らすことができ、特許庁が提供する国際出願説明会などの広報及び教育と地域知的財産センターの支援事業政策が持続的に拡大しており、個人も創意的なアイデアや技術さえあれば、PCT国際出願制度を利用していくらかでも外国でも特許権を確保できる道が開かれている。

＜表Ⅶ-2-2＞個人対法人のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
個人	1,986	1,982	2,234	2,186	2,077	2,031	1,959	1,927	1,609
(割合)	(16.0)	(15.1)	(15.3)	(14.0)	(13.2)	(12.0)	(10.4)	(9.8)	(7.8)
法人	10,453	11,156	12,360	13,409	13,713	14,960	16,926	17,748	18,919
(割合)	(84.0)	(84.9)	(84.7)	(86.0)	(86.8)	(88.0)	(89.6)	(90.2)	(92.2)
計	12,439	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991	18,885	19,675	20,528
(割合)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)

* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

二. 出願方式別のPCT国際出願状況

2021年PCT国際出願のうち書面による出願比重は0.6%で、2015年から維持された3～4%の書面比率が2020年に急激に減少したのに続き、再び減少した。これは2017年新しいウェブ基盤提出方式であるePCTが受付開始され出願人及び代理人の活用が増加したことで書面出願比率が減少したと判断される。

＜表Ⅶ-2-3＞媒体別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
On-Line (割合)	11,228 (90.3)	11,979 (91.2)	13,660 (93.6)	15,003 (96.2)	15,191 (96.2)	16,278 (95.8)	18,216 (96.5)	19,525 (99.2)	20,401 (99.4)
PCT-EASY (割合)	998 (8.0)	977 (7.4)	478 (3.3)	-	-	-	-	-	-
その他(書面 等)(割合)	213 (1.7)	182 (1.4)	456 (3.1)	592 (3.8)	599 (3.8)	713 (4.2)	669 (3.5)	150 (0.8)	127 (0.6)
計 (割合)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)	16,991 (100.0)	18,885 (100.0)	19,675 (100.0)	20,528 (100.0)

* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

* 2005年2月からオンライン出願施行(PCT-SAFE、ePCTを含む)

ホ. 言語別のPCT国際出願状況

2021年PCT国際出願のうち韓国語出願は18,754件で全体の91.4%に達し、英語出願は1,772件で全体の8.6%を占めた。韓国語出願比率は2008年までは60%をやや上回ったが、2009年に70%を超えた後、2011年からは80%以上を維持している。

これは2009年から韓国語がPCT国際公開語として適用され、すべての国際出願関連書類を韓国語で作成して出願することが可能になったことによるものと判断される。韓国語の国際公開言語の採択により、韓国語出願後、優先日から14カ月以内に英語翻訳文を提出しなければならない手続きがなくなり、国内出願人の負担が大きく緩和された。

＜表Ⅶ－2－4＞言語別のPCT国際出願状況

(単位：件、%)

年度区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
韓国語 (割合)	10,227 (82.2)	10,890 (82.9)	12,522 (85.8)	13,760 (88.2)	14,129 (89.5)	15,086 (88.8)	16,640 (88.1)	16,919 (86.0)	18,754 (91.4)
英語 (割合)	2,209 (17.8)	2,243 (17.1)	2,070 (14.1)	1,832 (11.8)	1,661 (10.5)	1,904 (11.2)	2,245 (11.9)	2,755 (14.0)	1,772 (8.6)
日本語 (割合)	3 (-)	5 (-)	2 (-)	3 (-)	0 (-)	1 (-)	0 (-)	0 (-)	0 (-)
計 (割合)	12,439 (100.0)	13,138 (100.0)	14,594 (100.0)	15,595 (100.0)	15,790 (100.0)	16,991 (100)	18,885 (100)	19,675 (100)	20,528 (4.3)

* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

3. 国際調査・国際予備審査の状況

特許審査企画局 特許審査総括課 工業事務官 ペク・ヒョンヨル

イ. 韓国特許庁に対するPCT国際調査及び国際予備審査の請求状況

韓国特許庁は1997年にPCT総会で国際調査機関及び国際予備審査機関として指定され、1999年12月から同業務を行っている。2021年末基準で米国を始めとする20カ国の特許庁と業務協定を締結し、これらの国の出願人のPCT国際調査及び国際予備審査業務を行っている。

※業務協定締結国(20カ国):フィリピン(2002)、ベトナム(2002)、インドネシア(2003)、モンゴル(2004)、ニュージーランド(2005)、シンガポール(2006)、マレーシア(2006)、米国(2006)、スリランカ(2009)、オーストラリア(2009)、タイ(2009)、チリ(2010)、ペルー(2012)、サウジアラビア(2015)、メキシコ(2016)、コロンビア(2017)、UAE(2018)、ブルネイ(2019)、カンボジア(2020年)、ラオス(2020年)

2021年に韓国特許庁に受け付けられた国際調査は全体で28,986件であり、2020年の28,085件に比べて3.2%増加した。その中で韓国出願人が申請した件数は20,133件で、2020年に比べて5.2%増加し、米国を始めとする外国の出願人が申請した件数は8,853件で、2020年に比べて1.0%減少した。

また、米国出願人は2021年基準で7,878件の国際調査を依頼し、韓国特許庁に受け付けられた全体国際調査の27.2%、外国出願人が要請した国際調査物量の89.0%を占め、外国出願人の件数の中で米国出願人の割合が圧倒的である。

特に、インテル、ハリバートン、APPLIED MATERIALSなど多数の米国グローバル企業がPCT国際出願を韓国特許庁に国際調査を依頼している。これは韓国特許庁の国際調査報告書の品質に満足していることを意味すると言える。

<表Ⅶ-2-5>PCT国際調査用写本の受付状況

(単位:件、%)

年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

区分									
韓国 (割合)	11,971 (40.5)	12,442 (41.3)	13,579 (47.7)	15,016 (53.8)	14,798 (58.8)	16,264 (62.8)	18,064 (66.2)	19,139 (68.1)	20,133 (69.5)
米国 (割合)	16,968 (57.5)	17,162 (56.9)	14,480 (50.9)	12,491 (44.8)	9,992 (39.7)	9,119 (35.2)	8,632 (31.7)	8,135 (29.0)	7,878 (27.2)
その他の国 (割合)	592 (2.0)	556 (1.8)	409 (1.4)	397 (1.4)	369 (1.5)	532 (2.1)	574 (2.1)	811 (2.9)	975 (3.4)
計	29,531	30,160	28,468	27,904	25,159	25,915	27,270	28,085	28,986

* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

2021年に韓国特許庁に受け付けられた国際予備審査は123件で、2020年の108件に比べて13.9%増加した。

<表Ⅶ-2-6> PCT国際予備審査の請求状況

(単位：件、%)

年度 区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
国際予備審査 請求書受付	253	236	208	179	163	124	130	108	123
増減率	△16.2	△6.7	△11.9	△13.9	△8.9	△23.9	4.8	△16.9	13.9

* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

ロ．韓国出願人の国際調査機関指定状況

韓国特許庁を受理官庁として出願した出願人は韓国特許庁 (ISA/KR) の他にオーストリア特許庁 (ISA/AT)、オーストラリア特許庁 (ISA/AU)、日本特許庁 (ISA/JP)、シンガポール特許庁 (ISA/SG) を国際調査機関 (ISA) として指定して国際調査を受けることができる。

2021年に韓国特許庁を受理官庁としたPCT国際出願において、韓国特許庁を国際調査機関に指定した件数は20,522件で、全体件数の99.9%以上で、外国特許庁を国際調

査機関に指定した場合は3件(0.01%)に過ぎない。

これは韓国特許庁の手数料がオーストリアやオーストラリアより安く、国際調査報告書の品質に対する満足度が高いためであると見られる。

<表Ⅶ-2-7>PCT国際調査機関の指定状況

(単位：件、%)

区分 \ 年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
大韓民国(KR) (割合)	12,386 (99.57)	13,068 (99.47)	14,537 (99.62)	15,549 (99.71)	15,758 (99.80)	16,969 (99.88)	18,878 (99.96)	19,673 (99.99)	20,522 (99.99)
その他の国 (割合)	53 (0.43)	69 (0.53)	55 (0.38)	46 (0.29)	31 (0.20)	21 (0.12)	7 (0.04)	1 (0.01)	3 (0.01)
計	12,439	13,137	14,592	15,595	15,789	16,990	18,885	19,674	20,525

* 出所：WIPO IP statistics database

4. PCT国際出願の韓国国内段階への移行状況

情報顧客支援局 国際出願課 行政事務官 ソン・スギョン

イ. PCT韓国国内段階(指定官庁)への移行(出願)件数

PCT国際出願の後に大韓民国で特許権(実用新案権)を獲得するために韓国国内段階へ移行するPCT国際出願件数は2021年43,501件で、2020年38,159件に比べて14.0%増加した。

<表Ⅶ-2-8>PCT国際出願の韓国国内段階(指定官庁)への移行件数

(単位：件、%)

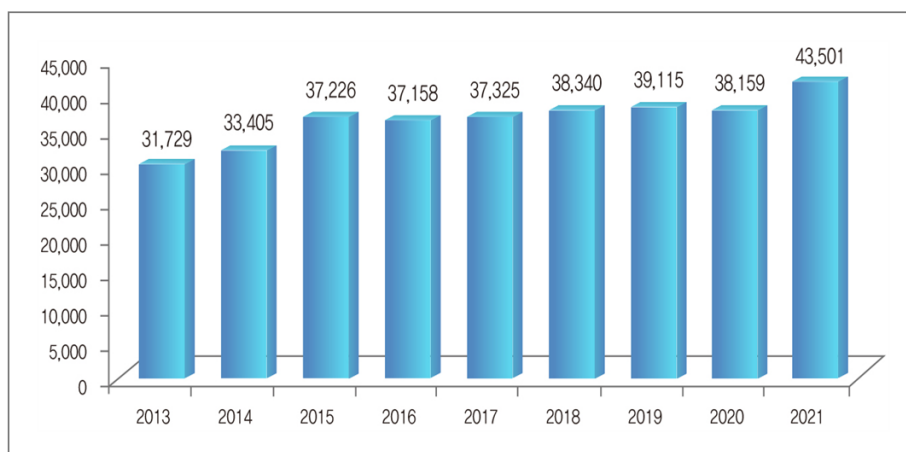
分析 \ 年度	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
分析									

出願件数	31,729	33,405	34,080	37,158	37,325	38,340	39,115	38,159	43,501
増減率(%)	2.3	5.3	2.0	9.0	0.4	2.7	2.0	△2.4	14.0

* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

< 図Ⅶ-2-6 > PCT国内段階(指定官庁)への移行状況

(単位：件)



* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

ロ．韓国国内段階(指定官庁)への移行動向

2009年度に韓国へ移行されたPCT国際出願はグローバル景気低迷の影響により25,685件で、2008年に比べて14.5%と急減したが、その後回復を見せて、国内への移行件数が持続的に増加した。以後2015年から2017年までは移行件数が約37,000件程度に留まっていたが、2018年に38,000件、2019年に39,000件を突破した。但し、COVID-19パンデミックの影響によって、2020年は韓国国内段階へ移行するPCT国際出願が小幅減少したが、2021年には回復して43,501件で歴代最多移行件数を達成した。

第2節 マドリード国際商標出願

1. 世界の国際商標出願状況

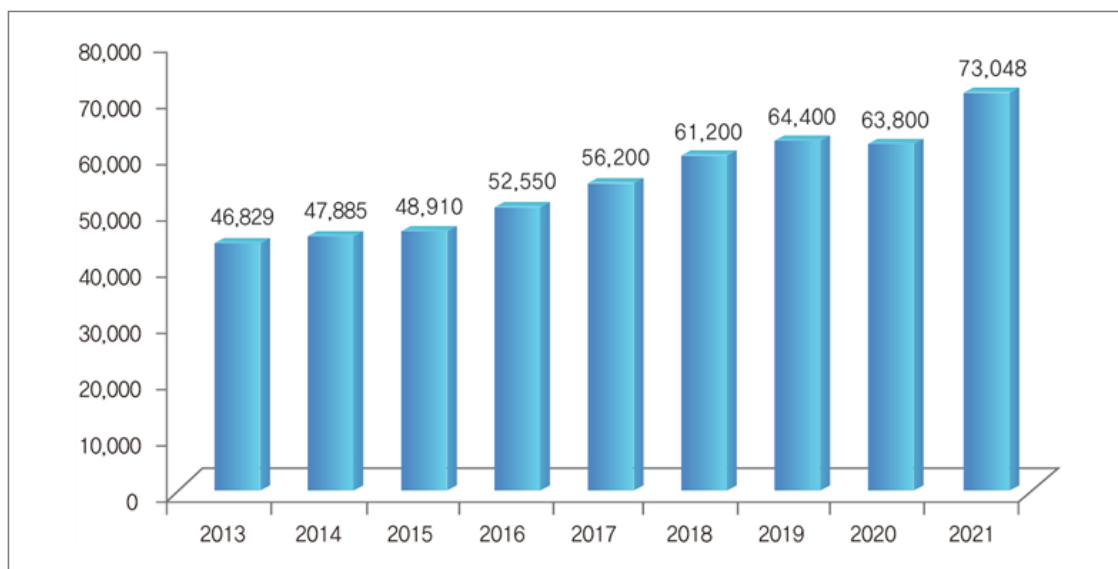
情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ウンジン

イ. 世界のマドリード国際商標出願の状況

WIPOが発表した資料(暫定)によると、2021年の世界マドリード国際商標出願は73,048件で、2020年の63,800件に比べて14.5%増加した。

<図Ⅶ-2-7> 年度別の世界マドリード国際商標出願状況

(単位：件)

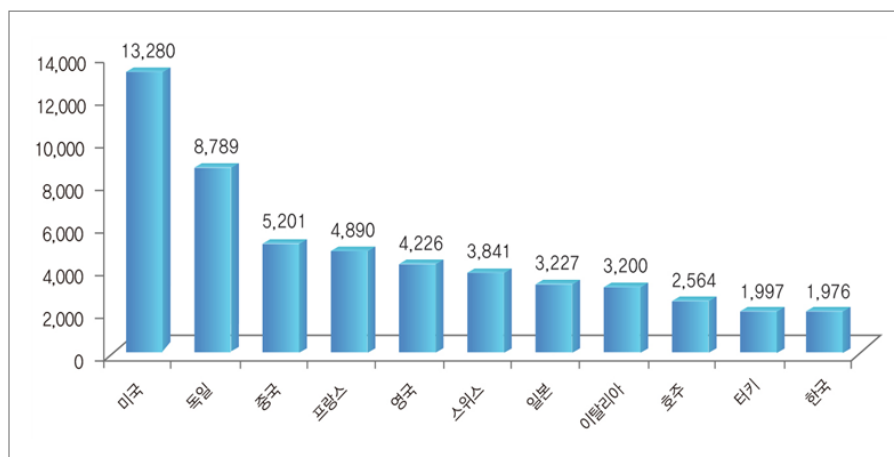


* 出処：Madrid Yearly Review (2021年の統計は2022年4月WIPO発表(暫定)資料)

2021年マドリード国際出願において最も大きな割合を占めている出願人の国籍は米国で18.2% (13,280件)を占め、ドイツ12.0% (8,789件)、中国7.1% (5,201件)の順であった。韓国は1,976件で2019年(1,392件、13位)から2020年11位にラックアップした後、2021年にもその順位を維持した。

<図VII-2-8> 2021年世界マドリッド国際商標における多出願国トップ10の状況

(単位：件)



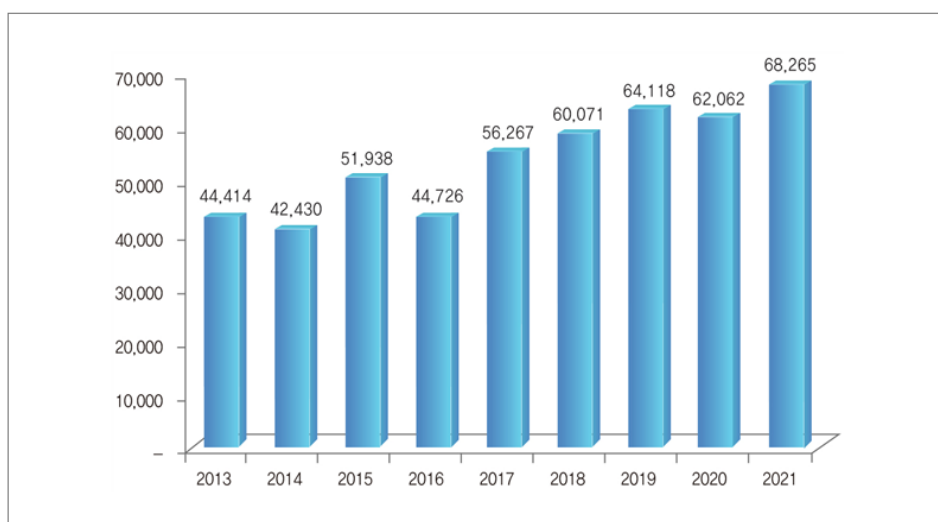
* 出処：WIPO統計システム(暫定)

ロ. 世界の国際商標登録状況

2021年マドリッド国際商標の全体登録件数は68,265件で、このうち韓国を本国官庁とするマドリッド国際出願は1,965件が国際商標登録された。

<図VII-2-9> 年度別の世界国際商標登録状況

(単位：件)



* 資料出所：WIPO統計システム(暫定)

2. 韓国を本国官庁とした国際商標出願の状況

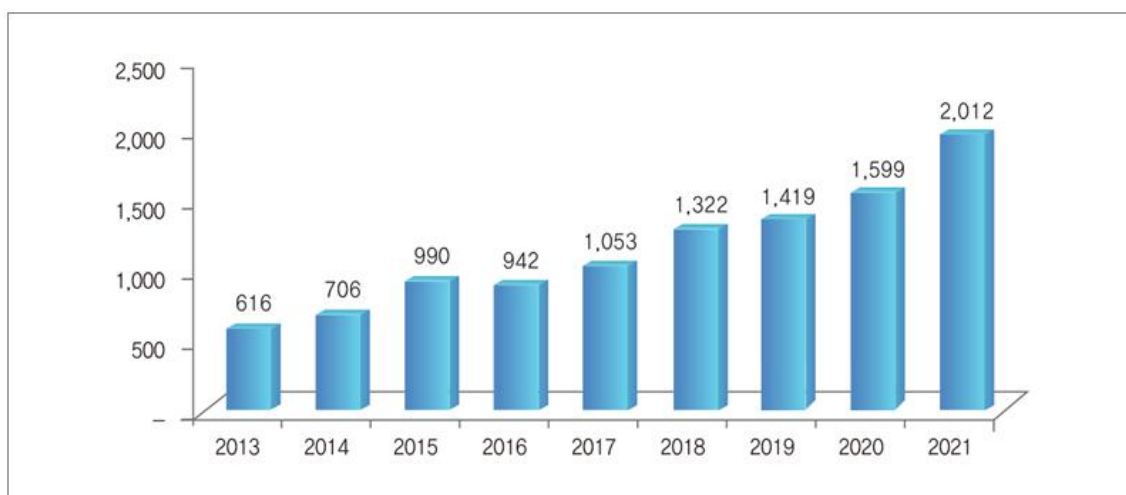
情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ウンジン

イ. 韓国出願人の国際商標出願状況

2021年に韓国特許庁を本国官庁として受け付けられたマドリード国際商標出願は2,012件で、2020年の1,599件に比べて25.8%増加した。

＜図Ⅶ-2-10＞年度別の韓国国際商標出願状況

(単位：件)



* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

* 韓国特許庁の受付日基準であり、WIPO統計(国際事務局の受付日基準)と差が発生する可能性がある。

ロ. 韓国出願人の国際商標電子出願状況

2003年4月マドリードシステム制度の施行時から施行されたオンライン電子出願は施行初期の利用率は30%台に過ぎなかったが、マドリード国際出願書の書式作成機であるMM書式機及び関連プログラムを持続的に改善した結果、2014年以降からは着実に

95%以上を維持しており、2021年には99.8%が電子出願を利用した。

<表VII-2-9>年度別の韓国における国際商標電子出願状況

(単位：件、%)

年度 区分	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
電子出願 (占有率)	583 (94.6)	688 (97.5)	959 (96.7)	930 (98.7)	1,032 (98.0)	1,315 (99.5)	1,400 (98.7)	1,596 (99.8)	2,008 (99.8)
書面出願 (占有率)	33 (5.4)	18 (2.5)	31 (3.3)	12 (1.3)	21 (2.0)	7 (0.5)	19 (1.3)	3 (0.2)	4 (0.2)
計	616	706	990	942	1,053	1,322	1,419	1,599	2,012

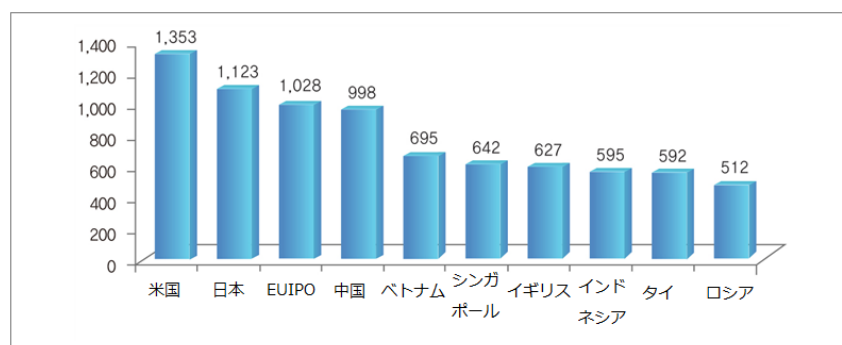
* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

ハ．韓国出願人の国際商標出願における指定国トップ10の状況

2021年マドリッド国際商標出願を通じた韓国出願人の外国指定件数は計15,030件で、2020年の13,239件に比べて13.5%増加した中、米国(1,353件)、日本(1,123件)、欧州(1,028件)、中国(998件)などを多く指定した。

<図VII-2-11>2021年度韓国出願人の指定国トップ10の状況

(単位：件)



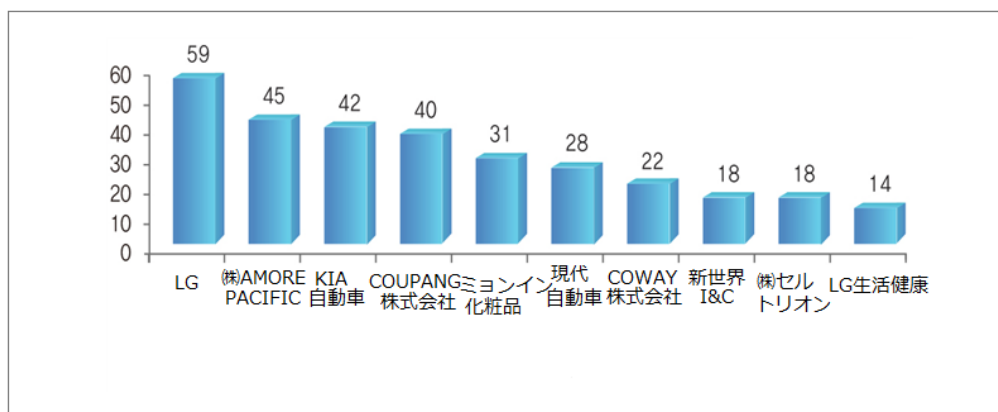
* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

二．韓国の国際商標多出願企業トップ10の状況

2021年韓国のマドリード国際商標多出願企業はLG、(株)AMORE PACIFIC、KIA自動車株式会社、COUPANG株式会社、株式会社ミョンイン化粧品の順であった。

<図Ⅶ-2-12> 2021年度韓国の国際商標多出願企業トップ10の状況

(単位：件)



* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

3. 韓国を指定した国際商標出願状況

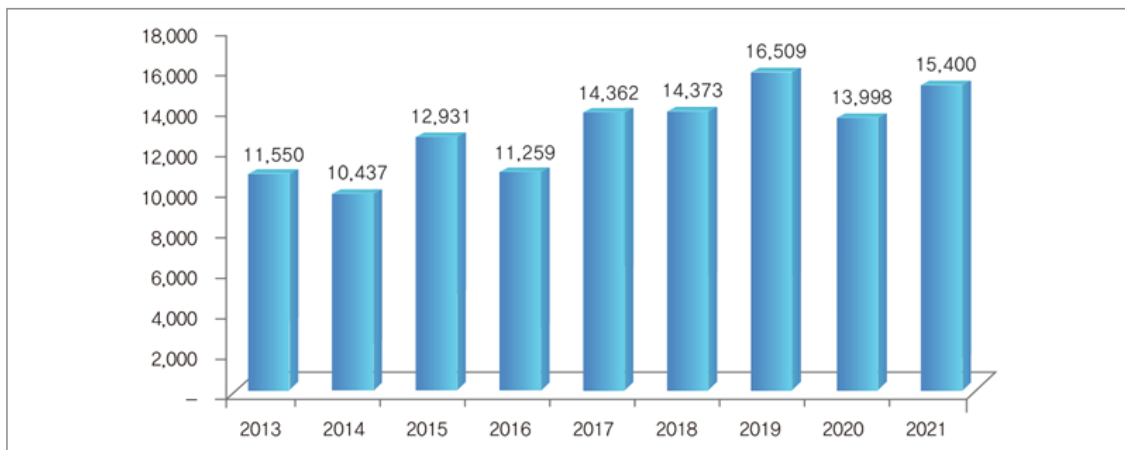
情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ウンジン

イ. 外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

2021年外国人が韓国を指定したマドリード国際商標登録出願は15,400件で、2020年13,998件に比べて10.0%増加した。

<図Ⅶ-2-13> 年度別の外国人が韓国を指定した国際商標登録出願状況

(単位：件)



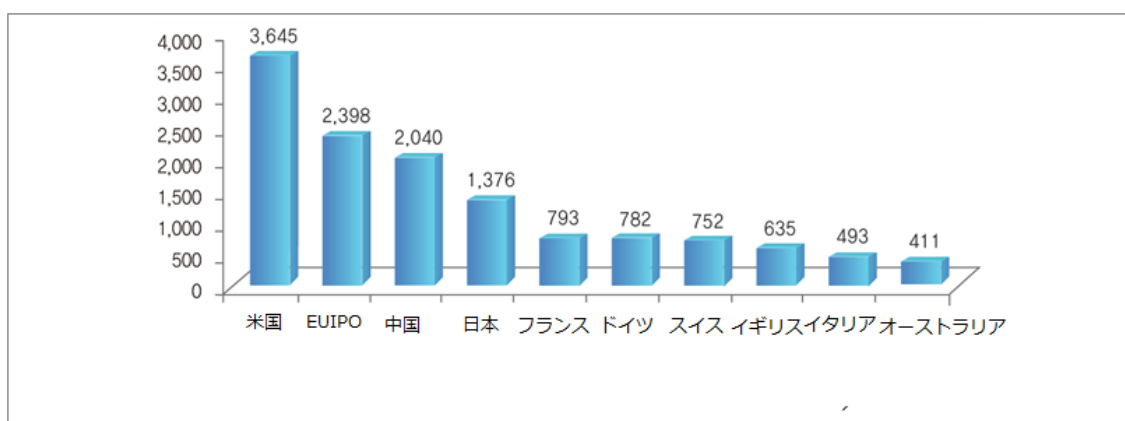
* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

ロ．韓国を指定した国家トップ10の状況

2021年マドリード国際商標登録出願を通じて韓国を指定した国家トップ10は、米国(3,645件)、欧州(2,398件)、中国(2,040件)、日本(1,376件)の順であった。

<図Ⅶ-2-14> 2021年度韓国を指定した締約国トップ10の状況

(単位：件)



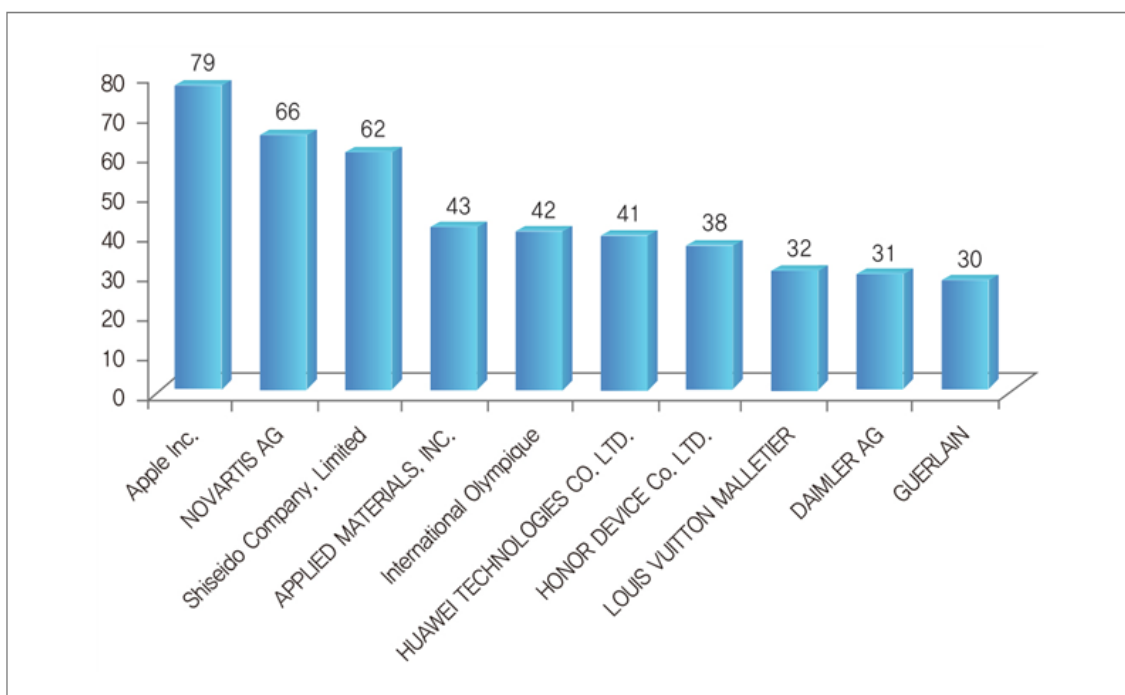
* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

ハ. 韓国を指定した外国多出願企業トップ10の状況

2021年マドリード国際商標登録出願を通じて海外で韓国を指定した外国企業の中で、APPLE Inc. が79件、NOVARTIS AGが66件の順で多く出願した。

<図VII-2-15> 2021年度韓国を指定した外国多出願企業トップ10の状況

(単位：件)



* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

第3節 ハーグ国際デザイン出願

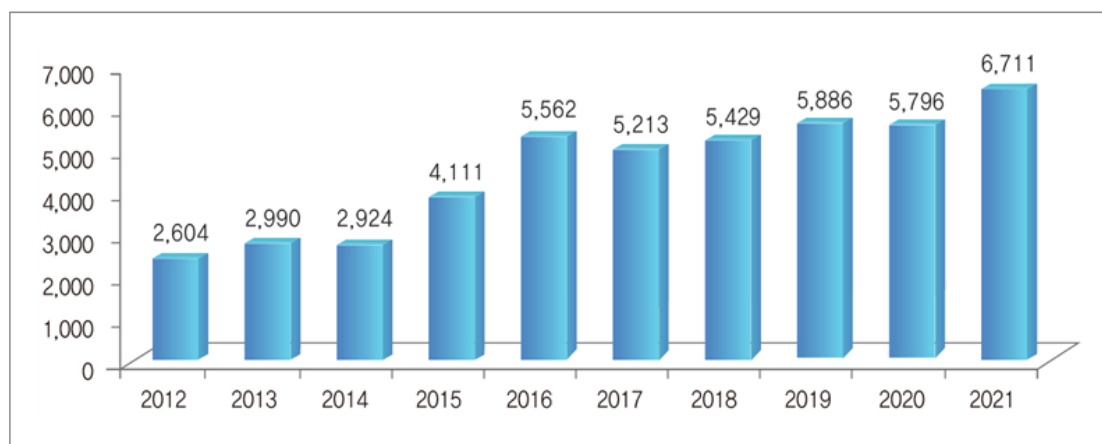
1. 世界の国際デザイン出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ウンジン

WIPOが発表した資料(暫定)によると、ハーグ国際出願は着実に増加しており、2021年(6,711件)には2020年(5,796件)に比べて大きく増加した。2021年ハーグ国際デザイン出願に出願されたデザイン数は計22,480件で、1出願当たりの平均デザイン数は約3.3件である。

<図Ⅶ-2-16>年度別の世界ハーグ国際デザイン出願状況

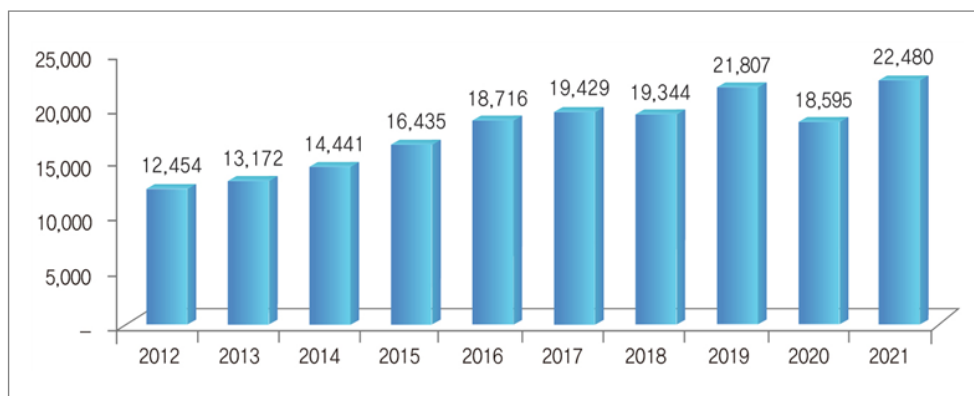
(単位:件)



* 出処: Hague Yearly Review (2021年の数値は2022年4月WIPO発表(暫定)資料)

<図VII-2-17>年度別世界ハーグ国際出願のデザイン数の状況

(単位:件)

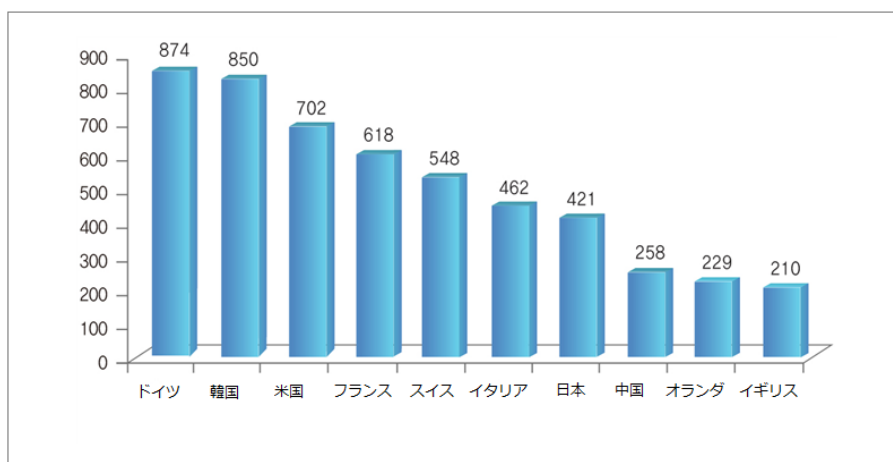


* 出処 : Hague Yearly Review (2021年の数値は2022年4月WIPO発表(暫定)資料)

2021年ハーグ国際出願における多出願国家の順位は、国際出願件数を基準にドイツが1位(874件)を占め、韓国が2位(850件)、米国、フランスがその後に続き、デザイン数の基準ではドイツ、米国、イタリア、スイス、フランス、韓国の順であった。特に、韓国は2014年7月にハーグ協定が施行された後、ハーグ国際出願件数基準で2位、デザイン数基準で6位を占めた点は注目すべきことである。

<図VII-2-18>2021年ハーグ国際出願における多出願国家トップ10(国際出願件数基準)

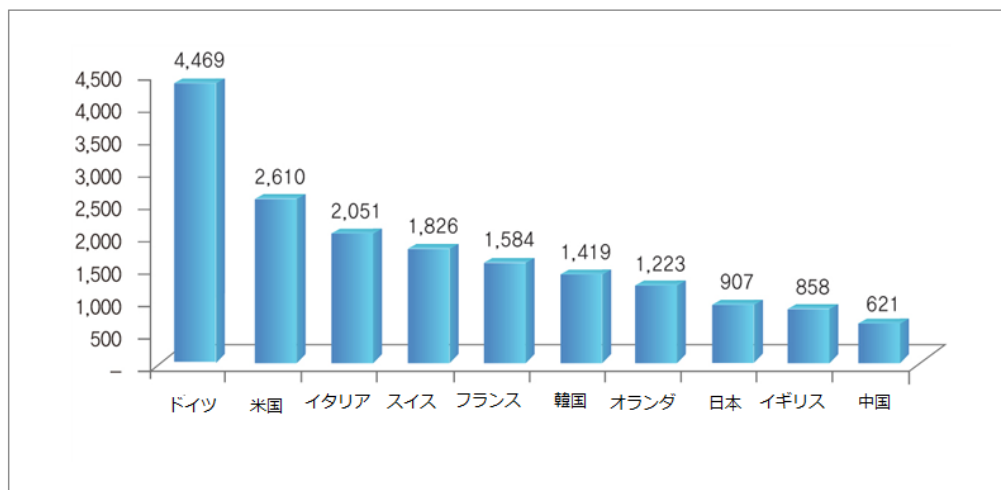
(単位:件)



* 出処 : WIPO統計システム(暫定)

<図Ⅶ-2-19> 2021年ハーグ国際出願における多出願国家トップ10(デザイン数基準)

(単位:件)



* 出処: WIPO統計システム(暫定)

2. 韓国を受理官庁とした国際デザイン出願状況

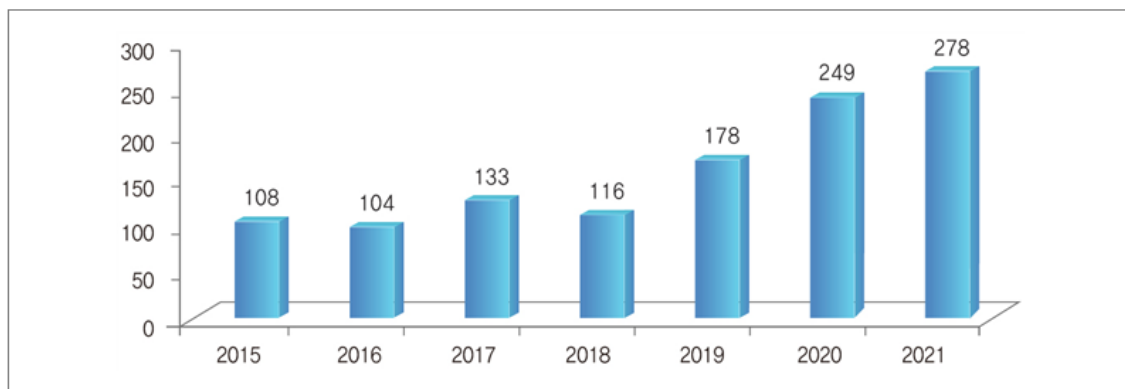
情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ウンジン

イ. 国内出願人の国際デザイン出願状況

韓国は2014年4月1日ジュネーブ改正協定に加入し、2014年7月1日からハーグ国際出願関連業務を開始した。2021年に韓国特許庁を受理官庁として受け付けられたハーグ国際デザイン出願は278件で、2020年の249件に比べて11.6%増加した。

<図VII-2-20> 年度別韓国の国際デザイン出願状況

(単位:件)



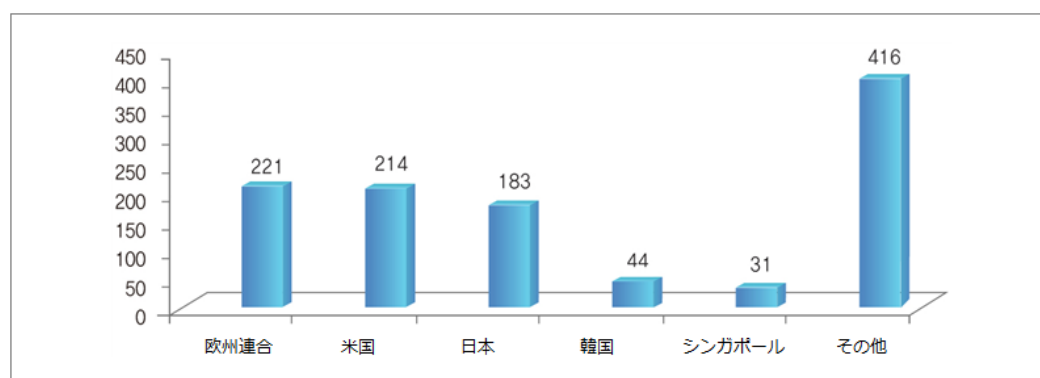
* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

ロ. 国内出願人の国際デザイン出願指定国の状況

2021年ハーグ国際デザイン出願を通じた国内出願人の外国指定件数は計1,109件であり、欧州(221件)、米国(214件)、日本(183件)、韓国(44件)などの順であった。

<図VII-2-21> 2021年度国内出願人の海外指定国状況

(単位:件)



* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

3. 韓国を指定した国際デザイン登録出願状況

情報顧客支援局 国際出願課 工業事務官 ナム・ウンジン

イ. 韓国を指定した国際デザイン登録出願の状況

2021年外国人が韓国を指定したハーグ国際デザイン登録出願は1,140件で、2020年の1,229件に比べて7.2%減少した。国別には日本(144件)、米国(140件)、フランス(139件)、中国(122件)、ドイツ(120件)の順で韓国を多く指定した。

＜表Ⅶ-2-10＞年度別外国人が韓国を指定した国際デザイン登録出願状況(出願件数基準)

(単位:件)

年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
件数	925	857	928	1,229	1,140

* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

＜表Ⅶ-2-11＞2021年度海外国家別の韓国指定状況(出願件数基準)

(単位:件)

日本	米国	フランス	中国	ドイツ	その他	合計
144	140	139	122	120	475	1,140

* 出処：韓国特許庁の特許情報統計システム

第3章 登録分野

第1節 産業財産権全般

1. 産業財産権登録動向の概要

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

2021年度産業財産権設定登録件数は計341,873件で、2020年303,669件に比べて12.6%増加した。特に、商標は2020年に前年比7.5%減少したが、2021年には17.6%増加した。

2. 2021年度の登録細部状況

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

イ. 最近5年間の設定登録状況

2021年の新規設定登録は341,873件で前年比12.6%増加した。各権利別に見ると、特許、デザイン、商標は前年比それぞれ8.2%、13.5%、17.6%増加したが、実用新案は前年比11.6%減少した。

<表Ⅶ-3-1>最近5年間の設定登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
特許	120,662 (10.8)	119,012 (△1.4)	125,661 (5.6)	134,766 (7.2)	145,882 (8.2)
実用新案	2,993 (4.9)	2,715 (△9.3)	2,417 (△11.0)	2,056 (△14.9)	1,817 (△11.6)

デザイン	49,293 (△11.3)	49,905 (1.2)	52,850 (5.9)	50,694 (△4.1)	57,545 (13.5)
商標	116,705 (△2.1)	115,025 (△1.4)	125,594 (9.2)	116,153 (△7.5)	136,629 (17.6)
合計	289,653 (1.1)	286,657 (△1.0)	306,522 (6.9)	303,669 (△0.9)	341,873 (12.6)

* ()は前年比の増減率

ロ. 権利別の設定登録状況

2021年度特許・実用新案の新規設定登録件数は147,699件である。産業部門別特許・実用新案の設定登録状況を見ると、2020年と同様に電気通信分野42.4%、機械分野15.0%で、占有率が他産業分野に比べて高い比重を占めており、その次に化学12.8%、飲料衛生10.9%、土木建設5.6%などの順で比重が高いことが分かった。

<表Ⅶ-3-2>2021年産業部門別特許・実用新案の設定登録状況

(単位：件、%)

区分		機械	化学 一般	繊維	電気 通信	土木 建設	採鉱 金属	飲料 衛生	事務用品 印刷	農林 水産	雑貨	その他	合計
2021年	件数	22,225	18,970	1,857	62,555	8,249	5,062	16,092	533	2,397	5,630	4,129	147,699
	占有率	15.0	12.8	1.3	42.4	5.6	3.4	10.9	0.4	1.6	3.8	2.8	100.0
2020年	件数	22,245	16,692	1,847	57,549	8,201	4,807	14,375	514	2,118	5,154	3,320	136,822
	占有率	16.3	12.2	1.3	42.1	6.0	3.5	10.5	0.4	1.5	3.8	2.4	100.0
前年比の増減率		△0.1	13.6	0.5	8.7	0.6	5.3	11.9	3.7	13.2	9.2	24.4	7.9

1) 物品群別のデザイン登録状況

2021年度デザイン新規設定登録件数は計57,545件である。物品群別登録占有率を見ると、事務用品及び販売用品19.0%、衣服及び身の回り品16.5%、生活用品11.2%、電気電子機械器具及び通信機械器具11.0%、住宅設備用品9.3%などであった。前年比増減率を見ると、製造嗜好食品が176.3%で最も増加率が高いものと分析された。

＜表Ⅶ－3－3＞2021年物品群別デザイン登録状況

(単位：件、%)

区分	製造嗜好食品	衣服・身の回り品	生活用品	住宅設備用品	趣味娯楽及び運動競技用品	事務用品及び販売用品	運輸または運搬機械	電機電子機械器具及び通信機械器具	一般機械機具	産業用機械機具	土木及び建築用品	その他	計	
2021年	件数	257	9,517	6,473	5,360	2,440	10,940	1,803	6,354	3,103	3,307	4,267	3,724	57,545
	占有率	0.4	16.5	11.2	9.3	4.2	19.0	3.1	11.0	5.4	5.7	7.4	6.5	100.0
2020年	件数	93	8,618	6,217	5,396	1,845	7,527	1,662	5,168	2,968	2,694	3,850	4,656	50,694
	占有率	0.2	17.0	12.3	10.6	3.6	14.8	3.3	10.2	5.9	5.3	7.6	9.2	100.0
	前年比増減率	176.3	10.4	4.1	△0.7	32.2	45.3	8.5	22.9	4.5	22.8	10.8	△20.0	13.5

2) 部門別の商標登録状況 (NICE分類)

2021年度商標設定登録件数は136,629件である。部門別登録占有率を見ると、サービス業28.0%、化学品・薬剤16.1%、機械・電気機械16.0%、菓子・食品・飲料10.4%などの順である。部門別の前年比登録増減率を見ると、その他が46.4%で最も増加率が高かった。

＜表Ⅶ－3－4＞2021年の部門別商標登録状況

(単位：件、%)

区分	化学品・薬剤	一般金属材、建築材料	機械、電気機械	繊維、衣類	家具、厨房用品	貴金属、時計、ガパン類	楽器、玩具、たばこ	紙、文房具	菓子、食品、飲料	ゴム、プラスチック材料	サービス業	その他	計	
2021年	件数	22,016	1,843	21,915	7,819	5,143	4,286	2,852	2,895	14,159	424	38,243	15,034	136,629
	占有率	16.1	1.3	16.0	5.7	3.8	3.1	2.1	2.1	10.4	0.3	28.0	11.0	100.0

20	件数	20,427	2,235	20,988	6,700	4,660	4,062	2,884	2,566	12,740	377	28,246	10,268	116,153
20	占有率	17.6	1.9	18.1	5.8	4.0	3.5	2.5	2.2	11.0	0.3	24.3	8.8	100.0
	前年比増減率	7.8	△17.5	4.4	16.7	10.4	5.5	△1.1	△12.8	11.1	12.5	35.4	46.4	17.6

ハ. 個人・法人別の登録状況

2021年度設定登録件数を個人・法人に区分すると、個人28.9%、法人71.1%の割合となっている。

権利別に区分すると、特許の場合は個人14.5%、法人85.5%で法人登録比率が非常に高いことが分かった。これは産業の高度化と構造的な変化・調整によって資本力と体系的な研究基盤が整った大企業研究所などが産業財産権の発展を主導しているためと判断される。デザインと商標も開発能力を備えた法人の登録比率が高いが、個人の産業財産権に対する認識変化と個人出願人に対する出願登録料など各種手数料の減免拡大などで個人登録も一定比率を維持している。

但し、実用新案の場合、個人登録(49.7%)と法人登録(50.3%)が似ているのは特許に比べて相対的に高度でない発明による登録の相対的容易性に起因したものと見られる。

<表Ⅶ-3-5> 2021年個人・法人別の登録状況

(単位：件、%)

区分	個人		法人		計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	21,171	14.5	124,711	85.5	145,882	100
実用新案	903	49.7	914	50.3	1,817	100
特・実小計	22,074	14.9	125,625	85.1	147,699	100

デザイン	23,106	40.2	34,439	59.8	57,545	100
商標	53,569	39.2	83,060	60.8	136,629	100
計	98,749	28.9	243,124	71.1	341,873	100

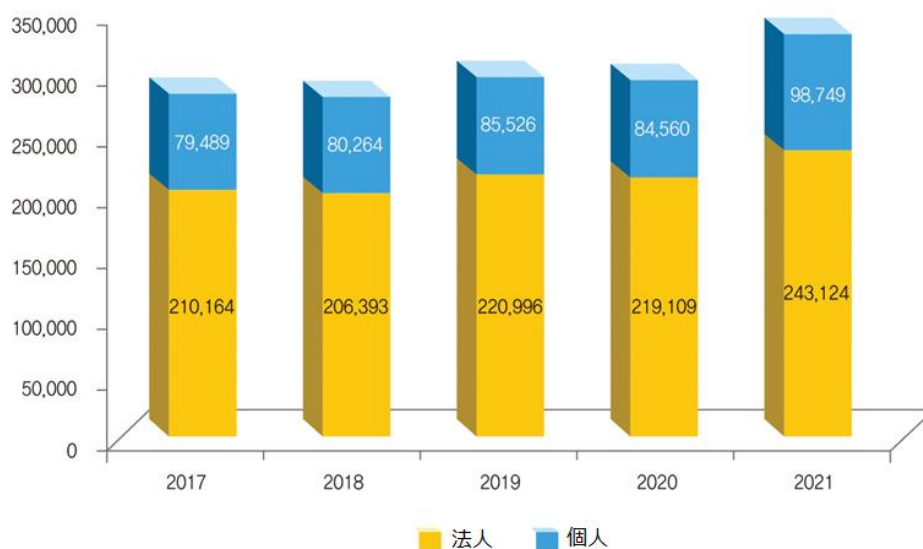
最近個人・法人別の登録推移を見ると、個人・法人ともに増加しており、2021年には前年比個人は16.8%、法人は11.0%増加した。

<表Ⅶ-3-6>最近5年間の個人・法人別登録状況

(単位：件、%)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	前年比 増減率
個人	79,489 (27.4)	80,264 (28.0)	85,526 (27.9)	84,560 (27.8)	98,749 (28.9)	16.8
法人	210,164 (72.6)	206,393 (72.0)	220,996 (72.1)	219,109 (72.2)	243,124 (71.1)	11.0

最近5年間の個人・法人別登録状況(単位：件)



二. 代理人有無別の登録状況

2021年の場合、代理人が登録手続きを進めた比率が86.8%、権利者が直接登録手続きを進めた比率が13.2%となっている。権利別に見ると、特許が98.3%で他の権利に

比べて代理人選任を通じた登録比率が高く、デザインと商標は各々75.3%、79.2%と低いことが分かった。

＜表Ⅶ－3－7＞年度別の代理人有無別登録状況

(単位：件、%)

区分		特許		実用新案		デザイン		商標		計	
		代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録	代理人 登録	直接 登録
2021 年	件数	143,431	2,451	1,702	115	43,316	14,229	108,222	28,407	296,671	45,202
	構成比	98.3	1.7	93.7	6.3	75.3	24.7	79.2	20.8	86.8	13.2
2020 年	件数	132,362	2,404	1,930	126	38,220	12,474	89,539	26,614	262,051	41,618
	構成比	98.2	1.8	93.9	6.1	75.4	24.6	77.1	22.9	86.3	13.7
2019 年	件数	123,472	2,189	2,256	161	40,820	12,030	96,921	28,673	263,469	43,053
	構成比	98.3	1.7	93.3	6.7	77.2	22.8	77.2	22.8	86.0	14.0
2018 年	件数	116,549	2,463	2,538	177	38,732	11,173	89,729	25,296	247,548	39,109
	構成比	97.9	2.1	93.5	6.5	77.6	22.4	78.0	22.0	86.4	13.6
2017 年	件数	118,139	2,523	2,804	189	37,759	11,534	91,078	25,627	249,780	39,873
	構成比	97.9	2.1	93.7	6.3	76.6	23.4	78.0	22.0	86.2	13.8

最近5年間の代理人有無別登録状況(単位:件)



ホ. 内国人・外国人別の登録状況

2021年度の設定登録状況を内国人・外国人別に区分して見ると、内国人は279,844件(81.9%)で前年より13.9%増加し、外国人は62,029件(18.1%)で前年より7.2%増加した。

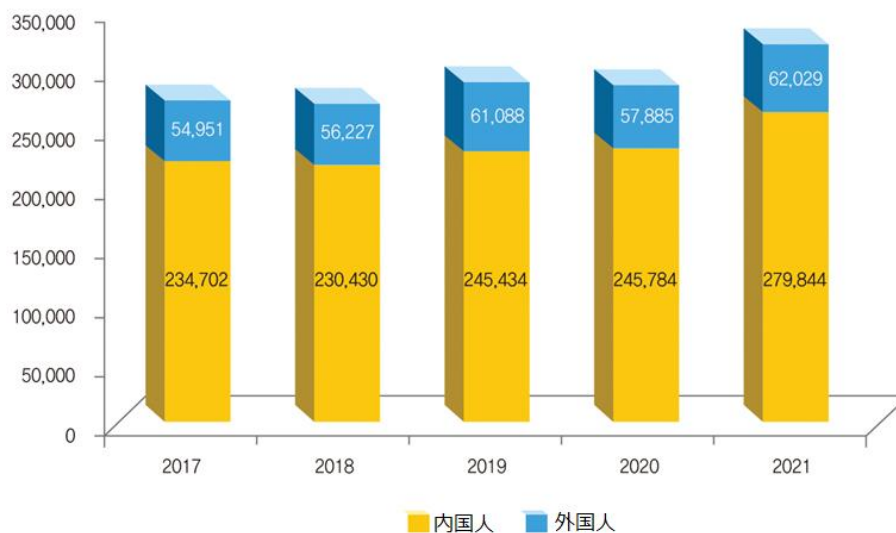
<表Ⅶ-3-8>最近5年間の内国人・外国人登録状況

(単位：件、%)

区分	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	前年比増減率
内国人	234,702 (81.0)	230,430 (80.4)	245,434 (80.1)	245,784 (80.9)	279,844 (81.9)	13.9
外国人	54,951 (19.0)	56,227 (19.6)	61,088 (19.9)	57,885 (19.1)	62,029 (18.1)	7.2
合計	289,653 (100.0)	286,657 (100.0)	306,522 (100.0)	303,669 (100.0)	341,873 (100.0)	12.6

* () は占有率

最近5年間の内国人・外国人登録状況(単位：件)



へ. 内国人による地域別登録状況

2021年の内国人登録状況を市・道別住民登録上の住所地を基準に調べると、ソウル

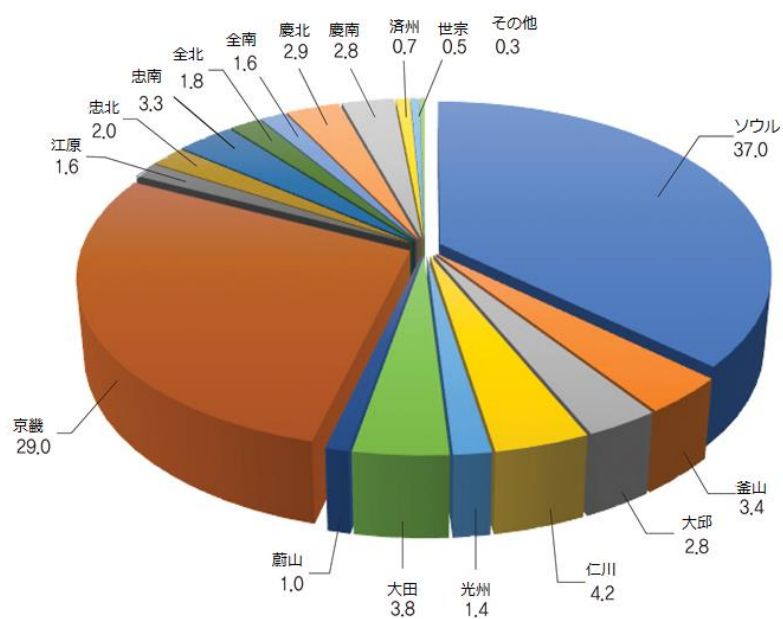
37.0%、京畿29.0%でソウル・京畿地域居住者が66.0%で最も高く、ソウル・京畿を除く地方自治体の中では仁川市4.2%、大田市3.8%、釜山市3.4%などの順で高いことが分かった。

<表Ⅶ-3-9>2021年市・道別の登録状況

(単位：件、%)

区分	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原
件数	103,482	9,647	7,813	11,698	3,867	10,507	2,725	81,138	4,539
構成比	37.0	3.4	2.8	4.2	1.4	3.8	1.0	29.0	1.6
区分	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	済州	世宗	その他
件数	5,525	9,367	4,972	4,350	8,148	7,749	1,963	1,469	885
構成比	2.0	3.3	1.8	1.6	2.9	2.8	0.7	0.5	0.3

2021年の市・道別登録状況



ト. 外国国家別の設定登録状況

2021年度新規設定登録件数のうち外国人登録を国家別に見ると、計62,029件のうち米国が16,745件(27.0%)、日本が15,146件(24.4%)で、これら二国の登録件数が51.4%を占めている。

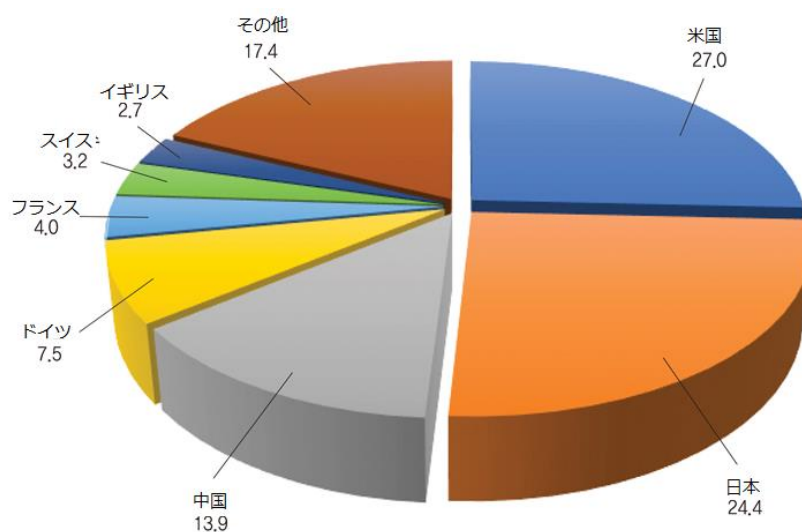
＜表Ⅶ－3－10＞2021年外国国家別の設定登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	日本	中国	ドイツ	フランス	スイス	英国	その他	合計
特許	10,041	11,905	2,999	2,853	1,125	784	695	5,129	35,531
実用新案	25	11	66	1	2	1	3	90	199
特・実小計	10,066	11,916	3,065	2,854	1,127	785	698	5,219	35,730
デザイン	2,221	961	880	463	421	400	146	1,175	6,667
商標	4,458	2,269	4,699	1,305	911	801	813	4,376	19,632
合計	16,745	15,146	8,644	4,622	2,459	1,986	1,657	10,770	62,029
構成比	27.0	24.4	13.9	7.5	4.0	3.2	2.7	17.4	100.0

* 商標は国際商標(マドリッド)を、デザインは国際デザイン(ハーグ)を含む。

2021年国家別の設定登録状況(構成比)



チ. 多登録法人の状況

2021年の内国人多登録法人はサムスン電子株式会社、LG電子株式会社などの順である。多登録順位20位内の電子・自動車分野の法人は主に特許権に比率が高く、生活密着型用品分野の法人は主にデザイン・商標権に相対的に登録比率が高い。これは法人が注力する製品分野と密接な関係があるものと分析される。

＜表Ⅶ-3-11＞2021年国内多登録法人の状況

(単位：件)

順位	法人名	特許	実用新案	デザイン	商標	計
1	サムスン電子株式会社	30,606	7	7,075	3,686	41,374
2	LG電子株式会社	20,968	0	4,471	5,394	30,833
3	現代自動車株式会社	16,037	0	2,742	1,647	20,426
4	株式会社LG生活健康	1,828	135	1,525	13,368	16,856
5	LGディスプレイ	15,529	4	253	53	15,839
6	株AMORE PACIFIC	2,021	122	889	10,628	13,660
7	株式会社POSCO	12,047	0	45	903	12,995
8	サムスンディスプレイ株式会社	12,603	4	272	55	12,934
9	株式会社LG化学	10,689	3	34	272	10,998
10	CJ株式会社	1,017	41	4,081	4,048	9,187
11	KIA株式会社	4,568	0	2,525	1,502	8,595
12	株式会社LGエネルギーソリューション	7,731	3	144	3	7,881
13	株式会社KT	4,210	2	206	2,628	7,046
14	ソウル大学産学協力団	5,887	4	54	384	6,329
15	韓国科学技術院	5,833	4	45	97	5,980
16	韓国電子通信研究院	5,653	1	58	99	5,824
17	SK Telecom株式会社	3,441	2	92	1,659	5,194
18	サムスン重工業株式会社	4,745	93	231	86	5,155
19	国防科学研究所	4,732	2	9	8	4,752
20	サムスンSDI株式会社	4,387	0	8	32	4,427

*内国法人を対象とする。共同権利者基準。

第2節 年次登録の状況

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

産業財産権は新規設定登録の後も権利存続期間の間は所定の年次登録料(年金)を納付しなければ権利を存続させることができない。権利者の産業財産権に対する保有・活用意志を表す指標である年次登録件数は、2021年は932,194件で前年比5.0%増加し、権利別には特許、デザインがそれぞれ5.2%、5.3%増加したのに対し、実用新案は10.2%減少した。

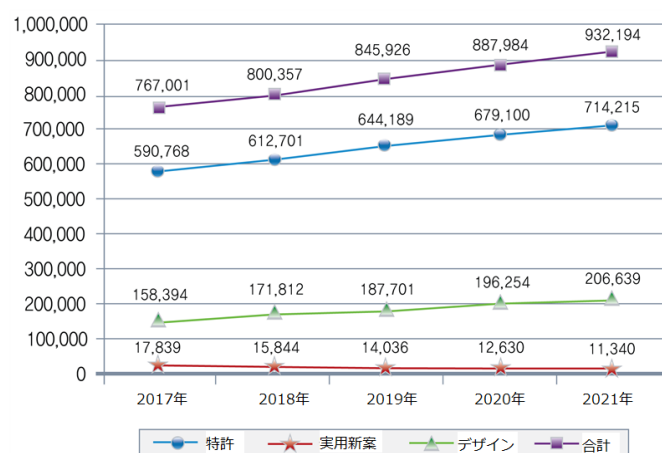
＜表Ⅶ－3－12＞最近5年間の権利別年次登録状況

(単位：件、%)

年度別 権利別	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
特許	590,768 (7.4)	612,701 (3.7)	644,189 (5.1)	679,100 (5.4)	714,215 (5.2)
実用新案	17,839 (△3.8)	15,844 (△11.2)	14,036 (△11.4)	12,630 (△10.0)	11,340 (△10.2)
デザイン	158,394 (9.3)	171,812 (8.5)	187,701 (9.2)	196,254 (4.6)	206,639 (5.3)
合計	767,001 (3.3)	800,357 (4.3)	845,926 (5.7)	887,984 (5.0)	932,194 (5.0)

* ()は前年比の増減率

最近5年間の権利別年次登録状況



第3節 存続権利の状況

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

韓国の産業財産権登録は1948年に11件(特許4件、実用新案2件、デザイン5件)であったのが、2021年末現在計6,127,954件が登録され、このうち存続期間の満了、登録料の未納、権利放棄、無効審決などで消滅した権利は3,086,102件で、存続権利件数は3,041,852件である。

内国人と外国人で区別すると、内国人は計4,897,046件のうち2,416,613件、外国人は計1,230,908件のうち625,239件を維持している。

＜表Ⅶ-3-13＞2021年現在の存続権利状況

(単位：件、%)

区分		内国人		外国人		合計	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
特許	登録	1,658,030	100	637,063	100	2,295,093	100
	消滅	770,890	46.5	364,335	57.2	1,135,225	49.5
	存続	887,140	53.5	272,728	42.8	1,159,868	50.5
実用新案	登録	449,732	100	16,237	100	465,969	100
	消滅	432,394	96.1	15,117	93.1	447,511	96.0
	存続	17,338	3.9	1,120	6.9	18,458	4.0
デザイン	登録	1,026,146	100	99,133	100	1,125,279	100
	消滅	679,916	66.3	53,700	54.2	733,616	65.2
	存続	346,230	33.7	45,433	45.8	391,663	34.8
商標	登録	1,763,138	100	478,475	100	2,241,613	100
	消滅	597,233	33.9	172,517	36.1	769,750	34.3
	存続	1,165,905	66.1	305,958	63.9	1,471,863	65.7
合計	登録	4,897,046	100	1,230,908	100	6,127,954	100
	消滅	2,480,433	50.7	605,669	49.2	3,086,102	50.4
	存続	2,416,613	49.3	625,239	50.8	3,041,852	49.6

第4節 マドリード国際商標登録の状況

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

韓国は2003年4月10日にマドリード議定書に加入した後、2004年4月27日に初めて国際商標が登録され、2021年末現在計134,723件の国際商標が登録され、国家別国際商標の多登録国家は米国、中国、ドイツ、日本、フランスなどの順であった。

2004年には新規設定登録業務だけ行ったが、2005年以降は国際商標登録と関連した商標権の移転、変更、放棄などの諸般登録業務も併行している。

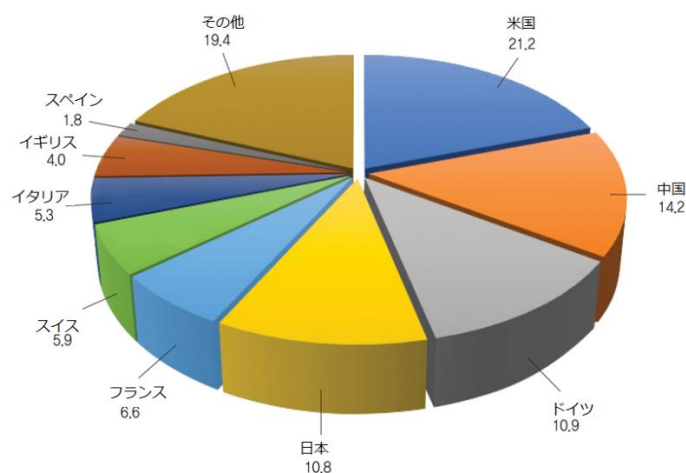
2021年度国際商標登録件数を見ると、計10,895件のうち米国が2,312件(21.2%)、中国1,542件(14.2%)、ドイツ1,183件(10.9%)であった。

＜表Ⅶ－3－14＞2021年国家別国際商標(マドリード)登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	中国	ドイツ	日本	フランス	スイス	イタリア	イギリス	スペイン	その他	合計
登録	2,312	1,542	1,183	1,181	715	638	576	439	196	2,113	10,895
構成比	21.2	14.2	10.9	10.8	6.6	5.9	5.3	4.0	1.8	19.4	100.0

2021年国家別国際商標(マドリード)の登録状況(構成比)



第5節 ハーグ国際デザイン登録の状況

情報顧客支援局 登録課 電算事務官 ヨ・ウンヨン

2014年に韓国がハーグ協定に加入して以来、2014年7月1日から2021年末まで登録された国際デザイン出願件数は計11,249件である。国家別の国際デザイン多登録国家は米国、ドイツ、フランスの順である。

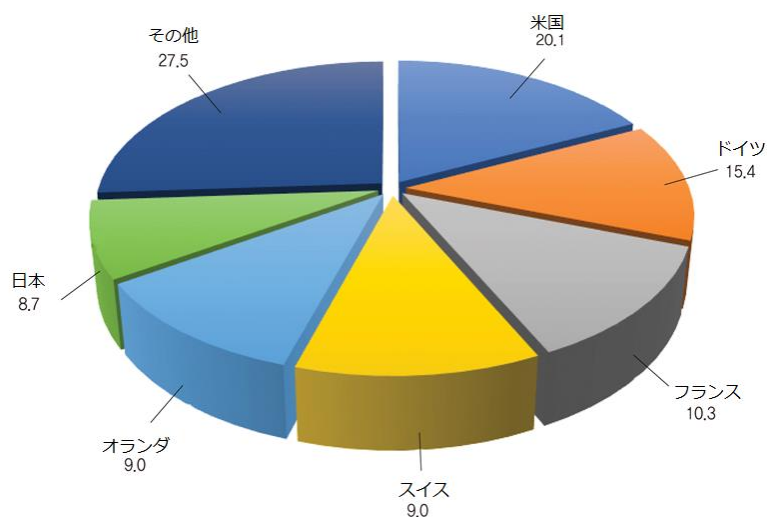
2021年度国際デザイン登録件数を見ると、計2,575件のうち米国517件(20.1%)、ドイツ396件(15.4%)、フランス265件(10.3%)である。

<表Ⅶ-3-15> 2021年国家別国際デザイン(ハーグ)登録状況

(単位：件、%)

区分	米国	ドイツ	フランス	スイス	オランダ	日本	その他	合計
登録	517	396	265	232	232	225	708	2,575
構成比	20.1	15.4	10.3	9.0	9.0	8.7	27.5	100.0

2021年国家別国際デザイン(ハーグ)登録状況(構成比)



第4章 審査分野

第1節 総括

特許審査企画局 特許審査総括課 工業主査 コン・ヨングァン

2021年産業財産権1次審査処理の件数は計50万件余りで、2020年に比べて増加した。権利別に見ると、特許は18万1,976件、実用新案は3,441件、商標は24万7,201件、デザインは6万9,007件を処理し、特許、実用新案の審査処理件数が前年度に比べて2.8%減少したが、商標、デザインの場合は審査処理件数が17.4%増加した。

PCT国際調査申請件数は前年度に比べて3.2%増加し、PCT国際調査報告書作成件数は28,350件で、前年度の28,536件に比べて0.7%減少した。

一方、審査処理期間は特許・実用新案12.2カ月、商標10.8カ月、デザイン5.2カ月と前年度に比べてやや遅れている。

<表Ⅶ-4-1> 権利別の審査処理状況

(単位：件)

区分	特許及び実用新案			デザイン	商標	計
	特許	実用新案	小計			
2006年	195,395	45,270	240,665	46,381 (48,369)	128,457 (172,045)	415,503 (461,079)
2007年	129,147	14,407	143,554	56,584 (58,587)	127,709 (171,858)	327,847 (373,999)
2008年	95,504	13,824	109,328	50,117 (51,492)	117,796 (162,697)	277,241 (323,517)
2009年	94,300	11,208	105,508	41,484 (43,769)	89,638 (109,245)	236,630 (258,522)
2010年	125,633	12,307	137,940	48,023 (49,778)	106,945 (133,212)	292,908 (320,930)

2011年	174,283	17,953	192,236	55,081 (60,550)	123,773 (153,322)	371,090 (406,108)
2012年	163,246	13,615	176,861	62,834 (65,039)	113,136 (137,674)	352,831 (379,574)
2013年	181,871	12,063	193,934	64,421 (67,021)	145,072 (172,607)	403,427 (433,562)
2014年	166,915	9,341	176,256	68,847 (71,851)	147,602 (178,240)	392,705 (426,347)
2015年	164,773	7,569	172,342	65,284 (69,399)	164,583 (198,981)	402,209 (440,722)
2016年	174,717	7,320	182,037	62,938 (66,706)	160,035 (192,422)	405,010 (441,165)
2017年	170,532	6,613	177,145	59,728 (63,245)	163,883 (204,689)	400,756 (445,079)
2018年	161,290	5,618	166,908	57,213 (60,670)	169,612 (216,961)	393,733 (444,539)
2019年	172,371	5,094	177,465	60,332 (63,996)	176,180 (228,542)	413,977 (470,003)
2020年	186,495	4,336	190,831	58,300 (61,695)	162,375 (207,692)	411,506 (460,218)
2021年	181,976	3,441	185,417	65,097 (69,007)	199,818 (247,201)	450,332 (501,625)

*1次審査処理基準である。

*デザイン・商標の場合、()は複数デザイン・多類商標基準である。

*特・実はその他処分(審査請求前の取下げ、放棄、無効など)を含み、デザイン・商標は取下げ、放棄、無効を含まない。

第2節 特許・実用新案の審査

1. 特許出願の審査状況

特許審査企画局 特許審査企画課 工業主事 コン・ヨングァン

2021年特許出願の1次審査処理件数は181,976件で、2020年に比べて2.4%減少した。このうち6.2%に該当する12,900件が1次審査と同時に登録査定され、90.3%に該当する164,312件に対して意見提出通知書が通知された。審査請求した日から1次審査までかかった特許審査処理期間は主要国水準の12.2カ月を維持した。

＜表Ⅶ－4－2＞特許1次審査の処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下げ・放棄	審査処理期間
2012年	163,246 (100%)	17,115 (10.5%)	141,890 (86.9%)	477 (0.3%)	3,764 (2.3%)	14.8カ月
2013年	181,871 (100%)	18,713 (10.3%)	158,828 (87.3%)	431 (0.2%)	3,899 (2.1%)	13.2カ月
2014年	166,915 (100%)	15,798 (9.5%)	146,913 (88.0%)	879 (0.5%)	3,325 (2.0%)	11.0カ月
2015年	164,773 (100%)	10,433 (6.3%)	149,484 (90.7%)	947 (0.6%)	3,909 (2.4%)	10.0カ月
2016年	174,717 (100%)	7,855 (4.5%)	163,281 (93.5%)	991 (0.6%)	2,590 (1.5%)	10.6カ月
2017年	170,532 (100%)	9,712 (5.7%)	157,603 (92.4%)	1,007 (0.6%)	2,210 (1.3%)	10.4カ月
2018年	161,290 (100%)	9,126 (5.7%)	148,772 (92.2%)	1,202 (0.7%)	2,190 (1.4%)	10.3カ月
2019年	172,371 (100%)	9,637 (5.6%)	158,527 (92.0%)	1,613 (0.9%)	2,594 (1.5%)	10.8カ月
2020年	186,495 (100%)	11,483 (6.2%)	170,299 (91.3%)	1,990 (1.1%)	2,723 (1.5%)	11.1カ月
2021年	181,976 (100%)	12,900 (7.1%)	164,312 (90.3%)	1,709 (0.9%)	3,055 (1.7%)	12.2カ月

1次審査処理の時に意見提出通知なく登録査定される比率は2005年以後約20%水準で維持されたが、2012年10.5%、21年7.1%と減少傾向を維持している。これは2008年6月世界的な審査品質重視基調に応じて、特許審査政策のパラダイムを審査品質中心に転換した後、多様な審査品質向上政策を施行した結果と分析される。

2021年特許出願の審査終結処理件数は計184,710件で、2020年に比べて4.0%増加した。このうち74.0%に該当する134,338件が登録査定され、24.9%に該当する46,074件が拒絶決定されたが、これは前年に比べて登録査定件は6.4%増加し、拒絶決定は2.7%減少したものである。出願の取り下げ・放棄・無効は4,298件で、全体審査終結処理件数の2.3%に該当し、2020年に比べて7.5%増加した。

<表Ⅶ-4-3>特許審査終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄・無効
2012年	163,912 (100%)	108,236 (66.0%)	51,912 (31.7%)	3,764 (2.3%)
2013年	179,794 (100%)	121,866 (67.8%)	54,029 (30.1%)	3,899 (2.1%)
2014年	177,289 (100%)	120,353 (67.9%)	53,611 (30.2%)	3,325 (1.9%)
2015年	149,620 (100%)	92,748 (62.0%)	52,963 (35.4%)	3,909 (2.6%)
2016年	172,024 (100%)	101,641 (59.1%)	66,046 (38.4%)	4,337 (2.5%)
2017年	176,712 (100%)	110,063 (62.3%)	62,781 (35.5%)	3,868 (2.2%)
2018年	165,378 (100%)	106,129 (64.2%)	55,613 (33.6%)	3,636 (2.2%)
2019年	170,160 (100%)	115,302 (67.8%)	50,944 (29.9%)	3,914 (2.3%)
2020年	177,556 (100%)	126,228 (71.1%)	47,331 (26.7%)	3,997 (2.3%)
2021年	184,710 (100%)	134,338 (72.7%)	46,074 (24.9%)	4,298 (2.3%)

2. 実用新案登録出願の審査状況

実用新案登録出願1次審査処理件数は1999年7月実用新案先登録制度施行以前に出願された物量の審査請求が減少し、2005年17件、2006年10件と審査処理件が減少傾向にあったが、2006年10月実用新案先登録制度が廃止され、実用新案審査主義に切り変わったことで、実用新案審査請求件が増え、2021年には3,441件が審査処理された。

＜表Ⅶ－4－4＞実用新案1次審査の処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	意見提出通知	その他通知	取下げ・放棄
2012年	13,549 (100%)	1,714 (12.7%)	11,352 (83.8%)	51 (0.4%)	432 (3.2%)
2013年	12,018 (100%)	1,451 (12.1%)	10,085 (83.9%)	41 (0.3%)	441 (3.7%)
2014年	9,329 (100%)	874 (9.4%)	8,015 (86.0%)	45 (0.5%)	395 (4.2%)
2015年	7,569 (100%)	425 (5.6%)	6,856 (90.6%)	39 (0.5%)	249 (3.3%)
2016年	7,320 (100%)	316 (4.3%)	6,847 (93.5%)	25 (0.3%)	132 (1.8%)
2017年	6,613 (100%)	328 (5.0%)	6,149 (93.0%)	13 (0.2%)	123 (1.9%)
2018年	5,618 (100%)	235 (4.2%)	5,258 (93.6%)	12 (0.2%)	113 (2.0%)
2019年	5,094 (100%)	225 (4.4%)	4,739 (93.0%)	21 (0.4%)	109 (2.1%)
2020年	4,336 (100%)	216 (5.0%)	4,007 (92.4%)	14 (0.3%)	99 (2.3%)
2021年	3,441 (100%)	144 (4.2%)	3,192 (92.8%)	8 (0.2%)	97 (2.8%)

実用新案審査最終処理件数も2005年158件、2006年7件と続けて減少したが、2020年には3,807件を記録した。実用新案登録査定比率は2005年53.2%、2006年42.9%と減少したが、2007年74.7%を除いて2011年45.1%以降2021年48.5%まで40%台を維持している。

＜表Ⅶ－4－5＞実用新案審査の終結処理状況

(単位：件)

区分	計	登録査定	拒絶査定	取下げ・放棄
2012年	14,894 (100%)	7,003 (47.0%)	7,459 (50.1%)	432 (2.9%)
2013年	12,719 (100%)	6,086 (47.8%)	6,192 (48.7%)	441 (3.5%)
2014年	10,398 (100%)	5,067 (48.7%)	4,936 (47.5%)	395 (3.8%)
2015年	7,228 (100%)	3,204 (44.3%)	3,775 (52.2%)	249 (3.5%)
2016年	7,417 (100%)	2,934 (39.6%)	4,214 (56.8%)	269 (3.6%)
2017年	6,992 (100%)	3,031 (43.3%)	3,726 (53.3%)	235 (3.4%)
2018年	6,097 (100%)	2,619 (43.0%)	3,282 (53.8%)	196 (3.2%)
2019年	5,361 (100%)	2,329 (43.4%)	2,815 (52.5%)	217 (4.0%)
2020年	4,422 (100%)	1,994 (45.1%)	2,254 (51.0%)	174 (3.9%)
2021年	3,807 (100%)	1,801 (47.3%)	1,854 (48.7%)	152 (4.0%)

3. PCT国際調査及び予備審査状況

2021年のPCT国際特許出願の国際調査報告書は2020年に比べて0.7%減少した28,350件を作成し、PCT予備審査報告書は2020年に比べて24.0%増加した124件を作成した。

＜表Ⅶ－4－6＞PCT国際調査及び予備審査の状況

(単位：件)

区分	PCT国際調査		PCT予備審査
	国際調査報告書	不作成宣言書	予備審査報告書
2012年	29,704	215	253

2013年	34,234	197	263
2014年	30,128	95	250
2015年	27,958	89	232
2016年	28,107	69	209
2017年	25,920	35	169
2018年	24,104	19	131
2019年	27,154	13	131
2020年	28,536	11	100
2021年	28,350	9	124

第3節 商標・デザイン審査

1. 商標登録出願の審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソ・ナリ

イ. 国内商標審査

2021年国内商標登録出願の1次審査処理件数は218,018件で、このうち58.4%は出願公告決定、41.6%は意見提出通知を行った。1次審査処理期間は2021年10.8カ月で、2020年8.7カ月より2.1カ月増加した。

<表Ⅶ-4-7>国内商標登録出願1次審査の処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2015年	198,981 (100)	108,445 (54.5)	90,536 (45.5)	4.6カ月
2016年	192,422 (100)	107,564 (55.9)	84,858 (44.1)	4.9カ月
2017年	182,396 (100)	102,507 (56.2)	79,889 (43.8)	4.8カ月
2018年	188,161 (100)	104,053 (55.3)	84,108 (44.7)	5.3カ月
2019年	198,639 (100)	105,875 (53.3)	92,764 (46.7)	6.5カ月
2020年	178,729 (100)	102,112 (57.1)	76,617 (42.9)	8.7カ月
2021年	218,018 (100)	127,305 (58.4)	90,713 (41.6)	10.8カ月

*多類²⁷商標基準、審査処理期間は12月末基準、()は構成比

²⁷ 多類：1商標多類出願制度に基づいて類の個数を基準に出願件数を算定する方式
単類：類の個数と関係なしに出願書を基準に出願件数を算定する方式

最終的な審査処理件数は212,711件で、このうちの83.9%は登録査定、16.1%は拒絶された。

<表Ⅶ-4-8> 国内商標登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2015年	193,023 (100)	154,615 (80.1)	38,408 (19.9)
2016年	191,980 (100)	155,726 (81.1)	36,254 (18.9)
2017年	181,596 (100)	147,387 (81.2)	34,209 (18.8)
2018年	181,209 (100)	149,050 (82.3)	32,159 (17.7)
2019年	199,152 (100)	163,252 (82.0)	35,900 (18.0)
2020年	180,793 (100)	149,806 (83.9)	30,987 (17.1)
2021年	212,711 (100)	178,407 (82.9)	34,304 (16.1)

*多類商標基準、()は構成比

ロ. 国際商標審査

2021年国際商標の1次審査処理件数は29,183件で、このうち22.8%は出願公告決定、77.2%は意見提出通知を行った。2021年国際商標審査1次審査処理期間は10.8カ月であった。

<表Ⅶ-4-9> 国際商標登録出願1次審査の処理状況

(単位：件、%)

区分	計	出願公告	意見提出	審査処理期間
2015年	22,621 (100)	4,858 (21.5)	17,763 (78.5)	5.5カ月

2016年	26,431 (100)	4,935 (18.7)	21,496 (81.3)	4.7カ月
2017年	22,293 (100)	4,474 (20.1)	17,819 (79.9)	6.7カ月
2018年	28,800 (100)	5,848 (20.3)	22,952 (79.7)	6.4カ月
2019年	29,903 (100)	6,249 (21.5)	23,654 (78.5)	8.9カ月
2020年	28,963 (100)	6,293 (21.7)	22,670 (78.3)	10.4カ月
2021年	29,183 (100)	6,664 (22.8)	22,519 (77.2)	10.8カ月

*多類商標基準、審査処理期間は12月末基準、()は構成比

最終的な審査処理件数は28,632件で、このうち80.2%は登録査定、19.8%は拒絶された。

<表Ⅶ-4-10> 国際商標登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
2015年	21,078 (100)	15,866 (75.3)	5,212 (24.7)
2016年	22,857 (100)	17,298 (75.7)	5,559 (24.3)
2017年	24,781 (100)	19,576 (79.0)	5,205 (21.0)
2018年	23,725 (100)	19,187 (80.9)	4,538 (19.1)
2019年	30,331 (100)	24,493 (80.1)	5,838 (19.9)
2020年	29,973 (100)	23,693 (79.0)	6,280 (21.0)
2021年	28,632 (100)	22,974 (80.2)	5,658 (19.8)

*多類商標基準、()は構成比

2. デザイン登録出願の審査状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソ・ナリ

デザイン登録出願1次審査処理件数は69,007件で、このうち55.7%は登録査定、44.3%は意見提出通知を行った。1次審査処理期間は2021年5.2カ月であった。

<表Ⅶ-4-11>デザイン登録出願1次審査の処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	意見提出	審査処理期間
2015年	69,399 (100)	29,000 (41.8)	40,399 (58.2)	4.4カ月
2016年	66,706 (100)	32,755 (49.1)	33,951 (50.9)	4.7カ月
2017年	63,245 (100)	30,598 (51.6)	32,647 (51.6)	4.9カ月
2018年	60,670 (100)	28,708 (47.3)	31,962 (52.7)	4.9カ月
2019年	63,996 (100)	32,190 (50.3)	31,806 (49.7)	5.4カ月
2020年	61,695 (100)	32,640 (52.9)	29,055 (47.1)	4.6カ月
2021年	69,007 (100)	38,470 (55.7)	30,537 (44.3)	5.2カ月

*国内/国際を含む。複数デザイン基準、審査処理期間は年平均基準、()は構成比

最終審査処理件数は69,779件で、このうち88.0%は登録査定、12.0%は拒絶査定となった。

<表Ⅶ-4-12>デザイン登録出願審査の終結処理状況

(単位：件、%)

区分	計	登録査定	拒絶査定
----	---	------	------

2015年	69,139 (100)	59,067 (85.4)	10,072 (14.6)
2016年	67,800 (100)	58,304 (86.0)	9,496 (14.0)
2017年	61,458 (100)	53,480 (87.0)	7,978 (13.0)
2018年	60,839 (100)	52,750 (86.7)	8,089 (13.3)
2019年	65,044 (100)	56,989 (87.6)	8,055 (12.4)
2020年	61,877 (100)	54,101 (87.4)	7,776 (12.6)
2021年	69,779 (100)	61,383 (88.0)	8,396 (12.0)

*複数デザイン基準、()は構成比

3. 異議審査の状況

商標デザイン審査局 商標審査政策課 行政事務官 ソ・ナリ

商標、デザイン及び国際商標に対する異議申立件及び異議申立率、異議認容率などは以下の表のとおりである。

<表Ⅶ-4-13> 異議申立件数、異議申立率及び異議認容率

(単位：件、%、カ月)

区分	2019年			2020年			2020年		
	国内 商標	国際 商標	デザ イン	国内 商標	国際 商標	デザ イン	国内 商標	国際 商標	デザ イン
公告/登録件(A)	132,998	4,873	9,920	122,874	4,672	12,842	146,761	4,743	19,802
異議申立件(B)	1,804	47	28	1,275	43	65	1,435	43	82
異議申立率(B/A)	1.4	1.0	0.3	1.0	0.9	0.5	1.0	0.9	0.4
異議決定件(C)	1,470	51	34	1,379	43	32	856	29	56
異議認容件(D)	457	11	23	411	4	22	343	3	21

異議認容率(D/C)	31.1	21.6	67.6	29.8	9.3	68.8	40.1	10.3	37.5
------------	------	------	------	------	-----	------	------	------	------

第5章 審判分野

第1節 審判請求及び処理状況

1. 権利別の審判請求及び処理件数状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・ヨンヒ

審判請求件数は2021年7,682件で前年比0.4%増加し、2020年以後7700件余りで安定化する傾向である。権利別に見ると、特許が7.1%増加し、実用新案、デザイン、商標は各々38.9%、12.2%、2.4%減少した。

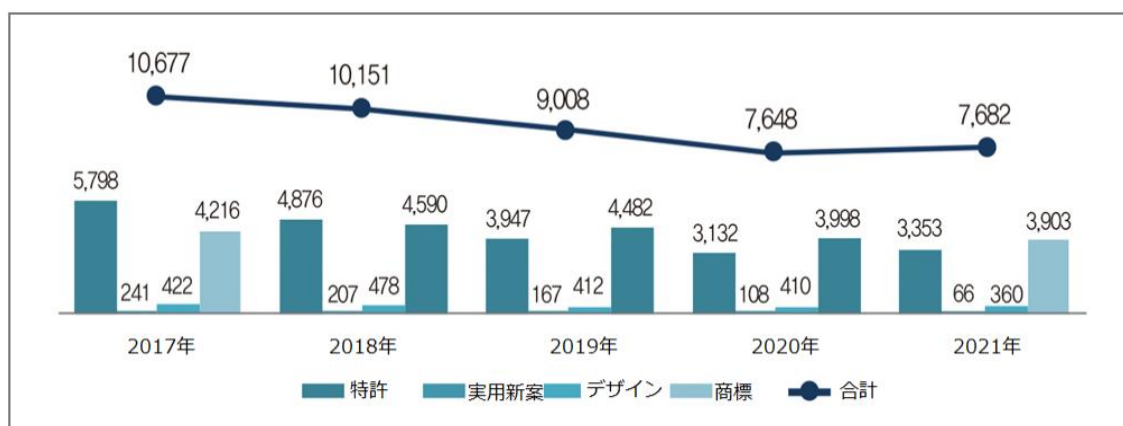
<表Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
請求 (増加率)	特許	5,798 (△14.7)	4,876 (△15.9)	3,947 (△19.1)	3,132 (△20.6)	3,353 (7.1)
	実用	241 (△21.2)	207 (△14.1)	167 (△19.3)	108 (△35.3)	66 (△38.9)
	デザイン	422 (△17.6)	478 (13.3)	412 (△13.8)	410 (△0.5)	360 (△12.2)
	商標	4,216 (△3.0)	4,590 (8.9)	4,482 (△2.4)	3,998 (△10.8)	3,903 (△2.4)
	計	10,677 (△10.7)	10,151 (△4.9)	9,008 (△11.3)	7,648 (△15.1)	7,682 (0.4)

*2017年3月に施行された特・実取消申請755件を含む(2017年請求111件、2018年請求154件、2019年請求175件、2020年155件、2021年160件)。

<図Ⅶ-5-1> 権利別の審判請求状況



審判処理件数は2021年7,748件で前年比10.7%減少し、権利別に見ると、特許、実用新案、商標はそれぞれ17.7%、57.0%、2.1%減少し、デザインは8.4%増加した。

<表Ⅶ-5-2> 権利別の審判処理及び審査前置登録状況

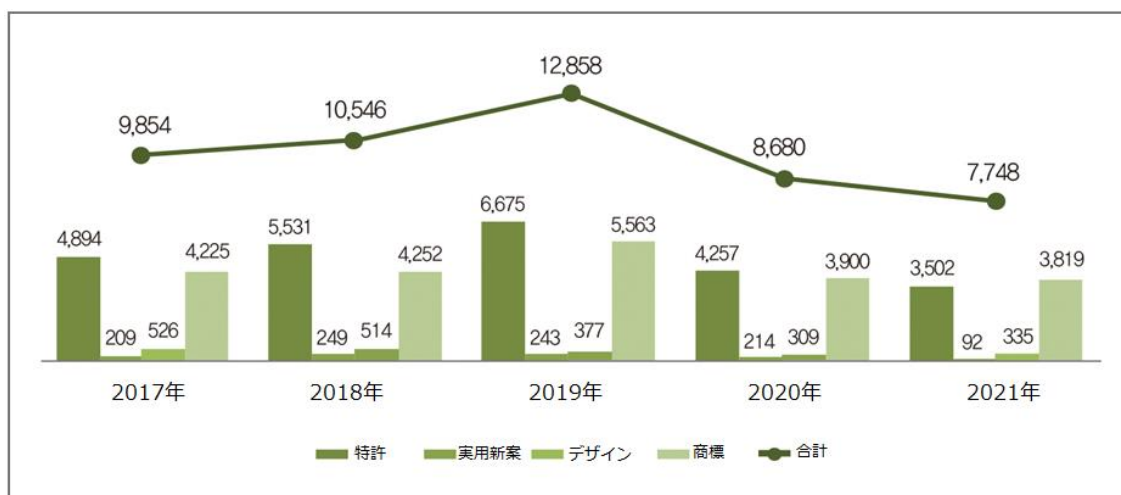
(単位：件、%)

年度		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
処理 (増加率)	特許	4,894 (1.5)	5,531 (13.0)	6,675 (20.7)	4,257 (△36.2)	3,502 (△17.7)
	実用	209 (4.5)	249 (19.1)	243 (△2.4)	214 (△11.9)	92 (△57.0)
	デザイン	526 (26.7)	514 (△2.3)	377 (△26.7)	309 (△18.0)	335 (8.4)
	商標	4,225 (18.8)	4,252 (0.6)	5,563 (30.8)	3,900 (△29.9)	3,819 (△2.1)
	計	9,854 (9.6)	10,546 (7.0)	12,858 (21.9)	8,680 (△32.5)	7,748 (△10.7)
審査 前置登録 (増加率)	特許	257 (△77.1)	71 (△72.4)	34 (△52.1)	23 (△32.4)	12 (△47.8)
	実用	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	デザイン	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
	商標	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)

	計	257 (△77.1)	71 (△72.4)	34 (△52.1)	23 (△32.4)	12 (△47.8)
--	---	----------------	---------------	---------------	---------------	---------------

* 処理は無効処分及び前置登録件を除く

<図Ⅶ-5-2>年度別の審判処理状況



2. 審判請求人別の審判請求状況

2021年請求人別審判請求件数の割合を見ると、国内企業が39.9%、外国企業が28.5%、内国人・外国人を合わせた個人が29.3%を占めていることが分かった。

<表Ⅶ-5-3>審判請求人別の審判請求状況

(単位：件、%)

年度		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
内国 個人	特許	901	910	821	683	667
	実用新案	153	122	120	57	30
	デザイン	170	176	146	178	166
	商標	1,052	1,287	1,258	1,248	1308
	計	2,276(21.3)	2,495(24.6)	2,345(26.0)	2,166(28.3)	2171(28.3)
外国 個人	特許	42	31	21	14	11
	実用新案	-	-	-	1	1
	デザイン	1	2	1	2	-

	商標	55	49	51	43	63
	計	98(0.9)	82(0.8)	73(0.8)	60(0.8)	75(1.0)
国内 企業	特許	2,425	1,992	1,565	1,271	1493
	実用新案	84	73	43	45	33
	デザイン	202	240	235	204	170
	商標	1,620	1,748	1,622	1,524	1371
	計	4,331(40.6)	4,053(39.9)	3,465(38.5)	3,044(39.8)	3067(39.9)
外国 企業	特許	2,864	2,148	1,381	1,054	1049
	実用新案	4	3	3	5	2
	デザイン	53	47	30	22	23
	商標	1,676	1,458	1,491	1,153	1115
	計	4,597(38.4)	3,656(34.2)	2,905(32.2)	2,234(29.2)	2189(28.5)
公共 研究 機関	特許	111	93	59	49	66
	実用新案	-	-	-	-	-
	デザイン	-	1	-	-	-
	商標	10	9	49	23	31
	計	121(1.0)	103(1.0)	108(1.2)	72(1.0)	97(1.3)
大学	特許	180	177	95	55	57
	実用新案	1	1	-	-	-
	デザイン	-	-	-	-	1
	商標	6	6	5	1	4
	計	187(1.6)	184(1.7)	100(1.1)	56(0.7)	62(0.8)
その 他	特許	14	12	5	6	10
	実用新案	-	-	1	-	-
	デザイン	-	1	-	4	-
	商標	11	16	6	6	11
	計	25(0.2)	29(0.3)	12(0.1)	16(0.2)	21(0.3)

*その他：国家、自治団体など

**()は構成比(%)

3. 内国人・外国人間の当事者系審判請求の状況

2021年度当事者系審判は計3,981件が請求され、このうち内国人と内国人間の審判請求は2,728件(68.5%)、内国人と外国人間の審判請求は1,087件(27.3%)、外国人と

外国人間の審判請求は166件(4.2%)であった。

<表Ⅶ-5-4>内国人・外国人間での当事者系審判請求の状況

(単位：件)

年度		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
内国人 と 内国人	特許	771	741	660	582	651
	実用新案	55	41	36	36	20
	デザイン	309	360	329	332	287
	商標	1,502	1,921	1,851	1,903	1,770
	計	2,637	3,063	2,876	2,853	2,728
内国人 と 外国人	特許	401	213	135	156	183
	実用新案	1	-	-	1	3
	デザイン	-	3	2	7	7
	商標	211	223	195	222	224
	計	613	439	332	386	417
外国人 と 内国人	特許	9	15	20	13	9
	実用新案	-	-	-	-	-
	デザイン	21	12	18	17	12
	商標	739	839	940	672	649
	計	769	866	978	702	670
外国人 と 外国人	特許	20	4	11	6	10
	実用新案	-	-	-	-	-
	デザイン	-	-	2	1	1
	商標	195	170	163	180	155
	計	215	174	176	187	166
合計	特許	1,201	973	826	757	853
	実用新案	56	41	36	37	23
	デザイン	330	375	351	357	307
	商標	2,647	3,153	3,149	2,977	2,798
	計	4,234	4,542	4,362	4,128	3,981

*内国人と内国人：請求人が内国人・被請求人が内国人

**内国人と外国人：請求人が内国人・被請求人が外国人

***外国人と内国人：請求人が外国人・被請求人が内国人

****外国人と外国人：請求人が外国人・被請求人が外国人

4. 国内企業・外国企業間の審判請求状況

2021年度国内企業と外国企業間の審判請求件数は計658件で、前年比3.3%増加した。外国企業の審判請求は368件(55.9%)で国内企業が審判請求した290件(44.1%)より高く、外国企業が請求した368件の中では商標事件が360件(97.8%)で大多数を占めており、国内企業が請求した290件の中では特許事件が176件(60.7%)で多数を占めていることが分かった。

＜表Ⅶ－5－5＞国内企業・外国企業間での審判請求状況

(単位：件)

区分			2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
請求人	被請求人	権利別					
韓国企業	外国企業	特許	395	212	138	151	176
		実用新案	1	-	-	1	3
		デザイン	-	3	2	2	2
		商標	114	133	102	116	109
		計	510	348	242	270	290
外国企業	韓国企業	特許	8	12	18	11	6
		実用新案	-	-	-	-	-
		デザイン	5	2	5	6	2
		商標	414	498	500	350	360
		計	427	512	523	367	368
合計		特許	403	224	156	162	182
		実用新案	1	-	-	1	3
		デザイン	5	5	7	8	4
		商標	528	631	602	466	469
		計	937	860	765	637	658

5. 中小企業・大企業間の審判請求状況

中小企業と大企業間の審判請求件数は2021年計92件で、前年比11.5%減少し、権利別には商標が78件で84.8%を占め、中小企業と大企業間の商標分野において最も紛争が多く発生していることが分かった。

＜表Ⅶ-5-6＞ 中小企業・大企業間での審判請求状況

(単位：件)

年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
特許	24	27	16	17	10
実用新案	-	-	-	-	-
デザイン	3	3	1	3	4
商標	73	87	86	84	78
計	100	117	103	104	92

* 中小企業：中小企業基本法に基づく企業(2015年以降は大企業から中堅企業は除外)

6. 審判処理期間の状況

審判処理期間は2021年7.6カ月で前年比0.2カ月短縮され、特・実7.1カ月、商標・デザインは7.9カ月がかかることが分かった。2020年以後の審判処理期間は7カ月台で、審判顧客の迅速な紛争解決要求に応えるために特許審判院は最善を尽くしている。

＜表Ⅶ-5-7＞ 年度別審判処理期間の状況

(単位：カ月)

年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
特許・実用新案	11.9	15.6	11.4	8.8	7.1
商標・デザイン	9.1	9.0	7.8	6.9	7.9
計	10.5	12.0	9.6	7.8	7.6

第2節 特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・ヨンヒ

1998年特許裁判所が設立された以後、特許審判院の審決に対して特許裁判所に不服して訴訟を提起した比率は15%程度を維持していたが、2017年以後大幅に減少して11%台となり、2021年は10.7%を記録した。また、特許裁判所の判決の中で特許審判院の審決を取り消した比率である審決取り消し率は2021年25.6%で前年比1.8%p減少した。

＜表Ⅶ－5－8＞特許裁判所の訴訟提起及び判決状況

(単位：件、%)

年度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
訴訟提起可能審決	7,389	7,473	8,992	6,064	5,697
訴訟提起	859	877	841	673	611
提訴率(%)	11.6	11.7	9.4	11.1	10.7
特許裁判所の判決件数	971	887	798	766	594
審決取消判決	244	197	204	210	152
審決取消率(%)	25.1	22.2	25.6	27.4	25.6



第3節 最高裁判所への上告提起及び宣告状況

特許審判院 審判政策課 工業事務官 チェ・ヨンヒ

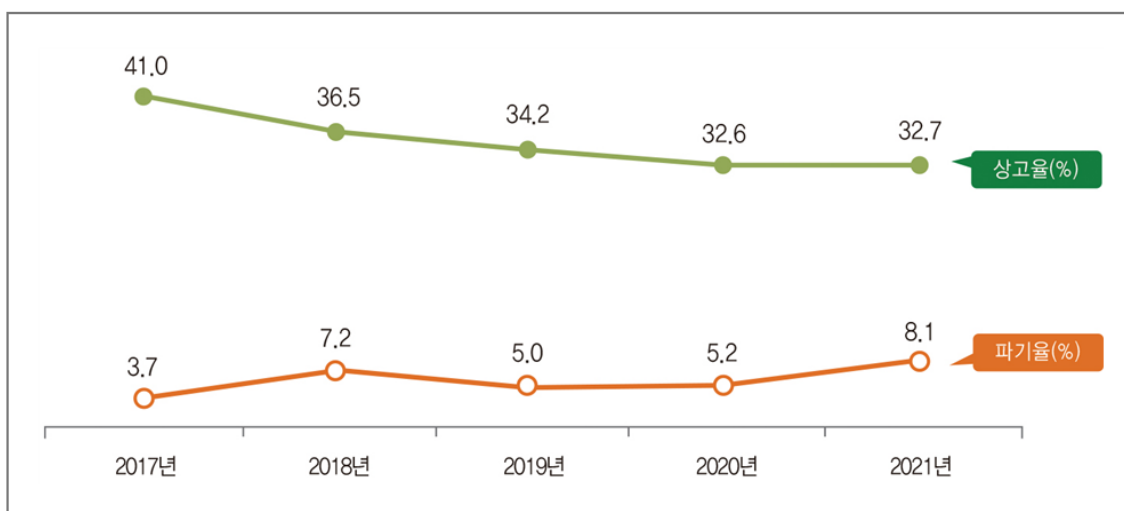
2021年特許裁判所の判決に不服して最高裁判所に上告した比率は前年比0.1%p増加した32.7%を記録し、上告審で特許裁判所の判決を破棄した比率は2021年8.1%で、前年比2.9%p増加したことが分かった。

＜表Ⅶ-5-9＞最高裁判所への上告提起及び宣告状況

(単位：件、%)

年度		2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
特許裁判所の判決		788	684	643	647	477
上告	件数	323	250	220	211	156
	上告率(%)	41.0	36.5	34.2	32.6	32.7
最高裁判所の宣告		297	276	242	232	161
破棄	件数	11	20	12	12	13
	破棄率(%)	3.7	7.2	5.0	5.2	8.1

*特許裁判所の判決件数：全体判決件数のうち、認容、棄却、却下を意味する。



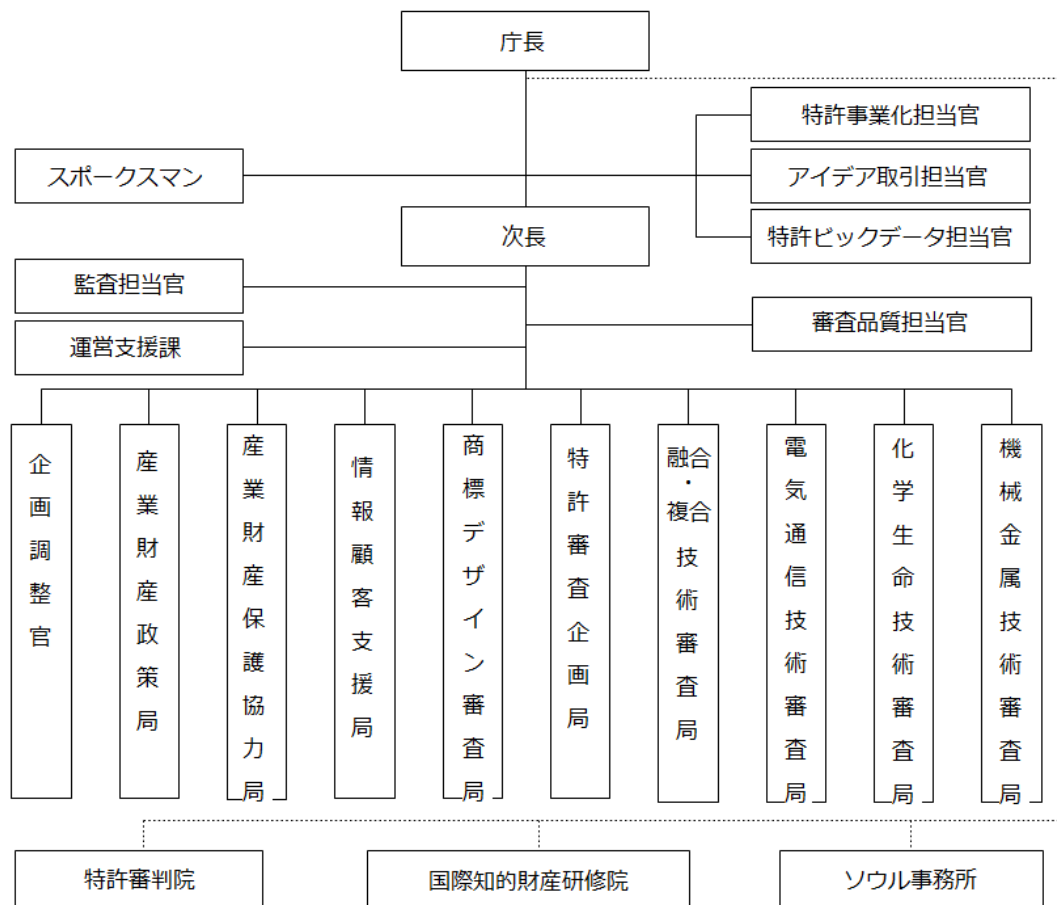
付録

1. 歴代庁長

歴代	氏名(漢字)	在任期間	任命前の直前経歴
初代	裴相穢	1977. 3. 12. ～1977. 12. 23.	工業団地管理庁長
2代	安永哲	1977. 12. 23. ～1978. 12. 30.	特許庁次長
3代	李相燮	1978. 12. 30. ～1982. 12. 18.	商工部次官補
4代	洪性佐	1982. 12. 28. ～1985. 10. 19.	商工部第1次官補
5代	車秀明	1985. 10. 19. ～1988. 3. 4.	商工部第1次官補
6代	朴弘植	1988. 3. 5. ～1990. 3. 19.	特許庁次長
7代	金喆寿	1990. 3. 20. ～1991. 9. 18.	商工部第1次官補
8代	金泰俊	1991. 9. 20. ～1993. 3. 3.	商工部第2次官補
9代	安光杓	1993. 3. 4. ～1995. 12. 25.	商工部第2次官補
10代	鄭海湍	1995. 12. 26. ～1996. 12. 23.	通産部次官補
11代	韓惠洙	1996. 12. 24. ～1997. 3. 6.	通産部通商貿易室長
12代	崔弘建	1997. 3. 7. ～1998. 3. 8.	通産部企画管理室長
13代	金守東	1998. 3. 9. ～1999. 5. 26.	特許庁次長
14代	吳剛鉉	1999. 5. 26. ～2000. 8. 11.	産業資源部次官補
15代	林来圭	2000. 8. 11. ～2002. 2. 4.	特許庁次長
16代	金光琳	2002. 2. 5. ～2003. 3. 3.	予算決算委首席専門委員
17代	河東万	2003. 3. 3. ～2004. 9. 3.	国務調整室経済調整官
18代	金鍾甲	2004. 9. 3. ～2006. 1. 31.	産業資源部次官補
19代	全湘雨	2006. 2. 1. ～2008. 4. 30.	特許庁次長
20代	高廷植	2008. 5. 1. ～2010. 4. 30.	産業資源部エネルギー資源政策本部長
21代	李秀元	2010. 5. 1. ～2012. 4. 30.	青瓦台非常経済状況室長
22代	金昊源	2012. 5. 1. ～2013. 3. 17.	国務総理室国政運営2室長
23代	金榮敏	2013. 3. 18. ～2015. 3. 17.	特許庁次長
24代	崔東圭	2015. 5. 12. ～2017. 5. 11.	駐ケニア韓国大使館特命全権大使
25代	成允模	2017. 7. 27. ～2018. 9. 20.	国務調整室経済調整室長
26代	朴原住	2018. 9. 28. ～2020. 8. 14.	産業資源部エネルギー資源室長
27代	金龍來	2020. 8. 15. ～2020. 5. 29.	産業資源部産業革新成長室長
28代	李仁実	2022. 5. 30. ～現在	(社)韓国女性発明協会会長

2. 機構・定員・予算状況

イ. 機構：1官9局60課14チーム、3所属機関



ロ. 定員：1,811人(本庁1,597人、所属機関214人)

(2021. 12. 31. 基準、単位：人)

区分	政務職	高位公務員団	3・4～4級	4・5～5級	6級以下	管理運営	計
計	1	24	106	1,110	534	36	1,811
本庁	1	11	61	1,012	483	29	1,597
特許審判院	-	12	41	86	17	-	156
研修院	-	1	3	9	18	3	34
ソウル事務所	-	-	1	3	16	4	24

ハ. 予算：2021年の歳入・歳出予算は6,393億ウォン(2020年比0.6%増加)

(百万ウォン、%)

区分		2020年 予算(A)	2021年 予算(B)	増減 (B-A)	増加率
合計		635,405	639,308	3,903	0.6
歳入	○手数料収入	507,662	542,488	34,826	6.9
	○その他収入	127,743	96,820	△30,923	△24.2
歳出	○主要事業費	338,976	352,677	13,701	4.0
	・審査・審判サービスの提供	83,111	86,351	3,240	3.9
	・知的財産創出基盤の強化	117,756	121,591	3,835	3.3
	・知的財産権保護及び活用促進	86,575	97,267	10,692	12.3
	・知的財産行政の情報化	46,254	41,988	△4,266	△9.2
	・知的財産行政の総合支援	5,280	5,480	200	3.8
	○公共資金管理基金預託金	37,874	6,303	△31,571	△83.4
	○機関運営経費	158,751	172,587	13,836	8.7
	○公務員年金など	99,804	107,741	7,937	8.0

3. 特許庁所管法令の状況

法律(9)	大統領令(13)	部令(11)	所管部署
特許法	特許法施行令	特許法施行規則	特許制度課
	特許権などの登録令	特許権などの登録令施行規則	登録課
	特許権の受容実施などに関する規定		産業財産政策課
		特許料などの徴収規則	情報顧客政策課
		特許審判院国選代理人の先任及び運営に関する規則	審判政策課
実用新案法	実用新案法施行令	実用新案法施行規則	特許制度課

デザイン保護法	デザイン保護法施行令	デザイン保護法施行規則	デザイン審査政策課
商標法	商標法施行令	商標法施行規則	商標審査政策課
発明振興法	発明振興法施行令		産業財産政策課
	公務員職務発明の処分・管理及び補償などに関する規定	公務員職務発明の処分及び補償などに関する規定施行規則	産業財産政策課
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律施行令		産業財産保護政策課
半導体集積回路の配置設計に関する法律	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行令	半導体集積回路の配置設計に関する法律施行規則	産業財産創出戦略チーム
弁理士法	弁理士法施行令	弁理士法施行規則	産業財産人材課
発明教育の活性化及び支援に関する法律	発明教育の活性化及び支援に関する法律施行令		産業財産人材課

4. 2021年庁長のマスコミ広報活動

報道日付	報道内容	報道媒体	備考
1. 6.	ポストコロナの核心「知的財産」の保護強化	毎日経済	インタビュー
1. 7.	デジタル技術の先取り－保護、国内企業の競争力強化	東亜日報	インタビュー
1. 25.	今年の話題はデジタルIP	ファイナンシャルニュース	寄稿
1. 25.	官民すべてのR&D戦略、特許情報分析を基にしてこそ成功	ソウル経済	インタビュー
1. 28.	人工知能はエジソンになれるか	中央日報	寄稿
2. 15.	「ソーン・ガイン、ペンス」そのまま使ったら大変なことに…商標権って何？	KBS	インタビュー
2. 24.	特許庁「AIが作った知的財産も保護される」	東亜日報	インタビュー
2. 24.	特許庁「知的財産法・制度革新…AI創作物・画像	文化日報	インタビュー

	デザインなど保護」		ユー
2. 24.	AI・データ基盤のデジタル知的財産に対する保護、法・制度を革新する	国民日報	インタビュー
2. 24.	特許庁「AIなどデジタル技術の国民による活用を拡大」	世界日報	インタビュー
2. 24.	ビックデータを活用して産業競争力を強化	来日新聞	インタビュー
2. 24.	AIが作った発明品も特許権の保護を受けるのか	韓国経済	インタビュー
2. 24.	ホログラム商標も知的財産権保護	ソウル経済	インタビュー
2. 24.	特許庁、AI創作物など「デジタル知的財産」保護強化	マネートゥデイ	インタビュー
2. 24.	デジタル創作物IP法・制度の改善…国民の活用拡大「青写真」提示	電子新聞	インタビュー
2. 24.	AIが作った創作物も保護するーデータなどデジタル知財権の強化	ファイナンシャルニュース	インタビュー
2. 24.	AI創作物「デジタル知的財産」として保護する	デジタルタイムス	インタビュー
2. 24.	デジタル知的財産の革新…グローバル競争力を高める	亜州経済	インタビュー
2. 24.	AI・データなどデジタル新技術の保護拡大	イートゥデー	インタビュー
2. 25.	AI創作物など新技術も知的財産として保護…「デジタル経済主権」守る	イーデイリー	インタビュー
2. 25.	KIPO to strengthen IP protection for digital innovation drive	TheKorea Herald	インタビュー
2. 26.	ビックデータ分析して技術地図構築、特許先取りして花道を歩く	アジア経済	インタビュー
3. 4.	AIが発明した「技術」も保護…知的財産「セーフティネット」厚くなる	マネートゥデイ	インタビュー
3. 10.	仮想キーボード・スマートブレスレットなど拡張現実画像デザインも保護	ソウル新聞	インタビュー
3. 24.	韓国型証拠収集制度、今年法制化完成	来日新聞	インタビュー
4. 2.	AIの創作物は特許認められない…技術発展に合わせて制度再整備	ファイナンシャル	インタビュー

		ニュース	
4. 9.	人工知能とデザインの未来	ファイナ ンシャル ニュース	寄稿
4. 21.	R&D意欲無くす特許侵害に依然として寛大	毎日経済	インタビ ュー
4. 27.	LG-SK「特許争い」... 米国に持って行った理由 は？	連合ニュー ースTV	インタビ ュー
5. 5.	「デジタルIP」時代に適した特許システムの構築 に力を集中する	ガス新聞	インタビ ュー
5. 10.	知的財産保護も世界5強へと	電子新聞	기고
5. 11.	知的財産の正当な評価のために、アイデア盗用を 強制制裁	韓国日報	インタビ ュー
5. 20.	発明はポストコロナ時代における灯台	東亜日報	寄稿
5. 31.	ヨン・タク無きヨンタクマッコリ?... 商標権とは 何？	KBS	インタビ ュー
6. 1.	コロナ禍の中で中小ベンチャー企業の特許出願 「最大」、準備された企業には跳躍のチャンスが 来る	月間信用 社会	インタビ ュー
6. 18.	二次電池特許、10年間で3倍増え... 知財権紛争激 化する見込み	電気新聞	インタビ ュー
6. 28.	特許デジタルトランスフォーメーションで「技術 の世界地図」を描く	韓国経済	寄稿
7. 31.	「メタ想像力」が必要なメタバースと知的財産	ソウル経 済	寄稿
8. 3.	技術覇権争いと営業秘密保護	電子新聞	寄稿
8. 18.	中小企業の特許侵害立証を簡単にしてくれる証拠 収集制度の年内導入を推進	ソウル経 済	インタビ ュー
8. 30.	イノベーションの源、知的財産の保護を強化すべ き	電子新聞	寄稿
9. 16.	中小企業特許紛争総合対策、10月発表	来日新聞	インタビ ュー
9. 17.	キム・ヨンレ特許庁長、「不正競争防止5カ年計 画、年末策定予定」	国民日報	インタビ ュー
9. 17.	企業のR&D方向を提示する特許分析に注力	韓国経済	インタビ ュー
9. 17.	医薬品・ワクチンにカスタマイズ型特許戦略を支	ファイナ	インタビ

	援する	ンシヤル ニュース	ユー
9. 17.	デジタルトランスフォーメーション加速…企業の知的財産先取り・保護に注力	アジア経 済	インタビ ュー
9. 17.	公的鑑定ゼロ、知的財産価値を正しく評価	デジタル タイムス	インタビ ュー
9. 23.	BIG3新産業の源泉特許を確保…IP-R&D支援強化する	電子新聞	インタビ ュー
9. 27.	知的財産に基づく革新で危機に立ち向かう	東亜日報	寄稿
9. 28.	特許に基づく研究開発の支援強化で「ビック3 新技術」の先取りをサポートする	マネー トゥデイ	インタビ ュー
9. 28.	Improving R&D productivity crucial amid growing tech competition: IP agency chief	TheKorea Herald	インタビ ュー
9. 30.	特許データの国全体の活用を支援し、デジタル経済を支える	朝鮮日報	インタビ ュー
10. 4.	デジタルトランスフォーメーション加速…新知的財産の揺籃になる	世界日報	インタビ ュー
10. 5.	IP金融インフラの構築に向けて公的鑑定制度を導入すべき	イーデ イリー	インタビ ュー
10. 11.	バーチャル世界における「デザイン保護」	ファイ ンシヤル ニュース	寄稿
10. 11.	コロナワクチン開発に特許障壁、特許庁が企業と手を組んで克服	毎日経 済	インタビ ュー
10. 15.	国内COVID-19ワクチン開発の現状…特許庁の支援状況	連合ニ ュース TV	インタビ ュー
10. 15.	Korea's patent office expands international cooperation	TheKorea Herald	インタビ ュー
10. 28.	技術覇権時代における「源泉・核心特許」の先取り、特許庁はIP・R&D戦略支援に注力	韓国経 済	インタビ ュー
10. 28.	ONE-ON-ONE WITH KIPO COMMISSIONER KIM YONG RAE	IAM	インタビ ュー
11. 11.	建設産業のデジタルトランスフォーメーションと知的財産政策	来日新 聞	寄稿
11. 18.	AIは発明家になれるか	毎日経 済	寄稿
12. 13.	技術覇権時代、「特許プラットフォーム」強化すべき	韓国経 済	寄稿
12. 14.	先端技術の流出・奪取を防ぐ「隠れヒーロー」…	文化日 報	寄稿

	技術警察にかける期待		
12. 17.	知的財産先取りして第二の経済跳躍を導く	東亜日報	寄稿
12. 28.	特許庁、来年から知的財産関連「AIチャットボット相談サービス」24時間運営	文化日報	インタビュー
12. 28.	知的財産が経済成長の踏み台…特許行政に注力	アジア経済	インタビュー
12. 29.	国家-民間の知的財産活用を支援してデジタルトランスフォーメーションに対応	東亜日報	インタビュー
12. 29.	スケール大きくなるデジタル経済…メタバース・人工知能制度圏への第一歩を踏み出す	国民日報	インタビュー
12. 29.	小商工人「知的財産保護策」講じる	世界日報	インタビュー
12. 29.	NFT・メタバース内のデザインなど先んじて保護策を講じる	ソウル経済	インタビュー
12. 29.	特許庁、デジタル時代に適した知的財産システムの構築	マネートゥデイ	インタビュー
12. 29.	特許庁、デジタル経済を牽引する「IP好循環生態系」作り	電子新聞	インタビュー
12. 29.	特許庁、「IPデータ活用、国家技術開発戦略策定を支援」	ファイナンシャルニュース	インタビュー
12. 29.	特許庁、「デジタルトランスフォーメーション時代において知的財産の強化で経済成長」	亜州経済	インタビュー
12. 30.	KIPO vows to take lead in setting international rules on AI inventions	TheKorea Herald	インタビュー

5. 2021年庁長の現場とのコミュニケーション活動

日付	場所	内容	報道媒体
1. 5.	国立大田顕忠院	大田顕忠院参拝	韓国日報
1. 8.	政府ソウル庁舎	第2回革新成長BIG3推進会議	聯合ニュース
1. 21.	政府ソウル庁舎	第3回革新成長BIG3推進会議	イーデイリー
1. 25.	特許裁判所	特許訴訟弁論コンペティション授賞式	ニュース1
1. 25.	特許裁判所	特許庁-特許裁判所-韓国知的財産権弁護士協会共同コンファレンス	イーデイリー
2. 2.	大田チュンリ市場	節句の祭祀用品の購入など商人激励	聯合ニュース

2. 2.	大田ヘセンウォン	入所児童激励	聯合ニュース
2. 16.	政府大田庁舎	大学・公共研知的財産収益の再投資 業務協約	聯合ニュース
2. 24.	SGIソウル保証本社	特許庁-SGIソウル保証の業務協約	聯合ニュース
3. 5.	(株)バイブコンパニ ー	AI基盤のビックデータプラットフォ ーム企業訪問	聯合ニュース
3. 8.	国会議事堂	産業通商資源中小ベンチャー企業委 員会業務報告	聯合ニュース
3. 12.	特許庁ソウル事務 所	駐韓シンガポール大使面談	聯合ニュース
3. 24.	政府大田庁舎	スマート特許ネット開発事業完了試 演会	聯合ニュース
3. 25.	知的財産保護院	営業秘密流出被害企業デジタルフォ レンジック支援事業	ニューシス
3. 29.	(株)ドリームセキュ リティ	保安・認証分野ベンチャー企業現場 訪問	ニュース1
3. 30.	韓国知的財産セン ター	知的財産専門人材養成重点大学業務 協約	聯合ニュース
4. 1.	政府ソウル庁舎	第7回革新成長BIG3推進会議	ニュース1
4. 5.	特許庁ソウル事務 所	第7回ユミ科学文化賞授賞式	聯合ニュース
4. 7.	国際知的財産研修 院	植木日記念植樹	聯合ニュース
4. 14.	KAIST	KAIST総長接見	聯合ニュース
4. 15.	特許庁ソウル事務 所	特許情報活用のための産業界懇談会	聯合ニュース
4. 16.	特許庁ソウル事務 所	IP-DESK所在海外貿易館長懇談会	聯合ニュース
4. 16.	韓国貿易協会	韓国型証拠収集制度など懸案議論	聯合ニュース
4. 23.	Lタワー	技術流出防止及び営業秘密保護のた めの全省庁基本計画の策定	聯合ニュース
4. 26.	SOSLAB	LiDAR開発スタートアップ訪問	聯合ニュース
5. 7.	大韓弁理士会館	技術取引活性化に向けた業務協約	聯合ニュース
5. 12.	韓国知的財産セン ター	発明教育活性化政策コンサート	ニューシス
5. 14.	ベンチャー企業協 会	証拠収集制度改善に対する意見収集	ニュース1

5. 20.	韓国特許情報院	知的財産デジタル革新センター開所式	聯合ニュース
5. 28.	特許庁ソウル事務所	特許庁-韓国産業団地工業団地業務協約	聯合ニュース
5. 31.	韓国貿易協会	第56回発明の日記念式	ニューシス
6. 1.	Inno-biz協会	特許権保護強化策意見収集	聯合ニュース
6. 2.	国立顕忠院	大田顕忠院参拝	聯合ニュース
6. 9.	UVER(株)	企業現場訪問	ニューシス
6. 10.	ウェスティン朝鮮ホテル	第11回国際知的財産保護コンファレンス講演	ファイナンシャルニュース
6. 11.	Hanmi薬品	企業現場訪問	ニュース1
6. 17.	政府大田庁舎	特許庁-法務部、IP創業コンファレンス	東亜日報
6. 21.	政府大田庁舎	WIPO事務総長及びアジア地域特許庁長テレビ会議	聯合ニュース
6. 22.	(株)SIA	認証機能基盤企業の訪問	聯合ニュース
6. 23.	政府大田庁舎	先進5カ国特許庁長会合	聯合ニュース
6. 23.	大田報勲病院	護国報勲の月を迎えて慰問金を渡す	聯合ニュース
6. 29.	フロントワン	第3回知的財産金融フォーラム開催	聯合ニュース
7. 14.	(株)LAKE MATERIALS	素材・部品・装備の強小企業現場訪問	聯合ニュース
7. 20.	特許顧客相談センター	特別防疫点検訪問	聯合ニュース
7. 27.	政府大田庁舎	技術警察発足式	聯合ニュース
7. 28.	国際知的財産センター	COVID-19防疫現場点検	聯合ニュース
7. 29.	政府ソウル庁舎	第13回革新成長BIG3推進会議	ニューシス
8. 2.	仁川知的財産センター	COVID-19防疫管理生活点検	聯合ニュース
8. 13.	COEX	技術流出犯罪と量刑基準セミナー歓迎の挨拶	聯合ニュース
8. 31.	電子新聞スタジオ	「特許戦争2021」開催演説及び祝辞	聯合ニュース
9. 1.	広開土研究所	知的財産情報サービス企業訪問	ニューシス
9. 10.	ソウル再生裁判所	再生企業支援業務協約	聯合ニュース
9. 15.	大田チュンリ市場	祭祀用品の購買及び商人激励	ニューシス

9. 16.	大田ヘセンウォン	入所児童激励寄付金伝達	聯合ニュース
9. 28.	政府大田庁舎	第4回革新現場リレー	毎日経済
9. 29.	63ビル	技術覇権時代に対応するための国会政策討論会	聯合ニュース
10. 5.	政府大田庁舎	第62回WIPO加盟国総会演説	聯合ニュース
10. 12.	政府大田庁舎	反腐敗清廉教育	韓国経済
10. 14.	特許庁ソウル事務所	韓-EUIPOテレビ会議	毎日経済
10. 21.	政府大田庁舎	デザイン保護法制定60周年イベントお祝い	聯合ニュース
10. 26.	政府大田庁舎	デンマーク特許庁長テレビ会議	聯合ニュース
10. 26.	政府大田庁舎	カナダ特許庁長テレビ会議	聯合ニュース
10. 26.	政府大田庁舎	積極行政授賞及び決議式	聯合ニュース
10. 27.	政府大田庁舎	米国特許庁長テレビ会議	聯合ニュース
11. 11.	KINTEX	2021青少年発明フェスティバル	聯合ニュース
11. 12.	ノボテルアンバサダー	2021特許技術賞授賞式	聯合ニュース
11. 16.	ロッテワールドタワー	2021公共技術移転事業化ロードショー	毎日経済
11. 19.	COEX	2021生活発明コリア授賞式	聯合ニュース
11. 22.	政府大田庁舎	WIPO事務総長テレビ会議	ニュースス
11. 23.	漢陽大学	特許品質経営優秀機関選定	ニュース1
11. 24.	朝鮮ホテル	2021キャンパス特許ユニバーシアード授賞式	ニュースス
11. 25.	政府大田庁舎	ASEAN10カ国特許庁長テレビ会議	聯合ニュース
11. 25.	政府大田庁舎	韓-フランス特許庁、知的財産協力業務協約	ニュース1
11. 26.	POSCOセンター	特許庁-POSCO-POSCO協力社間の業務協約	聯合ニュース
11. 29.	政府大田庁舎	中国知的財産局庁長テレビ会議	聯合ニュース
12. 1.	COEX	2021大韓民国知的財産大典	聯合ニュース
12. 2.	63ビル	不正競争専門家セミナー	ファイナンシャルニュース
12. 3.	グランドインターコンチネンタルソ	グローバルK-POPコンファレンス	聯合ニュース

	ウルパルナール		
12. 6.	国会議員会館	国民安全発明チャレンジ歓迎の挨拶	ニュース1
12. 6.	政府大田庁舎	韓-ロシア特許庁長業務協約	聯合ニュース
12. 7.	政府大田庁舎	韓-欧州特許庁長テレビ会議	ニュース1
12. 8.	政府大田庁舎	人工知能発明家国際コンファレンス	聯合ニュース
12. 10.	韓国知的財産センター	知的財産人材養成企画団全体会議	聯合ニュース
12. 22.	ビューメディアドリームシアター	アイデア公募展及び大学生コンペティション授賞式	聯合ニュース

2021年度知的財産白書

発行日：2022年7月

発行人：李仁実(イ・インシル)

発行処：特許庁

〒35208

大田広域市西区庁舎路189

(政府大田庁舎4棟)

- ◆本冊子は著作権法により保護される著作物であり、無断転載や複製は禁じております。
- ◆本冊子に関する問い合わせなどがありましたら、下記の連絡先までお問い合わせください。
 - － 特許庁企画財政担当官室、電話：042-481-5288